官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 参議院会議録附録（その一）

○質問主意書及び答弁書

建設省職員の定数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十月二十四日　片岡　文重

参議院議長佐藤尚武殿

建設省職員の定数に関する質問主意書

政府は昭和二十六年十月五日の閣議において建設省職員の定数を七〇七名減員するよう決定した。然るに、現在定員法制定当時に比較して事業量は増加の一途を辿り、特に二十五年度以来予備隊建設工事の施行は定数の不足を著しく招来し、ために現在定数は一〇、八五〇名であるが、この他に全く職員と同じ勤務に服し長期雇傭を継続している「補助員」が、職員団体（全建設省労働組合）の調査によれば、約一三、〇〇〇名おり、当局調査でも九、九〇五名いるときいている。

なおその中六、〇〇三名は建設省当局が行つた準職員制度の実施に伴い十一月一日付を以つてほとんど職員と同じ待遇を受けることになつている。

これらの事柄は明らかに定員の絶対不足を示すものであり、且つ政府がこれらの実態を無視して、準職員制度によつて当面を糊塗し、さらに七〇七名を減員するというが如きは当を得ないものと考えられる。これら一連の事柄より次の諸点について解答をされたい。

一、地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は、戰後毎年どれだけ増大しているか。補正予算並びに来年度予算の見通しはどうか。

二、見返資金工事と予備隊建設工事を実施するに当り職員の定数に関しどう処置したか。

予備隊建設工事今後の予算的見通しはどうか。

三、建設省当局は営繕部六〇〇名の増加を大蔵省に要求したとのことであるがどうなつているか。

また各地方建設局が協議検討の結果策定した定数はどうなつたか。

四、現在補助員は各地方建設局に何名おり、且つ身分の取扱いはどのようになつているか。

五、七〇七名減員の根拠は何か。

内閣参質第一号

昭和二十六年十月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一　地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は別表の通りである。

補正予算については、地方建設局関係はなく来年度予算は目下経済安定本部及び大蔵省で検討中である。

二　見返資金工事については、職員の定数については、特別の処置をとらず、従前の定員内において、配置転換等の処置により、且つ、定員内において処理することが困難な部分は請負に付し、支障なく工事を遂行した。

予備隊建設工事については、附帯事務費中の賃金給で一〇〇名の臨時職員を増員し、これを遂行しつつある。

三　目下大蔵省で検討中であり、後段の地方建設局が策定した定数とは、何を意味するか明瞭でないが、現状においては、五に述べる如き減員は已むを得ないと考える。

四　地方建設局においては、補助員という制度上の名称はなく、單に、二、三の地方建設局において、比較的長期に亘つて雇用せられる人夫等を便宜上又は、慣習上、補助員、人夫名義者等と呼称しているに過ぎず、その総数を明確に把握することは困難である。

又建設者としては、これらの者に対して、一般の人夫に対すると特に異つた取扱基準を定めてはいない。但し、十一月一日から常勤労務者制度を実施し、一般公務員に準ずる取扱をすることとした。

その数は地方建設局を通じて五八八四名である。

五　本省及び附属機関においては、事務の整理、能率の増進等により、七〇七名を整理することとした。

地方建設局事業費並びに一人当り消化額調

年度別	事業費	摘要
昭二三年度		
土木	四、三六二、二四四、四八〇（円）	
営繕	—	
昭二四年度		
土木	六、七五三、三二一、三四五	専売公社、国家公務員宿舎等他省よりの支出委任分を含む。
営繕	一、六六一、三九一、三〇九	
昭二五年度		
土木	二、六三一、八九一、四〇〇	警察予備隊、専売公社、海上保安庁、国家公務員宿舎等他省よりの支出委任分を含む。
営繕	一、八八五、九八〇、〇五八	
昭二六年度		
土木	一四、四三〇、八五〇、〇〇〇	警察予備隊、専売公社、海上保安庁、国家公務員宿舎等他省よりの支出委任分を含む。
営繕	五、〇〇六、三三〇、二五五	

物価換算（二六年度の物価に換算した額）	一人当り消化額
八、五二四、四八〇（円）	九〇九、八二（円）
—	—
八、八四六、七九九、九六二	一、三五五、九四三
二、三三〇、三六〇、三九五	二、五六八、〇一〇
一、八〇五、八一三	
二、七三三、一七九	
一、八五二、六五五	

備考

物価換算は、年　23年　一、〇〇　24年　一、三一　25年　一、二一　を乗じたものである。

営繕については、繰越分は次年度分に計上した。なお、26年度分も相当額27年度に繰越される見込である。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

漁業経営合理化の促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十月三十日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

漁業経営合理化の促進に関する質問主意書

一、漁業効率増進に必要な機械類設備の助成

魚群探知機、方向探知機、無電機械、電気水温計等の如き、漁業効率増進上欠くことを得ない設備については、特別の助成又は融資の方法を講じて、その普及を図るべきではないか。

二、合成繊維漁網綱使用の助成

合成繊維を漁網綱に使用することは、単に漁業経営費を著しく節約せしむるに止まらず、輸入原料に要する外貨をも節約せしむるものであることは、今や各方面から立証せられているにかかわらず、初度調製費のため、一時に稍々多額の資金を要するので、特別の助成又は長期金融の便法を講じて、これが普及を図るべきではないか。

三、魚類運賃の低減

イワシ、ニシン、サンマ、イカ、サバ、タラ等所謂大衆向の魚類に対する鉄道運賃低減につき特別の措置を講じ、生産から消費の過程において負担の軽減を図るべきではないか。

四、漁船用燃油価格の引下

最近における物価高を反映して、漁業経営費が、極端に増大してきたが、漁船燃油の価格騰貴は、その最大の原因であると考えるので、この際強力な価格引下げの措置を講ずべきではないか。

五、漁船保険料の軽減

漁業経営費の増大に伴い、漁船保険料は、漁業者の容易ならざる負担となつているから、これが引下げ又は助成につき、何等かの措置を講ずべきではないか。

以上の諸要件の多くは、既に関係団体等から、請願又は陳情せられ、関係当局において夫々対策が講究せられていることと信ずるので、この際、政府としての具体的な見解を詳細に承りたい。

内閣参質第二号

昭和二十六年十一月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出漁業経営合理化の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出「漁業経営合理化の促進」に関する質問に対する答弁書

一、漁業効率増進に必要な機械類設備の助成

漁船用各種科学機器については従来より政府の助成指導により相当の普及をみ、漁業経営に進歩と便益をもたらしているが、なおその施設の要望は年とともに盛なるものがある。一方これら機器の取扱いについては主要漁業根拠地において取扱講習会を開催し、漁業経営の合理化を図りつつあるが、現在具体的助成については漁業無線陸上局の新設に対し、設備費の二分の一以内の国庫補助を行つており、本年度においても六箇所を新設中である。

その他無線設備、魚群探知機等についても助成の途を考慮し、実現可能の方途を研究中であるが、資金の枠等の関係から思うように取り運ばない現状である。

二、合成繊維漁網綱使用の助成

合成繊維漁網綱への転換は、漁業経営の合理化並びに外貨資金の節減に寄与することが甚大であるので左記の如き処理ができるよう目下努力中である。

記

合成繊維漁網綱への転換を急速に実施するため転換五ケ年計画を樹立し、二十七年度においては次の計画で実施する。

1. 漁業権証券の資金化及び農林中金よりの融資によつてその資金をまかなう。
2. 転換を迅速確実に実施するため国及び地方庁で実地試験を行うこととし、必要な予算措置を執る。

三、魚類運賃の低減

魚類の鉄道運賃の低減については、御趣旨もつともと考えられ既にいわし、にしん、さんま、いか、さば、たら等の所謂大衆向の魚類については従来の六級を一級下げて七級としている。また、今回の運賃改訂に際し、長距離にわたり運送される場合の措置を従前七五一キロ以上のもの所定賃率の五分減であつたものを、五〇一キロ以上のものとして負担の軽減を図つたが、水産物の特殊性よりしてなお一層の負担の低減並びに輸送サービスの改善を図りたい。

四、漁船用燃油価格の引下

昭和二十五年十二月、昭和二十六年四月に、原油精製を価格構成の基礎として価格改訂が行われたが、その後民貿重油の買付にともない価格改訂の要が起つたのでこれについては民貿重油とガリオア輸入石油類との価格調整の措置をとつた。この価格調整が九月八日で打切りになつたために製品輸入を必要とする重軽油については製品輸入を阻害しないよう価格調整措置の要が生じて来ているが、御趣旨の通り燃油価格の高騰が漁業経営にもたらす影響は少なからざるものがあるので諸般の事情を考慮の上充分な措置を執りたいと考えている。

五、漁船保険料の軽減

現行漁船保険制度は独立採算を建前とするために、保険料が高く、従つて加入も極めて低調である。よつて特に保険加入に難点の多い小型漁船に対し、漁業協同組合を単位とする当然加入制を布き、社会保険の性格を附與し、保険料等の一部国庫負担により漁船保険の画期的普及促進を図るべく、目下漁船損害補償制度要綱を立案し、二十七年度より実施するべく考究を進めている。

水産基本政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十月三十日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

水産基本政策に関する質問主意書

一、水産資源対策の確立

（一）　近時各地に発生している漁業紛争の大半は、水産資源の枯渇荒廃に基因すると考えられる。これについては、既に水産資源枯渇防止法が制定せられたが、実際は僅かに西部底曳網漁業の調整に役立つたに止まり、又漁業法に基く漁業取締法規もないではないが、これが必ずしも充分に励行せられていないことをまことに遺憾とするのである。

（二）　水産資源の枯渇防止又は保護育成を効果あらしむるためには、全国的規模における基本的調査を実施して、その成果を公表周知せしめることの必要は勿論、特に稚魚介の濫獲の防止と保護増殖とに有効適切な制度を整備して、これが徹底的励行を期する等の根本的対策を確立すべきではないか。

二、漁船関係の行政の一元化

（一）　水産行政は、この性格において複雑化することは、避けられないにせよ、現在の如く、漁船の建造、検査、運航については海運局（運輸省）、就業出漁等については水産庁（農林省）の監督下に置かれていることは、漁業の実情に適応するものではな

いから、これを一元化すべきではないか。

(二)　漁船の乗組員については、総屯数三十屯を限界として、適用法規を異にするため、集団的操業の場合においては、同一作業に従事する者の間に、法律上の取扱を異にするものを生じ、実情に適応しない結果となるから、例えば漁船船員法の如きものを制定して、かかる不都合を除くべきではないか。

三、漁業金融の改善

(一)　漁業の経営を不安定ならしめ、又産業として危険視せられる最大の原因は、不測の災害に対処するに足るべき補償制度の確立せられていないことにあると考える。かかる補償制度は、必ずしも、漁業金融のためのものではないが、それが有力な裏づけとなるべきは論を俟たないから、速やかに適当な対策を講ずべきではないか。

(二)　漁業金融改善の当面の急務は、現に漁業金融を行っている金融機関に対し、低利資金融資の枠を大幅に與えることではないか。

(三)　漁業手形制度並びに漁業共済基金制度は、速やかに法制化さるべきではないか。

(四)　漁業共済基金の積立に対しては免税すべきではないか。

(五)　漁船建造その他設備資金について五年を下らざる期間、就業資金については、既存のものについては一年乃至二年の期間において融資し得るよう措置すべきではあるまいか。

(六)　旋網漁業に実施せられた漁業手形の償還期限の到来せるもの、漁業の不振、経済界の不況等に悩まされ、期限内に完済し得ないものを生じたことはまことに遺憾であるが、この際、償還期限延長の応急措置を講ずべきではないか。

四、漁業に対する課税方法の改善

(一)　漁業に対する課税については、若干の改善が行われたが、今なお徴税目標達成のための割当課税方法が行われており、不当課税を誘致していることは遺憾である。かかる方法を廃止する考えはないか。

(二)　漁業に対する課税にあたり、不漁の場合の減免措置が講ぜられないか。

(三)　漁業経営費の決定にあたり、漁業者側の意見を求めて、査定標準を定めるべきではないか。又年度内に支出された漁具代金及び漁船の修理費は、当然、当該年度の経費として算定せらるべきではないか。

(四)　自家労力の対価を経費として認むべきではないか。

(五)　漁業を附加価値税の対象から除外すべきではないか。

(六)　青色申告の帳簿様式を簡易化する考えはないか。

五、漁況調査並びにその速報

(一)　漁況調査の万全を期するため、現に各県が保有する指導船を、国費をもつて活用するの考えはないか。

(二)　水路部及び各水産試験機関の作成せる海洋図により、漁業の実態に即する、内容の簡易なものとして、漁業者に速報すべきではないか。

六、旋網漁業調整案の実施

(一)　現に、水産庁において立案中と伝えられる、旋網漁業調整案は、速やかに実施さるべきではないか。

(二)　旋網漁業に対する禁止区域は、魚族保護又は漁業調整上必要な最少限度に止め、旋網漁業の操業を不当に抑制することにならぬよう配慮せられているか。

(三)　一定の海区における許可独占の弊を排除すべきは勿論、隣接海区からの入漁についても予め考慮を拂い、妥当な許可総数を決定すべきではないか。

(四)　漁船の増屯については、真に止むを得ないものを許可すべきではないか。

(五)　海区制の決定にあたり、漁業調整上可能な範囲において、なるべく広い区域を採り、旋網漁業の特徴を害しないようにすべきではないか。

(六)　現在の漁業調整機構は、漁業権漁業の処理に偏し、沖合漁業の処理が立遅れているの感はないか。

七、荒廃漁場の復旧

暴風雨等に因る漁場の荒廃、沈没船、墜落機体その他のため、旋網漁業その他の漁業の操業を妨げている実情については、関係当局において調査済のものから、速やかに適当の復旧措置を講じて、漁業生産の増進を図るべきではないか。

八、連合軍演習に因る被害の補償

(一)　連合軍演習のため、漁業者の被る損害について、実情を考慮せられ、現在の区域以外に拡大せられないよう要請すべきではないか。

(二)　演習場設定に因り、漁業者の被る直接間接の損害については、国費をもつて補償せらるべきではないか。

以上の諸案件の多くは、関係団体等から、請願又は陳情せられた当面の急務であるから、既に関係当局において、夫々対策が講究せられていると信じるので、この際、政府の具体的の見解を詳細に承りたい。

内閣参質第三号

昭和二十六年十一月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出水産基本政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出「水産基本政策」に関する質問に対する答弁書

一、水産資源対策の確立

水産資源の維持倍養対策としては「五ポイント計画」の線に沿つて、昭和二十六年度補正予算に組入れ左の通り実施する予定である。

(イ)　濫獲漁業の阻止対策

沿岸、沖合漁業については、漁業資源に比して漁業者数、操業漁船が過剰であるので、資源量に見合うように小型、中型機船底びき網漁業を減船整理し、旋網漁業、機船船びき網漁業はその操業度を調整し、さんま漁業にあつては操業期間の短縮により漁獲高の制限を行う等措置を講ずる。

(ロ)　漁業取締指導監督の強化対策

沿岸、沖合漁業については、濫獲漁業の阻止によつて漁業秩序を維持し、海洋漁業については国際漁場の管理方式に従つて操業秩序を確立する等国として現在不徹底な状態にある漁業取締能力を充実し、一般海上保安の機能完遂と相俟つて、その秩序維持回復の措置を講ずる。

(ハ)　水産増殖事業の拡充強化対策

内水面漁業については、新漁業法により増殖義務があるので、増殖計画を忠実に実施し、生産力を充分に発揮させるため、種苗の生産施設と放流事業については補助金を支出し、浅海増殖事業については貝類の種苗増産と新しい増殖面積を開発し、鮭鱒を増殖するためには北海道の人工孵化事業を国営にする等措置を講ずる。

(ニ)　科学的調査研究の充実

科学的根拠に基いた水産施策を行うためには、先ず八海区の水産研究所を整備充実することが急務であり、目下着々その体制を確立し、水産資源の調査も全国的組織で実施しつつある。

二、漁船関係の行政の一元化

（一）　漁船の行政と漁業の許可、取締等の漁業行政と密接な関係にあるので、漁業行政を担当する農林省において行うことは漁業者の利便を図る上から至当と考えられる。

この意味からさきの第七国会において漁船法の成立に伴い、漁船の建造等の行政は従来運輸省において一般の海運船舶と同一に所管されていたが、新たに農林省において取扱うことになり、現在に及んでいるのであるが、漁船の検査、積量、測度等の問題は船舶の堪航性と人命の安全等の問題に関連するので、これを一元化することについては、なお考究すべき点があるので、関係省間で研究中である。

（二）　御質問の如き場合において法律上の取扱を異にするため不都合を生ずることは、まことにもつともであるが、船員法を改正して、三十トンの限界線を更に引下げて、これら漁船船員の労働の実態に応ずる労働基準を設定すべきであるとの有力な意見もあり目下検討中である。

三、漁業金融の改善

（一）　漁業金融の真の安定を図るためには漁業補償制度の確立が基本的条件である。現行漁船保険制度は、農業災害補償制度に比して極めて弱体であるので、これを強化拡充し、漁業経営の安定に資する必要があるので、漁船保険制度を拡充するとともに、漁業災害復旧に融資した金融機関に対する政府の損失補償及び利子補給等の措置を講ずるよう努力している。

（二）　財政事情が許すならば、出来る限りそうした措置を強化して行きたいと考えているが、与えられた財政事情の下においては、自ら限りがあることでもあり、又資金蓄積の現況においては限られた資金を最も効率的に活用して行くことが必要で、このためには、漁業経営の合理化と漁業者の自立への努力が、金融改善の前提条件になると思われる。

（三）　これらの制度は金融方式の一種であつて、現に漁業手形は日銀の適格担保にもなつており、これを法制化することは考えていない。

（四）　漁業共済基金制度に基く積立金は、漁業者の資金調達のための一手段として積み立てるものであつて、その性質は一般の預貯金と何等異なるものではない。従つて、積立金額を所得に算入しないこと及びその利子に対して所得税を免除すること等は、負担公平の原則よりして適当でないと考える。

（五）　漁船建造資金については、復興金融金庫が融資活動をおこなつていたときに可成り積極的にその融通を行つたが、復興金融金庫の融資業務停止以来は、農林中央金庫、市中銀行等によつてその融資が行われている。漁業就業資金についても、現在のところは、農林中央金庫、一部市中銀行等によつて行われているが、その融資期限については、漁船建造資金と同じく、御指摘のごとき法規上の制限はない。

（六）　関東北旋網漁業に対する漁業手形の保証は、曾て復興金融金庫によつて行われたが、本年三月右の保証の履行に際し漁業者の承諾を得てその償還期限は、一年と定められた。従つて、明年三月償還期限が到来するわけである。

その後漁業者の経営状況その他諸般の情勢に徴し、目下のところ右の償還期限を更に延長する考えはない。

四、漁業に対する課税方法の改善

一、徴税に際し、いわゆる目標制度による割当課税は行つていない。なお、割当課税であるというような誤解を招くことのないよう充分留意し、課税の公平を期したい。

二、漁獲から生ずる所得については、年により変動が激しいというその特質にかんがみ、変動所得としての五箇年にわたる平均課税を認めるとともに、その損失額については三年間の繰越控除を認め、更に青色申告者である漁業所得者については純損失の繰戻控除を認めることとしており、負担力に適応した課税がなされることとなつている。従つて、右の外特に漁業所得に限つて不漁の場合について特別の減免措置を講ずることは他の所得の場合との権衡上適当でないと考える。

三、(1)　漁業所得については、その所得の性質にかんがみ、できるだけ個別に実数を調査することとしているが、やむを得ない事情で基準を定める場合は、漁業者側の適正な意見を充分参考としている。

(2)　漁具については、他の固定資産と同様に耐用年数一年未満のもの又は取得価額若しくは製作価額一万円未満のものについては、原則としてその取得価額又は製作価格を必要な経費に算入しているのであり、これによりワイヤーロープ、いけす及びいかり等特殊の漁具を除いては殆んどこれに該当するものと思われるが、特に漁具に限つてすべてその代金を必要な経費に算入することは他との権衡上適当でないと考える。

(3)　固定資産の修理費については、通常の修理費は必要な経費に算入するが、支出した金額のうち、通常以上に使用可能期間の延長又は価額を増加せしめる部分に対応する金額は、これを資本的支出として減価償却の対象とすることとしているのであつて、特に漁船の修理費に限つてすべてこれを必要な経費に算入することは、他との権衡上適当でないと考える。

四、自家労力の対価を必要な経費に算入することは現行所得税の建前から考えられない。

五、漁業に対する附加価値税については、主として自家労力を用いて行う漁業に対しては課税しないこととなつている。これに該当しない漁業については、他の事業との権衡上非課税とすることは適当でないと考える。

六、青色申告の帳簿様式の簡易化については、研究中である。

五、漁況調査並びにその速報

（一）　県の指導船及び一航漁船からも資料を提供させて、これをローカル放送を通じて、各地域の漁民に知らせている。これは現在全国的な組織にまでいつていない。現在は日本海におけるイワシ、サバ、東北海区研究所を中心とするカツオ漁業について行つている。いずれ各県の指導船に国費の補助を與え、海況漁況の調査を各海区研究所を中心として行い、全国的な組織にまでもつて行きたいと考えている。

（二）　水路部及び各県の水産試験機関とは密接な連絡をとつて、可能な範囲で海洋調査を行つている。東海区水産研究所では毎月一回、海況漁況を記入した海洋図を発行している。長崎の西海区水産研究所では月三回イワシの漁況と漁場についてパンフレットを発行している。東北海区水産研究所ではカツオについて

速報を出している。北海道海区水産研究所では月一回研究報告を発行して業者に配布している。その他の海区研究所でも漁業者に役立つ速報を準備しているが、設立以来日が浅いので未だ発行するまでに至つていない。海区研究所の内容が整備され次第、次第に漁民に役立つ報告をさせたい。

六、旋網漁業調整案の実施

（一）国会にて目下審議中の「漁業法の一部を改正する法律案」が可決後速かに省令を制定の上実施する予定である。

（二）本漁業は、定置、釣、刺網等他種沿岸漁業と密接不可分の関係にあるため、本漁業のみの経営の安定を図ることなく、沿岸漁業についても充分考慮を拂うべきである。然し、その反面、本漁業の操業を不当に抑制するようなことは考慮していない。

（三）許可の独占集中についての排除は、当然考慮すべきで、この件については他の漁業調整規則と同様省令に規定する。又現在考慮中の海区の範囲は、従来の旋網漁船の活動範囲を基礎にして定めたものであり、隣接海区のものについても過去の実績を参酌の上考慮したい。

（四）旋網漁船の大型化は種々な理由があるにしろ、近年著しい傾向であり、その抑制を図るのが調整要綱の主眼であり、若し例外を認めるとすると、その目的がくずれる虞があるので原則的には不適当と思われる。

（五）現在考慮中の三海区の内北部太平洋海域については、異論がないものと思われるが、日本海区を二海区に区分したのは次のような理由である。

（イ）現在の入会操業（他県の許可を受有している状況）を見るに一応この二海区の範囲内で收つている。

（ロ）中部日本海海区の経営体は漁民の協同体が多いのに反して西部日本海海区は個別経営体が多い。

（ハ）中部日本海海区に属する各県は西部日本海海区と合体することに猛烈な反対がある。

（六）沖合漁業の調整機構の確立が立ち遅れているのは御説の通りであるが、その主たる理由は、新漁業法の主眼が先ず沿岸漁場の利用関係を漁場計画により明確化し、その過程において問題を沖合漁業に移すべき方向をとつたためであるが、現在ではこの沖合調整機構の確立を図るべき時期に立ち至つているので、目下種々考慮中であるが、現行制度の連合海区調整委員会で処理することも右と別個な沖合総合調整委員会を新設の上処理することも不適当と認められるので協議会制度も採用して処理したい。

七、荒廃漁場の復旧

放置物件の種類については所轄が海上保安庁にある物件もあるので、海上保安庁と緊密なる連繋のもとに放置物件の引揚を実施したが、今後も益々復旧措置を講ずる。

八、連合軍演習に因る被害の補償

（一）現在の区域以外に拡大しないよう要請する。

（二）昭和二十五年七月二十一日の閣議において左の要綱が決定された。

占領軍の演習による漁業者の被る損害の補償要綱

一、占領軍の演習（爆撃、砲撃、上陸演習等により一定の水面を占用して行われるもの）により漁業者が被る損害に対しては国費（終戰処理費）をもつてこれを補償するものとする。

二、損害補償は予算の範囲内においてこれを行うものとする。

三、補償実施の細目については農林大臣と大蔵大臣が協議してこれを定めるものとする。

右の閣議決定により二十四年度までの損害に対しては、二十五年度の補正予算で要求して一応の解決をみたが、なお、二十五年度の損害に対しても予算措置を講じたいと考えている。

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月七日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書

今回の行政整理にあたり退職せしめられる公務員に対しては、恩給、手当等につき、特別の措置が講ぜられているとのことであるが、

（一）司政官等として、徴用せられた者が、その際、退職手当の支給を受けなかつたか、若しくは極く少額の手当を受けた程度で、再就職した者については、その前年の年数を通算せられないやに伝えられるが、果して然りとせば甚だ苛酷ではないか。

（二）司政官等として勤務した期間で、従来恩給法上除外されることになつている実在職期間は、今日これを通算しないことは、甚だ苛酷ではないか。

以上の二点につき、政府としての具体的の見解を承わりたい。

内閣参質第四号

昭和二十六年十一月十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問に対する答弁書

（一）司政官等として徴用された者が、その際、退職手当の支給を全く受けることなく、終戰後引き続いて再就職した場合においては、現行国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）第七條第三項第一号の規定により、司政官等としての在職期間は除算されるが、その前後の在職期間は通算されることになつている。又、司政官等として徴用された者が、その際、退職手当の支給を受けた場合においては、同じく司政官等としての在職期間が除算されるほか、同法第七條第三項第二号の規定により、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間もまた除算される。但し、これは、その受けた手当が、退職手当又はこれに相当するものであつた場合において除算されるのであつて、その受けた手当が退職手当又はこれに相当するものでなかつた場合においては勿論除算されない。從つて、その受けた手当が現在からみればごく少額であつても、それまでの在職期間に対する退職手当相当のものであつた場合においては、それまでの在職期間が除算されることになるのはやむを得ないところである。

（二）司政官等の在職年限については恩給法上除算されることになつているのは、連合国最高司令官の覚書に基くものであるが、今後再検討いたしたいと考えている。

外地における戰犯者の引揚措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月七日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

外地における戦犯者の引揚措置に関する質問主意書

外地における戦犯者については、講和條約の成立に伴い、当然何等かの措置が講ぜられることと考えるが、

（一）フイリツピンにおいて、死刑を言渡され、目下減刑を伝えられている戦犯者について、どんな措置がとられるか。

（二）濠洲マヌス島において既に服役を終つた者は、何時頃帰還し得るか。

（三）フイリツピン、マヌス島その他において現に服役中の戦犯者の引渡方について、何等かの措置がとられるか。

以上の三点につき、政府の具体的見解を承わりたい。

内閣参質第五号
昭和二十六年十一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出外地における戦犯者の引揚措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出外地における戦犯者の引揚措置に関する質問に対する答弁書

一、フイリツピンにおける死刑囚（六〇名）に対しては、目下キリノ大統領の下において個別的に再審査が行われている模様であり、内地よりの減刑歎願者に対しては、適当な考慮が拂われるべき旨の回答が寄せられている。政府としては減刑に関しては先方の好意ある措置を期待している。

二、マヌス島服役者の内地服役実現の時期についてはまだ不明である。しかしながら香港に抑留されていた濠州関係戦犯者は、本年五月十七日引揚げ、目下巣鴨拘置所において服役中である。従つて同島よりの内地服役も遠からず実現するものと期待しているが、現在同島の戦犯判決については、同国が最終的再審査を行つているものと考えられる。同島において服役を完了した者については、船便あり次第還送されることになつているが、右が著しく遅延することがあれば、その促進方を要請することと致したい。

三、一般に外地戦犯者の内地服役に関しては、政府としても既に総司令部に対しその希望を申入れてあり、総司令部においてもこれに異存はないところである。しかしながら、判決の最終的確認が行われる前に内地服役実現を期待することは困難である。従つて政府としてはフイリツピン及びマヌス島における判決が確定後は、改めて内地服役早期実現方を要請することと致したい。

建設省職員の定数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月八日
木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

建設省職員の定数に関する質問主意書

政府は参議院議員片岡文重君提出の建設省職員の定数に関する質問に対し十月三十日附内閣参質第一号をもつて答弁しているが、右答弁の中次の諸点について重ねて質問する。

一、地方建設局所管の公共事業費一人当り予算消化額は現在物価に換算して土木は昭和二十三年の九〇九、一八二円に対し昭和二十五年以来約三倍になり、営繕は昭和二十四年の二、五七六、〇一〇円に対し昭和二十六年は約二、三倍になり、なお昭和二十七年は予備隊工事だけでも一〇〇億を下廻らないであろうときいているが、その場合は昭和二十四年に対し五倍近くのものになる。かかる事業費の増額に伴つては当然定員を増加せしめるべきではないか。

二、予備隊工事については一〇〇名の臨時職員を賃金給で雇用しているが、これらは当然一般定員に入れるか少くとも政令定員として設くべきではないか。また事業費が二、三―五倍にもなつているのに人員は僅か一二%しか増加せずこのために職場では病欠者が激増しているときいているが、その実態はどうか。

三、建設省当局が十一月一日から一般公務員に準ずる取扱いをすることとした六、〇〇三名と大蔵省に要求中の予備隊工事（四〇億円の場合）に伴う六〇〇名は速やかに定員として増加すべきではないか。また政府は七〇七名減員の根拠として事務の整理と能率の増進を挙げているが、これらは各省庁との関係法令と制度を改正しない以上不可能であり、然かも勤務成績評定制度の実施と超過勤務手当制度の廃止など一連のことがらは職員の労働強化と病欠者の激増をまねく以外の何物でもないと思うが、これに対する具体的な対策をくわしくききたい。

四、補助員については既に衆議院特別行政監察委員会においても直轄事業の不正問題の根本的な原因として指摘されており、昭和二十六年二月各地方建設局長は「公業事業遂行上の隘路打開に関する要望書」のなかでこのことを建設大臣に要望している。職員団体（全建設省労働組合）は今次国会にこのことを両院に請願しており、私は詳細な事情を承知しているが、政府は「比較的長期に亘つて雇用せられる人夫等を便宜上補助員と呼称しているに過ぎず云々」と答弁しているが、これは明らかに定員法の不当性をおおいかくすために事実を歪曲しているものである。政府は職員団体の請願を尊重して善処し同時に不正問題の原因を除くべきであると思うがどうか。また二ケ月以上勤務しているものについては速やかに共済組合に加入せしめ給與法第二十二條の趣旨を尊重して非常勤職員の給與及び旅費について予算的措置を講ずべきと思うがどうか。また本年四月から予算配賦をうけている共済組合二、二〇〇名の加入を十一月まで延期していることは全く不当であるが、その理由は何か。

内閣参質第六号
昭和二十六年十一月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員木下源吾君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木下源吾君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一　地方建設局所管の公共事業費一人当りの消化額は、最近相当増加していることは事実であるが、現状程度の事業量ならば消化可能である。予備隊工事が、昭和二十七年度において、著しく増加するような場合においては、別に考慮する。

二　臨時職員は、予備隊関係の一時的工事に臨時に従事せしめる臨時的職員であるから、これを一般定員に入れることは必ずしも適当とは認められない。なお、営繕関係職員に特に病欠者が激増しているとは考えられない。

三　建設省においては、十一月一日から一般公務員に準ずる取扱をすることとした準職員制度は、公共事業等に従事する人夫、作業員その他これに類する労務者に対し、給與、共済等の部面において適正な処遇を與える目的をもつて行つたものであつて、これら準職員としての取扱を受ける労務者は、本質的には、事業費の増減に応じて増減すべき性質のものであつて、定員内に繰り入れることは必ずしも適当でない。なお、予

備隊工事に伴う増員については、一に述べた通りである。

七〇七名の定員の減少については、別途人事及び会計制度の事務の簡素化の検討を進めており、特に労働強化を招くものとは考えていない。

四　地方建設局においては、直営工事を実施しているので、日々多数の労務者を雇傭しているが、その中一定の常時勤務に服する者については、十一月一日から常勤労務者制度を実施して、一般職常勤の職員として、適切な処遇を與えることとした。共済組合に加入し得る者は、常時勤務に服する者であるが、右の常勤労務者制度の実施により、労務者の中一定の者は、共済組合に加入し得ることになつている。本年四月から予算配賦を受けていた共済組合二、二〇〇名の加入を十一月一日まで延期したのは常勤労務者制度の確立の為に諸般の準備を必要としたからである。

参議院議員細川嘉六君を逮捕し、公職追放の措置にいでた問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月二十四日

松原　一彦　森崎　隆
岡田　宗司　梅津　錦一
羽生　三七　山花　秀雄
成瀬　幡治　荒木正三郎
中田　吉雄　大野　幸一
カニエ邦彦　加藤シヅエ
重盛　壽治　門田　定藏
堂森　芳夫　小林　孝平
三輪　貞治　和田　博雄
江田　三郎　三橋八次郎
松浦　清一　栗山　良夫
若木　勝藏　村尾　重雄
小林　亦治　岩崎正三郎
金子　洋文　佐多　忠隆
伊藤　修　堀木　鎌三
三浦　辰雄　矢嶋　三義
羽仁　五郎　佐々木良作
西園寺公一　千葉　信
木村禧八郎　水橋　藤作
鈴木　清一　堀　眞琴
木内キヤウ　紅露　みつ
岩男　仁藏　高良　とみ
高橋　道男　須藤　五郎
兼岩　傳一　岩間　正男

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員細川嘉六君を逮捕し、公職追放の措置にいでた問題に関する質問主意書

一、去る九月四日参議院に議席を有していた細川嘉六君が占領政策に違反するとの理由で突如逮捕され、勾留処分を受けるに至つたが、この逮捕が全く架空の容疑によるものであることは、その後の事件の発展によつて明かにされている。

即ち検察庁は二十三日間にわたる必死の捜査にもかかわらず何等容疑事実の証拠をあげられないため遂に同君を釈放せざるを得ない結果に至つたのである。

この点について法務総裁は、去る十七日の本会議において細川君は「昭和二十五年政令第三二五号違反の相当な容疑ありと認め、裁判官の令状を得て同月四日逮捕したのであります。同君に対する同事件は現在なお捜査中に属しておるわけでございます云々」と答弁したが、若しその答弁の如くに、政令第三二五号違反の相当の容疑があつて、なお捜査中であるとのことならば、その違反の点につき容疑事実を具体的に示されたい。

二、又更に政府は同君を公職から追放し国会議員の資格を剥奪するの措置に出でたが、この点につき法務総裁は同じ日の本会議において「一九五〇年六月六日付の連合国最高司令官の書簡は、覚書第五四八号の條項即ち団体等規正令に違反した個人に対しまして、覚書第五五〇号即ち昭和二十二年勅令第一号の公職追放の制限が加えられるという法的根拠を明示し、且つその法律上の先例を設定いたしましたもので、これは最高司令官の有権的解釈である」と述べ同君に対する公職追放はこの指令の適用によるもので、即ち同君は団体等規正令第二條に該当する行為をなしたため、昭和二十二年勅令第一号により公職追放を受けるに十分の理由があると認められたのであるとの答弁を行つた。

然し乍ら占領軍の統治方式は、国内の統治機構による間接統治であり、従つて連合軍最高司令官の書簡乃至指令についても国内の法令を通してのみ始めて法律上の効力が生ずるものであるにも拘らず政府は一九五〇年六月六日付書簡が公職追放に関する法的根拠を明示したものであるとの見解に立つて国内法上の関係をも顧みることなく、団体等規正令第二條該当の行為をもつて直ちに昭和二十二年勅令第一号による公職追放の理由ありと認めて、細川君を追放したことは、明かに法治国家の建前を無視した官僚的独断と言わざるを得ない。

昭和二十二年勅令第一号による公職追放は、同令は規定するA項よりG項までの事由に該当することによつてのみ行われるものであつてその他に団体等規正令違反の行為に対してまで同勅令第一号の適用があるとは法律上解釈に苦しむところである。

一体政府は連合軍最高司令官の書簡乃至指令が国内法秩序に対して如何なる効力を及ぼすと考えているのか。答弁を求める。

又政府のいう如く細川君が団体等規正令第二條該当の行為をしたために追放されたとするならば、同君の如何なる行為が同條の如何なるところに該当すると認めるのか、具体的に示されたい。

そもそも国会議員は、主権者たる国民の厳粛な公選によつて確固不動の身分を獲得したものである。もし国会議員の身分を国内法上の根拠のない取扱によつて奪うならばそれは憲法を蹂躙し、法治国の名に泥をぬる行為といわなければならない。以上に述べた細川君の逮捕及び公職追放措置についての疑問は、單にその一例を挙げたにすぎないのであつて、如何なる行為が如何なる法令に抵触したのか選挙民に対してその理由も明示されることなく、一方的に追放せられるが如きは、国会議員の身分に対する侮辱以外の何ものでもない。一体政府は、国会議員の身分について基本的に如何に考えているのか、明かに答弁されたい。

内閣参質第七号

昭和二十六年十一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員松原一彦君外四十七名提出参議院議員細川嘉六君を逮捕し公職追放措置にいでた問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松原一彦君外四十七名提出参議院議員細川嘉六君を逮捕し公職追放措置にいでた問題に関する質問に対する答弁書

一、細川嘉六君に対する被疑事実は左記のとおりである。

なお、右の被疑事実につき東京地方裁判所裁判官から犯罪の嫌疑あるものとして、逮捕状及び勾留状が発せられたものであるから、念のため申し添える。

記

被疑事実

被疑者は日本共産党臨時中央指導部員であるが、他の同部員等と共謀の上、昭和二十六年七月十九日頃より同月二十六日頃迄の間、東京都内において連合国占領軍に対して反抗、反対し、且つ連合国に対する虚偽又は破壊的批判を記載した一九五一年七月二十六日附「印刷活動強化のために訴える」日本共産党臨時中央指導部と題する文書等をそれぞれ多数作成の上、同月二十八日頃これら文書を日本

共産党鳥取県委員会その他同党全国下部機関にそれぞれ配付し、もつて団体等規正令第二條第一号、第三條、占領目的阻害行為処罰令第一條に違反する行為をなしたものである。

二、細川嘉六君に対する公職追放の措置は、連合国軍最高司令官が日本共産党中央委員徳田球一君等に対する公職追放について昨年六月六日発せられた書簡による指令が適用されたものである。すなわち、右書簡による指令は、覚書第五四八号の條項（団体等規正令第二條）に違反した個人に対しては覚書第五〇号（公職追放令）の制限が加えられるという法的根拠を明示し、且つその法律上の先例を設定されたものであつて、これは最高司令官の有権的な解釈によるのである。細川嘉六君は最高司令官の意思に基き右各覚書に該当する十分な理由ありと認定されたものである。

〔継続審査及び調査報告書〕

審査報告書

国立大学管理法案（予備審査）（継続審査事件）
公立大学管理法案（予備審査）（継続審査事件）
国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十月十日

文部委員長代理理事　加納　金助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

若木　勝蔵　岩間　正男
木内キヤウ　矢嶋　三義
高田なほ子　高良　とみ
川村　松助

表記の三法案に関し、本委員会は鋭意審査を進めるため、関係方面より資料を蒐集し、本格的審査を行う予定であつたところ、本件の継続審査と併行して行つた教育及び文化に関する一般調査において、六・三制建築整備、学校給食及び教育環境整備等の当面せる緊急諸問題が続出したため、委員会の審議は専らこのため費され審査をするいとまがなかつた。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十月十日

大蔵委員長代理理事　大矢半次郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　黒田　英雄
伊藤　保平　櫻内　辰郎
成瀬　幡治　菊川　孝夫
松永　義雄　菊田　七平
木村禧八郎　小林　政夫
田村　文吉　木内　四郎

本委員会は、さきに八月十七日附、本院規則第五十五條に基き、議長に対し、報告書を提出し、更に議院の議決により第十一回国会閉会後も継続審査を行うこととなつた。その後小委員の起草による修正案、即ち、本法案中漁業会における補償金のうち、漁業協同組合に承継する分については再評価税を課さない旨の修正に関し、交渉委員を設けて鋭意関係方面と接渉を行つて来たのであるが、未だその結論を得るに至つていない。

審査報告書

会社更生法案（予備審査）（継続審査事件）
破産法及び和議法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十月十一日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　鬼丸　義齊
宮城タマヨ　須藤　五郎
中山　福藏　岡部　常
長谷山行毅

本委員会においては、会社更生法案、破産法及び和議法の一部を改正する法律案の審査のため、特に伊藤修委員外六名の小委員を設け、閉会中小委員会を九月五日より十日までの間に五回と、十月一日及び二日の両日にわたり二回計七回を開き、関係官庁の係官より両法案の逐條説明を聴き、質疑を行うとともに、九月十八日より一週間にわたり愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の各地に議員派遣を行い現地実業、法曹等各界代表の意見を聴取せしめた。

なお、これと並行して、専門員、調査員等をして、資料と参考文献の收集をなさしめる等鋭意これが審査を行つたのである。

以上によつて、両法案についての一応の審査を終つたのであるが、更に細部について幾多の疑義が残り、且つわが国経済界の実情に則するよう修正を必要と認められる点も相当あるので、これらの問題について妥当な解決点を求めなければならない関係上、両法案とも、なお今後慎重な審査を行わなければならないものと認める。

審査報告書

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算
}（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十月十一日

決算委員長　岩男　仁藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニエ邦彦　溝口　三郎
仁田　竹一　竹中　七郎
森　八三一　菊田　七平
岩沢　忠恭　池田七郎兵衞
鬼丸　義齊　廣瀬與兵衞
栗山　良夫　田中　一
小林　亦治　長谷山行毅
永井純一郎

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算は、昭和二十五年二月二十一日本委員会に付託せられたものであつて、本委員会においては、第八回、第九回、第十回及び第十一回の各国会においてこれを審査して来たが、完了するに至らなかつたため、第十一回国会終了後も引続き継続審査を行うこととなつた。

閉会中においては、審査未了の案件について審査を進めて来たが、これを終了するに至らなかつた。

審査報告書

水産省設置法案（継続審査事件）
水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十月十五日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

楠見　義男　楠瀬　常猪
栗栖　赳夫　松平　勇雄
溝淵　春次　郡　祐一
竹下　豐次　三好　始

表記の件に関しては、本委員会において、去る八月二十五日から九月三日まで九州方面の実地調査を行い、

派遣議員の報告を聴く等検討を進めているが、未だ具体的な結果を報告する段階に至らない。

調査報告書

在外同胞引揚問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長代理理事　紅露　みつ

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　堀　眞琴
内村　清次　成瀬　幡治
木内キヤウ　森崎　隆
小酒井義男　鈴木　直人
安井　謙

本特別委員会は昭和二十六年八月十六日院議を以て設置せられたが、同国会は会期極めて短かく、充分に調査を行うことができないため、八月十八日院議を経て、閉会中もなお引続き調査を行うことになつた。

閉会中委員会を六回開会し、（一）引揚者住宅の予算に関する件（二）未復員者給與法の一部改正に関する件（三）在外公館等借上金に関する件について調査を行つた。

引揚者住宅に関しては約五億円余を復員費を流用して、本年度において、おおむね五千世帯分の疎開住宅を建設する見通しを得るに至つた。しかし、この措置によつても引揚者の住宅問題は到底解決せず、委員会としては更に明年度予算について引続き充分調査を進める必要がある。

未復員者給與法に関しては、委員会としては、復員患者の療養期間を更に三ヶ年延長する等の改正を行い、一応の成案を得るに至つた。在外公館等借上金に関しては、その返済のレート等につき引続き慎重調査を行わなければならない。

戰争による遺族、戰傷病者等については遺憾ながら調査を行うことができなかつたが、悲境にあえぐこれらの人々に対しては早急に実施法を制定し、以て一日も速やかにその生活を援護しなければならない情況にあり、且つ多数の同胞がいまだ海外に残留を余儀なくされている現状であつて、これら同胞の引揚促進並びにその留守家族の援護の面に委員会として今後更に調査を行わなければならない。

このように戰争による遺族、戰傷病者、留守家族及び引揚者の面に関しては何れも緊急に解決を要する重要課題が横たわつており、在外同胞引揚問題に関する調査は未だ終了しない。

調査報告書

電力問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないがここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月九日

電力問題に関する特別委員長　西田　隆男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　栗山　良夫
小川　久義　山川　良一
秋山俊一郎　東　隆
加賀　操　岩木　哲夫
椿　繁夫　佐々木良作
水橋　藤作　須藤　五郎
小野　義夫　石原幹市郎
奥　むめお　島　清
石坂　豊一　岡田　信次
結城　安次

一、調査の概況

当委員会は八月十六日に委員の指名があり、同十八日に委員長及び理事の互選を行いたる後、直ちに調査を開始したが、閉会に入つてから更に六回の委員会を開いて調査を継続した。

第十国会に於ては電気事業の再編成及び電気料金改訂の二問題が一応の解決を見たが、これらに附帯する諸問題が残されて居り、昨年の朝鮮事変勃発以来の産業界の活況からみて電源開発問題が焦眉の急であることは前回の報告書に於て述べた通りである。

以上の如き、状況にて今会期に入つたが、八月より始まり、九月、十月と順次深刻化した異常渇水は火力発電用炭の入手難と相俟つて本土内各地に深刻なる電力不足を来し、九月六日から一週間発動された電気の使用制限は其後も順次延長され、各種産業に大きな打撃を與えた。特に渇水の甚しい東北、関西、北陸、中国等にあつてはその影響が深刻であつた。斯様な事態となつたので今会期における調査の中心は電力不足の原因調査と当面の対策に指向せられた。その詳細は別項に述べることとするが、調査の進行に伴い今回の渇水の影響が夏季のみに止らず、貯炭及貯水等の状況より見てこのまま冬季渇水まで引き続く長期の電力危機となる惧れを認めたので十月九日に電力危機打開に関する要望書を決定し、政府に対して善処を要望した。

電力危機の根本原因は電力需要の激増にも拘らず供給力の増加が之に伴わないことにあり、偶々渇水を契機としてその弱点が曝露された形である。これが根本的解決法は強力なる電源開発方策を採るか需用の抑制を強化するかの岐路に立つている。而してこの鍵となる公益事業委員会の電気需給調整規則の調査を行つたが、現状勢より見て果して調整の機能を完うし得るや否やに疑問が残された。

又、渇水に対する応急対策としては使用の制限と火力発電の確保とに帰するが、我国の燃料需給の実状より見て直ちに楽観し難く、次期国会に於て引続き調査を継続せざるを得なかつた。

二、電源帰属の変更

電気事業再編成令別表第三により一応の再編成は四月末を以て完了したが、実状に合わない帰属に就ては同表前書により関係事業者間に於て協議が整う場合には八月末までに帰属の変更を申出でる道が残されている。この規定により公益事業委員会は八月二十五日を以つて中部電力所属の高瀬川第一乃至第五発電所合計最大出力三六、二五〇キロワット及び付属送電設備を東京電力へ、関西電力所属の瀬戸、小坂、竹原川三発電所合計六七、〇〇〇キロワット及び関係送変電設備を中部電力へ、関西電力所属の東町、牧両発電所合計出力五八、〇〇〇キロワット及び関係送電設備を北陸電力へ、又中部及び北陸電力所属の一部送変電設備を関西電力への帰属変更を認可した。これらは概ね本年二月二十八日の指令案に於て公益事業委員会により河川の一貫運営の見地より予定せられていたものである。

今後に残された再編成令による帰属の変更は別表第三の前書第二項による本年十二月末を限度とする公益事業委員会の発動による帰属変更指令の可能性を残すのみとなつた。今回帰属を変更されたものの中、発電所に関する分は第一表の通りである。

第一表　水力発電所の帰属変更

（昭和二六年八月二五日）

	発電所名	最大出力KW	水系	所在地	変更前
変更後					
東京電力	高瀬川第一	三、〇〇〇	信濃川水系	長野県	中部電力
〃	第二	二、四〇〇	〃	〃	〃
〃	第三	二、一五〇	〃	〃	〃
〃	第四	二、四〇〇	〃	〃	〃
〃	第五	六、三〇〇	〃	〃	〃

中部電力	瀬戸	四八、〇〇〇	木曽川水系	岐阜県　関西電力
〃	小坂	一八、〇〇〇	〃	〃
〃	竹原川	一、〇〇〇	〃	〃
北陸電力	東町	三一、三〇〇	神通川水系	〃　関西電力
〃	牧	二六、七〇〇	〃	〃

三、電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則は去る三月十四日に制定されたが、公益事業令附則十三号により九月十四日より失効するので、これを機会に改正が行われた。改正の内容は数点に亘るが、実質的の改正は第十五條の渇水準備引当金に関する條項である。旧規則においては

電気事業者の收益が豊水によつて特に増加したときは次の事業年度以降に渇水した場合の費用に充てるため、渇水準備引当を行うことができる。

前項の引当金は、委員会の許可を得た場合を除き、渇水のため増加した費用以外に充てることができない。

となつており、任意規定であるが、今回の改正においては、

電気事業者は、委員会が電気事業者に豊水により特に増加したその收益を渇水により特に増加したその費用に充させるためにその旨を指示したときは渇水準備引当を行わなければならない。

と強制規定に変更され、前回の報告に於て述べた如く日発の含み資産問題以来懸案となつていた渇水準備金制度は玆に確立された。改正規則は十月期より実施されるが、今期は後に述べる如く相当の渇水が予想され、準備金の積立なしに渇水期に突入するので、実行上に問題があり、又、渇水に当つて積立金を取くずす対象として燃料費の増加のみならず、電気の使用制限に対する割引及び收入減に対する補てんまで公益事業委員会は考慮しているが、対象をそこまで拡げるべきか否かについては問題が残るものと思われる。

四、電気需給調整規則の改正

本規則の改正を要する理由は会計規則と同様であるが、実質的には会計規則の場合と相当趣を異にするものがある。

在来の電気需給調整規則は昭和二十四年十二月の火力料金制度制定以来の標準料金電力量の割当制度を根幹とし、これに五百キロワット以上の新規及び増加受電の認可制と、需給が不均衡となつた場合における電気の使用制限とを規定している。この規則は需給調整とは言い乍ら割当の適否によつては需用家の支拂う料金に著しき差を生じ、割当の獲得に需用家を奔命に疲らせる反面、料金負担能力の大なる需用家に対しては制限の効果なく、又取扱いの面に於ても各様の批判が加えられている。

以上の如き情勢に鑑み当委員会としては本規則の改正に就ては数回に亘り調査を行い、関係当局としては公益事業委員会及び経済安定本部、需用者側としては通商産業省の意見を求めた。

先ず経済安定本部の岩武産業局次長は

「現在の需給調整規則は或る面では若干電力の需給調整をする面もありますが、むしろ標準電力量の割当という面を通じて経理上の差を調節する面が強い。今後渇水期のみならず豊水期においても相当電力不足が常時化すれば積極的に総使用量を抑える措置を何等かの形で考えるべきではないかと思う。その方法は色々考えられ、むずかしい問題があるが、需用が増加する一方であるから方法を考える必要がある。新増加受電認可の問題については一定の基準を設けて処理せよという意見と届出に止めよという意見とがあるが、電力量の割当制を必要とする際に届出制だけで放任することはまずいが、さりとて認可制を強化すれば公益事業委員会が事業を認可する結果となつてもまずいから今後の電力需給の事情も考えて公益事業委員会と経済安定本部とが協議の上で或る程度大まかな基準を定めてはどうかと考える。尚、安定本部は電力については三千キロワット以上の産業用の業種別配分の権限しか持つていないが、これでは安定本部本来の使命が達成出来るかどうかに疑問を持つている。電気需給調整規則の設定、爾々の需給方策についても協議があつて然るべきであろう」

と述べている。通商産業省の松尾通商局次長は

「規則の建てかたとしては現行規則の踏襲は現在のところやむを得ぬと思う。供給力及び割当については供給力を出来るだけ殖すということを明文化し、出水率が著しく良好な場合にはその月に入つてからでも割当を増加し得るように明示されたい。割当の基準月は前年同期又は最近三ヶ月の実績とし、工場別割当及びその調整、異議又は申請があつた場合には産業所管官庁と協議をされたい。又電気の使用制限を必要とする場合には先ず使用者側と話合つて自主的調整を行い、それで足りない場合に規則による制限を実施することとし、この場合にも割当電力量の減少は行わないように願いたい。地域別に需給が不均衡な場合には日常の融通とは別に融通を行うよう事業者を指導されたい。最後に、受電認可については五〇〇キロワット以下は産業官庁と協議決定した基準により電気事業者に処理せしめることとし、五〇〇キロワット以上に就ては産業所管官庁と協議して認可されたい。尚認可申請処理の遅延を防止するために三ヶ月以内に処理されなかつた場合には認可されたものとみなす措置を採られたい。」

と実際面に関する意見を多数要望している。

以上概略を述べた如く本規則の改正については多くの意見があるが、公益事業委員会としては先般の電気料金改訂が在来の需給調整規則を基礎として行われたこと、規則の抜本的改正については強い反対があること等の理由により今回の改正は部分的、事務的なものに止まつた。

然し乍ら電力の需給関係が何等かの理由により緩和されない限りは再改正は避けられないものと認められ、これも今後に残される問題となつた。

五、電源開発計画

（イ）昭和二六年度電源開発工事計画

電力問題解決の鍵は電源開発の推進によつて需給の緩和を図るにある。昭和二十四年度より開始された電気事業用水力発電、火力発電、送変電等の電力施設計画の当年度分につき、公益事業委員会の計画を調査した結果は次の通りである。

前年度よりの継続工事及び準継続工事としては水力十九ヶ地点、合計最大出力四六一、二九〇キロワット、火力五ヶ地点、合計最大出力一六〇、〇〇〇キロワットは順調に工事が進捗して居り、送変電工事等を含む本年度工事費予算一六八・八億円に対する見返資金一五〇億円の中、約九五億円の見返資金は既に第二・四半期中に放出された。

本年度着工予定の施設計画は次の如くであるが、これに要する見返資金一〇〇億円は未だ放出が決定されていない。然し乍ら工事を急ぐ必要があるので自己資金が繋いで工事に着手せるもの或は準備工事に着手せるものもあり、円滑に工事を進めるためには見返資金の早期放出が望ましい。

第二表　昭和二十六年度電力施設計画案（新規工事）

設備別	件数	総予算額（千円）	二十六年度所要額（千円）
水力	一八	三三、一五〇、〇三五	八、一七一、九八三
火力	一〇	一三、三八六、〇〇〇	六、〇七九、〇〇〇
送電	一四	二、六八二、七六八	一、九七六、五九五
変電	一三	六〇九、二三〇	五二七、二三〇
配電	二〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇
計	七五	五〇、一八七、六四八	一八、一一四、八〇八

前記新規着工予定工事の中、水力及び火力発電工事の予定地点名及び夫々の内容は第三表及び第四表に示す通りである。

第三表　昭和二十六年度新規水力発電計画案

会社別	地点名	最大常時増加出力（千kW）	総額（千円）	二六年度所要資金（千円）	完成予定昭和年月
北海道電力	然別第二	七、一〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	二九―一
〃	然別第一	七、一〇〇	九五〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	二八―五
東北電力	柳津	二、三〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	五五、七〇〇	二八―七
〃	片門	八、六〇〇	二、一四七、〇〇〇	四二、三〇〇	二八―七
〃	立石其三	三、五〇〇	―	五七、五〇〇	二六―一二
東京電力	小田切	六、三〇〇	一、四一〇、〇〇〇	五八四、六〇〇	二八―八
〃	笹平	三、一〇〇	一、三五五、〇〇〇	五九〇、六〇〇	二八―三
〃	三田	八、四〇〇	六三〇、〇〇〇	三九、五〇〇	二七―三
〃	野反池	―	一、三〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二八―七
中部電力	朝日	三、八〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	六二、一〇〇	三〇―二
〃	久瀬	七、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	二八―七
北陸電力	五條方	一、八〇〇	八九一、〇〇〇	二〇一、七〇〇	二八―一〇
〃	寺津	三、〇〇〇	二、九八四、〇〇〇	三九、八〇〇	二九―一
関西電力	丸山	一〇、〇〇〇	三一、五〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	二九―九
中国電力	明塚	三、〇〇〇	五、一〇〇	一、八三一、〇〇〇	四四四、七〇〇	二八―九
〃	長門峡	八、〇五〇	一、六〇〇	六五〇、八五〇	三五〇、〇〇〇	二八―三
四国電力	松尾川	六、〇〇〇	九、七〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二八―三
九州電力	夜明	八、六〇〇	四、一〇〇	九三、〇〇〇	四四六、八七〇	二八―三
合計	一八件	四六四、四五〇		三一、一五〇、三五〇	八、一七一、九八三	

第四表　昭和二十六年度新規火力発電計画案

会社名	工事名	最大常時増加出力（千kW）	総額（千円）	二六年度所要資金（千円）	完成予定
北海道電力	砂川其 二T四B	二七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六一五、〇〇〇	二七―三
〃	亀田其 B	三、三〇〇	三、〇〇〇	九九、〇〇〇	二七―三
東京電力	潮田其 四B	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	三三、〇〇〇	二七―一
〃	潮田其 三T五六B	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	二八―一
中部電力	名港其七―九B 四T	七五、〇〇〇	六二、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二七―三
関西電力	尼三其二・三B	七七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、五六七、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	二八―四
中国電力	小野田其 三T五六B	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二七―二
四国電力	西條其 四B	八、〇〇〇	八、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	二七―一〇
九州電力	相浦其 三T四五B	五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二八―一
〃	築上其 二T四B	五五、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二八―一
合計	十件	三五〇、〇〇〇	三三六、〇〇〇	六〇九、〇〇〇	

（ロ）米国海外技術顧問団との調査契約

我国電力需給の現状より見て差当り早期に完成可能の開発計画を推進することは已むを得ないことであつて、前項の着手予定地点はそれに該当する。

然し乍ら電力需用増加の規模より見て、又石炭状況等より見てもダム式の大規模開発の必要あることも明らかである。

更に、大規模開発に着手する為には外資の導入が実現するならば工事完成の確実性を高めることも考えられる。

以上の趣旨で公益事業委員会は本年八月七日に米国海外技術顧問団との間に只見川及び熊野川開発計画の調査依頼に関する契約を締結した。

本契約の概要は顧問団より技師を派遣し、両河川のダム、発電所の位置、形態、工事方法、建設日数及び経費等につき報告せしめるものであつて、今後外資導入の機会ある場合に有力なる助けとなることを公益事業委員会は期待している。尚、両河川の開発方式については国内的にも各種の案があり、それらの選択が決定していないが、顧問団の報告を尊重してこれらの懸案を処理したいと述べている。

調査期間は約九ヶ月と予定され、本年度電源開発調査費九千五百万円がこれに引当てられている。

六、本年夏季渇水の実態

（イ）概況

昨年六月の朝鮮事変勃発以来産業の活況に伴い電力需用は旺盛を極め、需給の調整に不安あることは本報告四の電気需給調整規則改正に関する件の項において述べた通りである。特に今冬の渇水期乗切りに対しては相当の不安が予想されるので先ず夏季渇水期における状況と冬季対策について調査を開始したのは九月三日であつた。この調査により八月以降の夏季渇水の影響が大であるばかりでなく、貯炭の減少、貯水池水位の低下等もあり、颱風の来襲でもなければ法的使用制限も避けられないことが明かとなつた。

然るに本年は九月に颱風がなかつたばかりでなく、渇水は日を追うて深刻化し、稀に見る渇水にて十月九日の会期を終り、石炭、貯水の状況から夏季渇水による使用制限はそのまま冬季に継続せざるを得ないという事態となつた。

以上を渇水状況、需用及び火力用炭につき順次数字的に示せば次の如くである。

（ロ）出水状況

先ず新会社設立後における全国各

地区の出水状況を示せば第五表に示す通りである。本表によれば五、六両月は概ね平年並の出水率を示し、七月は大部分の地区にて一一〇乃至一二〇%程度の出水率にて豊水であつたが、八月に入り中国、東北、北陸等に渇水が始まり、九月に入つて更に悪化し、九月平均は中国の四一%、北陸の五三%の如き甚しき渇水をはじめとし、東北の七〇%、関西の七一%、中部の七四%の如く渇水の程度と範囲を拡大し、十月上旬平均は更にこれが深刻化して中国の三八%、北陸の四九%、東北の五七%という異常渇水となつた。以上は月又は旬の平均であるが日別に見れば全国平均にて六五%、地区別には中国の二八%、北陸の三八%等がある。今回の渇水を地域的に見れば

第五表　昭和二十六年度夏季出水率表

（%）

	五月	六月	七月	八月	九月	十月上旬
東北	一〇八	九六	七一	七〇	五七	
東京	一〇七	九五	一〇三	九四	八三	
中部	九八	一〇一	九八	七四	七五	
北陸	一〇二	九九	八四	五三	四九	
関西	九八	九六	九七	七一	六四	
中国	一〇九	一〇一	六八	四一	三八	
四国	一〇一	一〇一	九一	七五	八九	
九州	一一三	九五	一〇七	一〇〇	一〇〇	
北海道	一〇四	一〇八	九八	一一五	一〇〇	
全国	一〇三	九九	九四	七八	七二	

第五表でも判るように東北より中国に到る本州に甚しく、北海道、九州、四国は概ね平年並である。

（八）電力需給状況

次に、需用の状況を比較する為に本年渇水開始前の七月における需用電力量を前年同期と比較すると第六表の通りである。七月は東北以外は概ね豊水であつたから需用に応じ得たわけである。これによれば東北より中国に到る本州の平均需用増加率は一四%であつて、平水であつてもこれだけの需用増加に応ずる為には火力発電を増加しなければならぬところであるが、逆に渇水に見舞われた場合には増加需用分と渇水補給分とが重なり、需給バランスを困難ならしめた。

第六表　豊水月における需用増加比較表

（七月実績、単位百万キロワット時）

	二五年実績	二六年実績	比較
東北	三七三・四	四〇二・〇	一〇七%
東京	七三八・一	八二八・六	一一二%
中部	三六五・九	四三六・七	一二三%
北陸	二〇四・六	二六五・五	一三〇%
関西	六一三・〇	七二一・二	一一七%
中国	一八五・三	二一四・七	一一六%
合計	二、四八〇・二	二、八六八・七	一一六%

（二）火力用炭の推移

斯様に重大な使命を有する火力発電に対しては電気事業者は火力用炭の入手に非常な努力をなしていると伝えられるが、受入れ、消費及び貯炭の関係を見ると第七表に示す如く、消費に追われて貯炭を食い込み、正常な運営ならば冬季に備えて夏季に貯炭を増すべきところを上半期中に

第七表　昭和二十六年度上期全国火力発電用炭の推進

（単位千トン）

		四月	五月	六月	七月	八月	九月
消費高	計画	三、九九・九	三、〇三・〇	三、〇三・五	三、四一・九	四、五六・四	四、三九・三
	実績	三、九八・七	四、一六・二	四、九二・四	三、四四・七	五、七二・九	
消費累計	計画	三、九九・九	六、三・九	九、四三・四	一、二六、八・三	一、七、二四・七	二、一、三・九
	実績	三、九八・七	七、九四・九	一、二八七・三	一、六、三一・一	二、一八九・三	二、七、三一・三
受入累計	計画	三、三一・八	七、三三・一	一、二、〇・三	一、八、四六・九	二、四九六・三	三、一三八・三
	実績	三、五八・〇	七、二一・五	一、〇、二・九	一、六、五一・四	二、二八・〇	二、六、六・二
月末貯炭	計画	二、六七・九	三、四〇・七	三、四〇・八	三、四〇・八	三、四〇・八	三、四〇・八
	実績	二、三六・〇	一、九三・五	一、五〇・七	三、〇六・八	三、〇五・〇	一、八九・九

消費高　計画　四月　四、九九・九　五月　五、〇三・〇　六月　五、〇三・五　七月　五、四一・九　八月　五、五六・四　九月　五、三九・三

消費高　実績　四月　四、九八・七　五月　五、一六・二　六月　五、九二・四　七月　六、四四・七　八月　六、七二・九

消費累計　計画　四月　四、九九・九　五月　九、四三・四　六月　一四、四六・三　七月　一九、四九・三　八月　二五、一六・二　九月　三〇、二六・八

消費累計　実績　四月　四、九八・七　五月　九、九四・九　六月　一五、八七・三　七月　二二、六三・一　八月　二八、七二・九　九月　三四、四三・七

受入累計　計画　四月　三、三一・八　五月　七、三三・一　六月　一二、〇・三　七月　一七、二一・四　八月　二二、四六・九　九月　二五、七一・四

受入累計　実績　四月　三、五八・〇　五月　七、二一・五　六月　一二、〇・九　七月　一七、五一・四　八月　二二、八六・〇　九月　二五、六六・二

月末貯炭　計画　四月　二、六七・九　五月　三、四〇・七　六月　三、四〇・八　七月　三、四〇・八　八月　三、四〇・八　九月　三、四〇・八

月末貯炭　実績　四月　二、三六・〇　五月　一、九三・五　六月　一、五〇・七　七月　三、〇六・八　八月　三、〇五・〇　九月　一、八九・九

て貯炭を増したのは七月のみで、其の他の月に於ては貯炭の食い込みを続け、九月末に於て貯炭計画に比し八〇万トンという大穴となり、各発電所内における炭繰りにも困難する状態となつた。斯様な事態となつた原因は前述の如き電力需用の増加に応じたことにあり、又採算を無視して計画以上の火力運転を敢行し当面の需用に応じた電気事業者の意図は諒とすべきであるが、不幸にして八月の渇水は九月、十月に続き、しかも異常なる渇水となつたので、事態を重大ならしめた。当面の石炭需給状況を以てしてはこの大穴の恢復は容易な事でなく、夏季渇水による電力制限を冬季まで続けざるを得なくなつた重大原因の一となつた。

火力用炭問題に関しては特に関西電力の状況を述べて置く必要がある。関西電力は全国火力発電設備の四〇%に当る一〇八・三万キロワットを有し、渇水期においてその偉力を発揮すべき筋合にある。然るにその石炭入手状況は頗る不振にて、特に八月の渇水による消費増と同月における入炭不調により貯炭の大部分を使い果し、九月、十月と引続く渇水に十分な機能を発揮し得なくなつたことは第八表によつて明かである。

石炭の量に於て弾力性を喪失したばかりでなく、炭質の低下によつて更に発電量の低下を来したことも報ぜられている。第八表の消費量欄における計画と実績とを比較すると全国の場合と同様に消費実績は各月共に公益事業委員会の計画量を上廻り、需用に応ずる為の努力が窺われるが、第五表の出水率表に見る如く七月の豊水一一六%に対しても超過消費を行わざるを得なかつたことは問題である。

第八表　昭和二十六年度上期関西電力発電用炭の推移

（単位千トン）

		四月	五月	六月	七月	八月	九月
消費高	計画	八七・一	六八・三	九七・三	五八・〇	九四・五	一〇三・二
	実績	一〇六・三	一二六・六	一〇九・八	八一・六	一六三・八	一二六・八
受入実績		六七・八	八八・二	一一〇・五	一四〇・一	八五・五	一二一・二
月末貯炭実績		三九・八	三四・四	三五・一	九三・六	一五・三	一〇・七

（ホ）貯水状況

渇水時に於て火力発電と共に補給に当るものに貯水池がある。第九表は全国の主要貯水池における水位の変化を示してある。貯水池の総容量は発電量に換算して表に示された如く八億二千五百万キロワット時であつて、これは石炭に換算して約八〇万トンに相当し、火力発電に比較すると一桁小さいが、冬季渇水期において火力発電所と相まつて水力の減退を補うために重要な役割を持つている。従つて通常の運用方法としては春の豊水に当つて満水し、夏より秋にかけては多季一月及び二月の渇水期に使用すべき貯水量を念頭に入れて使用するのが常識である。然るに石炭使用の場合と同様に電力需用に追われて計画以上の放水を余儀なくされ、東北より中国に至る渇水地帯の貯水池は著しく水位の低下を来した。更に事態を悪くしたことは八月末より九月にかけて通例来襲する颱風がなく、幾分でも水位を恢復する機会を失つたことである。これにより今冬季の電力需給に対する見透しは甚だ不安なものとなつた。

第九表　全国の発電用貯水池水位表（昭和二六年度）

会社名	貯水池	利用水位(米) 満水位	貯水量 百万KWH	八月一日 水位	貯水量	九月一日 水位	貯水量	十月一日 水位	貯水量
北海道	雨竜	二一・〇〇	〇	二七・九六	〇・六八	二三・四四	〇・四一	九・三七	〇・三八
	洞爺	二・一〇	〇・五	二・一〇	〇・五	二・一〇	〇・五	二・一〇	〇・五
東北	十和田	一・六七	〇	五四・二七	一・二九	四五・二〇	一・〇三	三四・〇六	〇・六〇
	田沢	三・〇〇	〇	七六・二三	七・二〇	五一・二〇	三・八二	三三・八一	一・八二
東京	檜原	三・〇〇	一・〇	三三・〇〇	一〇・二五	八八・七一	九・八〇	八〇・七七	九・八〇
	猪苗代	一・八八	(一)一・二六	二〇六・五〇	〇・三二	二一八・五〇	(一)〇・〇三	八三・五〇	(一)〇・〇二
	同換算	二・三七	(一)一・二六	三八四・一〇	一・五六	三二八・六六	〇・八四	一八二・八五	〇・五〇
中部	野尻	二・二七	(一)四・〇九	三〇・〇〇	一・八七	二八・〇〇	〇・二一	一九・三〇	〇・〇三
関西	三浦	四五・〇〇	〇・八三	一〇四・〇〇	四四・四四	九九・六〇	三〇・九六	四六・六〇	二九・三三
中国	王泊	二〇・七〇	〇	一〇・九〇	一八・九六	一〇・〇〇	七・〇七	三・〇八	三・二九
	高暮	三三・三〇	〇	一八・八〇	三〇・八二	一五・七二	二一・九一	九・二一	六・八七
四国	長沢	五三・七〇	〇	三九・七〇	五一・一三	三三・六〇	五一・九七	三六・五七	四〇・六三
九州	塚原	二一・〇〇	〇	七・三〇	二〇・二五	六・九〇	一七・六三	五・九八	九・二〇
	石河内第一	二五・〇〇	〇	一一・七〇	一六・九七	六・四九	一九・七〇	八・〇九	一〇・八四

告示の詳細は省略するが、その概要は一連の使用禁止用途又は器具を指定すると共に、電燈は晝間の使用を禁止し、動力に対しては次の区分により使用量又は使用日を制限している。

小口電力及び大口電力

毎週一回休電日

五百キロワット以上
三千キロワット未満

本年七月実績の一割を制限

三千キロワット以上

本年七月実績の三割制限

鉄道、港湾、通信等

本年七月実績にて制限

この告示は最初一週間適用にて公布されたが、其後延長され、今会期末まで継続されている。

然し乍ら使用制限の実状はこの程度では收まつていない。当委員会が参考人より聴取した実状は大要次の如くである。

先ず渇水状態の最も深刻な中国地区に於ては八月十日より自主的に一般配電線を晝間、月二回の割合で輪番制に遮断し、又晝間の消灯運動をはじめ、同月二十七日より大口電力の一割制限を要請し、其後順次休電日数及び制限量を増加して九月下旬には一般配電線は週三日遮断、大口電力丙（三千キロワット以上）は四割制限、大口乙（五〇〇キロワット以上三千キロワット以下）は三割制限とし、九月二十六日よりは一般配電線に対して一八時より二二時まで毎時十五分間の輪番停電を実施している。これにより十月上旬には総電力に於て三割、電力量に於て三割五分の制限となり、生産の減退と保安維持困難に悩み、緊急対策を強く要請している。

関西電力に於ては六月の中旬より大口電力の一割節電及び一般配電線の週一日節電を需用家に要請し、八月下旬よりは大口の制限を二割とし、一般配電線の停電も回数及び時間を増し、九月中旬の状況では一般配電線の停電は週三日、大口電力乙及び丙に対しては休電日を週二日、使用電力量を三割制限している。斯様な制限が長期に継続することは需用家としても甚だ苦痛とするところであつて、工場経営者は企業採算上に苦悩を深め、労働者は收入減により生活に不安を来している。

関西地区の特長として鉄鋼業者が同地区の不定時電力の最大消費者であるが、偶々七月は豊水にて相当の不定時電力を使用していたところ、今回の告示が不定時電力を除く七月の使用実績を基準として制限を適用することとなつたので使用を許される電力量が少く、制限期間と雖も欠くことの出来ない平炉その他の保安電力を除けば作業可能日数が著しく少くなるから考慮を望むとの陳情があつた。

その他の地区の制限状況は茲に盡し難いが、十月六日の現況においては北陸、関西、中国の大口五割制限、東北にては原則として大口電力は保安電力を除き送電停止等のことあり、全般的に状況は更に悪化し、暗澹たるものがある。

（七）電力危機対策

前項に詳述した如く電力需給関係に無理を重ね、これが補給として石炭及び貯水の放出によつて辛じて需給バランスを保つて来たところ、八月以来の渇水の激化によつて需給の均衡は破綻し、しかもこれが救援としての火力用炭の入手も意の如くでないので、電力事情は九月以降急速に悪化し、危機の様相を示すにいたつた。

電力の使用制限状況

前記各項の状勢により八月下旬頃から各地区にサイクルの低下を来し、渇水の程度も悪化して来たので、公益事業委員会では九月六日に東北、東京、中部、北陸、関西及び中国の六電力会社供給区域内の電気使用者に対して電気の使用制限を告示した。

当委員会としては事態の容易ならざることを感知し、危機の実状並に原因の調査と平行して応急対策につき関係政府機関を督励し、被害を最小限度に止めることに努力した。その大要を述べれば次の如くである。

（イ）石炭対策

水主火従の態勢をとる我が国として渇水対策の重点が火力発電の増加にあることは当然で、火力用炭対策は最も熱心に論議された。

火力用炭に関しては前国会における電気料金の値上問題当時から問題となつていたところである。此の度の渇水が現れなかつた当時に於て六五〇万トンの繰込計画は石炭需給面より見て異論のある所であつた。然し乍ら電力需給面からこの計画を上廻る石炭消費が行われたことは第七表に示した通りである。

然るにこれに見合うべき入炭なく、冬季渇水に備えて貯炭を増加すべき時期に逆に貯炭は漸減し、八月下旬の渇水に遭遇して危機を深からしめたことは前項に述べた通りであるが、概ね平水に推移した七月末までに於て既に全国に於て四〇万トンの超過消費を敢てしたことについては、これに対応すべき有効な措置が講ぜられていたかどうかの問題が起る。これを逆に見るならば電力の需給調整を強化すべしとの問題となるのであつて、この事に就ては別項に述べてある。

然し乍ら電力需給の急速なる悪化は前述の如き根本論や責任追及に時日を空費することを許さなかつた。論議は如何にすれば当面の電力用炭を確保し得るかに集中された。特に八月下旬以来貯炭拂底により危機を伝えられた関西電力の石炭状況については関心を深め、その関係者に参考人として出頭を求め、詳細に説明を聴取したが、会社当事者の努力にも拘らず安心すべき状況ではなかつた。

電気事業を監督指導する公益事業委員会としても火力用炭問題に就ては憂慮し、八月末の関西電力用炭問題に対しては資源庁の援助により阪神地区に於ける他の石炭消費者に対し着炭又は工場貯炭の振替などを懇請して急場を凌ぐと共に従来の入炭不振を挽回し、十二月末貯炭を八〇万トン程度とする為に第三四半期石炭契約要請量全国にて二五〇万トンの確保につき資源庁及び石炭協会等の援助を求めている。而して、九月中に於ける公益事業委員会事務当局の態度は資源庁方面の行政措置に期待し、その結果を注目するということで推移したが、十月八日、九日における当委員会に於ては臨時物資需給調整法に基く法的措置の発動を望むとの意思表示をしている。

当委員会に於ても電力危機打開のためには配炭につき強力なる法的措置を採られたいとの強い発言があつたが、当面の責任官庁である資源庁は八月末以来関西電力用炭につき行つている入着炭又は工場貯炭の電力への振替斡旋措置に努力し、それで不足の場合は発炭地における斡旋措置により実際的の解決を計りたいと発言している。又強制措置に関しては準備の点や補償等の実際面から困難が多いからこれを出来る限り避ける方向に於て解決したいと述べ、経済安定本部産業局もこの意見を支持している。

当委員会の山川委員は石炭事業の実際面から資源庁の意見に賛成し、安本を中心として石炭大口消費者間にて誠意を以つて話合えば現在問題になつている関西、中国等の電力用炭の捻出は現在の制度でも不可能ではないこと、石炭需給の逼迫した現状で電気事業者が所要炭を確保するためには従来の方法を改め、早期に要請量を申入れて生産の軌道に乗せる要あること等の注意を喚起している。

第三四半期電力用炭二五〇万トンの要請に関して資源庁はその月割八〇万トンが粉炭月産一七〇万トンの半に当り、鉄道用炭や進駐軍用炭と競合するから全量確保は困難であるが、十二月末貯炭目標を六〇万トン程度に割愛して二二八万トン程度に切下げるなら鉄道用炭及び進駐軍用炭を確保しその他の需用を三割程度圧縮する方法も考えられるが、之が実行は相当の影響を與えるから各担当部局にて十分検討してもらわなければならぬと述べている。

公益事業委員会としては冬季荒天による石炭輸送の混乱を考えれば貯炭の確保は諦め得ぬところであるが、石炭需給面が資源庁の述べる通りであるならば第三四半期火力用炭の契約及び入炭には相当の不安が残り、今後の問題となるであろう。国内炭の需給状態が以上の如くであるから電力会社にて消費計画を変えぬ以上は輸入燃料に依存する以外に道なく、十月九日の最終委員会にて松永委員長代理は重油八万トン（石炭概算約一六万トン）を確保し、更に三二万トンの外国炭輸入をも交渉中である旨の発言があつた。

（ロ）　水力発電所の繰上げ竣工

本年度竣工を予定されている水力発電所の中、四国電力の第五黒川（最大三、七〇〇キロワット）、九州電力の津江（三、六〇〇キロワット）及び甲佐（三、九〇〇キロワット）、宮崎県営の石河内第一（最大一〇、〇〇〇キロワット）、日本国鉄の小千谷（最大及び常時五〇、〇〇〇キロワット）は既に完成を見た。その他に第一〇表に示す発電所が現在の電力事情を反映して突貫工事にて竣工を急いで居り、いずれも年内に完成して夫々の地区の電力需給に貢献しようとしている。これらの発電所発電力は予定完成年月以降は需給計画に織込み済みであるが、工期繰上分だけは予定外の電力量を利用し得るわけであつて、工事担当者の努力を多としなければならぬ。

新規工事以外にも水力発電所の保修作業又は検査を繰延べて需給状況を助けているものは多数であるが、これらは後日に至り禍を残す惧れもあることを注意せねばならない。

第一〇表　本年度竣工予定水力発電所

（十月以降年度内竣工予定）

府県	事業者	発電所	最大出力	常時出力	完成予定
大分	大分県	戸上	九、六〇〇	四、四〇〇	二六、二
北海道	北海道電力	豊越	四、八〇〇	二、四〇〇	二六、三
〃	〃	久保内	七、三〇〇	二、八〇〇	二六、三
長野	関西電力	滝越	二七、五〇〇	九、八〇〇	二六、三
富山	〃	成出	三五、〇〇〇	九、〇〇〇	二六、三
福島	東北電力	沼沢沼	三、六〇〇	一四、五〇〇	二六、三
京都	関西電力	新庄	七、〇〇〇	二、七〇〇	二七、一
長野	中部電力	平岡	四一、〇〇〇	三〇、五〇〇	二七、一
群馬	東京電力	箱島	三三、〇〇〇	三三、七〇〇	二七、一
合計			一八六、三一〇	九〇、九五〇	

（八）　電力の使用制限

夏季渇水による需給調整のために九月六日付を以つて電力使用制限に関する告示を発したことは前項に於て述べた通りである。然し乍ら今回の電力危機の実相はさきに詳述した通り単なる渇水による一時的の使用制限を以つてしては解決し難きものがある。今後秋季に於て多少豊水に恵まれることがありとしても夏季渇水期前に失いたる貯水は恢復すべくもなく、石炭の入手状況及び今後の見込も前述の如くであるから例年の冬季渇水期を数ヶ月後に控えて電力の使用制限以外に道がなくなつた。この点に関しては各種係数を詳細に握る公益事業委員会としてはこの方法を採らざるを得ないことを最初から認めていたが、当委員会としてもこれを計画的に進めて国民の被る被害を最小限度に抑える以外に方法なきことを認めざるを得なかつた。斯くて夏季より冬季に亘る未曾有の長期使用制限を現出することとなつた。

電力の使用制限が従来の如く短期に行われるものであるならば被害も甚しくないが、今回の如く長期化が予想される場合には社会に対する影響も甚大となり、考慮を要する問題も多くなる。之に対して先ず栗山委員より電力需用の実状、火力用燃料の入手見透し及び貯水の現状を基礎として今冬季に対する電力不足率の見透しを公益事業委員会に求めたところ、第一一表の提出があつた。これによれば、下期計に於て石炭が所

要量四〇七・五万トンを入手出来たとしても平水にて六・九%、一割渇水にて一三・八%、二割渇水にて二〇・七%の不足となることを示し、最悪の場合として石炭の入手が一〇〇万トンを減じ、三割渇水の場合には三三・五%の不足となることを示している。固より渇水状態がどの程度となるか、又火力用燃料を現実にどの程度入手し得るかは今後の推移を見なければならぬが、相当の不足となるべきことは否むことが出来ない。これに対して委員会に於ては国民に心用意をさせる為に公益事業委員会にて今後の見透しつき率直に国民に公表する用意があるかとの質問があつたが、松永委員長代理は公衆に異怖心を抱かしめ人心に不安を来さしめることはよくないと思うし、又さようなことをすれば事業者が幾らか安心して努力に欠けることなきやをおそれる。然し乍ら楽観してよいということも絶対戒めなければならない旨の答弁をしている。

第一一表　昭和二十六年度下期出水率及び火力用炭減少による想定不足電力量

（単位百万キロワット時）

渇水段階	第三四半期				第四四半期				下期計			
	一〇〇%	九〇%	八〇%	七〇%	一〇〇%	九〇%	八〇%	七〇%	一〇〇%	九〇%	八〇%	七〇%
需用増加による不足量(A)	六九一・三	六九一・三	六九一・三	六九一・三	六九一・三	六九一・三	六九一・三	六九一・三	一、三八四・五	一、三八四・五	一、三八四・五	一、三八四・五
渇水による不足量(B)	—	七三五・〇	一、四七〇・九	二、二〇六・九	—	六二六・六	一、二五三・二	一、八七九・四	—	一、三六一・六	二、七〇三・九	四、〇八五・三
石炭百万トン減による不足量(C)	五三七・二	五三七・二	五三七・二	五三七・二	六二四・六	六二四・六	六二四・六	六二四・六	一、一六一・八	一、一六一・八	一、一六一・八	一、一六一・八
A+B	六九一・三	一、四一六・三	二、一四一・二	二、八六六・二	六九一・三	一、三八二・七	二、〇九九・一	二、七五五・六	一、三八四・六	二、七九九・〇	四、〇五五・二	五、六八五・八
A+C	一、二三八・五	一、二三八・五	一、二三八・五	一、二三八・五	一、二八〇・八	一、二八〇・八	一、二八〇・八	一、二八〇・八	二、四八五・三	二、四八五・三	二、四八五・三	二、四八五・三
A+B+C	一、九四二・八	一、九四二・八	一、九四二・八	二、七七八・四	一、九四七・〇	一、九四七・〇	一、九四七・〇	一、九四七・〇	三、八九〇・三	三、八九〇・三	三、八九〇・三	三、八九〇・三
計画供給力(D)	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	一〇〇三・五	二、〇〇七・〇	二、〇〇七・〇	二、〇〇七・〇	二、〇〇七・〇
不足率 A+B/D %	六九	一四・一	二一・三	二八・六	六九	一三・五	二六・五	三五・九	六九	一三・八	二〇・七	二七・六
不足率 C/D %	五三・五	五三・五	五三・五	五三・五	六二・四	六二・四	六二・四	六二・四	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
不足率 A+C/D %	一二・五	一二・五	一二・五	一二・五	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・八	一二・八	一二・八	一二・八
不足率 A+B+C/D %	一九・四	一九・四	二六・六	三五・九	一二・四	二〇・〇	二六・〇	三五・〇	一二・八	一九・七	二六・六	三五・〇

註　(A)　最近の需用増加を勘案した下期推定実需用と年度計画需要量(発電端)との差
(B)　渇水による水力供給力の減少分
(C)　下期四〇七・五万トンに対し一〇〇万トンの入炭減を生じた場合の火力発電減少分
(D)　年度計画に織込んだ供給力

絶対不足する電力の使用を最も有効ならしめる為に経済安定本部にて電力使用の方途を国民に示す考はないかとの質問に対して産業局次長は制限量の予測が不明であるから作業は困難であるが、研究したいと述べている。

電力の使用制限と共に新規需用の取扱いも重要な問題となつた。既往の需用家がこれだけ制限を受けるのに新規需用を漫然と受け入れることは妥当でないとの意見も出たが、これに対する方策は需給調整規則の改正に関する項に述べたと同様に何等かの基準を設けて新規需用を抑える必要が認められた。

公益事業委員会調

（二）　地帯間電力融通の強化

電気事業再編成後の各電力会社は独立採算による責任経営を行う建前となつているから他社との電力融通は関係会社が相互に利益となる場合には行いうるが、利害相反する場合には困難が多い。平常時においては予め関係者間における契約に従つて融通を行つて来たが、今回の渇水は本州所在会社の出水率を全般的に低下すると共に、区域によりその渇水程度に著しき差を生じた。これに対応して各社は協議の上で契約に拘らず融通量を増減して相互援助を行つて来たが、供給力の減少に伴いこれには自ら限度が現れた。他方、公益事業令第五條には斯様な場合における融通命令権が想定されて居り、今回の如き異常渇水にこれを発動しなければ斯様な條項を存置した意味がないではないかとの見解も生じて来る。

斯様に九分割の現実と融通命令の発動との関係は微妙であるが、渇水の激化により中国、関西、東北等の供給力が激減するに及んでこれら地区の最低生活保証のために融通命令を発動すべきではないかとの意見が強くなつた。

十月八日の本委員会における佐々木委員との応答に於て松永委員長代理は数日中に技術的可能の限度に於て制限率の均等化を行うべき旨答弁したが、その翌日にはこれを技術

的そのほかの事情がこれを許さぬ場合はその限度において最大の努力をすると訂正している。当委員会としてはこれを不満とし、前日の速記と対照して再確認を求める等のことがあつたが、松永氏はそれまでの相互融通は不満であるから電気事業者に対して立案を求め、その返事によつて適当な処分をすると述べてこの問題は終つている。

（ホ）内閣に対する要望

以上累説の如く委員会に於ては電力危機打開に関しては最終日まで政府関係当局に対して事項別に早急処理するよう督励するところがあつたが、本問題の影響するところは頗る多岐に亘り、内閣の綜合施策を要するものと認められたので最終日に於て左の要望書を決定し、内閣官房長官に手交して政府の善処を要望した。

電力危機打開に関する要望書

本委員会の九月以来の真摯なる調査の結果現下電力危機は、我が国産業経済は申すに及ばず国民生活に対して決定的圧迫を加えることが明らかとなつた。そしてこの打開には一局部の努力では応急措置すら至難の状況にあることを憂慮するものである。

よつて本委員会は、政府が公益事業委員会の責任を明確にすると共に緊急に次の措置を採られることを要望する。

一、下期電力用炭を緊急に確保すること

二、電力の全国的相互融通を徹底すること

三、電力危機に対処する生産の綜合計画を樹立すること

四、賃金不払による労働不安に対し格段の措置をとること

昭和二十六年十月九日

参議院電力問題に関する特別委員会

委員長　西田　隆男

内閣総理大臣吉田茂殿

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月九日

公職選挙法改正に関する特別委員長代理

理事　池田宇右衛門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松原　一彦　北村　一男
上原　正吉　安井　謙
大野　幸一　小笠原二三男
吉川末次郎　兼岩　傳一
小林　政夫　相馬　助治
有馬　英二　金子　洋文
柏木　庫治

本委員会は八月十六日院議をもつて前国会同様設置されたが、翌十七日第一回委員会を開き、委員長を互選した後、議長宛継続調査承認要求書を提出する件及び前回同様「公職選挙法改正立案に関する小委員会」を設け改正案の起草に当らせることを決定した。継続調査の件について

は議院の承認があり、本委員会は閉会中も活動を継続することとなつたので、小委員会を十月八日迄に都合六回開き、小委員会として一応の試案を得るに至つた。よつて十月九日委員会を開き小委員長の報告を聴取したが、結局本委員会としては結論に到達することなく終つた。なお、小委員長報告の要旨は左記の通りである。

記

一、選挙期日の公示又は告示（三一条―三四条）

選挙期日の公示又は告示は、次のように行うこと。

(1)	衆議院議員	選挙期日前二五日(現行三〇日)
(2)	参議院議員	〃　三〇日(現行通り)
(3)	都道府県知事	〃　三〇日(現行通り)
(4)	都道府県の教育委員	〃　二五日(現行三〇日)
(5)	都道府県議員	〃　二〇日(現行通り)
(6)	市（五大市を除く。）の長、議員及び教育委員	〃　一五日(現行二〇日)
(7)	町村の長、議員及び教育委員	〃　一〇日(現行二〇日)

註　(1)　都道府県と市町村との間の同時選挙の場合における告示期間をどうするか。（一一九条三項）

(2)　知事の場合以外は、衆案通り。

二、投票方法（四六条）

参議院全国選出議員及び市町村の議員の選挙を除き、記号式投票方法を採用すること。

註　記号式投票方法の採用に際し、次のような問題を考慮すること。

(1)　投票用紙に候補者の氏名を掲げる順序をどうするか。

(2)　候補者の党派別を投票用紙に印刷するかどうか。

(3)　どのような記号を用いるか。

(4)　補充立候補の場合は、どうするか。

(5)　不在者投票の場合は、どうするか。

(6)　点字投票は現行通りとするか。

(7)　町村の長及び教育委員の選挙における立候補の締切が選挙期日前五日であるが、投票用紙の印刷が間に合うかどうか。

三、代理投票（四八条、令三九条―四一条）

なるべく多数の選挙人を参加させる建前の下に次の趣旨の規定を整備して存置すること。

(1)　代理投票においては、補助者二人を選任し、その一人に選挙人が指示する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない旨の規定(令三九)を法律に設けること。

(2)　右の補助者の不正行為に対しては、詐偽投票と同じく処罰すること。(二年以下の禁こ、又は二万五千円以下の罰金)

註　衆案通り。

四、不在者投票（四九条、令五〇条―六五条）

病気等の事由による不在者投票は、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院等において行う場合に限りこれを認めること。

註　衆案通り。

五、立候補の届出(八六条)

立候補の届出は、選挙期日の公示又は告示の日から次の期限までとすること。

(1)	衆議院議員	選挙期日前一五日(現行一〇日)	
(2)	参議院議員		
	(イ)　全国選出	〃　二〇日(現行通り)	
	(ロ)　地方選出	〃　二〇日(現行一〇日)	
	(3)　都道府県知事	〃　二〇日(現行一〇日)	
	(4)　都道府県の教育委員	〃　一五日(現行一〇日)	
	(5)　都道府県議員		
	五大市の長、議員及び教育委員	〃　一〇日(現行通り)	
	(6)　市(五大市を除く。)の長、議員及び教育委員	〃　一〇日(現行通り)	
	(7)　町村の長、議員及び教育委員	〃　五日(現行一〇日)	

註　知事の場合以外は、衆案通り。

六、公務員の立候補制限（八九條）

現行通りとすること。

七、決選投票（一一七條、一一八條、九五條）

現行通りとし決選投票の手続の簡素化を図るべきであるとか、法定得票数の制限を撤廃して決選投票を廃止すべきであるとか、法定得票数を1/4に引下げて決選投票を廃止するとか種々の意見があつたが結局できる限り決選投票を避け、首長の選挙の趣旨を貫徹する方法を考究することに決定した。

八、選挙運動の期間（一二九條）

選挙期日の公示又は告示の日及び立候補締切日の改訂に伴い、それぞれ次のように短縮される。

	公示又は告示	立候補締切	立候補届出期間	選挙運動期間
衆	選挙期日前三日	選挙期日前一日	公示又は告示の日から一〇日間	最大限 三日間 最小限 一日間
参	〃	〃	〃	最大限 一〇日間 最小限 三日間
知事	〃	〃	〃	最大限 三〇日間 最小限 二〇日間
都道府県の教育委員	〃	〃	〃	最大限 二〇日間 最小限 一〇日間
都道府県議員五大市の長、議員、教育委員（現行通り）	〃	〃	〃	最大限 一五日間 最小限 一〇日間
市（五大市を除く）の長、議員、教育委員	〃	〃	〃	最大限 一〇日間 最小限 一〇日間
町村の長、議員教育委員	〃	〃	〃	最大限 一〇日間 最小限 五日間

註　(1)　右の改正に伴い都道府県と市町村との間における同時選挙の場合の選挙運動期間をどう定めるか。

(2)　知事の選挙以外は、衆案通り。

九、事前運動（一二九條、一三九條参照）

事前運動の定義を明文化し、その弊害を除去する方法を考究すること。

一〇、選挙事務所の数（一三〇條、一三一條）

現行通りとすること。なお、参議院全国選出議員候補者の選挙事務所設置者に対し事務所所在の都道府県の選挙管理委員会にも届け出るべきことを義務づけることは、事務手続が非常に繁雑となるから反対である旨を決定した。

一一、運動員及び労務者の数の制限

現行通り数の制限を設けないこと。

一二、戸別訪問（一三八條）

全面的に禁止すること。但し戸別訪問の概念を「投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人の住居又は事務所その他住居に準ずる場所を順次に訪問すること」というように明文化すべしとの意見があつた。

註　選挙期日後の挨拶行為として候補者の行う戸別訪問も、右と同様禁止すべきか。（一七八條参照）

一三、飲食物提供の禁止（一三九條）

全面禁止、制限撤廃の両論があつたが、結局現行通りとすることに決定した。

一四、気勢を張る行為（一四〇條）

自由とすべしとの意見が相当あつたが、未決定。

一五、自動車、拡声機及び船舶（一四一條）

町村の選挙に使用する拡声機は、一擲に制限し、その他は、現行通りとすること。

一六、文書図画の頒布（一四二條）

無料郵便物の範囲の拡張及び枚数の増加について考慮すること。なお、全有権者に無料郵便物を頒布することは、誤つて配達されなかつた選挙人の感情をそこなう虞があり、その反面頒布の効果が減殺されるし、また印刷、発送の経費がかさむ等の理由でこれを採用しないことに決定した。

註　無料郵便物の範囲の拡張及び枚数の増加その他選挙公営の拡充に伴い、公営納付金を増額すべきではないか。（九四條）

一七、文書図画の掲示（一四三條、一四二條三項但書）

(1)　候補者がたすき、腕章その他候補者たることの標識を身につけることを認めること。

(2)　第一四一條に規定する選挙運動用自動車及びそりに使用する看板を法認すること。（一四三條一項二号及び三号）

一八、選挙運動用ポスターの掲示（一四三條―一四五條、一四七條）

(1)　ポスターの枚数（一四四條）

都道府県の知事及び教育委員の選挙に使用するポスターは、参議院地方選出議員の選挙の場合と同様、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに一千枚を三千枚に加えた枚数とし、その他は、現行通りとすること。

(2)　ポスターの掲示箇所（一四五條）

国又は地方公共団体の所有し、又は管理する電信柱、橋りよう及び公営住宅にポスターの掲示を許すこと。

(3)　文書図画の撤去（一四七條）

掲示したポスターは、選挙終了後遅滞なく候補者又は掲示責任者が撤去する義務があるものとすること。（罰則は設けない。）

なお、次のような意見（衆議院案通り）も提出された。

(1)　文書図画のうち選挙運動用ポスターの掲示は、全面的に禁止すること。

(2)　右による選挙運動用ポスターの廃止に伴い、現行の公営による候補者の氏名等の掲示制度に関し、掲示箇所、掲示期間等に改善を加えこれを活用すること。

(3)　公営施設使用の個人演説会を開催する場合においては、候補者一人につき同一施設ごとに一回を限り公営により、候補者の氏名、日時及び演説会場を表示する立札（一箇）を演説会開催当日その会場前に掲示すること。（会場内に限り現行通り個人の自由とする。）

註　(1)　第一四三條（文書図画の掲示）第一号及び第四号に規定するポスター、立札、ちようちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止し、又は演説会若しくは街頭演説が終了した場合においては、直ちにこれらを撤去しなければならない旨の規定（令一一一條）を法定すべきか。

(2)　投票所の入口から約一町以内のポスターを選挙の前日及び当日において、選挙管理委員会が撤去する必要がないようにするか。

一九、新聞紙の報道の自由（一四八條）

人気投票を禁止すること。

二〇、政見放送（一五〇條）
　録音の利用及び放送回数の増加について考究すること、なお、将来民間放送の実情を見た上で必要があればその制限を考慮すること。

二一、公営立会演説会（一五二條、一六〇條の二）
　都道府県及び市町村の議員の選挙においては、任意に立会演説会を開催することができるものとすること。
　註　市町村の教育委員については、任意制立会演説会もできないこととする。

二二、個人演説会の施設の無料使用（一六四條）
　現行通りとすること。

二三、特定の建物及び施設における演説（一六六條）
(1)　らい療養所内においては、管理者の定めるところにより個人演説会を行い得るようにすること。
(2)　職員団体が当該建物の管理者の承認を得て市町村選挙管理委員会に申し出た場合には、公共建物において個人演説会を行い得るようにすること。
(3)　公共建物を私営立会演説会に使用する途をひらくこと。

二四、街頭演説（一六六條の二）
　現行通りとするも、連呼行為禁止の脱法を目的とする街頭演説を禁止する趣旨の規定を設けること。なお、次のような意見（衆議院案通り）も提出された。
(1)　選挙運動のためにする街頭演説については、一定の証明書及び標旗を所持する場合でなければ、これを行うことができないものとすること。
(2)　右の証明書及び標旗は、当該選挙管理委員会が候補者一人につき各一箇（参議院全国選出議員の場合は各一五箇）を交付すること。

二五、連呼行為（一六六條の二）
　演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする場合を除く外連呼行為は、一切禁止すること。なお、現行通りとする意見及び次のような意見（衆議院案通り）も提出された。
　連呼行為については、街頭演説と同様のものとみなし、街頭演説を行いうる場合の証明書及び標旗を所持する場合及び第一四一條第一項に規定する自動車又は船舶の上において、選挙運動用拡声機を使用してする場合でなければ、これを行うことができないものとすること。

二六、選挙公報（一六七條、一七二條の二）
(1)　発行
　義務制選挙公報を発行する選挙以外の選挙については、任意に選挙公報を発行しうるものとすること。
(2)　発行回数、掲載字数、配布期限等に関しては、おおむね現行通りとすること。
　註　配布期限に関する部分を除き、衆案通り。

二七、選挙運動費用（一九四條、一九五條）
　適正な額に改訂することを考慮すること。
　註　(1)　選挙運動に関する収支報告は、中間報告を廃止し、選挙期日から一五日以内に精算の上一回報告させることとするか。（一八九條参照）
(2)　費用超過による当選無効の出訴期間（三十日以内）を延長するか。（二一〇條）

二八、運動用自動車の費用の除外（一九七條）
　第一四一條第一項に規定する選挙運動用自動車の費用は、各選挙に通じて、選挙運動の法定費用に加算しないこと。
　註　衆案通り。

二九、罰則（二二一條―二五五條）
　詐偽投票の未遂を罰するものとし（二三七條）、その他罰則を整備すること。なお、左の如き少数意見があつた。
(1)　第二五一條第一項（当選人、総括主宰者の犯罪による当選無効）の但書（連坐の免責規定）は、連坐制度を有名無実にしてしまうので削ること。
(2)　選挙犯罪者（罰金刑に処せられた者を除く。）に対して選挙権及び被選挙権を停止せず、又はその停止期間を短縮する裁判所の情状しゃく量権を認めないこと。（二五二條三項）

以上

調査報告書

国家公務員の給與問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないがここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

人事委員長代理理事　千葉　信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森崎　隆　加藤　武徳
木下　源吾　小野　哲
紅露　みつ

　本委員会においては国家公務員の給與問題に関し問題の解決が緊急を要する実情と公務員制度に及ぼす影響の重要性とに鑑み前国会に引続き閉会中三回にわたり委員会を開き調査を行つてきた。
　先ず給與ベース改訂の問題に関しては、八月二十日人事院より国会及び内閣に対して国家公務員の給與に関する報告並びにその改訂勧告が提出せられた。
　又勤務地手当の支給地域区分に関しては、先の五月十七日の人事院勧告が提出せられたにも拘らず、政府側より法律案の提出をみるに至らず現在に至つており、その地域区分についても尚今後の検討にまつ所が少くない。
　これらについては委員会において政府の関係者よりそれぞれ詳細な説明を求め質疑を行つたが、これらは次期国会に提出を予定せられている補正予算と密接な関連を有するものであり、まだ政府側より給與改訂等に関する具体案の説明を得るに至らないので問題の解決は次期国会にまつことになり、閉会中に結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

金融政策並びに制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

大蔵委員長代理理事　大矢半次郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　黒田　英雄
伊藤　保平　櫻内　辰郎
成瀬　幡治　菊川　孝夫
松永　義雄　菊田　七平
木村禧八郎　小林　政夫
田村　文吉　木内　四郎

　本委員会は、さきに八月十七日、議長に対し、調査未了の報告書を提出し、引続いて、議院の議決を経て、第十一回国会閉会後も継続調査を行い、広く関係資料の蒐集に努めるとともに、去る九月十九日、小汀利得君から税制改正問題に関して、その意見を聴き、翌二十日、日本輸出銀行及び日本開発銀行の業務内容につき、両行役員から、それぞれ説明を聴取した。更に十月八日、渡辺前大蔵省財務官より米国経済の実情、国際金融機構加入問題及び日米経済関係等についての意見を聴取した。
　右は閉会中における調査経過の概要であるが、本調査は、平和條約の締結により国際経済との関連において益々その重要性を加えている現状に鑑み、更に慎重なる調査の継続を期している次第である。

調査報告書

教育及び文化に関する一般調査
（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

文部委員長代理理事　加納　金助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　若木　勝蔵
岩間　正男　矢嶋　三義
高田なほ子　高良　とみ
川村　松助

本委員会は、教育及び文化に関する一般調査を進めているが、その対象が極めて広汎多岐に亘るため、閉会中の調査対象を、特に緊急を要する六・三制建築整備、学校給食及び教育環境整備に関する諸問題に求め、第十一回国会閉会中、委員会二回、連合委員会五回を開いて、鋭意調査を行つて来たが、これらの諸問題の解決は相当困難であつて、更に慎重な検討を要すべき点もあり、未だ全般的には結論を得るに到らなかつたが、その概要は次の通りである。

一、六・三制建築整備

六・三制学校校舎が、老朽その他危殆に瀕している現状にかんがみ、速かにこれが解決を図る必要上、九州地方に議員を派遣して現地調査を行う一方、関係官庁からその基礎資料を蒐集し、文部委員会専門員に調査を行わせている。

一、学校給食

見返資金の打切りにより、学校給食が中止のやむをえない状況にあつたので、本委員会は、大蔵・文部両当局から実情を聴取し、取りあえず、明年三月まで継続すべき経費十五億円を、二十六年度補正予算に計上させた。

一、教育環境整備

（イ）東京水産大学の敷地及び校舎に関する件

八月二十八日と九月六日の二回に亘り、水産委員会と連合委員会を開き、大橋法務総裁から、遅くも明年七・八月頃までに、越中島の元校舎に復帰するよう努力するとの約束を得、天野文相もこの方針を堅持する意見を開陳した。

（ロ）国立町文教地区指定の件

九月四日の法務委員会との連合委員会開催当日、国立町議会が八月三十一日の決議に基いて、同町文教地区指定の申請書を東京都へ提出する運びとなつたから、一応の落着を見た。

（ハ）立川市競輪場開設の件

同競輪場は、通商産業省の承認と東京都の建築許可により、工事を進行させていたが、競輪による教育上の弊害を最少限度に止めるため、九月五日の通商産業委員会との連合委員会において、証人を喚問し審議の結果、両委員長の名によつて、次のような要望書をそれぞれの関係者に送附したが、その影響もあり、立川市は十月五日の開催予定であつた競輪を、十月二十六日まで延期し要望書に強調された除害施設の完成に、晝夜兼行で努力し、九月二十八日の文部委員会専門員の現地調査によつても、ほぼ完成を見たものと思料されたから、本件は大体所期の目的を達成した。

要望書

立川市長殿

参議院通商産業委員長
同　文部委員長

参議院通商産業委員会及び文部委員会は、立川市競輪場に関する件につき連合委員会を開いて調査審議の結果、同競輪場は既に其の設置経緯において種々の問題を惹起したのに鑑み、競輪の施行に当つては、立川市において左記の諸條項の確実な実施をはかられたき旨、特に要望することに決したから茲に御通知する。

一、競輪場建築許可の諸條件を完全に実現すること。

一、立川市教育委員会に約定した通り競輪収益を優先的に教育費に充当すること。

一、競輪開催の際、治安及び良俗維持のため万全の措置をはかること。

要望書

立川市教育委員長殿

参議院通商産業委員長
同　文部委員長

参議院通商産業委員会及び文部委員会は立川市競輪場に関する件につき連合委員会を開いて調査審議の結果、同競輪場はその設置経緯において種々の問題を惹起したのに鑑み、競輪の施行に当つては今後、監督庁として、貴下に格段の御配慮を要望することに決したから茲に御通知する。

（なお、御参考迄に別紙立川市長宛の要望書を添附する。）

要望書

立川市公安委員長殿

参議院通商産業委員長
同　文部委員長

参議院通商産業委員会及び文部委員会は、立川市競輪場に関する件につき連合委員会を開いて調査審議の結果、同競輪場は既に其の設置経緯において種々の問題を惹起したのに鑑み、競輪の施行に当つては、貴公安委員会において、秩序及び良俗の維持のため格段の配慮をされたき旨、特に要望することに決したから茲に御通知する。

（なお、御参考迄に、別紙立川市長宛の要望書を添附する。）

要望書

通商産業大臣殿

参議院通商産業委員長
同　文部委員長

参議院通商産業委員会及び文部委員会は立川市競輪場に関する件につき連合委員会を開いて調査審議の結果、同競輪場はその設置経緯において種々の問題を惹起したのに鑑み、競輪の施行に当つては今後、監督庁として、貴下に格段の御配慮を要望することに決したから茲に御通知する。

（なお、御参考迄に別紙立川市長宛の要望書を添附する。）

要望書

東京都知事殿

参議院通商産業委員長
同　文部委員長

参議院通商産業委員会及び文部委員会は立川市競輪場に関する件につき連合委員会を開いて調査審議の結果、同競輪場はその設置経緯において種々の問題を惹起したのに鑑み、競輪施行に当つては、同市が建築許可の諸條件を完全に実施するよう格段の御監督を此の際特に貴下に要望することに決したから茲に御通知する。

（御参考迄に、別紙立川市長宛の要望書を添附する。）

（ニ）武蔵野市特飲街の件

食品衛生法によつて認められた純喫茶店の売春取締條例違反に関する問題として、九月三日、法務・厚生両委員会と連合委員会を開き、証人を喚問して審議したが、結論に至らず、今後問題の推移を監視し、必要に応じて更に連合委員会を開くこととなつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　藤森　眞治

谷口弥三郎　藤原　道子
井上なつゑ　長島　銀藏
中山　壽彦　有馬　英二
石原幹市郎　松原　一彦

社会保障制度に関する調査（第十二次中間報告）

本委員会においては、社会保障制度の確立がわが国現下の最も重要な課題であることを認め、その立法化に資する目的をもつて、第四回国会以来議長の承認をうけて本調査を継続し、既に第十一次の中間報告を行つて来たが、閉会中も熱心に調査を続行した。

即ち今期国会閉会中においては、本委員会内にらい対策に関する小委員会外四種の小委員会を設置し、左の通り開会して夫々関係部門より社会保障制度に関係ある事項について、実情並びに対策等を聴取し、これに検討を加え研究を進めたのである。

一、らいに関する小委員会（十月五日開会）

厚生省公衆衛生局長、同医務局療養所課長よりらい患者の実情、救らい施設及び対策等について説明聴取、質疑応答。

二　遺族援護に関する小委員会（十月六日開会）

引揚援護庁援護局長並びに厚生省関係官より戦争犠牲者援護に関する諸問題について対策意見等聴取、質疑応答。

三　結核予防に関する小委員会（十月八日開会）

厚生省公衆衛生局長及び結核予防課長より結核予防に関する諸問題について説明聴取、質疑応答。

四　保険経済に関する小委員会（十月八日開会）

診療担当者側代表（日本医師会）及び被保険者側代表（産別保健部長、総評福祉対策部長）より保険経済の実情について説明聴取、質疑応答。

五　看護に関する小委員会（十月九日開会）

厚生省医務局次長及び看護課長より改正看護婦法の実施状況その他について説明聴取、質疑応答。

而して本委員会においては、右小委員長から夫々経過報告を求めたのであるが、何分にも本調査事件は頗る広汎多岐に亘るため、未だ結論に到達せず今後引続き調査を必要とする。一応これをもつて第十二次中間報告とする。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

廣瀬與兵衞　小松　正雄
松本　昇　結城　安次
境野　清雄　佐多　忠隆
西田　隆男　上原　正吉
山川　良一

本委員会は「通商及び産業一般に関する調査」を第十一回国会閉会後も引続き行つた。

その間、肥料需給調整制度の問題について、政府及び業界関係者の意見並びに事情を聴取し、また、日米経済協力、国際通貨基金等に関する問題、講和後の通商産業政策一般に関する諸問題等について、政府側の見解を聴取する等、諸般の事項について調査研究して来たのであるが、結論を得るに至らなかつた。

なお、立川競輪場設置の問題に関して、同競輪場の教育環境に及ぼす影響に鑑み、文部委員会と連合委員会を開催し、地方自治体関係者その他を証人として出頭を求め、事情を聴取した。

調査報告書

一般運輸事情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

前田　穰　村上　義一
カニエ邦彦　小泉　秀吉
小酒井義男　高田　寛
内村　清次

本委員会は、一般運輸事情に関する調査を閉会中も継続して行つてきたが、特に日本国有鉄道の輸送力増強、鉄道運賃、バス運賃改訂問題、最近の航空事業、今後の海運事情等につき政府、日本国有鉄道及び関係機関より資料の提出を求め、且つ説明を聴取した外、九月には北海道、東北、北陸、山陰、九州の各地に議員を派遣し、陸上輸送力特に滞貨の現状、港湾整備状況、海上保安、気象業務並びに観光施設の現況を実地に視察するとともに、現地各関係官庁及び民間関係者の意見を聴取した。

しかしながら本件の対象は広汎多岐に亘りいまだ調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

電気通信委員長代理理事　村尾　重雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　尾崎　行輝
鈴木　恭一　水橋　藤作

本委員会は「電気通信事業運営状況に関する調査」について、第十一回国会閉会中調査をしたが、結論に達しないので、引続き閉会中も調査を継続することとし、三回にわたり委員会を開き、あるいは所管省の説明を求める等着々調査を進めて来たが、期間僅少のため未だ調査を完了するに至つていない。

調査報告書

労働行政の実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

原　虎一　椿　繁夫
堀木　鎌三　赤松　常子
波多野林一　堀　眞琴
岩男　仁藏

調査報告書

電波行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

電気通信委員長代理理事　村尾　重雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　尾崎　行輝
鈴木　恭一　水橋　藤作

本委員会は「電波行政に関する調査」について、第十一回国会閉会中調査をしたが、結論に達しないので、引続き閉会中も調査を継続することとし、三回にわたり委員会を開き、あるいは所管庁の説明を求める等着々調査を進めて来たが、期間僅少のため未だ調査を完了するに至つていない。

労働行政の実情に関する調査は賃金の不拂、失業事情とその対策、労働基準行政等労働行政の全般に亘つて、その実情を把握し政府の施策、労働法規の施行状況を調査することを目的としたものであるが、閉会中になした調査の主なるものは次の通りである。

数回に亘り委員会を開き昭和二十六年度四月以降の国鉄職員の賃金に関する調停案の処理状況については政府、国鉄中央調停委員会、国鉄当局、労働組合の各責任者から意見を聴取した結果調停案完全実施のために必要な予算を国会に提出して承認を求めるべきであるとの意見に一致したので、その趣旨を政府に伝達して、調停案の実現を要望した。次に労働省の機構改革並びに予算削減、減員の問題については、政府、民間代表の説明又は意見を求め事情を聴取した。次に事務局に命じて、労働基準行政の実情、失業情勢とその救済状況、及び関西中国地方の電力不足による労働不安の実情等を調査せしめた。

しかしながら本調査は、その対象が広汎多岐に亘り、その実態も社会情勢の変化に伴い刻々変化するものであるから、これを完全に把握することは容易でなく未だ所期の目的を達成することができなかつた。

調査報告書

労働関係法規改廃問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

原　虎一　　椿　繁夫
堀木　鎌三　　赤松　常子
波多野林一　　堀　眞琴
岩男　仁藏

本調査は講和調印後の日米経済協力或は経済自立体制確立等に関連して労働関係法規の改廃が問題とされるに至つたので、これは法の適用を受ける使用者、労働者に重大な関係を有するのは勿論、日本産業の将来或はその国際的信用にも深甚なる影響を及ぼすものであるから、これら法規改訂の動向に留意しこれに検討を加え、その状況を審かにすることが必要でありそれを目的として調査をはじめたものである。閉会中行つた調査の主なるものは次の通りである。

数回に亘り委員会を開き、中央労働委員会会長中山伊知郎君、公共企業体仲裁委員会委員長今井一男君及び政府側各関係者より意見を聴取した。又ゼネスト等禁止に関する問題について法務総裁の見解を求め、その所信をただした。次に事務局に命じ労働関係法規改訂に関する各方面の意見を蒐集せしめ、その整理をなさしめた。

しかしながら本調査はその対象が広汎多岐に亘るのみならず今後一層重大な段階に入るものであるから引続き調査を進めたい。

調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田中　一　　小林　亦治
東　隆　　赤木　正雄
徳川　宗敬　　深水　六郎
小川　久義

第十一回国会閉会中本委員会は左記事項を調査した。

一、行政機構の改革に関して、建設行政のあり方につき野田建設大臣に質疑を行つた。

一、ケイト台風及びその後の災害状況と、その対策について野田建設大臣及び係官から実態を聴取した。

一、京都府下防水溜池工事（平和池）の災害について、実地調査に基づき根本農林大臣及び係官から災害の実態とその対策について説明を求めた。

尚本問題は調査を続行することになつた。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十一日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　　鬼丸　義齊
宮城タマヨ　　須藤　五郎
中山　福藏　　岡部　常
長谷山行毅

本委員会においては、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、司法制度に関する事項、新刑事訴訟法の運用等に関する事項、青少年犯罪に関する事項及び民事訴訟法改正に関する事項等について閉会中継続調査を行つたのであるが、この閉会中は他に継続審査中の法案もあつた関係上、専ら専門員、調査員等をして文献の収集をなさしめたに止り、積極的な調査は行わなかつた。しかし、本調査の対象とする事項は、いずれも今後わが国の社会秩序維持の面において、益々重要性を増すべき事柄であり、しかもその内容は複雑多岐にわたるもので、又今後更に講和條約の締結によつて生ずるであろう社会情勢の変動に対応するための新しい資料の収集とその検討とが必要であり、なお引続き調査する必要がある。

調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十一日

決算委員長　岩男　仁藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニェ邦彦　　溝口　三郎
仁田　竹一　　竹中　七郎
森　八三一　　菊田　七平
岩沢　忠恭　　池田七郎兵衛
鬼丸　義齊　　廣瀬與兵衛
栗山　良夫　　田中　一
小林　亦治　　長谷山行毅
永井純一郎

本委員会においては、昭和二十五年十一月二十四日表記の件に関する調査について議長の承認を得、第九回、第十回及び第十一回の各国会において、特に小委員を設けて調査を行つて来たが、問題が多岐に亘るため、第十一回国会終了後も継続調査をすることとなつた。

閉会中においては引続き調査を進めて来たが、これを完了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十二日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
堀　末治　林屋龜次郎
岩沢　忠恭　岡本　愛祐
小笠原二三男　吉川末次郎
相馬　助治　石川　清一
安井　謙

地方行政の改革に関しては引続き調査を行つているが、範囲は地方税財政制度の改善、事務の再配分、治安確保の対策等、広汎多岐にわたり、当委員会としての結論を得るに至つていない。しかしながら、本問題については政府側においても立案中であり、諸団体もまた諸種の意見を提出しているので、当委員会としては地方自治の確立強化の立場から、更に調査を継続しなければならないと考えている次第である。

調査報告書

農林政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十二日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
飯島連次郎　溝口　三郎
加賀　操　三橋八次郎
三浦　辰雄　片柳　眞吉
岡村文四郎　滝井治三郎
江田　三郎　山崎　恒
宮本　邦彦　門田　定藏
小林　孝平

本委員会は農林政策に関し、閉会中次のような経過によつて継続して調査を進めて来たのであるが、問題の関係するところ極めて広汎多岐に亘り、特に米麦の統制及び肥料の需給調整等に関する緊急重要問題が続出して予期の調査を完了するに至らなかつた。

一、八月二十日　農林委員会を開き、（一）農林関係昭和二十六年度補正予算の件につき農林省当局から説明を聞き、（二）北海道産種馬鈴薯の輸送問題につき汐見農林省官房長、木島国鉄輸送局長及び鎌田海上保安庁警備課長から書面連絡輸送状況について説明を聞き、その打解方法について協議し、（三）先般の水害によつて決潰した京都府亀岡町所在昭和池防災溜池の問題について平川農林省農地局長及び櫻井農林省農地局建設部長から説明を聞き、これが善後措置について協議した。

二、八月二十一日　農林委員会を開き、（一）先に行つた農林政策に関する現地調査の結果につき、第一班（東北班）江田委員、第二班（中国九州班）羽生委員長及び第三班（近畿四国班）門田委員からそれぞれ報告を聞き、（二）地盤沈下による農地関係の被害及びこれが復旧について島村農林政務次官、平川農林省農地局長及び櫻井農林省農地局建設部長から説明を聞き、（三）前国会から問題となつていた塩価改訂問題につき久米日本專売公社監理官及び玉置農林省経済課長から説明を聞き、（四）雑穀価格差戻金及び麦の統制問題につき協議した。

三、九月二十日　農林委員会を開き、（一）安孫子農林省食糧庁長官から昭和二十六年産米価、砂糖の配給統制、麦の統制等の問題について説明を聞き、意見の交換を行い、（二）昭和二十六年度農林関係補正予算の査定案及び同昭和二十七年度予算につき増田農林省会計課長から説明を聞き、（三）農林行政機構簡素化問題につき協議し、政府に対し別記のような申入れを行つた。

四、九月二十一日　農林委員会を開き、（一）麦類統制問題につき島村農林政務次官及び安孫子農林省食糧庁長官から統制廃止をめぐる諸問題について説明を聞き、意見の交換を行い、（二）肥料需給調整制度につき東畑農林省農政局長の説明を聞き、（三）農林漁業資金融通法の運用状況につき富谷農林省農業金融課長及び富田農林中金特別融資部長から説明を聞き質疑を行つた。

なお、右審査の詳細は参議院農林委員会会議録（継続）によることとする。

（別記）

農林行政簡素化に関する申入

行政を簡素化して、一は以て国費の支出を節約し、他は以て行政の能率を向上することの必要なことは論を俟たない。

然るに、今回政府が企図している行政機構の簡素化に関して、政令諸問委員会或は行政簡素化本部において考慮せられているものとして伝えられるところによれば、農林行政の簡素化計画は甚だしく当を失し、これを強行するにおいては、農林行政に重大な欠陥を来たすこととなり、農林生産の確保と農家経済の安定を期するため看過することが許されない。

仍つて政府の善処を促すため、当農林委員会の総意を以て別記の通り申入れする。

昭和二十六年九月二十日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿
行政管理庁長官橋本　龍伍殿
大蔵大臣池田　勇人殿
農林大臣根本龍太郎殿
地方自治庁長官岡野　清豪殿

記

農林業の健全な発達を図ることは経済自立の基本要件である。然るに、わが国農林業の現況をみるに、内外諸般の事情から、情勢甚だ非なるものがあつて、今やわが国の農林業問題は独り経済問題たるに止らず、社会問題としても重大な危局に直面し、今日においてその対策を確立しなければこれが将来はまことに憂慮に耐えないものがある。

わが国の農林業は極めて零細であつて、その性格は他の産業と異つて自主性を欠いているから、これが維持発展を図るためには国家行政による保護助長が絶対不可欠である。

従つて農林業に関する中央行政機構は、他のものに較べて、規模において大きく、組織において複雑になることは已むを得ないことであり又当然なことといわなければならない。

かかる実情と本質とを弁えることなく、單に行政簡素化というような理念にとらわれて、徒らに機構を変革し又職員の減員を行うことは妥当を欠くも甚だしいものと認められるから、農林省機構の簡素化に関しては、農林事情に精通する者の意見をつぶさに聴き、苟しくも観念的に取扱われることのないよう、充分注意し、特に、次の事項について遺憾なからしめること。

（一）食糧管理事務及び人員を大体現状とすること。

講和後における日本経済自立のためには国民食糧の確保が最重要な要件であつて、これがためには食糧の国内生産の増強に最大の努力が払われなければならないことは勿論であるが、更に一方、外国食糧の輸入促進並びに国内における食糧の需給調整及び価格の適正安定に万善の措置が講ぜられなければならない。

しかして、社会及び経済の現状において、今後における食糧の供給を従来の経過になぞらえることには抑々問題があるところであつて、主食の統制をこの際緩和或は廃止することについては慎重な検討が加えられなければならない。主食の統制問題こそわが国が当面する最重要な問題である。

かかる重要政策を未解決のまま、已に統制が廃止せられるかのように機構を縮少し人員を削減するが如きは失当も甚だしいものと云わなければならない。

（二）農林統計調査事業は寧ろこれを改善拡張し、これに必要な人員

（作物報告―農作物調査を含む）はこれを確保すること。

あらゆる政策は正確な統計及び調査の基礎の上に樹てられ実施されねばならない。然るに我国においては従来統計及び調査が軽視せられ、これが我国国政上の重大な欠陥であつた。

しかも特に農林業に関しては、その性格からしてこれに関する統計は国の事業として国自ら行うことによつて始めて達し得られるところであつて、終戦後この事業が漸く軌道に乗ることとなり、その成果が大いに期待せられている今日、これが事業及び機構を縮少又は改変せんとするかの如きは逆転も甚だしい。

今後我国の農業は、国内農業生産の拡充、海外食糧の適正な輸入、農業経営の改善、農家所得の増進、或は農産物価格の支持等の重要政策樹立のため、正確な農業統計を益々必要とするのであり、さらに林業、漁業についても全く同様である。従つて農林漁業統計調査機構は寧ろ一層充実拡大すべきである。

なお、この種事業を地方公共団体に移管せんとする意図もあるようであるが、それは国の統計の正確さを害い、しかも地方財政は到底これを受容れることが不可能であるから、これは結局廃止を意味することになり、かような措置は絶対に避くべきである。

更に附言を要することは、農林漁業統計調査の中、農作物調査は主食供出の附帯事務のように考えている向があるが、これは全く誤つた考えであつて、調査の結果は主食供出の実施に利用はされているが、農作物調査は供出事務とは全く別個のものとして取扱われるべきものである。

（三）農業改良普及事務及び人員を縮減しないこと。

農業の改良は随つて普及指導に待たなければならない。

従つて指導機関は寧ろ益々拡大すべく努力を払うことが常道というべきであつて、これを縮減するが如きは思いもよらぬことである。

（四）農産物検査事務及び人員は現状を維持すること。

現行農産物検査は第十回国会において衆議院議員の提案によつて成立した農産物検査法に基いて行われているものであつて、これが必要性はその際の提案の理由及び審議の経過に尽きている。

しかして、本法が本年四月施行せられてからわずかに半歳、これを廃止し或は機構の根本的改革を行わんとするが如きは現行制度実施の経緯に鑑み妥当を欠くものというべきである。

（五）肥料及び農薬等の取締事務及び人員は少くも現状を持続すること。

肥料及び農薬等の生産及び流通の現状においては、一方においては農業及び農業者の擁護のため、他方においては公正な業者を保護するため、現行制度は絶対に必要である。

（六）農地の拡張改良に関する国の指導事務及び人員を確保すること。

農地に恵まれないわが国情においては農地の拡張及び改良こそ最喫緊の要務であつて、しかしてこれが効率的実行は全国的な企画調整と最高水準の技術をもつて初めて達成し得られるところであるから、これに関する中央行政機構は確保せられなければならない。

（七）林野庁は従来通り農林省に所属せしめること。

現在の林野行政を農林省から分離して国土省の如きものに併合せんとする計画があるようであるが、これは農林行政の本質について本末を顛倒した考に基くものであつて、かような措置は絶対に避くべきである。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十三日

水産委員長代理理事　松浦　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

青山　正一　秋山俊一郎
玉柳　賞　櫻内　義雄

本件の継続調査は第十一回国会において議院の承認を得て以来閉会中委員会を五回開会し、政府から提出を予定されている昭和二十六年度補正予算及び昭和二十七年度総予算の中水産庁関係の分について当局から説明を聴取し今後の対策を講じた。また漁船保険問題或いは近々締結を伝えられている漁業協定の問題その他行政機構改革、行政整理、漁網課税等の諸問題についてそれぞれ関係当局者を招致して説明を聴き質疑を行い、その解決に努力をしたが結論を得るに至らなかつた。

なお当面の問題であつた水産大学校舎及び敷地問題に関しては文部委員会と前後二回にわたつて連合委員会を開会し、文部大臣及び法務総裁の出席を求めて解決に努力した結果本件は漸く打開の曙光を見るに至つた。

調査報告書

行政機構の整備に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十五日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

楠見　義男　楠瀬　常猪
栗栖　赳夫　松平　勇雄
溝淵　春次　郡　祐一
竹下　豐次　三好　始

表記の件に関しては、本委員会に於て、地方の実情をも調査するため、議員派遣を行い、行政管理庁から政府の行政簡素化案を聴く等調査を進めているが、未だ具体的な結果を報告する段階に至らない。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十五日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥　むめお　藤野　繁雄
山本　米治　稲垣平太郎

本委員会においては、第八回国会より引続き、本調査に関し種々調査を進めているが、本件は広はんな関連性を有し、なお多くの未調査の問題を残しているので、閉会中も引続き調査するため、去る八月十八日議院の承認を得、閉会中において各種資料の蒐集、議員派遣等を行つた。

○関西財界との懇談会

十月二日大阪商工会議所において、金融、繊維、貿易、電力、鉄鋼、経済団体等各部門の代表者より(1)澄貨問題、(2)東南アジア問題、(3)中共貿易問題、(4)日米経済協力問題、(5)講和後の国際、国内情勢に対する見透し及び希望等について意見並びに要望を聴取した。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
城　義臣　中川　幸平
三木　治朗　柏木　庫治

本委員会は閉会中も「郵政事業の運営実情に関する調査」に引続き従事し、調査の重点を郵政職員に対する給與の改善、郵便料金の適否、資金運用部資金法実施による貯金保險事業への影響、特定局制度運営上における欠陥是正方策等に求め、事務運行の実情調査、資料の蒐集等をなし、鋭意調査研究に当つたのであるが現在迄の結果は左の通りである。

（一）郵政職員の給與については現在一般俸給表によつて号俸が定められているところ、現業官庁の特殊性並びに俸給頭打ちの者の多い事実に鑑み、人事院は今回特別の号俸表を設けることを政府に勧告しておる。これが実現の暁においては現在の不利益は相当程度救済せられることとなる。

（二）郵政事業が独立採算の要請を受けながら、多額の赤字を出しておるのは、郵便料金が低きに過ぎる結果である。よつて政府は近く国会に郵便料金の全面的引上に関する法案を提出すべく準備中であるがこの種公企業料金の引上限度については充分検討の必要がある。

（三）積立金運用権の大蔵省移管に伴つて、現業第一線における簡易保險及び郵便年金の募集上に及ぼしつつある影響は蔽うことのできない事実である。よつて政府の財政金融政策に順応し、而かも経営自主権の要請を充足し得る方法により速かに運用権を郵政省へ復元する必要がある。

（四）郵便貯金の増加を図ることは国民大衆に対する貯蓄奨励並びに資本蓄積上緊要とする所であるが、これが推進方策として政府においても貯金利率の引上及び貯金最高制限額の引上に関する法案を近く国会に提出する趣である。

（五）特定局制度の改善は郵政事業運営上最も考慮を要する事項であるが、小規模の無集配局の雑務圧縮、渡切費制の拡大、切手割引制度の復活、集配特定局の指定局適格性附與等郵政事業の独立採算的見地から最少限度において採り上げらるべき改善事項と認める。

以上の案件は、今後尚調査を要するものがあるのみならず、この外目下問題となつておる機構改革等の問題もあり、本委員会としては、更に愼重に調査研究をする必要があるので、引続き調査を継続する考えである。

調査報告書

昭和二十六年度予算の執行状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月十七日
予算委員長　和田　博雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
鈴木　強平　堀木　鎌三
矢嶋　三義　池田宇右衞門
郡　祐一　佐多　忠隆
岩間　正雄　岡田　宗司
波多野　鼎　岩木　哲夫
小林　政夫　高良　とみ
飯島連次郎　藤野　繁雄
東　隆　荒木正三郎
西郷吉之助　石原幹市郎
白波瀬米吉　深川タマエ
櫻内　義雄　平岡　市三

本委員会は昭和二十六年度予算の執行状況に関し閉会中調査を行つてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広汎多岐に亘り、且つ昭和二十六年度予算はその執行が未だ年度の中途にあるため調査を終ることができなかつた。

調査報告書

講和に関連する諸問題並びに国際情勢等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十月二十七日
外務委員長　大隈　信幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
曾祢　益　杉原　荒太
德川　頼貞　九鬼紋十郎
伊達源一郎　加藤シヅエ
野田　俊作

本件については前回国会から継続して調査を進め、第十一回国会閉会後も鋭意資料の蒐集等に努めて来た。

一方、去る九月八日、サン・フランシスコにおいて対日講和條約は調印せられ、本問題も新たなる段階に入つた。

本委員会は本件の性質の重大なるに鑑み、今後も引続いて調査を進める予定である。

○審査報告書（第十一号参照）

審査報告書

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十月二十九日
厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
井上なつゑ　松原　一彦
谷口弥三郎　中山　壽彦
山下　義信　藤森　眞治
有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は旧保健婦、助産婦、看護婦規則によつて免許を受け又は登録を受けた保健婦、助産婦、看護婦に対し、保健婦助産婦看護婦法によつて免許を與える途を開くとともに、外地におけるこれらに相当する者が引揚げた後もなおそれぞれの旧規則によつて免許を與えようとするものであつて適当な措置である。

二、事件の利害得失

本法律の施行によつて再び試験を受ける手数を除き保健婦、助産婦、看護婦の負担を軽減する利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて特に予算増額の必要がない。

審査報告書

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十月二十七日
外務委員長　大隈　信幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
曾祢　益　加藤シヅエ
杉原　荒太　德川　頼貞
九鬼紋十郎　伊達源一郎
野田　俊作

要領書

一、委員会の決定の理由

在外事務所の増置を法律中に明記し、又、将来必要に応じて政令によりこれらを廃止し得ること等を主眼とするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて在外事務所を事情に応じて在外公館に切り替え得ること及び従来制限されていた在外事務所の権限を拡張し得る利益がある。

三、費用

在外事務所の新設のために要する費用は一億二百五十万円であるがこれは本年度予算中に既に計上されている。

〔第十二号参照〕

審査報告書

電信電話料金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十月二十九日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

尾崎　行輝　平林　太一
村尾　重雄　山田　節男
黒川　武雄　深川榮左ェ門
寺尾　豊

要領書

一、委員会の決定の理由

朝鮮動乱に伴う物価騰貴による物件費の増嵩と給與ベース引上げによる人件費増加によつて生ずる電気通信事業特別会計の赤字百二十六億円を補てんするために、内国電信料金を四〇％同電話料金を三〇％引上げようとするものであつて、独立採算の建前をとつている本事業会計の健全化のためには、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

事業財政を健全にし、サービスの向上を期し得る利益がある。

三、費用

年間約百二十六億円の増収が見込まれている。

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十月二十九日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

柏木　庫治　石坂　豊一
島村　軍次　滝井治三郎
城　義臣

要領書

一、委員会の決定の理由

通常為替及び小為替制度を統合し、為替証書全額制限を引上げ為替料金の不均衡を是正するため郵便為替法の一部を改正しようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

郵便為替業務の簡素化及び利用の促進に資する利益がある。

三、費用

この法律施行によつて本年度に料金改訂と利用増によつて約二億五千万円の増収が見込まれる。

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十月二十九日

運輸委員長　山県　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　前田　穰
石原幹市郎　高木　正夫
仁田　竹一　村上　義一
早川　愼一

要領書

一、委員会の決定の理由

日本国有鉄道は、昭和二十五年度においては健全なる経営をなしてきたが、本年度に入り輸送量の増加にもかかわらず、朝鮮動乱以降の資材の高騰及び生計費の増加による職員の給與ベース改訂等やむを得ない経費の増加により生ずる平年度計算四三三億円の不足額を補てんするために旅客運賃二割五分、貨物運賃三割の値上げにより本年度約一七二億円の増収を計ろうとするもので、委員会はやむを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

日本国有鉄道の健全なる運営に資する。

三、費用

別に費用を要しない。

（第十三号参照）

審査報告書

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月一日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

内村　清次　岩間　正男
大谷　瑩潤　成瀬　幡治
飯島連次郎　紅露　みつ
杉山　昌作　堀　眞琴
カニェ邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は復員患者の療養期間を更に三ケ年延長するとともに障害一時金を倍額に増額し、診療録その他の帳簿を検査し、もつて療養を適正ならしめようとするものであつて極めて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

療養中の復員患者はこれによつて更に三ケ年療養を続け得る利益がある。

三、費用

本法施行のための費用は、すでに当初予算の中に繰込みずみで、新たに予算的措置は必要としない。

審査報告書

日本国憲法第八條の規定による議決案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山花　秀雄　三好　始
三浦　辰雄　上條　愛一
横尾　龍　楠瀬　常猪
溝淵　春次　郡　祐一
竹下　豐次　楠見　義男

要領書

一、委員会の決定の理由

貞明皇后の崩御により、貞明皇后から相続せられる御遺金を、天皇陛下及び秩父、高松、三笠の各宮殿下が救らい事業の資に充てるため別に二百万円を賜與することができることとしようとするものであつて適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により救らい事業を促進し得る利益がある。

三、費用
この議決のため別に費用は要しない。

（第十四号参照）

審査報告書

診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大谷　瑩潤　藤森　眞治
谷口弥三郎　有馬　英二
松原　一彦　常岡　一郎
中山　壽彦　井上なつゑ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は医療機関の整備不十分な現状にかんがみ、診療所における患者の收容時間の制限に関する医療法の規定の特例を設けようとするものであつて適当な措置である。

二、事件の利害得失
本法の施行によつて医療機関の整備が不十分な現在において、診療上の著しい支障を防ぎ得る利益がある。

三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

右全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和二十六年十月三十日

決算委員長代理理事　仁田　竹一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　亦治　鬼丸　義齊
田中　一　菊田　七平
永井純一郎　有馬　英二
森　八三一　池田七郎兵衛
大矢半次郎　長谷山行毅
カニエ邦彦　楠瀬　常猪
栗山　良夫　高橋進太郎
加藤　正人　西山　亀七

人事委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　徳島市の地域給に関する請願
第二号　奈良県下田村の地域給に関する請願
第三号　島根県津和野町の地域給に関する請願
第四号　長崎県南田平、田平両村の地域給に関する請願
第五号　京都府園部町の地域給に関する請願
第六号　京都府八木町の地域給に関する請願
第七号　埼玉県の地域給に関する請願
第五一号　大分県竹田町の地域給に関する請願
第五二号　北海道千歳町の地域給に関する請願
第五三号　北海道岩内町の地域給に関する請願
第五四号　北海道蹄都町の地域給に関する請願
第五五号　京都府周山町の地域給に関する請願
第五六号　千葉県酒々井町の地域給に関する請願
第五七号　高知県高岡町の地域給に関する請願
第五八号　香川県津田町の地域給に関する請願
第五九号　香川県豊浜町の地域給に関する請願
第六〇号　香川県詫間町の地域給に関する請願
第六一号　広島県三原市の地域給に関する請願
第六二号　岡山県福渡町、鴨田村の地域給に関する請願
第八五号　山口県下松市の地域給に関する請願
第八六号　大阪府富田林市の地域給に関する請願
第八七号　静岡県三島市の地域給に関する請願
第八八号　新恩給法制定に関する請願
第八九号　同
第九〇号　宮崎県妻町の地域給に関する請願
第九一号　石川県飯田町の地域給に関する請願
第九二号　石川県松任町の地域給に関する請願
第九三号　石川県羽咋町の地域給に関する請願
第九四号　静岡県沼津市の地域給に関する請願
第九五号　北海道広尾町の地域給に関する請願
第九六号　北海道浦河町の地域給に関する請願
第九七号　北海道倶知安町の地域給に関する請願
第九八号　北海道岩別町の地域給に関する請願
第九九号　北海道余市町の地域給に関する請願
第一〇〇号　北海道様似村の地域給に関する請願
第一〇一号　北海道幌泉村の地域給に関する請願
第一〇二号　長崎県高浜村端島地区の地域給に関する請願
第一〇三号　佐賀県大町、北方両町の地域給に関する請願
第一〇四号　岡山県勝間田町の地域給に関する請願
第一〇五号　岡山県林野町の地域給に関する請願
第一〇六号　岡山県高松町外三町村の地域給に関する請願
第一一七号　新恩給法制定に関する請願
第一一八号　同
第一一九号　京都府宇治田原村の地域給に関する請願
第一二〇号　岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第一二一号　岡山県寒浦町の地域給に関する請願
第一八三号　新恩給法制定に関する請願
第一八四号　同
第一八五号　同
第一八六号　同
第一八七号　東京都立川市の地域給に関する請願
第一八八号　静岡県伊東市の地域給に関する請願
第一八九号　三重県上野市の地域給に関する請願
第一九〇号　京都府綾部市の地域給に関する請願
第一九一号　京都府大原野村の地域給に関する請願
第一九二号　広島県大屋村の地域給に関する請願
第一九三号　広島県瀬野村下瀬野の地域給に関する請願
第一九四号　徳島県池田町の地域給に関する請願
第一九五号　熊本市の地域給に関する請願
第一九六号　大分県三重町の地域給に関する請願
第一九七号　大分県竹田町の地域給に関する請願
第一九八号　宮崎県門川町の地域給に関する請願
第一九九号　兵庫県西脇町の地域給に関する請願
第二〇〇号　茨城県太田町の地域給に関する請願
第二〇一号　岡山県茶屋町の地域給に関する請願
第二〇二号　岡山県妹尾町の地域給に関する請願
第二〇三号　北海道江別町の地域給に関する請願
第二〇四号　北海道富良野町の地域給に関する請願

第二〇五号　北海道静内町の地域給に関する請願
第二〇六号　北海道紋別町の地域給に関する請願
第二〇七号　北海道安平村の地域給に関する請願
第二〇八号　北海道手稲村の地域給に関する請願
第二九二号　千葉県大原町の地域給に関する請願
第二九三号　千葉県野田市の地域給に関する請願
第二九四号　千葉県鴨川町の地域給に関する請願
第二九五号　千葉県成東町の地域給に関する請願
第二九六号　千葉県犬多喜町の地域給に関する請願
第二九七号　静岡県富士町の地域給に関する請願
第二九八号　静岡県清水市の地域給に関する請願
第二九九号　岐阜県高山市の地域給に関する請願
第三〇〇号　茨城県日立市の地域給に関する請願
第三〇一号　埼玉県の地域給に関する請願
第三〇二号　埼玉県川越市の地域給に関する請願
第三〇三号　神奈川県茅ヶ崎市の地域給に関する請願
第三〇四号　奈良県の地域給に関する請願
第三〇五号　山口県の地域給に関する請願
第三〇六号　和歌山県の地域給に関する請願
第三〇七号　岡山県の地域給に関する請願
第三〇八号　滋賀県の地域給に関する請願
第三〇九号　福井県の地域給に関する請願
第三一〇号　静岡県の地域給に関する請願
第三一一号　愛知県の地域給に関する請願
第三一二号　三重県の地域給に関する請願
第三一三号　徳島県の地域給に関する請願
第三一四号　徳島県鳴門市の地域給に関する請願
第三一五号　大分県森町の地域給に関する請願
第三一六号　大分県由布院町の地域給に関する請願
第三一七号　北海道深川町の地域給に関する請願
第三一八号　北海道遠軽町の地域給に関する請願
第三一九号　北海道伊達町の地域給に関する請願
第三二〇号　宮城県角田町の地域給に関する請願
第三二一号　広島県土生町の地域給に関する請願
第三二二号　広島県田熊町の地域給に関する請願
第三二三号　広島市の地域給に関する請願
第三二四号　広島県松永町の地域給に関する請願
第三二五号　三重県木本町の地域給に関する請願
第三二六号　静岡県伊東市の地域給に関する請願
第三二七号　静岡県沼津市の地域給に関する請願
第三二八号　愛知県形原町の地域給に関する請願
第三二九号　石川県の地域給に関する請願
第三三〇号　岐阜県の地域給に関する請願
第三三一号　岐阜県落合村の地域給に関する請願
第三三二号　岐阜県川辺町の地域給に関する請願
第三三三号　岡山県井原町の地域給に関する請願
第三三四号　岡山県備前町の地域給に関する請願
第三三五号　香川県内海町の地域給に関する請願
第三三六号　香川県宇多津町の地域給に関する請願
第三三七号　香川県津田町の地域給に関する請願
第三三八号　高知県佐川町の地域給に関する請願
第三三九号　愛媛県の地域給に関する請願
第三四〇号　愛媛県大洲町の地域給に関する請願
第三四一号、第四一六号　香川県仁尾町の地域給に関する請願（二件）
第三四二号　宮崎県の地域給に関する請願
第三四三号　福岡県の地域給に関する請願
第三四四号　大分県三重町の地域給に関する請願
第三四七号　新恩給法制定に関する請願
第三七五号　同
第三七六号　同
第三七七号　鹿児島県の地域給に関する請願
第三七八号　鹿児島県垂水町の地域給に関する請願
第三七九号　大阪府茨木市の地域給に関する請願
第三八〇号　岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第三八一号　和歌山県の地域給に関する請願
第三八二号　愛媛県近永町の地域給に関する請願
第三八三号　京都府の地域給に関する請願
第三八四号　京都府亀岡町の地域給に関する請願
第三八五号　佐賀県の地域給に関する請願
第三八六号　広島県三原市の地域給に関する請願
第三八七号　岡山県津山市の地域給に関する請願
第三八八号　岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第三八九号　岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第四〇二号　千葉県の地域給に関する請願
第四〇三号　千葉県佐倉地区の地域給に関する請願
第四〇四号　埼玉県鴻巣町の地域給に関する請願
第四〇五号　京都府大宮町の地域給に関する請願
第四〇六号　和歌山県湯浅町の地域給に関する請願
第四〇七号　岐阜県北方町の地域給に関する請願
第四〇八号　岐阜県今渡町の地域給に関する請願
第四〇九号　滋賀県大津市の地域給に関する請願
第四一〇号　大阪府泉北郡の地域給に関する請願
第四一一号　愛知県西浦町の地域給に関する請願
第四一二号　愛知県新城町の地域給に関する請願
第四一三号　徳島県川島町の地域給に関する請願
第四一四号　愛媛県今治市の地域給に関する請願
第四一五号　愛媛県宇和町の地域給に関する請願
第四一七号　福岡県田川市の地域給に関する請願
第四一八号　福岡県筑後地区の地域給に関する請願
第四一九号　大分市の地域給に関する請願
第四二〇号　大分県鶴崎町の地域給に関する請願
第四二一号　大分県国東町の地域給に関する請願
第四二二号　大分県津久見市の地域給に関する請願
第四二三号　北海道幌別町の地域給に関する請願
第四二四号　滋賀県堅田町の地域給に関する請願
第四五〇号　徳島県小松島市の地域給に関する請願

第四五一号　岐阜県中津川町の地域給に関する請願
第四五二号　岐阜県八百津町の地域給に関する請願
第四五三号　岐阜県萩原町の地域給に関する請願
第四五四号　北海道増毛地区の地域給に関する請願
第四五五号　和歌山県田辺市の地域給に関する請願
第四五六号　北海道岩見沢市の地域給に関する請願
第四五七号　愛知県豊川市の地域給に関する請願
第四五八号　愛知県岡崎市の地域給に関する請願
第四九一号　愛媛県御荘、城辺両町の地域給に関する請願
第四九二号　新恩給法制定に関する請願
第四九三号　同
第四九四号　富山県高岡市の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月五日

人事委員長代理理事　杉山昌作

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第一号

徳島市の地域給に関する請願
第一号　徳島市万代町一徳島市地域給引上促進会内　三谷鹿吉
奈良県下田村の地域給に関する請願
第二号　奈良県北葛城郡下田村役場地域給対策協議会内　福居春助外九名
島根県津和野町の地域給に関する請願
第三号　島根県鹿足郡津和野町長　鹿野明外三百五十七名
長崎県南田平、田平両村の地域給に関する請願
第四号　長崎県北松浦郡南田平村　中村由男外二百六十四名
京都府園部町の地域給に関する請願
第五号　京都府船井郡園部町長　永井正史外三百十六名
京都府八木町の地域給に関する請願
第六号　京都府船井郡八木町長　浅田信夫外二百十七名
埼玉県の地域給に関する請願
第五〇号　埼玉県知事　大沢雄一外二十三名
大分県竹田町の地域給に関する請願
第五一号　大分県竹田町大分地方裁判所竹田支部内　三橋秀太外十五名
北海道千歳町の地域給に関する請願
第五二号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名
北海道岩内町の地域給に関する請願
第五三号　北海道後志郡岩内町岩内公共職業安定所内　山利一外二十八名
北海道壽都町の地域給に関する請願
第五四号　北海道壽都郡壽都町長　種谷德太郎
京都府周山町の地域給に関する請願
第五五号　京都府北桑田郡周山町国鉄京都自動車営業所周山支所内　立花市衛外二十七名
千葉県酒々井町の地域給に関する請願
第五六号　千葉県印旛郡酒々井町長　桜井小三郎外七名
高知県高岡町の地域給に関する請願
第五七号　高知県高岡郡高岡町長　西原貞外十一名
香川県津田町の地域給に関する請願
第五八号　香川県大川郡津田町長　田中修三外十七名
香川県豊浜町の地域給に関する請願
第五九号　香川県豊浜町官公庁連絡協議会内　平山勝巳
香川県詫間町の地域給に関する請願
第六〇号　香川県三豊郡詫間町長　小林義郎外十八名
広島県三原市の地域給に関する請願
第六一号　広島県三原市長　戸田勝已外一名
岡山県福渡町、鶴田村の地域給に関する請願
第六二号　岡山県久米郡福渡町長　河本仲市外十三名
山口県下松市の地域給に関する請願
第八五号　山口県下松市長　石井成就
大阪府富田林市の地域給に関する請願
第八六号　大阪府富田林市長　尾崎茂一外二十三名
静岡県三島市の地域給に関する請願
第八七号　静岡県三島市長　朝田原作
宮崎県妻町の地域給に関する請願
第九〇号　宮崎県児湯郡妻町長　桐山脩
石川県飯田町の地域給に関する請願
第九一号　石川県珠洲郡飯田町長　若木伸二郎外十四名
石川県松任町の地域給に関する請願
第九二号　石川県石川郡松任町役場内　前田清次郎外十八名
石川県羽咋町の地域給に関する請願
第九三号　石川県羽咋郡羽咋町長　坂本長右ェ門外二十一名
静岡県沼津市の地域給に関する請願
第九四号　静岡県沼津市長　塩谷六太郎外二名
北海道広尾町の地域給に関する請願
第九五号　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外十七名
北海道浦河町の地域給に関する請願
第九六号　北海道浦河郡浦河町長　蠣崎敏雄外三名
北海道倶知安町の地域給に関する請願
第九七号　北海道虻田郡倶知安町長　松実菱三
北海道音別町の地域給に関する請願
第九八号　北海道室蘭郡音別町役場職員組合内　高橋清登
北海道余市町の地域給に関する請願
第九九号　北海道余市郡余市町長　坂本角太郎外十九名
北海道様似村の地域給に関する請願
第一〇〇号　北海道様似郡様似村長　留目四郎外二名
北海道幌泉村の地域給に関する請願
第一〇一号　北海道幌泉郡幌泉村幌泉地区全官公庁労組協議会内　栗山亀七
長崎県高浜村端島地区の地域給に関する請願
第一〇二号　長崎県西彼杵郡高浜村端島地域給引上対策協議会内　手島清蔵外十五名
佐賀県大町、北方両町の地域給に関する請願
第一〇三号　佐賀県杵島郡大町町長　三根寛作外二名
岡山県勝間田町の地域給に関する請願
第一〇四号　岡山県勝間田町長　則保清外二百三十五名
岡山県林野町の地域給に関する請願
第一〇五号　岡山県英田郡林野町長　水島計次郎外三百十二名
岡山県高松町外三町村の地域給に関する請願
第一〇六号　岡山県吉備郡高松町長　桐野寛
京都府宇治田原村の地域給に関する請願
第一一九号　京都府綴喜郡宇治田原村長　高田国太郎外五名

岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第一二〇号　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会内　宮本一郎外二百二十一名
岡山県琴浦町の地域給に関する請願
第一二一号　岡山県兒島郡琴浦町長　小郷惠四郎
東京都立川市の地域給に関する請願
第一八七号　東京都立川市長　板谷信一郎外三名
静岡県伊東市の地域給に関する請願
第一八八号　静岡県伊東市長　石川哲外二十二名
三重県上野市の地域給に関する請願
第一八九号　三重県上野市平野町宇平尾上野市全官公庁職員団体連絡協議会内　松井豊治
京都府綾部市の地域給に関する請願
第一九〇号　京都府綾部市長　長岡誠
京都府大原野村の地域給に関する請願
第一九一号　京都府乙訓郡大原野村長　城戸平左衛門外四名
広島県大屋村の地域給に関する請願
第一九二号　広島県安芸郡大屋村長　友井太一郎外五名
広島県瀬野村下瀬野の地域給に関する請願
第一九三号　広島県安芸郡瀬野村長　満田賢三外十名

徳島県池田町の地域給に関する請願
第一九四号　徳島県知事　阿部邦一外五十二名
熊本市の地域給に関する請願
第一九五号　熊本県熊本市古城堀端町二ノ六　岡本亮介外一名
大分県三重町の地域給に関する請願
第一九六号　大分県大野郡三重町長　首藤卓美外三十八名
大分県竹田町の地域給に関する請願
第一九七号　大分県直入郡竹田町長　工藤工外二十四名
宮崎県門川町の地域給に関する請願
第一九八号　宮崎県東臼杵郡門川町地域給対策協議会内　園田勘一
兵庫県西脇町の地域給に関する請願
第一九九号　兵庫県多可郡西脇町長　来住靖夫外十九名
茨城県太田町の地域給に関する請願
第二〇〇号　茨城県久慈郡太田町二、一八六太田町役場内　伊村安四郎外四百九十名
岡山県茶屋町の地域給に関する請願
第二〇一号　岡山県都窪郡茶屋町　米谷昇平外五名
岡山県妹尾町の地域給に関する請願
第二〇二号　岡山県都窪郡妹尾町役場内　原田富太外百五十名

北海道江別町の地域給に関する請願
第二〇三号　北海道札幌郡江別町　古田島薫平外二十二名
北海道富良野町の地域給に関する請願
第二〇四号　北海道空知郡富良野町長　古東久平外三名
北海道静内町の地域給に関する請願
第二〇五号　北海道静内郡静内町静内地区全官公庁労組協議会内　佐藤留治
北海道紋別町の地域給に関する請願
第二〇六号　北海道紋別郡紋別町網走支庁紋別税務出張所内　武田土男外十四名
北海道安平村の地域給に関する請願
第二〇七号　北海道勇拂郡安平村長　磯部義光外三名
北海道の手稲村の地域給に関する請願
第二〇八号　北海道札幌郡手稲村字軽川手稲村役場職員組合内　大山清一外六名
千葉県大原町の地域給に関する請願
第二九二号　千葉県夷隅郡大原町長　土屋幸正
千葉県野田市の地域給に関する請願
第二九三号　千葉県野田市長　戸辺織太郎
千葉県鴨川町の地域給に関する請願
第二九四号　千葉県安房郡鴨川町長　相川政治外四百四十二名

千葉県成東町の地域給に関する請願
第二九五号　千葉県山武郡成東町長　小出安栄昌
千葉県大多喜町の地域給に関する請願
第二九六号　千葉県夷隅郡大多喜町長　白井勇次郎
静岡県富士町の地域給に関する請願
第二九七号　静岡県富士郡富士町長　遠藤脩治外一名
静岡県清水市の地域給に関する請願
第二九八号　静岡県清水市長　山本正治外三十二名
岐阜県高山市の地域給に関する請願
第二九九号　岐阜県高山市長　日下部祉一
茨城県日立市の地域給に関する請願
第三〇〇号　茨城県日立市長　高島秀吉外十一名
埼玉県の地域給に関する請願
第三〇一号　埼玉県知事　大沢雄一
埼玉県川越市の地域給に関する請願
第三〇二号　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外五十一名
神奈川県茅ヶ崎市の地域給に関する請願
第三〇三号　神奈川県茅ヶ崎市長　内田俊一外三十二名
奈良県の地域給に関する請願
第三〇四号　奈良県知事　奥田良三

山口県の地域給に関する請願
第三〇五号　山口県知事　田中龍夫
和歌山県の地域給に関する請願
第三〇六号　和歌山県知事　山野真次
岡山県の地域給に関する請願
第三〇七号　岡山県知事　三木行治
滋賀県の地域給に関する請願
第三〇八号　滋賀県知事　服部岩吉外五名
福井県の地域給に関する請願
第三〇九号　福井県知事　小幡治和
静岡県の地域給に関する請願
第三一〇号　静岡県知事　斉藤壽夫
愛知県の地域給に関する請願
第三一一号　愛知県知事　桑原幹根
三重県の地域給に関する請願
第三一二号　三重県津市栄町　伊藤好道
徳島県の地域給に関する請願
第三一三号　徳島県知事　阿部邦一
徳島県鳴門市の地域給に関する請願
第三一四号　徳島県鳴門市長　槇田儀太郎外二名
大分県森町の地域給に関する請願
第三一五号　大分県玖珠郡森町長　了戒惟光外二十名
大分県由布院町の地域給に関する請願
第三一六号　大分県大分郡由布院町長　佐藤原太外二十名

北海道深川町の地域給に関する請願
第三一七号　北海道深川町役場
内深川地区全官公庁首長連絡協議会内　市川亀治
北海道遠軽町の地域給に関する請願
第三一八号　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎
北海道伊達町の地域給に関する請願
第三一九号　北海道有珠郡伊達町長　岡善
宮城県角田町の地域給に関する請願
第三二〇号　宮城県伊具郡角田町牛館一角田高等学校内角田町全官公地域給協議会内　是枝正一外十三名
広島県土生町の地域給に関する請願
第三二一号　広島県御調郡土生町長　安松延二外十五名
広島県田熊町の地域給に関する請願
第三二二号　広島県御調郡田熊町長　岡野福一外五名
広島市の地域給に関する請願
第三二三号　広島市長　浜井信三
広島県松永町の地域給に関する請願
第三二四号　広島県沼隈郡松永町長　石井議三外二十一名
三重県木本町の地域給に関する請願
第三二五号　三重県木本町長　前川義雄外十四名

静岡県伊東市の地域給に関する請願
第三二六号　静岡県伊東市長　石川哲外二十三名
静岡県沼津市の地域給に関する請願
第三二七号　静岡県沼津市長　塩谷六太郎外二名
愛知県形原町の地域給に関する請願
第三二八号　愛知県宝飯郡形原町　吉見正男外百八名
石川県の地域給に関する請願
第三二九号　石川県知事　柴野和喜夫
岐阜県の地域給に関する請願
第三三〇号　岐阜県知事　武藤嘉門
岐阜県落合村の地域給に関する請願
第三三一号　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎
岐阜県川辺町の地域給に関する請願
第三三二号　岐阜県加茂郡川辺町長　小橋日感外百十名
岡山県井原町の地域給に関する請願
第三三三号　岡山県後月郡井原町井原郵便局内　友田吟一
岡山県備前町の地域給に関する請願
第三三四号　岡山県和気郡備前町　三村章夫外十九名
香川県内海町の地域給に関する請願
第三三五号　香川県小豆郡内海町長　佐伯與之吉外二名

香川県宇多津町の地域給に関する請願
第三三六号　香川県綾歌郡宇多津町長　平田三次郎外五名
香川県津田町の地域給に関する請願
第三三七号　香川県大川郡津田町長　田中修三外十七名
高知県佐川町の地域給に関する請願
第三三八号　高知県高岡市佐川町長　森田茂亀外十九名
愛媛県の地域給に関する請願
第三三九号　愛媛県知事　久松定武
愛媛県大洲町の地域給に関する請願
第三四〇号　愛媛県喜多郡大洲町大洲郵便局内　越智虎好
香川県仁尾町の地域給に関する請願
第三四一号　香川県三豊郡仁尾町長　曾根勝
第四一六号　同
宮崎県の地域給に関する請願
第三四二号　宮崎県知事代理　雀井貞雄
福岡県の地域給に関する請願
第三四三号　福岡県知事　杉本勝次
大分県三重町の地域給に関する請願
第三四四号　大分県大野郡三重町全官公労委員会内　三浦章盛外三十七名
鹿児島県の地域給に関する請願
第三七七号　鹿児島県知事　重成格

鹿児島県垂水町の地域給に関する請願
第三七八号　鹿児島県肝属郡垂水町級地引上期成同盟会内　坪内作之丞外十六名
大阪府茨木市の地域給に関する請願
第三七九号　大阪府茨木市長　中谷光外十八名
岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第三八〇号　岐阜県多治見市役所内多治見市地域給対策審議会内　奥村郷平
和歌山県の地域給に関する請願
第三八一号　和歌山県知事　小野真次
愛媛県近永町の地域給に関する請願
第三八二号　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎
京都府の地域給に関する請願
第三八三号　京都府知事　蜷川虎三
京都府亀岡町の地域給に関する請願
第三八四号　京都府亀岡町長　中田安次外二十三名
佐賀県の地域給に関する請願
第三八五号　佐賀県知事　鍋島直紹外八名
広島県三原市の地域給に関する請願
第三八六号　広島県三原市長　戸田勝已外九名
岡山県津山市の地域給に関する請願
第三八七号　岡山県津山市役所内津山市全官公庁労働組合協議会内　福本梅市

岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第三八八号　岡山県児島郡藤戸町長　田中浩治外七名
岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第三八九号　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会内　宮本一郎外二百二十一名
千葉県の地域給に関する請願
第四〇二号　千葉県知事　柴田等
千葉県佐倉地区の地域給に関する請願
第四〇三号　千葉県印旛郡和田村直弥　深沢米太郎外六十六名
埼玉県鴻巣町の地域給に関する請願
第四〇四号　埼玉県北足立郡鴻巣町長　中村邦彦外一名
京都府大宮町の地域給に関する請願
第四〇五号　京都府中郡大宮町長　堀利助外十名
和歌山県湯浅町の地域給に関する請願
第四〇六号　和歌山県有田郡湯浅町有田地方事務所内　宮田善一外二十五名
岐阜県北方町の地域給に関する請願
第四〇七号　岐阜県本巣郡北方町長　西川雄二外三名
岐阜県今渡町の地域給に関する請願
第四〇八号　岐阜県可児郡今渡町今渡小学校内　奥村幸夫外一名

滋賀県大津市の地域給に関する請願
第四〇九号　滋賀県大津市長　佐治誠吉
大阪府泉北郡の地域給に関する請願
第四一〇号　大阪府泉北郡八坂町長　橋本仲治
愛知県西浦町の地域給に関する請願
第四一一号　愛知県宝飯郡西浦町長　岡田紋三郎外三十六名
愛知県新城町の地域給に関する請願
第四一二号　愛知県南設楽郡新城町愛知県立新城高等学校内　飯田新七外千五百九十七名
徳島県川島町の地域給に関する請願
第四一三号　徳島県麻植郡川島町長　川村哲介外一名
愛媛県今治市の地域給に関する請願
第四一四号　愛媛県今治市長　山本幸助
愛媛県宇和町の地域給に関する請願
第四一五号　愛媛県東宇和郡宇和町地方事務所内宇和町地域給対策連絡協議会内　播津盛徳
福岡県田川市の地域給に関する請願
第四一七号　福岡県田川市長　香月保
福岡県筑後地区の地域給に関する請願
第四一八号　福岡県久留米市役所内筑後地区地域給協議会内　主計貞二外五十七名
大分市の地域給に関する請願
第四一九号　大分市役所内大分市官公庁協議会内　安部定外十七名
大分県鶴崎町の地域給に関する請願
第四二〇号　大分県大分郡鶴崎町全官公庁連絡協議会内　安部光五郎外二十六名
大分県国東町の地域給に関する請願
第四二一号　大分県東国東郡国東町鶴川国東町全官公庁連絡協議会内　尾崎勇太郎外三百九十九名
大分県津久見市の地域給に関する請願
第四二二号　大分県津久見市長　黒岩岩太郎
北海道幌別町の地域給に関する請願
第四二三号　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次
滋賀県堅田町の地域給に関する請願
第四二四号　滋賀県滋賀郡堅田町長　中正一彦
徳島県小松島市の地域給に関する請願
第四五〇号　徳島県小松島市長　西岡喜平
岐阜県中津川町の地域給に関する請願
第四五一号　岐阜県恵那郡中津川町長　市岡計介
岐阜県八百津町の地域給に関する請願
第四五二号　岐阜県加茂郡八百津町長　佐藤鉄鷹外十名
岐阜県萩原町の地域給に関する請願
第四五三号　岐阜県益田郡萩原町長　岡崎勘蔵外十一名
北海道増毛地区の地域給に関する請願
第四五四号　北海道増毛郡増毛町立別苅小学校内増毛地区全官公庁労働組合協議会内　見原幸一
和歌山県田辺市の地域給に関する請願
第四五五号　和歌山県田辺市長　小森嘉一
北海道岩見沢市の地域給に関する請願
第四五六号　北海道岩見沢市長　山本市英
愛知県豊川市の地域給に関する請願
第四五七号　愛知県豊川市長　福山政一
愛知県岡崎市の地域給に関する請願
第四五八号　愛知県岡崎市十王町九三岡崎市職員組合内　市川正外三十六名
愛媛県御荘、城辺両町の地域給に関する請願
第四九一号　愛媛県南宇和郡御荘町南宇和地方事務所内御荘城辺地域給対策協議会内　田中清信
富山県高岡市の地域給に関する請願
第四九四号　富山県高岡市長　南慎一郎外二十九名
新恩給法制定に関する請願
第八八号　広島県庁内広島県退職公務員連盟内　後藤真造外四千百十八名
第八九号　三重県員弁郡員弁町大字東　伊藤幸太郎外三千八百五十六名
第一一七号　東京都港区芝二本榎町一ノ五八東京都退職公務員連盟内　中沢留外五百八十二名
第一一八号　福島県相馬郡中村町西山八四　草野佳政外三百十五名
第一八三号　長野県諏訪郡下諏訪町五八四三　石野正太郎外四百四十九名
第一八四号　福島県東白川郡高野村大字祝部内字梅現下　近藤高蔵外百名
第一八五号　福島県安達郡二本松町字鷹匠町一ノ七退職公務員連盟福島支部安達支部内　加藤末松外百四名
第一八六号　福島県若松市天寧寺町　吉田栄外四名
第三七四号　静岡県庁内静岡県退職公務員連盟内　実藤豊吉外五百九十八名
第三七五号　香川県高松市塩上町香川県退職公務員連盟内　林平七外千名
第三七六号　鹿児島県庁内鹿児島県退職公務員連盟内　上原種豊外二千三百七十八名
第四九二号　佐賀市厘外町　福島清太郎外二千百五名
第四九三号　山口市後河原町山口県教育会内山口県退職公務員連盟内　脇本直甫外二千九百六十九名

右一七七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月五日

人事委員長代理理事　杉山昌作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

徳島市の地域給に関する請願（第一一七号）

請願者　徳島市万代町一　徳島市地域給引上促進会内　三谷鹿吉

右の請願は

徳島市は、紀伊水道を隔てて対岸阪神地方と一衣帯水の間にあり、文化的、経済的に受ける影響はなはだしく、従つて当市民の生活程度は高く消費生活水準指数は下関市、広島市としのぎ、四国においても高松市、高知市よりも高い状態であるから、当市の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県下田村の地域給に関する請願（第二号）

請願者　奈良県北葛城郡下田村役場地域給対策協議会内　福居春助外九名

右の請願は

奈良県下田村は、近接の大阪市、大和高田市との人的、物的の交渉は極めて繁しく、従つて生活水準は高く物価はかえつて両市より割高の実情であるから、当村の地域給を最低二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭

意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県津和野町の地域給に関する請願（第三号）

請願者　島根県鹿足郡津和野町長　鹿野明外三百五十七名

右の請願は

島根県津和野町は鹿足郡の政治、経済、交通、文化の中心地として発展してきたが、四周を中国山脈に囲まれ農産物をはじめ生活物資は他地区より移入しているため、生活程度は他の大都市と異なるところがないから、地域給地指定に当つては当町を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県南田平、田平両村の地域給に関する請願（第四号）

請願者　長崎県北松浦郡南田平村　中村由男外二百六十四名

右の請願は

長崎県南田平、田平両村地区は、北松浦郡の中枢地に当り、しかも北松炭田の中心部であり、これらの大消費地を控えているため一般物価は隣接の地域給指定町村と異なるところがないにもかかわらず、当両村の指定されていないのは不合理であるから、今回の地域給改訂に当つては当両村を隣接並の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府園部町の地域給に関する請願（第五号）

請願者　京都府船井郡園部町長　永井正史外三百十六名

右の請願は

京都府園部町は、生活用品の総てを京都市内から移入供給を受けているため、一般物価は運賃加算の関係等により京都市場価格をはるかに上廻る現状である。しかるに今回人事院の地域給改訂勧告案によれば、当町は最低位の一級地に指定されており、かかる勧告案が採択されると、当町行政ことに人事行政の運営上憂慮すべき事態を招来するから、京都市並の地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府八木町の地域給に関する請願（第六号）

請願者　京都府船井郡八木町長　浅田信夫外二百十七名

右の請願は

今回地域給改訂の人事院勧告案によれば当京都府八木町は最低位の一級地に指定されているが、当町は主要食糧を除く一般生活必需物資のほとんどを京都、大阪、舞鶴方面より供給を受けているため、運賃加算等の関係上消費者価格は府下の最高位を占めている実情であるから、再検討の上当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県の地域給に関する請願（第五〇号）

請願者　埼玉県知事　大沢雄一外二十三名

右の請願は

埼玉県の地域給については、さきに東京都に隣接する地理的、経済的特殊性および勤務地手当の暫定措置が採られた昭和二十二年四月以降の経済情勢の変化を理由に、特別の考慮を払われるよう要請していたにもかかわらず、今回の都道府県別支給地域区分表によれば、本県の特殊事情は殆んど考慮されていないから、本県の特殊事情を再検討の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県竹田町の地域給に関する請願（第五一号）

請願者　大分県竹田町大分地方裁判所竹田支部内　三橋秀太外十五名

右の請願は

大分県竹田町は、盆地経済の特殊性からして、殆んどの物資を他地区に依存しているため、物価は高く従つて官公庁職員の他地域転出が少なくない現状にあるから、竹田町を近接他町村同級の地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳町の地域給に関する請願（第五二号）

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名

右の請願は

朝鮮動乱や国際情勢の変化とともに千歳町の特殊事情も次第に変動し、いまや米軍州兵師団の常駐基地となり、基地としての工事が進ちよくするにつれ、町民の生活態様や経済情勢もいちじるしい変化を遂げているから、同町の地域給について再検討を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩内町の地域給に関する請願（第五三号）

請願者　北海道後志郡岩内町岩内公共職業安定所内　山利一外二十八名

右の請願は

岩内町は、北海道西海岸に位置し、小樽港に次ぐ良港として知られているが、とりわけ終戦後の新漁田開発と附近の未開発鉱業資源開発を控え、その発展を予想されているが、経済状態は、札幌、小樽の両市に密接し、当町最大の産業である水産加工品は京阪神に移出されているため、消費価格はこれら諸都市の影響を受けて極めて高い実状にあるから、同町在勤の公務員の生活を保護するため、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　参議院会議録附録（その二）

意見書案

北海道壽都町の地域給に関する請願（第五四号）

請願者　北海道壽都郡壽都町　長　種谷德太郎

右の請願は

壽都町は、北海道の西海岸函館、札幌の中間に位置し、後志支庁管内南部八箇町村の中心地として、各種官公庁会社工場等が集中しているが、物資を他地区より移入する関係上物価は比較的高く家庭経済に大きな影響をおよぼしているから、同町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府周山町の地域給に関する請願（第五五号）

請願者　京都府北桑田郡周山町国鉄京都自動車営業所周山支所内　立花市衛外二十七名

右の請願は

周山町は、京都府北桑田郡の中心地であるため、諸官公庁およびその出先機関が集中し、一方郡内および福井県地方に通ずる交通の要点として重要な地位を占めているが、日常生活の面においては、附近の農村地帯が山間高冷地特有の低位收穫地帯であるため、主食の自由価格にしても京都市をしのぐ実情にある等当地方在勤の公務員の生活は、窮迫をつげているから、周山町を京都市なみの級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県酒々井町の地域給に関する請願（第五六号）

請願者　千葉県印旛郡酒々井町　長　桜井小三郎外七名

右の請願は

千葉県酒々井町の地域給は、現在丙地の指定を受けているが、農産物以外の物資をすべて成田、佐倉等の他地区に依存しているため生活物価の水準は、隣接佐倉、八街両町と変らず、物によつてはかえつて割高なものさえあるから、今回の地域給改定に際しては、同町を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県高岡町の地域給に関する請願（第五七号）

請願者　高知県高岡郡高岡町　長　西原貞外十一名

右の請願は

高岡町は、高知県の中央部に位置する商工業地であるが、主食を除く大部分の必要物資を高知市より移入し、しかも輸送が地理的に制約されているため、輸送費がかさみ、生活必需物価は、高知市と何等変らない実情にあり、同地在勤公務員の生活は窮迫をつげているから、高岡町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県津田町の地域給に関する請願（第五八号）

請願者　香川県大川郡津田町　長　田中修三外十七名

右の請願は

香川県津田町は、高松市と近距離にあつて、大川郡の中央部に位し、海陸交通の要点にして、郡内の政治機関は、ほとんど本地域に集つている。しかして当地域の公務員は高松市方面に通勤するか、あるいは高松市方面より通勤するものが多く、高松市と本地域との経済状態は全く差別することは事実上困難な特殊事情にあるにもかかわらず、本地域の地域給は丙地域であるため公務員の生活は苦しいから、本地域の地域給を二級地に格上げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県豊浜町の地域給に関する請願（第五九号）

請願者　香川県豊浜町官公庁連絡協議会内　平山勝巳

右の請願は

香川県豊浜町は、隣村観音寺町と生活状態においては、全く差異がないのに、観音寺町は地域給が支給され、当町は地域給が支給されていないのは不合理である。しかして、当町は最近富士紡豊浜工場が拡張し、工員の増給によつて物価は上り、公務員の生活は益々苦しい立場にあるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県詫間町の地域給に関する請願（第六〇号）

請願者　香川県三豊郡詫間町　長　小林義郎外十八名

右の請願は

香川県詫間町の地域給は現在丙地域であるが、詫間町は従来生活必需品を隣接町村から移入する実情で、しかも、最近諸工場の設置ならびに拡張によつて人口は増加し、物価は益益高騰の傾向にあつて、町内官公庁職員の生活の困窮は、想像以上に深刻であるから、本町の地域給を二級地に格上げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

に国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県三原市の地域給に関する請願（第六一号）

請願者　広島県三原市長　戸田勝己外一名

右の請願は

広島県三原市は県下有数の工業都市であり完全なる消費都市であるため、近隣都市に比較しS・C・P・Sは県下五大市中第二位にあるにもかかわらず現在地域給は最下位の一級地に指定されているのは不合理であるから、福山、尾道両市と同じく二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県福渡町、鶴田町の地域給に関する請願（第六二号）

請願者　岡山県久米郡福渡町長　河本仲市外十三名

右の請願は

福渡町、鶴田村は、岡山県のほぼ中央に位置を占めている隣接町村であつて農林業を主体とした貧弱な山間の寒村であつたが、昭和二十五年旭川ダム工事が該地に着工されて以来人口は急激に増加し、これに伴う物価の高騰は公務員の生活を窮地に追いつめているから、両町村をあらたに地域給指定地として二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県下松市の地域給に関する請願（第八五号）

請願者　山口県下松市長　石井成就

右の請願は

今回の地域給改訂に伴い山口県下松市は一級地に指定されたが、級地指定の基準となつた総理府統計局の特別消費者価格調査は幾多の矛盾があり当市の実情にそわないから、消費都市としての性格をもつ当市を三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府富田林市の地域給に関する請願（第八六号）

請願者　大阪府富田林市長　尾崎茂一外二十三名

右の請願は

大阪府管下の富田林市は、地勢、交通、産業の特異性から勤労者の生活が大阪市ならびに堺市、池田市その他の都市と何等異なるところなく、むしろ消費物価においては、これらの地域より高い実情であるから、地域給を合理的にこれらの都市と同様に五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三島市の地域給に関する請願（第八七号）

請願者　静岡県三島市長　朝田原作

右の請願は

三島市は四囲観光遊覧の温泉地帯を控えている関係と近年日本大学、静岡大学教育学部、運輸省鉄道教習所、三島税務所等の新設に伴う学生生徒の受入れ、加うるに非戦災地であるために戦災者、引揚者等の転入もあつて人口が激増し、物資の消費量もとみに増大して物価は乙地域都市をむしろ上回る実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当市の従来支給率を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新恩給法制定に関する請願

請願者　広島県庁内広島県退職公務員連盟内　後藤眞造外四千百十八名（第八八号）

請願者　三重県員弁郡員弁町大字東　伊藤幸太郎外三千八百五十六名（第八九号）

請願者　東京都港区芝二本榎町一ノ五八東京都退職公務員連盟内　中沢留外五百八十二名（第一一七号）

請願者　福島県相馬郡中村町西山八四　草野佳政外三百十五名（第一一八号）

請願者　長野県諏訪郡下諏訪町五八四三　石野正太郎外四百四十九名（第一八三号）

請願者　福島県東白川郡高野村大字祝部内字権現下　近藤高義外百名（第一八四号）

請願者　福島県安達郡二本松町字鷹匠町一ノ七退職公務員連盟福島県支部安達支部内　加藤末松外百四名（第一八五号）

請願者　福島県若松市天寧寺町　吉田栄外四名（第一八六号）

請願者　静岡県庁内静岡県退職公務員連盟内　実藤豊吉外五百九十八名（第三七四号）

請願者　香川県高松市塩上町香川県退職公務員連盟内　林平七外千名（第三七五号）

請願者　鹿児島県庁内鹿児島県退職公務員連盟内　上原種豊外二千三百七十八名（第三七六号）

請願者　佐賀市厘外町　福島清太郎外二千百五名（第四九二号）

請願者　山口市後河原町山口県教育会内山口県退職公務員連盟内　脇本直甫外二千九百六十九名（第四九三号）

右の請願は

昭和二十二年に公布された国家公務員等に対する退職手当の臨時措置の法律は、昭和二十六年三月をもつて失効し、新らしい法律が制定されなければならないのに、準備の整わないのを理由として、延期され、法律の明文は、空文化される惧れがあつて、現職員ならびに退職公務員に與える精神的、経済的影響は少なくないから、すみやかに新恩給法を制定されたいとの趣旨でもつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県妻町の地域給に関する請願（第九〇号）

請願者　宮崎県兒湯郡妻町長　桐山脩

右の請願は

宮崎県妻町は兒湯郡西部の経済の中心地であるが、町内商工業者は比較

的小資本のため東京、大阪、福岡方面との直接取引がなく、ほとんどを宮崎市に依頼しており、従つて小売物価は宮崎市よりも約一割高く、しかも人口増加と共に年々の台風災害により諸物価の騰貴は予想以上であるから、当町を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県飯田町の地域給に関する請願（第九一号）

請願者　石川県珠洲郡飯田町長　若木伸二郎外十四名

右の請願は

石川県飯田町地区は、能登半島北端における政治、経済、文化の中心地であるが、生活必需物資の大部分を他都市に依存しているため、物価水準は県下でも高位にある実情であるから、地域給の改訂にあたつては当町をはじめ隣接上戸村字北方、若山村字出田の地域を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県松任町の地域給に関する請願（第九二号）

請願者　石川県石川郡松任町役場内　前田清次郎外十八名

右の請願は

石川県松任町の地域給は、先般の人事院勧告によつて一級地に指定されたが、当町は金沢市の南西郊に位する地方政治、文化、経済、交通の中心地として住民の生活程度も高く、また生活物資の大部分も金沢市より移入しているため物価水準は極めて高い実情にあるから、当町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県羽咋町の地域給に関する請願（第九三号）

請願者　石川県羽咋郡羽咋町長　坂本長右エ門外二十一名

右の請願は

羽咋町は石川県の中央、能登半島の関門に位置する当地方の政治、教育経済交通文化の枢要地であり、米以外の生活物資は総べて他より供給を受けている状態であつて、物価も県下で高位にある実情であるから、地域給改訂に当つては当町を支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県沼津市の地域給に関する請願（第九四号）

請願者　静岡県沼津市長　塩谷六太郎外二名

右の請願は

勤務地手当の支給区分の改訂によつて、静岡県沼津市は二級地に指定されたが、これが基準となつた総理府統計局の諸資料もさることながら各地方の細部については主として各都道府県当局の意見が考慮されたいということであり、これを昭和二十四年七月、静岡県当局が人事院に提出した支給地域指定順位によつても当市は浜松市と比較して上位にあるにもかかわらず従前同地域区分であつた静岡市、浜松市のみを三級地に引き上げたことは当市の実情を無視したものであるから、再調査の上すみやかに是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道広尾町の地域給に関する請願（第九五号）

請願者　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外十七名

右の請願は

北海道広尾町は、十勝の南端に位し、漁業本位の町で地理的条件に恵まれず生活必需品は本道一といわれるほどで、広尾町全官公庁職員の生活は苦しいから、本町を地域給支給地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浦河町の地域給に関する請願（第九六号）

請願者　北海道浦河郡浦河町長　鳴崎敏雄外三名

右の請願は

北海道浦河町は、終戦後いちじるしい人口増加および消費物資不足に加え、漁業地としての消費地的性格および地理的条件による輸送経費増大等のため、生活必需品の物価は道内主要都市に変らない実情であるから、同地の地域給経済的特殊事情を考慮の上、北海道浦河町を一・五割支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道芦別町の地域給に関する請願（第九八号）

請願者　北海道空知郡芦別町役場職員組合内　高橋清登

右の請願は

北海道芦別町は、生活必需品の大半を他より移入しているが、地理的条件のため運賃が高く、その物価は全道一といわれている。従つて町費支弁の職員は北海道の最高ベースにあ

るが、他の公務員の生活は想像以上の窮迫状態にあるから、同町を三級地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道余市町の地域給に関する請願（第九九号）

請願者　北海道余市郡余市町長　坂本角太郎外十九名

右の請願は

北海道余市町は、小樽市に近接しているばかりでなく、経済的には同一ブロック内にあるが、同町の生産するニシン、リンゴの他一切の物資を小樽市その他の地域より移入しているため、生活費の面ではそれらの都市と変らず、しかも同地在勤の公務員は季節的條件にある石炭、衣料、野菜貯蔵等の特別出資を要するため、その生活は経済的危機に陥つているから、同町を小樽市と同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道様似村の地域給に関する請願（第一〇〇号）

請願者　北海道様似郡様似村長　留目四郎外二名

右の請願は

様似村は、北海道の最南端に位置する地理的悪條件のため、生活必需品の循環が悪く、加うるに本村の主要産業である漁業は自然的條件の影響大きく、生活経済の変動は極端に官公庁職員の生活を圧迫し、生活必需品の自由価格は札幌市を上廻つているから、本村も一割五分地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌泉村の地域給に関する請願（第一〇一号）

請願者　北海道幌泉郡幌泉村幌泉地区全官公庁労組協議会内　栗山亀一

右の請願は

北海道幌泉村は、日常の諸物資をすべて陸路によつて移入しているが、国鉄線に遠いため輸送費がかさみ、生活費が高く、一方地元で生産する漁類は加工品として移出されるため、その価格は消費都市と変らない等同町所在の公務員は生活の危機に陥つているから、同村を五割支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県高浜村端島地区の地域給に関する請願（第一〇二号）

請願者　長崎県西彼杵郡高浜村端島地域給引上対策協議会内　手島清蔵外十五名

右の請願は

長崎県高浜村に所属する端島地区は、一名軍艦島として知られている三菱鉱業の経営する炭坑で、住民はすべてその従業員および家族であるが、農産物の生産は全然なく、主食を始め生活物資はすべて長崎市より移入しているため、それらの物価は長崎市より約一割高い実情にあるから、同地区を長崎市と同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県大町、北方両町の地域給に関する請願（第一〇三号）

請願者　佐賀県杵島郡大町々長　三根寛作外二名

右の請願は

長崎県大町および北方町は、県下一の出炭量を誇る大炭鉱地帯を控え、県下の重要産業地であるため、主食を始めとする生活物資の価格は極めて高く、とくに最近における経済情勢の変動が生活面に大きな影響を與えている等、当地区の特殊事情を検討の上、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝間田町の地域給に関する請願（第一〇四号）

請願者　岡山県勝間田町長　則保清外二百三十五名

右の請願は

岡山県勝間田町は、山陰山陽連絡の要点にあたり、物資および人の交流が極めて盛であるが、生活必需物資は京阪神あるいは県内諸都市より移入する関係上、運賃および中間業者の手数料が加算されるため、常に高物価を示し、給料生活者をなやましているから、同町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県林野町の地域給に関する請願（第一〇五号）

請願者　岡山県英田郡林野町長　水島計次郎外三百十二名

右の請願は

岡山県林野町は、交通四通八達し、商工業も極めて盛で、同地方における中心地として各種官公庁、会社、学校等が集中しているため、町民の生活水準は高く、一方経済的には阪神ブロックに含まれているため、生活物価はこれら消費都市を上廻つている実情であるから、同町所在公務員の生活難を打開するため、同町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高松町外三町村の地域給に関する請願（第一〇六号）

請願者　岡山県吉備郡高松町長　桐野寛

右の請願は

岡山県吉備郡高松町、生石村および真金町の三町村は、岡山市に近接しているため、物価は県下主要都市に大差ないばかりでなく物により却つて高い実情にあるから、同地区を二

級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宇治田原村の地域給に関する請願（第一一九号）

請願者　京都府綴喜郡宇治田原村長　高田国太郎外五名

右の請願は

京都府宇治田原村は、宇治茶の産地であつて、北は滋賀県大津市、西は宇治市に隣接し、京都市はもち論阪神経済圏と最も深い連けいを有しており、従つて文化的生活水準も高く、その物価も京阪神地方および宇治市に比して何等異なることがなくむしろこれらの都市より高価な現状であるから、当村の地域給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県牛窓町の地域給に関する請願（第一一〇号）

請願者　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会内　宮本一郎外二百二十一名

右の請願は

岡山県牛窓町は瀬戸内海各港中最大の要港として交通、文化、産業、経済の中心地であり、物価も県下の最高位を示している実情であるから、当町の地域給級地を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県琴浦町の地域給に関する請願（第一二一号）

請願者　岡山県兒島郡琴浦町長　小郷惠四郎

右の請願は

岡山県琴浦町は兒玉、玉野両市の中間に位し生活必需品は両市を経て搬入されているため物価は必然的に両市を上回つている。しかも地域給において差異があるため当町の人事行政をいちじるしく阻害しているから、当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都立川市の地域給に関する請願（第一八七号）

請願者　東京都立川市長　板谷信一郎外三名

右の請願は

東京都立川市は都下有数の地理的環境に恵まれ、ここ十数年来商工業地として急速に発展し、戦後は米軍極東空軍補給司令部を始め進駐軍各付属機関は市週辺に拡張されまた市内には警察予備隊の新設を見さらに最近において米軍司令部の設置を予想される所でありこれら数万の米軍駐在に伴い特殊婦人の数は日を追つて増加し一般消費物資面に影響すること極めて大きく従つて物価は都下の他市町村より高い実情にあるから、当市の地域級地を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県伊東市の地域給に関する請願（第一八八号）

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外二十二名

右の請願は

静岡県伊東市は、熱海市と全く同様四季を通じ温泉遊覧地として京浜地区と直結交流している関係から、総べて物価は京浜地帯その他の生産地、消費地価額に遊覧客を相手とした価額が加算されたものを基準として割出されており、唯一の漁獲物でさえ、交通機関が長期にと絶しない限り安価な市販は絶無であり、米麦等についてもその生産額を以つてしては三箇月をも充たし得ない状態であるから、当市の地域給級地は熱海市と同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県上野市の地域給に関する請願（第一八九号）

請願者　三重県上野市平野町字東平尾上野市全官公庁職員団体連絡協議会内　松井豊治

右の請願は

今回の地域給級地指定に際し、昭和二十四年五、十一月のC・P・Sを基礎資料にしている由であるが、昭和二十五年三重県ならびに上野市統計課の調査と比較すると格段の相違があり、このような不均衡な資料に基く級地指定は勤労者の生活を根底から崩壊させるものであるから、上野市の級地を当市相応の二級地に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大原野村の地域給に関する請願（第一九一号）

請願者　京都府乙訓郡大原野村長　城戸平左衛門外四名

右の請願は

京都府大原野村は、北部を京都市左京区、東部を向日町、南部を長岡町、西部を大阪府島本町とに囲まれているため物価等において何等これらの町村と異なるところがないにもかかわらず地域給差によつて受ける当村の精神的、物質的な損失はばく大であるから、すみやかに他町村との地域差を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥

当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県大屋村の地域給に関する請願(第一九二号)

請願者　広島県安芸郡大屋村長　友井太一郎外五名

右の請願は

広島県大屋村は呉市に隣接し地理的、社会的、経済的に呉市に優るとも劣ない現状であるから、当村を大都市並の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県瀬野村下瀬野の地域給に関する請願(第一九三号)

請願者　広島県安芸郡瀬野村長　満田賢三外十名

右の請願は

広島県瀬野村下瀬野の地域給は、丙地の地域給を受けていたが、今回無支給地となり、このままの状態となれば公務の能率に影響を及ぼし、人事の交流を妨げ、あるいは生活困難に陥る等の危険を伴うから、当瀬野村下瀬野地区を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県池田町の地域給に関する請願(第一九四号)

請願者　徳島県知事　阿部邦一外五十二名

右の請願は

徳島県池田町の地域給は先般の人事院勧告により一級地に区分されたが、当町は地理的関係上、主食を始めとする生活諸物資を他地域からの移入に依存しているため、物価が極めて高いから、当町の地域給級地を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市の地域給に関する請願(第一九五号)

請願者　熊本市古城堀端町二ノ六　岡本亮介外一名

右の請願は

熊本市は、九州の中央部に位し、九州第二の大都市で、世帯数の約七十パーセントは、サラリーマン、また勤労者で、商工農の生産者は三十パーセントに過ぎず、純然たる消費都市である。したがつて、市内の生活必需品は、県外の移入により維持されているので、これ等の物価は、東京よりも高い実情であるから、熊本市の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県三重町の地域給に関する請願

請願者　大分県大野郡三重町長　首藤卓美外三十八名(第一九六号)

請願者　大分県大野郡三重町全官公労委員会内　三浦章盛外三十七名(第三四四号)

右の請願は

大分県三重町の諸物価の高騰は、他都市に劣らず、ことに近年公務員の増加に伴い家屋の拂底はなはだしく、家賃、下宿代等はいちじるしく高騰し、その他衣料、青果、魚介等もはるかに他都市をしのぐものが有り、しかも民間給與ベースとの開きが大きく、公務員の生活ははなはだしく困窮しているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県竹田町の地域給に関する請願(第一九七号)

請願者　大分県直入郡竹田町長　工藤工外二十四名

右の請願は

大分県竹田町は、豊肥線沿線の中枢都市であるが、地理的、経済的特殊事情のため、平野地や海岸部の都市に比し物価が高く、同町在勤の公務員の生活に大きな影響を與え、他地域への転出を希望する者が多いから、地域的特殊事情を考慮せられ当町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県門川町の地域給に関する請願(第一九八号)

請願者　宮崎県東臼杵郡門川町地域給対策協議会内　園田勘一

右の請願は

宮崎県門川町は、県東北部の重要地点として、各種官公署学校等が集中しているが、生活物資の生産がないため、他地域に依存しなければならず、更に総工費七十億円の上椎葉発電所建設の大工事に伴う労務者増加や資材輸送の影響を受け、生活事情は公務員にとつて不利益の度を増しているから、当町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県西脇町の地域給に関する請願(第一九九号)

請願者　兵庫県多可郡西脇町長　来住靖夫外十九名

右の請願は

兵庫県西脇町は、いわゆる播州織の産地として知られ、わが国輸出綿織物の七割を生産する工業地であるが、経済情勢の活ぱつ化につれて諸物価の高騰もはなはだしく、当地における公務員の生計は窮迫を告げているから、同町の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県太田町の地域給に関する請願（第二〇〇号）

請願者　茨城県久慈郡太田町二、一八六太田町役場内　伊村安四郎外四百九十名

右の請願は

茨城県太田町は、地形の関係で人家が狭い丘陵に密集しているため、住宅難がはなはだしく、その上消費地であるため物価が高く、公務員の生活は日増に窮迫しているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県茶屋町の地域給に関する請願（第二〇一号）

請願者　岡山県都窪郡茶屋町長　米谷昇平外五名

右の請願は

岡山県茶屋町は、岡山、倉敷、玉野、児島四市をつなぐ分岐点に位置し、織布、足袋類、らん製品等の集散地であるが、町民の生活物資はすべて前記諸都市に依存するため、物価の変動がはげしく、公務員の生活は窮状を極めているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県妹尾町の地域給に関する請願（第二〇二号）

請願者　岡山県都窪郡妹尾町役場内　原田富太外百五十名

右の請願は

岡山県妹尾町は、岡山、倉敷の両市を控え、経済的には両市の圏内にあり、生活物資ことに繊維製品、野菜類等を両市より移入しているため、物価が高く、当町在勤の公務員は極めて不利な生活條件に置かれているから、妹尾町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江別町の地域給に関する請願（第二〇三号）

請願者　北海道札幌郡江別町長　吉田鳥藏平外二十二名

右の請願は

北海道江別町は、札幌市の隣接町として発展の途上にあり、会社、工場、官庁等が逐次増設されているが、人口の増加によつて住宅の不足は札幌市と変らず、商品は却つて札幌市より高い状態にありながら、地域給が支給されないため、公務員の生活は苦境に陥つているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道富良野町の地域給に関する請願（第二〇四号）

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平外三名

右の請願は

富良野町は、北海道の中央に位し、根室本線と富良野線の分岐点に当るが、日常消費物資は小樽、札幌、旭川等の諸都市を経て移入され、一方夕張その他の炭田を控えているため、主食を始め物資の交流がはげしく、物価も前記諸市に劣らずかえつて高い場合もあるから、当地方における公務員の生活難を緩和するため、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道静内町の地域給に関する請願（第二〇五号）

請願者　北海道静内郡静内町静内地区全官公庁労組協議会内　佐藤留治

右の請願は

北海道静内町は、日高平野の中央に位し、交通が便利なため、同地方における諸官公庁の主な所在地であるが、近く予定されている静内川の電源開発および港湾施設の完成によつて、名実共に日高の中心地となることが予想されている。しかるに当町の主要産業である漁業、林業、畜産業の関係業者が他地方より転入して食糧その他の物価を引き上げるため、当町の物価は道内主要都市を上回つているから、静内町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道紋別町の地域給に関する請願（第二〇六号）

請願者　北海道紋別郡紋別町網走支庁紋別税務出張所内　武田士男外十四名

右の請願は

北海道紋別町は、当地方における地域相互間の均衡あるいは経済情勢において、北見市、網走市等と何等異るところなく、むしろこれら両市より生活に困難な状況にあるから、同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道安平村の地域給に関する請願（第二〇七号）

請願者　北海道勇拂郡安平村長　磯部義光外三名

右の請願は

北海道勇拂郡安平村は、夕張および苫小牧両市の中間に位し、最近の経済情勢の変転によつて本町在勤公務員の生活は困窮を極めているから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道手稲村の地域給に関する請願（第二〇八号）

請願者　北海道札幌郡手稲村字軽川手稲村役場職員細谷内　大山清一外六名

右の請願は

北海道手稲村は、琴似町を介して札

幌市の西北十二キロの地点にあり、西は小樽市に接しているため、郊外住宅地および商工業地帯としていん賑を極め近く町制実施の態勢にある。従つて経済生活は專ら札幌市に依存しており、消費価格も同市と同様であるから、本村の地域給は同市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県大原町の地域給に関する請願（第二九二号）

請願者　千葉県夷隅郡大原町長　土屋幸正

右の請願は

千葉県大原町は、交通が四通発達しているため、物資集散地として知られているが、水産物を除いて、全くの消費都市であるため、物価は東京および千葉の一、五倍ないし二倍の高値を示しているから、当町在勤公務員の生活不安を除くため、大原町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県野田市の地域給に関する請願（第二九三号）

請願者　千葉県野田市長　戸辺織太郎

右の請願は

千葉県野田市は、しょう油醸造業をもつて知られている東京都の近郊都市であるが、物価の変動が極めて敏感に響くため、民間会社においては、福利施設の充実、賞與増額、現物給與等によつて従業員の生活を維持しているが、公務員の生計は困難を極めているから、当市を三級地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県鴨川町の地域給に関する請願（第二九四号）

請願者　千葉県安房郡鴨川町長　相川政治外四百四十二名

右の請願は

千葉県鴨川町は、房総東西両線の終点および始発駅を持つ外房州随一の都市であるが、生産が少ないにかかわらず清澄山、小湊等の史跡を控え、年間数十万の観光客を迎える消費地であつて、消費物資の移入に伴う物価高のため、公務員の生活は困難を極めているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県成東町の地域給に関する請願（第二九五号）

請願者　千葉県山武郡成東町長　小出安栄昌

右の請願は

成東町は、千葉県の東総地区および山武郡の交通の要衝に当り、政治、経済の中心地となつている。しかるに今回の地域給指定においては、隣接の東金町が給地に指定されながら、経済事情を同じくしている当町が指定されていないのは極めて不合理であるから、成東町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県大多喜町の地域給に関する請願（第二九六号）

請願者　千葉県夷隅郡大多喜町長　白井勇次郎

右の請願は

千葉県大多喜町は、木原線の重要地点に当り、小港鉄道にも接続しているため、当地方における物資集散地および諸官庁学校等の所在地として発展しているが、近郊より産出する林産物を除いてはすべて他地域に依存しているため、衣料品、雑貨等の生活必需物資の価格は、東京、千葉の二倍ないし三倍の高値にあるから、当地における公務員の生活困難を打開するため、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士町の地域給に関する請願（第二九七号）

請願者　静岡県富士郡富士町長　遠藤脩治外一名

右の請願は

静岡県富士町は、東海道線富士駅の所在地で、山梨、長野両県との連絡路身延線の起点でもあり、県下唯一の交通要所となつているばかりでなく、富士郡南部に発達した製紙工業を始め、各種工業地帯の中心地であるが、産業の発達につれて人口の増加いちじるしく、いまや県下第一の町となつている。しかるに戰後物価の高騰はなはだしく、とりわけ朝鮮動乱後の特需産業隆昌とともに、一般勤労者の生活難が深刻化し、公務員の生活は危きにひんしているから、当町を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県清水市の地域給に関する請願（第二九八号）

請願者　静岡県清水市長　山本正治外三十二名

右の請願は

静岡県清水市は、貿易、漁業地として東海道の枢要地であるが、漁業従業員および荷役労務者の収入は一般市民のそれよりはるかに多く、従つてこれらの消費面におよぼす影響は極めて強く、物価は他都市より一割高の実情にあるから、清水市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高山市の地域給に関する請願（第二九九号）

請願者　岐阜県高山市長　日下部祇一

右の請願は

高山市の物価は、林産物を基礎とす

る産業事情および観光中心の非生産的消費の影響ならびに朝鮮動乱後の木材景気のため、極めて高く、その上非戦災地であつたため、知識階級の転入等によつて一般市民の生活程度も高く、同地方における唯一の高物価都市であるから同市を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県日立市の地域給に関する請願（第三〇〇号）

請願者　茨城県日立市長　高島秀吉外十一名

右の請願は

さきの人事院勧告によれば、日立市は一級地に指定されているが、右勧告の基礎となつた資料は、会社経営の福利厚生施設を利用して比較的安い物資を購入している日立製作所および日立鉱業所の従業員の世帯を対象としているため、そのまま当市の一般世帯におよぼすことは不合理であつて、一般勤労者および公務員の勤労意欲に影響するから、当市の地域給を三級地に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県の地域給に関する請願（第三〇一号）

請願者　埼玉県知事　大沢雄一

右の請願は

埼玉県は、京浜工業地帯の延長として、また東京都の郊外として東京都に密接な関連を持ち、一方国鉄線によつて、裏日本および奥羽、北海道に通じ、東京都に対する神奈川県と同等な位置にある。しかるに川崎市は五級地に、浦和、川口、大宮の各市は三級地に予定されている等、極めて不合理であるから埼玉県の特殊性を再検討の上、県内諸都市の地域給を決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県川越市の地域給に関する請願（第三〇二号）

請願者　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外五十一名

右の請願は

川越市は、埼玉県西部地域の最重要都市として物資の集散、金融交通が極めて盛で、市内には各種官公庁学校等の諸機関が集中しているため、同地方の政治経済文化の中心地となつているが、東京都の外かく都市としての性質上、物価が高く物によつては都内を上回るものもあるから、当市を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県茅ヶ崎市の地域給に関する請願（第三〇三号）

請願者　神奈川県茅ヶ崎市長　内田俊一外三十二名

右の請願は

神奈川県茅ヶ崎市は、県中央の衛生都市の関門で、各種官公庁、学校が集つている枢要都市として、また近時保険、衛生理想的観光地として発展の途上にあるが、食糧事情に恵まれず、日常生活物資の生産も皆無のため、京浜地区に依存する等、物価は県下諸都市より三割高を示しているから、本市の特殊性を再検討の上、山間部の一部を除いて四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県の地域給に関する請願（第三〇四号）

請願者　奈良県知事　奥田良三

右の請願は

奈良県は、いわゆる京阪神の経済圏に属し、大阪市と密接な関連を持つているから、その地理的経済的事情を考慮せられ、国際観光文化都市法の適用を受けている奈良市を四級地に指定するとともに、隣接市町村との経済的交通的事情を考慮の上、添上郡辰市村外二十町村を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県の地域給に関する請願（第三〇五号）

請願者　山口県知事　田中龍夫

右の請願は

本年五月十七日の国会および内閣に対する人事院勧告によれば、山口市は二級地に、埴生町、玖珂町、高森町、秋穂町、富海村、厚東村および安下庄町は一級地に指定されているが、山口市は、S、C、P、Sその他の物価調査の結果よりすれば宇部市、小野田市と同級にあり、また広島、呉、岡山の各市よりも生計困難であるから、三級地に、後者の各町村は一級地である伊保庄村との均衡から一級地に、それぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県の地域給に関する請願（第三〇六号）

請願者　和歌山県知事　山野眞次

右の請願は

近く勤務地手当の支給地域の区分に関する法律案が提出される由であるが、この基礎となつている人事院の勧告には幾多の不合理点があるから和歌山県についてはその物価ならびに地理的現状を再検討せられ、和歌山市を四級地に、田辺、海南、新宮の三市を三級地に、湯浅、御坊、白浜の三町を二級地に、周参見町を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県の地域給に関する請願（第三〇七号）

請願者　岡山県知事　三木行治

右の請願は

岡山県における地域給指定地は三百

五十九市町村中わずかに八市町村であつて隣県兵庫、広島、山口等に比しはなはだしく不均衡であり、かつ今回の勧告においても、兵庫県は百三十余市町村、広島県は四十二市町村、山口県は三十三市町村が指定地域となつているにかかわらず、本県では二十二市町村のみであることは、文化、交通、経済面からも、風俗、習慣等においても條件を同じくする同地方に対し、極めて不合理なものとなつているから、吉備郡高松町、真金町、生石村および都窪郡加茂村の四町村を一級地に追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県の地域給に関する請願（第三〇八号）

請願者　滋賀県知事　服部岩吉外五名

右の請願は

滋賀県の地域給支給区分の内、大津市外二市四箇町の現行支給区分は妥当ではないから、実状再調の上、大津市は四級地、彦根、長浜両市は三級地、瀬田、草津、今津、木之本の四町は一級地にそれぞれ改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県の地域給に関する請願（第三〇九号）

請願者　福井県知事　小幡治和

右の請願は

福井県における地域給の級地指定は、先般の人事院勧告によると、福井市二級地、敦賀、武生両市および芦原、神明南町と北潟、粟野の二村は一級地という極めて小範囲のしかも率の低いものとなつているが、本県は古来より関西とのつながりが密接で、物価は関西なみに高物価であり、いちじるしく実状と相違するから、再調の上、本県に関する人事院勧告案を全面的に修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県の地域給に関する請願（第三一〇号）

請願者　静岡県知事　斎藤壽夫

右の請願は

さきに行われた人事院の勤務地手当勧告は、静岡県の実状とはなはだしく相違するから、再調の上、熱海市は五級地、伊東市は四級地、沼津市、清水市、三島市は三級地、吉原市、下田町、富士町、富士宮市は二級地にそれぞれ改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県の地域給に関する請願（第三一一号）

請願者　愛知県知事　桑原幹根

右の請願は

さきに行われた人事院の地域指定の勧告によれば、本県における支給区分は極めて小範囲にすぎず、いちじるしく実状と相違するから、挙母市、豊川市、西尾町、小牧町は二級地、形原町、西浦町、愛知郡猪高村、同郡日進村は一級地にそれぞれ改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県の地域給に関する請願（第三一二号）

請願者　徳島県知事　阿部邦一

右の請願は

去る五月十七日国会および内閣に対して勧告された人事院の「勤務地手当の支給地域の区分に関する法律」案は、徳島県の実状と相当な差違があるから、再調の上、徳島市は三級地、鳴門市、小松島市、池田町は二級地にそれぞれ改訂するとともに富岡町、脇町、日和佐町、川島町、鴨島町、板東町、牟岐町、板西町をあらたに一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県の地域給に関する請願（第三一二号）

請願者　三重県津市栄町　伊藤　好道

右の請願は

三重県の勤務地手当支給区分についての人事院勧告案は、いちじるしく実状を異にするから再調の上、松阪市、尾鷲町は三級地、宇治山田、上野両市、木本、亀山、名張の三町は二級地、菰野、浜島、鵜方、関、阿田和の五町は一級地にそれぞれ修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県鳴門市の地域給に関する請願（第三一四号）

請願者　徳島県鳴門市長　槇山猷太郎外二名

右の請願は

鳴門市は、淡路島を隔てて阪神地方に近接しており、経済力の高い同地方の刺戟を受けて生活程度の高度化を余儀なくされる結果、本町在勤公務員は困難な生活をしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県森町の地域給に関する請願（第三一五号）

請願者　大分県玖珠郡森町長　了戒惟光外二十名

右の請願は

大分県森町は、玖珠郡行政の中心地であり、阿蘇国立公園九重地区ならびに日田、耶馬、英彦国定公園に囲まれた風光明びな観光地であるため、外来者の往来繁くこれらが本町物価を必然的に騰貴させているので当町在勤公務員の生活は困難の度を加えているから、あらたに本町を勤務地手当支給地域に編入と同時に一劃支給を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭

意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県由布院町の地域給に関する請願（第三一六号）

請願者　大分県大分郡由布院町長　佐藤原太外二十名

右の請願は

大分県由布院町は、人口八千余温泉観光都市別府市に隣接して同市富豪の別荘あるいは有名会社の保養所等が多いため、消費物価は同市以上に高く、当町在勤公務員の生活は、困窮の度を加えているから、地域給指定に当つては本町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道深川町の地域給に関する請願（第三一七号）

請願者　北海道深川町役場内深川地区全官公庁首長連絡協議会内　市川亀治

右の請願は

北海道深川町は生活諸物資のほとんどを小樽、札幌、旭川等の各市からの移入に依存しているため、物価は高率を示し、さらに厳寒積雪地帯として燃料、被服、保健、衛生費の出費は多額を占め、公務員の生活は窮乏にあえいでいる実情であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道遠軽町の地域給に関する請願（第三一八号）

請願者　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎

右の請願は

北海道遠軽町の人口は現在増加の一途をたどり、加うるに警察予備隊の設置を見るに至つて日用必需品は高騰の現状にあり、公務員の生活に多大の影響を及ぼし、万一このまま放置されるならば経済事情の窮迫に伴いその職責完遂の意欲を失い、かつては他町村に転勤転職者が増加する傾向を招来し、公務員としての職責遂行上重大なる支障をきたす結果ともなるから、当町の地域給を近隣北見市以上の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道伊達町の地域給に関する請願（第三一九号）

請願者　北海道有珠郡伊達町長　岡審

右の請願は

北海道伊達町は室蘭市に隣接し、同一経済圏にあるため、生計費等については同市の状態に支配される現状にあり、とくに公務員の生活は困窮の度を加えつつあるから地域給級地の指定に当つては室蘭市と同様に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県角田町の地域給に関する請願（第三二〇号）

請願者　宮城県伊具郡角田町牛館一角田高等学校内角田町全官公地域給協議会内　是枝正一外十三名

右の請願は

さきに実施された総理府統計局の特別消費者価格調査に際し、当角田町の被調査者が課税対象となることをおそれ、所得を過少に申告したため、調査の結果は当町の実際とはなはだしく異つている。しかるに当町の生活水準は非戦災地のため比較的高く、また鉄道に遠いため物価は仙台市を上回つているから、角田町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県因島の土生町の地域給に関する請願（第三二一号）

請願者　広島県御調郡土生町長　安松延二外十五名

右の請願は

広島県因島の土生町は、人口、産業、教育、文化等近来急激に発展しつつあるが、生活必需物資のすべてを尾道、三原両市を始め四国今治方面からの移入に依存しているため必然的に物価は高騰し、公務員の生活は困難をきたしているから、当町を四級地以上の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県田熊町の地域給に関する請願（第三二二号）

請願者　広島県御調郡田熊町長　岡野福一外五名

右の請願は

広島県因島の田熊町は近島十余の島の物資の集散地であり、またこれら諸島の教育、文化の中心地であるが、生活必需物資は尾道を始め三原、大阪、今治方面からの移入に依存しているため、必然的に物価はこれらの都より高値を示している実情であるから、当町を二級地または三級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島市の地域給に関する請願（第三二三号）

請願者　広島市長　浜井信三

右の請願は

人事院勧告の国家公務員の勤務地手当支給地域区分によれば広島市は三級地の指定を受けているが、その基礎となつた特別C・P・Sは当市の実情にそわないものと考えられるから、再検討の上当市の地域を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県松永町の地域給に関する請願（第三二四号）

請願者　広島県沼隈郡松永町長　石井議三外二十一名

右の請願は

広島県松永町は福山、尾道両市の中間に位置し人口密度の極めて高い上に近隣に生産地をもたないため物資は窮乏を極めその補給は必然的に他地方からの移入に依存しているため福山、尾道両市に比して少しも劣らない物価高を示しているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県木本町の地域給に関する請願（第三二五号）

請願者　三重県木本町長　前川義雄外十四名

右の請願は

三重県木本町は、県下で最も交通不便な地区であり、非生産的な消費地であるにかかわらず吉野熊野国立公園の中心部をなしているため、年々増加する観光客の往来は必然的に当町の物価をいちじるしく高騰させ、町内官公職員の生活は相像外の困窮を招いている実情であるから、当町の地域給支給率は、最低一割を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県伊東市の地域給に関する請願（第三二六号）

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外二十三名

右の請願は

静岡県伊東市は、温泉観光地としてまた別荘地として発展しているが、物価においては観光客、別荘居住者等特殊階層の影響を受けてむしろ東京を上廻る実情にあり、また同類同形の熱海市とは全く差異を認め得ない実情であるから、当市の地域給支給率を五級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県沼津市の地域給に関する請願（第三二七号）

請願者　静岡県沼津市長　塩谷六太郎外二名

右の請願は

静岡県沼津市は、交通至便な東海道の要衝に位置しているため近時とみに増加した観光客の来住は消費地に移行し、加えて京浜地方の高物価の影響を受けて経済的生活様式も仮りに本市と隣接する静岡市と比べてほとんど大差のない実情であるから、当市の地域給支給率を少くとも静岡、浜松両市と同様の三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県形原町の地域給に関する請願（第三二八号）

請願者　愛知県宝飯郡形原町吉見正男外百八名

右の請願は

愛知県形原町は主として水産業が盛んで生活上の諸物資は大部分を名古屋、豊橋両市方面より移入しているため物価は必然的に高物価となり当町官公職員は最低生活すらおびやかされている実情であるから当町の地域給を引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県の地域給に関する請願（第三二九号）

請願者　石川県知事　柴野和喜夫

右の請願は

本年五月十七日人事院より政府に対し勧告して一般職の職員の勤務地手当の支給地域の区分に関する法律案第二條別表の都道府県別支給地域区分表の石川県関係中一級地として「河北郡三谷村のうち字岩田および百々」とあるが、百々なる地名は実存しないから削除せられたい。また江沼郡の支給地域中橋立村および三谷村が脱漏しているから両村を追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県の地域給に関する請願（第三三〇号）

請願者　岐阜県知事　武藤嘉門

右の請願は

本年五月十七日人事院が国会及び内閣に勧告した地域給支給区分案中岐阜県分を再検討の上、（一）岐阜、多治見両市を三級地に、稲葉郡那加町を岐阜市と同等に、大野郡大八賀村大字三福寺ならびに安八郡三城村字緑園および吉城郡神岡町を二級地に、益田郡萩原町、加茂郡八百津町可児郡御嵩町、武儀郡金山町、恵那郡岩村町、明知町、益田郡小坂町、山県郡高富町、羽島郡竹ヶ鼻町、不破郡赤坂町、垂井町および吉城郡上宝村を一級地にそれぞれ改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県落合村の地域給に関する請願（第三三一号）

請願者　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎

右の請願は

岐阜県落合村は地勢、文化、人情、風俗等はもちろん一般消費生活において隣接中津川町と何等異るところがないにもかかわらず、中津川町が地域給支給地に指定されているため、人事の交流、ことに教育面の人事交流に支障をきたしているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県川辺町の地域給に関する請願（第三三一号）

請願者　岐阜県加茂郡川辺町長　小橋日感外百十名

右の請願は

岐阜県川辺町は、大部分山林であるため諸物価はすでに一級地に指定されている隣接の太田、古井両町に比較して何等異るところがなく、むしろ運送費のかさむ面よりしてこれらの町を上廻る品物も少なくない実情であるから、当町の地域給を隣接太田、吉井両町と同率の一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県井原町の地域給に関する請願（第三三二号）

請願者　岡山県後月郡井原町井原郵便局内　友田吟一

右の請願は

地域給級地指定に関し、近日中に人事院において最終的決定を行う由であり、さきに岡山県知事から提出された従前実施の生活必需物資の消費者価格調査表による井原町の指数が、県下において相当低位にあるとの理由で指定から除外される由であるが、この消費者価格の調査表は当町に関する限り現実の実態からはなはだしく遊離しているから、再検討の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県備前町の地域給に関する請願（第三三四号）

請願者　岡山県和気郡備前町三村章夫外十九名

右の請願は

岡山県備前町は、消費地として諸物資は岡山市ならびに西大寺方面より移入する関係上、物価は県下何れの地域より高率であつて、当町在勤公務員の生活は窮乏にあえいでいる実情であるから、当町の地域給級地を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県内海町の地域給に関する請願（第三三五号）

請願者　香川県小豆郡内海町長　佐伯興之吉外二名

右の請願は

香川県内海町は、商工都市として、また景勝地神懸、小豆島八十八箇所の霊地を有する観光地として、全くの消費地であつて、生活水準も高く、物価は高松市より高い実情にあるから、当町の地域給級地を高松市と同様の二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県宇多津町の地域給に関する請願（第三三六号）

請願者　香川県綾歌郡宇多津町長　平田三次郎外五名

右の請願は

香川県宇多津町は、地域給支給地に指定されている坂出市、丸亀市、多度津町と一連の町で、その中間に位置し、町民の七割が塩業に従事している純然たる消費町であつて、物資の購入はほとんど坂出、丸亀の両市にあおぎ町民の消費生活は全く両市と変らないから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県津田町の地域給に関する請願（第三三七号）

請願者　香川県大川郡津田町長　田中修三外十七名

右の請願は

香川県津田町は大川郡の中央部に位置する海陸交通の要衝であり、また海岸一帯は瀬戸内海国立公園中有数地帯であり、遊覧客の殺到、漁業従事者の物資の買占等により諸物価は高騰し、むしろ隣接の高松市より高値を示している状況にあるから、当町の地域給級地を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県佐川町の地域給に関する請願（第三三八号）

請願者　高知県高岡市佐川町長　森田茂亀外十九名

右の請願は

高知県佐川町は典形的な消費地であつて、生活必需物資は隣接の高知市および須崎町から購入し、販売されているため、物価は常に両地区より高価となつているから、当町に相応の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県大洲町の地域給に関する請願（第三四〇号）

請願者　愛媛県喜多郡大洲町大洲郵便局内　越智虎好

右の請願は

愛媛県大洲町は八幡浜、松山両市に近接する喜多郡の政治、経済、産業、交通、文化の中心地であつて、日常生活面において両市の影響を受けることが多く、生活水準ならびに物価もほとんど両市と差異がないから、当町の地域給支給区分を二級地

に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県仁尾町の地域給に関する請願（第三四一号、第四一六号）

請願者　香川県三豊郡仁尾町長　曾根勝

請願者　同

右の請願は

香川県仁尾町は地理的に恵まれないため、主食を始めとする生活必需物資のほとんどを隣接町村より移入しており、従つて物価も一段と高く、隣接の観音町および伊吹村と何等差異がないから、当町を一級地として地域給支給地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県の地域給に関する請願（第三四二号）

請願者　宮崎県知事代理　碓井貞雄

右の請願は

宮崎県は地理的に全国にまれにみる災害県であるため、諸物価は比較的高位にあるため、本県下の公務員の給與と物価との均衡が失われ、最低生活の保障すら困難な状況にあるから、本県の特殊事情を考慮して県下各市町村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県の地域給に関する請願（第三四三号）

請願者　福岡県知事　杉本勝次

右の請願は

人事院勧告の勤務地手当支給地区分は福岡県下各市町村の実情を考慮されていないから再検討の上修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県の地域給に関する請願（第三七七号）

請願者　鹿児島県知事　重成格

右の請願は

地域給指定に関する人事院の勧告は、基礎資料の調査が不備のため、地方の実情に即せず、鹿児島県の場合は、相当不合理な面があるから、県内の地理的経済的諸事情を再検討の上、本県内各地の地域給を合理的に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県垂水町の地域給に関する請願（第三七八号）

請願者　鹿児島県肝属郡垂水町級地引上期成同盟会内　坪内作之亟外十六名

右の請願は

鹿児島県垂水町は、大隅地方の門戸である関係上、人および物資の交流がはげしく、しかも海潟温泉を保有する観光遊覧地として購買力が強く、その上鹿児島、鹿屋両市の影響が大きいため、経済事情を鹿児島市と同じくしているから、右の事情を考慮の上、同町の地域給を一級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府茨木市の地域給に関する請願（第三七九号）

請願者　大阪府茨木市長　中谷光外十八名

右の請願は

大阪府茨木市は、吹田市を経て大阪市に通ずる大阪北郊の政治経済の中心地であるが、生活物資は五級地の大阪、吹田の両市に依存するため、生活費は極めて高く、当市の公務員と五級地に通勤する者との均衡は極めて不合理な結果を生じているから、本市の地域給を五級地に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県多治見市の地域給に関する請願（第三八〇号）

請願者　岐阜県多治見市役所内多治見市地域給対策審議会内　奥村郷平

右の請願は

岐阜県多治見市は、陶都として知られているが、耕地が少く生活物資の生産が皆無のため、主食を始め、生活物資を他地域より移入しなければならず、その上近郊に食糧生産地がないため、遠く名古屋市に依存する等、生活條件極めて悪く、一方当市の経済事情は、窯業界の不振によつてひつ迫した情勢にあるから、本市の地域給については特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県の地域給に関する請願（第三八一号）

請願者　和歌山県知事　小野真次

右の請願は

和歌山県は、大阪市と約一時間で連絡できる距離にあつて、本県の生活必需物資は、県下全部に大阪から流入される状態で物価の相場は常に大阪市場と不可分の関係にある。しかして大阪府および奈良県は六郡全地域が指定を受けていて、本県と比べるとまことに不合理であるばかりか、公務員の生計におよぼす影響はもとより、人事管理上支障をきたしているから、本県下の地域給を修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県近永町の地域給に関する請願（第三八二号）

請願者　愛媛県北宇和郡近永町長　川添日和郎

右の請願は

愛媛県近永町は、昭和十六年町制施行以来官公庁の拡充による公務員の増加と、宇和島市の戦災による疎開者の転入によつて、人口が急激に増加し、四国南端唯一の消費地となつたが、附近の農家は零細農家のため、主食野菜等の入手が困難な状態にあり、産業面においては、林産物関係工場が増加するのみで、生活物資はすべて阪神方面に依存している実情にあるから、当町の地域給を松山、宇和島両市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府の地域給に関する請願（第三八三号）

請願者　京都府知事　蜷川虎三

右の請願は

地域給決定に関する人事院の勧告は、地域によつては均衡上極めて不合理なものとなつているが、とくに京都府内については、隣接町村の物価および生計水準等を考慮して、乙訓郡大山崎村外八町村を二級地に、綾部市何鹿郡元綾部町を三級地に、京都市伏見区醍醐村、横大路村、納所村、向島村の各区域を五級地に、それぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府亀岡町の地域給に関する請願（第三八四号）

請願者　京都府亀岡町長　中田安次外二十三名

右の請願は

京都府亀岡町は、京都市に隣接する旧城下町であるが、立地條件が悪いため、工業的発展性がなく、交通の便から京都市への通勤者が激増しており、一方農産物の生産地に隣接していながら、京都市を控えているため、主食始め食糧の価格は京都市と変らず、その他の消費物資は京都市より移入する関係上京都市より高価な実情にあるから、同町を京都市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県の地域給に関する請願（第三八五号）

請願者　佐賀県知事　鍋島直紹外八名

右の請願は

地域給に関する今回の人事院勧告は、地方の実情に即せず、地方によつては不合理なものとなつているから、佐賀県については、県当局において調整した地域給指定順位表その他の資料を参照せられ最も妥当なものと決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県三原市の地域給に関する請願（第三八六号）

請願者　広島県三原市長　戸田勝已外九名

右の請願は

広島県三原市は、近時工業都市としていちじるしい発展をとげ、人口の増加と市民の生活水準上昇は顕著なものがある。しかして当市在勤の官公庁職員の生活は、工業生産都市であるとともに消費都市としての特殊性より、憂慮すべき事情を招来している。しかるに県下五市の内唯一つ当市のみが一級地となつていることは、極めて不合理であるから、三原市を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津山市の地域給に関する請願（第三八七号）

請願者　岡山県津山市役所内津山市全官公庁労働組合協議会内　福本梅市

右の請願は

地域給決定の基礎資料となつているS・C・P・Sは、やみ購入や税金の調査と無関係であるにかかわらず、記入に当つて被調査者の懸念から実際上の生活費以下に記入されているため、不合理点が多く、その上津山市の場合は阪神地区を控える地理的事情のため、主食を始めとする消費物価が極めて高いから、岡山県津山市の地域給について再検討をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県藤戸町の地域給に関する請願（第三八八号）

請願者　岡山県児島郡藤戸町長　田中浩治外七名

右の請願は

岡山県藤戸町は、岡山、倉敷、玉野、児島の各都市の経済圏内にあり、町内所在の商店も日用品、繊維製品はもとより野菜魚介類雑貨に至るまで前記諸都市から仕入れるため、諸物価はこれら各市の二ないし三割高となつているから、同市を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県牛窓町の地域給に関する請願（第三八九号）

請願者　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会内　宮本一郎外二百二十一名

右の請願は

岡山県牛窓町は、水陸交通の便に恵れ、とくに瀬戸内海各港を通じ最大の要港として文化、産業、経済の中心地となつている。しかして当町は、主食はもとより一般物資の大半を他都市から移入する大消費地で生活水準は県下最高位を示し、俸給生

活者の生活は困難な実情であるから、牛窓町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県の地域給に関する請願（第四〇二号）

請願者　千葉県知事　柴田等

右の請願は

人事院勧告による地域給の決定は、基礎資料不備のため千葉県の実情に即せず不合理なものとなつているから、県内各地の実情を再検討の上合理的なものに決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県佐倉地区の地域給に関する請願（第四〇三号）

請願者　千葉県印旛郡和田村直弥　深沢米太郎外六十六名

右の請願は

千葉県佐倉地区は、千葉、船橋、市川等の各市を経て東京へ約十里の距離にあるが、生産地と消費地の中間にありながら、交通の便のため都市の高物価が逆流し、俸給生活者の家計をおびやかしているから、同地区を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鴻巣町の地域給に関する請願（第四〇四号）

請願者　埼玉県北足立郡鴻巣町長　中村邦外一名

右の請願は

埼玉県鴻巣町は、東京都心から高崎線で四十数キロの地にあり、住民の約七割は東京、浦和、大宮等への通勤者である。一方町内には、農林省農薬試験場を始め、統計調査事務所試験地、食糧事務所出張所、国警等の各種官公庁や民間諸団体の機関があるため、住民の九割までが消費者であるが、経済情勢や生活水準においては、東京、浦和、大宮等の諸市と異るところがないから、同町の地域給を浦和市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大宮町の地域給に関する請願（第四〇五号）

請願者　京都府中郡大宮町長　堀利助外十名

右の請願は

地域給改訂に関する人事院勧告によると、近隣の宮津町、峰山町、網野町、間人町および久美浜町が一級地に指定されているにかかわらず、地勢、交通、経済その他生活環境を全く同じくしている京都府大宮町が給地に指定されていないのは不合理であるから、この際宮津町と峰山町との中間に位する当町を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県湯浅町の地域給に関する請願（第四〇六号）

請願者　和歌山県有田郡湯浅町有田地方事務所内　宮田善一外二十五名

右の請願は

和歌山県湯浅町は、最近附近部落を合併して市制施行を予定されているが、主食の入割を移入に依存し、その他の食料品も和歌山市、大阪市等より移入しているため、生活費が高く、当町在勤の公務員は、生活困難な実情にあるから、同町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県北方町の地域給に関する請願（第四〇七号）

請願者　岐阜県本巣郡北方町長　西川雄二外三名

右の請願は

地域給に関する人事院勧告は、基礎資料の調査が不合理であつたため、岐阜県北方町の特殊事情に即せず同町に対する地域給についても幾多考慮すべきものがあるから、同町の地理的経済的諸事情を再検討の上、生活條件が同様である隣接岐阜市同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県今渡町の地域給に関する請願（第四〇八号）

請願者　岐阜県可児郡今渡町今渡小学校内　奥村幸夫外一名

右の請願は

岐阜県今渡町は、交通に恵まれた同地方の中心地であるが、家庭燃料の不足がはなはだしく、需要量の大部分を他町村から移入しているが、一般物価においても町内に多数の民間機関があるため、諸物価が高く、俸給生活者の生計は困難な状態にあるから、同町の地域給を乙地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県大津市の地域給に関する請願（第四〇九号）

請願者　滋賀県大津市長　佐治誠吉

右の請願は

滋賀県大津市は、京阪神の経済圏にあるため、経済的諸條件は京都市と同一であるから、さきになされた地域給に関する人事院勧告案を改訂して本市を四級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府泉北郡の地域給に関する請願（第四一〇号）

請願者　大阪府泉北郡八坂町　長　橋本仲治

右の請願は

大阪府泉北郡は、木綿織物の生産地として知られているが、模造真珠の生産においても全国の八割を占めているため、住民は裕福な生活を営み、物価も高く交通機関も発達しているため、地図面では農山村の如く見えながら、経済的には堺市や佐野、貝塚等の諸市以上に活況を呈しているから、さきの人事院勧告によることなく、合理的な地域給を決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西浦町の地域給に関する請願（第四一一号）

請願者　愛知県宝飯郡西浦町　長　岡田紋三郎外三十六名

右の請願は

愛知県西浦町は、東海地方屈指の観光地蒲郡町の西方に連り、その七割の地域が蒲郡地区県立公園の区域に含まれているため、観光客の出入が多く、物価は上昇の傾向にあり、加えて最近の水産加工業および繊維工業の発達にもかかわらず、食糧、雑貨その他の生活必需品は国鉄、名鉄等によつて移入するため、生活費は極めて高い数字を示しているから、同町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県新城町の地域給に関する請願（第四一二号）

請願者　愛知県南設楽郡新城町　愛知県立新城高等学校内　飯田新七外千五百九十七名

右の請願は

愛知県新城町は、昭和二十五年五月の第三回特別C・P・Sによれば総合指数において、対東京比率は豊橋市の八六、二パーセントに対し新城町は八六、三パーセントで同市より一パーセントの上位にあるから、本町の地域給を同市同様二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県川島町の地域給に関する請願（第四一三号）

請願者　徳島県麻植郡川島町　長　川村哲介外一名

右の請願は

徳島県川島町は、同県を中断する吉野川の中流に位し、徳島市より西二十五キロの地点にあるが、本町の耕地面積がはなはだ狭少であるため、生活必需物資の大部分を他に依存しなければならず、従つて本町の生計費は高額となり、公務員の生活を圧迫しているから、本町を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県今治市の地域給に関する請願（第四一四号）

請願者　愛媛県今治市長　山本　幸助

右の請願は

愛媛県今治市は先般行われた人事院の地域給勧告案では、一級地となつているが、これは実状とはなはだしく相違するから、本市の地理的経済的現況を再調の上、二級地以上の級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県宇和町の地域給に関する請願（第四一五号）

請願者　愛媛県東宇和郡宇和町、宇和町地方事務所内宇和町地域給対策連絡協議会内　猪津盛徳

右の請願は

愛媛県宇和町は、八幡浜市の東方約十四キロ、宇和島市の北方約二十キロ四囲を山に囲まれた高原地帯にあるため、夏は避暑地として利用されており、近時交通機関の発達によつて大都市への距離がいちじるしく短縮された結果、本町の生活文化水準は上昇の一路をたどつている現状であるから、本町の地域給を引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県筑後地区の地域給に関する請願（第四一六号）

請願者　福岡県久留米市役所内　筑後地区地域給協議会内　主計貞二外五十七名

右の請願は

本年五月の人事院勧告案によると、福岡県の筑後地区の地域給支給区分中、久留米、大牟田の二市が三級でその他の六郡中十七箇町村および四箇町村の一部がそれぞれ一級に格付けされているが、これは実状といちじるしく相違するから、再調の上、本地区の地域給を全面的に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田川市の地域給に関する請願（第四一七号）

請願者　福岡県田川市長　香月　保

右の請願は

福岡県田川市は、全国有数の炭坑都市であつて、本市の就業人口の六十パーセントが炭坑従業員であるが、これらはいずれも所属会社より住宅、燃料、食料その他にわたつて福利を受けているため、生活物価指数は低位にあるが、これに反して本市在勤の一般公務員は高物価にしんきんしているから、地域給引上げの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分市の地域給に関する請願（第四一九号）

請願者　大分市役所内大分市官公庁協議会内　安部定外十七名

右の請願は

勤務地手当に関する本年五月十七日の人事院勧告書によると、大分市は二級地に指定されているが、これは実状とはなはだしく相違するから、再調の上隣都別府市同等四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県鶴崎町の地域給に関する請願（第四二〇号）

請願者　大分県大分郡鶴崎町全官公庁連絡協議会内　安部光五郎外二十六名

右の請願は

大分県鶴崎町は、大分市の東方に隣接する商工農漁業を有する町で近く同市と合併の気運にあり、経済的には、全く同市と同一の條件にあるから、先般の人事院勧告案による一級地を二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県国東町の地域給に関する請願（第四二一号）

請願者　大分県東国東郡国東町鶴川国東町全官公庁連絡協議会内　尾崎勇太郎外三百九十九名

右の請願は

地域給に関する先般の人事院勧告案によると、大分県国東町は支給の対象から除外されているが、本町の実効物価の状況、消費経済の実状は地理的條件によつて大分市と大差がないから、本町をあらたに二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県津久見市の地域給に関する請願（第四二二号）

請願者　大分県津久見市長　黒岩岩太郎

右の請願は

大分県津久見市は、豊後水道に面した東九州唯一の良港であるが、近時本市周辺の資源開発の促進と貿易港指定とによつて、新興都市としてますますいんしんを極めている現状である。従つて生活必需物価の高騰は必然的で別府市と何ら変らない実状にあるから、域地給は三級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌別町の地域給に関する請願（第四二三号）

請願者　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次

右の請願は

北海道幌別町は、東南を太平洋に面し、西南は室蘭市に接している関係で物価は同市の影響を受けて生活程度も同市と変らないから、域地給は室蘭市同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県堅田町の地域給に関する請願（第四二四号）

請願者　滋賀県滋賀郡堅田町長　中正一彦

右の請願は

滋賀県堅田町は、大都市に近接するため、あらゆる面に直接影響を受け、日常生活費はこれら近接大都市と大差ない現状であるから、本町の地域給は三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県小松島市の地域給に関する請願（第四二五号）

請願者　徳島県小松島市長　西岡喜平

右の請願は

徳島県小松島市は、小松島港を擁し四国、阪神間を結ぶ海陸交通の要衝であるが、徳島市に境界を接しているため、生活程度は極めて高く物価は同市と差異がない現状であるから、地域給の支給区分は同市と同一とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中津川町の地域給に関する請願（第四二六号）

請願者　岐阜県恵那郡中津川町長　市岡計介

右の請願は

岐阜県中津川町は、大都市に近接するため、生活費の高騰は避けられず、これが公務員を窮地に追い込んでいるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県八百津町の地域給に関する請願（第四二七号）

請願者　岐阜県加茂郡八百津町長　佐藤鉄蔵外十名

右の請願は

岐阜県八百津町は、木曾川の流域に位し、人口七千八百七十八、戸数千五百十一を有する加茂郡第一の町であつて物資集散の中心地であるが、生活物資の大半を遠隔の生産地に依存しているため、生活費の高騰は避けられず、これが公務員を窮地に追い込んでいるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県萩原町の地域給に関する請願（第四五三号）

請願者　岐阜県益田郡萩原町長　岡崎勘蔵外十一名

右の請願は

岐阜県萩原町は、高山線に沿う人口六千三百余の小市街であるが、本町は名に負う飛騨の山奥で耕地少なく主食始め、その英類まで他地方に依存しているため、諸物価は常に高く公務員の生活を困難にしているから、本町の特殊事情を考慮して、あらたに本町を勤務地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道増毛地区の地域給に関する請願（第四五四号）

請願者　北海道増毛郡増毛町立別苅小学校内増毛地区全官公庁労働組合協議会内　見原幸一

右の請願は

北海道増毛地区は、北海道の西北端、留萌支庁管内の最南端に位し、漁場として道開拓以来歴史は古く、雄冬、岩老、浜益一帯を含む観光地として道立公園化の気運にあり将来を期待されている。しかし生活環境は、留萌市の隣接町として諸物価はことごとく同市よりも高く、全道有数の悪條件下にあるため、勤労者の生活は窮乏の極に達しているから、本地区の特殊事情を考慮して地域給は三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県田辺市の地域給に関する請願（第四五五号）

請願者　和歌山県田辺市長　小森嘉一

右の請願は

和歌山県田辺市の勤務地手当支給地域区分引上げについては、昭和二十三年以来数次にわたつて陳情を続けているが、先般の人事院勧告による二級地としての指定は、いずれの見地からも不合理であるから、再調の上、本市の地域給を和歌山市なみに引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩見沢市の地域給に関する請願（第四五六号）

請願者　北海道岩見沢市長　山本市英

右の請願は

北海道岩見沢市は従来一割の地域給を受けていたのであるが、先日の人事院勧告により一級地に格下げされ現在に至つている。同市の周辺には大炭鉱が多数あるため、市内の諸物価が常に上昇し、公務員の生活状態は誠に憂慮すべきものがあるから、岩見沢市の地域給を一割五分に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊川市の地域給に関する請願（第四五七号）

請願者　愛知県豊川市長　福山政一

右の請願は

勤務地手当の地域指定について先般人事院より国会および内閣に対して勧告されたのであるが、豊川市においては警察予備隊の設置とともに、消費者数も人口の七十パーセントから八十三パーセントとなり、物価は日増に上昇して、最近の物価指数は豊川百に対して名古屋百一であつて、両市間においてはいちじるしい差は認められない現状であるから、本市の勤務地手当を三級地以上として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県岡崎市の地域給に関する請願（第四五八号）

請願者　愛知県岡崎市十王町九三岡崎市職員組合内　市川正外三十六名

右の請願は

岡崎市は名古屋市に近く、戦災復興都市計画整理の全国的模範地区として進展し、人口は、はなはだしい増加を示している。従つて本市の物価および賃金は高騰し、公務員の生活は極めて憂慮に堪えないから、岡崎市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県御荘、城辺両町の地域給に関する請願（第四九一号）

請願者　愛媛県南宇和郡御荘町南宇和地方事務所内御荘城辺地域給対策協議会内　田中清信

右の請願は

愛媛県御荘、城辺地区は、純然たる消費都市としての性格をもつており、文化および生活水準も高い上にへき地的性格に起因する高物価にわざわいされて公務員の生活は一般の生活に比較してはなはだしく困難な状態にあるから、本地区をあらたに地域給支給区域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県高岡市の地域給に関する請願（第四九四号）

請願者　富山県高岡市長　南慎一郎外二十九名

右の請願は

富山県高岡市は、日本海屈指の良港を擁し、近代工業が発展して裏日本随一の工業都市となつた。かくて市民の生活形態は大都市に近似して、市民の担税額も増高し、物価の高騰と相まつて給料生活者の生計は、はなはだしく圧迫されているから、本市の地域給を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五三号　教職員の給與改訂に関する陳情（十二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月五日

人事委員長代理理事　杉山　昌作

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号

教職員の給與改訂に関する陳情（十二通）

第五三号　千葉県君津郡馬来田村真里谷二、五六〇　佐久間武夫外九名

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月五日

人事委員長代理理事　杉山　昌作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

教職員の給與改訂に関する陳情（十二通）（第五三号）

陳情者　千葉県君津郡馬来田村真里谷二、五六〇　佐久間武夫外九名

右の陳情は

現下の教職員の生活は、そのすう高なる職業的地位に反比例して歴史始つて以来のどん底生活を強いられているから、これら教職員の生活向上のため、給與ベースの改訂を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第十六号参照〕

審査報告書

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　松永　義雄

黒田　英雄　伊藤　保平

大矢半次郎　小林　政夫

菊川　孝夫　森　八三一

木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由

企業再建整備の進ちょくに伴い、会社経理の内容も漸く充実しつつあり、且つ、配当規制に関する規定は、改正商法にも概ね採り入れられているので、会社利益配当等臨時措置法を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

会社利益の配当規制に関する規定を整理し、企業経理の健全化に資し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　森　八三一

菊川　孝夫　清澤　俊英

松永　義雄　木村禧八郎

大矢半次郎　小林　政夫

伊藤　保平　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

日本輸出銀行が行う事業資金の供給を円滑ならしめるため、同銀行の資本金を百七十億円としようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

主として東南アジア向けのプラント輸出促進を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用は要しないが、昭和二十六年度一般会計予算補正には、出資金として二十億円が計上されている。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　岡崎　眞一

森　八三一　菊川　孝夫

清澤　俊英　松永　義雄

木村禧八郎　大矢半次郎

小林　政夫　伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

今後ますます増大する資金需要に対応して国民金融公庫の資本金を十億円増額し、七十億円にしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用は要しないが、昭和二十六年度一般会計予算補正には、出資金として十億円が計上されている。

審査報告書

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十日

外務委員長代理理事　德川　賴貞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　金子　洋文

杉原　荒太　曾祢　益

園　伊能

要領書

一、委員会決定の理由

本條約については既にわが国は千九百三十七年に署名したが、当時の諸情勢により批准するに至らなかつた。現下のわが国産業界における冷凍業の重要なる役割に鑑み、同修正條約の締結は妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本條約の締結により冷凍に関する科学上、技術上及び経済上の最新の情報を入手するの便を得、斯界の進歩発達に寄與する利益がある。

三、費用

本條約の締結により、年額四〇〇金フラン（約百三十一ドルに相当）の分担金を支出することになる。

〔第十七号参照〕

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十三日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松永　義雄　小林　政夫
森　八三一　菊田　七平
菊川　孝夫　小宮山常吉
山本　米治　黒田　英雄
岡崎　眞一　田村　文吉
伊藤　保平　大矢半次郎
愛知　揆一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、全権委員、全権委員代理及び首席随員の職務の円滑なる運営に資する利益がある。

二、事件の利害得失

全権委員、全権委員代理及び首席随員の職務の円滑なる運営に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第十八号参照〕

審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　黒田　英雄
愛知　揆一　大矢半次郎
山本　米治　小林　政夫
小宮山常吉　森　八三一
松永　義雄　菊田　七平
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海上保険事業に属する共同行為及びその他の損害保険事業に属する一定の共同行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び事業者団体法の適用を排除しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

損害保険の円滑な引受を確保し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　黒田　英雄
愛知　揆一　大矢半次郎
山本　米治　小宮山常吉
小林　政夫　森　八三一
松永　義雄　菊田　七平
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、損害保険料率算出団体が算出した保険料率について利害関係人の大蔵大臣に対する審査請求を認めるとともに、会員たる保険会社に当該保険料率を遵守する義務を課し、その他所要の規定について整備を図ろうとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

損害保険料率算出団体の算出する保険料率の適正化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

財産税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　野溝　勝
森　八三一　菊田　七平
木村禧八郎　小宮山常吉
小林　政夫　山本　米治
木内　四郎　愛知　揆一
伊藤　保平　大矢半次郎
清澤　俊英　黒田　英雄
岡崎　眞一　田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、財産税の課税を延期されている賠償指定施設等に対して、同法施行後五年を経過した後においても更正又は決定をすることができることとするとともに、同法施行後五年を経過したことにかんがみ、臨時財産調査令を廃止し、同令により申告すべき財産で申告していないものについて、財産税の課税の目的達成の上、その流通制限を解除する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

課税の公平を期し得る等の利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田村　文吉　岡崎　眞一
黒田　英雄　清澤　俊英
大矢半次郎　伊藤　保平
愛知　揆一　山本　米治
小宮山常吉　小林　政夫
菊田　七平　森　八三一
松永　義雄　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、米国対日援助物資等処理特別会計の負担において処理する軍携下物資についても、その売拂代金から諸掛等を控除した金額に相当する金額を、同特別会計から米国対日援助見返資金特別会計へ繰り入れようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

米国対日援助見返資金特別会計の財源を充実しうる利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用は要しないが、米国対日援助物資等処理特別会計より米国対日援助見返資金特別会計へ二十五億六千百八十六万二千円の繰り入が行われることとなる。

審査報告書

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松永　義雄　森　八三一
菊川　孝夫　菊田　七平
小宮山常吉　山本　米治
愛知　揆一　大矢半次郎
清澤　俊英　黒田　英雄
岡崎　眞一　田村　文吉
小林　政夫　木村禧八郎
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十六年度において、一般会計の歳出の財源に充てるために、資金運用部特別会計の積立金を一般会計に繰り入れることができる規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

一般会計の運用を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十六年度において、資金運用部特別会計から一般会計に八億八千八百四十万二千円余を繰入れることになる。

〔第十九号参照〕

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三五号　常磐線電化促進に関する請願

第三六号　紀伊木本、尾鷲両駅間鉄道敷設に関する請願

第三七号　国鉄既定計画線全通促進に関する請願

第七二号　銭函、軽川両駅間に簡易乗降場設置等の請願

第七三号　大糸線全通促進に関する請願

第八四号、第一一六号、第一三一号、第一三二号、第一三三号、第三六〇号、第三六一号、第三九五号、第三九六号、第四三八号、第四三九号、第四六二号、第五二五号、第五七〇号、第六六九号、第六七〇号、第七〇二号、第七三八号、第七四九号　自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願

第一二九号　大宮、白河両駅間電化促進に関する請願

第一七一号　岩内、黒松内両駅間鉄道敷設に関する請願

第二二八号　宮下駅、川口村間鉄道敷設促進に関する請願

第二二九号　荒海駅、滝原間鉄道敷設に関する請願

第二三〇号　米沢、熱塩両駅間および荒海、今市両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第二三四号　浜名港修築工事促進に関する請願

第二三五号　小樽港第三号ふ頭工事施行等に関する請願

第二七〇号　大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二七一号　相生、西大寺両駅間鉄道敷設促進に関する請願（三通）

第二九一号　福島県郡山市、浪江町間に国営バス運輸開始の請願

第三五六号　東北、常磐両線電化に関する請願

第三五八号　磐越東線および水郡線に二等客車連結の請願

第三五九号　石灰石の鉄道運賃軽減に関する請願

第三九四号　荒海駅、滝原間鉄道敷設促進に関する請願

第三九七号　小本線延長工事促進に関する請願

第四三四号　北海道船泊村金田みさきに航路標識設置の請願

第四三五号　朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第四三六号　元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願

第四三七号、第四九五号　三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進に関する請願

第四四四号　門司港田野浦地区修築工事緊急施行に関する請願

第四六九号　大隅半島縦貫鉄道敷設に関する請願

第四七〇号　山川、枕崎両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第四七九号　唐津港石炭積出引込線高架桟橋急設に関する請願

第四九〇号　愛知県矢作町西牧内地内に停車場設置の請願

第五二四号　茨城県長倉村、大子駅間鉄道敷設促進に関する請願（二通）

第五三〇号　館山港修築工事施行に関する請願

第五四一号　関金、勝山両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第五五九号　岩船港築設工事施行に関する請願

第五六九号　木材の貨物運賃軽減に関する請願

第五七七号　農、関係貨物運賃軽減に関する請願

第五九三号、第六五九号　名洗避難港築設に関する請願

第五九七号　兵庫県家島町大碇および尾崎鼻に燈台設置の請願

第六〇一号　隼人、古江両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第六〇二号、第六四二号、第七二八号　第七次船後期建造促進に関する請願

第六三〇号　雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第六四八号　八戸、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願

第六五〇号　宮古、久慈両駅間鉄道敷設に関する請願

第六五一号　岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願

第六五二号　階上、種市両駅間に簡易停留場設置の請願

第六六〇号　久慈避難港築設促進に関する請願

第六八三号　日本海浮遊機雷に関する請願

第六八六号　大衆魚の貨物運賃軽減に関する請願

第七〇五号　浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第七三九号、第七八〇号　福岡県下国鉄電化促進に関する請願

第七五四号　只見鉄道全通促進に関する請願

第七五六号　果実の鉄道運賃軽減に関する請願

第七七八号　白棚鉄道復活に関する請願

第七九二号　水産食料品の貨物運賃引上げ反対に関する請願

第八四九号　小樽港しゆんせつ施行に関する請願

第八五〇号　二俣、佐久間両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第八五一号　四国循環鉄道全通促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第一号

常磐線電化促進に関する請願

第三五号　茨城県知事　友末洋治提出

紀伊木本、尾鷲両駅間鉄道敷設に関する請願

第三六号　和歌山県新宮市長　杉本喜代松外三十九名提出

国鉄既定計画線全通促進に関する請願

第三七号　名古屋市議会議長　横井恒治郎提出

銭函、軽川両駅間に簡易乗降場設置等の請願

第七二号　北海道札幌郡手稲村長　蓑輪早三郎外一名提出

大糸線全通促進に関する請願
第七三号　長野県議会議長　片桐知徙提出
自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願
第八四号　長野市北石堂町一、〇二二長野県貨物自動車組合長　中島巖外二十名提出
第一一六号　愛知県名古屋市東区東外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英提出
第二三一号　新潟市一番堀通町二ノ一新潟県バスハイヤー協会内　中野四郎太提出
第二三二号　福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内　加藤一雄提出
第二三三号　静岡県庵原郡興津町中宿六一八興津貨物自動車運輸株式会社取締役社長　遠藤安太郎外九名提出
第三六〇号　静岡県小笠郡掛川町南西郷八二遠州貨物自動車株式会社取締役社長　鈴木政一外一名提出
第三六一号　群馬県桐生市末広町三ノ一、八〇五東群運送株式会社取締役社長　片倉久登外九名提出
第三九五号　滋賀県大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会理事長　藤井正義外一名提出
第三九六号　群馬県館林町大字谷越一〇一東毛トラック株式会社取締役社長　大杉多至外五名提出
第四三八号　宮城県仙台市東三番地二一宮城県トラック協会理事長　渡辺東治郎外二名提出
第四三九号　群馬県前橋市岩神町六一前橋運送株式会社取締役社長　吉沢富三郎外二名提出
第四六二号　横浜市中区日ノ出町二ノ一三〇神奈川県乗合旅客自動車協会長　岸田太郎提出
第五二五号　長野県東筑摩郡塩尻町大字大門五〇二塩尻陸運株式会社取締役社長　小松多喜雄外十二名提出
第五七〇号　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長　八坂善一郎提出
第六六九号　新潟県柏崎市批把島一八ノ一柏崎運送株式会社専務取締役　與口雄三郎提出
第六七〇号　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物運送株式会社取締役社長　平佐京太郎外九名提出
第七〇二号　新潟県新発田市字竹町五三六羽越運送株式会社取締役社長　小川正二提出
第七三八号　茨城県水戸市仲町四九〇茨城県公益トラック協会内　島津三郎提出
第七四九号　福島県相馬郡原町南新田字南東原七平和貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺武雄提出
大宮、白河両駅間電化促進に関する請願
第一二九号　栃木県知事　小平重吉外十五万八千五百四十八名提出
岩内、黒松内両駅間鉄道敷設に関する請願
第一七一号　北海道岩内郡岩内町長代理助役　角田定吉提出
宮下駅、川口村間鉄道敷設促進に関する請願
第二二八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
荒海駅、滝原間鉄道敷設に関する請願
第二二九号　福島県南会津郡荒海村長　星大四郎提出
米沢、熱塩両駅間および荒海、今市両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第二三〇号　福島県耶麻郡喜多方町三ノ四、七八六喜多方商工会議所会頭　五十嵐文治提出
浜名港修築工事促進に関する請願
第二三四号　静岡県浜名郡舞阪町長　堀江清一外三十二名提出
小樽港第三号ふ頭工事施行等に関する請願
第二三五号　北海道小樽市長　安達與五郎提出
大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願
第二七〇号　栃木県知事　小平重吉提出
相生、西大寺両駅間鉄道敷設促進に関する請願（三通）
第二七一号　岡山県知事　三木行治外七百二十五名提出
福島県郡山市、浪江町間に国営バス運輸開始の請願
第二九一号　福島県郡山市長　丹治盛重外十三名提出
東北、常磐両線電化に関する請願
第三五六号　宮城県議会議長　今野貞亮外七名提出
磐越東線および水郡線に二等客車連結の請願
第三五八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
石灰石の鉄道運賃軽減に関する請願
第三五九号　東京都中央区銀座二ノ三石灰石鉱業協会長　芳賀茂内提出
荒海駅、滝原間鉄道敷設促進に関する請願
第三九四号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
小本線延長工事促進に関する請願
第三九七号　岩手県議会議長　村上順平提出
北海道船泊村金田みさきに航路標識設置の請願
第四三四号　北海道礼文郡船泊村長　山田繁義提出
朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第四三五号　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外二名提出
元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願
第四三六号　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外四十九名提出
三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進に関する請願
第四三七号　岩手県議会議長　村上順平外五名提出
第四九五号　岩手県気仙郡盛町長　鈴木文助外四十三名提出
門司港田野浦地区修築工事緊急施行に関する請願
第四四四号　福岡県門司市長　中野真吾外十二名提出
大隅半島縦貫鉄道敷設に関する請願
第四六九号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
山川、枕崎両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第四七〇号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
唐津港石炭積出引込線高架桟橋急設に関する請願
第四七九号　佐賀県知事　鍋島直紹提出
愛知県矢作町西牧内地内に停車場設置の請願
第四九〇号　愛知県碧海郡矢作町長　稲垣利作提出
茨城県長倉村、大子駅間鉄道敷設促進に関する請願（二通）
第五二四号　栃木県那須郡大山田村長　藤田欣一提出
館山港修築工事施行に関する請願
第五三〇号　千葉県館山市長　吉田敬三提出
関金、勝山両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第五四一号　鳥取県東伯郡倉吉町長　中本覚蔵外三名提出
岩船港築設工事施行に関する請願
第五五九号　新潟県岩船郡岩船町長　板野誠一郎外十五名提出
木材の貨物運賃軽減に関する請願
第五六九号　東京都千代田区永田町二ノ一四社団法人日本林業協会長　大村清一提出

農業関係貨物運賃軽減に関する請願
第五七七号　東京都中央区銀座西三ノ一ノ六全国販売農業協同組合連合会長理事　猪飼清六提出
名洗避難港築設に関する請願
第五九三号　千葉県知事　紫田等外二名提出
第六五九号　千葉県銚子市長　島田隆提出
兵庫県家島町大碇および尾崎鼻に燈台設置の請願
第五九七号　兵庫県飾磨郡家島町長　竹内與助提出
隼人、古江両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第六〇一号　鹿児島県鹿屋市長　牧窪秀吉外二名提出
第七次船後期建造促進に関する請願
第六〇二号　東京都渋谷区原宿三ノ二九八全日本造船労働組合内　南條玉一提出
第六四二号　横浜市西区高島通リ一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　柳沢錬造提出
第七二八号　東京都港区麻布新龍土町六西日本重工労働組合内　伊藤勇助提出
雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第六三〇号　岩手県議会議長　村上順平提出
八戸、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願
第六四八号　岩手県九戸郡種市町長　館石基治外一名提出
宮古、久慈両駅間鉄道敷設に関する請願
第六五〇号　岩手県九戸郡久慈町役場内九戸郡町村会内　山内堯文外十一名提出
岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願
第六五一号　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外二名提出
階上、種市両駅間に簡易停留場設置の請願
第六五二号　岩手県九戸郡種市町長　館石基治外一名提出
久慈避難港築設促進に関する請願
第六六〇号　岩手県九戸郡久慈町役場内九戸郡町村会内　山内堯文外一名提出
日本海浮遊機雷に関する請願
第六八三号　新潟市上大川前通七新潟商工会議所会頭　和田閑吉提出
大衆魚の貨物運賃軽減に関する請願
第六八六号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出
浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第七〇五号　広島県知事　大原博夫外四名提出
福岡県下国鉄電化促進に関する請願
第七三九号　福岡県門司市議会議長　末松喜一外三十八名提出
第七八〇号　福岡県門司市長　中野真吾外三十八名提出
只見鉄道全通促進に関する請願
第七五四号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外六名提出
果実の鉄道運賃軽減に関する請願
第七五六号　長野市上松二七長野県果樹振興対策協議会内　笠原吉三外二名提出
白棚鉄道復活に関する請願
第七七八号　福島県白河市長　田中仲三外二十名提出
水産食料品の貨物運賃引上げ反対に関する請願
第七九二号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態造提出
小樽港しゅんせつ施行に関する請願
第八四九号　北海道小樽市長　安達與五郎外一名提出
二俣、佐久間鉄道敷設促進に関する請願
第八五〇号　静岡県浜松市長　岩崎豊外二名提出
四国循環鉄道全通促進に関する請願
第八五一号　愛媛県宇和島市長　中平常太郎提出

右八十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

常磐線電化促進に関する請願（第三五号）

請願者　茨城県知事　友末洋治

右の請願は国鉄の電化は、動力と燃料事情の改善をもたらし、ひいては国鉄経営の合理化を図るため極めて重要な問題であるから、国鉄主要幹線として重要であるばかりでなく、沿線地域の農林、水、鉱等の一大生産地帯を開発し、京浜地区に重要物資を供給する常磐線上野、平間の電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

紀伊木本、尾鷲両駅間鉄道敷設に関する請願（第三六号）

請願者　和歌山県新宮市長　杉本喜代松外三十九名

右の請願は

紀勢東線中、木本、尾鷲間は、昭和二十二年六月に第二貫通工事に着手したが、昭和二十三年三月予算その他の理由で工事中止となり今日に至つているが、右区間の完成によつて地方産業の振興に偉大なこう献をなすとともに、国際観光地としての発展に寄与する点が大きいから、すみやかに木本、尾鷲間の鉄道工事を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄既定計画線全通促進に関する請願（第三七号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

産業の発展は、交通の発達と密接な関連を有しているが、湧網線（常呂―中佐呂間）、山東線（久慈―宮古間）、樽見線（大垣―樽見）、紀勢線（木本―尾鷲間）、日田線（彦山―宝珠山間）等のように既定計画線が、いまだに全通しないため既設線が中断され、未開発資源の利用と地方産業の発展とを著しく阻害している例が少なくないから、すみやかに国鉄既定計画線の全通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

銭函、軽川両駅間に簡易乗降場設置等の請願（第七二号）

請願者　北海道札幌郡手稲村長　養輪早三郎外一名

右の請願は

地方産業の開発に資し併せて住民の利便を図るため、函館本線銭函駅と軽川駅との中間、札幌郡手稲村字星置八十四番地に簡易乗降場を設置するとともに岩見沢、小樽両駅間にガソリンカーを運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は

妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大糸線全通促進に関する請願（第七三号）

請願者　長野県議会議長　片桐　知従

右の請願は

大糸線はほとんど完成しているにもかかわらず、わずか中土、小滝間十七キロが未開通のまま放置されているので、沿線地帯の資源開発に支障をきたし、さらに本路線が中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため、国策上からも必要欠くべからざるものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願（第八四号、第一一六号、第一三一号、第一三二号、第二三三号、第三六〇号、第三六一号、第三九五号、第三九六号、第四三八号、第四三九号、第四六二号、第五二五号、第五七〇号、第六六九号、第六七〇号、第七〇二号、第七三八号、第七四九号）

請願者　長野市北石堂町一、〇二二長野県貨物自動車組合長　中島巖外二十名

請願者　愛知県名古屋市東区六外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英

請願者　新潟市一番堀通町二ノ一新潟県バスハイヤー協会内　中野四郎太

請願者　福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内　加藤一雄

請願者　静岡県庵原郡興津町中宿六一八興津貨物自動車運輸株式会社取締役社長　遠藤安太郎外九名

請願者　静岡県小笠郡掛川町南西郷八二遠州貨物自動車株式会社取締役社長　鈴木政一外一名

請願者　群馬県桐生市末広町三ノ一、八〇五東群運送株式会社取締役社長　片倉久登外九名

請願者　滋賀県大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会理事長　藤井正義外一名

請願者　群馬県館林町大字谷越一〇一東毛トラック株式会社取締役社長　大杉多至外五名

請願者　宮城県仙台市東三番地二一宮城県トラック協会理事長　渡辺東治郎外二名

請願者　群馬県前橋市岩神町六一前橋運送株式会社取締役社長　吉沢富三郎外二名

請願者　横浜市中区日ノ出町二ノ一三〇神奈川県乗合旅客自動車協会長　岸田太郎

請願者　長野県東筑摩郡塩尻町大字大門五〇二塩尻陸運株式会社取締役社長　小松多喜雄外十二名

請願者　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長　八坂善一郎

請願者　新潟県柏崎市枇杷島一八一ノ一柏崎運送株式会社専務取締役　與口雄三郎

請願者　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物運送株式会社取締役社長　平佐京太郎外九名

請願者　新潟県新発田市字竹町五三六羽越運送株式会社取締役社長　小川正二

請願者　茨城県水戸市仲町四九〇茨城県公益トラック協会内　鳥津三郎

請願者　福島県相馬郡原町南新田字南東原七平和貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺武雄

右の請願は

今般政府においては、行政機構改革ならびに人員整理を企図し、これに関連して自動車運送事業のうち、区域運送事業の免許制を撤廃せんとしているが、これは講和條約発効後におけるわが国自立経済のため絶対不可欠な陸上輸送力確保上憂慮にたえない策であり、わが国運輸交通を無秩序状態に置かんとするもので、各運送事業の不当競争により共倒れおよび交通事故のひん発等重大なる事態を招来する虞があるから、自動車運送事業免許廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大宮、白河両駅間電化促進に関する請願（第二二九号）

請願者　栃木県知事　小平重吉

外十五万八千五百四十八名

右の請願は

東北本線は、わが国を縦貫する一大幹線として北関東および東北の開発に多大の貢献をなし、広く産業、経済、文化の振興に寄与している。中でも大宮、白河間は東京都に接近し、適正人口配置計画に基く衛星地区としてその交通量は年々激増しつつあり、また日光国立公園の国際化、一般都会人の保健増進等極めて重要な使命を果しつつある。しかしてこの区間の電化は信濃川運輸省直営発電所の完成により地理的にも至近に位置し、最も効率的利用を期待される絶好條件を有しているから、明二十七年度において大宮、白河両駅間の電化を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩内、黒松内両駅間鉄道敷設に関する請願（第一七一号）

請願者　北海道岩内郡岩内町長代理助役　角田定吉

右の請願は

函館本線の改良工事の一環として岩内駅より島野村、磯谷村、歌棄村および樽岸村を経て黒松内駅に至る国有鉄道後志西海岸鉄道敷設実現については昭和二十年以来請願を続けてきたが、いまだに実現を見ず、沿線の豊富な海陸資源を開発できないため、地方産業復興上重大な障害となつているから、すみやかに本鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮下駅、川口村間鉄道敷設促進に関する請願（第二二八号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼　龍輔

右の請願は

わが国に残された最大の電源地帯であり、また未開発地下資源の宝庫である奥会津の開発は、現在着々工事が進んでいるが、工事用資材は宮下駅よりトラックによつて、数里の行程を運搬している現状である。資源の開発と、電源開発事業には、まず人員、資材、器材の輸送完備を図ら

なければならないから、会津線宮下、川口間の鉄道建設延長工事の促進を図られるとともに、更に、同線を只見まで延長されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒海駅、滝原間鉄道敷設に関する請願（第二二九号）

請願者　福島県南会津郡荒海村　長　星犬四郎

右の請願は

国鉄会津線荒海駅、滝原間の鉄道敷設工事は、奥会津の森林および地下資源の開発上緊急を要するものである。とくに最近、同線の沿線にある別紙鉱業株式会社所属の鉱区は、良質の銅、鉛、亜鉛等が豊富に埋蔵されていることが確認されているから、わが国鉱業の振興と奥会津開発のため、すでに予定工事の半を終了している。荒海駅、滝原間鉄道敷設工事のすみやかな完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米沢、熱塩両駅間および荒海、今市両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第二三〇号）

請願者　福島県耶麻郡喜多方町三ノ四、七八六喜多方商工会議所会頭　五十嵐文治

右の請願は

野岩羽線中の荒海、今市間六十三キロおよび米沢、熱塩間三十キロが完成すれば東京、青森間の鉄道距離をいちじるしく短縮され、栃木、山形、福島三県の林産ならびに地下資源の開発により国家再建基盤となるから、右区間の鉄道敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜名港修築工事促進に関する請願（第二三四号）

請願者　静岡県浜名郡舞阪町　長　堀江清一外三十二名

右の請願は

浜名港は、静岡県の西端で新居町の東方太平洋に面する位置にあり、往時は浜松の繁栄と相まつて海運の便も繁く、江戸、大阪間の一要港であつたが、近世に至り鉄道の敷設、国道の架橋等よつて港口に異変を生じ、現在は幅三百メートル、水深一・五メートル程度で大型漁船の出入も困難となつているから、御前崎、鳥羽両港の中間避難港として最も重要な本港の修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小樽港第三号ふ頭工事施行等に関する請願（第二三五号）

請願者　北海道小樽市長　安達與五郎

右の請願は

小樽港の海陸連絡の基本施設であるふ頭三基のうち、第一号ふ頭は既に完成し、第二号ふ頭は本年ほぼ完成の見込であるが、第三号ふ頭については、戦前においてその外かくの半分と一部埋立工事を実施したまま現在なお放置されていることは、本道唯一の貿易港である本港の発展を阻むものであるから、第三号ふ頭の早急完成を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二七〇号）

請願者　栃木県知事　小平重吉

右の請願は

東北本線大宮、仙台両駅間沿線は極めて豊富な農、林、畜、鉱等の諸物資を産し、京浜その他大消費地の需要を広く充足し、わが国経済の自立に大きな役割を果しつつある。また奥鬼怒および奥会津等の地方における電源、鉱産、林産等の資源開発、日光ならびに磐梯朝日両国立公園への内外人の保健増進等に寄与するところ極めて大きく、従来閑却されていた本線の改良整備はわが国の興隆進展上重要なるものであるから、大宮、仙台両駅間の鉄道をすみやかに電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

相生、西大寺両駅間鉄道敷設促進に関する請願（三通）（第二七一号）

請願者　岡山県知事　三木行治外七百二十五名

右の請願は

山陽本線相生から分岐し岡山県西大寺駅附近に接続する国有鉄道赤穂線は、播備内海沿岸地方の産業開発のため工事再開の認可があり、いよいよ本年度中に相生、赤穂間の開通を見るに至つた。しかるに岡山県香登以西の路線が未だに決定を見ないままになつているから、国鉄当局の独立採算上、また地方産業開発上の両面より検討して最も有利である岡山県邑久郡を経て上道郡西大寺町を経由するよう即刻決定の上、上道郡西大寺町方面からも工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県郡山市、浪江町間に国営バス運輸開始の請願（第二九一号）

請願者　福島県郡山市長　丹治盛重外十三名

右の請願は

東北本線郡山駅より常磐線浪江駅を経て請戸港に通ずる郡山市、浪江町間路線は、延長七十六キロに及ぶ阿武隈山脈縦貫道路であつて、福島県の浜通り中央地区と郡山会津地区を結ぶ重要路線であるから、同地方の文化、経済、観光、教育等の進展を図るため、関係地方民多年の念願である同路線の国営バスの開通をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

に国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北、常磐両線電化に関する請願（第三五六号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

右の請願は

東北本線ならびに常磐線は、北海道方面と本州とを直結する重要路線で、かつ地方産業の開発、経済の興隆、文化の発達上の重要路線であるが、これらの両線は敷設以来数十年を経過し、損傷はなはだしく、こう配、トンネル等が多いため貨客輸送に支障が多いから、上野、青森間の東北本線ならびに常磐線をすみやかに電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

磐越東線および水郡線に二等客車連結の請願（第三五八号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

磐越東線および水郡線は福島県の文化、経済、産業、交通上極めて重要な路線であり、戦後急速なる経済の復興、産業の発展に伴いいちじるしく旅客は増加し、とくに両沿線各地は県下有数の観光地にめぐまれているが、旧態依然たる三等客車が運転されていることは旅客サービスの欠陥であるばかりでなく、将来国際的に紹介される観光日本の外客誘致上極めて遺憾であるから、両線に二等客車を連結せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石灰石の鉄道運賃軽減に関する請願（第三五九号）

請願者　東京都中央区銀座二ノ三石灰石鉱業協会長　芳賀茂内

右の請願は

石灰石は、わが国唯一の国内重要自給資源であるが、極めて価格の低廉な鉱石であるため運賃の負担力は至つて少く、現行鉄道運賃率においてさえすでに負担の限界点以上に達している。しかるに伝えられるように現行運賃率の三割五分大幅引上げが実施されると、石灰石鉱業はもとより石灰石を主原料とする各産業にじん大なる影響をきたす結果となるから、石灰石の鉄道運賃軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄会津線荒海、滝原間の沿線には、国有民有合せて五万七千四百余町歩の森林と銅、鉛、亜鉛等の重要鉱業資源が豊富に埋蔵されているが、運輸機関が不備のため未開発のまま放置されているから、これら産業資源の開発を促進するため、すでに着工されている同区間の鉄道敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒海駅、滝原間鉄道敷設促進に関する請願（第三九四号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

国鉄会津線荒海、滝原間の沿線には、国有民有合せて五万七千四百余町歩の森林と銅、鉛、亜鉛等の重要鉱業資源が豊富に埋蔵されているが、運輸機関が不備のため未開発のまま放置されているから、これら産業資源の開発を促進するため、すでに着工されている同区間の鉄道敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小本線延長工事促進に関する請願（第三九七号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

国鉄小本線の宇津野駅から大川村、落合岩泉町を経て小本港に至る区間は、豊富な地下資源を埋蔵しているが、とくに最近の鉄鋼増産の要望と耐火粘土、シヤモット輸送の必要性にかんがみ、国鉄小本線宇津野、落合岩泉間の延長敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道船泊港金田みさきに航路標識設置の請願（第四三四号）

請願者　北海道礼文郡船泊村長　山田繁義

右の請願は

北海道船泊港は自然的湾形を成し船舶のていけいに好適な港湾であるが、金田みさきより北東沖合およそ二浬に暗礁の継続えん〳〵する箇所があつて、船舶の出入ははなはだ危険であり、また本島は激流寒流の合流点に位するため濃霧時が非常に多く、夜間はもちろん濃霧時の航行は不可能であるから、金田みさきに航路標識を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四三五号）

請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外二名

右の請願は

名羽線鉄道敷設について永年沿線町村の要望の結果、名寄町、朱鞠内間はすでに工事を完了し資源開発に寄与しているが、朱鞠内、羽幌間は未だに完成していないため、沿線の鉱林産資源開発は、計画の一端を実行しているのみであるから、すみやかに朱鞠内、羽幌両駅間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願（第四三六号）

請願者　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外四十九名

右の請願は

元傷い軍人は無賃乗車証の交付を受けていたが、昭和二十三年八月厚生省より運賃割引廃止の告示と共に無賃乗車証の交付も廃止されるに至つた。しかしながらこれら傷い者は温泉その他転地療養、専門医院への通院、義手義足等の補助器の修理等すべて鉄道の利用を必要とするにもかかわらず傷い者に対する恩給は文官下級者の傷い恩給と比べ雲泥の差が

あり財政的に困窮しているから、鉄道無賃乗車証を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進に関する請願（第四三七号、第四九五号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平外五名

請願者　岩手県気仙郡盛町長　鈴木文助外四十三名

右の請願は

宮城県、岩手県および青森県を結ぶ三陸沿岸縦貫鉄道の貫通については、昭和二十三年以来、急速に実施せられるようしばしば要望し、建設予定線に編入されながら未だ実施せられないのは遺憾である。しかして沿岸を縦貫する鉄道がないため産業の発展はもとより、文化の向上は、いちじるしくさまたげられているから、沿線物資の輸送と東北産業開発の重要性にかんがみすみやかに本鉄道の敷設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

門司港田野浦地区修築工事緊急施行に関する請願（第四四四号）

請願者　福岡県門司市長　中野真吾外十二名

右の請願は

門司港は西日本唯一の国際中継貿易港として急激な進展を示し、内外船舶の入出は増加の一途をたどりつつあるが、昨年朝鮮動乱発生以来輸送基地として、泊地けい船施設の大半を占領軍に占用されたため、一般民需船の入港は港外待船を余儀なくされるばかりでなく、泊地がないため経済上不利益な他港に転港する船舶も相当多数に及んでいる現状であるから、これが解決の方途として田野浦地区修築工事を緊急に施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大隈半島縦貫鉄道敷設に関する請願（第四六九号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は

大隈半島縦貫鉄道は、国土総合開発法に基く特定地としての中心をなす大隈半島を縦走する線で、同地方の豊富な農林産資源の開発と、広大な同地域の経済文化の向上に極めて重大な役割を持つているばかりでなく、青島、霧島を結ぶ観光ルートとしても価値あるものであるから、本路線の敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山川、枕崎両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四七〇号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は

鹿児島県山川、枕崎を結ぶ線路は、かつおの港として知られている山川、枕崎の両漁港を結び、しかも沿線の頴娃、知覧、開聞の三箇町村の豊富な農産物および林産物の搬出、輸送に果す役割は、大きく、沿線町村民の受ける恩恵は計り知れないものがあるから、すみやかに山川、枕崎間の鉄道敷設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

唐津港石炭積出引込線高架桟橋急設に関する請願（第四七九号）

請願者　佐賀県知事　鍋島直紹

右の請願は

佐賀県唐津港は、九州地方における石炭積出港として重要な役割を果しているが、現在の鉄道引込線の古い桟橋は、明治三十一年の建設になるものであるため、能率が低く、本年末から予想される積炭増加量を消化することは到底不可能である、一方鉄道桟橋と船腹が直結していないため荷役費がかさみいちじるしく非経済的かつ非能率的であるから、同港石炭積出施設関係工事中引込線の高架桟橋をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県矢作町西牧内地内に停車場設置の請願（第四九〇号）

請願者　愛知県碧海郡矢作町長　稲垣利作

右の請願は

愛知県矢作町は、矢作川に沿う沖積層で面積に比し人家が密集し、余剰人口が多いため都市に職を求める通勤者が多いが、現在適当な停車場がないため、不便を忍んで遠隔の安城、岡崎の両駅を利用しており、町民の不利不便がはなはだしいから、近く国鉄東海道線の電化を機会に本町大字西牧内地内に停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県長倉村、大子駅間鉄道敷設促進に関する請願（二通）（第五二四号）

請願者　栃木県那須郡大山田村長　藤田欣一

右の請願は

茨城県那珂郡長倉村より栃木県茂木町および烏山町を経て茨城県久慈郡大子町に至る鉄道敷設については、沿線各町村民の宿願として、二十余年にわたつて建設促進の運動が続けられてきたのであるが、今日に至るも実現を見ないのは地方経済発展のために誠に遺憾であるから、本鉄道敷設の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

館山港修築工事施行に関する請願（第五三〇号）

請願者　千葉県館山市長　吉田敬三

右の請願は

千葉県館山港は、県内はもとより太平洋沿岸屈指の要衝として全国船舶

の利用度が日増に活ばつとなつているが、いまだに港湾としての施設に欠けるところが多く、寄港船舶のいけいに安全を期し難い現状にあるから、すみやかに築港計画確立の上工事実施に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関金、勝山両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第五四一号）

請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長　中本覚蔵外三名

右の請願は

鳥取県倉吉町と岡山県勝山町をつなぐ鉄道予定線は、昭和十七年その一部である倉吉町より関金温泉まで開通をみたまま、今次戦争により工事中止となり現在に至つているが、本計画線は陰陽を結ぶ最短線として、沿線地帯の資源開発と地方産業発展とに寄与する処大なるものがあるに鑑み、本鉄道の敷設促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩船港築設工事施行に関する請願（第五五九号）

請願者　新潟県岩船郡岩船町長　坂野誠一郎外十五名

右の請願は

新潟県岩船港は、新潟、酒田港七十五マイル間唯一の避難港であり、県下北部の重要な漁港である。運輸省は指定港湾として、防波堤の復旧補強工事と港湾設備に着工し、また県当局はしゆんせつ船を常備してしゆんせつに努力した結果ようやく面目を一新するに至つたが、さらに永久的施設を行わないと港の形態が維持整備できず、一方建設省による、本港背後地帯の開発事業着工により北越経済界の拠点としての本港の重要性の倍加に鑑み、岩船港築港工事完成のため、相当額の予算を計上、すみやかに本格的工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木材の貨物運賃軽減に関する請願（第五六九号）

請願者　東京都千代田区永田町二ノ一四社団法人日本林業協会長　本村清一

右は請願は

今国会において国有鉄道運賃の改正法案が審議されるが、現下の経済情勢下では貨物運賃の値上げは、全物資価格を引上げ、特に運賃負担能力の低い、木材をはじめ林産関係に極めて深刻な影響を與え、これがため林業経営の安定、森林資源の保続にいちじるしい障害をきたす木材に対しては、（一）貨物等級の不合理是正、（二）遠距離輸送の運賃割引率の採用、（三）将来施策として貨物等級の根本的の改訂等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業関係貨物運賃軽減に関する請願（第五七七号）

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一ノ六全国販売農業協同組合連合会長理事　猪飼清六

右の請願は

生産材および一般消費材の物価上昇に比較し、農林畜産物の騰貴は極めて低く、いちじるしい経済の不均衡が明らかになつている。しかるに今回の運賃値上が一律に行われると、農業部面に大きな影響を與え、ひいては日本経済を再びインフレの悪循環に押し進めるものであるから、（一）農業関係貨物の政策割引制を強化すること、（二）農業関係貨物等級の引下げ是正すること、（三）農業関係貨物に対する減とん制を実施すること等特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県家島町大碇および尾崎鼻に燈台設置の請願（第五九七号）

請願者　兵庫県飾磨郡家島町長　竹内與助

右の請願は

兵庫県家島町は、姫路市飾磨港の西南二十キロの海上に位置し、四十余りの島から成つている良港湾で、古くから避難港としてまた漁港および石炭積出港として知られており、最近における同港の出入機帆船は二百余隻に達し、その上瀬戸内海航行船舶の避難あるいは飲料水補給港として重要な役割を持つているが、航路標識の設備がないため、座礁、衝突等の海難事故が多いから、家島町大碇および尾崎鼻に燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

隼人、古江両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六〇一号）

請願者　鹿児島県鹿屋市長　牧窪秀吉外二名

右の請願は

日豊線隼人駅から古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州大隅地方の豊富な林産、農産、畜産、水産等の各種重要資源の開発上重要かつ喫緊のものであるばかりでなく、風光明びな錦江湾の周遊施設としての

価値もまた没却することができないものであるから、本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第七次船後期建造促進に関する請願（第六〇二号、第六四二号、第七二八号）

請願者　東京都澁谷区原宿三ノ二九八全日本造船労働組合内　南條玉一

請願者　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　柳沢錬造

請願者　東京都港区麻布新龍土町六西日本重工労働組合内　伊藤勇助

右の請願は

第七次後期分船舶二十万総トン建造計画が、十万トンないし十五万トンに制限せられると聞くが、これはわが国海運ならびに、造船産業の実情を無視するばかりでなく、先前国会における決議の権威を失うものであり、その削減、実施遅延は、わが国の世界海運界復帰の機会を失わせ、ひいては、自立経済、国民生活の安定をさえ脅かし、その上造船および関連企業に従事する二十万労働者の生活の上に失業、減収、賃金不拂となつて深刻な脅威を與えるものであるから、後期分二十万総トン建造計画早期実現に積極的に善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六三〇号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県盛岡駅を起点とする橋場線は、戦時中政府によつて橋場駅、雫石駅間の路線を接收され現在に至つているが、この路線を復旧するとともにこれを延長して生保内駅に連絡することは、今次の国土総合開発法に基く特定地域指定開発に即応するばかりでなく、小岩井牧場および国立公園候補地八幡平の景勝地を紹介するため、橋場線雫石、生保内線生保内両駅間の鉄道敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八戸、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願（第六四八号）

請願者　岩手県九戸郡種市町長　館石基治外一名

右の請願は

岩手県種市町は、経済的および文化的に八戸市と密接しているため、両地間の交通は、日と共にひん繁の度を加えているが、交通機関としては一日五往復の列車があるのみで、しかも運行間隔が適当でないためいちじるしい混雑を呈している。しかるに今十一月から尻内、鮫間にガソリンカーの運行が開始される由であるが、当地方の交通難を緩和するため、最低二往復を当町八木駅まで延長運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮古、久慈両駅間鉄道敷設に関する請願（第六五〇号）

請願者　岩手県九戸郡久慈町役場内九戸郡町村会内　山内堯文外十一名

右の請願は

宮古、久慈両駅間沿線は、太平洋に面し、多くの大景観地を控えているばかりでなく、古来世界三大漁場の一といわれている無盡の漁区と広大な大森林および金、銀、銅、鉄、マンガン等の各種資源を埋蔵する地帯を控えているが、これら資源の開発は一にかかつて宮古、久慈間の鉄道敷設にあるから、これが実現について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願（第六五一号）

請願者　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外二名

右の請願は

岩手県夏井村は、交通に惠まれず、県道が本村の東北部を通つているのみであるが、村の中心部とはなれているため、経済上文化上いちじるしく遅れていた。しかるに昭和十八年に省営バスが開通して以来交通上の不便はすくなからず回復されたのであるが、役場、学校、診療所、組合事務所等が所在する本村中心部落夏井まで延長することによつて、村民の受ける利便は絶大なものとなるから、現在九戸郡大川目村、八戸線夏井駅間を運行中の国営バスを本村中心部夏井まで延長運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八戸線階上、種市両駅間に簡易停留場設置の請願（第六五二号）

請願者　岩手県九戸郡種市町長　館石基治外一名

右の請願は

八戸線階上、種市両駅間は、約八キロの距離があり、その間に約三千人の居住者があるが、いずれの駅にも四キロ以上あるため、沿線住民はいちじるしく不便しており、また同線種市、八木両駅間は、距離約七キロ、その間に玉川、戸類家、宿戸の各部落があつて関係人口は約三千人に達しているが、いずれの駅にも四キロ以上あるため、同地方の交通はいちじるしく不便かつ危険であるから、八戸線階上、種市両駅間ならびに、種市、八木両駅間に、それぞれ簡易停留所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

久慈避難港築設促進に関する請願（第六六〇号）

請願者　岩手県九戸郡久慈町役場内九戸郡町村会内　山内堯文外一名

右の請願は

岩手県宮古、八戸間七十カイリの海

域には、完全な避難港がないため、久慈港附近は遭難事故が極めて多く、今後も遭難船舶の増加が予想されているが、これらの海難事故を防ぐには、久慈港を避難港として整備修築する必要があるから、さきに避難港に指定されている久慈港の避難港築設工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本海浮遊機雷に関する請願（第六八三号）

請願者　新潟市上大川前通七新潟商工会議所会頭　和田閑吉外六名

右の請願は

日本海浮遊機雷に対する危険防止対策として、(一)掃海船の重点的配船および巡視船の勤員、(二)日本海航路の明示および安全確保、(三)航行船舶の誘導、(四)戦時保険の国家保証等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大衆魚の貨物運賃軽減に関する請願（第六八六号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名

右の請願は

近く鉄道運賃がさらに引上げられるようにきいているが、いわし、にしん、さんま、いか、さば、たら等の大衆魚類は、中間経費増高のため、応々にして産地手取が赤字になることがあるから、この際特に大衆向になる魚類で価格の割合に低いものについては鉄道運賃の引下げを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第七〇五号）

請願者　広島県知事　大原博夫外四名

右の請願は

山陰線石見江津駅より芸備線備後十日市駅に至る陰陽連絡の国有鉄道三江線は全行程百キロ中約三分の一の浜原、敷式間三十五キロが未着工のままになつているが、本路線は、現在山陰、山陽を結ぶ既設線に比して最短距離にあり、こう配の良好、積雪による危険の皆無、沿線のか景、また県立公園三瓶山と山ろくに点在する温泉郡を含む国際観光地帯への観光客の誘致等、優位な立地條件を具備しており、ことに近く着工を決定された江川水系の電源開発に要する資材、人員の輸送等本線全通は重要な意義を有するものであるから、すみやかに浜原、備後十日市両駅間の敷設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県下国鉄電化促進に関する請願（第七三九号、第七八〇号）

請願者　福岡県門司市議会議長　末松喜一外三十八名

請願者　福岡県門司市長　中野真吾外三十八名

右の請願は

福岡県、特に北九州五市、福岡地区および大牟田地区は、京浜、阪神に次ぐ人口密度を有し、背後に筑豊炭田地帯をひかえ、わが国三大工業地帯の一でありながら、旅客輸送機関は運転回数においても速度においてもはなはだしく劣つているため、住民の福祉と勤労意慾を阻害することがじん大であるから、すみやかに国鉄の電化を実現せられるとともに、電化の基盤をなし、本年すでに着工されている小倉、博多附近の大改良と、日豊本線小倉、行橋間の線路増設計画を一日もはやく完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

只見鉄道全通促進に関する請願（第七五四号）

請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外六名

右の請願は

只見鉄道の全通は、沿線の豊富な林産鉱産資源の開発と奥只見電源開発上重要なるものであり、かつ緊急を要するものであるから、本鉄道の全通を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

果実の鉄道運賃軽減に関する請願（第七五六号）

請願者　長野市上松二七長野県果樹振興対策協議会内　笠原吉三外二名

右の請願は

今回鉄道資材の値上りその他一般物価の高騰等に基因して国鉄運賃の引き上げが行われるようであるが、果実等の青果物については取引の性質上運賃の値上りはすべて生産者負担の実情であるから、果実等青果物の鉄道運賃引上率を緩和せられるとともに等級引下げ、実トン扱い、遠距離輸送に対する割引等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に関する請願（第七八号）

請願者　福島県白河市長　田中仲三外二十名

右の請願は

白棚鉄道の復活工事は、沿線の豊富な各種資源を開発するために極めて重要性を持つことが認められ、昭和二十二年に着工されたのであるが、起点白河より関山口に至る七キロ余の軌條敷設を完了し、もう一息という処で工事中止となつているから、同鉄道の持つ重要使命を考慮の上、すみやかに再工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産食料品の貨物運賃引上げ反対に関する請願（第七九二号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

国鉄の運賃改正はいよいよ十一月一日から実施されるよしであるが、これによつて漁業経営に悪影響を及ぼすことは必至であるから、水産業の育成発展のために、(一)運賃料率の

引上げを水産食料品に適用しないこと、(二)鮮魚等級分類の単一化をはかるとともに主食を九級または野菜並の十級に引き下げること、(三)長距離割引制度の存続等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院会議に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

・意見書案

小樽港しゆんせつ施行に関する請願（第八四九号）

請願者　北海道小樽市長　安達與五郎外一名

右の請願は

小樽港貯油場の拡築は、北海道総合開発の一環として早急完成を望むものであるが、差当つてこれが完成までの応急措置として大型油そう船の岸壁近接を可能とするため、小樽港廠町貯油場前面の水域をすみやかにしゆんせつせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

・意見書案

二俣、佐久間両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第八五〇号）

請願者　静岡県浜松市長　岩崎豊外二名

右の請願は

静岡県二俣町より佐久間村に至る鉄道の敷設は、鉄道敷設法の予定線として昭和二十三年度完成の計画となつていたが、戦争のため実現を見ないまま現在に至つている。しかるに本予定線は、表裏日本を結ぶ最短要路に当り、沿線には豊富な森林、鉱山および電力等の資源を持ち、その重要性が認められて、第一国会より第十国会まで毎国会、両院において本予定線の請願が採択されているから、一日も早く本線の工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

・意見書案

四国循環鉄道全通促進に関する請願（第八五一号）

請願者　愛媛県宇和島市長　中平常太郎

右の請願は

四国循環鉄道全通は鉄道当局の尽力によつて次第に西南に伸びあますところ、吉野生、影野間の九十キロとなつた。しかも四国西南地域は、国土総合開発法第十條によつて特定地域と内定されていて、当西南地域は豊富な水産、農産、林産、鉱産に恵まれているので、鉄道全通のあかつきには、わが国の自立経済に大いなる貢献をなすから、すみやかに四国循環鉄道の全通を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　釧路市地区鉄道改良計画実施促進に関する陳情

第三号　昭和二十六年度貨車増備に関する陳情

第五号　青森県深浦避難港修築工事施行に関する陳情

第七号　いかおよびいか製品の輸送貨車増車等に関する陳情

第八号　するめおよびいか塩辛の貨物運賃等級改正に関する陳情

第九号　三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する陳情

第一〇号　釧路測候所の昇格に関する陳情

第一四号　交通総合開発促進に関する陳情

第二二号　東京港晴海ふ頭緊急整備に関する陳情

第二三号　主要港湾荷役力緊急増強に関する陳情

第二九号　大宮、白河両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第三〇号　清水港を特定重要港湾に指定の陳情

第四一号　京都市内国有鉄道の高架式改築等促進に関する陳情

第六〇号　しよう油の鉄道運賃引下げに関する陳情

第一〇九号、第一三四号　自動車運送事業免許制廃止反対に関する陳情

第一三三号　若櫻、入鹿両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第一号

釧路市地内鉄道改良計画実施促進に関する陳情

第一号　北海道釧路市長　佐熊宏平外二名提出

昭和二十六年度貨車増備に関する陳情

第三号　青森市鉄道貨物協会青森支部内　田沼敬造提出

青森県深浦避難港修築工事施行に関する陳情

第五号　青森県西津軽郡深浦町長　工藤和一郎外一名提出

いかおよびいか製品の輸送貨車増車等に関する陳情

第七号　北海道函館市長　宗藤大陸外一名提出

するめおよびいか塩辛の貨物運賃等級改正に関する陳情

第八号　北海道函館市長　宗藤大陸外一名提出

三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する陳情

第九号　岩手県議会議長　村上順平外五名提出

釧路測候所の昇格に関する陳情

第一〇号　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名提出

交通総合開発促進に関する陳情

第一四号　岩手県議会議長　村上順平外五名提出

東京港晴海ふ頭緊急整備に関する陳情

第二二号　東京都議会議長　菊池民一提出

主要港湾荷役力緊急増強に関する陳情

第二三号　東京都知事　安井誠一郎外四名提出

大宮、白河両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第二九号　栃木県那須郡大田原町長　益子方吉外二十八名提出

清水港を特定重要港湾に指定の陳情

第三〇号　静岡県知事　斎藤壽夫提出

京都市内国有鉄道の高架式改築等促進に関する陳情

第四一号　京都市役所内京都市国鉄高架促進委員会内　木下彌次郎提出

しよう油の鉄道運賃引下げに関する陳情

第六〇号　東京都中央区日本橋蠣殻町二ノ二〇日本醤油協会内　正田文右衛門提出

自動車運送事業免許制廃止反対に関する陳情

第一〇九号　北海道札幌市大通り東四社団法人北海道自動車協会長　德中祐滿提出

第一三四号　茨城県水戸市下金町一、五四七茨城県乗旅自動車協会内　根本政太郎提出

若桜、入鹿両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一三三号　鳥取県八頭郡若桜町長　木島節夫外四名提出

右十七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 参議院会議録附録（その三）

意見書案

釧路市地区鉄道改良計画実施促進に関する陳情（第一号）

陳情者　北海道釧路市長　佐熊宏平外二名

右の陳情は

釧路市地区の鉄道改良計画は、昭和二十一年度より数度の実地調査に基き改良工事の必要性を中央にも認められたのであるが、その後種々の事情より延期されて今日に至っている。ついては実状は一日も延されないから、実施促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十六年度貨車増備に関する陳情（第三号）

陳情者　青森市鉄道貨物協会青森支部内　田沼敬造

右の陳情は

鉄道当局においては国内物資交流の円滑化に多大の努力を傾倒しつつあるにもかかわらず最近の輸送要請は極めて多く、輸送能力をはるかに上回つて日々膨大なる滞貨を擁している。なお予想される本年度ならびに今後の鉄道貨物輸送難は国家自立経済に及ぼす反響は至大なものがあるから、これが打開策としてすみやかに貨車増備の諸施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県深浦避難港修築工事施行に関する陳情（第五号）

陳情者　青森県西津軽郡深浦町長　工藤和一郎外一名

右の陳情は

青森県深浦港附近海域は海難が極めて多く、昭和二十一年から昭和二十四年までの四箇年間に、一億二千万円および人命二十四名の損害があり昭和二十五年の損害高は、上昇している有様で、航海者は、同港附近を魔の海と呼んでいる現状であるから、海運と漁業の発展を図り、災害を防止するため、深浦避難港をすみやかに修築完備されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

いかおよびいか製品の輸送貨車増車等に関する陳情（第七号）

陳情者　北海道函館市長　宗藤大陸外一名

右の陳情は

道南漁獲のいかは年間七千余万貫に達し、本漁業の振、不振は道南地方の経済界に影響するばかりでなく全国たん白食糧供給資源として重要な役割を果しているが、大漁貧乏というような窮状を打解するためには、販売先の拡充が必要である、この目的を達するために、鮮いか、いか製品輸送のため本年度の輸送計画を樹てられ定量の配車を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

するめおよびいか塩辛の貨物運賃等級改正に関する陳情（第八号）

陳情者　北海道函館市長　宗藤大陸外一名

右の陳情は

戦前、戦時を通じてするめおよびいか塩辛の等級は主用食糧に次ぐ最下位であつたが、戦後は一般貨物中の上位等級となつて昭和十一年当時の百三十倍に達し、他に比してその上昇率は格段の差異が生じた。いか製品は全国民の需用品であると共に、道南地方漁業生活者の唯一の生活資源となつており、運賃の過重は生産、消費両者とも重大な脅威となるから、するめおよびいか塩辛運賃等級をそれぞれ十級、八級に改正して、すみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する陳情（第九号）

陳情者　岩手県議会議長　村上順平外五名

右の陳情は

沿岸縦貫鉄道の貫通については、昭和二十三年以来、急速に実施せられるようしばしば要望し、建設予定線に編入されながら未だ実施せられないのは遺憾である。沿岸を縦貫する鉄道がないため、産業の発展はもとより、文化の向上もいちじるしくさまたげられるから、沿線物資の輸送と東北産業開発の重要性にかんがみ本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

釧路測候所の昇格に関する陳情（第一〇号）

陳情者　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名

右の陳情は

釧路測候所は現在府県区測候所であつて現在の機構では特殊な道東地方の総合開発に寄与することが困難なので同測候所を早急に地方気象台に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

意見書案

交通総合開発促進に関する陳情（第一四号）

陳情者　岩手県議会議長　村上順平外五名

右の陳情は

三陸沿岸縦断鉄道ならびに国道の完成促進については、しばしば、国会および政府に要望してきたが、いまだに、実現しないのは、はなはだ遺憾である。しかして、交通網の確立こそは、国土総合開発の基幹となるものであるから、地方開発計画実施に即応する、交通総合開発を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京港晴海ふ頭緊急整備に関する陳情（第二二号）

陳情者　東京都議会議長　菊池民一

右の陳情は

内外貨物輸送量の急激な増加によつて、東京港における荷役能力は極端な不足をきたしているから、閣議決定に基く東京港晴海ふ頭をすみやかに建設されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要港湾荷役力緊急増強に関する陳情（第二三号）

陳情者　東京都知事　安井誠一郎外四名

右の陳情は

朝鮮動乱および国際情勢の変化に伴い、内外貨物輸送量は急激に増しているにかかわらず東京、横浜、神戸、門司、博多の各主要港湾の港湾施設は、連合軍に接収せられ、更に戦災その他の原因によつて港湾荷役能力が極端に不足しており、輸送確保に重大な障害となつている現状であるから、港湾荷役力緊要増強の根本対策として、昭和二十六年三月二日「主要港湾荷役力の緊急増強について」の閣議決定を、すみやかに実施に移されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大宮、白河両駅間鉄道電化促進に関する陳情（第二九号）

陳情者　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉外二十八名

右の陳情は

東北本線は、東北地方を貫く一大幹線でありながら、電化の遅れているのは、はなはだ遺憾である。文化の発達は、交通と極めて密接な関係があり、国内文化の均衡を図る意味において、また天然資源ならびに産業の開発を図るため、すみやかに東北本線大宮、白河両駅間の鉄道電車化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清水港を特定重要港湾に指定の陳情（第三〇号）

陳情者　静岡県知事　斎藤壽夫

右の陳情は

静岡県清水港は戦災後鋭意その復旧整備を図つたため、現在は、入港船舶トン数全国第六位、輸出入額第七位、貨物トン数第八位となり、とみに重要港湾として認められるに至つた。なお清水、直江津間中部日本横断国道が開通実現するあかつきには、東海第一の広大な背域を持つようになり、港湾は一段と伸展を加えることになるから、港湾法の改正によつて重要港湾の中より外国貿易上特定重要港湾を指定する際、清水港の実績と将来性にかんがみ港湾法第四十二条によつて同港を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都市内国有鉄道の高架式改築等促進に関する陳情（第四一号）

陳情者　京都市役所内京都市国鉄高架促進委員会内　木下弥次郎

右の陳情は

国有鉄道が京都市の中央部を縦貫しているため、同市の交通、産業、経済上こうむる有形無形の損失はばく大であるから、同市将来の発展を図るため、六大都市中只一つ残された市内鉄道の高架化を図るとともに、米原、姫路両駅間の電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

しよう油の鉄道運賃引下げに関する陳情（第六〇号）

陳情者　東京都中央区日本橋蠣殻町二ノ二〇日本醤油協会内　正田文右衛門

右の陳情は

近く実施を予定されている国鉄運賃平均三割五分の大巾値上げは、しよう油の価格にとつてはとうてい負担することができない値段であるから、（一）しよう油中味運賃を味そ同様九等級に引き下げること、（二）しよう油用故たるおよび故びんの運賃の五割引、（三）全国各駅とも同一規定とすること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車運送事業免許制廃止反対に関する陳情（第一〇九号、第一三四号）

陳情者　北海道札幌市大通り東四社団法人北海道自動車協会長　徳中祐満

陳情者　茨城県水戸市下金町一、五四七　茨城県乗旅自動車協会内　根本政太郎

右の陳情は

政府は、行政機構改革ならびに人員整理に企図し、これに関連して自動車運送事業のうち、区域運送事業の免許制を撤廃せんとしているが、これは講和條約発効後におけるわが国自立経済のため絶対不可欠な陸上輸送力確保上憂慮にたえない策であり、わが国運輸交通を無秩序状態に置かんとするもので、各運送事業の不当競争により共倒れおよび交通事故のひん発等重大なる事態を招来する虞があるから、自動車運送事業免

許倘廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

若桜、八鹿両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（第一三三号）

陳情者　鳥取県八頭郡若桜町長　木島節夫外四名

右の陳情は

兵庫県に位置する山陰線八鹿駅と、鳥取県の若桜線終点の若桜駅を結ぶ鉄道の敷設については、昭和五年実地踏査も行われ未成線として表示されたが戦争のため立ち消えの状態となつているが、本線の実現は沿線の山林資源を開発し、旅客および物資の輸送に多大の便宜を與え、産業の開発に寄與するところが大きいから、すみやかに若桜、八鹿両駅間に鉄道敷設の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四七号　鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願

第四八号　高知県窪川町川口地区の電話架設促進に関する請願

第一三九号　山形、仙台両市間市外電話ケーブル架設に関する請願

第一四〇号　ラジオ共同聴取料金引下げに関する請願

第二七二号　岡山県津賀局を集中局とする市外電話回線増設促進に関する請願

第四二七号　香川県大見局に電話交換事務等開始の請願

第四七八号　兵庫県宝塚電話局の電話交換方式変更に関する請願

第六一六号　尼崎市の電話整備拡充促進等に関する請願

第六六三号　室蘭電話局の電話交換方式変更促進に関する請願

第九二八号　吹田市を大阪通話区域に編入の請願

第一〇一八号　島根県中野村に電話局新設の請願

第一〇八三号　福岡電話局の施設拡充に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十六日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願

第四七号　鳥取県知事　西尾愛治外十名提出

高知県窪川町川口地区電話架設促進に関する請願

第四八号　高知県高岡郡窪川町川口地区　宮本良造外百十一名提出

山形、仙台両市間市外電話ケーブル架設に関する請願

第一三九号　山形市長　鈴木重屹外一名提出

ラジオ共同聴取料金引下げに関する請願

第一四〇号　札幌市北四條西一北海道ラジオ共同聴取連絡協議会内　松本六太郎外三名提出

岡山県津賀局を集中局とする市外電話回線増設促進に関する請願

第二七二号　岡山県御津郡津賀村長　藤井繁男外四名提出

香川県大見局に電話交換事務等開始の請願

第四二七号　香川県三豊郡大見村長　佐藤庸一外十八名提出

兵庫県宝塚電話局の電話交換方式変更に関する請願

第四七八号　兵庫県川辺郡宝塚町長　北俊三外二名提出

尼崎市の電話整備拡充促進等に関する請願

第六一六号　兵庫県尼崎市長　阪本勝外一名提出

室蘭電話局の電話交換方式変更促進に関する請願

第六六三号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外一名提出

吹田市を大阪通話区域に編入の請願

第九二八号　大阪府吹田市長　木村熊次郎外一名提出

島根県中野村に電話局新設の請願

第一〇一八号　島根県邑智郡中野村長　兒玉哲二外二十七名提出

福岡電話局の施設拡充に関する請願

第一〇八三号　福岡市西中洲福岡商工会議所会頭　山脇正次提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十六日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願（第四七号）

請願者　鳥取県知事　西尾愛治外十名

右の請願は

鳥取県は、地勢および風土の関係で産業経済の面において他府県にいちじるしく劣つている。しかるに最近の日本パルプ工場を始め、紡績工場その他の新設が予定され、大山総合開発計画も国家の指導によつて徐々に軌道に乗り出しているのであるが、基礎的條件である通信施設は極めて不備の状態にあるから、（一）鳥取電話局の交換方式を改式すること、（二）山陰山陽間ケーブルを新設すること、（三）鳥取米子間ケーブルを敷設すること等県下の電気通信施設をすみやかに整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県窪川町川口地区の電話架設促進に関する請願（第四八号）

請願者　高知県高岡郡窪川町川口地区　宮本良造外百十一名

右の請願は

高知県窪川町川口地方は林産資源に恵まれ、折合官行事業所を控え木材、木炭、こうぞ、みつまた、等の取引が盛んであるが、電話施設がないため多大の不便をこうむつており、また、急患その他緊急の事態の生じた場合には、その都度六キロの遠距離にある窪川町まで直使飛脚によつている状態であるから、同地区に電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形、仙台両市間市外電話ケーブル架設に関する請願（第一三九号）

請願者　山形市長　鈴木重屹外一名

右の請願は

東北裏日本一帯の電気通信施設は、

非常に立遅れをきたし、その通話速度においてまた明りよう度において一般利用者は常に不便を忍んでいる。例えば日常生活はもち論、文化行政経済各般にわたり密接な関係を持つ山形、仙台両市間の電話通信待合時間は普通々話で六時間、至急通話で三時間余を要し、また冬期間の積雪による線路障害が頻発している現状であるから、経済活動を助長するため山形、仙台両市間に市外長距離電話ケーブルを架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ラジオ共同聴取料金引下げに関する請願（第一四〇号）

請願者　札幌市北四條西一北海道ラジオ共同聴取連絡協議会内　松本六太郎外三名

右の請願は

北海道におけるラジオ共同聴取施設は、無電化地帯の農漁村文化の向上と農漁業生産仲長上欠くことのできない施設であるから、本施設の発展と運営の万全を期するために、ラジオ共同聴取料金の引き下げを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津賀局を集中局とする市外電話回線増設促進に関する請願（第二七二号）

請願者　岡山県御津郡津賀村長　藤井繁男外四名

右の請願は

岡山県御津郡北部地方における政治、産業、経済の進展は戦後にわかに隆盛を示し、従つて通信機関の利用度も高く、単に福渡局中継を金川局へ変更収容の施設をもつて利用のふくそうを救済することは至難であり、岡山市以遠の地に対する通話の交流は依然としてふくそう停とんの通弊を免がれぬものと予想されるから、当地方の関門に位置する津賀局を集中局とする市外電話回線を増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県大見局に電話交換事務等開始の請願（第四二七号）

請願者　香川県三豊郡大見村長　佐藤扇一外十八名

右の請願は

香川県三豊郡大見村は、三豊郡の最北端に位し、戸数七百九十九、人口四千三百二十一を擁する農村であるが、近時農産加工その他商業方面の発達いちじるしく阪神方面始め隣接市町村との通信も漸増の傾向が強いが、現在の通信施設としては加入電話がわずかに三本のみで電報においては別便配達区域も相当広範囲であつて到底村民の需用を充足し得ないから、大見局に電話交換事務および電報事務を早急に開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県宝塚電話局の電話交換方式変更に関する請願（第四七八号）

請願者　兵庫県川辺郡宝塚町長　北俊三外二名

右の請願は

兵庫県宝塚電話局は、明治四十三年頃建築された老朽かつせまい旧三等郵便局舎内に最旧式の磁石式交換機で業務を行つているが、同地方のひん繁な通信業務に多大の支障と不便を與えているから、昭和十二年通信省が建築した兵庫県川辺郡宝塚町所在の鉄筋コンクリート三階建に現局舎の電話交換事務を移転し、交換方式を自動式に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尼崎市の電話整備拡充促進等に関する請願（第六一六号）

請願者　兵庫県尼崎市長　阪本勝外一名

右の請願は

尼崎市は全国有数の工業都市として市内に重要会社工場等七百余が散在し、また商業も発達し阪神間の取引の中心地となつているが、これら当市の発展に反し、現在の通信施設は老朽と復旧の遅延等により将来加入者の求めに応ずることは不可能な状態であり、その上普及率もまた隣接各市に比して最下位にある実情であるから、当市の電話施設の整備拡充促進ならびに自動式の設備および電話管区と行政区域との一致等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭電話局の電話交換方式変更促進に関する請願（第六六三号）

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外一名

右の請願は

室蘭市は、戦後国際貿易港としてま

た重工業都市として躍進めざましく、従つて電話の加入申込積滞数は六百を超え、潜在加入申込者は千人に達しているが、室蘭電話局の施設は、最旧式の磁石式交換方式であるため、到底これら加入者の需要を満たすことができず、同市の発展に重大な支障をおよぼしているから、昨年度から計画されていながら、予算の都合で停止されている室蘭電話局の交換方式改善をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吹田市を大阪通話区域に編入の請願（第九二八号）

請願者　大阪府吹田市長　木村熊次郎外一名

右の請願は

吹田市の電話は一応自動式であるが、本市より大阪市への直通々話ができるにかかわらず、大阪市内よりは交換局を通じなければ通話ができない状態であるため、その間のはん雑と時間の空費とによつて連絡は至つて不便であり、北大阪における商工都市としての本市はもとより取引の大半を占める大阪市にとつても大きな損失であり、さらに一般市内間の通話も夥しいふくそうして市民も等しく迷惑している現状であるから、当市を大阪通話区域に編入せられたい

との趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県中野村に電話局新設の請願（第一〇一八号）

請願者　島根県邑智郡中野村長　兒玉哲二外二十七名

右の請願は

島根県中野村の郵政施設は、明治八年に開設された郵便局があるが、電話の設備としては、石見矢上局の加入として村役場に一箇あるのみで、増加の一途にある製材、醸造、疊表等の工場を始め、多数の加入の希望者を控え、電話局の新設が切望されており、一方すでに着工した県立結核高原療養所の完成をも考慮し、本村に電話局を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡電話局の施設拡充に関する請願（第一〇八三号）

請願者　福岡市西中洲福岡商工会議所会頭　山脇正次

右の請願は

福岡市における電話の需要は、戰後の本市商業貿易の振興と、都市の急速な復興に伴い急激に増加しているにかかわらず、福岡電話局の設備がほとんど行き詰りの現状にあるため、公共的機関すら新設または増設することができず、しかも資材その他の関係から既設電話の移転すら容易ならぬ実情にあるから、すでに計画されている市内薬院堀端の福岡電報局の屋上に福岡電話局第三局の増設をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

旅券法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、受領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　徳川　頼貞

園　伊能　伊達源一郎

曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は平和條約締結後の情勢に基き、今後におけるわが国の旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めたものであつて、従来占領下の特殊事情に適合するように定められていた渡航に関する二政令を廃して、新たにこの法律を制定することは適当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の制定によつて、今後日本政府が自主的に渡航行政を行い得る。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　徳川　頼貞

園　伊能　杉原　荒太

曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定に加入することにより協定の枠内の小麦を廉価に輸入し得、外貨資金を節約し得るものでありその加入を承認することは適当である。

二、事件の利害得失

毎年小麦を五十万トン購入する場合、約八百万ドルの外貨の節約ができる。

三、費用

本協定への加入によりわが国は年額千三百四十四ドル（約四十八万五千円）の分担金を支出せねばならない。

審査報告書

国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　園　伊能

徳川　頼貞　杉原　荒太

曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

本機関は、社会正義に基き多数の人民に対する不正、困苦及び窮乏を伴う諸種の労働條件を国際的協力によつて改善することにより世界の恒久平和樹立に寄與することを目的とする国際連合の専門機関の一つであり、わが国は既に本年六月二十一日本機関総会において加盟申請書が受理せられている。

わが国の労働問題を国際的協力により、国際的水準において解決するため本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

本機関に加盟することによりわが国の労働者の福祉を増進し、労資間の円滑化を計り、産業の高度化を促進することに寄與すると共に、わが国の労働條件を国際的に公開し、いわゆるソーシャル・ダンピングに関する列国の危懼と誤解とを拂拭し得る利益がある。

三、費用

わが国の分担金並びに戰前脫退当時の未拂分担金の額については本年十一月開催予定の第百十七回理事会において決定せられる予定であるが目下未定である。

審査報告書

公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　園　伊能

徳川　頼貞　杉原　荒太

曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国は既に本年五月十六日世界保健機関の加盟国となつているが、公衆衛生国際事務局はその業務を世界保健機関に引継ぎその存

続を必要としなくなつているので、本件の承認は適当なものである。

二、事件の利害得失

世界保健機関の運営を円滑健全ならしめる利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　園　伊能
徳川　頼貞　伊達源一郎
曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

本機関は世界各国民の栄養及び生活水準を向上し、食糧及び農産物の生産及び分配の能率を改善し、並びに農村住民の状態を改善することを目的とした国際連合の専門機関の一つであり、現在までに既に六十六ヶ国がこれに加盟している。わが国は本機関に加盟することにより、わが国の食糧及び農業政策の立案に資すること多大であるので、本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

この機関に加盟することによつてわが国は栄養、食糧及び農業に関する各種の資料、報告等を受け、これらの問題に関する世界各国の現状を把握することができ、又本機関が主催する諸会議に参加してわが方の希望ないし意見を述べる機会を得、又加盟各国間で技術の相互交換をなし得る利益がある。

三、費用

本機関加盟に伴う分担金は年額十一万ドル（三九六〇万円）と推定せられる。

〔第二十号参照〕

審査報告書

平和条約の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

平和条約及び日米安全保障条約特別委員長　大隈　信幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

泉山　三六　一松　政二
楠瀬　常猪　石川　榮一
徳川　頼貞　北村　一男
園　伊能　加藤　正人
岡本　愛祐　野田　俊作
伊達源一郎　曾祢　益
加藤シヅエ　波多野　鼎
堀木　鎌三　平林　太一
高橋進太郎　秋山俊一郎
一松　定吉　吉川末次郎
櫻内　辰郎　木内　四郎
楠見　義男　片柳　眞吉
高橋　道男　杉山　昌作
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この平和條約は、昭和十六年以来のわが国と連合国との間の戦争状態を終了せしめ昭和二十年九月以来続けられた連合国の日本に対する占領管理を終結せしめるものであり、これによつてわが国は完全なる主権を回復し、史上他の敗戦国に対する平和條約に比較して公平且つ寛大なる條件により、和解と信頼との精神に基き平和を愛好する国際社会に復帰し得るものである。

平和條約を早期に締結することは終戦以来わが国民の齎しく待望したところであり、且つ、この條約締結を承認することは、本年九月サンフランシスコにおいて本條約に調印した多数の連合国の期待と信頼とに応えるものである。

よつて本條約の締結に承認を與えることは妥当である。

二、事件の利害得失

この條約の締結によつて国際社会に平和を克服し、わが国は完全な主権国として国際社会に復帰し得るものであるが、敗戦国であるわが国は千島列島及び樺太南部を故なくして喪い、奄美大島、琉球諸島及び小笠原諸島等の諸地域は住民の意志に反して国際連合の信託統治制度の下に置かれ、中立国を含む在外資産の請求権を放棄し、又将来未知数の賠償請求の交渉に応じなければならない。且つ、ソヴエット連邦、中華民国、インド等アジアにおいてわが国と経済的に政治的に密接な関係にある諸国が本條約の未調印国として残されている。

三、費用

本條約の成立によつてわが国の在外財産は殆んど外国の接収に帰し、一方わが国はわが国内の連合国財産の補償の義務を負い、又、旧領土の約四十五パーセントをその資源と共に喪失する。且つ、今後賠償請求の交渉に応ぜねばならぬが、その額については未定である。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

平和条約及び日米安全保障条約特別委員長　大隈　信幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　野田　俊作
岡本　愛祐　加藤　正人
杉山　昌作　高橋　道男
片柳　眞吉　楠見　義男
木内　四郎　櫻内　辰郎
一松　定吉　秋山俊一郎
高橋進太郎　平林　太一
園　伊能　北村　一男
徳川　頼貞　杉原　荒太
石川　榮一　楠瀬　常猪
一松　政二　泉山　三六
堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由

この條約は対日平和條約第五條によつて認められたわが国の集団的安全保障取極を自発的に締結する権利並びに同條約第六條の定めるところに基き、暫定的にわが国の要請によつて米国軍隊の駐留を求め、もつて無武装のわが国を一切の外部からの侵略的武力攻撃から防衛し、その安全を保障するとともに、国際的侵略行為を未然に防遏することにより国際の平和と安全の維持を計ろうとするものであり、本件の承認は適当なものである。

二、事件の利害得失

この條約の締結によつて、憲法により戦争を放棄し、一切の戦力を持たないわが国が現下の国際的緊張の間に伍して、独立国としてその地位を保全するための集団的な安全保障を得られるが、米国軍隊の配備を規律する條件はすべて行政協定に委ねられており、その協定は未だ締結せられておらず、従つてその内容は全く不明である。

三、費用

米国軍隊駐留に伴う費用は、将来行政協定によつて決定せられる筈であるが、その額は未定である。

審査報告書

連合国財産補償法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　米治　小林　政夫
菊田　七平　森　八三一
小宮山常吉　松永　義雄
黒田　英雄　岡崎　眞一
田村　文吉　愛知　揆一
大矢半次郎　伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、連合国との平和條約第十五條の規定に基き、連合国人が本邦内に有していた財産について戰争の結果生じた損害に対して補償を行おうとするものであつて、適当な法案と認める。

二、事件の利害得失

本法によつて、わが国が平和條約上の義務を履行し得る。

三、費用

この法律の施行に伴う補償金額は、二百六十億円乃至二百七十億円程度が予想せられる。

〔第二十一号参照〕

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　野溝　勝
田村　文吉　櫻内　辰郎
伊藤　保平　大矢半次郎
木内　四郎　愛知　揆一
山本　米治　木村禧八郎
松永　義雄　菊川　孝夫
森　八三一　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

漁業制度の改正に伴い、漁業権等が消滅する場合に交付を受ける補償金及び土地収用法その他特別の法令に基き、土地等を収用される場合に交付を受ける補償金に対する課税の軽減を図るため、資産再評価法の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁業制度改革、土地収用等の実施を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　米治　森　八三一
菊川　孝夫　小林　政夫
松永　義雄　大矢半次郎
岡崎　眞一　伊藤　保平
黒田　英雄　野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在、外国為替資金の運営に関する外国為替管理委員会の業務が、日本銀行にのみ委任し得ることとなつているのを、日本銀行がその委任された事務の一部を外国為替銀行に再委任し得る旨を明定して外国為替銀行の外国為替管理委員会に対する地位を明確にしようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

外国為替資金の円滑なる運営に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　伊藤　保平
田村　文吉　岡崎　眞一
大矢半次郎　野溝　勝
松永　義雄　森　八三一
菊川　孝夫　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は昭和二十五年度における乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴い、農業共済再保険特別会計の家畜勘定に生じた再保険金の支拂財源に充てるため昭和二十六年度において一般会計から繰入金を行おうとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農業共済再保険特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十六年度において一般会計から農業共済再保険特別会計の家畜勘定へ二億一千三百四十万三千円を繰り入れることとなる。

審査報告書

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　米治　森　八三一
菊川　孝夫　小林　政夫
松永　義雄　野溝　勝
田村　文吉　伊藤　保平
大矢半次郎　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校及び保育所の給食用ミルク等について、昭和二十六年度分の政府の負担において買入れ、その譲與、引渡及びこれに伴う財源措置等について、所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

昭和二十六年度内において、学校及び保育所の給食を円滑に実施し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十六年度において、ミルク等の買入財源に充てるため、一般会計から食糧管理特別会計に二十四億九千六百七十六万五千円以内において必要な金額を繰入れることとなる。

審査報告書

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきも

のと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十七日

内閣委員長　河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下豐次　山花秀雄
三好始　溝淵春次
松平勇雄　三浦辰雄
上條愛一　横尾龍
栗栖赳夫　楠見義男
成瀬幡治郎　祐一

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者で、その指定が著しく不公正であると認められるものに対してその指定を解除するみちを開くとともに諮問機関として公職資格訴願審査会を設置しようとするのであつて、その措置を妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、覚書該当者について、訴願を受理し、陳述を行う機会を與え、これに基き指定が著しく不公正と認められる者に対しその指定を解除するみちを開くことができるが、審査会の委員任命には、審査の愼重かつ公平を期するために特に考慮が拂われなければならない。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

漁業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

水産委員長　木下辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　松浦清一
千田正　青山正一
櫻内義雄　玉柳實

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は所謂「五ポイント計画」の「第一ポイント」に対する措置として、乱獲漁業を禁止することにより水産資源の涸渇を防止するために現在氾濫している中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業及び瀬戸内海における機船船びき網漁業を整備するものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を実施することによつて、漁業制度改革を更に高度に押し進め、漁業秩序の再建と漁業の経営合理化を促進する利益がある。

三、費用

本年度補正予算において小型機船底びき網漁業について二億四百万円、瀬戸内海機船船びき網漁業について二千万円を計上してある。なお補償額等相当多額の費用を予算に計上する必要がある。

審査報告書

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十日

農林委員長　羽生三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

赤澤與仁　小林孝平
片柳眞吉　門田定藏
溝口三郎　三橋八次郎
山崎恒　白波瀬米吉
松浦定義　岡村文四郎
加賀操　江田三郎
飯島連次郎　宮本邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行法について大要(一)増資奨励金(政府から奨励金の交付を受けなければ再建整備の目標を達成することができない農林漁業組合に対して、その組合の指定日以後の拂込済出資金の増加額に対して政府から交付する奨励金)は毎年度の拂込済出資金の増加の実績を基礎として算出される関係上当該年度内にその金額を交付することが困難であるのでこれが一部は翌年度において交付することができることとなし(二)再建整備をなさんとする農林漁業組合の欠損金の補てんを容易にするため当該農林漁業組合に対する法人税法の繰越欠損金の控除に関する規定の特例を設ける等の改正を行わんとするものであつて、妥当の措置と認められる。

二、事件の利害得失

農林漁業組合の再建整備を促進し、農林漁業の維持発展に寄與する。

三、費用

本法施行のため別に費用を必要としない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月十九日

厚生委員長　梅津錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

長島銀藏　谷口弥三郎
山下義信　藤森眞治
上原正吉　中山壽彦
井上なつゑ　松原一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は海外との通商貿易の漸次的復活に伴い、新たに追加を見た入国指定港を検疫港と定め、検疫所の支所及び出張所を設けようとするものであつて適当な措置である。

二、事件の利害得失

船舶運航経済上及び貿易の促進に寄與し得る利益がある。

三、費用

本件の実施によつて昭和二十六年度予算五千二百万円を要する。

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三九号　失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願
第二六五号、第三六七号　失業対策事業資材費国庫補助増額に関する請願
第三六八号　香川県美合村の失業対策事業に関する請願
第七五九号　特需関係労働者の労働條件改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十七日

労働委員長　中村正雄

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第一号

失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願

第三九号　名古屋市議会議長　横井恒治郎提出
失業対策事業資材費国庫補助増額に関する請願
第二六五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
第三六七号　同
香川県美合村の失業対策事業に関する請願
第三六八号　香川県綾歌郡美合村長　西内徹提出

特需関係労働者の労働條件改善に関する請願
第七五九号　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本労働組合総評議会内　武藤武雄提出
右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月十七日
労働委員長　中村　正雄
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願（第三九号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎
右の請願は
失業対策事業は、次第に増加の傾向にあるが、本事業は、当然国の施策として国費をもつて処理すべきであり、窮乏している地方財政の負担とすべきものではないから、全額国庫補助とするか、少なくとも九割を国費負担とし残額については起債を認め、また、諸物価の変動に即応するよう失業者の最低生活を保障し社会不安を一掃するため効果的賃金単価の引上げを地方公共団体の負担増加をきたさないように決定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
失業対策事業資材費国庫補助増額に関する請願（第二六五号、第三六七号）
請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔
右の請願は
近時における失業情勢の悪化は、なお事業の拡大を図らねばならぬ実状にあるが、事業の性格上施行地域が関係市町村内に制約されるため、同一市町村内において数年にわたり継続施行される現状においては、資材費の伴わない簡易な事業を選ばざるを得ない状態である。かくては資材費の地方公共団体負担が現下の地方財政に多大の不安を與えているから、同事業の円滑な実施を図るため、資材費の国庫補助率を労力費の五十パーセントに増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
香川県美合村の失業対策事業に関する請願（第三六八号）
請願者　香川県綾歌郡美合村長　西内徹
右の請願は
香川県美合村は、村民の六割が製炭事業に従事している山村であるが、戦時戦後を通じての原木伐採によつて、村内の原木がなくなつたため、村民の生活は次第に窮迫を告げ、家屋敷を売拂つて阪神地方に転出する者が日増に多くなつているから、本村の更生を図るため、現在計画中の本村小学校運動場拡張工事を公共事業に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
特需関係労働者の労働條件改善に関する請願（第七五九号）
請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本労働組合総評議会内　武藤武雄
右の請願は
朝鮮動乱の特需によりもたらされたものは、労働者にとつては実質賃金の低下と労働強化ならびに災害増加であり、さらに朝鮮動乱の推移は日米経済協力の性格を従来の特需から大きく変化しつつあるが、経済協力が今後如何なる性格をもつに至るかその具体的展開の規模と方向については、今後の世界情勢ならびに日米両国の経済事情が当然決定づけるものと考えられる。しかしながら国際情勢が緊迫した情勢を続ける限り米国の軍拡計画に変化はなく、従つて経済協力の規模は今後拡大しても縮小することはなく、いまにして労働統制等の労働者の一方的犠牲を強要するならば由々しき事態の発生はまぬがれないから、すみやかに特需関係労働者の労働條件を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第四三号　揖保川改修工事促進に関する請願
第四四号　災害復旧費国庫補助に関する請願
第七五号　鵡川、平取両村間道路改修促進等に関する請願
第七六号　北海道熊石八雲港地方費道改修促進に関する請願
第七七号　高知県別府村別枝地すべり地帯防災工事促進に関する請願
第七八号　高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願
第七九号　高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願
第八〇号　高知県大崎村宗津、大鮫両地区砂防工事施行に関する請願
第八一号　高知県加茂村御鉾谷防災工事施行に関する請願
第八二号　江川川上流砂防工事施行に関する請願
第八三号　桐見川ゴロメキ砂防工事施行に関する請願
第一一四号　江差岩内線港地方費道開さくに関する請願
第一二八号　国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願
第一四六号　特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願
第一四七号　土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願
第一四九号　指定府県道三原吳線改修工事促進に関する請願
第一五〇号　朱太川切替工事施行に関する請願
第一五三号　北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願
第一五四号　北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願
第一五五号　北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事継続施行に関する請願
第一五七号　国道四号線中一部改修工事施行に関する請願
第一五八号　北海道港地方費道入舸岩内線開さく工事施行に関する請願
第一五九号　北海道美河、與高見間道路開さく等に関する請願
第一六一号　地方費道江差瀬棚線中一部改修工事施行に関する請願
第一六四号　幌別川改修工事施行に関する請願
第二三六号　加茂川改修工事施行に関する請願
第二七四号　根知川上流砂防工事施行に関する請願

昭和二十六年十一月三十日参議院会議録附録（その三）　審査報告書（第二十一号参照）

第二七五号　国道十六号線補装工事促進に関する請願
第二七九号　福島、山形両県連絡道路中一部改修工事促進に関する請願
第二八〇号　中小河川江花川改修工事施行に関する請願
第二八一号　利根川中流部河床しゅんせつ工事施行に関する請願
第二八三号　災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願
第二八七号　北海道準地方費道江差岩内線中一部開さく工事促進に関する請願
第二八八号　夕張市清水沢、鹿島間道路開さく工事継続施行等に関する請願
第三六九号　北上川右岸姉体築堤工事施行に関する請願
第三七一号　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法中一部改正に関する請願
第三九九号　火災により災者に住宅復興資金融資の請願
第四四五号　埼玉県入会地内上江橋架設工事継続施行に関する請願
第五二七号　岡山県下のけい流砂防工事施行に関する請願
第五三九号　国道三号線中別府、中津両市間改修工事施行に関する請願
第五九二号　夷隅川増田橋改築工事施行に関する請願
第五九八号　県道富山岐阜線中麻谷峠トンネル開さく工事施行等に関する請願
第六〇三号　ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願
第六六二号　余野川の災害土木助成工事施行に関する請願
第七〇六号　江部乙、雨竜両村間準地方費道の石狩川に架橋の請願
第七三〇号　豊平川架橋に関する請願
第七四三号　北海道清水町、日高村間道路開さくに関する請願
第七六一号　兵庫県由良町海岸地盤沈下工事施行に関する請願
第七八六号　府県道高知中村線中荒倉トンネル開さく工事促進に関する請願
第八二九号　ルース台風による災害復旧応急費国庫補助の請願
第八三一号　ルース台風により災者収容住宅増築の請願
第八三四号　土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願
第八三六号　ルース台風による災害復旧の請願
第八三九号　福岡県十籠線県道新設工事促進に関する請願
第八四〇号　巨瀬川川尻開さく工事施行に関する請願
第八四一号　筑後川改修工事施行に関する請願
第八四二号　府県道宇美背柳線改修工事促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十六日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第一号

揖保川改修工事促進に関する請願
第四三号　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫提出

災害復旧費国庫補助に関する請願
第四四号　大阪府豊能郡東能勢村長　西儀市外一名提出

鵜川、平取両村間道路改修促進等に関する請願
第七五号　北海道勇拂郡鵡川村長　門山義雄外一名提出

北海道熊石八雲準地方費道改修促進に関する請願
第七六号　北海道爾志郡熊石村長　針谷為治外一名提出

高知県別府村別枝地すべり地帯防災工事促進に関する請願
第七七号　高知県高岡郡別府村長　吉永鐐喜外百五名提出

高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願
第七八号　高知県土佐郡森村長　上田厳雄外三名提出

高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願
第七九号　高知県高岡郡長者村長　大野年盛外十六名提出

高知県大崎村宗津、大藪両地区砂防工事施行に関する請願
第八〇号　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外十九名提出

高知県加茂村御鉾谷防災工事施行に関する請願
第八一号　高知県高岡郡加茂村長　吉村太郎提出

江川川上流砂防工事施行に関する請願
第八二号　高知県幡多郡江川崎村長　芝和外四十五名提出

桐見川ゴロメキ砂防工事施行に関する請願
第八三号　高知県高岡郡大桐村長　西森正樹外二十名提出

江差岩内線準地方費道開さくに関する請願
第一一四号　北海道磯谷郡磯谷村長　吉田丑蔵外三名提出

国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願
第一一八号　北海道旭川市長　坂東幸太郎外三名提出

特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願
第一四六号　愛知県半田市議会議長　小栗衡平提出

土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願
第一四七号　愛知県半田市議会議長　小栗衡平提出

指定府県道三原呉線改修工事促進に関する請願
第一四九号　広島県呉市長　鈴木術提出

朱太川切替工事施行に関する請願
第一五〇号　北海道磯郡郡樽岸村長　中村重次郎提出

北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願
第一五三号　北海道虻田郡倶知安町長　松実菱三提出

北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願
第一五四号　北海道松前郡大沢村長　山木竹蔵提出

北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事継続施行に関する請願
第一五五号　北海道松前郡福島町長　工藤福次郎外一名提出

国道四号線中一部改修工事施行に関する請願
第一五七号　北海道岩内郡小沢村長　大代與三郎提出

北海道準地方費道入舸岩内線開さく工事施行に関する請願
第一五八号　北海道古宇郡神恵内村長　木村文忠提出

北海道美河、奥高見間道路開さく等に関する請願
第一五九号　北海道三石郡三石町長　広田時治提出

地方費道江差瀬棚線中一部改修工事施行に関する請願
第一六一号　北海道檜山郡泊村長　小笠原歳次郎提出

幌別川改修工事施行に関する請願
第一六四号　北海道浦河郡浦河町長　蠣崎敏雄外一名提出

加茂川改修工事施行に関する請願
第二三六号　岡山県苫田郡高野村長　兒島剛外八十六名提出

根知川上流砂防工事施行に関する請願
第二七四号　新潟県西頸城郡根知村長　斉藤正重提出

国道十六号線補装工事促進に関する請願
第二七五号　大阪府泉佐野市長　山本昇平外二十一名提出

福島、山形両県連絡道路中一部改修工事促進に関する請願
第二七九号　福島県伊達郡茂庭村長　山田藤五郎外二名提出
中小河川江花川改修工事施行に関する請願
第二八〇号　福島県岩瀬郡長沼町長　中島浩龍外六名提出
利根川中流部河床しゅんせつ工事施行に関する請願
第二八一号　千葉県東葛飾郡関宿町長　奥源俊雄外十一名提出
災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願
第二八三号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
北海道準地方費道江差内線中一部開さく工事促進に関する請願
第二八七号　北海道岩内郡島野村長　工藤義三提出
夕張市滝水沢、鹿島間道路開さく工事継続施行等に関する請願
第二八八号　北海道夕張市長　北島光盛外一名提出
北上川右岸姉体築堤工事施行に関する請願
第三六九号　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外二十名提出
火災によるり災者に住宅復興資金融資の請願
第三九九号　岩手県議会議長　村上順平提出
埼玉県入会地内上江橋架設工事継続施行に関する請願
第四四五号　埼玉県入間郡川越市長　伊藤泰吉外三十六名提出
岡山県下のけい流砂防工事施行に関する請願
第五二七号　岡山県玉野市長　太田尚徴外三百二十一名提出
国道三号線中別府、中津両市間改修工事施行に関する請願
第五三九号　大分県別府市長　盛鉄一外十八名提出
曳隅川増田橋改築工事施行に関する請願
第五九二号　千葉県曳隅郡中川村長　江沢一哉外十四名提出
県道富山岐阜線中庵谷峠トンネル開さく工事施行等に関する請願
第五九八号　富山県婦負郡細入村長　水嶋梅太郎外十九名提出
ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願
第六〇三号　鹿児島市山下町教育会館内鹿児島地方労働組合評議会内　門口與志雄提出
余野川の災害土木助成工事施行に関する請願
第六六二号　大阪府池田市長　武田義三外二名提出
江部乙、雨竜両村間準地方費道の石狩川に架橋の請願
第七〇六号　北海道空知郡江部乙村長　松儀一男外十一名提出
豊平川架橋に関する請願
第七三〇号　北海道札幌郡篠路村長　大沼三四郎外十四名提出
北海道清水町、日高村間道路開さくに関する請願
第七四三号　北海道上川郡清水町長　西川與三外一名提出
兵庫県由良町河岸地盤沈下工事施行に関する請願
第七六一号　兵庫県津名郡由良町長　生子芳郎提出
府県道高知中村線中荒倉トンネル開さく工事促進に関する請願
第七八六号　高知市長　氏原一郎外二十三名提出
ルース台風による災害復旧応急費国庫補助の請願
第八二九号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
ルース台風によるり災者収容住宅増築の請願
第八三一号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願
第八三四号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
ルース台風による災害復旧の請願
第八三六号　熊本県知事　桜井三郎外一名提出
福岡県十籠線県道新設工事促進に関する請願
第八三九号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名提出
巨瀬川川尻開さく工事施行に関する請願
第八四〇号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名提出
筑後川改修工事施行に関する請願
第八四一号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名提出
第八四二号　福岡県粕屋郡志免町役場内粕屋町村長会内　占部伴蔵外二十三名提出

右五十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十六日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

揖保川改修工事促進に関する請願（第四二号）

請願者　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫

右の請願は

兵庫県揖保川は、現在中、下流が改修されているが、上流は一昨年一少部分改修されただけで、新宮町附近は最も危険な状態であつて、沿岸住民は毎日天候を憂慮して生活している実状であるから、工事費を増額して、すみやかに上流地区の工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧費国庫補助に関する請願（第四四号）

請願者　大阪府農能郡東能勢村長　西儀市外一名

右の請願は

大阪府東能勢村は、昭和十九年の風水害、同十年、同十三年、同二十三年の大水害により大損害を受けた上、去る七月十一日および同十五日の二度の大降雨により、耕地、家屋、橋の流出、人畜の被害もはなはだしい。この被害の原因は、根本的な対策がなされなかつたことによると思われるが、重なる惨害のため村財政にも、村民にも復旧能力がなく復旧は困難を極めているから、すみやかに国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鵜川、平取両村間道路改修促進等に関する請願（第七五号）

請願者　北海道勇拂郡鵜川村長　門山義雄外一名

右の請願は

鵜川市街を起点とし、平取市に至る鵜川右岸道路は、沿線の農林産物の運搬道路で、生産道路としての使命は全く大きいが大部分は、相当破壊されているので改修しなければならないが、村財政では到底改修することができないから、国費によつて改修されたい、また鵜川改修工事、鵜川橋永久橋架設工事を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

たい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道熊石八雲間進地方費道改修促進に関する請願（第七六号）

請願者　北海道爾志郡熊石村長　針谷為治外一名

右の請願は

北海道熊石・八雲間進地方費道は、道南地方における噴火湾と日本海とを最短距離で結ぶ、時間的ならびに経済的に極めて重要なる路線であるが、本路線中渡島檜山両支庁界は海抜約九百メートルの峠であり、しかも幅員狭く途中におけるバス、トラックの交換に支障を生じ運行上はなはだ不便であるから、すみやかに本路線の全面的改修工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県別府村別枝地すべり地帯防災工事促進に関する請願（第七七号）

請願者　高知県高岡郡別府村長　吉永輝喜外百五名

右の請願は

高知県高岡郡別府村大字別枝岩屋川上流に位する部落は、十数年以前地すべりの現象を呈し、その後毎年数回の降雨毎にますます拡大し漸次危険の度を加え憂慮にたえない状態である。また崩壊流出土砂は直接本流仁淀川に注ぎ下流の河岸を荒廃し、流域内三箇所の水力発電所および設備等の受ける災害もじん大であるから、すみやかに防災工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願（第七八号）

請願者　高知県土佐郡森村長　上田嚴雄外三名

右の請願は

高知県森村笹ノモトは、地盤軟弱のため地すべり、山崩れ等が発生し用水路、耕地、山林に被害を受け、さらに下流の河川はこれら土砂の流失が年々増加しつつあるから、家屋、耕地、用水路、山林等の安全保護のためすみやかに砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願（第七九号）

請願者　高知県高岡郡長者村長　大野年盛外十六名

右の請願は

高知県長者村地すべり地帯は、再度にわたる防災工事は破壊され、家屋、耕地等の被害は実にじん大であつて強固なる護岸、床固め、えん堤等の完成されないかぎり阻止できない状態にあるから、実情調査の上相応の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県大崎村宗津、大簸両地区砂防工事施行に関する請願（第八〇号）

請願者　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外十九名

右の請願は

高知県大崎村の北方を流れる宗津川上流にある宗津部落は、同川にえん堤がないため毎年所々崩壊し危険な状態にある。一朝有事の際は宗津部落はもとより下流の田村部落も危険にさらされ、また当村大簸部落も同様な状態に置かれるからすみやかに宗津、大簸両地区の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県加茂村御鉾谷一帯砂防工事施行に関する請願（第八一号）

請願者　高知県高岡郡加茂村長　吉村太郎

右の請願は

高知県加茂村御鉾谷一帯は、本年四月十三日の降雨直後、部落より約百メートルの上部斜面が崩壊し、さらに波状的に数連の亀裂を生じ危険な状態にある。ことに部落民は降雨時には他に避難をよぎなくされている現状である。雨量の多い同地方の実情に鑑みすみやかに防災工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江川川上流砂防工事施行に関する請願（第八二号）

請願者　高知県幡多郡江川崎村長　芝和外四十五名

右の請願は

高知県江川崎村地方はケイト台風により各所に被害を受け、とくに本村管内大字江川の山林は、江川流域に面し高さ二百五十メートル幅百メートルに地すべりを生じ以来徐々に地盤が降下しつつあり附近の耕地、民家、学校等は危険な状態に置かれているから、すみやかにこれが砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桐見川ゴロメキ砂防工事施行に関する請願（第八三号）

請願者　高知県高岡郡大桐村長　西森正樹外二十名

右の請願は

高知県大桐村桐見川字ゴロメキ地帯は一時地すべり停止の状態であつたが、最近またまた活発となり、ことにケイト台風に際して約六メートル平方の崩壊を見るに至り、今後大崩壊すれば、七町歩余の耕地を荒廃するばかりでなく、約五町下方の西浦部落五十戸および十数町歩の田畑を荒すばかりでなく河水のはんらん等その被害の及ぶところはじん大であるから、本年度においてこれが未然防止策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江差岩内線準地方費道開さくに関する請願（第一一四号）

請願者　北海道磯谷郡磯谷村長　吉田丑蔵外三名

右の請願は

準地方費道江差岩内線の一部島野村大字敷島より磯谷村大字北尻別村字東土場に通ずる道路は、沿線住民の多年の念願が実現して本年度より開さく工事が始められたが、本工事のすみやかなる完成を図るために、磯谷村側からも着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願（第一二八号）

請願者　北海道旭川市長　坂東幸太郎外三名

右の請願は

山岳公園として幾多の観光要素に富む国立公園大雪山の中腹、海抜千四百メートルの高山植物地帯（東旭川ペーパンより大雪山沼の平に至る間）に自動車道路を開設することによつて、最も容易に大雪山一帯の観光をなし得ることと、併せてその沿線数百町歩に及ぶ農耕適地の開発、数百万石の森林の搬出、無尽蔵な硫黄をはじめその他地下資源の採掘等を可能にし産業開発上の価値はじん大であるから、昭和二十六年度において是非とも本道路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願（第一四六号）

請願者　愛知県半田市議会議長　小栗衡平

右の請願は

特別都市計画事業に対する補助は、昭和二十五年当初のいわゆる五箇年再検討によつて決定されたのであるが、朝鮮動乱を起因とする物価上昇により当初の補助では到底実施不可能であるから、坪当り単価を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願（第一四七号）

請願者　愛知県半田市議会議長　小栗衡平

右の請願は

特別都市計画法第一條第三項の規定に基いて設定する土地区画整理委員会の委員定数は、同法施行規則第九條によつて戦災地域の地積をもつて規定せられているが、委員の任期はなんら規定されていないばかりか土地、区画整理委員の選挙にあつては、同法施行令第二十五條によつて非民主的な委員による代理投票を認めている現状であるから、本事業の施行に万全を期するため、委員の任期を制定するとともにこれが選挙方法をすみやかに改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定府県道三原呉線改修工事促進に関する請願（第一四九号）

請願者　広島県呉市長　鈴木術

右の請願は

指定府県道三原呉線は、三原市における国道二号線の分岐点よりおおむね国鉄三呉線と平行して海岸線を走り呉市において、国道三十二号線に連なる延々七十六キロにわたる重要な一大幹線であるが、本路線中、改修されているところは全体の三十パーセントにすぎず、他は幅員狭く急坂と曲折の連続であつて、今後改修すべき総事業費は六二億八千万円を必要とするが、差当つて昭和二十七年度において本路線中、最重要区間である呉市仁方町川尻町間六・一キロ、下野村安芸津間一・七キロ、忠海町大乗村間二キロを重点的に、すみやかに改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

朱太川切替工事施行に関する請願（第一五〇号）

請願者　北海道壽都郡樽岸村長　中村重次郎

右の請願は

北海道歌棄郡熱郛村と壽都郡樽岸村の境界を流れる準用河川朱太川は、壽都郡黒松内村奥地山脈に源を発し、延長四十キロ余で壽都湾に注ぐ河川であるが、本川の両岸は自然の状態に放置されているため、春秋二季の増水期には毎年定期的にはん濫し、沿岸住民の辛苦は言語に絶するものがあるから、この悪條件を克服して沿岸住民の窮地より救済するとともに一面においては農耕地を拡張して農家の経営を安定せしめるために、本河川中、河口上流四キロの地点から壽都湾に至る約一キロをすみやかに切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十二條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願（第一五三号）

請願者　北海道虻田郡倶知安町長　松実菱三

右の請願は

北海道倶知安地方における、ぼう大な未開発資源を開発し、広大な原野を開拓して農耕地とすれば、数百戸の入植が可能となるばかりでなく、当地方の産業振興に大きな寄与をなすことが明らかであり、また同地方に埋蔵されている全鉱脈は数十万トンといわれていながら、輸送不便のため放置されているから、（一）倶知安、赤井川間開発道路を開さくすること、（二）町費河川ポンクトサン川の改修工事を施行すること、（三）産業道路の改良工事を施行すること等の諸施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願（第一五四号）

請願者　北海道松前郡大沢村長　山木竹蔵

右の請願は

北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路の開さくは、国費をもつて昭和二十五年に着工されたのであるが、

現在わずか六分の一が施行されているにすぎず、沿線の豊富な水産資源の輸送に多大な支障となつているから、同地方の漁業振興および観光資源の開発のため、本年度も継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事継続施行に関する請願（第一五五号）

請願者　北海道松前郡福島町　長　工藤福次郎外一名

右の請願は

北海道福島町福島より岩部に至る延長八キロ余の道路は、同地方から渡島福島駅および漁港に通ずる唯一の路線で、沿線に同地方最大の生産高を持つ漁業地を控えているが、道路が不備のため、当地方の諸物資運搬や日常生活に幾多の不便と苦悩を伴い、ことに冬季においては人命を犠牲とする惨事や事故を余儀なくされているから、本年度も継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道四号線中一部改修工事施行に関する請願（第一五七号）

請願者　北海道岩内郡小沢村　長　大代與三郎

右の請願は

国道四号線中、北海道小沢村地内の区間は、隣村との堺にある稲穂峠および倶知安峠の地点が未改良のため自動車の通行に危険を感ずる状態にあるから、同地方の産業開発および交通発展のため、すでに実測を終了している同区間の改修工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道準地方費道入舸岩内線開さく工事施行に関する請願（第一五八号）

請願者　北海道古宇郡神恵内村　長　木村文忠

右の請願は

準地方費道入舸岩内線中、北海道神恵内村より大字珊内に至る約六キロの区間は、山嶽地帯のため殆んど道路の形態がなく、かろうじて歩行できる程度であつたので、昭和二十四年度に本路線の開さく工事に着工されたが、昭和三十一ないし二年度でなければ完成できないものと推定されている。しかるに同地方は豊富な水産資源に富み、各地よりの出漁根拠地として発展の途上にあるから、同地方発展のため、本村内区間を昭和二十七年度までに完成するよう継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美河、奥高見間道路開さく等に関する請願（第一五九号）

請願者　北海道三石郡三石町　長　広田時治

右の請願は

肥よくな農耕適地千余町歩と無限の林産資源を擁する北海道美河地域の開発を促進するため、（一）三石町字美河、静内郡奥高見間道路を新設すること、（二）三石町字稲見、荻伏村字上野間道路を新設すること、（三）三石川沿線道路の改良工事を施行すること等をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方費道江差瀬棚線中一部改修工事施行に関する請願（第一六一号）

請願者　北海道檜山郡泊村長　小笠原歳次郎

右の請願は

地方費道江差瀬棚線中、大澗、泊間および田沢、伏木戸間ならびに中崎、五厘沢間は、地理的條件のため、屈曲はなはだしく同地方の交通に多大の不利不便を與えているから、同地方の交通利便を図るため、右区間を直線道路に改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幌別川改修工事施行に関する請願（第一六四号）

請願者　北海道浦河郡浦河町　長　蠣崎敏雄外一名

右の請願は

幌別川は、日高山脈に源を発する流程五十キロの地方費河川で、当地方の農業にとつて重要な役割を果しているが、増水の折は、激流はん濫し、堤防の欠壊、耕地の流失等沿岸住民に多大の不安と災害を與えているから、同川に対する根本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

加茂川改修工事施行に関する請願（第二三六号）

請願者　岡山県苫田郡高野村　長　兒島剛外八十六名

右の請願は

岡山県苫田郡高野村、勝田郡広野村、河辺村ならびに津山市の地域を流れる加茂川は、吉井川の支流であつて、水源は遠く中国山脈に発し、津山市福岡で吉井川本流に合流しているが、本川流域の内高野村大字野より勝田郡勝加茂村大字樽に通ずる桜橋下流は平坦地であつて約八百町歩の耕地を有している。しかるにその川幅は狭いところは六十メートル、広いところは百二十メートルもあり、護岸は年々のこう水によつて大半破壊されたまま一時の間に合わせ策に止まつている現状であるから、民生安定のために抜本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

根知川上流砂防工事施行に関する請願（第二七四号）

請願者　新潟県西頸城郡根知村長　斎藤正重

右の請願は

根知川は、平均こう配三十分の一の急流で、かつ集水区域の山地は急しゆんで、しかも森林に乏しい岩盤露出地帯であるため、雨水のしん透、保有に適せず、加うるに県内有数の地すべり地帯を経過するため土砂の流出はなはだしく、年々こう水による被害は増大の一途をたどつているが、当根知村の財政では自力によつて防災対策の途を講ずることができない実状であるから、国費をもつて本川砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十六号線舗装工事促進に関する請願（第二七五号）

請願者　大阪府泉佐野市長　山本昇平外二十一名

右の請願は

大阪府泉佐野市地方は、大阪府南部に位するわが国屈指の重軽工業地帯であつて、多量の生産物は南海鉄道と貨物自動車等により近畿各地方はもちろん関東九州地方へ送り出されているが、南海鉄道が今次の戦争により損害をこうむり輸送能力も充分回復するに至つていないため、国道十六号線が唯一の交通路となつている。しかるに本道路は開通当時の砂利道のまま放置されているため、諸車のこうむる損傷や輸送力の減もう等の損害は多大であるから、本道路の舗装工事をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島、山形両県連絡道路中一部改修工事促進に関する請願（第二七九号）

請願者　福島県伊達郡茂庭村長　山田藤五郎外二名

右の請願は

福島県信夫伊達両郡茂庭村より山形県東置賜郡高畠町に通ずる飯坂高畠線は、福島、山形を結ぶ唯一の連絡道路として山形県は昭和七年から救農土木事業として高畑町より約十キロの改修工事を行い県界までその目的を達成し、福島県は残余約三キロにして県界に到達する予定であつたが大平洋戦争のため中断され、未だ諸車の運行不可能な状態にある。しかして本路線の完成は表裏日本を連絡しその経済交通上最も重要な使命を果し得るものと思われるから、すみやかなる完成を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小河川江花川改修工事施行に関する請願（第二八〇号）

請願者　福島県岩瀬郡長沼町長　中島治龍外六名

右の請願は

江花川はいわゆる自然河川であつて、屈曲はなはだしく、沿岸はほとんど無堤、わずかに災害の都度応急的工事を施した堤防が点在するにすぎない状態であり、一度出水を見るや濁流は河岸に激突してこれを崩壊し、またはあふれ出てその被害は例年じん大であるから、昭和二十七年度において本川の根本的改修工事を施すための予算処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川中流部河床しゆんせつ工事施行に関する請願（第二八一号）

請願者　千葉県東葛飾郡関宿町長　奥原俊雄外十一名

右の請願は

利根川中流部千葉県東葛飾郡関宿町より二川村、木間ヶ瀬村、川間村、野田市を経て福田村に至る間の本流は、連年のこう水流砂のため河床は全面的に高まり、川州は両岸随所に現出し、河川の荒廃はその極に達し、危険な状態にあり、一朝事の際の沿岸住民の被る損害はじん大であるから、すみやかに河床のしゆんせつ工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願（第二八二号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎

右の請願は

過般西日本全域を襲つた連日にわたる大雨により土木、耕地、林業および農林水産関係等にじん大な被害を受け、岡山県における被害総額は十数億円になんなんとする巨額に達する見込であり、地方財政の現況からこれが復旧費の支出にたえ得ない実情であるから、これら災害復旧に対してすみやかに高率の国庫補助の交付を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道漁地方費道江差岩内線中一部開さく工事促進に関する請願（第二八七号）

請願者　北海道岩内郡島野村長　工藤義三

右の請願は

北海道漁地方費道江差岩内線中、すでに今春より着工せられている島野村大字敷島内村当別川より磯谷村大字北尻別川字東工場に通ずる海岸路線の開さく工事は、地方産業の興隆、国富の増進のため関係住民等しくその完成を熱望しているから、すみやかなる本工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夕張市清水沢、鹿島間道路開さく工事継続施行等に関する請願（第二八八号）

請願者　北海道夕張市長　北島光盛外一名

右の請願は

夕張市清水沢、鹿島間道路は、年間約五十万トンの石炭を生産する夕張鉱業地帯の重要路線で、炭鉱の事業拡張および沿線の未墾地開拓に伴いその重要性は増大の一途にあるか

ら、すでに約半分の完成をみている本道の開さく工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川右岸姉体築堤工事施行に関する請願（第三六九号）

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治外二十名

右の請願は

北上川右岸姉体上流築堤工事は、現在中断されたままになつているが、村民の不安が大きいから本年度において完成するよう継続施行せられたい。なお同工事の延長として、すでに一部の調査を完了している姉体下流築堤工事についてもすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

火災による罹災者に住宅復興資金融資の請願（第三九九号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県は、最近における県下各地の火災によつて二百四十七戸の家屋を焼失しているが、これらの罹災者は融資を受けなければ住宅を復興できない実情にあるから、岩手県下の火災による罹災者に対し、住宅金融公庫法その他の方法により、住宅復興資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県入会地内上江橋架設工事継続施行に関する請願（第四四五号）

請願者　埼玉県入間郡川越市長　伊藤泰吉外三十六名

右の請願は

荒川、入間川の合流地点埼玉県入会地内の上江橋架設工事は、昭和十二年度に着工されたのであるが、戦争のため中断され今日まで放置されている。しかるに同橋は、県の東西を結ぶ重要路線として枢要な使命を持つているが、現在の仮橋は極めて危険なもので一度こう水となれば交通と絶状態となり、地方産業の発展はもとより沿道住民の不便がいちじるしいから、すみやかに同橋を完成するよう工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道三号線中別府、中津両市間改修工事施行に関する請願（第五三九号）

請願者　大分県別府市長　脇鉄一外十八名

右の請願は

国道三号線は、門司、鹿児島間を縦貫する東九州唯一の路線で、九州地方の産業開発と観光に極めて重要な使命を持つている。しかるに同路線中別府、中津市間区域の改修工事が一部を着工したまま中止されているため、別府市以北の区間は、せまいばかりでなく、急坂や屈曲がはなはだしく、最近の交通量増大に伴い、支障や不利不便が増加しているから、同区間の改修工事を建設省直轄の下にすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夷隅川増田橋改築工事施行に関する請願（第五九二号）

請願者　千葉県夷隅郡中川村長　江沢一哉外十四名

右の請願は

千葉県大多喜町より中川村に至る県道に架設されている夷隅川増田橋は、大多喜町より大原町に通ずる道路に接続する要路にあり、当地方の物資を東海岸に、また外房勝浦小湊方面の水産物を東京方面に搬出する自動車の往来がひん繁を極めているが、同橋は架設後三十五年余りを経ているため、腐朽はなはだしく、危険な状態にあるから、すみやかに増田橋の改築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道富山岐阜線中庵谷峠トンネル開さく工事施行等に関する請願（第五九八号）

請願者　富山県婦負郡細入村長　水腰梅太郎外十九名

右の請願は

県道富山岐阜線は、いわゆる表裏日本を結ぶ本邦屈指の重要縦貫幹線道路で、両地域の交通産業経済にとつて重要な役割を持つている。しかるにこの路線中の富山県婦負郡細入村地内庵谷峠は、延長四キロにおよぶ曲折、こう配の多い難所で、重要物資の輸送にいちじるしい支障を與えているから、同路線の国道編入を控え、同路線中の庵谷峠トンネル開さく工事をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願（第六〇三号）

請願者　鹿児島市山下町教育会館内鹿児島地方労働組合評議会内　門口與志雄

右の請願は

鹿児島地方におけるルース台風の被害は、ことの外じん大で、戦災から漸く立ち上りながら、連続数次に及ぶ台風の災害は、本地方民に決定的打撃を與え、その創いもいまだいえ

ないときに今回の台風にたたかれ、全国平均の半分に満たぬ地方民所得はさらに悲惨の度を加え、ぼう然自失施す術もない有様であるから、(一)災害復旧費の全額国庫負担、(二)起債の増額と平衡交付金の特別増加、(三)台風禍によるインフレ対策等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

余野川の災害土木助成工事施行に関する請願（第六六二号）

請願者　大阪府池田市長　武田義三外二名

右の請願は

余野川は、大阪北部を貫流する未改修の原始河川で、流域には池田市、箕面町、東能勢村の三箇市町村を控えている。しかるに地勢の関係で降雨時の災害を年々繰り返し、過去十箇年の被害総額は約五十億円に達し、去る七月の豪雨だけでも十数億円の被害をこうむつているから、沿線地方住民の災害を防止するため、同川に対する災害土木助成工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江部乙、雨竜両村間準地方費道の石狩川に架橋の請願（第七〇六号）

請願者　北海道空知郡江部乙村長　松儀一男外十一名

右の請願は

国道二十七号線と江部乙村、雨竜村間を結ぶ準地方費道は、雨竜村より函館本線に至る最短道路であり、札沼線鉄道中浦臼、沼田間撤去により一層その利用度は激増して生産物の運搬、医療、教育、文化等の上にも重要な道路であるが、本道路中石狩川に橋がないため現在渡船に依存し、しかも下は竜川の石狩川鉄橋より上流深川の鉄橋まで約三十キロにわたり橋がないため関係地帯住民の不利不便は言語に絶するものがあるから、本道路中石狩川架橋をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豊平川架橋に関する請願（第七三〇号）

請願者　北海道札幌郡篠路村長　大沼三四郎外十四名

右の請願は

豊平川の架橋に関しては、さきに期成会より請願の結果さいわいに採択となつたが、予算関係からいまだにこれが実現をみないため、石狩川右岸地区総合開発計画の遂行に大なる障害となつているから、すみやかにこれが実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道清水町、日高村間道路開さくに関する請願（第七四三号）

請願者　北海道上川郡清水町長　西川與三外一名

右の請願は

北海道清水町から日高村に達する延長約十里の日勝連絡道路の開さくは、単に日勝両地方のみでなく延いては本道の産業発達ならびに資源開発上最も重要なものであるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県由良町海岸地盤沈下工事施行に関する請願（第七六一号）

請願者　兵庫県津名郡由良町長　生子芳郎

右の請願は

兵庫県由良町は淡路の東南一角に位置し、前面には紀淡、播泉四州の連山を望み、豊富な鮮魚に恵まれた風光明びの地であるが、昭和二十一年十二月の南海地震以来海岸一帯は約一尺五寸余り沈下し、平常の満潮時にも海水が道路、家屋に浸入し、とくに江後船だまり附近は一箇月のうち戸内に海水を見ない日は七日で衛生上憂慮にたえない実状であるから、すみやかに海岸地盤沈下工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道高知中村線中荒倉トンネル開さく工事促進に関する請願（第七八六号）

請願者　高知市長　氏原一郎外二十三名

右の請願は

府県道高知中村線は、高知市と吾川、高岡、幡多の三郡とをつなぐ運輸交通の動脈であつて、昭和二十三年度より国庫補助をもつて改修工事を続けているが、本路線中に荒倉坂の難所があるため、運輸交通の一大障害となつているから、昭和二十七年度において残余工事費の全額を投じて荒倉トンネルを完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧応急費国庫補助の請願（第八二九号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

今次ルース台風によつて鹿児島県下の被害総額は、三百三十億円に達しているが、この被害のうち、応急的救済費あるいは応急復旧工事費に三十八億円の資金を必要とするが、各町村とも財政難でその月の支出にも事欠く実状であるから、災害復旧費として十億円程度をすみやかに融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災者収容住宅増築の請願（第八三一号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

今次ルース台風による家屋喪失のり災者は高潮による海岸線の住家、および風速六〇米の強風に耐えられなかつたバラック式の家屋であり、生業資材と家屋とを失つた人、あるいは生活程度の中位以下の人が多数を占めている。災害救助法により仮設収容家屋はり災家屋の一割程度が急造せられたが、この程度では収容しきれない実情であるから、これら貧民り災者のため特別の配慮により災害救助法による仮設収容住宅を五割程度増築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願（第八三四号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

ルース台風による鹿児島県の土木関係被害総額は、二十八億円に達しているが、今次災害の特質の一つは過年度災害の未完成工事箇所が因をなして災害を誘発しているから、今後本県のように毎年災害を受ける特殊地域に対しては継続工事施行期間を最小年限に短縮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧の請願（第八三六号）

請願者　熊本県知事　桜井三郎外一名

右の請願は

熊本県下における、ルース台風の天草、球磨両地域に與えた被害は、家屋の全、半壊および流失約四千、海岸堤防、道路、港湾施設の欠壊百箇所を超え、その惨状は前例のない深刻さで、被害額も三億円に達し、これが復旧は容易でない以上、数年来重なる被害のため、その復旧費はなはだ多額に上り、県財政の耐えるところでないから、政府援助の方途に関し格段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県十籠線県道新設工事促進に関する請願（第八三九号）

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名

右の請願は

福岡県浮羽郡より八女郡に通ずる国庫補助事業十籠線県道の新設については、昨年度実地測量も終り年次計画に基いて目下工事が進行しているが、完成まで相当の日数が予想されるから、地方開発のために本工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

瓦瀬川川尻開さく工事施行に関する請願（第八四〇号）

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名

右の請願は

福岡県浮羽郡の中央平たん部を東西に貫流する瓦瀬川は、曲折がはなはだしい上に急こう配のため、豪雨毎にはん濫し、毎年沿岸地帯に及ぼす被害はじん大であるから、本川全線の災害防除工事を施工するとともに下流筑後川に連なる放水路をすみやかに開さくせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

筑後川改修工事施行に関する請願（第八四一号）

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名

右の請願は

筑後川の上流福岡県浮羽郡地内は、目下堤防工事施行中であるが、未施行箇所があるため、こう水の度毎にはん濫し、下流地方にじん大な被害を與えているから、すでに敷地買収を完了している未施行箇所の改修工事をすみやかに着工せられたい。なお浮羽町大字古川放水路との分岐点および同放水路の堤防に対しても災害防除工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道宇美青柳線改修工事促進に関する請願（第八四二号）

請願者　福岡県粕屋郡志免町役場内粕屋町村長会内　占部伴蔵外二十三名

右の請願は

福岡県粕屋郡の中央部を南北に縦貫する府県道宇美青柳線は、同地方の経済および文化発展上の動脈であるが、こう配、カーブが連続している上、幅がせまく馬車の通行さえ困難な有様で、自動車の通行はほとんど不可能な状態であるから、同線の使命達成を円滑にするため、本線の改修工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第二号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法中一部改正に関する請願

第三七一号　宮城県議会議長　今野貞亮外七名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法中一部改正に関する請願（第三七一号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

右の請願は

連年にわたる災害復旧に伴い、地方公共団体の当該費用はばく大な額に達し、災害によるその他の損害とともに地方公共団体の財政は危機にひ

んしているから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第六條第一項の「十五万円」を「五万円」に、同條第三項中「二十メートル以内」とあるを「三十メートル以内」に改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五二号　北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願

第一六八号　岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願

第二五一号　不動産取引法制定に関する請願

第四〇〇号　火災により災町村に公営国庫補助庶民住宅建築資金追加割当の請願

第四六八号、第五二一号、第五六〇号　横須賀市追浜転換工場地区再接収中止に関する請願

第五二八号　福岡県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願

第七一五号　災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願

第七四一号　福岡市席田地内農地借上料増額に関する請願

第七八八号　ルース台風災害救済に関する請願

第八三三号　公共施設災害復旧費全額国庫負担に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第三号

北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願

第一五二号　北海道岩内郡前田村長　山本精一提出

岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願

第一六八号　岩手県耕地協会内　北太郎外一岩手県耕地協会内　北太郎提出

火災により災町村に公営国庫補助庶民住宅建築資金追加割当の請願

第四〇〇号　岩手県議会議長　村上順平提出

横須賀市追浜転換工場地区再接収中止に関する請願

第四六八号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外四名提出

第五二一号　神奈川県横須賀市議会議長　岡山八郎外四名提出

第五六〇号　神奈川県横須賀市横須賀商工会議所会頭　谷川武外四名提出

福岡県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願

第五二八号　福岡県小倉市長　浜田良祐提出

災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願

第七一五号　岩手県上閉伊郡遠野町砂場上閉伊郡町村会内　沼里末吉外十五名提出

福岡市席田地内農地借上料増額に関する請願

第七四一号　福岡市席田席田耕地整理組合内　中山市太郎外四名提出

ルース台風災害救済に関する請願

第七八八号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名提出

公共施設災害復旧費全額国庫負担に関する請願

第八三三号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願（第一五二号）

請願者　北海道岩内郡前田村長　山本精一

右の請願は

北海道大谷地せき止工事は、その完成によつて、百町歩の増田と既成水田六百町歩の水不足緩和が見込まれ、大きな期待をよせられているが、工費の点で行悩んでいるから、本工事の促進について格別の援助をせられたい。なお同地方は後志地方唯一の温泉地帯としてまた風光明びな観光地として知られているから、ニセコ観光道路の早期実現について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願（第一六八号）

請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県耕地協会内　北太郎

右の請願は

岩手県は、昭和二十二年のカザリン台風以来相次ぐ暴風雨によつて県下全般にいちじるしい被害をこうむり、耕地関係の復旧費だけでも二十六億七千万円に達している。しかるに政府は、本県に対する本年度国庫補助額を大幅に減額したため、県民は食糧増産の意欲を失い、耕作放棄等の社会不安も憂慮されているから、すみやかに本県に対する災害復旧工事費国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

火災により災町村に公営国庫補助庶民住宅建築資金追加割当の請願（第四〇〇号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県は、最近において県下に発生した火災によつて二百四十七戸の家屋を焼失しているが、これら災者の内にはその日暮しの生活困窮者もあるから、り災者救助のため、り災町村に対して、公営国庫補助庶民住宅建築資金を追加割当せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

横須賀市追浜転換工場地区再接収中止に関する請願（第四六八号、五二一号、五六〇号）

請願者　神奈川県横須賀市長　石渡直次君外四名

請願者　神奈川県横須賀市議会議長　岡山八郎外四名

請願者　神奈川県横須賀市横須賀商工会議所会頭　谷川武外四名

右の請願は

横須賀市は、旧軍港市転換法に基いて、平和産業都市建設のため努力中であるが、今回市内追浜転換工場地域の再接収が発表されたため、再建

途上の本市計画に重大な影響を與えている。万一今回の措置が実現されると、同地域所在の二十二会社は大きな経済的損失を蒙り、これら会社の従業員や家族は生活の根拠を失う結果となり、本市の民生および経済に多大の影響を與えるから、同地区の再接収を取り止めるよう善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願（第五二八号）

請願者　福島県小倉市長　浜田良祐

右の請願は

今次戦争のため強制実施した疎開跡中の都市計画用地を買収するため、小倉市に対し国庫補助額を増額するか、または特別の財源を附與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願（第七一五号）

請願者　岩手県上閉伊郡遠野町砂場上閉伊郡町村会内　沼里未吉外十五名

右の請願は

岩手県上閉伊郡内各河川の復旧工事は、昭和二十五年度に着工し、本年度も継続事業として鋭意完成に努力中であるが、本年度分国庫補助額がいまだに交付されず、関係町村は事業の経営に困難しているから、本年度工事費についても、昨年度同様全額国庫負担としてすみやかに交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡市席田地区農地借上料増額に関する請願（第七四一号）

請願者　福岡市席田席田耕地整理組合内　中山市太郎外四名

右の請願は

福岡市席田地内（板付飛行場用地）二百八十余町歩の田畑および宅地は席田耕地整理組合員六百余名の所有地であり、戦争中軍施設用地として強制的に使用され、終戦に伴い解約せられ僅少なる復旧費の交付を受けたのであるが、同年十一月再び占領軍に接収され、三百円程度の借上料が支給され二十三年度において九百円に増額となつたが隣地の政府事業の日本国有鉄道志免鉱業所の鉱害不毛田は反当り八千八百円より一万円、本市民営の蛭浜鉱業所鉱害不毛田は反当り九千円より一万円の鉱害補償金と比較するとわずかに十分の一に過ぎない実情であるから、生活の基盤である借上料の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風災害救済に関する請願（第七八八号）

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名

右の請願は

鹿児島串木野市は、ルース台風によつて、家屋の流出倒壊、農産物の浸水、宅地の流出、田畑の流出埋没等の大損害をこうむつたのをはじめ、串木港の護岸、島平、羽島、土川の防波堤、港湾施設、船舶等にじん大な被害を受け、住民は死活線上にあるから、適当な救済策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共施設災害復旧費全額国庫負担に関する請願（第八三三号）

請願者　鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

鹿児島県は、今次ルース台風によつて三百三十億円に達する大被害を受けたが、困窮した現在の町村財政では災害復旧費の地元負担はたえられないから、公共施設の災害復旧は全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第四号

不動産取引法制定に関する請願

第二五一号　東京都千代田区神田須田町一ノ七不動産取引法立法促進連盟本部内　藤川豊次郎

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

不動産取引法制定に関する請願（第二五一号）

請願者　東京都千代田区神田須田町一ノ七不動産取引法立法促進連盟本部内　藤川豊次郎

右の請願は

不動産の取引は、終戦後自由営業となつたため、無資力、無経験者がその取引に関係するようになり、法外の手数料を要求し、詐術的行為をもてあそび、悪質の所業は目にあまるようになつた。もしこのまま放置すれば、不動産界は正常な経済的軌道を逸脱して、国家経済の安定を根底より覆すおそれが充分あると考えられるので、不動産取引の厳正な取り締りを期するため、すみやかにその立法の実現を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二号　北海道道南地方の国道等整備に関する陳情

第一六号　国道十八号線改良工事施行に関する陳情

第三一号　越辺川外二河川改修工事促進に関する陳情

第六二号　災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

第一四二号　建築関係法令の整理統合に関する陳情

第一五一号　北上川柳津橋架替に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十六日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第一号

北海道道南地方の国道等整備に関する陳情

第一二号　北海道函館市長　宗藤大陸提出

国道十八号線改良工事施行に関する陳情

第一六号　京都府庁内京都府国道十八号線改修促進委員会内　俣野長蔵提出

越辺川外二河川改修工事促進に関する陳情

第三一号　埼玉県庁内越辺、都幾、高麗三川改修促進期成同盟内　松本倉治外十九名提出

災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

第六二号　群馬県議会議長　金子金八提出

建築関係法令の整理統合に関する陳情

第一四二号　東京都中央区銀座西三ノ一建築会館内日本建築学会長　伊藤滋外二名提出

北上川柳津橋架替に関する陳情

第一五一号　宮城県議会議長　今野貞亮提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十六日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

北海道道南地方の国道等整備に関する陳情（第一二号）

陳情者　北海道函館市長　宗藤大陸

右の陳情は

道南地方渡島半島は、水、鉱、林産等天然資源に富み、また、自然の風光美を形成して観光資源も大であるが、一面その地勢は道路交通の発達を妨げ、幅員狭く道面不整で道南の開発振興に重大な支障を與えているから、同地方の開発を促進するため、(一)国道四号線函館、長万部間の路面舗装の実施、(二)地方費道函館、仮法華線の拡築の実施、(三)地方費道福山、函館線を拡築改良等の諸施策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十八号線改良工事施行に関する陳情（第一六号）

陳情者　京都府庁内京都府国道十八号線改修促進委員会内

俣野長蔵

右の陳情は

国道十八号線は、京都市と北部丹波丹後両地方とを連絡する唯一の路線であるが、一部を除いて、幅がせまく、坂路、屈曲等が多いので関係地方民は、多年この国道の改良を熱望しているが、ことに、最近大型貨物自動車の交通が増大して、現在の状態では、到底国道としての機能を発揮し得ないばかりでなく交通事故の起ることが憂慮される実状であるから、本国道の改良工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

越辺川外二河川改修工事促進に関する陳情（第三一号）

陳情者　埼玉県庁内越辺、都幾、高麗三川改修促進期成同盟内　松本倉治外十九名

右の陳情は

埼玉県下越部、都幾、高麗三川流域はいずれも無堤箇所が各地に点在し、また、有堤部も堤位が低い所が多く、その上各河川とも水路屈曲はなはだしいため、小量の降雨にも満水し、年々数回こう水の被害を受け、農作物の減収の苦汁を受け、時には人命の犠牲さえ生れ、沿岸民は常に水害から受ける不安が去らない状態であるから、積年の災害を除去し、沿岸住民の福利を増進するため越部、都幾、高麗三川の改修工事もすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情（第六二号）

陳情者　群馬県議会議長　金子金八

右の陳情は

群馬県における災害総額六十八億三千六百万円のうち、現在までに着工したものは四十億万円約五十八パーセントでようやくその半を出たに過ぎず、きたるべき渇水期を利用して最少限三億万円の工事に着手したいから、県民の福祉と民生安定のため、国庫補助増額の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

建築関係法令の整理統合に関する陳情（第一四二号）

陳情者　東京都中央区銀座西三ノ一建築会館内日本建築学会長　伊藤滋外二名

右の陳情は

建築物に関する法的規制は、昭和二十五年従来の旧市街地建築物法に変つて建築基準法が、建築士法と相まつて制定され、わが国の建築物および建築工事に関する法的体系が整備された。しかるに建築物が国民生活のあらゆる部門に直結するため、消防法、労働基準法、旅館業法、医療法等多くの法令中に建築物に関する規制があわせて施行されて、その内容が混交重複し、いたずらに混乱を生じている実情であるから、建築物そのものに当然要求される本質的な規定は建築基準法に統一されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川柳津橋架替に関する陳情（第一五一号）

陳情者　宮城県議会議長　今野貞亮

右の陳情は

柳津橋は三陸沿岸縦貫道路の北上川に架した重要な橋であるが、現在この橋の上流堤防はかさ上げ工事のため、現橋は堤防面より低くなり当然架け替えの要がある上、老朽はなはだしい状態にあるから、この際北上川改修の附帯工事として実施し、現橋の位置における川幅よりも狭く、屈曲部もない、上流宮城県本吉郡柳津町市街地と同県登米郡豊里町とき波字白鳥間に変更され、関係住民多

年の要望を実現するとともに、橋名をこの橋の使用を表現するよう、三陸橋と改称せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十二号参照〕

審査報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堂森　芳夫　大野　幸一
荒木正三郎　若木　勝藏
高橋　道男　矢嶋　三義
加納　金助　山本　勇造
岩間　正男　木内キヤウ
高良　とみ　木村　守江

要領書

一、委員会決定の理由

本法案は、本文部委員会全員の発議によるものであつて、去る第十国会において、同じく本委員が発議した「文化財保護法」（昭和二十五年、法律第二百十四号）の一部を改正しようとするものである。改正の要旨は、(1)京都国立博物館及び奈良文化財研究所の新設(2)国宝その他重要文化財の所在の変更について、現在の事後の届出制を事前届出制に改めたこと(3)都道府県の教育委員会について、文化財保護行政に関する規定を整備して、その権限と責任を拡大したこと(4)国宝又は重要文化財の国に対する優先的売渡申出に対する国の買取通知期間を二十日から三十日に延長したこと(5)文化財保護委員会事務局の所掌事務に関する規定及び国有財産法との調整規定を整備したこと(6)国宝及び重要文化財の修理等について国から補助金、負担金を受けた者又はその相続人等がこれらのものを有償で譲渡する場合国に返納すべき納付金に関する規定について整備を加えたこと等の諸点である。

昨年、文化財保護法が公布施行され、ほぼ一年にわたる運営の結果、これら諸点について改正の必要が感ぜられたので、本委員会は全会一致をもつて可決すべきものと決した。

二、事件の利害得失

本法案によつて、中央及び地方における文化財保護行政の進捗を円滑にし、文化財の保存と活用において国民に対し、格段の利便を與える利益がある。

三、費用

本法案施行の準備費用として、約一一四万円を昭和二十六年度補正予算案に計上済みである。

審査報告書

博物館法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

若木　勝藏　木内キヤウ
駒井　藤平　矢嶋　三義
平岡　市三　加納　金助
岩間　正男　荒木正三郎
高良　とみ　堂森　芳夫

要領書

一、委員会の決定の理由

社会教育法の制定に引続いて図書館法が制定され、公民館・図書館等による社会教育活動が著しく促進されつつあるが、本法の制定によつて、公私立博物館に法的根拠が與えられることは、社会教育関係法の整備の上からも、またその教育活動の十全を期する上からも、極めて妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

本法の制定により博物館が整備充実され、視聴覚教育による社会教育が振興される利益がある。

三、費用

本法施行に伴う経費は四十万円であるが二十六年度予算に計上ずみである。

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉柳　實　秋山俊一郎
櫻内　義雄　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は漁港管理者の指定及び漁港管理会委員の選定に関する手続を簡素にする外北海道における漁港施設に対する国の負担金又は補助金の率を引上げる改正で適当と認める。

二、事件の利害得失

漁港の維持管理に必要な手続を簡素にし経費の節減を図るとともに北海道における漁港施設を速やかに整備する利益がある。

三、費用

本法施行のため特別の費用を必要としない。

審査報告書

裁判所職員臨時措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　岡部　常
中山　福藏　長谷山行毅
一松　定吉　鬼丸　義齊

要領書

一、委員会の決定の理由

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員は、国家公務員法の附則によつて、本年十二月三十一日までを限つて一般職に属する職員とする旨規定せられているので、去る第十回国会において国家公務員法第二條を改正して、明年一月一日以降はこれを特別職に属する職員とする旨を明確にした。

従つてこれらの職員に対する人事行政上の根本基準を定めるための法律を制定する必要があるが、国家公務員法等人事関係の法令の改正の議もあるので、これら法令の改正と歩調を合せて充分研究の上立法することとし、暫定的に国家公務員法等従来これらの職員に対して適用してきた法律の規定中、その性質上不適当と認められるものを除いた部分を、これらの職員について準用しようというのが本法案の趣旨である。

裁判所職員の人事行政の根本基準を定める法律は、慎重に検討した上制定する必要があるので、さし当りこのような臨時的な措置を採ることは、やむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の、一般職から特別職への切替を円滑に行い、これら職員の人事行政上支障なきことを期する上において、若干寄與するところあるものと思料せられる。

三、費用
本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書
外務省設置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十二日
内閣委員長　河井彌八
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
竹下　豐次　楠瀬　常猪
三好　始　楠見　義男
松平　勇雄　瀋淵　春次
横尾　龍　山花　秀雄
館　哲二　郡　祐一
三浦　辰雄　カニエ邦彦
栗栖　赳夫

要領書
一、委員会の決定の理由
平和條約の調印に伴い、外務省の所掌事務の内容に変更を生じたため、新たに外務省設置法を制定しようとすることは妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
本法案による機構の改革は、必ずしも、事態に即応した措置であるとは認め得ないが、将来の正式の外交再開に備えて一応事務の遂行に対処することができる。
三、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
関税法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十一日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
森　八三一　山本　米治
松永　義雄　伊藤　保平
小宮山常吉　黒田　英雄
田村　文吉　野溝　勝
大矢半次郎　小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、平和條約の締結に伴い、関税法、関税定率法及びとん税法の適用地域を整備し、外国とみなされる地域で生産された物品に対しては当分の間輸入税を免除し、又新聞用紙に対して昭和二十七年三月三十一日まで輸入税を免除しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
関税法規の適用地域を明確にし、且つ、新聞用紙の需給を円滑ならしめ得る利益がある。
三、費用
この法律の施行のため、別に費用を要しないが、新聞用紙を昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日まで無税とした場合約六千六百万円の輸入税収入減となる見込みである。

審査報告書
輸出信用保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十二日
通商産業委員長　竹中　七郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
廣瀬與兵衞　中川　以良
古池　信三　松本　昇
加藤　正人　山川　良一
島　清　小松　正雄
片岡　文重　境野　清雄
栗山　良夫　油井賢太郎
西田　隆男

要領書
一、委員会の決定の理由
輸出貿易振興と原料獲得のため東南アジアと南米諸国に対するプラント輸出を促進する必要があるが、その代金を回収する迄における買手の破産、支拂義務の履行遅滞のような信用危険を、本改正に基き国営の保険により救済する制度を設けることは、その目的を実現するために概ね適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本改正法案によつてプラント輸出に当る輸出業者及びひいては製造業者も、受取代金の長期分割拂いなどに基く各種の信用危険をカヴァーされるので右に関する主な不安を除去できるのでその輸出振興を期し得る利益がある。
三、費用
輸出信用保険特別会計の資本金を増額するため、とりあえず昭和二十六年度補正予算において一般会計から十億円の繰入れを行う。

審査報告書
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十二日
通商産業委員長　竹中　七郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
境野　清雄　油井賢太郎
山川　良一　片岡　文重
島　清　小松　正雄
加藤　正人　松本　昇
古池　信三　中川　以良
廣瀬與兵衞　栗山　良夫
西田　隆男

要領書
一、委員会の決定の理由
中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため現行法を改正して、保険に基く一件当りの貸出額を増大し、指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証につき政府が再保険を行う制度を設けることは、大体において適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
中小企業者の一件当りの借受額が増大し、指定法人の保証を政府が再保険することにより、担保力が増加することは、共に当該融資を円滑にする上に利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
地方税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十四日
地方行政委員長　西郷吉之助
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
岩沢　忠恭　高橋進太郎
石村　幸作　石川　清一
安井　謙　岡本　愛祐
中田　吉雄　岩木　哲夫
小笠原二三男　林屋龜次郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は地方税法に差当り必要な最小限度の改正を加え、もつてその適正な運用を期しようとするものであつて、市町村民税の法人税割及び法人の事業税については、税額の二分の一以内の額について三月を限度としてその徴収の猶予を認め、附加価値税については慎重な検討を必要とすることに鑑み、これについて結論を得るため届出期限等を昭和二十七年三月三十一日まで延期する等の改正を加えんとするものであつて、その内容は概ね適当と認め、全会一致をもつて可決した。

二、事件の利害得失
本法律の実施により地方税の適用につき、利便を増し、徴税の適正を期することができる。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十四日
地方行政委員長　西郷吉之助
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
岩沢　忠恭　高橋進太郎
石村　幸作　石川　清一
安井　謙　岡本　愛祐
中田　吉雄　岩木　哲夫
小笠原二三男　林屋龜次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は地方財政平衡交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合において、これによつて生ずべき交付金額の差異はその年度または翌年度においてこれをその地方団体の基準財政需要額または基準財政収入額に加算または減額する方法等によつて調整することに改めようとするものであつて、その内容は概ね適当と認め、全会一致をもつて可決した。
二、事件の利害得失
本法律の実施により地方財政平衡交付金の運用につき利便を増し、且つその適正を期することができる。
三、費用
別に費用を要しない。

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。
第一八号　陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願
第六三号　洋紙の物品税撤廃に関する請願
第六四号、第六五号、第一四五号、第一四六号、第二一三号、第四七三号、第六一四号　たばこ小売の利益率引上げに関する請願
第六九号　北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願
第一〇八号、第四三一号、第四七四号　水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願
第一二三号　運動用品の物品税免税点設定に関する請願
第二六二号、第四七五号　漆器の物品税撤廃に関する請願
第二九〇号　呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願
第三四七号　児童乗物の物品税撤廃に関する請願
第三九八号　岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願
第四六〇号　金庫、手提金庫の物品税撤廃に関する請願
第四八〇号　満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
第五四七号　戰災復興土地区画整理のための清算金および用地補償金に対する所得税免除の請願
第五八六号　法人税分割納付に関する請願
第六〇〇号　織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願
第六七七号　漁業に対する課税改善の請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十六年十一月十五日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願
第一八号　愛知県瀬戸市晦原町一ノ八瀬戸商工会議所会頭　長谷川正博外三名提出
洋紙の物品税撤廃に関する請願
第六三号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一〇日本洋紙会内　中島慶次提出
たばこ小売の利益率引上げに関する請願
第六四号　兵庫県豊岡市大開通一五一豊岡煙草商業協同組合理事長　藤井千太郎外四十二名提出
第六五号　和歌山県田辺市上屋敷町一田辺煙草商業協同組合内　山本孫一郎外二十一名提出
第一四五号　名古屋市東区櫃木町三ノ六名古屋東たばこ販売協同組合理事長　小川銈一提出
第二二三号　兵庫県洲本市外通町乙四八ノ一　服部重之外四十三名提出
第四七三号　和歌山県田辺市南新町一四四　横矢竹四郎外二十名提出
第六一四号　兵庫県西宮市津門大箇町九〇西宮煙草商業協同組合理事長　松原丑松外二十八名提出
北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願
第六九号　北海道旭川市長　坂東幸太郎提出
水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願
第一〇八号　長崎県大村市枯出津郷七九六長崎県澱粉協同組合理事長　谷川広治提出
第四三一号　北海道旭川市大町六ノ一四北海化学産業株式会社取締役社長　堅田市太郎外一名提出
第四七四号　高知市若松町一〇〇合資会社四国水飴工業所内　橋田鶴亀提出
運動用品の物品税免税点設定に関する請願
第一二三号　荒川区日暮里町二ノ二九九　永田忠一外五名提出
漆器の物品税撤廃に関する請願
第二六二号　福島県若松市長　横山武外二十五名提出
第四七五号　香川県高松市北古馬場町一四香川県漆器工業協同組合理事長　森繁治外十四名提出
呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願
第二九〇号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
児童乗物の物品税撤廃に関する請願
第三四七号　東京都荒川区南千住五ノ一三七全国児童乗物工業連合会内　阪上虎太郎提出
岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願
第三九八号　岩手県議会議長　村上順平提出
金庫、手提金庫の物品税撤廃に関する請願
第四六〇号　東京都中央区西八丁堀二ノ五全国金庫業連合協議会内　佐川筒仮次外一名提出
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
第四八〇号　大阪市生野区猪飼野西四ノ九七　大山好夫外六十一名提出
織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願
第六〇〇号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助提出
漁業に対する課税改善の請願
第六七七号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

右二十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願（第一八号）

請願者　愛知県瀬戸市陶原町一ノ八瀬戸商工会議所会頭　長谷川正博外三名

右の請願は

陶磁器製品は、日常生活の必需品としてその需要は極めて広範に亘つているが、これに課せられている物品税が不合理であるため、国民生活を窮迫に陥れ、一方原料および燃料等は最近いちじるしい値上りを示し、生産原価の騰貴をきたしているから、陶磁器製品に対する物品税を撤廃または改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洋紙の物品税撤廃に関する請願（第六二号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一〇日本洋紙会内　中島慶次

右の請願は

昭和二十四年十月以来紙の物品税撤廃に関し再三陳情の結果、昭和二十六年一月に至りようやく板紙および和紙に対する課税が廃止されたが、最も大衆的でしかも需要の多い洋紙に五パーセントの課税を残したことは、国民生活の向上とわが国製紙産業の発展を阻害するものであるから、すみやかに洋紙の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ小売の利益率引上げに関する請願（第六四号、第六五号、第一四五号、第二二三号、第四七三号、第六一四号）

請願者　兵庫県豊岡市大開通一五一豊岡煙草商業協同組合理事長　藤井千太郎外四十二名

請願者　和歌山県田辺市上屋敷一田辺煙草商業協同組合内山本孫一郎外二十一名

請願者　名古屋市東区橦木町三ノ六名古屋東たばこ販売協同組合理事長　小山銈一

請願者　兵庫県洲本市外通町乙四八ノ一　服部重之外四十三名

請願者　和歌山県田辺市南新町一四四　横矢竹四郎外二十名

請願者　兵庫県西宮市津門大箇町九〇西宮煙草商業協同組合理事長　松原丑松外二十八名

右の請願は

煙草小売人の利益率は、本年四月にピース七分五厘、光、桃山八分に引き上げられ、他は昭和二十四年に改正されたままである。しかるに煙草小売人は、諸経費の値上げによつて、営業費は増大する一途で窮状にあるから、煙草小売人の利益率を戦前の一割に復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願（第六九号）

請願者　北海道旭川市長　坂東幸太郎

右の請願は

政府は、現下の一般企業者の金融難打開のため、国民金融公庫機関の整備拡充を企図されているが、従来北海道における公庫事務は札幌一箇所のみで地理的にみても不利不便が多いから、今回の整備拡充を機会に本道の中央部に位する旭川市に国民金融公庫事務所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願（第一〇八号、第四三一号、第四七四号）

請願者　長崎県大村市枯出津郷七九六長崎県澱粉協同組合理事長　谷川広治

請願者　北海道旭川市大町六ノ一四北海化学産業株式会社取締役社長　堅田市太郎外一名

請願者　高知市若松町一〇〇合資会社四国水飴工業所内　橋田鶴亀

右の請願は

水あめ、ぶどう糖の物品税は業態事情からくる完全徴收の困難性、脱税業者の不完全設備に基因する国民保健に及ぼす影響、大切な外貨が節約できること、国内資源で賄える甘味給源の需要減退ならびに食料品に課税する不合理および、農業政策的見地等のいずれより見ても、極めて悪税であるから、政府はすみやかに実情を調査して全廃を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

運動用品の物品税免税点設定に関する請願（第一二三号）

請願者　荒川区日暮里町二ノ二九九　永田忠一外五名

右の請願は

わが国において健全なスポーツの振興発展こそ戦後のたい廃した国民の資質向上に貢献するところじん大であると思われるが、これらスポーツに要する用具に対しては戦時中不急、不用品の生産抑制としやし品を対象として設定された物品税が今日なお賦課されていることは遺憾であるから、これら運動用品に対する物品税の免税点を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漆器の物品税撤廃に関する請願（第二六二号、第四七五号）

請願者　福島県若松市長　横山武外二十五名

請願者　香川県高松市北古馬場町一四香川県漆器工業協同組合理事長　森繁治外十四名

右の請願は

国民生活の必需品である実用漆器が、現行物品税の対象であることは、大衆生活に圧迫を加え、同時に漆器生産業者の経営困難を増大し企業の維持、技術の保存さえ案ぜられる現状であるから、漆器の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが

実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願（第二九〇号）

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名

右の請願は

呉市が、その立地條件において旧軍港都市の形態から完全に脱却して平和産業都市として更正するためには、旧軍用施設を有効適切に利用する必要があり、一方当市には常時約二万の失業者を抱えているから、これらの市民を救済するとともに、すでに適用を受けている旧軍港市転換法の効果を充分に発揮するため、旧軍港海面ならびに旧軍用施設の開放または返還について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童乗物の物品税撤廃に関する請願（第三四七号）

請願者　東京都荒川区南千住五ノ一三七全国児童乗物工業連合会内　阪上虎太郎

右の請願は

乳母車、三輪車等の児童乗物は、母親の労力通減と児童の保健衛生の見地より、いまや生活必需品となつているが、これらに対する現行免税点は業界の発展をはばんでいるから、この際児童乗物に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願（第三九八号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県は、今春来県下各地に発生した火災によつてじん大な被害を蒙り、最近におけるものだけでも雫石町の百六十戸を始め、侍浜村の二十戸、遠野町の七戸、見前村の三十戸、綾織村の三十戸等、他県に例を見ない災害を受け、その上昭和二十二年以降の大水害によつて、本県の財政は困難を極めているから、本県のり災民救助のため、農山漁村に長期事業資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金庫、手提金庫の物品税撤廃に関する請願（第四六〇号）

請願者　東京都中央区西八丁堀二ノ五全国金庫業連合協議会内　佐川管飯次外一名

右の請願は

タイプライター、レヂスター、計算器およびスチールキヤビネツト等が事務家の必要かくべからざるの事務用器であると同様に金庫もまた事務家には、必要不可欠の事務用器であるが、需要先が、官庁、銀行、会社等の担税力を有している富有階級であるという理由で課税対象となつていることは同じ事務用器である、タイプライター、レヂスターならびにスチールキヤビネツト等が免税の特点を有することと比較して不合理であるから、金庫に対する物品税撤廃もしくは減税の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願（第四八〇号）

請願者　大阪市生野区猪飼野西四ノ九七　大山好夫外六十一名

右の請願は

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したものでも終戦当時満四十五歳以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時満四十五歳に満たない者は受給資格がないということは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対して受給資格を附與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願（第六〇〇号）

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助

右の請願は

昭和二十一年九月一日、従来一割五分であつた絹人絹、毛織物等の織物消費税が四割に引き上げられた際、政府はその日現在における販売業者手持量に対し、引上税差額をストツク課税として徴収したが、消費税が廃止された現在、廃止に伴う生産業者ならびに販売業者の在庫品に対する損失は当然補償すべきものであるから、廃止実施日（昭和二十五年一月一日）現在における在庫品に対して、廃止税額に相当する金額を関係業者に交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業に対する課税改善の請願（第六七七号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村上敏三外六名

右の請願は

漁業に対する課税改善のために、(一)徴税目標達成のための割当課税的方法を改めること、(二)不漁の場合の課税保護の制度を設けること、(三)漁業経営費の決定にあつては予め漁業経営費査定基準を漁業者側の意見を徴した上で作成しておきこれによられること、(四)自家労働に対する対価を経費として認めること、(五)漁業を附価々値税の対象としないこと、(六)青色申告の帳簿様式を簡易化すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五一号　たばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情

第七八号　水あめの物品税撤廃に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

たばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情

第五一号　名古屋市東区橦木町三ノ六名古屋東たばこ販売協同組合理事長　小川銈一提出

水あめの物品税撤廃に関する陳情

第七八号　鹿児島県鹿屋市北田町八、二〇九ノ一〇鹿屋商工会議所会頭　上松栄吉提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

たばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情（第五一号）

陳情者　名古屋市東区橦木町三ノ六名古屋東たばこ販売協同組合理事長　小川銈一

右の陳情は

たばこ小売人に対し、（一）生活水準の高騰に伴いたばこ利益率を戦前の一割に引き上げること、（二）規定店舗設備に限り、消却固定資産税を免除すること、（三）所得税に対したばこ小売人の必要経費を大、中、小、都市、および町、村の五段階位に区分すること、（四）半強制的販売をしないよう考慮すること、（五）住民税に対する所得税割を撤廃するか、または本税所得税の必要経費に加算すること等を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水あめの物品税撤廃に関する陳情（第七八号）

陳情者　鹿児島県鹿屋市北田町八、二〇九ノ一〇鹿屋商工会議所会頭　上松栄吉

右の陳情は

物品税は、いやしい品および準いやしい品に対し消費規制を目的として課せられたが、生産の向上から逐次廃止されて、現在では約半数しか残されていない。しかるに水あめは、その原料である甘しよ、でん粉、共に統制がはずされて、生産量が増大し、砂糖不足を補う甘味料として欠くことのできない食料必需品となつているのに、物品税の対象より除外されないのは不当であるから、水あめに対する物品税を撤廃されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六七号　荒川横堤による被害除去の請願

第二七六号　地すべり砂防工事予算の実現に関する請願

第八七三号　北海道厚岸本町、真龍町間に架橋の請願

第八七四号　県道長岡桂谷線改良工事費国庫補助に関する請願

第八七五号　魚野川多聞橋下流地区改修工事施行に関する請願

第八七六号　上郡、三石両駅間船坂村栗原踏切改築に関する請願

第八七七号　土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願

第九二四号　熊本県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願

第九五五号　ルース台風による災害復旧対策措置の請願

第九八九号　幌別川切換工事施行に関する請願

第九九〇号　指定府県道高知中村線中名古屋トンネル開さくに関する請願

第九九七号　産業補助施設道路に関する請願

第一〇三三号　房総半島西部幹線道路中一部改修工事継続施行等に関する請願

第一〇四一号　ルース台風による災害復旧対策に関する請願

第一〇七一号　清水、直江津両市間道路中一部改修工事施行に関する請願

第一〇七四号　吉野川改修工事等促進に関する請願

第一〇七五号　指定府県道長野甲府線中臼田橋架替に関する請願

第一〇八二号　愛媛県川之江町の防潮堤防築設に関する請願

第一一〇九号　ルース台風による災害復旧対策に関する請願

第一一一〇号　久慈川改修工事施行に関する請願

第一一一二号　不動産取引法制定に関する請願

第一一二一号　支笏湖を中心とする観光産業道路開さくに関する請願

第一一二二号　札幌市、千歳町間および千歳町、支笏湖間道路舗装工事施行に関する請願

第一一四二号　千葉県外房海岸道路改修工事促進に関する請願

第一一五二号　ルース台風による災害復旧に関する請願（十八通）

第一一五三号　ルース台風による災害復旧に関する請願（八通）

第一一五四号　愛媛県鎌村海岸護岸工事費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第五号

荒川横堤による被害除去の請願

第一六七号　埼玉県議会議長　関根憲治提出

地すべり砂防工事予算の実現に関する請願

第二七六号　新潟県庁内新潟県治水砂防協会内　小笠原九一外七名提出

北海道厚岸本町、真龍町間に架橋の請願

第八七三号　北海道厚岸郡厚岸町長　土岐紀文提出

県道長岡桂谷線改良工事費国庫補助に関する請願

第八七四号　新潟県古志郡太田村長　佐藤重提出

魚野川多聞橋下流地区改修工事施行に関する請願

第八七五号　新潟県南魚沼郡浦佐村長　町田庄一郎外十九名提出

上郡、三石両駅間船坂村栗原踏切改築に関する請願

第八七六号　兵庫県赤穂郡船坂村長　古谷実外二十三名提出

土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願
第八九七号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦提出
熊本県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願
第九二四号　熊本県天草郡本渡町天草総合開発協会内　吉田重延外十九名提出
ルース台風による災害復旧対策措置の請願
第九五五号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
幌別川切換工事施行に関する請願
第九八九号　北海道枝幸郡枝幸町長　高田照外一名提出
指定府県道高知中村線中名古屋トンネル開さくに関する請願
第九九〇号　高知県高岡郡戸波村長　矢野武章外二十九名提出
産業補助施設道路に関する請願
第九九七号　東京都中央区銀座東八の一九日本鉱業協会長　新海英一外一名提出
房総半島西部幹線道路中一部改修工事継続施行等に関する請願
第一〇三三号　千葉県君津郡湊町長　高梨三郎外十八名提出
ルース台風による災害復旧対策に関する請願
第一〇四一号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県町村議会議長会内　井口秀夫提出
清水、直江津両市間道路中一部改修工事施行に関する請願
第一〇七一号　新潟県議会議長　西川弥平治提出
吉野川改修工事等促進に関する請願
第一〇七四号　徳島県名西郡藍畑村長　米沢直太外十七名提出
指定府県道長野甲府線中臼田橋架替に関する請願
第一〇七五号　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎外三名提出
愛媛県川之江町の防潮堤防築設に関する請願
第一〇八二号　愛媛県宇摩郡川之江町長　星川鳳一外一名提出
ルース台風による災害復旧対策に関する請願
第一一〇九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
久慈川改修工事施行に関する請願
第一一一〇号　茨城県久慈郡太田町茨城県久慈川改修期成同盟会内　武藤常介提出
支笏湖を中心とする観光産業道路開さくに関する請願
第一一二一号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名提出
札幌市、千歳町間および千歳町、支笏湖間道路補装工事施行に関する請願
第一一二二号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外九名提出
千葉県外房海岸道路改修工事促進に関する請願
第一一四二号　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外六十七名提出
ルース台風による災害復旧に関する請願（十八通）
第一一五二号　愛媛県越智郡菊間町長　兵田弘市外十九名提出
ルース台風による災害復旧に関する請願（八通）
第一一五三号　愛媛県越智郡宮浦村長　菅芳信外四十一名提出
愛媛県鏡村海岸護岸工事費国庫補助に関する請願
第一一五四号　愛媛県越智郡鏡村長　多和忠弐提出

右二十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

荒川横堤による被害除去の請願（第一六七号）

請願者　埼玉県議会議長　関根憲治

右の請願は荒川流域は、多数の横堤が各所に築造されているため、こう水時には流域一帯が遊水地となり、田畑の被害はじん大であるから、当局は横堤による被害を除去するため適当な施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地すべり砂防工事予算の実現に関する請願（第二七六号）

請願者　新潟県庁内新潟県治水砂防協会内　小笠原九一外七名

右の請願は最近全国各地に地すべりが起り多大の人命、財産が失われている。しかして新潟県における地すべりは全国でも最も広範囲にわたり、加うるに年々ばく大な雪害を受けます〳〵苦難に陥つているから、昭和二十七年度より地すべり砂防対策費を新たに設置し、これが予算処置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚岸本町、真竜町間に架橋の請願（第八七三号）

請願者　北海道厚岸郡厚岸町長　土岐紀文

右の請願は北海道厚岸本町、真竜町間の要路に当る水路六百メートルは、現在渡船連絡によつて通行しているが、風雨雪の際は波浪洗水等のため交通不能となることがしばしばで地方開発の一大障害となつているから、該地方住民積年の願望である本水路にすみやかに橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道長岡桂谷線改良工事費国庫補助に関する請願（第八七四号）

請願者　新潟県古志郡太田村長　佐藤重

右の請願は県道長岡、桂谷線改良工事は、新潟県古志郡太田村外四箇村にとつて唯一の交通運輸路線としてその必要性が認められ、昭和二十四年度同二十五年度に約千メートルが実施され、同地方の住民に多大の利益と福祉をもたらした。しかるに第三期工事として予定されている約五百八十メートルの改良工事は、予算の関係で約百二十メートルの工事が予定されているのみであるから、同工事の進ちよくを図るため、同工事に対して国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚野川多聞橋下流地区改修工事施行に関する請願（第八七五号）

請願者　新潟県南魚沼郡浦佐村長　町田庄一郎外十九名

右の請願は

信濃川の支流である魚野川は、源を遠く上越国境に発し南魚沼盆地を貫流して北魚沼に至つているが、これに架る多聞橋より下流左岸約六百メートル、右岸約二百メートルに及ぶ堤防が欠壊し、応急自衛工事のかいもなく年々浸蝕の度を加え、耕地および鉄道国道に対して重大脅威を與えているから、すみやかにこれが改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上郡、三石両駅間船坂村栗原踏切改築に関する請願（第八七六号）

請願者　兵庫県赤穂郡船坂村長　古谷実外二十三名

右の請願は

兵庫県赤穂郡船坂村踏切は、本村内を縦貫する県道上郡、神根線と国道二号線を連絡する枢要なる道路上に位置しているが、丁度本踏切附近が山陽線中の最急こう配をなしているため、上り列車の見通しがつかず、鉄道敷設以来事故の絶え間がないから、本踏切をトンネルまたは鉄橋に改造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願（第八九七号）

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦

右の請願は

鹿児島県下のルース台風の災害の特質の一つは、過年度災害の未完成工事箇所が原因となつて大災害を誘発しているから、毎年災害を受ける特殊地域に対しては、継続工事施行期間も最小限に完成できるよう処置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願（第九二四号）

請願者　熊本県天草郡本渡町天草総合開発協会内　吉田重延外十九名

右の請願は

熊本県天草郡は、天草上、下両島を中心とする大小六十有余の島、五十七箇町村より構成されている離島郡であるが、地勢の関係から島内相互の交通はもち論、本土との交通が極めて不便なため、文化、産業、経済等の向上発展および未利用資源の開発にいちじるしい障害となつているから、天草郡上、下島環状線とくに東海岸道路の開設を国費によつて完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧対策措置の請願（第九五五号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は

鹿児島県下のルース台風による災害は、いままでにない大被害で、農作物の潰滅的打撃、港湾、道路、橋、公共建物、学校等の損害の大きいことはもち論、衣食住の総べてを流失した者も多くその悲惨な有様は目にあまるものがあるから、(一)予備費五十億円出支の早急な決定、(二)供出割当量の減額、(三)国税の減免、(四)農村、漁村、商工業者に長期または短期の融資、(五)り災者収容仮設住宅の建設ならびに衣料、食糧の補給、(六)地方財政特別平衡交付金の特別な取扱い等すみやかに格段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幌別川切換工事施行に関する請願（第九八九号）

請願者　北海道枝幸郡枝幸町長　高田照外一名

右の請願は

北海道枝幸町管下幌別原野を貫流する幌別川は、屈曲多く、往年八十数戸の農家も年歳の水害のため現在二十数戸に減少したが、同地区は地味、交通の好條件を具備し、早急に河身の切換えをすることによつて優に千町歩の耕地開拓が可能であるから、昭和二十七年度より幌別川の切換え工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業補助施設道路に関する請願（第九九七号）

請願者　東京都中央区銀座東八ノ一九日本鉱業協会長　新海英一外一名

右の請願は

わが国の鉱物資源である硫化鉱、金銀鉱、銅鉱、鉛、亜鉛鉱、硫黄、石膏、マンガン鉱、クローム鉱、鉄鉱等の生産復興は逐次具体化されつつあるが、鉱山の立地上、現在においては輸送面の合理化をさらに推進することが極めて重要であるから、昭和二十七年度予算編成に当り、公益事業費の道路費目に産業補助施設道路を加え、鉱石関係道路として改良工事費十七億五千五百九十一万六千円、補修工事費二億三千百二十四万八千円の事業費（北海道を除く）を予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現における運輸交通の大動脈であるが、急こう配が多く、時間的経済的浪費が大きく同線の使命達成にいちじるしい影響をおよぼし、事故も多いから同線中の名古屋トンネル開さく工事をすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定府県道高知中村線中名古屋トンネル開さくに関する請願（第九〇号）

請願者　高知県高岡郡戸波村長　矢野武章外二十九名

右の請願は

指定府県道高知中村線は、同地方に

に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

房総半島西部幹線道路の改良工事は、君津町より佐貫町を経て湊町に至る十二キロの区間と、保田町より勝山町に至る一、八キロの区間を残すのみであるが、この区間の完成は本路線の運輸交通に極めて大きな関係があるから、房総方面の産業文化を振興するため、本工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧対策に関する請願（第一〇四一号）

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県町村議会議長会内　井口秀夫

右の請願は

宮崎県のルース台風による被害は極めてじん大であり、その被害額はばく大な金額に達する見込であつて、ここにおいて根本的施策のない限り県民は災害による再起不能の重大岐路に立ち至るから、（一）政府予備金から緊急対策費の早急支出、（二）災害復旧国庫負担率引上げの特別処置、（三）災害復旧起債わくの拡大、（四）特別平衡交付金の特別処置、（五）供米割当量の適正化と農業共済保険金の早急交付、（六）国税の減免、（七）農山漁村商工業者への長期および短期融資、（八）開拓入植者、要援護者その他被災者の住宅建設、食糧確保、（九）主管各省より大臣または係官の現地視察、（十）台風災害について特別防除の法律制定と早期実施等を具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清水、直江津両市間道路中一部改修工事施行に関する請願（第一〇七一号）

請願者　新潟県議会議長　西川弥平治

右の請願は

清水直江津間道路は、清水港に始まり山梨、長野を貫通し、直江津港に至る間九路線によつて連絡され、新潟県中央部を横断、太平洋岸と日本海岸を結ぶ重要路であり、表裏日本の物資交流のみでなく、中間にある甲府盆地および長野県東北信地方の豊富な林産資源の開発上ひ益するところ多大であるが、地方財政の窮乏によつて県単独の改良事業は実施困難であるから、未改良区間百七十七キロの改良工事を明年度より特別予算処置をもつて着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉野川改修工事等促進に関する請願（第一〇七四号）

請願者　徳島県名西郡鴨島村長　米沢直太外十七名

右の請願は

吉野川改修工事は、昭和二十二年より第二期工事が施行されているが、要改修区間の十パーセントを完成したにすぎず、沿岸住民の不安が完全に除去されていないばかりでなく、一度未改修部が破堤すると、五箇年にわたる既工事が水泡に帰する虞があるから、本工事の早期完成と支流砂防工事の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定府県道長野甲府線中臼田橋架替に関する請願（第一〇七五号）

請願者　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎外三名

右の請願は

指定府県道長野甲府線中の臼田橋は、近時大型乗用車、貨物自動車等の往来が繁しく、しかも幅員狭あいのため通行に支障をきたし、また事故もひん発し、加えて腐朽はなはだしく荷重制限を行つている実状であり、なお清水港と直江津港を結ぶ本川中部横断道路の要衝でかつ小海線三反田駅の関門にある重要なる橋であるから、昭和二十七年度において本橋を架替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県川之江町の防潮堤防築設に関する請願（第一〇八二号）

請願者　愛媛県宇摩郡川之江町長　星川凰一外一名

右の請願は

愛媛県川之江町は、今次のルース台風により住家の被害全壊十五、半壊百十三、床上浸水三百八十三、床下浸水二百八十四と実に全戸数の約三分の一に達している。しかしてこの災害は先年の南海四国大地震に起因する地盤沈下のためであり、今後も必ず繰り返される性質のものであつて、ことに冬季は当地方特有の強風により波浪はたちまち一メートル二十の護岸を越えて津浪のように殺到する状態であり、海岸地帯住民は居住にたえない深刻な様相を呈しているから、すみやかに防潮堤防を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧対策に関する請願（第一一〇九号）

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は

ルース台風によつてじん大なる被害をこうむつた宮崎県の災害対策について、（一）政府予備金より緊急災害対策費の早急支出ならびに本年度補正予算に追加方緊急措置、（二）災害復旧費国庫負担率引上げに関する特別措置、（三）災害に対する起債のわくの拡大、（四）特別平衡交付金に対する特別措置、（五）供米割当量の適正化ならびに農業共済保険金の早期交付、（六）国税の減免措置、（七）農山漁村、商工業者に対する長期および短期融資、（八）開拓入植者、要援護者、その他り災者に対する住宅建設、食糧確保ならびに民生の安定、（九）主管各省より大臣または係官の現地視察、等を実現せられたいとの

趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

久慈川改修工事施行に関する請願（第一一一〇号）

請願者　茨城県久慈郡太田町茨城県久慈川改修期成同盟会内　武藤常介

右の請願は

久慈川改修工事は、経費の割当が余り少額なため、少部分の工事に着手する外なく、これが一朝豪雨に際会すればたちまち破壊せられて、むしろ工事着手以前よりはなはだしき惨害をこうむる例も往々あるから、年間二億円以上の経費を注入せられ、今後五箇年間位に全工事が完了するようせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

支笏洞爺国立公園地内の原始林および金銀等の天然資源開発と、観光道路の開さくは刻下の急務であるから、支笏湖はん、モラップ間、支笏湖はん、九駒間、湖はんポロピナイ、石切山間および大滝村より千歳鉱山を経て支笏湖はんに至る各道路の開さくを促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

札幌市、千歳町間および千歳町、支笏湖間道路舗装工事施行に関する請願（第一一二二号）

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外九名

右の請願は

地方費道札幌浦河線中札幌、千歳間および地方費道千歳、支笏湖線は、最近連合軍の利用および国内航空路の開設等によつて交通量が激増し、交通安全維持のためにも現在の路面では不充分であるから、すみやかに本道路に舗装工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県外房海岸道路改修工事促進に関する請願（第一一四二号）

請願者　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外六十七名

右の請願は

千葉県外房道路の現状は、改良済延長十七キロ四（二十パーセント）舗装済延長九キロ一（十一パーセント）未改良六十四キロ一（七十九パーセント）であつて、東京都その他の都市に急送を要する生鮮魚貝、生乳等も道路整備不完全なため、輸送の円滑を欠き鮮度を失する等、損失はじん大で産業の発展をいちじるしく阻害している実情であるから、地方産業開発のため、すみやかに外房海岸道路改良工事の実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧に関する請願（十八通）（第一一五二号）

請願者　愛媛県越智郡菊間町長　浜田松市外十九名

右の請願は

愛媛県越智郡内各町村および今治市等は地盤沈下により満潮時には海水は、家屋の軒にまで達し、加うるに今次ルース台風は豪雨を伴い折柄の突風と高浪により極めてじん大なる被害をこうむり、最近の乏しい町財政では全く復旧の途がないから、国庫補助によりすみやかに復旧を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧に関する請願（八通）（第一一五三号）

請願者　愛媛県越智郡宮浦村長　菅芳信外四十一名

右の請願は

愛媛県宮浦町は、今次のルース台風によりじん大なる災害をこうむり、とりあえず村民の協力により応急の処置をなすとともに復旧対策を講じつつあるが、南海大地震、デラ、キジャ、ジェーン、ケートと相次ぐ災害により現下の地方財政をもつてしては到底如何ともなし得ない実状にあるから、これが災害の復旧に対し、高率の補助を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県鏡村海岸護岸工事費国庫補助に関する請願（第一一五四号）

請願者　愛媛県越智郡鏡村長　多和忠弐

右の請願は

愛媛県鏡村大字大見市太郎屋敷は、ケイト台風によつて、海岸堤防損傷し、その後の風浪に常時浸食され、近時欠壊の危険にひんし、このまま放置すれば背後の耕地ならびに役場、駐在所、人家はじん大なる被害をこうむる惧れのため地元民の不安増大し、一刻も捨て置き難い状態にあるが、村自体としては策の施しようのない窮乏下にあるから、当護岸工事施行のため大幅の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第六号

不動産取引法制定に関する請願

第一一一二号　大阪市東区京橋一丁目日本不動産協会内　松田玄海提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

不動産取引法制定に関する請願（第一一二二号）

請願者　大阪市東区京橋一丁目　日本不動産協会内　松田玄海

右の請願は

不動産の取引は、昭和二十二年以降無規律営業状態となつて、無資力、無経験者がその取引に関係するようになり、法外な手数料を要求し、詐術的行為をもてあそび、悪質の所業な目にあまるようになつた。もしこのまま放置すれば、不動産界は正常な経済的軌道を逸脱して、国家経済の安定を根底より覆すおそれが充分あると考えられるので、不動産取引の厳正な取り締りを期するため、すみやかにその方法の実現を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇六号　府県道木頭大栃線完成促進に関する陳情

第二一六号　ルース台風による災害復旧対策措置の陳情

第二三九号　台風被害復旧事業費国庫助成等に関する陳情

第二五〇号　住宅建設促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第三号

府県道木頭大栃線完成促進に関する陳情

第二〇六号　愛媛県庁内愛媛県町村議会議長会内　武井隆一　提出

ルース台風による災害復旧対策措置の陳情

第二一六号　鹿児島市役所内鹿児島県市議長会内　新川近義　提出

台風被害復旧事業費国庫助成等に関する陳情

第二三九号　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔　提出

住宅建設促進に関する陳情

第二五〇号　兵庫県姫路市長　石見元秀外二十二名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

府県道木頭大栃線完成促進に関する陳情（第二〇六号）

陳情者　愛媛県庁内愛媛県町村議会議長会内　武井隆一

右の陳情は

高知市と徳島市をつなぎ、さらに徳島市から小松港を経て阪神方面に連絡する府県道木頭大栃線は、高知、徳島両県の中央部を貫く最短距離路線としていよいよ本年度から着工されたが、本線の開通によつて沿線地帯に埋もれた木材その他の天然森林資源を開発することができるから、本線の完成を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧対策措置の陳情（第二一六号）

陳情者　鹿児島市役所内鹿児島県市議長会内　新川近義

右の陳情は

本年十月十四日鹿児島県に襲来した台風ルースは、最大風速六十メートル平均三十五メートルの烈風と近年まれな高潮を伴い県下全域にわたつじん大な被害を與えたが、これが復旧は窮乏した現在の市財政では到底期待できないから、(一)災害復旧費の早急支出、(二)公共事業起債わくの大幅拡大、(三)特別平衡交付金の大幅増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風被害復旧事業費国庫助成等に関する陳情（第二三九号）

陳情者　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔

右の陳情は

島根県はさきのキジア台風の被害の復旧工事に着手しないうちに、ルース台風の惨禍を受け、その被害総額は四十億になんなんとする事情である。しかして町村財政の窮迫している現在その影響は産業の振興、人心の作興上極めて憂慮に堪えないものがあるから、台風被害に対する復旧事業費を国庫より助成すみやかに恒久的防止対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅建設促進に関する陳情（第二五〇号）

陳情者　兵庫県姫路市長　石見元秀外二十二名

右の陳情は

公営住宅の認証建設戸数は需要に比し極めて低率でこのままでは、いつまでたつても見込がないから、今後五箇年以内に一応の完了をとげるよう思い切つた措置を講じ認証戸数を大幅に増加せられるとともに建築単価に即し認証単価を大幅に引き上げられ、また公営住宅建設費地元負担に対し全部起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八二号　北海道勇拂原野総合開発促進に関する請願

第一一五〇号　石油製品統制撤廃反対等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

北海道勇拂原野総合開発促進に関する請願

第一八二号　北海道苫小牧市　長　田中正太郎提出

石油製品統制撤廃反対等に関する請願

第一一五〇号　東京都中央区銀座東一ノ二東貨ビル内日本トラック協会内　小野哲外五名　提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 参議院会議録附録（その四）

意見書案

北海道勇拂原野総合開発促進に関する請願（第一八二号）

請願者　北海道苫小牧市長　田中正太郎

右の請願は

国土開発の見地から多年にわたつて熱望されてきた北海道勇拂原野の総合開発は、施策よろしきを得て着々と進み農、林、水、工業の飛躍的発展をとげている現状であるが、工事の実績はいまだ全体の一、二割にすぎず真の開発はむしろ今後に残されているから、北海道開発の一環として本工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油製品統制撤廃反対等に関する請願（第一一五〇号）

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二東貨ビル内日本トラック協会内　小野哲外五名

右の請願は

政府は、近く石油製品の統制を撤廃する方針のよしであるが、現在揮発油、軽油の需給率は、極めて低く、一面石油資源の約九割を海外に仰ぐわが国としては、外貨資金の事情が石油輸入量に直接影響を與えるのであるが、この外貨資金は楽観を許さない情勢に鑑み、外貨資金の増額について格段の処置を仰ぎ需給の均衡を得るまで、石油製品の統制撤廃および価格停止を当分見合せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三号　釧路原野千拓工事総合基礎調査実施に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会陳情特別報告第一号

釧路原野千拓工事総合基礎調査実施に関する陳情

第一三号　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

釧路原野千拓工事総合基礎調査実施に関する陳情（第一三号）

陳情者　北海道釧路市長　佐熊宏平外四名

右の陳情は

未開発地釧路原野約三万町歩は、埋蔵量約七億八千万トンの石炭資源をもち、その千拓によつて新たに農地を確保するとともに、工業用地として活用するのにも最適の土地である。しかしながらこの原野のもつ特異性ならびに、その価値性については、まだ結論に達していないので、(一)国土の経済的高度利用、(二)国内過剰人口の解決、(三)国民経済の再建の見地からこの原野の千拓はまことに必要と思われるので、本原野の総合的、基礎的調査をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十三号参照〕

審査報告書

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

右は原案通り異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十六年十月二十三日

図書館運営委員長代理理事　羽仁　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第一條本文中「二十六支部図書館」を「二十七支部図書館」に改め、同條第三十号以下を一号ずつ繰り下げ、第三十号として次の一号を加える。

三十　国立国会図書館支部中央気象台図書館

附　則

この規程は昭和二十六年十一月一日から施行する。

理由

国立国会図書館法第二十條の規定に基き、中央気象台図書館を国立国会図書館支部図書館とするため、国立国会図書館組織規程の一部を改正する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十六年十月二十三日

図書館運営委員長代理理事　羽仁　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

国立国会図書館経過報告資料（昭和二十五年十月―同二十六年三月）

昭和二十六年九月

国立国会図書館

目次

資料番号	件名
一	調査及び立法考査局の考査件数
二	〃　調査資料
三	国会分館図書貸出統計
四	国会巡回文庫利用状況
五	行政司法各部門支部図書館の閲覧統計
六	行政司法各部門支部図書館の考査件数
七	行政司法各部門支部図書館蔵書目録カード作製数
八	本館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借数
九	行政司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況
一〇	行政司法各部門支部図書館図書受入統計
一一	行政司法各部門支部図書館図書整理統計
一二	月別閲覧者総合統計
一三	月別閲覧図書総合統計
一四	中央館職種別、男女別閲覧者統計
一五	中央館和洋別閲覧図書統計
一六	中央館図書貸出統計
一七	月別考査総合統計
一八	刊行物一覧表
一九	月別総合目録カード作製及び繰込統計
二〇	月別印刷カード作製統計
二一	写真複製統計
二二	国際交換のため外国に送つた資料数
二三	国際交換により受理した資料数
二四	国際交換のあつ旋状況
A	外国からの依頼により国内に配付した国際交換図書
B	国内からの依頼により外国へ発送した国際交換図書
二五	図書館資料受入統計
二六	月別、分類別図書整理統計
A	和漢書
B	洋書
二七	図書収集整理統計
二八	国及び地方公共団体の出版物の納本統計

一　調査及び立法考査局の考査件数

（単位件）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
法律・政治	五	六	三	七	六	三	三七
外務	四	四	三	一三	三	三	三〇
財政・金融	四	二	一	三	五	一	一六
農林	一〇	八	一	三	三	三	二八
経済一般	六	五	四	四	五	三	二七
文教	四	八	一	五	五	五	二八
社会・労働	七	八	五	七	二	九	三八
計	四〇	四一	一八	四二	二九	三四	二〇四

（注）上記の外に、簡単な考査が六三件あつた。

二　調査及び立法考査局の調査資料

刊行番号	資料名	備考	刊行年月
B八〇	帝国議会に於ける著作権法改正の審議概要		二五、一〇
八一	オーストラリア共産党解散法案		〃
八二	国家非常事態と国民の権利について		〃
八三	秩序の維持及び法律の執行のためにする実力の行使について		〃
八四	著作権関係団体の動向		二五、一一
八五	アメリカ経済事情（六、七月）		二五、一二
八六	講和問題に関する国内論調（二）		二六、一
八七	農業協同組合の経営不振		〃
八八	社会保障に関する主要論文の摘要（一）		〃
八九	アメリカ経済事情（八、九月）		〃
九〇	自衛権に関する国際法学者の諸説		〃
九一	国際関係から見た著作権問題		〃　六、二
九二	講和問題に関する国内論調（三）		〃
九三	ヨーロッパに於ける住宅問題		〃
九四	米国郵便貯金制度		〃
九五	戦後各国経済の概観	調査委嘱	二六、三
九六	金融制度改革問題の経緯とそれに関する論説の紹介		〃
九七	社会保障に関する主要論文の摘要（二）		〃
九八	対日賠償問題の経過大要と現状		〃
九九	日本国憲法第九條の解説に関する諸論		〃
一〇〇	各国の宗教政策（二）		〃
A六	行政の再編成と能率化（フーヴア・委員会の業績）		二五、一二

N・D・L シリーズ四　最近に於ける輸入食糧の課題　二五、一〇
〃　五　最近に於ける中小企業金融の諸問題　二六、一
〃　六　農業補助金問題　二六、三
〃　七　米国の対外投資

三　国会分館図書貸出統計

	貸出人員				貸出図書数			
	議員及び国会職員	その他	合計		和漢書	洋書	合計	
一〇月	一、三九三	七	一、四〇〇		二、〇八五	八	二、〇九三	
一一月	一、〇〇五	二五	一、〇三〇		一、四一八	三	一、四二一	
一二月	四三八	二一	四五九		一、〇三八	六	一、〇四四	
一　月	八七九	二九	九〇八		一、三〇三	八	一、三一一	
二　月	六六五	七〇	七三五		九六四	九	九七三	
三　月	七二三	七五	七九八		八〇六	五	八一一	
合　計	五、一〇三人	二一七人	五、三三〇人		七、六一四冊	三九冊	七、六五三冊	

（注）閲覧室における閲覧は、自由閲覧制のため記録をとらないが、閲覧者数、閲覧図書数とも上記の数倍に上るものと推定される。

四　国会巡回文庫の利用状況

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
衆・議員宿舎（貸出国書数）	一四四	七	二六	三〇	三	三	一四三冊
（麻布福吉町）（貸出者数）	三〇	七	二六	三〇	三	三	二九人
同・同（貸出図書数）	四八	五七	六八	四一	二六	三	二七三冊
（高輪）（貸出者数）	三九	四六	五三	四一	一八	三	二一八人
参・議員宿舎（貸出図書数）	二六	三	三	三	八〇	四九	二五五冊
（麹町）（貸出者数）	二六	一九	二四	一一	五〇	四九	一九人
同・議員会館（貸出図書数）	八八	六〇	九〇	五三	一五七	二九	六六七冊
（永田町）（貸出者数）	八八	六〇	九〇	五三	一五六	二〇六	六一〇人
貸出図書数	一九六	一四六	二一〇	一四七	二九六	三四	一、九八冊
計　貸出者数	一四二	一三一	一九五	一三一	二〇九	三一	一、三九人

五　行政司法各部門支部図書館の閲覧統計

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
閲覧者数（和漢書）	七、三五四	六、八二一	五、三五八	四、五〇〇	六、五〇〇	五、八五〇	三六、四四三
閲覧者数（洋書）	四三	四一	四〇	四二	五七	九三	三、一九八
閲覧者数（計）	七、三九七	六、八六二	五、三九八	四、五四二	六、五五七	五、九四三	三六、六四一
閲覧図書数（和漢書）	三、八一九	二、〇四四	一、七一四	一、九八一	二、五五七	二、一八一	一四、六〇一
閲覧図書数（洋書）	八二	八六	四二	六七	七六	六二	三、八九
閲覧図書数（計）	三、八〇一	二、〇八〇	一、七五六	一、九八八	二、六三三	二、一八三	一四、六九〇

六　行政司法各部門支部図書館の考査件数

（単位件）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
図書貸出者数（和漢書）	一〇、三二一	九、二八六	七、七五九	八、〇〇九	八、三六五	八、一三〇	五一、八四〇
図書貸出者数（洋書）	四三三	四三三	三四二	三〇一	五七六	六四三	二、七九九
図書貸出者数（計）	一〇、六四四	九、七〇九	八、一〇一	八、三一一	八、九四一	八、八三三	五四、五九九
帯出図書数（和漢書）	一四、四〇四	一三、七一四	一〇、三八一	一一、一四五	一一、一八	一〇、三三四	六九、四〇一
帯出図書数（洋書）	八八五	八四一	五三一	五九七	八五〇	九二四	四、六一〇
帯出図書数（計）	一五、二八九	一三、五五六	一〇、九〇三	一二、〇四八	一二、九六八	一二、二五八	七四、〇一三

六　行政司法各部門支部図書館の考査件数

（単位件）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
問合（文書によるもの）	五九	五一	五三	五九	四九	六三	三一四
問合（電話その他によるもの）	八一五	八五四	七七八	一、六八〇	一、四一五	八、四四一
回答（文書によるもの）	五八	三九	四九	三八	四七	五八	二八九
回答（電話その他によるもの）	七八五	八四四	七二九	一、六七二	一、八五五	二、九二一	八、三〇七

七　行政司法各部門支部図書館蔵書目録カード作製数

（単位枚）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
	二四、六二五	二三、二九	一九、〇一〇	一〇、四五一	三一、〇三五	三三、六四七	

八　本館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借数

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	計
	一、七一六	一、六二四	一、八一九	一、八一〇	一、五六五	一、四七七	一〇、〇四一

九　行政司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況

図書館名	貸出セット数	返還セット数	未返還セット数	利用者数
会計検査院	〇	〇	〇	〇
人事院	〇	〇	〇	〇
内閣文庫	七	三	四	一五二
統計局	一二	一五	三	五三四
宮内庁	〇	〇	〇	〇
日本学術会議	〇	〇	〇	〇
経済安定本部	〇	三	一	一一
物価庁	〇	〇	〇	〇
外務省	〇	〇	〇	一一
大蔵省	一三	一四	六	五四二
法務府	〇	〇	〇	〇
文部省	七	三	四	一一二
厚生省	〇	〇	〇	〇
農林省	〇	〇	〇	〇
通産省	五	四	四	三〇五

特許庁	三	四	八	一〇							
運輸省	一	〇	一	未詳							
郵政省	〇	〇	〇	〇							
電通省	〇	〇	〇	〇							
労働省	一	三	〇	三							
建設省	一六	一〇	七	二一八							
最高裁判所	〇	〇	〇	〇							
計	六五セット	六〇セット	三七セット	一、九〇九人							

（註）一セットは二〇冊

巡回図書内訳

一般考査部から借用図書　四九二冊
未整理図書（C・I・Ⅲから移管）　三〇〇冊
用紙割当局借用図書　三四六冊
巡回文庫用受入図書　四三〇冊
計　一、五八八冊

一〇　行政司法各部門支部図書館図書受入統計

（単位冊）

		一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和漢書	購入	三、六二六	二、一九三	二、二五八	一、八九四	一、九〇一	四、一三〇	一六、〇〇三
	受贈	九四三	八九一	五八三	六四	五八	四三	二、四四一
	交換	三	三	七六	〇	〇	〇	一一〇
	その他	五八	二五八	一七九	三四	七八	七八	一、七八一
	小計	四、六三九	三、三五五	二、〇九六	二、〇二四	一、九八四	三、一三〇	三一、二一六
	上の内官庁刊行資料	六五〇	六二六	四〇六	五三八	四四三	五三四	三、一九七
洋書	購入	二三三	二三三	二六五	二三五	二五三	二三三	一、八〇一
	受贈	三一	八六	一四四	三六	四五四	五九	八一三
	交換	一八	一三	七	一	一一	八〇	二八〇
	その他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	小計	二三一	二三六	二九一	一、一三一	四九一	七八	二、八九三
	上の内官庁刊行資料	三三	四九	一一	四〇	七	四四	二五四
総計		五、〇七〇	三、五九六	三、四一三	三、一二四	二、八二六	六、〇一一	二五、一〇九

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和漢書	四、九三五	三、六一六	三、三一三	三、四二六	三、四三五	六、四七六	二五、二五八
洋書	六四〇	七五七	八四一	一、三二九	一、八四一	一、〇六四	六、四三五
計	五、五七五	四、三七三	四、一五三	四、六五五	五、三七七	七、五四〇	三一、六三三

一一　行政司法各支部図書館図書整理統計

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和漢書	四、九三五	三、六一六	三、三一三	三、四二六	三、四三五	六、四七六	二五、二五八
洋書	六四〇	七五七	八四一	一、三二九	一、八四一	一、〇六四	六、四三五
計	五、五七五	四、三七三	四、一五三	四、六五五	五、三七七	七、五四〇	三一、六三三

一二　月別閲覧者総合統計

（単位人）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館	一三、四五五	一二、九六一	一〇、九四四	一三、四一〇	一〇、六二九	七〇、〇六四	
法律政治図書館	二五七	二九六	三一一	六〇一	八一七	四一三	二、七一六
上野図書館	二五、六四	二四、四一六	二一、七二一	二三、九一三	二八、五一四	一四八、二四七	
靜嘉堂文庫	二一九	一八〇	七四	六一	七一	一三七	七一三
東洋文庫	三一五	三一九	一七三	二五一	二九六	一、七四五	
大倉山分室	二六一	四一八	三五五	七八	一、八九	九三一	三、八一一
計	四〇、三〇五	三七、六二四	三三、七二一	三六、〇九五	四三、二六一	三一七、三〇五	

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館	二九、一四三	二七、〇四三	二三、九四四	二三、四五七	二六、九二三	一八、四一二	一三八、四五〇
法律政治図書館	七三	七七	七九	一、四一七	二、〇一三	九〇六	六、六五五
上野図書館	四四、九五九	三九、三一六	三四、九一三	三五、〇一三	五〇、三六八	三三、〇一三	二八二、八二四
靜嘉堂文庫	二、四一二	一、七〇四	五七七	六七一	一、〇二一	七一九	五、九二一
東洋文庫	四、七〇一	四、〇一四	四、八〇五	四、三〇八	三、三三一	二四、六三五	
大倉山分室	六三〇	四九〇	一、〇六五	一、七五八	九二一	五一三九	
計	八〇、八〇五	七〇、〇三八	六四、七六六	七四、九五四	六七、三九	四五五、四六四	

（単位人）

		一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
一般	男	一、六九	一、五五六	一、二七七	一、二七八	一、八八一	八、九〇	
	女	一九	一九	一三五	一〇五	三九	九〇	三七七
	計	一、八八	一、七三五	一、四一二	一、三八三	一、二一八	九、七一〇	
学生	男	二、六二一	七、九〇三	六、九〇三	六、九〇三	六、八四一	六、八五〇	三七、九三六
	女	二、二九四	二、二七四	二、三一八	二、七九	二、七九	二、七四四	一三、七四四
	計	一〇、九一〇	一〇、一九七	九、三二一	九、〇三三	八、九二四	五九、九三六	
外人	男	三〇	一五	二五	一五	九	四四	一三八
	女	七	一四	六	六	七	三三	六三
	計	三七	二九	三一	二一	一六	七七	二〇一
合計		一二、四五五	一一、九二一	一〇、九四四	一〇、六二五	一〇、〇九九	七〇、〇六四	

（注）本統計は法律政治図書館の分を含まない。

一三　月別閲覧図書総合統計

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館	二九、一四三	二七、〇四三	二三、九四四	二三、四五七	二六、九二三	一八、四一二	一三八、四五〇
法律政治図書館	七三	七七	七九	一、四一七	二、〇一三	九〇六	六、六五五
上野図書館	四四、九五九	三九、三一六	三四、九一三	三五、〇一三	五〇、三六八	三三、〇一三	二八二、八二四
靜嘉堂文庫	二、四一二	一、七〇四	五七七	六七一	一、〇二一	七一九	五、九二一
東洋文庫	四、七〇一	四、〇一四	四、八〇五	四、三〇八	三、三三一	二四、六三五	
大倉山分室	六三〇	四九〇	一、〇六五	一、七五八	九二一	五一三九	
計	八〇、八〇五	七〇、〇三八	六四、七六六	七四、九五四	六七、三九	四五五、四六四	

一四　中央館職種別、男女別閲覧者統計

（単位人）

		一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
一般	男	一、六九	一、五五六	一、二七七	一、二七八	一、八八一	八、九〇	
	女	一九	一九	一三五	一〇五	三九	九〇	三七七
	計	一、八八	一、七三五	一、四一二	一、三八三	一、二一八	九、七一〇	
学生	男	二、六二一	七、九〇三	六、九〇三	六、九〇三	六、八四一	六、八五〇	三七、九三六
	女	二、二九四	二、二七四	二、三一八	二、七九	二、七九	二、七四四	一三、七四四
	計	一〇、九一〇	一〇、一九七	九、三二一	九、〇三三	八、九二四	五九、九三六	
外人	男	三〇	一五	二五	一五	九	四四	一三八
	女	七	一四	六	六	七	三三	六三
	計	三七	二九	三一	二一	一六	七七	二〇一
合計		一二、四五五	一一、九二一	一〇、九四四	一〇、六二五	一〇、〇九九	七〇、〇六四	

（注）本統計は法律政治図書館の分を含まない。

一五　中央館和洋別閲覧図書統計

（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和書	二五、九二六	二五、三一七	二二、六三八	二二、九七八	二四、〇〇〇	一七、三五二	一二八、六四三
洋書	三、三六	三、七一七	一、二八六	一、四七九	一、五六三	一、八九	一二、八九
合計	二七、二三二	二七、〇四四	二三、九四四	二四、四五七	二五、五六三	一八、九二一	一四一、五三二

（注）本統計は法律政治図書館の分を含まない。

一六　中央館図書貸出統計

A　貸出者数　（単位人）

		一月	二月	三月	計	合計
一般	男	二九				
	女	〇				
学生	男	七〇				
	女	〇				
計	男	九九				
	女	一〇				
計		一〇九				

B　貸出図書数　（単位冊）

	一月	二月	三月	計	合計
総記	一三				
哲学 宗教	一三				
歴史	三九				
社会科学	三〇				
自然科学	一〇七				
工業	一一五				
産業	四三				
芸術	五一				
語学	三〇				
文学	九一				
計	三〇				
一月	三一				
二月	三〇				
三月	三〇				
計	九一				
	一一三				
	三五				
	二四三				
	二七				
	九七				
	一〇四				
	二四				
	八八				
	二四三				
	一、四九五				

一七　月別考査総合統計　（単位件）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館	三四〇	三六一	二九九	三五〇	三九九	二九九	二、〇四八
法律政治図書館	五三	五九	六四	五四	六六	五五	三三
上野図書館	一、一六四	一、三一九	八六四	一、〇〇三	一、一三六	八一三	六、二一九
靜嘉堂文庫	七	三	四	三	三	八	四四
東洋文庫	一六	一三	五七	三九	三一	一九	一七
大倉山分室	四	四	四	五	九	三	
計	一、五七九	一、六六五	一、三一三	一、四五三	一、六四七	一、一九六	八、八五二

一八　刊行物一覧表

納入出版物の目録及び記事索引

題名	規格	号	備考
国内出版物目録	B5第一巻第三号 第二巻第一―五、七号		
收書通報	B5第三、四―三三号	三三号で昭和三年分和漢書は收録完了。 二四、二五、二七、二八、三〇、三一号は昭和三五年分和漢書を、二六、二九、三三号は洋書を收録した。	

雑誌記事索引

（一）人文科学篇	B5第三巻第七―三号	
（二）自然科学篇	B5第一巻第七―三号	
国立国会図書館年報（昭和三四年度）	B5	年報
国立国会図書館公報	A4第三巻第一〇―第三巻第三号	月刊
同（英文）	〃	〃
国立国会図書館職員名簿	B6	
考査事務のあり方について	B5	
アメリカの国会図書館考査局の組織及び予算に関する資料	〃	
中国地方志綜録稿（三）安徽省	〃	
国際連合ドキュメント解題その二	〃	
行政司法各部門支部図書館関係法規類集	〃	
行政司法各部門支部図書館定期刊行物総合目録	〃	
米国政府行政機構委員会報告書（第一巻）	A5	
びぶろす（第二巻）	B6第二巻第一〇号―第三巻第三号	月刊

（注）調査及び立法考査局調査資料参照

一九　月別総合目録カード作製及び繰込統計　（単位枚）

		カード作成枚数		カード排列・繰込数		
		総数	基本カード	副出・参照カード	排列総数	撤去数	実際繰込数
一〇月		七、〇三三	四、九二三	二、一一〇	七、〇五三	一、三四五	五、七〇八
一一月		八、九〇九	六、四八三	二、四二六	八、九〇九	六二五	八、二九四
一二月		六、三三七	四、五六三	一、七四四	六、三三七	三一〇	五、九二七
一月		一〇、四九四	七、九二一	二、五七三	一〇、四九四	六一八	九、八七六
二月		一五、四二六	一〇、六一八	四、八〇八	一五、四二六	一、二一三	一四、二一四
三月		一三、〇四五	九、三三三	三、八一二	一三、〇四五	二、六一二	一〇、四三三
合計		六一、一六四	四三、七一三	一七、四四一	六一、一六四	六、七一二	五四、四五二

二〇　月別印刷カード作製統計

一九四六、五〇年分

	カード枚数（枚）	図書冊分（冊分）
一〇月	七一、〇八四	一、〇一八
一一月	八八、一三一	八五四
一二月	一五七、五四六	七九五
一月	九一、七五五	八五九
二月	九〇、九六四	一、三一〇
三月	一九三、八七六	一、八五九
計	六九三、三八六	六、七〇五

二一　写真複製統計

	マイクロフイルム コマ	印画焼付 枚	写真焼付 枚	スライド用ポジ 枚
一〇月	九五九	一九〇	三三一	六九
一一月	一七〇	一二七	二一三	〇
一二月	三五四	三一三	八九	五六
一　月	六七	七五	二〇	〇
二　月	〇	〇	〇	〇
三　月	二九〇	二一	二〇	〇
計	一、八四〇	七三六	六七三	一二五

二二　国際交換のため外国に送つた資料数

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
法第二四條納本	五〇五	一〇、七〇五	九、九〇	二、二一	四、三九	五、五三五	三三、九五五冊
印刷カード	〇	〇	一五、一〇〇	〇	〇	一五、一〇〇	三〇、四〇〇枚

二三　国際交換により受理した資料数

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
図　書	三五六	三三六	三二一	三二六	三〇八	四二八	二、一〇六冊
雑　誌	二〇五	五九三	三、九八六	九五一	八七五	六、一三九点	

二四　国際交換のあつ旋状況

A　外国からの依頼により国内に配付した国際交換図書

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
	三三〇	二、〇九四	〇	二六五	一、九三五	一、八八六	六、四二八包

B　国内からの依頼により外国へ発送した国際交換図書

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
	二	四、八二六	六、八九八	四、七九九	五、七四五	三、九五七	三六、一九八冊

二五　図書館資料受入統計

	購入	納本（二四條）	納本（二五條）	寄贈	移管	国際交換	編入	計
図書	一、六二三	三、四九五	四、二五四	〇	一、九三〇	一、二五九	三八、八四二冊	
※雑誌	五九八							一、六九〇種
※新聞通信類	一一〇							四二五種
特殊資料	八〇三	一、三六五	一八	九				点

（注）※印の種類数は最も多い月の分を掲げた。

二六　月別、分類別図書整理統計

A　和漢書　（單位冊）

	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	兒	計
一〇月	二一三	二三五	六三三	一七六	二三五	二一七	一〇六	七五	四八〇	二八	二、四七〇	
一一月	三一五	一四九	一七五	五三九	一四九	二一七	一〇一	一一五	四九〇	八五	二、一九六	

	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
	三四	六六	二八	三四	一一五

二七　図書収集整理統計

	一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	計
受　理	六、六六	六、三三	九、七〇	五、八四八	一〇、一〇五	四四、三三四	
受入（図書増加）	五、九七九	六、〇六八	九、五〇三	四、二五〇	五、一六七	七、八六五	三八、八四三
登　録	八、三一一	九、〇三九	一〇、六三七	四、七七〇	六、二六八	一〇、一八一	四九、一二六
整　理	三、〇〇五	二、七〇四	二、一六七	三、一九五	三、四六九	一八、〇一四	

（注）受入数には無登録のものも含み、登録数は前年度の分も行われるため、各月の受入、登録の数は一致しない。

なお、整理数には仮整理数をも含む。

二八　国及び地方公共団体の出版物の納本統計

		一〇月	一一月	一二月	一　月	二　月	三　月	合　計
官庁出版物	図書	五四〇	七五〇	二一六	一、〇九二	一、〇九二	三三五	四、四二五部
	パンフレット	一三四	一五三	一八二	一九八	一五〇	一六七	九八三件
	逐次刊行物	一三四	一五三	一八二	一九八	一五〇	一六七	九八三件
都道府県出版物	図書	九八	一七二	四三	二四二	一七	一〇四	八三六部
	パンフレット	一七二	四三	二四二	一七	一〇四	八三六部	
	逐次刊行物	二六六	二四〇	一九〇	二六五	三三一	二五五	一、四四七件

国立国会図書館経過報告資料　（昭和二十六年四月―同年九月）

昭和二十六年十月

国立国会図書館

目	次	
資料番号		名
一	調査及び立法考査局の考査件数	
二	〃　調査資料	

三　国会分館図書貸出統計
四　国会巡回図書統計
五　行政・司法各部門支部図書館閲覧統計
〃　蔵書目録カード作成数
六　本館並びに行政・司法各部門支部図書館相互間図書貸借数
七　行政・司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況
八　〃　増加図書統計
九　〃　整理図書統計
一〇　閲覧総合統計　A　閲覧者数　B　閲覧図書数
一一　職業別閲覧者総合統計（昭和二六年八月二一日現在）
一二　分類別閲覧図書総合統計（昭和二六年八月二一日現在）
一三　中央館図書貸出統計　A　和漢書　B　洋書
一四　考査総合統計
一五　図書収集整理統計
一六　分類別整理図書統計　A　和漢書　B　洋書
一七　増加図書館資料統計
一八　増加図書統計
一九　増加排架図書統計
二〇　総合目録カード作成及び繰込統計
二一　印刷カード作成統計
二二　写真複製統計
二三　国際交換のため外国に送付した資料数
二四　国際交換により受理した資料数
二五　国際図書交換あつ旋統計
二六　A　外国からの依頼により国内に配付した図書数
　　B　国内からの依頼により外国へ発送した図書数
二七　刊行物一覧表

一　調査及び立法考査局の考査件数

（単位件）

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
法律・政治	七	九	八	一〇	三三	四八	一一五
外務	一	五	二	二	八	五	二三
財政・金融	五	七	三	七	四	六	三二
農林	二	六	二	五	〇	五	二〇
経済一般	一	二	三	三	六	三	一八
文教	五	三	五	一	五	八	二七
社会・労働	四	五	二	三	六	一	二一
計	二五	三七	二五	三一	六二	七六	二五六

二　調査立法考査局の調査資料

刊行番号	資料名	備考	刊行年月
B 一〇一	條約に関する法律上の諸問題		二六、四
一〇二	ソ連に於ける電力問題		二六、五
一〇三	ドイツ（東独）民主主義共和国憲法		二六、七
一〇四	再軍備問題に関する国内論調		二六、六
一〇五	事業者団体法の成立と改正問題		二六、六
一〇六	日本再軍備をめぐる米英の論調		二六、七
一〇七	事業者団体法の成立とその後の経緯	資料篇一	二六、七
一〇八	同　上	資料篇二	二六、八
一〇九	米国の戦時行政		二六、七
N・D・L・シリーズ八	各国の教育制度		二六、七
	アメリカ州憲法 二		二六、八
	同　上 三		二六、八
	同　上 四		二六、九
	リファレンス 一		二六、五
	同　上 二		二六、六
	同　上 三		二六、七
	同　上 四		二六、八
	同　上 五		二六、八
	同　上 六		二六、九

三　国会分館図書貸出統計

貸出図書数

	和漢書	洋書	計
四月	二、〇二六	三	二、〇二九
五月	九〇三	一九	九二三
六月	一、四九一	〇	一、四九一
七月	一、六一六	二	一、六一八
八月	一、五三〇	〇	一、五三〇
九月	一、五二〇	四	一、五二四
計	九、〇八四冊	五七冊	九、一四二冊

貸出を受けた者の数

	国会関係者	その他	計
	五八五	一九四	七七九
	三六一	三六	三九七
	一、〇四一	〇	一、〇四一
	一、二七八	一	一、二七九
	一、〇七七	〇	一、〇七七
	一、一三三	三	一、一三六
	五、四五八人	三〇三人	五、六一人

四　国会巡回図書統計

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
衆・議員宿舎（麻布福吉町）							
貸出図書数	三三	一六	三五	一六	三	一六	一三冊
貸出を受けた者の数	三三	八	三〇	一八	九	一五	九三人
同（高輪）							
上　貸出図書数	七九	八三	一二六	一〇四	九六	八四	五六一冊
貸出を受けた者の数	四三	五六	八三	七一	七七	七九	四〇八人
同（九段）							
上　貸出図書数	四六	四二	九九	一六七	八五	九六	五五五冊
貸出を受けた者の数	四一	三一	九九	一六七	八五	九六	五六〇人

衆・第一議員会館（永田町）	貸出図書数	整理中	三	九五	二三	三七	二三〇	五八九冊
	貸出を受けた者の数	〇	一一	九五	二三	三七	二三〇	五八八人
同・第二議員会館（同）	貸出図書数		一〇	一四	九〇	整理中	三〇	一七四冊
	貸出を受けた者の数		一〇	一四	九〇	〇	三〇	一七四人
参・議員宿舎（麴町）	貸出図書数		二五	一〇四	四七	二三〇	六六	六五	四三七冊
	貸出を受けた者の数		三五	七	四六	二一〇	六六	六五	三九八人
同・議員会館（永田町）	貸出図書数		七〇	二六	五一	九一	二五六	二三六	七二一冊
	貸出を受けた者の数		七〇	二六	五一	九一	二五六	二三六	七二一人
	貸出図書数		二八一	四二三	四八	七二五	六四二	六五九	三、一五九冊
	貸出を受けた者の数		二四二	三五〇	四〇九	六七一	六三〇	六五〇	二、九四三人

五　行政司法各部門支部図書館閲覧統計

四　月　五　月　六　月　七　月　八　月　九　月　計

閲覧者数	和漢書	五、九一	一〇、一四〇	一〇、〇一四	九、七二〇	九、三六〇	五五、五三一
	洋書	二五四	三三三	一、〇〇五	九五三	八〇八	四、三一七
	計	五、八四五	一〇、四七三	一一、〇一九	一〇、六四四	一〇、一六八	五九、八五九
閲覧図書数	和漢書	一九、六三三	二七、三二七	二一、四九六	二五、三三一	一八、七二一	一三八、八九〇
	洋書	七九七	六七四	三、三五八	三、一七三	二、六八三	一四、六四四
	計	二〇、四三〇	二七、九二一	二四、八五四	二八、五九五	二〇、四四九	一五三、五三四
貸出者数	和漢書	六、九二五	九、一九七	一〇、三三八	一〇、〇九四	九、二九四	五七、二三七
	洋書	五六五	五一三	四八一	四一六	四六一	二、七一三
	計	七、二九〇	九、七〇九	一〇、八〇五	一一、五六〇	九、七五五	五九、九四九
貸出図書数	和漢書	九、二一六	一三、四九六	一三、一九九	一三、三五七	八、二六〇	
	洋書	五三一	九〇一	三、三五八	七八四	六六八	六、三九一	
	計	九、七四七	一三、八九七	一四、一八八	一三、八六七	八、九二八	八九、四四一

六　行政司法各部門支部図書館蔵書目録カード作成数　（単位枚）

四　月	五　月	六　月	七　月	八　月	九　月	計
六、七五六	六四一	九三一	三、五九〇	三一三	九〇九	二一、一八〇

七　本館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借数　（単位冊）

	四　月	五　月	六　月	七　月	八　月	九　月	計
貸借図書数	一、二七九	一、二九一	一、二八五	一、四〇一	一、三四四	一、四三一	八、〇六二

八　行政司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況　（単位冊）

	四　月	五　月	六　月	七　月	八　月	九　月	計
配置図書数	三七六	六二一	六三一	五三五	九四四	一、七二六	四、九二四
借覧図書数	四七一	五三六	一、二七〇	一、二一四	二、〇三三	二、三三八	七、九〇三

（注）借覧図書数は一人一冊であるから、借覧者数は借覧図書数に同じ。

九　行政司法各部門支部図書館増加図書統計　（単位冊）

四　月　五　月　六　月　七　月　八　月　九　月　計

購入	受贈	二、三二九	二、五五九	二、五六七	二、四八	二、三六	一、五二三	一五、四四一
	交換	一、〇一七	一、二六	一、二四	三、三五二	九五〇	一、六三五	九、三九四
	その他	一〇五	七	九	〇	二	三一	一五四
	小計	三、三五九	三、五八七	三、八〇四	六	三一	九五	二五、九三九
受贈	交換	三八	三五	四八	四九六	七二〇	二四六	二、五三三
	その他	四〇	四六	四〇	二四	二四九	一、八〇	二、三七一
	小計	七八	八一	八八	五四六	九六九	二、三二六	四、九〇四
総計		四、九六一	四、三三	六、一三五	六、四八七	四、〇一五	三一、一八七	

一〇　行政司法各部門支部図書館整理図書統計　（単位冊）

四　月　五　月　六　月　七　月　八　月　九　月　計

和漢書		六、五二四	四、一四四	五五、二九	五、〇一九	四、七六八	三一、七三三	
洋書		一、五〇一	一、二〇四	二、〇五〇	一、五五一	一、六四五	八、七五九	
計		八、〇二五	五、三六八	七、五六九	六、五七〇	六、四一四	四〇、四〇二	

一一　閲覧総合統計

A　閲覧者数　（単位人）

		四　月	五　月	六　月	七　月	八　月	九　月	計
中央館	一般考査部	九、九二六	三、四二九	三、九五二	一四、一四八	七、八一八	五六、八一八
	法律政治図書館	一、二七〇	五二九	五四〇	七二〇	四三一	三、四三三
	小計	一〇、一九六	三、九五八	四、四九二	一五、八六八	八、二四九	六〇、二三一
支部図書館	上野	九、四八四	二、八七九	二、七四四	二六、三五六	二六、八八〇	二五、五九一	一三六、八四一
	静嘉堂	一三四	一〇一	七七	一三一	一三六	一一一	六六一
	東洋	三三五	三五一	四〇一	五〇六	七一三	五〇九	二、九二四
	大倉山	六六九	五七六	五七六	八〇八	一、一四四	一、一七〇	四、八〇四
	小計	一〇、二三一	三、一四八	三、一八八	二五、七二一	二四、九二一	二四、八九一	一三六、八四一
行政司法各部門合計		二六、六三五	四六、二五九	五〇、〇二四	一〇、一三四	五四、三五四	五六、〇九一	二六、〇三五

B　閲覧図書数　（単位冊）

		四　月	五　月	六　月	七　月	八　月	九　月	計
中央館	一般考査部	三一、三四八	三五、〇九九	三七、二五五	三七、四九四	三七、五九一	一七三、七一五
	法律政治図書館	五九一	一、〇一五	一、〇八五	一、七九	一、七五六	四、五六
	小計	三二、九三九	三六、一一四	三八、三四〇	三九、二三三	三九、三四七	一七八、一七一

上野	一六、八五五	四二、二三三	四八、三四五	四九、〇八二	五八、八〇一	六一、八二八	二七七、二四四						
静嘉堂文庫	一、九二〇	九一五	七四	八九九	一、〇五九	一、七九二	七、四五九						
東洋大倉山	三、三五五	三、四五八	四、〇三〇	五、八四	八、六二一	六、四三〇	三一、七〇八						
小計	八四九	七八	一、一四一	一、三一六	二、〇三三	二、七五七	八、八〇三						
行政司法各部門	三〇、四三〇	二七、九二一	二四、八五五	二八、三五五	三〇、四九〇	二二、四五四	一五三、五三四						
合計	六五、四一八	一〇二、三〇七	一一〇、三一八	一二四、三九六	一三三、九一六	一三三、五三四	六五九、九九九						

一二　職業別閲覧者総合統計（昭和二十六年八月二十一日現在）

（単位人）

	中央館	法・政	上野	静嘉堂文庫	東洋大倉山	計
専門的技術的職業	二六	三	七三	四	一〇	六 一三
管理的職業	九	〇	〇	〇	〇	〇 九
事務従事者	四二	六	九〇	〇	一	二 一四一
販売従事者	二	〇	一四	〇	〇	〇 一六
農夫・伐木夫・猟師・漁夫及び類似従業者	〇	〇	〇	〇	〇	〇 〇
運輸的職業	一	〇	一	〇	〇	〇 二
特殊技能工・生産工程従業者及び類似従業者	六	〇	三三	〇	〇	三八
単純労働者	三	〇	一	〇	〇	〇 四
サービス職業	一	〇	四	〇	〇	〇 五
採鉱採石的職業	〇	〇	〇	〇	〇	〇 〇
分類不能の職業	〇	〇	一	〇	〇	〇 一
無職	六	三	九八	〇	三	二 一四
学生	三五〇	六九	六〇七	〇	七	九〇 一、一三
計	五八	八一	九二一	四	三一	一〇〇 一、六五五

一三　分類別閲覧図書総合統計（昭和二十六年八月二十一日現在）

（単位冊）

A　和漢書

	中央館	法・政	上野	静嘉堂文庫	東洋大倉山	計
総記	三	〇	一九	〇	〇	三 二五
精神科学	二九	〇	一四五	〇	〇	一八〇
歴史科学	一二五	〇	一三五	〇	〇	四三 八二九
社会科学	九〇	一、六六八	四一九	〇	〇	二、一〇二
自然科学	三〇五	〇	三〇八	〇	〇	三一三
工芸	五六	〇	一〇八	〇	〇	一四四
産業	四一	〇	三六	〇	〇	七七
美術	四三	〇	一五三	〇	〇	二〇三
語学	三〇	〇	四三	〇	八	八〇
文学	一五三	〇	六七一	三五	〇	八九九
計	六五五	一、六六八	二、一〇五	七〇	七、九二一	三一、六五一

B　洋書

	中央館	法・政	上野	静嘉堂文庫	東洋大倉山	計
総記	一	〇	三	〇	〇	四
哲学	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宗教	〇	〇	〇	〇	〇	〇
社会科学	一	六	五	一	〇	三
語学	一	〇	八	二	〇	二
自然科学	一	〇	二	〇	〇	三
有用技術	〇	〇	二	〇	〇	二
美術	〇	〇	五	〇	〇	五
文学	七	〇	一五	〇	〇	二
歴史	一	〇	〇	六九	三	七四
計	一七	〇	三五	六九	三	六七

一四　中央館図書貸出統計

A　和漢書

貸出を受けた者の数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
	五五六	五〇二	五一八	六二三	六〇四	七七七	三、五〇八人

貸出図書数

	五五八	七九八	八〇四	八〇一	八五〇	一、〇二五	四、八四六冊

B　洋書

貸出を受けた者の数

	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇人

貸出図書数

	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇冊

一五　考査総合統計

（単位件）

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
館 調査立法考査局	三五	三一	六一	七六	二五六		
国会分館	七	三	三	一	一	九三	
央 一般考査部	三九	四〇九	三四九	三六一	四八一	三五三	
中 法律政治図書館	三〇	六〇	二九	三三	三五	四一	二三七
小計	八四	四五八	四四一	五九	五三	二、八八	
上野	三三	四四一	一、三六八	一、四〇	一、〇〇六	六、四三三	
館 静嘉堂文庫	二六	一八	二一	九	四	一〇一	
東洋大倉山	二七	二五	二三	七四	五四	二四一	
小計	二五	二七	二四	三三	二三	一、〇九六	
行政司法各部門	一、四五八	一、三五九	一、一七四	一、〇九六	六、九〇四		
合計	二、〇九〇	二、一六一	二、三六四	二、五五三	二、三六八	一三、三〇	
	四、〇二一	四、〇四四	四、三五五	四、三三七	三、九二一		

一六　図書収集整理統計

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
受理	六、四三八	四、八九五	五、七八八	七、四七六	六、八四四	六、七七七	三八、一四八
受入（増加図書）	五、四四五	五、七五〇	四、七二六	六、六〇五	五、四一五	五、七一一	三三、六三一
登録	六、三六〇	六、九六八	七、一六九	六、七一六	五、二六九	六、一三五	三八、六六五
整理	三、一七四	三、四〇三	三、六四七	二、一三九	二、八二四	三、三三三	一八、八九九

（注）受入数には無登録のものも含み、登録数は前年度の分も行われるため、各月の受入、登録の数は一致しない。
なお、整理数には仮整理数をも含む。

一七　分類別整理図書統計

A　和漢書　（単位冊）

	○	一	二	三	四	五	六	七	八	九	児	計
四月	五〇七	八九	一一一	六六六	二六一	一四五	三〇一	一三五	五八	五四三	一二八	二、九六六
五月	九〇	一三九	一四六	六九	三二一	一八五	一六六	一一七	八三	八一七	一五一	二、八三五
六月	三三〇	一五五	一六九	九八	三三四	一五一	一三四	一三四	六一	六〇四	一〇二	三、〇九二
七月	四一	一〇三	七五	四七一	一七四	八一	一〇六	一一〇	三一	六〇〇	一〇四	一、八九六
八月	二四一	一三八	九六	四九一	一九七	一六〇	九六	一四三	四一	六四九	八一	二、三三三
九月	三三五	一三一	一一〇	五七〇	二〇六	一〇一	一一四	一三三	四七	七一七	一三三	二、四九八
計	一、四三四	七四六	七七七	三、〇五一	一、三九四	八二四	九二八	七五二	三一〇	三、九三〇	六九八	一五、四二六

B　洋書　（単位冊）

	○	一	二	三	四	五	六	七	八	九	text	計
四月	二	七	七	二六六	七	一五	一五	五	二	三五	〇	三六八
五月	三五	一七	八	三〇一	八	二八	三	七	四	一三一	〇	五九〇
六月	三三	四	一一	一四五	二	七	五	〇	一〇一	一一四	一四一	五五五
七月	四八	一一	一九	三一一	三	一四	三五	三一	一五	一三八	三七	六三三
八月	三	七	四	五七〇	一	五	一四	一	三	一三四	〇	六六一
九月	三一	一四	一三	一五六	四	一〇	三四	七	一〇	一一	三三	七一四
計	三七	七〇	七二	一、五五九	二五	八九	一〇六	三一	三六	六三一	三〇三	三、四四一

一八　増加図書館資料統計

	購入	納本（一四條）	納本（一五條）	寄贈	移管	国際交換	編入	計
図書	一五、三一〇	五、〇五五	五、三八一	四、五七九	○	三、八一一	一、四四五	三三、六三一冊
※雑誌	七一七	四四九	二、二八七	三三三	○	二四三		種
※新聞通信費	二九	○	四五一	○	○	○		種
特殊資料	三四七	○	九一三	二九	○	○		一、二八点

（注）※印の種類数は最も多い月の分を掲げた。

一九　増加図書統計　（単位冊）

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
購入	二、一三八	二、一二六	一、七〇七	三、八二一	二、九六三	二、七〇五	一五、三一〇
納本（一四條）	三〇七	四九五	五二一	四八八	六三七	三、〇五五	
納本（一五條）	七〇七	一、二二一	九六七	九九	七六一	八一七	五、三八一
寄贈	二、〇四〇	八六七	五〇八	四一四	二四四	五〇六	四、五七九
移管	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
国際交換	二六三	八五五	六二九	八九二	一六八	一、〇二四	三、八一一
編入	〇	一七六	三六四	一二	八三	四三	一、四四五
計	五、四四五	五、七五〇	四、七二六	六、六〇五	五、四一五	五、七一一	三三、六三一

二〇　増加排架図書統計　（単位冊）

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
一般考査閲覧室	一、九二一	二、八八	二、一二八	二、〇九	二、一七二	二、四四三	一五、三四一
法律政治図書館	二六一	四六六	二四四	一二九	三五九	一六七	一、六一六
国会分館	三九五	三六二	二七四	三〇五	五四五	二、三二九	
支部上野図書館	七三五	八三	六一四	三六六	四〇三	六五五	三、五六五
計	三、三九一	四、三五八	四、五三四	三、五六八	三、三九九	三、八一〇	三一、八七一

（注）増加排架図書は増加図書中整理済排架のもの及び無登録のまま排架したものである。

二一　総合目録カード作成及び繰込統計

カード作成数　（単位枚）

	基本カード	副出・参照カード	実際繰込数
四月	八、七一四	二、七九四	〇
五月	三、一六六	二、四二一	八、五五四
六月	五、四九六	二、八八五	〇
七月	三、一八六	二、三三一	二、九七九
八月	三、三五七	九三五	三、六〇六
九月	三、七九五	一、三三七	二、三四〇
計	一九、五五八	七、四六三	一七、五〇九

カード排列・繰込数　（単位枚）

	排列総数	撤去数	実際繰込数
四月	〇	〇	〇
五月	八、五五四	一四〇	八、五五四
六月	〇	〇	〇
七月	二、九七九	一四〇	二、九七九
八月	三、六〇六	一四〇	三、六〇六
九月	二、三四〇	八一六	二、三四〇
計	一七、五〇九	一、三三七	一七、五〇九

二二　印刷カード作成統計

年分	図書数	カード数
	冊分	枚
四月	一、〇三一	七八、一三一
五月	一、五七三	一三七、八五五
六月	一、〇九六	一五〇、三一八
七月	一、五五九	一三〇、九五〇
八月	一、七一六	一四四、八四七

九月	七八、五〇〇								
計	七七、六二一	七、八二六							

二三　写真複製統計

	マイクロフイルム ネガ	マイクロフイルム ポジ	印画	焼付記録写真	
四月	一三三		三六		
五月	二九八				
六月	一〇七	六〇	二		
七月	一〇	六〇			
八月	六六七		五九		
九月	一、一五六		六〇		
計	二、四八一	六〇	六一	枚	

二四　国際交換のため外国に送付した資料数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
図書	一六〇	三四五	一、一五五	三四三	四三三	一、〇一四	三、四九冊
雑誌	〇	三三四	一、〇一〇	一四七	一一七	三六種	
印刷カード	〇	〇	五三	〇	〇	二、〇四六	二、六三九枚

二五　国際交換により受理した資料数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
図書	三四八	六九	六五八	八五一	一六八	一、〇一四	三、二八冊
雑誌	一三五	一四九	一四	一〇四	二七三	一五四種	

二六　国際図書交換あつ旋統計

A　外国からの依頼により国内に配付した図書数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
	八二一	二、一二三	〇	一六	二、一六〇	一、七九四、七〇六包	

（冊数不明）

B　国内からの依頼により外国へ発送した図書数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
	二、五八八	三、九三二	四、〇三二	二、九二一	四、五五九	九、一三	二九、三三冊

二七　刊行物一覧表

刊行物名	大きさ	Page	刊行年月	備考
国立国会図書館公報　第三巻第四号―第三巻第九号	A4	一三	毎月二〇日	
収書通報　第三号	B5	五三	昭和二六年四月	
〃	〃	三四〇	〃	
〃	〃	四八	〃	
〃	〃	五五	〃	
〃	〃	四七	〃	昭和二四年度総括
〃	〃	六〇	〃	
〃	〃	三三〇	〃	
〃	〃	七六八	〃	
〃	〃	六〇	〃	
〃	〃	三六〇	〃	
〃	〃	七二	〃	
〃	〃	三七〇	〃	
〃	〃	五二	〃	
〃	〃	八〇	〃	
〃	〃	四〇	〃	
〃	〃	三八〇	〃	
〃	〃	三九〇	〃	
国内出版物目録　第三巻第六号	〃	八〇	〃	
〃	〃	九〇	〃	
〃	〃	一〇〇	〃	
〃	〃	一二〇	〃	
〃	〃	一三〇	〃	
〃	〃	一〇	〃	
〃	〃	二〇	〃	
〃	〃	三〇	〃	
〃　別冊　昭和三年度	〃	二三〇	〃	
全日本出版物総目録　第四巻第一号	〃	八五六	〃	
雑誌記事索引（人文）	〃	一三六	〃	
〃	〃	二三〇	〃	
〃	〃	三一〇	〃	
〃	〃	一四四	〃	
〃	〃	一五一	〃	
〃	〃	一四一	〃	
雑誌記事索引（自然）	B5	九七	昭和二六年四月	
〃	〃	一〇九	〃	
〃	〃	九九	〃	
〃	〃	七七	〃	
〃	〃	七五	〃	
〃	〃	八六	〃	
中国地方志綜録稿　三　安徽省	〃	三〇	〃	
国際連合ドキュメント解題　その二	〃	三〇	〃	
米国議会図書館参考局貸出部の概況	〃	八〇	〃	
中国地方志綜録稿　六　湖南省	〃	八〇	〃	
正岡子規研究文献目録稿	〃	九〇	〃	
Harold, J.L. に関する研究文献目録	〃	九〇	〃	
中国地方志綜録稿　五　湖北省	〃	九〇	〃	
米国政府行政部機構委員会報告書　第四巻	A5	九三	〃	
〃	〃	八六	〃	
〃	〃	一七	〃	
〃	〃	八三	〃	
拉葡日辞典　第二分冊	菊判 縦六・四寸 横四・四寸	三〇四	〃	

釈正徹書写本つれづれ種（上巻）　縦八・七寸　横七・四寸　三〇
〃　（下巻）　〃　一〇八
びぶろす　第二巻第四号　A5　三　昭和三六年四月
〃　〃　五〃
〃　〃　六〃
〃　〃　七〃
〃　〃　八〃
〃　〃　九〃
R・S・ハットン著
ASLIB の起源及び歴史（海外図書館情報別冊）B5　四三　〃　四〃

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館補正予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館補正予算予定経費要求書を審査し国立国会図書館法第二十八條の規定により送付する。

昭和二十六年十月二十三日

図書館運営委員長代理理事　羽仁　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

補正予算予定経費要求書

（部局）　国立国会図書館
（項）　国立国会図書館

事項	昭和二十六年度補正要求額 追加額（円）	追加定員（人）
国会職員の給與改善等に必要な経費	一六、六二三、〇〇〇	

（説明）　昭和二十六年一〇月より国会職員給與を改善するため必要な経費である。

事項	昭和二十六年度補正要求額 修正減少額（円）	減少定員（人）
節約による既定経費の減少	△　二、四二一、〇〇〇	

（説明）　既定の旅費及び物件費の予算を節約するため修正減少する。

事項	昭和二十六年度補正要求額 追加額（円）	追加定員（人）
人員整理に伴う退官退職手当等に必要な経費	三、二六八、〇〇〇	

（説明）　人員整理に伴い退職者に支給する退官退職手当等に必要な経費である。

事項	昭和二十六年度補正要求額 修正減少額（円）	減少定員（人）
人員整理に伴う既定経費の減少	△　四七、〇〇〇	一七

（説明）　人員整理に伴う既定人件費の不要額を修正減少する。

（項）　国立国会図書館営繕事務費

事項	昭和二十六年度補正要求額 修正減少額（円）	減少定員（人）
節約による既定経費の減少	△　二四、〇〇〇	—

（説明）　既定の物件費の予算を節約するため修正減少する。

事項	昭和二十六年度補正要求額 追加額（円）	修正減少額（円）	追加定員（人）	減少定員（人）
国立国会図書館計	一九、九〇〇、〇〇〇	△　二、九二二、〇〇〇	—	一七

上記補正要求額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

昭和二十六年度補正要求額

部、款、項、目	追加額（円）	修正減少額（円）	差引修正額（円）	備考
国会費				
国会	一六、九〇〇、〇〇〇	△　二、九二一、〇〇〇	一六、九二八、〇〇〇	
国立国会図書館	九、九〇〇、〇〇〇	△　二、九四八、〇〇〇	一六、九五二、〇〇〇	
二　職員基本給	二一、五七一、四〇〇	△　四七、〇〇〇	二一、一六四、四〇〇	
四　超過勤務手当	一、二九四、五〇〇		一、二九四、五〇〇	
五　諸手当	六、五四九、九〇〇		六、五四九、九〇〇	
八　旅費		△　三四七、〇〇〇	△　三四七、〇〇〇	
九　物品費		△　一、〇三三、〇〇〇	△　一、〇三三、〇〇〇	
一一　役務費		△　一、三〇七、〇〇〇	△　一、三〇七、〇〇〇	
一二　食糧費		△　三三、〇〇〇	△　三三、〇〇〇	
一四　立法資料調査委託費		△　三五、〇〇〇	△　三五、〇〇〇	
一四　文献摘録調査委託費		△　一六、〇〇〇	△　一六、〇〇〇	
一六　国家公務員共済組合負担金	四八四、二〇〇		四八四、二〇〇	
国立国会図書館営繕事務費				
九　物品費		△　二四、〇〇〇	△　二四、〇〇〇	
一一　役務費		△　三、〇〇〇	△　三、〇〇〇	
一二　食糧費		△　一〇、三〇〇	△　一〇、三〇〇	
		△　七〇〇	△　七〇〇	

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇七号　福島地方法務局塩川出張所存置に関する請願

第二一〇号　岐阜県高須町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願

第二一一号　北海道弟子屈町に区検察庁および簡易裁判所設置促進の請願

第二一二号　福島県石川町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願

第二一三号　福島地方法務局松川出張所存置に関する請願

第二一四号　福島地方法務局本宮出張所存置に関する請願

第二一五号　福島地方法務局野沢出張所存置に関する請願

第二一六号　福島地方法務局坂下出張所存置に関する請願（二通）

第二一七号　神戸地方法務局家島出張所存置に関する請願

第二一八号　金沢地方法務局中の島出張所存置に関する請願（三通）

第三五四号　三重県津地方法務局尾呂志出張所存置に関する請願

第三九二号　新潟県燕町に登記所設置の請願

第五六一号　新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願

第五九九号　鹿児島地方法務局佐多出張所存置に関する請願

第六六八号　大阪市北錦町に大阪拘置所移築反対の請願

第七六八号　新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

第七六九号　鳥取地方法務局岩井出張所存置に関する請願

第一〇七七号　広島地方法務局神辺出張所存置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第一号

福島地方法務局塩川出張所存置に関する請願

第一〇七号　福島県耶麻郡塩川町長　北村憲次郎提出

岐阜県高須町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願

第二一〇号　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉞司外三名提出

北海道弟子屈町に区検察庁および簡易裁判所設置促進の請願

第二一一号　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外一名提出

福島県石川町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願

第二一二号　福島県石川郡石川町石川地方町村会内　吉田嘉重外一名提出

福島地方法務局松川出張所存置に関する請願

第二一三号　福島県信夫郡金谷川村長　菅野貞次外九名提出

福島県地方法務局本宮出張所存置に関する請願

第二一四号　福島県安達郡本宮町　佐原栄一外百七十七名提出

福島地方法務局野沢出張所存置に関する請願

第二一五号　福島県河沼郡野沢町長　渡部晴松外九名提出

福島地方法務局坂下出張所存置に関する請願（二通）

第二一六号　福島県河沼郡坂下町長　新田金治外三十四名提出

神戸地方法務局家島出張所存置に関する請願

第二一七号　兵庫県飾磨郡家島町長　竹内與助外二名提出

金沢地方法務局中の島出張所存置に関する請願（三通）

第二一八号　石川県鹿島郡中の島村長　浅井恒次郎外四名提出

三重県津地方法務局尾呂志出張所存置に関する請願

第三五四号　三重県南牟婁郡尾呂志村長　田中保一外一名提出

新潟県燕町に登記所設置の請願

第三九二号　新潟県西蒲原郡燕町長　田巻甲外十二名提出

新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願

第五六一号　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外二名提出

鹿児島地方法務局佐多出張所存置に関する請願

第五九九号　鹿児島県肝属郡佐多町長　田中栄熊提出

大阪市北錦町に大阪拘置所移築反対の請願

第六六八号　大阪市北区北錦町四六　前田治一郎外十二名提出

新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

第七六八号　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外五名提出

鳥取地方法務局岩井出張所存置に関する請願

第七六九号　鳥取県岩美郡本庄村長　谷垣博義外八名提出

広島地方法務局神辺出張所存置に関する請願

第一〇七七号　広島県深安郡神辺町長　亀川正雄外七名提出

右十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

福島地方法務局塩川出張所存置に関する請願（第一〇七号）

請願者　福島県耶麻郡塩川町長　北村憲次郎

右の請願は

このたび、福島地方法務局塩川出張所が廃止せられるとのことであるが、管内町村長ならびに議会議長の協議を開いて、満場一致によつてその必要性を認め、その存置方を懇請することを決議したから、整理の実施せられる際においても、是非塩川出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高須町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願（第二一〇号）

請願者　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉞司外三名

右の請願は

岐阜県高須町を中心とする一帯は、揖斐、木曾、長良の三大河川に包囲されている上に沖積地特有の低湿地帯で幾多の大小河川や池沼が交さしているため、古来より交通機関に恵まれず、訴訟、訟願等はいまなお二十余キロ離れた大垣市迄多大の犠牲を拂つて出向く現状であつて、該地方住民の不利不便は言語に絶するものがあるから、本町に簡易裁判所および区検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道弟子屈町に区検察庁および簡易裁判所設置促進の請願（第二一一号）

請願者　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外一名

右の請願は

北海道弟子屈町は、阿寒国立公園地

帯にあつて内外客の往来ひん繁を極めているため、各種訴訟事件の処理に急速を要するが、本町には現在区検察庁および簡易裁判所が設置されていないので、多大の不便をしのんで釧路市まで出張処理している現状であるから、本地方の治安維持および民心安定のために、本町に区検察庁および簡易裁判所の設置を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県石川町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願（第二一二号）

請願者　福島県石川郡石川町石川地方町村会内　吉田嘉重外一名

右の請願は

石川郡は、県の南部に位し面積五百三十平方キロ、人口八万、戸数一万三千戸を有し農畜林鉱産資源が豊富である。しかして当地方における政治、経済、産業、教育、文化等の中心である石川町には各種官庁等がおおむね備つてきたが、いまだ簡易裁判所および区検察庁がないことは遺憾であるから、本町に簡易裁判所および区検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県石川町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願（第二一三号）

請願者　福島県信夫郡金谷川村長　菅野貞次外九名

右の請願は

行政機構改革のために福島地方法務局松川出張所が廃止されることは本地方行政事務各般の支障を招来するから、存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島地方法務局本宮出張所存置に関する請願（第二一四号）

請願者　福島県安達郡本宮町　佐原栄一外百七十七名

右の請願は

福島地方法務局本宮出張所は、明治二十六年開設以来既に五十八年の古き歴史を有し、その管轄区域は現在二町八箇村の広はんなる地域にわたり、従つて毎年度の登記件数も非常に多いので、伝えられるような行政機構改革によつて本出張所が廃止され他管に併合されるようなことになれば関係民のこうむる不利不便ははなはだしく真に寒心にたえないから、本出張所の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島地方法務局野沢出張所存置に関する請願（第二一五号）

請願者　福島県河沼郡野沢町長　渡部晴松外九名

右の請願は

福島地方法務局野沢出張所は、同県の最西端新潟県境に接する野沢町外四箇村を管轄しているが、同地方は積雪量の最も多いべき地であるため、交通の便も悪く、加えて目下縣案中の只見川水系電源開発による上野尻発電所の建設を間近にひかえて相当の土地異動が予想されるとき、不幸にして出張所の廃止が実現されることになれば関係地方民の不利不便はもち論時間的にも経済的にも及ぼす影響はじん大であるから、地方民生安定のため本出張所の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島地方法務局坂下出張所存置に関する請願（二通）（第二一六号）

請願者　福島県河沼郡坂下町長　新田金治外三十四名

右の請願は

今回福島法務局坂下出張所が行政整理の対象となつて廃止されるとのことであるが、同所の管轄町村は坂下町外十一箇村であつて土地の総筆数は十七万余筆家屋とう数は一万六千余の多きに達している。加えて当地方は冬季の積雪量多く交通と絶も再三に止まらない状態であつて万一本出張所が廃止されるようなことになれば、関係民の不利不便はじん大であるから、本地方の特殊事情を考慮して従前通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神戸地方法務局家島出張所存置に関する請願（第二一七号）

請願者　兵庫県飾磨郡家島町長　竹内與助外二名

右の請願は

兵庫県家島町は、姫路市飾磨港より南西三十キロ余の播磨なだの中に点在する島よりなり、極めて不便なへき地で、このため、大正十年七月一日当時村民の嘆願によつて、神戸地方法務局家島出張所が設置されたのである。しかし、今回の行政整理と機構縮少によつて、本出張所が廃止されるようなことになれば町民の受ける不便不利益はじん大であるから、この間の特殊事情を充分検討の上存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金沢地方法務局中の島出張所存置に関する請願（三通）（第二一八号）

請願者　石川県鹿島郡中の島村長　浅井恒次郎外四名

右の請願は

金沢地方法務局中の島出張所は、その所在地能登島が、本土と海上交通によらねばならない地理的条件を考慮して、明治二十九年十月十五日設置されたものである。しかるに今回の行政機構改革によつて、年間その取扱件数が僅少との理由で廃止されるようなことになると、島民の受ける不便不利益はじん大であるから、この間の特殊事情および本島開発計画に伴う登記事務の漸増等を充分検討の上存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三重県津地方法務局尾呂志出張所存置に関する請願（第三五四号）
請願者　三重県南牟婁郡尾呂志村長　田中保一外一名
右の請願は
行政機構の改革に伴い津地方法務局尾呂志出張所を廃止または統合することとなれば、当出張所管内の尾呂志村、入鹿村、西山村住民の時間的、経済的に受ける負担がはなはだしいから、当出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟県燕町に登記所設置の請願（第三九二号）
請願者　新潟県西蒲原郡燕町長　田巻甲外十二名
右の請願は
新潟県燕町登記所の設置については、第九国会において陳情が採択され、当局の援助によつて設置が認められたのであるが、事務所の建設が財政上の理由から進ちよくせず本年度中は実現困難な実情にあるから、当面の事務処理のため、既存建物の一部を借上改修しているから事務所が建設されるまで右建物を使用して登記所の設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願（第五六一号）
請願者　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外二名
右の請願は
今回の行政整理により法務局管内の出張所が、整理統合されるよしであるが、本松代出張所在地は全国一の積雪地帯で冬季半歳は交通がと絶され、万一本出張所が廃止または移転の場合は、地方民の不便この上なく、登記事務にも支障をきたすこととなるから、本地方の特殊事情に鑑み、現在のまま存置の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鹿児島地方法務局佐多出張所存置に関する請願（第五九九号）
請願者　鹿児島県肝属郡佐多町長　田中栄熊
右の請願は
鹿児島地方法務局佐多出張所は、創設以来五十八年間にわたつて、同地方の登記事務を始め、土地家屋台帳事務、その他民法関係の斡旋、相談所として心から親しまれてきた。しかるに今回の行政機構整理によつて、同出張所の廃止が伝えられているが、これが実現すると、交通不便な同地方の法務関係事務はいちじるしい支障を受けるばかりでなく、地方住民の福祉および産業開発に多大の損失を與えるから、同出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大阪市北錦町に大阪拘置所移築反対の請願（第六六八号）
請願者　大阪市北区北錦町四六　前田治一郎外十二名
右の請願は
法務当局は、大阪市北区若松町所在の大阪拘置所を、近く同区内の北錦町に移築する由であるが、北錦町は大阪市の商店街および密集する住宅街の中央部に位し、また一日十万の乗降客を持つ国電天満駅を控えるため混雑がはなはだしく、被害者を収容する拘置所の所在地として極めて不適当であるばかりでなく、社会風教上はもとより近接の小中学校の教育にも良くないから、同拘置所の北錦町移築を取り止められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願（第七六八号）
請願者　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外五名
右の請願は
わが国の各種登記事務は、新法令の制定に伴い増加の一途にあり、とくに昨年八月の土地家屋台帳法および関係法令の改正によつて、従来税務署の所管であつた土地家屋台帳事務が移管されたため、繁雑を極めている。しかるに近く予定されている行政整理の一環として登記事務の管轄変更が伝えられているが、万一実現される場合、事務の遅延による地方住民の時間的経済的損失はばく大なものとなるから、交通不便な山間地方にあり、しかも豪雪地帯にある新潟地方法務局須原出張所を従来通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取地方法務局岩井出張所存置に関する請願（第七七九号）
請願者　鳥取県岩美郡本庄村長　谷垣博義外八名
右の請願は
近く予定されている行政整理の一環として、鳥取地方法務局岩井出張所の廃止が伝えられているが、同出張所が万一廃止された場合、現在同出張所の管轄にある九箇町村の不便と経済的損失はいちじるしいものとなるから、同地方の地理的交通的特殊事情を考慮の上、同出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島地方法務局神辺出張所存置に関する請願（第一〇七七号）
請願者　広島県深安郡神辺町長　亀川正雄外七名
右の請願は
広島県神辺町所在の広島地方法務局神辺出張所の取扱件数は今後益々増加することが予想されているから、同出張所の廃止統合等を行うことなくこれが存続を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三七号　秋田地方法務局強首出張所存置に関する陳情
第四九号　岐阜県高須町に簡易裁判所設置の陳情
第五〇号　高知地方法務局豊永出張所存置に関する陳情
第一〇六号　高知地方法務局三瀬出張所存置に関する陳情
第一六四号　各種登記事務改善に関する陳情
第一七五号　浦和地方法務局野上出張所存置に関する陳情
第二〇三号　住民登録法施行促進等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十四日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第一号

秋田地方法務局強首出張所存置に関する陳情

第三七号　秋田県仙北郡強首村長　小山田久外五名提出
岐阜県高須町に簡易裁判所設置の陳情

第四九号　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉞司外三名提出
高知地方法務局豊永出張所存置に関する陳情

第五〇号　高知県長岡郡大杉村長　秋山重美外五名提出
高知地方法務局三瀬出張所存置に関する陳情

第一〇六号　高知県吾川郡三瀬村長　浜田悦穂外七名提出
各種登記事務改善に関する陳情

第一六四号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一第一東京弁護士会長　木村篤太郎提出
浦和地方法務局野上出張所存置に関する陳情

第一七五号　埼玉県秩父郡野上町長　村田義六外二十六名提出
住民登録法施行促進等に関する陳情

第二〇三号　岐阜県多治見市長　金子義一提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十四日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

秋田地方法務局強首出張所存置に関する陳情（第三七号）

陳情者　秋田県仙北郡強首村長　小山田久外五名

右の陳情は

今回の行政機構改革に伴い秋田県強首村所在の秋田地方法務局強首出張所は、地方出先機関として整理の対象となる由であるが、仮に機構縮少により同出張所が事務停止または廃止せられる場合、同出張所管轄の強首村、淀川村、大正寺村の住民は地形的な障害と経済的にもしん大な支障をきたし、一般住民の登記事務、地方公共団体の徴税事務その他行政事務はいちじるしく澁滞せざるを得ない状況におかれることとなるから、同出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高須町に簡易裁判所設置の陳情（第四九号）

陳情者　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉞司外三名

右の陳情は

岐阜県高須町地方は、交通機関に乏しく徒歩あるいは自転車を主な交通機関としているが、簡易裁判所がないため、一度訴訟訴願等の節は、二十余キロも離れた大垣まで出向かなければならず、地元民の不便がはなはだしいから、同地方の政治経済産業学術等の中心地である高須町に簡易裁判所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知地方法務局豊永出張所存置に関する陳情（第五〇号）

陳情者　高知県長岡郡大杉村長　秋山重実外五名

右の陳情は

高知地方法務局豊永出張所は、元高知区裁判所豊永出張所として創設されて以来、山村の交通不便な広範囲な区域を管轄してきた。しかるに近く実施される行政整理によつて、事務の停止あるいは、他の出張所に委任されるとのことであるが、もし事務の停止あるいは、出張所へ委任がなされると、同地域の諸官公署および村民に、経済的ならびに労力的に多大の影響を與えるから、高知地方法務局豊永出張所を現在通り存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知地方法務局三瀬出張所存置に関する陳情（第一〇六号）

陳情者　高知県吾川郡三瀬村長　浜田悦穂外七名

右の陳情は

行政機構改革に伴う人員整理により各官庁の廃止統合が伝えられるが、これが地方法務局管内の出張所にまで影響を及ぼすことは関係村民の最も憂慮するところである。ことに三瀬出張所開庁以来管内住民の受けた利益は多大であり相続税、地方税法等の改正後における登記事務はますます複雑多岐にわたるので、仮に当出張所の廃止を見るときは住民の不便はもとより登記のための負担は加重せられ到底たえ得ないから、当出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

各種登記事務改善に関する陳情（第一六四号）

陳情者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一第一東京弁護士会長　木村篤太郎

右の陳情は

大蔵省は、昭和二十五年八月税務署の土地家屋台帳事務を法務府に移管したが、法務府では経費の制約によりこれに応ずる受け入れ体制を整備し得なかつたため、すべての登記事務はいちじるしく澁滞し、国民の権益に多大なる損害を與えているから、緊急にこれが応急対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浦和地方法務局野上出張所存置に関する陳情（第一七五号）

陳情者　埼玉県秩父郡野上町長　村田義六外二十六名

右の陳情は

行政整理に伴い埼玉県野上町、皆野町、国神村、金沢村の二町二箇村を管轄する浦和地方法務局野上町出張所の事務が停止されるとのことであるが、五十余年の伝統をもつ野上出張所は、今後も存置して、住民の繁栄と発展に寄与されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住民登録法施行促進等に関する陳情（第二〇三号）

陳情者　岐阜県多治見市長　金子義一

右の陳情は

明年七月一日施行予定の住民登録法は、行政上最も適切かつ重要な法律であるから、早急施行せられたい。なお、その経費については、地方財政は極度に困渇しているから、全額国費をもつて支弁せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十四号参照〕

審査報告書

所得税法の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　宗司　　清澤　俊英

森　八三一　　菊田　七平

山本　米治　　愛知　揆一

岡崎　眞一　　黒田　英雄

田村　文吉　　小林　政夫

小宮山常吉　　菊川　孝夫

松永　義雄　　伊藤　保平

大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民生活の実情にかんがみ、昭和二十六年分の所得税について基礎控除及び扶養控除の引上等の措置を講じ、また、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給與所得及び退職所得に対する所得税の源泉徴収の特例を設けるとともに、新たに同期間内の株式配当等に因る所得に対する所得税の源泉徴収の制度を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

所得税負担の軽減に資するとともに、配当所得に対する課税の適正を期し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　　黒田　英雄

小宮山常吉　　伊藤　保平

愛知　揆一　　大矢半次郎

森　八三一　　清澤　俊英

岡田　宗司　　菊田　七平

山本　米治　　木村禧八郎

菊川　孝夫　　松永　義雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における企業の実情にかんがみ、公益法人及び特別の法人を除く一般の法人に対する法人税を増徴するとともに、新たに徴収猶予の制度を設け、また、合併法人の中間申告制度を合理化しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

法人と個人との税負担の均衡を調整するとともに法人税の円滑な納付に資する等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　　森　八三一

菊田　七平　　山本　米治

木村禧八郎　　松永　義雄

大矢半次郎　　伊藤　保平

田村　文吉　　小宮山常吉

黒田　英雄　　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、物品税の性質を明確にするとともに、これに伴い、物品税を課せられる物品の製造者及び販売者に対し、物品税額の表示等の義務を課そうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

輸出貿易の振興に資する等の利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

糸価安定特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　　菊田　七平

山本　米治　　木村禧八郎

森　八三一　　岡崎　眞一

黒田　英雄　　小宮山常吉

田村　文吉　　伊藤　保平

大矢半次郎　　松永　義雄

菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、繭糸価格安定法に基く生糸の売買等について、政府の経理を明確にするため、糸価安定特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

生糸の売渡又は買入等これに関する経理を一般会計と区分して、その状況を明確ならしめ得る利益がある。

三、費用

本法施行のため、糸価安定特別会計の資本として昭和二十六年度特別会計予算補正に三十億円が計上されている。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二七号、第二五三号　元傷い軍人の恩給増額に関する請願

第六〇八号　傷い恩給改正に関する請願
第四〇一号、第九〇一号　元傷い軍人および軍属の恩給制度改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第一号

元傷い軍人の恩給増額に関する請願

第一二七号　石川県小松市松任町七一　中富次平外千八百十七名提出
第二五三号　宮城県仙台市燕沢住宅六二　伊藤益次郎外一名提出

傷い恩給改正に関する請願

第六〇八号　神奈川県小田原市風祭四一二　宮本辰蔵外六十八名提出

元傷い軍人および軍属の恩給制度改正に関する請願

第四〇一号　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外四十九名提出
第九〇一号　福岡県八女郡北山村一、〇六〇ノ一　川島多作外九十九名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

元傷い軍人の恩給増額に関する請願（七通）（第一二七号、第二五三号）

請願者　石川県小松市松任町七一　中富次平外千八百十七名
請願者　宮城県仙台市燕沢住宅六二　伊藤益次郎外一名

右の請願は元傷い軍人に対する補償は、恩給として年金または一時金が支給されているが、その金額は国家公務員に対する恩給額に比してはなはだ少額であるから、これら元傷い軍人の窮状を考慮され適当な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い恩給改正に関する請願（第六〇八号）

請願者　神奈川県小田原市風祭四一二　宮本辰蔵外六十八名

右の請願は元軍人、軍属の傷い者は、純然たる公務に基く傷い者であるのに、現行のように一般公務員との間に恩給年額において差別的厚薄があるのは、はなはだ不合理であるから、すみやかに昭和二十一年勅令第六十八号（現行傷い恩給令）を改正し、現行公務員の傷い者の受けている恩給年額と同額に増額支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人および軍属の恩給制度改正に関する請願（第四〇一号、第九〇一号）

請願者　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外四十九名
請願者　福岡県八女郡北山村一、〇六〇ノ一　川島多作外九十九名

右の請願は元傷い軍人および軍属の恩給支給者は、一般公務員の恩給受給者に比し差別的冷遇または特別扱を受けて、その生活は言語に絶する窮状に陥つているが、元傷い軍人および軍属も愛国のための公務傷病であるから、旧軍人、軍属傷病恩給を、旧傷病恩給へ復元するか、現行法の額を増額するよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇号　地方債に対する制限緩和等の請願
第一一号　地方税制等に関する請願
第一二号　地方自治権尊重に関する請願
第一四号　自治体警察強化に伴う経費の財源付與の請願
第一五号、第三五二号、第三五三号、第四八二号、第六六五号、第七三三号、第八二六号、第八二七号、第一〇三一号、第一〇九八号、第一一二一四号　平衡交付金増額等に関する請願
第四一号　災害復旧工事費起債等の措置に関する請願
第一二二号　小樽市の起債わく等増額に関する請願
第一六九号　狩猟者税を目的税とするの請願
第二六四号　失業対策事業費起債増額に関する請願
第三五一号　行政事務再配分等実施促進に関する請願
第四二八号　六・三制教育整備費起債に関する請願
第四五九号　京都市の都市計画用地買収費起債等に関する請願
第四八三号　道路事業費起債許可に関する請願
第五二〇号　消防施設費起債に関する請願
第五五一号、第六六四号、第八九三号、第九三〇号、第一〇〇二号、第一〇五九号、第一八九号　平衡交付金増額に関する請願
第六三一号　旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願
第六四一号　都市の清掃事業施設費の財源措置に関する請願
第七一〇号　野球入場税設定に関する請願
第七七〇号　地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願
第八〇九号　町村議会事務局設置に関する請願
第八二五号　五大市の平衡交付金等増額に関する請願
第八三二号　ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願
第八三七号　合併町村に特別平衡交付金配分の請願
第八四七号、第九六八号、第九六九号、第九七二号、第一〇〇一号、第一〇三七号、第一〇五三号、第一〇六〇号、第一〇六一号、第一〇九二号、第一一一五号、第一一三二号、第一一三三号、第一一三四号、第一一三九号、第一一五六号、第一一八七号、第一二〇〇号、第一二〇六号、第一二〇七号、第一二一五号、第一二一三号、第一二一四号、第一二一四八号、第一二五九号、第一二七五号　営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
第一〇七六号　平衡交付金増額および六・三制教育確立に関する請願（二通）

第一一四五号　地方財政法中一部改正に関する請願
第一一六一号、第一一六二号　自動車税引上げ反対に関する請願
第一一七九号　地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に関する請願
第一二六四号　中学校建築費起債許可に関する請願
第一二八五号　平衡交付金配分に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

地方債に対する制限緩和等の請願
第一〇号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出
地方税制等に関する請願
第一一号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出
地方自治権尊重に関する請願
第一二号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出
自治体警察強化に伴う経費の財源付與の請願
第一四号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出
平衡交付金増額等に関する請願
第一五号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出
第三五二号　宮城県議会議長
今野貞亮外七名提出
第三五三号　福島県議会議長
蓮沼龍輔提出
第四八二号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
第六六五号　山口県小野田市長　姫井伊介外一名提出
第七三三号　山口県小野田市長　姫井伊介外一名提出
第八二六号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金刺不二太郎外三名提出
第八二七号　鹿児島県山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
第一〇三一号　福島県相馬郡磯部村議会議長　寺島源治提出
第一〇九八号　島根県松江市東本町一　管田幸一外五百七十一名提出
第一二一四号　山梨県南巨摩郡鰍沢町南巨摩町村議会議長会内　志村宗利外二百九十七名提出
災害復旧工事費起債等の措置に関する請願
第四一号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出
小樽市の起債わく等増額に関する請願
第一二二号　北海道小樽市長
安達與五郎提出
狩猟者税を目的税とするの請願
第一六九号　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本猟友会長　徳川義親外一名提出
失業対策事業費起債増額に関する請願
第二六四号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
行政事務再配分等実施促進に関する請願
第三五一号　宮城県議会議長
今野貞亮提出
六・三制教育整備費起債に関する請願
第四二八号　愛知県半田市議会議長　小栗衡平提出
京都市の都市計画用地買收費起債等に関する請願
第四五九号　京都市議会議長
竹内忠治提出
道路事業費起債許可に関する請願
第四八三号　東京都港区海岸通り一ノ二五全国道路利用者会議会内　久保田敬一提出
消防施設費起債に関する請願
第五二〇号　岩手県盛岡市内丸一岩手県消防団長会内　佐々木卯右エ門提出
平衡交付金増額に関する請願
第五五一号　三重県一志郡中川村字小川　村林良次外四千四百四十三名提出
第六六四号　広島県芦品郡新市町長　唐川嘉市外十九名提出
第八九三号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦提出
第九三〇号　京都府福知山市役所内福知山市役所職員組合内　垣尾雅已外一万二千名提出
第一〇〇二号　宮崎県東諸県郡穆佐村小山田　柏山武夫外九千三百三十名提出
第一〇五九号　宮崎県兒湯郡高鍋町高鍋西中学校内　井上文雄外一万一千八十九名提出
第一一八九号　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠德提出
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願
第六三一号　札幌市北一條西三ノ三北海道旅館商業協同組合理事長　佐々木德三郎提出
都市の清掃事業施設費の財源措置に関する請願
第六四一号　北海道札幌市長
高田富與提出
野球入場税設定に関する請願
第七一〇号　東京都中央区木挽町四ノ三セントラル野球連盟会内　松島鹿夫外一名提出
地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願
第七七〇号　東京都千代田区霞ケ関三ノ四ノ三日本化学工業協会内　原安三郎提出
町村議会事務局設置に関する請願
第八〇九号　鹿児島市山下町三七鹿児島町村議会議長会内
高野季信提出
五大市の平衡交付金等増額に関する請願
第八二五号　名古屋市長　塚本三外四名提出
ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願
第八三二号　鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
合併町村に特別平衡交付金配分の請願
第八三七号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太提出
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
第八四七号　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　阿由葉幸司外一名提出
第九六八号　富山市表町四富山県販売購買農業協同組合連合会長理事　吉田実提出
第九六九号　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四足助貨物株式会社々長　宇井武夫提出
第九七二号　高知市種崎町五三　宮崎開作提出
第一〇〇一号　東京都中央区銀座東一ノ二社団法人東京トラック協会長　阿由葉幸司提出
第一〇三七号　福井県武生市北吾妻町二四越前貨物自動車株式会社取締役社長　小島政次郎外三名提出
第一〇五三号　愛知県豊橋市花田町東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信提出
第一〇六〇号　熊本県トラック協会内　渡辺幸義提出
第一〇六一号　愛媛県松山市宮田町愛媛県通運協会内　德弘文治提出
第一〇九二号　神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄提出
第一一一五号　高知市駅前町六高知県合同運送株式会社取締役社長　里見正房外一名提出
第一一三二号　滋賀県神崎郡八日市町大字浜野九〇ノ一湖東陸運株式会社取締役社長　岡栄吉外三名提出

第一一三三号　大分県中津市大字島田三一八ノ一一二豊運送株式会社取締役社長　深尾新吉提出
第一一三四号　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義提出
第一一三九号　山口市大字上宇野令三四七ノ四山口県トラック協会内　市木乃四提出
第一一五六号　名古屋市中川区富船町四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社社長　板橋清蔵提出
第一一八七号　静岡県小笠郡掛川町南西郷八二遠州貨物自動車株式会社取締役社長　鈴木政一外一名提出
第一二〇〇号　佐賀県西松浦郡万里町大字新田一七五西松浦通運株式会社専務取締役　松本鶴次提出
第一二〇六号　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物運送株式会社取締役社長　平佐京太郎外四名提出
第一二〇七号　大分市若松通り一四五大分食糧運送株式会社取締役社長　小原義仲提出
第一二一五号　別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社取締役社長　八坂善一郎提出
第一二二二号　山形市香澄町字大宝寺五〇九第一貨物自動車株式会社取締役社長　酒井久三郎提出
第一二二三号　宮城県仙台市東七番丁一二三宮城貨物自動車運送株式会社取締役社長　河村仲二提出
第一二二四号　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町寺河戸一〇七六ノ一東濃陸運株式会社取締役社長　近藤一郎外一名提出
第一二四八号　長崎市桶屋町五〇長崎貨物自動車運送株式会社取締役社長　森平市提出
第一二五九号　長崎市要町八長崎トラック株式会社取締役社長　馬場政吉提出
第一二七五号　横浜市西区高島通り二ノ三〇東海運送株式会社取締役社長　中島為好提出

平衡交付金増額および六・三制教育確立に関する請願（二通）
第一〇七六号　福島県相馬郡原町　牛渡整外千百四十名提出

地方財政法中一部改正に関する請願
第一一四五号　東京都千代田区霞ケ関一ノ二警視庁内全国自治体公安委員会連絡協議会内　小畑惟清提出

自動車税引上げ反対に関する請願
第一一六一号　福岡市薬院大通二交通会館内福岡県自家用自動車組合連合会内　中村義麿外三十名提出
第一一六二号　福島県平市田町六八福島県浜通自家用自動車組合内　佐藤三平提出

地方財政平衡交付金法第十二条中一部改正に関する請願
第一一七九号　北海道函館市立函館幼稚園内　屋代キサ外十二名提出

中学校建築費起債許可に関する請願
第一二六四号　青森県東津軽郡野内村長　赤坂福松提出

平衡交付金配分に関する請願
第一二八五号　広島県賀茂郡西條町賀茂郡町村会内　本田卓郎提出

右七十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
地方行政委員長　西郷吉之助
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

地方債に対する制限緩和等の請願（第一〇号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は
政府は地方債に対して非常に強い制限を加え、本年度地方債公共団体に対する起債のわくは四百億に制限され、さらに従来全額国庫負担であつた災害復旧費約百十億が地方債のわくに食い込み実質的には二百九十億であるため緊急最少限度の施設すら施行不可能な現状であるから、地方債発行に関する現行諸制限を緩和せられたい。また地方自治体の財政は税収入に他の国有財源を含めても人件費経常的経費を経理する程度にすぎないから、平衡交付金の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税制等に関する請願（第一一号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は
最近都道府県税、市町村税及び平衡交付金制度の改正が伝えられているが、これらの改正意見によれば、固定資産税の一部を都道府県財源に移譲する等地方税制の原則ともいうべき独立税主義の租税体系を否定して附加税主義に改悪し、ひいては地方税制の基盤を破壊するものであるから、住民に直結する市町村第一主義の行政事務再配分を実施するとともに、これに即応する地方税制の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治権尊重に関する請願（第一二号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は
講和会議も終え、自主的態勢強化の線に沿うて法令の全面的再検討が行われることは喜ばしいことであるが、民主々義の育成強化は将来につながる必要事であるから、憲法に明記されている地方自治権の尊重については格段の考慮を拂われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自治体警察強化に伴う経費の財源付與の請願（第一四号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は
警察法の一部が改正され、自治体警察においても地方的要求に応じて定員を決定できることになつたが、これに要する財源については別に考慮されていないため、増員に伴う経費は市財政にとつて過重の負担となつているから、治安確保の重要性を考慮の上、従来の交付金とは別個に補助金を交付する等自治体警察強化に伴う財源付與について適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する請願（第一五号、第三五二号、第三五三

号、第四八二号、第六六五号、第七三三号、第八二六号、第八二七号、第一〇三一号、第一〇九八号、第一二一四号）

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介外一名

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介外一名

請願者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金刺不二太郎外三名

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

請願者　福島県相馬郡磯部村議会議長　寺島源治

請願者　島根県松江市東本町一　管田幸一外五百七十一名

請願者　山梨県南巨摩郡鰍沢町南巨摩郡町村議会議長会内　志村宗利外二百九十七名

右の請願は

地方財政の危機打開については、地方財政委員会と大蔵省の見解に大きな食違いがあり、いまなお結論が得られないことは、補正予算の編成を控え、財政窮乏の地方公共団体に多大な不安を與えているから、地方財政委員会の主張する平衡交付金の増額および起債わくの拡大を是非実現せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧工事費起債等の措置に関する請願（第四一号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

七月、全国に襲来した豪雨は各地にじん大なる損害を與えたが、中でも都市のうけた被害は実に大きく、これが復旧には巨額の費用を要し、現行制度の下では地方公共団体としては到底まかない得ないから、応急融資、特別助成、起債の大幅増額許可等の非常措置により復旧の手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小樽市の起債わく等増額に関する請願（第一二二号）

請願者　北海道小樽市長　安達與五郎

右の請願は

市の財政の円滑な運営を期するためには財政の裏付けが必要であるが、小樽市の財政は極力経費の節減と歳入の確保に努力したにもかかわらず昭和二十四年度二千二百余万円、昭和二十五年度五千九百余万円の赤字を生じ各々翌年度の歳入を繰り上げて充当するという非常手段を採らざるを得なかつた実情であるから、本市財政の実態と理由により起債わくおよび平衡交付金予算総額の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

狩猟者税を目的税とするの請願（第一六九号）

請願者　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本狩猟友会長　徳川義親外一名

右の請願は

現行狩猟者税は、高額にすぎるため一般狩猟者はその負担にたえかねて毎年減少の傾向にあり、これに反して密猟者が増加したため、鳥獣資源は急激に減少し、各種害虫の発生をほしいままにしている現状であるから、現行狩猟者税を二千四百円以下の目的税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業費起債増額に関する請願（第二六四号）

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名

右の請願は

呉市の失業問題は、依然深刻困難で完全失業者は一万三千名に達しその内日々の生活不安におののく日雇労務者の数は六千五百名に上つている。しかして、これらの者の最大の職場は、失業対策事業であり、呉市としては、今日與えられたわくを維持することは絶対に必要であるが、市の財政の窮迫はその極に達し、本事業に対する市負担財源のねん出は到底不可能な現状であるから、同市の失業対策事業に対する起債額を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行政事務再配分等実施促進に関する請願（第三五一号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮

右の請願は

行政事務再配分については、すでに要望してきたところであるが未だその実行の段階に至らないことは、地方自治確立上遺憾であるから、すみやかに合理的な事務配分を実施せられるとともに、各種行政委員会制度についても行政事務の簡素化は地方財政の面からもすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育整備費起債に関する請願（第四二八号）

請願者　愛知県半田市議会議長　小栗衛平

右の請願は

六・三制実施以来教育の重要性に鑑みあらゆる犠牲を拂いつつ、義務教育の整備充実に努めてきたのであるが、戰災復興と戰後経済の動向は極度に市財政の窮迫をきたし、未だに整備の域に達しない。政府は従来六・三制整備の認証補助額と同額の起債を認めたのであるが、今回これを三パーセント減額しようとする趣であるが、かくては市財政の過重な負担となり施設の整備すい行は困難となり、ひいては教育の振興を阻害するものであるから、認証補助額と同額の起債を認められるような措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都市の都市計画用地買収費起債等に関する請願（第四五九号）

請願者　京都市議会議長　竹内忠治

右の請願は

戦時中の建物強制疎開によつて、京都市は建物一万二千戸、敷地四十一万一千坪の疎開を実施したが、終戦後その内二十一万五千坪を都市計画用地に決定し、街路、広場、児童公園の敷地については国庫の補助によつて買借し、昭和二十四年以降は単独市費によつて買借を続け現在に至つている。しかるにこれら工事の進展にかかわらず、各施設の敷地買収が遅々として進まず、前記二十一万五千坪の内十万坪が未買収のまま放置されているため、旧土地所有者は生活上苦境に陥り、早期買収を希望しているが市財政では買収不能であるから、用地買収費の地方起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路事業費起債許可に関する請願（第四八三号）

請願者　東京都港区海岸通一ノ二五全国道路利用者会議会内　久保田敬一

右の請願は

道路事業費の内その地方負担額は、地方財政窮乏のため財源を得られずやむを得ず一部を起債に求めているのであるが、例年その許可に当つては大幅な削減を加えられ殊に道路補修費に対しては単に補修費であるというだけで起債の対象から除外していることは不合理であるから、本年度においては是非とも道路事業費に対する起債については全面的にかつ優先的に許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防施設費起債に関する請願（第五二〇号）

請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県消防団長会内　佐々木卯右エ門

右の請願は

現下の地方財政の窮迫は、消防財源の確保を困難にし、消防施設の整備、拡充を不可能にしているから、これが打開のために起債わくの大幅引上げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額に関する請願（第五五一号、第六六四号、第八九三号、第九三〇号、第一〇〇二号、第一〇五九号、第一一八九号）

請願者　三重県一志郡中川村字小川　村林良次外四千四百四十三名

請願者　広島県芦品郡新市町長　唐川嘉市外十九名

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦

請願者　京都府福知山市役所内福知山市役所職員組合内　垣尾雅巳外一万二千名

請願者　宮崎県東諸県郡穆佐村小山田　柏山武夫外九千三百三十名

請願者　宮崎県児湯郡高鍋町高鍋西中学校内　井上文雄外一万一千八十九名

請願者　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠徳

右の請願は

地方自治団体の財政窮乏は、その極に達し公共事業をはじめ、産業復興の諸政策は、破局の一歩前にある実状であるから、地方財政委員の主張する平衡交付金の増額を実現するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願（第六三一号）

請願者　札幌市北一条西三ノ三北海道旅館商業協同組合理事長　佐々木徳三郎

右の請願は

旅館の宿泊料を遊興飲食税の対象として課税することは、不合理であるから、旅館の宿泊料を遊興飲食税の対象から除外するか、または大幅修正等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市の清掃事業施設費の財源措置に関する請願（第六四一号）

請願者　北海道札幌市長　高田富與

右の請願は

都市における清掃施設の現況は、道路、下水、側溝の事業とともに極めて不充分な状態にあり、最近全国的に発生しつつある赤痢を始めとする各種伝染病の防止対策よりしても、清掃事業を主体とする環境衛生の整備改善は、緊急を要する問題であるから、清掃事業施設費に対する起債の優先的取扱を認めると同時に、平衡交付金の算定に際し同事業関係の測定単位を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野球入場税設定に関する請願（第七一〇号）

請願者　東京都中央区木挽町四ノ三セントラル野球連盟会内　松島鹿夫外一名

右の請願は

現下のプロ野球の経営困難は、十割の入場税にあるから、これが打開のため、一般興業事業に対する入場税と区別して野球入場税を新設し税率を二割に軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願（第七七〇号）

請願者　東京都千代田区霞ケ関三ノ四ノ三日本化学工業協会内　原安三郎

右の請願は
産業用電力およびガスに対する課税そのものの全面的廃止は、その消費税的、二重課税的性格よりみて妥当と考えられるから、原則的に免税とせられるとともにもし産業用電力について種々の関係で免税が不可能の場合は電力を原料のように使用し、電気料金の負担がいちじるしく大きな電解、電炉工業製品、ならびに輸出入貿易上重大な影響の及ぶもの、および肥料等、国民生活に直接関係のあるものや重要基礎物資と見なされるもの等は非課税品目とするよう現行の地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村議会事務局設置に関する請願（第八〇九号）

請願者　鹿兒島市山下町三七鹿兒島町村議会議長会内　高野季信

右の請願は
わが国民主化の基盤である町村議会の自主確立と使命の完すい、運営の円滑を期するため、地方自治法第一三八條第二項を「市町村の議会は、條例の定めるところにより事務局を置くことができる」と改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五大市の平衡交付金等増額に関する請願（第八二五号）

請願者　名古屋市長　塚本三外四名

右の請願は
五大市の財政状態は、ややもすれば余裕あるかのごとく誤り伝えられているが財政の窮迫は本年度に至つて正に極点に達したの感があるから、地方財政が全国家計画の一環を担当している現状に照し、かつまたとくに五大市がわが国力に対して担う義務と責任を充分考慮せられ、さきに地方財政委員会設置法第十三條に基き提出された額まで地方財政平衡交付金、補助金および起債額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願（第八三二号）

請願者　鹿兒島市山下町三七鹿兒島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は
ルース台風による鹿兒島県の市町村の公共施設の損害は実に三十八億円にも達し、これが復旧には地元においても約十八億円の巨額を負担することになり、破たんの危機にたつ地方財政では到底不可能であるから、今次災害復旧費の地元負担額は全額起債を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合併町村に特別平衡交付金配分の請願（第八三七号）

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太

右の請願は
合併町村に対する平衡交付金の普通交付金は、現法により減少し、さらに合併のために生じた諸事業は当てるべき財源としての起債は別段有利点がなく、このままでは崩潰の外なき実情であるから、国の方針により合併した町村の育成のため、特別平衡交付金を配分せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願（第八四七号、第九六八号、第九六九号、第九七二号、第一〇〇一号、第一〇三七号、第一〇五三号、第一〇六〇号、第一〇六一号、第一〇九二号、第一一一五号、第一一三二号、第一一三三号、第一一三四号、第一一三九号、第一一五六号、第一一八七号、第一二〇〇号、第一二〇六号、第一二〇七号、第一二一五号、第一二二二号、第一二二三号、第一二二四号、第一二八号、第一二一五九号、第一二七五号）

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　阿由葉幸司外一名

請願者　富山市表町四富山県販売購買農業協同組合連合会長　理事　吉田実

請願者　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四足助貨物株式会社々長　宇井武夫

請願者　高知市種崎町五三　宮崎開作

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二社団法人東京トラック協会長　阿由葉幸司

請願者　福井県武生市北吾妻町二四越前貨物自動車株式会社取締役社長　小島政次郎外三名

請願者　愛知県豊橋市花田町東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信

請願者　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義

請願者　愛媛県松山市宮田町愛媛県通運協会内　徳弘文治

請願者　神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄

請願者　高知市駅前町六高知県合同運送株式会社取締役社長　里見正矣外一名

請願者　滋賀県神崎郡八日市町大字浜野九〇ノ一湖東陸運株式会社取締役社長　岡栄吉外三名

請願者　大分県中津市大字島田三一八ノ一二豊運送株式会社取締役社長　深尾新吉

請願者　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義

請願者　山口市大字上宇野令三四七ノ四山口県トラック協会内　市木乃四

請願者　名古屋市中川区富船町四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社々長　板橋清蔵

請願者　静岡県小笠郡掛川町南西郷八二遠州貨物自動車株式会社取締役社長　鈴木政一外一名

請願者　佐賀県西松浦郡伊万里町大字新田一七五西松浦通運株式会社専務取締役　松本鶴次

請願者　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物運送株式会社取締役社長　平佐京太郎外四名

請願者　大分市若松通り一四五大分食糧運送株式会社取締役社長　小原義仲

請願者　別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社取締役社長　八坂善一郎

請願者　山形市香澄町字大宝寺五〇九第一貨物自動車株式会

社取締役社長　酒井久三郎
請願者　宮城県仙台市東七番丁一二二宮城貨物自動車運送株式会社取締役社長　河村仲二
請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町寺河戸一〇七六ノ一東濃陸運株式会社取締役社長　近藤一郎外一名
請願者　長崎市桶屋町五〇長崎貨物自動車運送株式会社取締役社長　森平市
請願者　長崎市要町八長崎トラック株式会社取締役社長　馬場政吉
請願者　横浜市西区高島通二ノ三〇東海運送株式会社取締役社長　中島為好

右の請願は
トラック事業は、公共的事業の一環として国民経済の基盤をなしているが、現在のように重税が課せられては、産業貿易の振興および民生に重大な影響を及ぼすから、営業用トラックに対する自動車税の標準税率を一台年額五千円程度とされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額および六・三制教育確立に関する請願（二通）（第一〇七六号）

請願者　福島県相馬郡原町　牛渡整外千百四十名

右の請願は
最近六・三制の声および平衡交付金の大幅縮減等により、いまや六・三制は根底から崩壊の寸前にあるから、（一）六・三・三・四学制の堅持、（二）地方公務員も国家公務員と同様一万二千円ベースを即時実施、（三）旅費完全支給の財源補償、（四）建築予算の大幅増額、（五）教員定数の確保等を実現するため、平衡交付金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政法中一部改正に関する請願（第一一四五号）

請願者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二警視庁内全国自治体公安委員会連絡協議会内　小畑惟清

右の請願は
自治体警察費の起債については、地方財政法第三十三條に「当分の間に限り自治体警察の創設に伴う施設の建設費についてはこれを認める」旨規定されているが、窮迫した自治体の財政を考慮されてこの規定を削除し同法第五條の六に「自治体警察費中臨時的費用にして一般的財源により難い場合」を加えるよう法律を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税引上げ反対に関する請願（第一一六一号、第一一六二号）

請願者　福岡市薬院大通二交通会館内福岡県自家用自動車組合連合会内　中村義麿外三十名
請願者　福島県平市田町六八福島県浜通自家用自動車組合内　佐藤三平

右の請願は
税制懇談会の政府諮問に基く自動車税の引上げ案は、わが国自動車界に一大暗影を投じ、諸産業の衰微を招来するものであるから、このような案には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に関する請願（第一一七九号）

請願者　北海道函館市立函館幼稚園内　屋代キサ外十二名

右の請願は
幼児教育振興のために平衡交付金法第十二條の経費の種類第二項中に小・中学校同様に幼稚園を明記されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校建築費起債許可に関する請願（第一一六四号）

請願者　青森県東津軽郡野内村長　赤坂福松

右の請願は
青森県東津軽郡野内村は、戸数一千八百人口九千を算し、浅虫、久栗坂、野内の三部落よりなつているが、地形上から独立の中学校二校の必要に迫られ、本年四月頃から工事に着手し、近く二校とも完成の運びとなつているが、この建設費三千三百万円のうち国庫補助二百十万円と同額の起債の許可を受けたが、二千余万円に上る一時借入金は本年度内に支拂わねばならず村財政を窮地に追つめているから、昭和二十七年度において起債を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金配分に関する請願（第一二八五号）

請願者　広島県賀茂郡西條町賀茂郡町村会内　本田卓郎

右の請願は、
補正予算の編成を控え、町村財政の危機打開および義務教育の完全実施等のために、適正な平衡交付金配分の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第一号
一議院の会議に付するを要するもの。

第一七号　市町村職員の給與改訂に対する財源措置の陳情
第四八号、第六六号、第八三号、第一三九号、第一四七号、第一六二号、第一八五号、第一八六号、第一八七号、第二〇二号、第二〇八号、第二一一号、第二二九号、第二四〇号、第二四二号、第二七七号
平衡交付金増額等に関する陳情
第六五号、第八八号、第一四六号、第一六〇号、第二二二号、第二八二号　地方財政確立に関する陳情
第八二号　平衡交付金の配分額増額に関する陳情

第九六号　平衡交付金の配分に関する陳情
第一〇〇号、第二一二号、第二二八号、第二四一号、第二七八号　平衡交付金増額に関する陳情
第一八九号　自動車税引上げ反対に関する陳情
第一九〇号、第二〇四号　自家用自動車税引上げ反対に関する陳情
第二一一号　特別平衡交付金に関する陳情
第二二七号　六大都市の施設整備費国庫補助増額等に関する陳情
第二五三号　地方財政危機打開に関する陳情
第二六〇号　非常勤消防団員公務災害補償費国庫補助に関する陳情
第二六一号　消防施設費起債増額等に関する陳情
第二六二号　消防水利施設費国庫補助増額に関する陳情
第二六八号　地方自治法中一部改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

市町村職員の給與改訂に対する財源措置の陳情

第一七号　大阪市議会議長　田村敬太郎外四名提出

平衡交付金増額等に関する陳情

第四八号　栃木県上都賀郡菊沢村長　福田長重郎外八十八名提出
第六六号　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平外十一名提出
第八三号　栃木県安蘇郡葛生町役場内安蘇郡町村会内　小玉喜平外四十三名提出
第一三九号　山梨県北都留郡島田村議会議長　長田継雄提出
第一四七号　山梨県北都留郡富浜村議会議長　石井彌一外四名提出
第一六一号　滋賀県東浅井郡田根村議会議長　速水房雄外九名提出
第一六二号　山梨県北都留郡猿橋町議会議長　平井三代作外四名提出
第一八五号　横浜市議会議長　島村力提出
第一八六号　山梨県西八代郡市川大門町議会議長　高尾新一外三名提出
第一八七号　京都府相楽郡湯船村議会議長　植村勝太郎外三十八名提出
第二〇二号　福島県相馬郡大館村議会議長　阿部要右ェ門外十七名提出
第二〇八号　滋賀県坂田郡米原町議会議長　村川常吉外十五名提出
第二二一号　新潟県古志郡東谷村議会議長　島與七郎外三十二名提出
第二二九号　福島県雙葉郡幾世橋村議会議長　渡辺剛外百二十名提出

第二四〇号　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔提出
第二四二号　長野県諏訪郡富士見村議会議長　小松喜作外百二十六名提出
第二七七号　香川県木田郡平井町議会議長　森健太郎外四百三十七名提出

地方財政確立に関する陳情

第六五号　栃木県芳賀郡中村議会議長　仙波福太郎外四十一名提出
第八八号　栃木県塩谷郡北高根沢村議会議長　赤羽讓一外十三名提出
第一四六号　栃木県芳賀郡物部村議会議長　小宅栄提出
第一六〇号　神奈川県議会議長　嶋村力提出
第二二二号　栃木県芳賀郡祖母井町議会議長　大根田勳外二十六名提出
第二八二号　栃木県芳賀郡久下田町議会議長　塚田說夫外二十二名提出

平衡交付金の配分額増額に関する陳情

第八二号　広島県庁地方課内広島県町村会内　荒川龍雄提出
第九六号　石川県金沢市長　井村重雄提出

平衡交付金増額に関する陳情

第一〇〇号　岩手県和賀郡横川目村長　高橋藤八外三名提出
第二一二号　京都府南桑田郡亀岡町長　中田安次外十七名提出
第二二八号　奈良県吉野郡下市町大字阿知賀　木曾熊一外四百三十一名提出

第二四一号　和歌山県日高郡川中村大里小学校内　戸根栄三郎外九名提出
第二七八号　福島県白河市登町　小山久吉外七名提出

自動車税引上げ反対に関する陳情

第一八九号　愛媛県松山市二番町五七愛媛県自家用自動車組合理事長　鈴木真一外四名提出

自家用自動車税引上げ反対に関する陳情

第一九〇号　山口市西惣太夫三八八山口県自家用自動車組合理事長　今西孫一外十九名提出
第二〇四号　長崎市平馬町一ノ一〇長崎県自家用自動車組合連合会内　新井興美提出

特別平衡交付金に関する陳情

第二一一号　京都府南桑田郡亀岡町長　中田安次外十七名提出

六大都市の施設整備費国庫補助増額等に関する陳情

第二二七号　東京都知事　安井誠一郎外五名提出

地方財政危機打開等に関する陳情

第二五三号　茨城県庁内茨城県職員組合内　小里初雄提出

非常勤消防団員公務災害補償費国庫補助に関する陳情

第二六〇号　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文提出

消防施設費起債増額等に関する陳情

第二六一号　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文提出

消防水利施設費国庫補助増額に関する陳情

第二六二号　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文提出

地方自治法中一部改正に関する陳情

第二六八号　広島市役所内広島市監査委員会内　堀江守提出

右四十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

市町村職員の給與改訂に対する財源措置の陳情（第一七号）

陳情者　大阪市議会議長　田村敬太郎外四名

右の陳情は

政府は昭和二十六年度補正予算として国家公務員に対する給與ベースの改訂を企図しながら、地方公務員中市町村職員については、何等財源的措置を考慮していないと伝えられるが、給與の公正を期する上から、当然市町村職員のベースも改訂されなければならぬ。しかし市町村とくに大都市財政の現情は到底独自の財源によつてこれを賄うことは不可能であるから平衡交付金の増額またはその他の適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長・佐藤・尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する陳情（第四八号、第六六号、第八三号、第一三九号、第一四七号、第一六一号、第一六二号、第一八五号、第一八六号、第一八七号、第二〇二号、第二〇八号、第二一一号、第二二九号、第二四〇号、第二四二号、第二七七号）

陳情者　栃木県上都賀郡菊沢村長　福田長重郎外八十八名

陳情者　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平外十一名

陳情者　栃木県安蘇郡葛生町役場内安蘇郡町村会内　小玉喜平外四十三名

陳情者　山梨県北都留郡島田村議会議長　長田繁雄

陳情者　山梨県北都留郡富浜村議会議長　石井弥一外四名

陳情者　滋賀県東浅井郡田根村議会議長　速水房雄外九名

陳情者　山梨県北都留郡猿橋町議会議長　平井三代作外四名

陳情者　横浜市議会議長　嶋村力

陳情者　山梨県西八代郡市川大門町議会議長　高尾新一外三名

陳情者　京都府相楽郡湯船村議会議長　植村勝太郎外三十八名

陳情者　福島県相馬郡大館村議会議長　阿部要右ヱ門外十七名

陳情者　滋賀県坂田郡米原町議会議長　村川常吉外十五名

陳情者　新潟県古志郡東谷村議会議長　島與七郎外三十二名

陳情者　福島県双葉郡幾世橋村議会議長　渡辺剛外百二十名

陳情者　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔

陳情者　長野県諏訪郡富士見村議会議長　小松喜作外百二十六名

陳情者　香川県木田郡平井町議会議長　森健太郎外四百三十七名

右の陳情は

地方自治の運営は、地方財政の窮乏によつて、災害復旧および公共施設事業は停滞し、また、最近の物価の高騰、経済事情の変動によつて極めて重大なる状態にあるから、地方自治確立のために、平衡交付金の増額および起債わくの拡大等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する陳情（第六五号、第八八号、第一四六号、第一六〇号、第二一二号、第二八二号）

陳情者　栃木県芳賀郡中村議会議長　仙波福太郎外四十一名

陳情者　栃木県塩谷郡北高根沢村議会議長　赤羽譲一外十三名

陳情者　栃木県芳賀郡物部村議会議長　小宅栄

陳情者　神奈川県議会議長　嶋村力外五名

陳情者　栃木県芳賀郡祖母井町議会議長　大根田勲外二十六名

陳情者　栃木県芳賀郡久下田町議会議長　塚田說夫外二十二名

右の陳情は

さきに地方行政調査委員会議より、政府および国会に対して行われた行政事務再分に関する勧告の基本方針は、地方自治の根本原則とシャウプ報告書の趣旨に則した画期的構想であるから、すみやかにこれが実現を図るとともに現下地方公共団体の財政窮乏の状況にかんがみ、事務再配分と表裏一体をなす地方財政の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金の配分額増額に関する陳情（第八二号）

陳情者　広島県庁地方課内広島県町村会内　荒川竜雄

右の陳情は

本年度地方財政平衡交付金の配分については、県市配分額は増額となるが、町村分についてはいちじるしい減額となる由である。これが決定されると町村財政はいよいよ窮乏に陥り、諸施策は実施不能となるから、同配分の算定基準を再検討の上、町村の実情に即した適正な配分を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金の配分に関する陳情（第九六号）

陳情者　石川県金沢市長　井村重雄

右の陳情は

この度政府においては、平衡交付金の増額を決定したが、これが配分に当つては、窮迫せる都市財政の打開を計るために府県に偏重することなく、適正な配分を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額に関する請願（第一〇〇号、第二一二号、第二二八号、第二四一号、第二七八号）

陳情者　岩手県和賀郡横川目村長　高橋藤八外三名

陳情者　京都府南桑田郡亀岡町長　中田安次外十七名

陳情者　奈良県吉野郡下市町大字阿知賀　木曾熊一外四百三十一名

陳情者　和歌山県日高郡川中村大星小学校内　戸根栄三郎外九名

陳情者　福島県白河市登町　小山久吉外七名

右の陳情は

地方自治団体の財政の窮乏は、その極に達し、公共事業をはじめ産業復興の諸政策は、破局の一歩前にある実情であるから、地方財政委員の主張する平衡交付金の増額を実現するより取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税引上げ反対に関する陳情（第一八九号）

陳情者　愛媛県松山市二番町五七愛媛県自家用自動車組合理事長　鈴木真一外四名

右の陳情は

政府は近く、自動車税の引上げを実施する由であるが、現在自動車使用

者の担税能力は極限に達しているため、到底経済的余裕がなく、一方タイヤ、燃料、車両部分品、修理費等は他の物価に比しいちじるしい上昇を示しているから、自動車税を従前通りとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自家用自動車税引上げ反対に関する陳情（第一九〇号、第二〇四号）

陳情者　山口市西惣太夫三八八

山口県自家用自動車組合理事長　今西孫一外十九名

陳情者　長崎市千馬町一ノ一〇

長崎県自家用自動車組合連合会内　新井興美

右の陳情は

自家用貨物自動車は、わが国産業経済の発展のため多大の貢献をなしているにもかかわらず、自家用なるが故にいやしい視され、営業用車とその税額を差別されることは不合理である。またタイヤ、燃料、車両部分品、修理費等は他の物品に比しいちじるしい上昇を示し、自家用自動車使用者の担税能力は極限に達しているから、現行通り平等に課税せられると共に、課税引き上げには反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特別平衡交付金に関する陳情（第二一一号）

陳情者　京都府南桑田郡亀岡町長　中田安次外十七名

右の陳情は

昭和二十六年七月十一日の大豪雨は、京都府南桑田郡篠村を中心に未ぞうの大被害をもたらし被害総額二十六億円、尊き犠牲者百四柱を算する一大惨事をひき起したのであるが、その後郡民一丸となつてこれが復旧に努力しているが、窮迫した町村財政の現状では到底復旧できないから、特別平衡交付金の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六大都市の施設整備費国庫補助増額等に関する陳情（第二二七号）

陳情者　東京都知事　安井誠一郎外五名

右の陳情は

八年有余に亘る戦争のための被害と荒廃により、六大都市の諸施設は極端に機能を阻害されたが、各都市の財政事情はようやくその復旧にあくせくするのみで、都市計画事業特に道路、公園、河川、下水等の諸施設事業は都市の発展、産業の復興、民生の安定上一日もゆるがせにできない事業でありながら、実施できない実情であるから、財政的援助ならびに地方負担額の起債を、すみやかに認可せられるよう特別の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政危機打開等に関する陳情（第二五三号）

陳情者　茨城県庁内茨城県職員組合内　小里初雄

右の陳情は

茨城県においては、本年度予算総額六十九億一千四百万円の中、県税はわずかに七億五千万円で他を国庫支出金、平衡交付金、地方債等に依存しているため、本県財政は極度に困窮しているから、すみやかにこれが打開の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

非常勤消防団員公務災害補償費国庫補助に関する陳情（第二六〇号）

陳情者　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文

右の陳情は

本年三月の消防組織法一部改正によつて、非常勤消防団員に対する公務災害、補償制度が制定されたが、その補償費が全額市町村の負担となつているため、地方財政窮迫の現状においては、到底その目的を達成できないから、非常勤消防団員の公務災害補償費の一部を国庫補助とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防施設費起債増額等に関する陳情（第二六一号）

陳情者　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文

右の陳情は

消防施設の強化は目下の急務であるが、現在の市町村財政では到底これを実現することができないから、消防起債を大幅に増額せられたい。また地方財政平衡交付金の算定において、基準財政需要額の測定単位には、公共施設の床面積が含まれていない等不合理な点が多いから、平衡交付金の算定法をすみやかに是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防水利施設費国庫補助増額に関する陳情（第二六二号）

陳情者　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文

右の陳情は

地方中小都市および町村における消防水利施設は、消防機械の整備強化

に比しいちじるしく不備であるが、これを市町村の財政によつて整備することは到底不可能であるから、消防施設費の国庫補助交付に際しては、地方の弱小都市および町村を優先的に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法中一部改正に関する陳情（第二六八号）

陳情者　広島市役所内広島市監査委員会内　堀江守

右の陳情は

地方自治行政の健全な進展と卓絶した理想を実現するには、監査の実効にまつものが極めて大きいと確信するから、地方自治法第百九十五條第一項中都道府県の次に「および市町村に」を加え第二項を削除し、第三項を第二項とするとともに、監査委員制度の重要性に鑑み（一）監査委員の事務を処理させるため事務局を置く、（二）事務局に事務局長、書記、その他の職員を置く、（三）職員の定数は條例でこれを定める、（四）事務局長は監査委員の命を受け監査に関する事務を掌理する、（五）書記、その他の職員は上司の指揮を受け監査に関する事務に従事する等の改正をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇号　調整金付送金小切手の処理に関する請願

第六六一号　盗難漁船返還に関する請願

第七〇四号　在外資産の補償等に関する請願

第七八二号　南洋群島グリニッチ島りん鉱採掘促進に関する請願

第八九二号　台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第九七五号　オーストラリアマヌス島戦犯者の内地送還に関する請願

第九七六号　戦犯者の助命等に関する請願

第一〇五六号　講和後における接収地の処理問題の請願

第一一〇六号　在外資産の補償に関する請願

第一一七五号　全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願

第一一八〇号　千島列島の日本復帰に関する請願

第一一八六号、第一二六一号　台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第一二一二号　台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第一二四五号　奄美大島諸島の日本完全復帰等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第一号

調整金付送金小切手の処理に関する請願

第二〇号　東京都台東区浅草柳橋一ノ二七華鉄互助会内　上林市太郎外九名提出

盗難漁船返還に関する請願

第六六一号　京都府熊野郡久美浜町二、九〇七　袖長光治外五十一名提出

在外資産の補償等に関する請願

第七〇四号　徳島市役所内徳島県外地引揚者連盟内　国行利雄外二百五十四名提出

南洋群島グリニッチ島りん鉱採掘促進に関する請願

第七八二号　東京都大田区調布嶺町二ノ六二南洋殖産株式会社常務取締役　中原善之助提出

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第八九二号　大阪市北区木幡町八九台湾高雄同志会内　岩佐直則外九名提出

オーストラリアマヌス島戦犯者の内地送還に関する請願

第九七五号　山梨県中巨摩郡源村長　河西豊一郎外六百八十五名提出

戦犯者の助命等に関する請願

第九七六号　山梨県東山梨郡日下部町小原　内田幾久江提出

講和後における接収地の処理問題の請願

第一〇五六号　神奈川県知事　内山岩太郎外五名提出

在外資産の補償に関する請願

第一一〇六号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願

第一一七五号　東京都千代田区九段三ノ二　清瀬一郎提出

千島列島の日本復帰に関する請願

第一一八〇号　北海道議会議長　蒔田余吉

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第一一八六号　鳥取県米子市内町一七三　長田義治外二十名提出

第一二六一号　山口県阿武郡大井村　金子仁吉外二十名提出

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願

第一二一二号　大分県別府市大字別府八二四　小出陸郎外九名提出

奄美大島諸島の日本完全復帰等に関する請願

第一二四五号　埼玉県浦和市岸町六ノ九五　西田当元提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

調整金付送金小切手の処理に関する請願（第二〇号）

請願者　東京都台東区浅草柳橋一ノ二七華鉄互助会内　上林市太郎外九名

右の請願は

調整金付送金小切手は、かつて中支那在留の邦人が、内地引揚後の生活の資金とするため、在外公館の指定に従つて生活必需品まで売拂つて調達したもので、実質的には在外公館の借入金であるから、当時の事情を充分調査の上、同切手を在外公館借入金として確認し、すみやかに支拂うよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

盗難漁船返還に関する請願（第六六一号）

請願者　京都府熊野郡久美浜町二、九〇七　袖長光治外五十一名

右の請願は

請願者所有の大型漁船第二伏見丸は、終戦後の食糧事情ひつ迫の折、熊野郡町村民の要望と協力により、復金融資を得て建造され、就航後は同地方の漁業進展に大きな役割を果していた。しかるに昭和二十四年九月兵庫県において盗難にかかり、そ

の後水産庁、海上保安庁、占領軍司令部等に連絡八方手段を盡した結果、同船が朝鮮にあることが判明したにもかかわらず、いまだに返還されないため、所有者の損失はもとより、関係者は悲嘆にくれているから、同船の返還がすみやかに実現するよう盡力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償等に関する請願（第七〇四号）

請願者　徳島市役所内徳島県外地引揚者連盟内　国行利雄外二百五十四名

右の請願は

引揚以来五年余経た今日、生活に困難している引揚者の命と頼む在外資産の補償については政府にその責任のあることは極めて明白であるから、すみやかにこれが補償の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南洋群島グリニッチ島りん鉱採掘促進に関する請願（第七八二号）

請願者　東京都大田区調布嶺町二ノ六二南洋殖産株式会社常務取締役　中原善之助

右の請願は

平和條約の締結によつて、旧委任統治領は新に米国の信託統治領となり、旧委任統治領における企業開発は、日本政府と米国占領軍の特別協定によつて行われる由であるが、わが国現下の肥料事情は、早急解決が望まれているから、南洋群島グリニッチ島におけるりん鉱石採掘がすみやかに実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（第八九二号）

請願者　大阪市北区本幡町八九　台湾高雄同志会内　岩佐直則外三名

右の請願は

台湾引揚者は、多年にわたつて築いた地盤および資産を残したまま終戦によつて内地に引揚げたのであるが、無一物のため、引揚後の生活は、血のにじむような辛苦にあえいでいるから、講和條約の締結されたこの際、（一）在外接収財産をすみやかに補償返還すること、あるいは右価格に相当する国債を交付すること、（二）接収財産償還の際当時の貨幣価値を現在の内地の貨幣価値に換算するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

オーストラリアマヌス島戦犯者の内地送還に関する請願（第九七五号）

請願者　山梨県中巨摩郡源村長　河西豊一郎外六百八十五名

右の請願は

山梨県中巨摩郡源村出身元陸軍大尉飯野茂は、昭和十七年予備役にて召集を受け大隊副官として南方従軍中、ふ虜輸送中の責任をとわれて終戦後戦犯者として重労働十年を宣告され現在オーストラリアマヌス島において服役しているが、留守宅は老母と妻子の四人暮しで悲惨な生活を続けているから、本人が一日も早く内地送還されるよう方全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する請願（第九七六号）

請願者　山梨県東山梨郡日下部町小原　内田幾久江

右の請願は

講和條約の調印も終了し、批准も間近に控えている折柄、未だ外地に服役中あるいは巣鴨に収容されている戦犯者およびその家族の心情は、察するに余りあるから、これら戦犯者の助命嘆願、内地送還、大赦、恩赦等寛大な処置が採られるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

講和後における接収地の処理問題の請願（第一〇五六号）

請願者　神奈川県知事　内山岩太郎外五名

右の請願は

横浜市は、約二百十万坪の市内中枢地区を始め、港湾施設、公私の建造物を接収されているため、本市の経済活動に大きな影響をおよぼし、とくに港湾施設の九割が軍の管理におかれているため、民間貿易は極度に抑制され、本港の将来に多大の不安を與えているから、この際接収地の解除について最善の策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願（第一一〇六号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

終戦によつて、永年にわたる資産を海外に残して母国に引揚げた海外引揚者は、敗戦後の困難な社会経済情勢において、苦しい生活を送つているから、国力の許す限り在外資産の補償を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願（第一一七五号）

請願者　東京都千代田区九段三ノ二　清瀬一郎

右の請願は

対日平和條約第十一條に、日本国は極東国際軍事裁判所ならびに連合国軍事裁判法廷の戦犯に関する判決を受諾することを確認すると同時に、日本国は現在拘禁中の者の赦免を申出ることができ、かかる申出のある

場合は国際軍事裁判所の判決にあつては同法廷に代表者を出した政府の過半数により、また連合軍事裁判法廷にあつては当該政府の決定により赦免が実行できることとなつているから、條約批准と同時に全戦犯被拘禁者赦免のできるよう外交措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千島列島の日本復帰に関する請願（第一一八〇号）

請願者　北海道議会議長　蒔田余吉

右の請願は

日本は、平和條約第二條C項により千島列島に対する主権を放棄したが、同列島は歴史的にも国際的にもわが国の伝統的領土であることは全世界の公認するところであるから、同列島の日本復帰に関して適切有効な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（第一一一二号）

請願者　大分県別府市大字別府八二四　小出陸郎外九名

右の請願は

台湾引揚者は、多年にわたつて築いた地盤および資産を残したまま終戦によつて内地に引き揚げたのであるが、無一物のため、引揚後の生活は、血のにじむような辛苦にあえいでいるから、講和條約の締結されたこの際、（一）在外接収財産の補償返還、（二）接収財産の償還比率は当時の貨幣価値を現在の内地貨幣価値に換算すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（八通）（第一一八六号）

請願者　鳥取県米子市内町一七三　長田義治外二十名

右の請願は

台湾引揚者は、多年にわたつて築いた地盤および資産を残したまま終戦によつて内地に引揚げたのであるが、無一物のため、引揚後の生活は、血のにじむような辛苦にあえいでいるから、講和條約の締結されたこの際、（一）在外接収財産の補償返還、（二）接収財産の償還比率は当時の貨幣価値を現在の内地貨幣価値に換算するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（三通）（第一一一二号）

請願者　大分県別府市大字別府八二四　小出陸郎外九名

右の請願は

台湾引揚者は、多年にわたつて築いた地盤および資産を残したまま終戦によつて内地に引き揚げたのであるが、無一物のため、引揚後の生活は、血のにじむような辛苦にあえいでいるから、講和條約の締結されたこの際、（一）在外接収財産の償還比率を当時の貨幣価値に換算するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奄美大島諸島の日本完全復帰等に関する請願（第一二四五号）

請願者　埼玉県浦和市岸町六ノ九五　西田当元

右の請願は

奄美大島が一日も早く日本へ完全復帰されるよう措置せられると共に完全復帰が実現される前の緊急措置として（一）日本と奄美大島間の交通、貿易の自由を認め、また為替送金を即時実現すること、（二）教育制度を日本と同様充実強化し、日本への進学および転学の自由を認めること、（三）戦争犠牲者に日本同様の保護を與えること、（四）奄美大島の特産物の輸出に対し関税をかけないこと、（五）その他補助金の交付、公務員の人事交流、不法入国取締の撤廃等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（七通）（第一二六一号）

請願者　山口県阿武郡大井村　金子仁吉外二十名

右の請願は

この請願の趣旨は、第一一八六号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六号　全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する陳情

第一一五号　外国人登録令改正等に関する陳情

第一二五号　千島列島の日本復帰に関する陳情

第一七六号　比島戦犯者の日本内地移管等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第一号

全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する陳情

第三六号　東京都澁谷区千駄谷二ノ四五六　鶏沢総明外十一名提出

外国人登録令改正等に関する陳情

第一一五号　京都市長　高山義三外四名提出

千島列島の日本復帰に関する陳情

第一二五号　北海道知事　田中敏文外二名提出

比島戦犯者の日本内地移管等に関する陳情

第一七六号　東京都世田谷区松原町三ノ一、〇九三　横山美佐世外一名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する陳情（第三六号）

陳情者　東京都澁谷区千駄谷二ノ四五六　鶏沢総明外十一名

右の陳情は

対日平和條約第十一條に日本国は、極東国際軍事裁判所と連合国軍事裁判法廷の戦犯に関する判決を受諾することを確認すると同時に、日本国は、現在拘禁中の者の赦免を申し出ることができる規定がある。しかして、戦犯被拘禁者の赦免は、條約の効果の発生する日に行われるのが、最も赦免の目的にそい。かつ、効果的であると考えられるから、批准書寄託と同時に條約第十一條による勧

告の書面を極東国際軍事裁判所関係国ならびに軍事裁判所構成国に送付して、これらの諸国が條約批准と同時に赦免の決定をされるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外国人登録令改正等に関する陳情（第一一五号）

陳情者　京都市長　高山義三外四名

右の陳情は

外国人登録事務はその本質上国の事務に属し、また諸外国の例によつても国の機関である外務省が直接取り扱うべきであるにもかかわらず、現在に至るまで政令をもつてこれを市町村長に委任し、しかもこれに相当する所要経費の予算措置がほとんど講ぜられず破たんにひんした大都市財政に不当な圧迫を加えているから、この不合理を是正しすみやかにこれが本然の姿に復帰するよう法令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千島列島の日本復帰に関する陳情（第一一五号）

陳情者　北海道知事　田中敏文外二名

右の陳情は

日本国の平和條約第二條C項により千島列島に対する主権を放棄したが、同列島は歴史的にも国際的にも日本国の伝統的領土であることは全世界の公認するところであり、われらの祖先が永きにわたる血と汗の努力によつて開拓した日本民族の伝統的領土であるから、これが復帰に関して適切有効な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

比島戦犯者の日本内地移管等に関する陳情（第一七六号）

陳情者　東京都世田谷区松原町三ノ一、〇九三　横山美佐世外一名

右の陳情は

対日平和條約第十一條に「日本国は極東国際軍事裁判所ならびに日本国内および国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾しかつ日本国で拘禁されている日本国民にこれ等の法廷が課したる刑を執行するものとするこれらの拘禁されている者を赦免し減刑しおよび仮出獄される権限は各事件について刑を課した一または二以上の政府の決定および日本国の勧告に基く場合の外行使することができない……」とあり内地服役の戦犯者は国内において大赦その他の特典の恩赦に浴し得る場合があるが、比島における戦犯者はその望みはすこぶる少いから、條約第十一條を最も有利に解釈運用できるよう取り計らわれ死刑囚は減刑の上戦犯囚全部内地帰還服役せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五号　結核予防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担の請願

第二八号　看護指導者教育機関設置に関する請願

第一一〇号　福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願

第一一一号　国民健康保険事業の危機突破に関する請願

第一七二号　同右

第二五八号　同右

第三五〇号　同右

第四二九号　同右

第四六四号　同右

第五五六号　同右

第五八八号　同右

第六六六号　同右

第六九七号　歯科医師たる保険医の診療報酬点数引上げに関する請願

第七七一号　結核対策に関する請願

第九八〇号　国立療養所給食費増額に関する請願

第一〇三号　国民健康保険事業療養給付費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第一号

結核予防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担の請願

第二五号　名古屋市議会議長横井恒治郎提出

看護指導者教育機関設置に関する請願

第二八号　東京都澁谷区原宿三ノ二六六社団法人日本看護協会内　小柳コト提出

福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願

第一一〇号　福岡県糟屋郡古賀町国立福岡療養所内　飯野公二外千二百五十七名提出

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

第一一一号　大分県荷揚町知事公舎内大分県国民健康保険団体連合会理事長　細田徳壽提出

第一七二号　広島県賀茂郡川尻町長　田丸重喜外十七名提出

第二五八号　鳥取県庁内鳥取県国民健康保険団体連合会理事長　西尾愛治提出

第三五〇号　宮城県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道提出

第四二九号　福島県議会議長蓮沼竜輔提出

第四六四号　新潟市学校町二番町新潟県国民健康保険団体連合会内　木村新一提出

第五五六号　高知市丸ノ内五高知県国民健康保険団体連合会理事長　目代真一提出

第五八八号　神奈川県横浜市中区日本大通一ノ一神奈川県国民健康保険団体連合会理事長　松崎定治提出

第六六六号　山口市役所内山口県国民健康保険団体連合会理事長　窪田秀夫提出

歯科医師たる保険医の診療報酬点数引上げに関する請願

第六九七号　栃木県宇都宮市日野町二八栃木県歯科医師会長　簗瀬真策外三百三十八名提出

結核対策に関する請願

第七七一号　長野県松本市蟻ヶ崎国立松本療養所内　大村茂雄外百三十二名提出

国立療養所給食費増額に関する請願

第九八〇号　東京都北多摩郡清瀬村野塩六八〇上宮教会清瀬療養園内　小島貞夫提出

国民健康保険事業療養給付費国庫補助に関する請願

第一一〇三号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

右十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

結核予防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担の請願（第二五号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

本年四月一日より施行された結核予防法によつて学校の職員、学生、生徒、児童、幼児、厚生大臣が指定する区域に居住する三十才未満の者等に対しては健康診断および予防接種を行わなければならなくなつたが、これに対する費用の負担は、政府の方針によれば市町村において費用総額の三分の一または、総額の十パーセントの三分の一を負担しなければならないが、現下の窮迫した市町村財政ではこの負担にたえかねる場合もあり、さらに本人負担に至つては家庭経済に悪影響を及ぼし、結局検診をきらい、予防の完ぺきを期し得ない虞があるから、全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

看護指導者教育機関設置に関する請願（第二八号）

請願者　東京都澁谷区原宿三ノ二六六社団法人日本看護協会内　小柳コト

右の請願は

保健婦、助産婦、看護婦法の施行に伴い保健婦、助産婦、看護婦等の教育水準は次第に向上し、専門職業として公衆衛生の向上、社会福祉の増進に偉大なこう献をなしているが、現在これら助産婦および看護婦の養成機関にみるべきものがないのは遺憾であるから、国費をもつて恒久的な看護指導者教育機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願（第一一〇号）

請願者　福岡県糟屋郡古賀町国立福岡療養所内　飯野公二外千二百五十七名

右の請願は

福岡県は、生産県であると同時に全国屈指の結核県として有名であるから、本県は西日本地区のモデル・ケースとしてアフター・ケアおよびコロニー施設をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者　大分県荷揚町知事公舎内大分県国民健康保険団体連合会理事長　細田徳壽（第一一一号）

請願者　広島県賀茂郡川尻町長　田丸重喜外十七名（第一七二号）

請願者　鳥取県庁内島取県国民健康保険団体連合会理事長　西尾愛治（第二五八号）

請願者　宮城県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道（第二五〇号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔（第四二九号）

請願者　新潟市学校町二番町新潟県国民健康保険団体連合会内　木村新一（第四五四号）

請願者　高知市丸ノ内五高知県国民健康保険団体連合会理事長　目代真一（第五五六号）

請願者　神奈川県横浜市中区日本大通一ノ一神奈川県国民健康保険団体連合会理事長　松崎定治（第五八八号）

請願者　山口市役所内山口県国民健康保険団体連合会理事長　窪田秀夫（第六六六号）

右の請願は

現下の社会情勢下における国民健康保険事業は、最も重要である。しかるに保険経済の窮情より事業は弱化し、本制度の進展に一大支障をきたしている実状であるから、（一）国民健康保険再建設整備に対する国庫補助金の交付または、長期貸付、（二）療養給付費に対する二割国庫補助金の交付、（三）直営診療施設創設費に対して二分の一の国庫補助、等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

歯科医師たる保険医の診療報酬点数引上げに関する請願（第六九七号）

請願者　栃木県宇都宮市日野町二八栃木県歯科医師会長　築瀬真策外三百三十八名

右の請願は

戦後の社会情勢は歯科医師にとつても非常に苦しいものとなり、とくに社会保険の画期的普及によつて保険患者はいちじるしく増加し、今日では患者の入割が保険患者となつているが、その診療報酬は二、三箇月遅延して支拂われる有様で、しかも昭和二十三年制定された一点単価十円が依然として存続しているため、診療設備を充実するはおろか生活費、医療資材の高騰により、現状の維持すら困難であるから、一点二十円を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核対策に関する請願（第七七一号）

請願者　長野県松本市蟻ヶ崎国立松本療養所内　大村茂雄外百三十二名

右の請願は

わが国現下の結核対策は、不合理あるいは不備な点が多く、各種施策も充分な効果を上げていない実情にあるから、結核対策の万全を期するため、（一）療養所賄費を百円に増額すること、（二）医療従業員を増加すること、（三）健康保険療養給付期間を三年に延長すること、（四）生活保護法最低基準額を引き上げること等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 参議院会議録附録（その五）

意見書案

国立療養所給食費増額に関する請願（第九八〇号）

請願者　東京都北多摩郡清瀬村
野塩六八〇上宮教会清瀬療養
園内　小島貞夫

右の請願は

現在国立療養所における給食費は、一日一人八十円にすぎず、これでは到底結核を治療するに足る給食とは思われないから、国立療養所の給食費を現在の健康保険なみに増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業療養給付費国庫補助に関する請願（第一一〇三号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

社会保険制度の中核をなす国民健康保険事業を再建整備することは、焦びの急務であるから、同事業の安定を図るため、療養給付に対する二割の国庫補助を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三号　戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願
第二四号　社会福祉関係行政費全額国庫負担等に関する請願
第二六号、第二七号、第六七号、第一七三号、第三七三号、第四三〇号、第四六一号、第七七三号、第一〇四九号　児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願
第四〇号　上下水道施設費国庫補助等に関する請願
第六八号　未亡人援護対策確立に関する請願
第一〇九号　片山病撲滅対策に関する請願
第一七四号　児童福祉法による助産措置費国庫補助増額に関する請願
第二五四号　日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願
第二五五号　幼稚園および保育所の機能の限界確立に関する請願
第二五六号　国立公園施設整備費国庫補助等に関する請願
第二五七号　瀬戸内海国立公園児島地区内施設費国庫補助増額に関する請願
第二五九号、第五五七号、第五七四号、第七七二号、第一〇九五号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
第六一三号　戦争犠牲者国家補償制度確立に関する請願
第六四〇号　公的医療機関の財政危機打開に関する請願（二通）
第七四二号　戦争犠牲者国家補償法制定促進に関する請願
第七五一号　日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願
第八三五号　災害救助法による生産資金貸付金増額等の請願
第九二九号　天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願
第九五二号　傷い者補償に関する請願
第九五四号　生活保護法にアフタ・ケア扶助設定の請願
第九七九号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第九八五号　戦争犠牲者遺族の補償に関する請願
第一〇五〇号　未帰還者および留守家族の国家補償に関する請願
第一〇五七号　理容美容業試験および免許制廃止反対に関する請願
第一〇六八号　国立都城病院の地方移管反対に関する請願
第一一〇一号　戦争犠牲者の国家補償に関する請願
第一一〇二号　社会福祉法および児童福祉法による措置費国庫補助の請願
第一一七四号　児童福祉司制度廃止反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第二号

戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願

第二三号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出

社会福祉関係行政費全額国庫負担等に関する請願

第二四号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出

児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

第二六号　京都府立伏見児童相談所内　小島周治外十二名提出

第二七号　長野県上田市鍛冶町四、〇六七長野県児童福祉審議会内　横内淨音外四十名提出

第六七号　大阪市東淀川区元今里北通二ノ六五財団法人博愛社事務理事　鍛本竹次外百四十六名提出

第一七三号　岩手県盛岡市内丸岩手県児童福祉審議会内　根本四郎提出

第三七三号　三重県庁内近畿府県児童課長会議内　鈴木茂雄提出

第四三〇号　岩手県盛岡市内丸一岩手県児童福祉審議会内　根本四郎提出

第四六一号　広島市袋町広島社会福祉協議会内　石橋脩三提出

第七七三号　愛媛県温泉郡河野村白百合保育園内　曾川清外六千二百四十二名提出

第一〇四九号　佐賀県佐賀郡兵庫村佐賀県社会福祉協議会内　鶴初太郎外三百九十八名提出

上下水道施設費国庫補助等に関する請願

第四〇号　名古屋市議会議長
横井恒治郎提出

未亡人援護対策確立に関する請願

第六八号　広島県世羅郡広定村世羅郡連合未亡人会内　永井タネ子外九十六名提出

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

片山病撲滅対策に関する請願
第一〇九号　広島県深安郡御幸村　三好與一郎外千三百六十名提出
児童福祉法による助産措置費国庫補助増額に関する請願
第一七四号　東京都杉並区阿佐ケ谷六ノ一七九財団法人聖友ホーム杉並区福祉助産施設連盟内　床次桂子外七十四名提出
日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願
第二五四号　福岡県久留米市小森野町　笠幸敏外五名提出
幼稚園および保育所の機能の限界確立に関する請願
第二五五号　東京都千代田区神田三崎町二ノ三四日本私学団体総連合会内　吳文炳提出
国立公園施設緊急費国庫補助等に関する請願
第二五六号　福島県耶麻郡猪苗代町長　原田小平提出
瀬戸内海国立公園児島地区内施設費国庫補助増額に関する請願
第二五七号　岡山県知事　三木行治外十五名提出
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
第二五九号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
第五五七号　徳島県美馬郡郡里町郡里町遺族会内　加藤義夫外三百四名提出
第五七四号　愛知県北設楽郡上津具村中家裏一　古瀬一夫外六百二十六名提出
第七七二号　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟内　佐藤信外二十三名提出
第一〇九五号　群馬県前橋市神明町五四　横地尚外三十名提出
戦争犠牲者国家補償制度確立に関する請願
第六一三号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出
公的医療機関の財政危機打開に関する請願（二通）
第六四〇号　北海道札幌市長　高田富與外一名提出
戦争犠牲者国家補償法制定促進に関する請願
第七四二号　茨城県猿島郡岡郷村　峯仙之助外六名提出
日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願
第七五一号　福岡県久留米市長　門石町四五九　山下倉之助外二十七名提出
災害救助法による生業資金貸付金増額等の請願
第八三五号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願
第九二九号　熊本県天草郡本渡町天草国立公園期成会内　吉田重延外十一名提出
傷い者補償に関する請願
第九五二号　京都市左京区岡崎法勝寺町六二（京盛閣）京都身体障害者連合会内　田畑磐門外二名提出
生活保護法にアフタ・ケア扶助設定の請願
第九五四号　兵庫県有馬郡三輪町結核後保護協会内　冨城修三提出
生活保護法の最低生活費引上げに関する請願
第九七九号　東京都北多摩郡清瀬村野塩上宮敎会清瀬療養園内　小島貞夫提出
戦争犠牲者遺族の補償に関する請願
第九八五号　山口県玖珂郡伊陸村三、〇七一　重村孫四郎外三十一名提出
未帰還者および留守家族の国家補償に関する請願
第一〇五〇号　福島市杉妻町一六福島県留守家族連合会内　鈴木質提出
理容美容業試験および免許制廃止反対に関する請願
第一〇五七号　長野市権堂町一〇八長野県美容師協同組合理事長　上島千枝外三名提出
国立都城病院の地方移管反対に関する請願
第一〇六八号　宮崎県都城市議会議長　新宮武二提出
戦争犠牲者の国家補償に関する請願
第一一〇一号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
社会福祉法および児童福祉法による措置費国庫補助の請願
第一一〇二号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
児童福祉司制度廃止反対に関する請願
第一一七四号　大阪府三島郡三宅村大字宇野辺　田中毅一郎外一名提出

右四十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十四日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願（第二三号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎
右の請願は
戦争の最大犠牲者である戦ぼつ者の遺族ならびに未帰還同胞の家族に対する適切なる援護の措置を講ずることは刻下の急務であるから、戦ぼつ者遺族援護法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
社会福祉関係行政費全額国庫負担等に関する請願（第二四号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎
右の請願は
昭和二十六年五月三十一日法律第一六八号によつて生活保護法の一部が改正された結果、十月一日より従来の保護費、保護施設費および委託事務費等の負担率国八、県一、市一は、国八、市二の新比率で実施することになつたが、現下の各市財政ではこの経費支弁は困難であるから、生活保護費を平衡交付金以外において全額国庫負担とするとともにこれに関連して児童福祉関係行政費も、従前通り国庫補助金側にせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願
請願者　京都府立伏見児童相談所内　小島周治外十二名（第二六号）
請願者　長野県上田市鍛冶町四、〇六七長野県児童福祉審議会内　横内淨音外四十名（第二七号）
請願者　大阪市東淀川区元今里北通二ノ六五財団法人博愛社専務理事　鈸本竹次外百四十六名（第六七号）
請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県児童福祉審議会内　根本四郎（第一七三号）
請願者　三重県庁内近畿府県児童課長会議内　鈴木茂雄（第三七三号）
請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県児童福祉審議会内　根本四郎（第四三〇号）
請願者　広島県市岌町広島社会福祉協議会内　石橋脩三（第四六一号）

請願者　愛媛県温泉郡河野村白百合保育園内　曾川清外六千二百四十二名（第七七三号）
請願者　佐賀県佐賀郡兵庫村佐賀県社会福祉協議会内　鶴初太郎外三百九十八名（第一〇四九号）

右の請願は
児童福祉法に基く施設運営に要する費用は、従来国庫補助金制となつていたが、昭和二十五年法律第二百十一号によつて平衡交付金に含められたが、過去一箇年間これを実施してきた結果に鑑み、児童福祉施設の経営、児童福祉事業の進展にいちじるしい支障をきたしているから、児童福祉法に基く施設運営に要する費用については、すみやかに平衡交付金のわく外で支出されるよう国庫補助復元の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上下水道施設費国庫補助等に関する請願（第四〇号）
請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は
上下水道施設の充実は、都市の保健衛生、市民生活の文化向上、産業の発達、災害防止等の根幹をなすものであるが、最近諸材料が高くなつて、事業費が増大し起債、国庫補助のわく内では到底まかない得ない現状であるから、上下水道施設に関しては充分なる起債、国庫補助の道を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未亡人援護対策確立に関する請願（第六八号）
請願者　広島県世羅郡広定村世羅郡連合未亡人会内　永井タネ子外九十六名

右の請願は
未亡人の援護対策として、（一）母子金庫の設置、（二）婦年金制度の創設、（三）母子住宅の建設、（四）母子相談所の拡充強化、（五）子女育英事業の強化、（六）保育所の増設等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

片山病撲滅対策に関する請願（第一〇九号）
請願者　広島県深安郡御幸村三好與一郎外千三百六十名

右の請願は
日本住血吸虫病（俗称片山病）に苦しみ続けている、広島県深安郡、芦品郡の一部地方の片山病の撲滅対策としては、その中間宿主である宮入貝の撲滅が根本であり、また、医学界の定説になつている。そしてこの殺貝方法としては、有病の溝をコンクリート舗装してその生存適性を奪うことであるが、その総工費は約三億円を要するので、本病に永年悩み続け、また、負担能力のない農村のために、すみやかに大幅国庫負担の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉法による助産措置費国庫補助増額に関する請願（第一七四号）
請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷六ノ一七九財団人法聖友ホーム杉並区福祉助産施設連盟
内　床次桂子外七十四名

右の請願は
昭和二十四年七月児童福祉法による助産施設制定以来、助産措置費のみ従前のままうち置かれていることは現状に即さないから、現行の増額に増額せられるとともに異状分べん助産料の下附、等の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幼稚園および保育所の機能の限界確立に関する請願（第二五五号）
請願者　東京都千代田区神田三崎町二ノ三四日本私学団体総連合会内　呉文炳

右の請願は
保育所は児童福祉法によつて多大の国費が支出されているのに反し、幼稚園にはこれが欠けているために、幼稚園から保育所に転換するものができて、本来保育の対象となるべき幼児は保育を拒否放置されている現状である。これは児童福祉法にも反し、国家行政運営上の錯誤を招来しているものであるから、文部省設置法、厚生省設置法、学校教育法、児童福祉法等これ等両施設に関係のある法律と、これ等法律に基く諸規定をよく検討改善するとともに、両施設をそれぞれその本質に即するように発展させて幼児保育上の暗影を取り除かれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立公園施設整備費国庫補助等に関する請願（第二五六号）
請願者　福島県耶麻郡猪苗代町長　原田小平

右の請願は
国立公園が真に国民の公園としてまた国際観光の場としてその全機能を発揮するためには、道路、宿舎、野営場、その他の施設を緊急に整備することが必要条件であるから、これ

らに要する国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

瀬戸内海国立公園兒島地区内施設費国庫補助増額に関する請願（第二五七号）

請願者　岡山県知事　三木行治外十五名

右の請願は

瀬戸内海国立公園における諸施設の整備拡充は刻下の急務であるが、差当つて昭和二十六年五月八日厚生省告示第八十一号によつて事業予定となつた岡山県内瀬戸内海国立公園の集団施設および単独施設事業をこの際急速に施行したいから、昭和二十七年予算において本施設に対する国庫補助費千三百十五万円を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二五九号）

請願者　徳島県美馬郡郡里町郡里町遺族会内　加藤義夫外三百四名（第五五七号）

請願者　愛知県北設楽郡上津具村中家裏一　古瀬一夫外六百二十六名（第五七四号）

請願者　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟内　佐藤信外二十三名（第七七二号）

請願者　群馬県前橋市神明町五四　横地尚外三十名（第一〇九五号）

右の請願は

終戦以来六年を経過した今日岡山県下の戦争犠牲者遺族の実態を見るとき、いつに感慨に堪えないものがあるから、（一）昭和十八年勅令第六二五号および昭和十三年勅令第四九三号によつて死亡賜金を下附されていないものには適当額の弔慰金または見舞金を支給するの単行法を制定すること、（二）戦ぼつ者に対する年金補償制度を生活保護法から分離し、遺家族の実態に応じて増加年金支給の立法化すること、（三）遺児に対する教育扶助金を支給すること、（四）遺族補償法制定には遺族実態調査を実施すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償制度確立に関する請願（第六一三号）

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎

右の請願は

終戦以来はなはだしく国家より冷遇されまた一般国民より忘れられていた戦傷い者、遺族、留守家族、抑留者等に対する国家補償を始めとする各種援護方策の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公的医療機関の財政危機打開に関する請願（二通）（第六四〇号）

請願者　北海道札幌市長　高田富與外一名

右の請願は

国民経済のひつ迫に伴い、公的医療機関の整備と運営はいよいよ地区住民の福祉に重大な影響を與えているが、近時拍車を加えつつある物価の高騰により、同機関の財政は利用度に比例して赤字となり、窮迫せる市町村財政に更に圧迫を加えているから、（一）社会保険診療報酬単価ならびに点数を現下の経済事情に即応するよう改正すること、（二）施設の新設ならびに増設に対する補助額および起債額を増加すること等、公的医療機関の財政危機打開策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願（第七五一号）

請願者　福岡県久留米市長門石町四五九　山下倉之助外二十七名

右の請願は

福岡県久留米市の農村地帯は、日本住血吸虫の蔓延地で、最近同病による患者は急激に増加し、全住民の不安恐ふはその極に達している。この恐るべき日本住血吸虫病の対策については、昭和二十三年以来連合軍の厚意によつて薬剤撒布により相当の効果を挙げたが、これが恒久対策としては宮入貝棲息地である溝をコンクリート化することが最も適切であるとの結論を得た。しかしこれにはばく大な経費が必要であるから、この事業については国家事業として取り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害救助法による生業資金貸付金増額等の請願（第八三五号）

請願者　鹿兒島市山下町三七鹿兒島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

今次のルース台風により災害救助法が適用されて各種の救済が実施されているが、すべての生業財を失つた零細なる罹災者に対する現行一世帯五千円の貸付額は今日の物価に比して余りにも少額であるから、最高五万円程度に増額の上貸付期間を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願（第九二九号）

請願者　熊本県天草郡本渡町天草国立公園期成会内　吉田重延外十一名

右の請願は

天草島は古来西海の景勝地として、また切支丹の遺跡として内外に知られ、人情、産物も南国的な観光條件を具え、すでに昭和十年には千巌山、高舞登、六郎次山、龍が岳、妙見浦、片島等相ついで名勝天然記念物の指定を受け、富岡の千人塚は切支丹関係の史跡として文部省の指定を受けているから、天草島を雲仙国立公園の地域の一部に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い者補償に関する請願（第九五二号）

請願者　京都市左京区岡崎法勝寺町六二（京盛閑）京都身体障害者連合会内　田畑磐間外二名

右の請願は

さきに身体障害者福祉法が施行されたにもかかわらず、戦争の犠牲として肉体までも国家に捧げた傷い者に対する何等の恩典の実施も期待されず、これがため現在傷い者は経済的、精神的に行き悩んでいるからこれ等の者の生活安定のため、（一）傷い者の医療費一切を国庫負担とすること、（二）強制雇用制度の実施、（三）傷い賜金ならびに年金は公務員法に準じ支給すること、（四）国鉄運賃を無料とすること、（五）私鉄、公営交通機関の割引（五割）、（六）補装具の交付ならびに修理は無償とすること、等の條項を法文化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法にアフタ・ケア扶助設定の請願（第九五四号）

請願者　兵庫県有馬郡三輪町結核後保護協会内　富成修三

右の請願は

結核患者の回復途上にあるもののために結核後保護施設として公共職業補導所が設立されたが、入所者について何等、明確な法的の裏付がなく、また入所予定者の多くは生活保護法の適用を受けているものである。しかして補導所に入所するものの体力は、療養以上に栄養を確保しないと再発、再入所という悪循環を繰り返す虞れがあるから、補導所入所者が安心して従事できるよう生活保護法にアフタ・ケア扶助を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（第九七九号）

請願者　東京都北多摩郡清瀬村野塩上宮教会清瀬療養園内　小島貞夫

右の請願は

生活保護法による医療扶助の制度は、一般勤労者の結核療養ことに長期療養を要する生活困窮者にとつて唯一の救いの道であるが、その基準額があまりにも低いため、同法本来の目的を達成できないから、生活保護法基準額引上げを即時実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の補償に関する請願（第九八五号）

請願者　山口県玖珂郡伊陸村三、〇七一　重村孫四郎外三十一名

右の請願は

終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的に苦難を堪えてきた。しかして第十国会の衆参両院において、戦ぼつ者遺族、傷い者留守家族対策に関する決議がなされたのであるから、この決議の趣旨にかんがみ、すみやかに、（一）弔慰金または見舞金の支給、（二）遺族年金の支給等立法ならびに予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者および留守家族の国家補償に関する請願（第一〇五〇号）

請願者　福島市杉妻町一六福島県留守家族連合会内　鈴木質

右の請願は

今回政府において準備中の戦争犠牲者に対する補償法において、未帰還者とその家族が補償の対象から除外されていることは極めて遺憾である。これらは現在未復員者給與法および特別未帰還者給與法の適用を受けてはいるが、この両法の適用を受けている留守家族はわずかに全留守家族の八分の一に過ぎず、その給與額は極めて僅少であるから、物心両面の不安に苦闘する未帰還者および留守家族を、国家補償の対象より除外することなく、完全なる戦争犠牲者国家補償法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立都城病院の地方移管反対に関する請願（第一〇八八号）

請願者　宮崎県都城市議会議長　新宮武二

右の請願は

地方行政調査委員会議の行政事務配分に関する勧告に基き、全国の国立病院中より特殊病院を除いて、その経営を地方公共団体に移譲する問題

が検討されているよしであるが、国立都城病院は日向および大隅半島一帯の唯一の綜合病院で、施設は充実し、医療費は良心的で、宮崎および鹿児島県下の人々が受ける恩恵は大きく、また当地方の貧困なる財政と国立都城病院の特殊的役割を考察されて国立都城病院の地方移譲には反対せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者の国家補償に関する請願（第一一〇一号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

終戦後六年を経過し講和会議も終了した今日、全国一千万に上る戦争犠牲者は物心両面において苦闘の生活を続けているから、すみやかにこれら戦争犠牲者の福祉対策を立法化し、万全の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会福祉法および児童福祉法による措置費国庫補助の請願（第一一〇二号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

社会福祉事業法により、都道府県および市は條例で福祉地区を設け市はその所管区毎に福祉事務所を設置することになつているが、都道府県財政の極度に窮迫している現状ではこれが実現は容易でないから、社会福祉事業ならびに児童福祉法に要する経費を平衡交付金よりはずし全額国庫補助とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉司制度廃止反対に関する請願（第一一七四号）

請願者　大阪府三島郡三宅村大字野辺　田中毅一郎外一名

右の請願は

児童福祉司制度の廃止が伝えられているが、現下社会不安の下にある児童の実態をながめ、将来を考えると、むしろ本制度の存続かつ増強を図るべきであるから、同制度の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一八三号、第一一八四号

広島市の原爆犠牲者遺族援護に関する請願

第一一八五号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一一〇二号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

第一一三一号　三陸フイヨルドを国立公園に指定する等の請願

第一一三二号　児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

第一一三七号　同

第一一三三号　北海道音別村中音別地区の給水施設工事施行に関する請願

第一一三四号　母子福祉法制定に関する請願

第一一三五号　柏崎、福浦八景、阿賀川ラインおよび妙高高原一帯を国立公園に指定の請願

第一一三六号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一一五四号　健康保険療養給付期間延長に関する請願

第一一五七号　児童福祉司制度廃止反対に関する請願

第一二〇九号　戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

第一二八六号　戦争犠牲者遺族および傷い者の保障に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第三号

広島市の原爆犠牲者遺族援護に関する請願

第一一八三号　広島市長　浜井信二提出

第一一八四号　広島市牛田町九六三　任都栗一興外三十九名提出

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一一八五号　島根県議会議長　中島竜一提出

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

第一一〇二号　東京都杉並区和田本町八七五　杉並療養所内　金沢顯雄提出

三陸フイヨルドを国立公園に指定する等の請願

第一一三一号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

第一一三二号　福島県河沼郡坂下町長　新田金治外十名提出

第一一三七号　岐阜市鹿島町八ノ二〇　井上秀雄外七千二百七十一名提出

北海道音別村中音別地区の給水施設工事施行に関する請願

第一一三三号　北海道白糠郡音別村開拓者連盟内　黒崎清吉提出

母子福祉法制定に関する請願

第一一三四号　東京都澁谷区原宿中央社会会館内全国未亡人団体協議会内　湯井まつ外十二名提出

柏崎、福浦八景、阿賀川ラインおよび妙高高原一帯を国立公園に指定の請願

第一一三五号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一一三六号　石川県金沢市池田町二ノ三六　小西ハッエ外六千百七十七名提出

健康保険療養給付期間延長に関する請願

第一一五四号　東京都杉並区和田本町八七五　杉並療養所内　斎藤智勇提出

児童福祉司制度廃止反対に関する請願

第一一五七号　奈良県南葛城郡掖上村東寺田　吉村喜太郎提出

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

第一二六九号　鳥取市元大工町頭鳥取県海外抑留同胞引揚促進同盟内　池内新蔵提出

戦争犠牲者遺族および傷い者の保障に関する請願

第一二八六号　埼玉県比企郡松山町大字東平八七二同胞相愛連盟内　柳沢宇一郎提出

右十五件の請願は内閣に送付するを

要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

広島市の原爆犠牲者遺族援護に関する請願

請願者　広島市長　浜井信二

（第一一八三号）

請願者　広島市牛田町九六三　任郡栗一興外三十九名

（第一一八四号）

右の請願は

政府ならびに国会においては、遺族援護に関する小委員会を設けて遺族補償の立法化および予算化を討議されている由であるが、戦時中学徒挙仕隊および隣組員として生命を失つた者の遺族に対しては、何等国家補償の道が講ぜられておらず、とくに原爆によつて受けた広島市の惨状は言語に絶するものがあるから、広島市の原爆犠牲者遺族の援護について万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願（第一一八五号）

請願者　島根県議会議長　中島竜一君

右の請願は

講和條約が締結され国民挙つて希望に輝いているとき、戦歿者遺家族、戦傷病者ならびに未帰還者留守家族は、終戦以来六年にわたり悲惨な窮状にあり、まことにみるに忍びないものがあるから、(一)戦歿者に対する年金補償、(二)遺児に対する教育扶助、(三)戦傷病者に対する特別措置の立法化、(四)未帰還者家族に対する国家補償等の国家補償処置をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（第一一〇二号）

請願者　東京都杉並区和田本町八七五杉並療養所内　金沢顯雄

右の請願は

現行生活保護法の生活扶助基準額は、一級地でさえ五人世帯で月額約六千三百二十六円にすぎず、これは東京都の一般家計費調査の五人世帯月額平均一万五千四百九十一円に較べて僅か四十パーセントに当るのみで、その後の物価上昇等を考慮するならば到底同法の目的を達成できないから、生活保護法の最低生活基準額を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸フイヨルドを国立公園に指定する等の請願（第一二三一号）

請願者　福島県郡山議会議長　福内和介

右の請願は

三陸フイヨルドは、日本観光地百選において優位をもつて当選し、自他ともに観光地として認められたが、いまだに国立公園の指定をされないのは、はなはだ遺憾であるから、すみやかに三陸フイヨルドを国立公園と指定せられるとともに、同地帯は重要資源地帯であるから、産業道路を兼ねた観光道路を国道として建設せられるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兒童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

請願者　福島県河沼郡坂下町長　新田金治外十名（第一二三二号）

請願者　岐阜市鹿島町八ノ二

○　井上秀雄外七千二百七十一名（第一二三七号）

右の請願は

兒童福祉事業費は平衡交付金に組入れられて支給するため、兒童福祉に関する種々事業の予算編成は消極的となり所期の目的が達せられないから、兒童福祉事業に関する費用は従来通り補助金制度に復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道音別村中音別地区の給水施設工事施行に関する請願（第一二三三号）

請願者　北海道白糠郡音別村開拓者連盟内　黒崎清吉

右の請願は

北海道音別村中音別地区は、旧軍馬補充部当時より悪水地帯として衛生状態悪く、当時軍は多額の予算を投じて水道を施設したのであるが、現在は全面的に破損し使用不可能のため、住民は言語に絶する困難をなめているから、すみやかに本地区に給水施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉法制定に関する請願（第一二三四号）

請願者　東京都渋谷区原宿中央社会会館内全国未亡人団体協議会内　溯井まつ外十二名

右の請願は

戦争犠牲者に対する援護対策が樹立され、国家補償が実現されようとしていることは、喜ばしいことであるが、一方育成途上の子女を抱え、現下の経済情勢下に生活上の困苦と戦つている多くの母子家庭があるから、これら母子家庭を保護するため、母子福祉法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

柏崎、福浦八景、阿賀川ラインおよび妙高高原一帯を国立公園に指定の請願（第一二三五号）

請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は

柏崎、福浦八景、阿賀川ラインおよび妙高高原等は、昨年毎日新聞社提唱の日本観光地百選に入選しているから、これらのブロックをすみやかに国立公園に指定するとともに観光施設

の充実を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願（第一二三六号）

請願者　石川県金沢市池田町二ノ三六　小西ハッエ外六千百七十七名

右の請願は

戦争犠牲者遺族は、終戦以来六年間にわたり不当に物心両面に社会的冷遇を受けてきたから、遺族に対して、（一）単独立法をもつて補償すること、（二）栄誉を保障すること、（三）生活に対する確立と住宅生業課税等優先的に考慮すること、（四）遺児の育英を国家的責任において負担すること等の措置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険療養給付期間延長に関する請願（第一二五四号）

請願者　東京都杉並区和田本町八七五杉並療養所内　斎藤智勇

右の請願は

健康保険法においては、結核の療養給付期間を二年と定められているが、二年の期間では治ゆは困難であり、早期退院から再入院は必至であるから、療養給付期間を三年に延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉司制度廃止反対に関する請願（第一二五七号）

請願者　奈良県南葛城郡掖上村東寺田　吉村喜太郎

右の請願は

児童福祉司制度の廃止が伝えられているが、現下社会不安の下にある児童の実態をながめ、将来を考えると、むしろ本制度の存続かつ増強を図るべきであるから、同制度の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願（第一二六九号）

請願者　鳥取市元大工町頭鳥取県海外抑留同胞引揚促進同盟会内　池内新蔵

右の請願は

国会ならびに政府において戦歿者、遺族の処置および戦傷病者の待遇改善について準備中の由であるが、その具体的内容等については実情に即し得ないものがあり、とくに戦争犠牲者中の特異の存在である未帰還者とその留守家族が今回の補償の対象から除外されていることは極めて遺憾である。もち論未帰還者とその留守家族に対しては未復員者給與法および特別未帰還者給與法が施行されているが、両法は極めて不備欠陥が多く、現下の実情に適しないから、抑留の本質と留守家族の悲惨なる現状にかんがみ、戦争犠牲者の国家補償の対象より未帰還者および留守家族を除外することのない完全なる戦争犠牲者国家補償法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族および傷い者の保障に関する請願（第一二八六号）

請願者　埼玉県比企郡松山町大字東平八七二同胞相愛連盟内　柳沢宇一郎

右の請願は

対日講和條約も調印された今日、なお戦争犠牲者遺族および傷い者は社会的冷遇のまま放置されて困難な生活を続けているから、これらの人達を救済する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三四号　国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

第八七号　同右

第一四一号　同右

第一五〇号　同右

第三五号　社会保険医療費の適正化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

第三四号　福岡県庁民生部保険課

内福岡県国民健康保険団体連合会理事長　守田道隆外六名提出

第八七号　群馬県桐生市長　前原一治外八名提出

第一四一号　滋賀県甲賀郡貴生川町長　石川金蔵外一名提出

第一五〇号　鹿児島県会議長　米山恒治提出

社会保険医療費の適正化に関する陳情

第三五号　東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会社会保険全国実行委員会内　中村復一郎外四十名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

陳情者　福岡県庁民生部保険課内福岡県国民健康保険団体連合会理事長　守田道隆外六名　第三四号

陳情者　群馬県桐生市長　前原一治外八名　第八七号

陳情者　滋賀県甲賀郡貴生川町長　石川金蔵外一名　第一四一号

陳情者　鹿児島県議会議長　米山恒治　第一五〇号

右の陳情は

不時の失費である医療費の重圧による社会不安の解決策である国民健康

保険事業を強化育成するために、（一）医療給付費に対する二割の国庫補助、（二）医療費未拂を限度とした再建整備費の長期貸付、（三）国民健康保険直営診療施設補助額の増額等を即時実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険医療費の適正化に関する陳情

陳情者　東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会館内日本医師会社会保険全国実行委員会内　中村復一郎外四十名第三五号

右の陳情は

現在保険医療により病院、診療所に支拂われている費用は、昭和二十三年七月当時の算定にかかるもので、公務員の給與ベースは三倍に近く、諸物価の騰貴もいちじるしい今日、その算定が如何に不当不合理であるかは明らかなところである。このため全国の病院、診療所は公私の別なく、医業の経営はひつ迫し、医療のすい行は極めて困難となり、従つて医療の低下もまた、避けられない実情であるから、医療費算定の基礎を改訂し、医療の向上と国民福祉の増進のため、すみやかに保険一点単価引上等適正なる医療費の決定をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五号　食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）

第七三号　奥日光国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情

第九〇号　雲仙国立公園施設費国庫補助に関する陳情（四通）

第九一号　児童福祉法による措置費国庫補助復元の陳情

第九五号　戰ぼつ者および遺族対策に関する陳情

第一一六号　児童福祉法による措置費国庫補助復元等の陳情

第一一七号　国立病院および療養所の地方移管反対に関する陳情

第一二八号　戰争犠牲者遺族の補償に関する陳情

第一六三号（六通）、第一七八号（五通）、第二〇九号（三通）、第二三三号（七通）　理容美容業試験および免許制廃止反対に関する陳情

第一七九号　保育園給食継続実施に関する陳情

第一九二号　長崎県国立川棚病院の地方移譲等反対に関する陳情

第一九五号　食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）

第二一二号　戰争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二二四号（二通）、第二三四号（四通）　国立都城病院の地方移管反対に関する陳情

第二四六号　クリーニング業法廃止反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第二号

食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）

第五五号　大阪市北区中之島大阪府立図書館内大阪府婦人団体連絡協議会内　大野数枝外五名提出

奥日光国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情

第七三号　福島県南会津郡檜枝村長　橋朝良提出

雲仙国立公園施設費国庫補助に関する陳情（四通）

第九〇号　長崎県南高来郡口之津町観光協会内　三宅治利外三名提出

児童福祉法による措置費国庫補助復元の陳情

第九一号　福岡県飯塚市議会議長　岡労太郎提出

戰ぼつ者および遺族対策に関する陳情

第九五号　千葉市本町三ノ五一千葉県遺族連合会内　加納金助外十三万九千八百二十四名提出

児童福祉法による措置費国庫補助復元等の陳情

第一一六号　宇都宮市今泉町六ノ九四八栃木県社会福祉協議会内　高際徳治提出

国立病院および療養所の地方移管反対に関する陳情（二通）

第一一七号　北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所内　竹内肇外五百十二名提出

戰争犠牲者遺族の補償に関する陳情

第一二八号　山口県玖珂郡伊陸村一、六五四　岩政晉二外五十九名提出

理容美容業試験および免許制廃止反対に関する陳情

第一六三号　北海道山越郡長万部町長万部理容師会内　橋本久雄外五名提出（六通）

第一七八号　北海道苫小牧大町二〇苫小牧美容師会内　石渡ヨシエ外十五名提出（五通）

第二〇九号　北海道釧網線標茶駅前橋茶保健所管内川上理容師会内　塩原功外五名提出（三通）

第二三三号　北海道空知郡栗沢町理容師会内　寺下正一外六名提出（七通）

保育園給食継続実施に関する陳情

第一七九号　高知県幡多郡具同村保育園内　浜田宣政提出

長崎県国立川棚病院の地方移譲等反対に関する陳情

第一九二号　長崎県東彼杵郡千綿村長　溝上喜世人外十三名提出

食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）

第一九五号　兵庫県宍粟郡山崎町福原町　宮本市郎外六十九名提出

戰争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二一二号　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟内　中川源一郎外五百二十八名提出

国立都城病院の地方移管反対に関する陳情

第二二四号　宮崎県北諸県郡山之口村長　伊藤清二外四名提出（二通）

第二三四号　宮崎県北諸県郡庄内町長　東清文外四名提出（四通）

クリーニング業法廃止反対に関する陳情

第二四六号　福島市陣場町三六福島県クリーニング協同組合理事長　大貫昇作外九十八名提出

右十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）

陳情者　大阪市北区中之島大阪府立図書館内大阪府婦人団体連絡協議会内　大野数枝外五名（第五五号）

右の陳情は
最近伝えられるところによると、政府は国民生活の上で最も大切なそして大きな影響力をもつ食品衛生法を廃止するとのことであるが、万一そのようなことにでもなれば、折角見違えるように衛生的に美しくなつた店や、商売人の衛生的取扱いが逆もどりし、食品に対する国民の不安が増大するから、このような措置には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奥日光国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情（第七三号）

陳情者　福島県南会津郡檜枝村
長　橘朝良

右の陳情は
国立公園は、国民の文化的厚生施設として保健、休養、教化に資し、国民の福祉増進と国際観光による収支の改善に絶大な寄與をなすものであるから、当局がすでに特別地域として、集団施設地区に計画している、奥日光国立公園の施設整備に対し、国庫補助および融資の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雲仙国立公園施設費国庫補助に関する陳情（四通）（第九〇号）

陳情者　長崎県南高来郡口之津町観光協会内　三宅治利外三名

右の陳情は
雲仙国立公園が真に国民の公園として、かつまた国際的観光地として、その全機能を発揮するためには、道路、宿舎、野営場その他の諸施設を緊急に整備する必要があるからすみやかにこれらに要する資金融通の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉法による措置費国庫補助復元の陳情（第九一号）

陳情者　福岡県飯塚市議会議長　岡芳太郎

右の陳情は
児童福祉法に基く施設運営に要する費用は、従来国庫補助金制となつていたが、昭和二十五年平衡交付金に含められた。しかして地方財政の窮乏に伴つて児童福祉施設の経営は、福祉事業の進展にいちじるしい支障をきたしているから、児童福祉法に基く施設運営に要する費用については、すみやかに国庫補助に復元の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦ぼつ者および遺族対策に関する陳情（第九五号）

陳情者　千葉市本町三ノ五一千葉県遺族連合会内　加納金助外十三万九千八百二十四名

右の陳情は
戦ぼつ者は、強制徴収により軍務に服し、世界平和の戦争であることを信じて戦つたのであつて、決して好戦的であつたのではない。しかるにこの戦争の犠牲者である戦ぼつ者ならびに遺族に対しては、適切なる偉徳顕彰および援護の措置が取られていないから、これ等戦ぼつ者および遺族に対して適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉法による措置費国庫補助復元等の陳情（第一一六号）

陳情者　宇都宮市今泉町六ノ九四八栃木県社会福祉協議会内　高際徳治

右の陳情は
栃木県社会福祉事業大会において、児童福祉法による措置費を直接国庫補助に復元することと、保育所給食を従来通り継続すること等の決議がなされたから、すみやかに実現せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院および療養所の地方移管反対に関する陳情（二通）（第一一七号）

陳情者　北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所内　竹内肇外五百十二名

右の陳情は
今回行政機構改革に関する政令諮問委員会の答申によつて、国立病院および療養所を都道府県に移管する運動が活発化しているが、社会保障制度の確立されていない現在においては、このような措置を強行することによつていたずらに地方財政を破壊し、種々の弊害を生ずるから、国営病院および療養所の地方移管には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の補償に関する陳情（第一二八号）

陳情者　山口県玖珂郡伊陸村一、六五四　岩政晉二外五十九名

右の陳情は
終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に苦難を堪えてきた。しかして第十国会の衆参両院において、戦ぼつ者遺族、傷い者留守家族対策に関する決議がなされたのであるから、この決議の趣旨にかんがみ、すみやかに、(一)弔慰金または見舞金の支給、(二)遺族年金の支給等立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容美容業試験および免許制廃止反対に関する陳情（第一六三号、第一七八号、第二〇九号、第二三三号）

陳情者　北海道山越郡長万部町長万部理容師会内　橋本久雄外六名（六通）

陳情者　北海道苫小牧大町二〇苫小牧美容師会内　石渡ヨシ

エ外十名（五通）

陳情者　北海道釧網線標茶駅前標茶保健所管内川上理容師会内　塩原功外五名（三通）

陳情者　北海道空知郡栗沢町理容師会内　寺下正一外六名（七通）

右の陳情は

政府は今回の行政機構改革により、理容、美容業試験および免許制を廃止するとのことであるが、業界今日の発展向上は業界先輩およびわれわれ永年の努力の賜であり、昭和二十三年一月一日より施行せられた理容師法により、公衆衛生を重んじ、理容医学を裏付けとして、益々人格の向上、衛生思想の肝要となる際、その身分を保証し、業界の発展を図るため、現行法を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育園給食継続実施に関する陳情（第一七九号）

陳情者　高知県幡多郡具同村保育園内　浜田重政

右の陳情は

聞くところによると近く保育園給食が打ち切りとなるようであるが、保育園の対象は乳幼児であり、幼令期の栄養が彼等一生の健康に影響すること大であつて、さらに貧困児童、欠食児童が多い等保育上の特殊性に鑑み万難を排して給食継続を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県国立川棚病院の地方移譲等反対に関する陳情（第一九二号）

陳情者　長崎県東彼杵郡千綿村長　溝上喜世人外十三名

右の陳情は

政府は近く、長崎県国立川棚病院の地方移譲を実施する由であるが、医療国営が近代傾向となつている現在、専門医、看護婦、器具、病床等の充実した同病院を地方に移譲した場合、従来通りの合理的、良心的、社会的運営は望めず、折角の施設を死物化し、社会政策上国家的に不賢明な方策であるから、同病院を従前通り国営とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食品衛生法廃止反対に関する陳情（二通）（第一九五号）

陳情者　兵庫県宍粟郡山崎町福原町　宮本市郎外六十九名

右の陳情は

今回の行政機構縮小に伴い、食品衛生法の廃止が伝えられているが、これが実現すると、終戦当時の如き不潔な飲食店が多くなり、社会公共の衛生状態は極度の混乱に陥る虞があるから、同法を廃止することなく、この際むしろ取締を厳重にして食品衛生の万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情（第二一三号）

陳情者　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟内　中川源一郎外五百二十八名

右の陳情は

戦争犠牲者遺族は、終戦以来六年余にわたり物心両面のあらゆる苦難を受けているから、戦争犠牲者遺族に対して、(一)弔慰金を支給すること、(二)生活保護法と切り離し別に補償を立法化すること、(三)遺児の教育ならびに育英制度に特別の扶助を給すること、(四)年金は課税の対象としないこと、(五)遺児の世話をする専従者をおく制度を設けること、(六)生業に従事する方途を講ずること等国家補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

クリーニング業法廃止反対に関する陳情（第二四六号）

陳情者　福島市陣場町三六福島県クリーニング協同組合理事長　大貫昇作外九十八名

右の陳情は

今般政府は、行政改革の一環としてクリーニング業法の改廃を企図しているよしであるが、万一そのようなことにでもなればその行政面の規準的適切の施策も考えられず業者はその精神的拠点がなくなる結果、衛生措置の奉仕精神は崩れ、国民家庭経済への負担過重となるから、本法の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七〇号　健康保険療養給付期間延長に関する陳情

第二七一号　国立病院、療養所の地方移管反対に関する陳情

第二七二号　国立療養所賄費増額に関する陳情

第二七三号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情

第二七四号　結核予防法による

治療費国庫補助増額に関する陳情
第二七五号　医師および看護婦の増員に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第二号
健康保険療養給付期間延長に関する陳情
第二七〇号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出
国立病院、療養所の地方移管反対に関する陳情
第二七一号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出
国立療養所賄費増額に関する陳情
第二七二号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情
第二七三号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出
結核予防法による治療費国庫補助増額に関する陳情
第二七四号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出

医師および看護婦の増員に関する陳情
第二七五号　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
提出
右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
健康保険療養給付期間延長に関する陳情（第二七〇号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
健康保険制度の存在は、労働強化による疾病増加と低賃金による生活苦にあえいでいる勤労者にとつて、希望と勇気を與え、長期療養者にとつては唯一の救済制度であるが、同制度の内容には不合理が多く、ことに療養給付期間の短いことが、本制度の大きな欠陥となつているから、すみやかに療養給付期間を三年間に延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立病院、療養所の地方移管反対に関する陳情（第二七一号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
近く行政整理の一環として実施されようとしている国立病院および療養所の地方移管は、現在の地方財政ならびに地方文化水準等よりみてわが国社会保障制度の低下と弱体化をきたすものであるから、このような措置には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立療養所賄費増額に関する陳情（第二七二号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
結核患者の療養のためには充分なる栄養が必要であるが諸物価高騰の折から国立療養所の賄費八十円では、とても最低基準カロリーを確保することは不可能であるから国立療養所の賄費を百円以上に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情（第二七三号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
生活保護法の最低生活基準額はあまりに低く、その上厚生省の改廃、生活保護法の改正等は、療養生活者に大きな不安を與えているから、生活保護法の最低基準額をC・P・Sの七十パーセントまで引き上げるとともに、後保護施設の強化拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
結核予防法による治療費国庫補助増額に関する陳情（第二七四号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
結核予防法が施行されて患者は暗夜に光明をみた思いであるが、予算不足のため、地方によつてはこれが実施を阻げているから、結核予防法による補助費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
医師および看護婦の増員に関する陳情（第二七五号）
陳情者　福岡県粕屋郡古賀町国立療養所清光園療友会内　井口文男外四百六十八名
右の陳情は
国立療養所の医療従業員は、現行定員法によつて患者五十名に対し医師一名、患者六名に対し看護婦一名という割合になつているが、実際には医師および看護婦が他の用務に追われて、患者七十名あるいは八十名に対し医師一名となり、また患者五十名に対し看護婦二名あるいは三名という実状で、医師および看護婦の労働は過重となり病床に倒れるものも少くない現状であるから、医師および看護婦の定員を増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第三〇号　山梨県下の降ひょう被害農家救済等に関する請願
第三一号　愛知県に家畜衛生試験場東海支所設置の請願
第一四四号　積雪寒冷単作地帯農業振興対策に関する請願
第一五六号　開拓道路トーマル殖民地線開さく工事継続施行に関する請願
第一六〇号　北海道新十津川村にかんがい用貯水池設置の請願
第二二六号　福島県都路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に関する請願
第二六六号　農業改良普及事業に従事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願
第二六七号　福島県中畑村所在の財団法人日本酪農講習所の国営に関する請願
第二七七号　十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願
第二八四号　土地改良、災害復旧両事業費国庫補助増額等に関する請願
第二八五号　土地改良事業費、災害復旧事業費および地盤沈下対策事業費等国庫補助増額に関する請願
第二八六号　団体営土地改良事業費国庫補助復活等に関する請願
第三四九号　砂糖法制定に関する請願
第三六三号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願
第三六六号　農林漁業資金融通法に基く貸付資金わく増大等の請願
第三七〇号　土地改良事業等促進に関する請願
第四六五号　農業災害補償法中一部改正に関する請願
第四六六号　部落農業団体活動費等助成に関する請願
第四六七号　水稲病虫防除費全額国庫負担等に関する請願
第四八六号　土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願
第五二二号　接収地宮城県王城寺原解放に関する請願
第五九四号　積雪寒冷単作地帯の土地改良事業施行に関する請願
第五九五号　土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願
第六五七号　農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願
第六八二号　ルース台風災害による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に関する請願
第七二一号　繭価格安定制度確立に関する請願
第七三四号　農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願
第八二〇号　農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願
第七六二号　岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷単作地帯に指定の請願
第七八五号　開拓者の安定対策確立に関する請願
第八一〇号　鹿児島県の昭和二十六年度供米に関する請願
第八一一号　からまつ害虫黒星葉虫駆除に関する請願
第八一九号　宮城県亘理郡農業水利改良事業国営化に関する請願
第八二一号　土地改良事業の補助単位面積引下げに関する請願
第八二二号　災害復旧農業資金緊急融資に関する請願
第八三八号　林道開発に関する請願
第八九四号　災害復旧農業資金緊急融資に関する請願
第九一九号　農業政策確立に関する請願
第九二〇号　岡山県三谷村地内国有林拂下げに関する請願
第九二一号　岡山県呉妹村地内国有林拂下げに関する請願
第九二二号　牧野造成費全額国庫負担等に関する請願
第九三三号　進駐軍射撃用地接収村に対する救済に関する請願（五通）
第九五六号　労務加配米制度廃止反対に関する請願
第一〇二九号　労務加配米制度廃止反対に関する請願
第一〇二四号　労務加配米制度廃止反対に関する請願
第九八一号　農業改良普及事業の強化拡充に関する請願
第一〇三五号　福島県湯出小屋林道開さくに関する請願
第一〇八五号　開拓地を警察予備隊用等に接収反対の請願
第一〇九七号　浜名湖鷲津町、新所村地先埋立に関する請願
第一〇九九号　国営林道開設促進に関する請願
第一一六六号　農業改良普及事業の強化拡充に関する請願
第一一六八号　水稲保険料率改訂に関する請願
第一一九三号　静岡県榛原郡農家保有米確保等に関する請願
第一二一七号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に関する請願
第一二二八号　山口県埴生浦干拓工事施行に関する請願
第一二七七号　南谷川防災ため池築設に関する請願
第一二八〇号　進駐軍射撃用地接収村に対する損害補償の請願
第一二八二号　梶並川防災ため池築設費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第一号

山梨県下の降ひょう被害農家救済等に関する請願

第三〇号　山梨県議会議長　川口荘二郎提出

愛知県に家畜衛生試験場東海支場設置の請願

第三一号　名古屋市中区南外堀町六ノ一ノ二〇愛知県農業共済組合連合会長　大見為次外三名提出

積雪寒冷単作地帯農業振興対策に関する請願

第一四四号　岩手県盛岡市内丸一岩手県耕地協会内　北太郎提出

開拓道路トーマル殖民地線開さく工事継続施行に関する請願

第一五六号　北海道古宇郡神恵内村長　木村文忠提出

北海道新十津川村にかんがい用貯水池設置の請願

第一六〇号　北海道樺戸郡新十津川村長　島田巌提出

福島県都路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に関する請願

第二二六号　福島県田村郡都路村長　武田善治外四名提出

農業改良普及事業に従事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願

第二六六号　福島県議会議長　建沼龍輔提出

福島県中畑村所在の財団法人日本酪農講習所の国営に関する請願

第二六七号　福島県議会議長　建沼龍輔提出

十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願

第二七七号　北海道空知郡上富良野町十勝岳山麓治山事業期成会内　田中勝次郎外五名提出

土地改良、災害復旧両事業費国庫補助増額等に関する請願

第二八四号　岡山県庁内岡山県会農地関係常任委員会内　中田弘堂外八名提出

土地改良事業費、災害復旧事業費

および地盤沈下対策事業費等国庫補助増額に関する請願
第二八五号　岡山県庁内岡山県耕地協会内　小枝一雄提出
団体営土地改良事業費国庫補助復活等に関する請願
第二八六号　栃木県議会議長　佐藤清一郎提出
砂糖法制定に関する請願
第三四九号　北海道知事　田中敏文提出
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願
第三六三号　宮城県議会議長　今野貞亮外七名提出
農林漁業資金融通法に基く貸付資金わく増大等の請願
第三六六号　宮城県議会議長　今野貞亮外七名提出
土地改良事業等促進に関する請願
第三七〇号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
農業災害補償法中一部改正に関する請願
第四六五号　福岡市今泉町五ノ一三八福岡県農業共済組合連合会長　高橋半三外六名提出
部落農業団体活動費等助成に関する請願
第四六六号　長崎市桜島町三五　黒田英三提出
水稲病虫防除費全額国庫負担等に関する請願
第四六七号　長崎市桜島町三五　黒田英三提出
土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願
第四八六号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
接収地宮城県王城寺原解放に関する請願
第五二二号　宮城県加美郡色麻村大字下新町北二〇王城寺原開拓農業協同組合長　佐々木慶男提出
積雪寒冷単作地帯の土地改良事業施行に関する請願
第五九四号　岐阜県大野郡大八賀村長　瀬ノ上市郎右衛門外十九名提出
土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願
第五九五号　岐阜県大野郡大八賀村長　瀬ノ上市郎右衛門外十九名提出
農林省厚狭千拓東地区工事促進に関する請願
第六五七号　山口県小野田市長　姫井伊介外二名提出
ルース台風災害による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に関する請願
第六八二号　長崎市桜島町又ノ三五ノ一農協連合会館内長崎県農業団体長協議会内　平瀬末雄提出
繭価格安定制度確立に関する請願
第七二一号　栃木県下都賀郡間々田町　塩田庄作外千六百四十二名提出
農林省厚狭千拓東地区工事促進に関する請願
第七三四号　山口県小野田市長　姫井伊介外二名提出
第八二〇号　山口県小野田市議会議長　安近勤治外二名提出
岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷単作地帯に指定の請願
第七六二号　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外三名提出
開拓者の安定対策確立に関する請願
第七八五号　東京都千代田区大手町一ノ五全日本開拓者連盟内　村山藤四郎提出
鹿児島県の昭和二十六年度供米に関する請願
第八一〇号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
からまつ害虫黒星葉虫駆除に関する請願
第八一一号　長野県北佐久郡小諸町甲二、六七八　小山宗一提出
宮城県亘理郡農業水利改良事業団営化に関する請願
第八一九号　宮城県亘理郡亘理町長　門沢惣蔵外十七名提出
土地改良事業の補助単位面積引下げに関する請願
第八二一号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
災害復旧農業資金緊急融資に関する請願
第八二二号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
林道開発に関する請願
第八三八号　福岡県浮羽郡浮羽町長　田中紋太外十名提出
災害復旧農業資金緊急融資に関する請願
第八九四号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦提出
農業政策確立に関する請願
第九一九号　神奈川県横浜市中区日本大通り一ノ一農業委員　神奈川県協議会内　富田秦提出
岡山県三谷村地内国有林拂下げに関する請願
第九二〇号　岡山県小田郡三谷村長　山部養夫提出
岡山県吳妹村地内国有林拂下げに関する請願
第九二一号　岡山県吉備郡吳妹村長　水川次郎八外三百九十名提出
牧野造成費全額国庫負担等に関する請願
第九二二号　福島県庁農地課内東北六県国有牧野開放促進協議会内　草野保忠提出
進駐軍射撃用地接収村に対する救済に関する請願（五通）
第九三三号　山形県北村山郡西郷村長　工藤孝一外三千二百五十四名提出
労務加配米制度廃止反対に関する請願
第九五六号　東京都港区芝三田四国町二ノ五号労務用物資対策全国協議会内　高島新吾提出
第一〇二九号　東京都中央区日本橋富沢町五化学肥料労務厚生協議会内　加藤秀吉提出
第一〇八四号　東京都千代田区大手町一ノ七労働省内全蚕連労働組合内　城千尋提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する請願
第九八一号　岡山県勝田郡河辺村大字河辺　水島賢外千七百六十名提出
土地改良事業促進に関する請願
第九八二号　秋田県庁内北海道及東北六県耕地協会連合会内　石川進吉外六名提出
福島県湯出小屋林道開さくに関する請願
第一〇三五号　福島県相馬郡大館村長　高橋信房外八十名提出
開拓地を警察予備隊用等に接収反対の請願
第一〇八五号　東京都千代田区大手町一ノ五全日本開拓者連盟内　村山藤四郎提出
浜名湖鷲津町、新所村地先埋立に関する請願
第一〇九七号　静岡県浜名郡鷲津町長　小林儀一郎外五名提出
国営林道開設促進に関する請願
第一〇九九号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する請願
第一一六六号　福島市信夫地方事務所内　猪股清喜外二百八十一名提出
水稲保険料率改訂に関する請願
第一一六八号　千葉県千葉郡生浜町農業共済組合長　秋山重之助外十二名提出
静岡県榛原郡農家の保有米確保等に関する請願
第一一九三号　静岡県榛原郡五

和村長　山田寛司外二十二名提出

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に関する請願

第一二二七号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

山口県埴生浦干拓工事施行に関する請願

第一二二八号　山口県厚狭郡埴生町長　石光佐市外三百四十六名提出

南谷川防災ため池築設に関する請願

第一二七七号　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外五十一名提出

進駐軍射撃用地接収村に対する損害補償の請願

第一二八〇号　山形県北村山郡戸沢村北村山郡町村会内　斎藤三郎外一名提出

梶並川防災ため池築設費国庫補助に関する請願

第一二八二号　岡山県津山市長　中島孫之外四十七名提出

右五十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

山梨県下の降ひょう被害農家救済等に関する請願（第三〇号）

請願者　山梨県議会議長　川口荘二郎

右の請願は

本年六月十二日および二十三日山梨県下を襲つた降ひょうは、本県農業史上未だかつてない被害であり災地域は山岳地帯を含む一市六郡、甲府市外五十箇町村にわたり、被害面積合計四千二百四十町歩、推定被害金総額は二億六千万円を算し、本県の経済的損失は極めてじん大である。降ひょう中心地東山梨郡菱山村およびその附近一帯の農作物は全滅し、被害農家の惨状は目に余るものがあるから、すみやかにこれら被害農家の救済と、農作物の復旧について緊急の対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県に家畜衛生試験場東海支場設置の請願（第三一号）

請願者　名古屋市中区南外堀町六ノ一ノ二〇愛知県農業共済組合連合会長　大見為次外三名

右の請願は

家畜家きんの飼養増加に伴い必然的に各種の疾病が激増し増殖上多大の支障をきたすばかりでなく、これによつて農家経済に及ぼす影響は極めて大であるに鑑み、これが予防ならびに防圧対策の一環として、東京に家畜衛生試験場があり、東北、中国、九州に支場が置かれているが、家畜の飼養密度が全国でも上位にある東海地区に本機関の設置がないのは遺憾であるから、家畜衛生試験場東海支場をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯農業振興対策に関する請願（第一四四号）

請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県耕地協会内　北太郎

右の請願は

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が制定されてから、其の地域における特殊事情に即応した諸策が実施されるよう要望しているが、特に岩手県の農業経営は、連年の災害による疲弊が重なつて経済的にも、技術的にも行詰りの実情にあるから、（一）広汎な土地改良事業の実施、（二）土地改良事業費に対する大幅国庫補助等をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓道路トーマル殖民地線開さく工事継続施行に関する請願（第一五六号）

請願者　北海道古宇郡神恵内村長　木村文忠

右の請願は

開拓道路トーマル殖民地線は、北海道の模範開拓地トーマル開拓地の発展を図るため、昭和二十四年度、着工されたのであるが、本年度の施行地点終点から五キロ延長しなければ、農耕地の中心部に達しないから、同開拓地の生産物輸送ならびに沿線耕地開発のため、昭和二十七年度まで継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新十津川村にかんがい用貯水池設置の請願（第一六〇号）

請願者　北海道樺戸郡新十津川村長　島田黨

右の請願は

北海道新十津川村は、約四千町歩の水田を耕作しているが、水源山地が戦時中濫伐されたためかんがい用水は逐年枯渇の一途をたどりために水田の荒廃はなはだしく、このまま放置すると、当村の農家経営に重大な結果をきたすから、すでに道庁の調査を進めているかんがい貯水池の設置をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県田村郡都路村所在の農林省林内放牧試験地は、わが国唯一の試験地であるにもかかわらず、経費難のためほとんどその試験機能を停止し近く廃場の運命にあるようであるが、本試験地は、わが国山地の高度利用、林業および畜産の発展、広義食糧の増産、山村経営の振興等の上から極めて重要な施設であるから、これを廃止することなく積極的に施設の拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業に従事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願（第二六六号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は本県は農業改良助長法制定とともに、三分の二の国庫補助をうけ、農業改良普及事業を実施して幾多農業改良上の業績をあげてきたので今後も一層強力にすい進するため、昭和二十六年度においても、既に、改良普及員五十六名増員の予算措置をとつた。その後農林省より内示された補助内容をみると、その人件費の算定基準が前年同様一人平均給与五万一千五百円で、四百十一万二千五百円の歳入不足となつて、普及員の増員は不可能となるから、この際国庫補助を増額して本事業すい進の万全を図られたいとの趣旨であつて参議院は、懇意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県中畑村所在の財団法人日本酪農講習所の国営に関する請願（第二六七号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は酪農経営の発達振興を図ることは、わが国農業にとつて極めて重要な問題であつて、福島県中畑村の日本酪農講習所は設置以来幾多の成果を収めてきた。しかるに現在の財団法人組織では到底、施設の改善その他使命達成に万全を期待することができないから、同講習所の運営を国営に移管せられたいとの趣旨であつて参議院は、懇意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願（第二七号）

請願者　北海道空知郡上富良野町十勝岳山麓治山事業期成会内　田中勝次郎外五名

右の請願は十勝岳山ろく地方はいちじるしく崩壊しやすい石英粗面岩質凝灰岩で構成されているため、少量の降雨でも表面に侵蝕を起し、さらに融雪豪雨の際には侵蝕崩壊を起し、その荒廃面積は約千五百町歩に及び、下流の田畑はもちろん人畜、河川に及ぼす被害は年々幾何級数的に増加している実情であるから、これが侵蝕崩壊の拡大防止と災害地の復旧のための五箇年計画予算六億九千万円の予算処置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良、災害復旧両事業費国庫補助増額等に関する請願（第二八四号）

請願者　岡山県庁内岡山県会農地関係常任委員会内　中田弘堂外八名

右の請願はわが国における食糧の自給度を最大限に向上することは緊急かつ重要なものであるが、これが目的達成のための土地改良事業は終戦後国家補助金の大削減の結果事業は遅々として進まず、しかも小規模土地改良は昭和二十三年度以降全く打ち切られ工事も中断のまま放置されており、加うるに、台風災害ならびに地盤沈下等の復旧は未復旧のままとなつているから、昭和二十七年度以降土地改良事業費ならびに災害復旧事業費予算を大幅に増額すると共に、三百町歩以下の小規模土地改良事業に対する補助金を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費、災害復旧事業費および地盤沈下対策事業費等国庫補助増額に関する請願（第二八五号）

請願者　岡山県庁内岡山県耕地協会内　小枝一雄

右の請願は現在わが国経済自立のため食糧の増産確保は緊急かつ重要なものであるから、（一）小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活ならびに土地改良事業に対する昭和二十七年度国庫予算の大幅な計上、（二）耕地関係災害復旧ならびに災害防止施設事業に対する昭和二十七年度国庫予算の大幅計上、（三）地盤沈下対策を確立し耕地関係事業に関する昭和二十七年度国庫予算の大幅計上等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

団体営土地改良事業費国庫補助復活等に関する請願（第二八六号）

請願者　栃木県議会議長　佐藤清一郎

右の請願はわが国における食糧の増産確保は非常に重要なるものであるが、その目的達成のための土地改良事業ならびに耕地災害復旧事業に対する施策の欠けていることは遺憾にたえないから、食糧自給の緊急性と農家経済の窮状とにかんがみ団体営土地改良事業に対する国庫補助の復活ならびに耕地災害復旧事業に対する補助金の早期交付を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂糖法制定に関する請願（第三四九号）

請願者　北海道知事　田中敏文

右の請願は現在砂糖は専ら外糖の輸入に依存しているが、往年の台湾かんしよ糖業に代るべき北海道のてん菜糖業を振興し、国内砂糖の自給度を高めるため、わが国の糖業政策を確立し、米英の砂糖法にならいその立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても充分検討の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願（第三六三号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

右の請願は積雪寒冷単作地帯である北海道、東北各県の農業生産力の向上、農業経済の安定ならびに農民生活の改善を実施するために、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算をすみやかに昭和二十六年度補正予算に

計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業資金融通法に基く貸付資金わく増大等の請願（第三六六号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

右の請願は

農林漁業資金融通法に基く資金わくは、現在六十億であるが、農山漁村の現況において、生産力の維持増進を図るためには、その額があまりにもわずかであり、また貸付対象となる事業中漁船の建造または復旧については北海道に限られているのは遺憾であるから、貸付資金のわくを拡大するとともに内地における漁船の建造または復旧についても貸付対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業等促進に関する請願（第三七〇号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

わが国農業の現状は、農地の拡張、改良と耕種の改善を徹底的に行うことによつて、食糧の増産ないし国内自給は決して不可能でないものと考えられるが、戦後の同事業縮小と最近における農地荒廃および水利施設の老朽化によつて減産を増加している現状にかんがみ、食糧増産の基本方針を確立するとともに一般土地改良事業費ならびに積雪寒冷単作地帯振興に要する予算の計上について万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法中一部改正に関する請願（第四六五号）

請願者　福岡市今泉町五ノ一三八福岡県農業共済組合連合会長　高橋半三外六名

右の請願は

農業共済組合の共済掛金標準率に含まれている安全割増分は、長期的には基金的な積立金になるものであるから、これを掛金率に含め農家の負担とすることは不当であり、また現下の農村事情では、共済掛金負担の軽減が切実な要望となつているから、社会補償的見地から、通常共済掛金標準率の全国最低のものについてはその二分の一を国庫負担とすること、および共済掛金率に含められている安全割増分を農家負担としないよう適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は充分参考の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

部落農業団体活動費等助成に関する請願（第四六六号）

請願者　長崎市桃島町三五　黒田英三

右の請願は

生産組合、農業実行組合等の部落農業団体は、農業協同組合の下部組織として、農地改善、供出割当、農業経営の改善等各種連絡諸調査のため、年間六十日以上を費し、県、市町村、統計事務所等に奉仕しているから、これを育成助長するため、（一）部落農業団体の活動費を助成すること、（二）部落農業団体長に対し助成の途を講ずること等について適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水稲病虫防除費全額国庫負担等に関する請願（第四六七号）

請願者　長崎市桃島町三五　黒田英三

右の請願は

本年の稲作気象は、七月中旬の梅雨と八月上旬の高温多照等によつて、稲熱病、白葉枯病等がまん延し、ことにいもちの発生が激じんをきわめたため、米作は二ないし三割の減収を予想されているが、農村経済の現状はこの災害に対応することはもち論今後の再生産について全然力がないから、（一）水稲病虫害防除費の全額を国庫負担とすること、（二）農薬の配給と備蓄について適当な措置を講ずること、（三）防疫班の整備と薬剤撒布器に対する助成金を増額すること等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願（第四六九号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は

食糧増産推進の基盤をなす土地改良事業に対する国の助成制度は余りに貧弱であるから、昭和二十七年度以降の土地改良事業に対する国庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

接収地宮城県王城寺原解放に関する請願（第五二二号）

請願者　宮城県加美郡色麻村大字下新町北二〇王城寺原開拓農業協同組合長　佐々木慶男

右の請願は

元宮城県王城寺原練兵場地区は、昭和二十一年三月外地引揚者および、戦災者用の開拓地として六百二十戸の入植をみたが、翌二十二年七月本地区が進駐軍演習場として接収されたため、折角入住した開拓農家は一部を残して他地区への転入植を余儀なくされ今日に至つているが、講和條約の調印を機会に本地区が再びこれら開拓者に開放されるよう万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯の土地改良事業施行に関する請願（第五九四号）

請願者　岐阜県大野郡大八賀村長　瀬ノ上市郎右衛門外十九名

右の請願は

寒冷地帯飛騨地方の増産計画に対する最も緊急な対策は、かんがい排水事業と農道整備事業である。しかしてこれ等の事業は、ばく大な資金と労力を要するので、困窮している農家経済ではすい行困難であるから、本地方の特殊事情を考慮され、すみやかにこれ等事業が着手できるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願（第五九五号）

請願者　岐阜県大野郡大八賀村長　瀬ノ上市郎右衛門外十九名

右の請願は

岐阜県飛騨地方は、山間部の関係上耕地面積は少いが、かんがい水は山間の水源を求めるのでその個所数が非常に多い。しかしてこれ等の耕地の水路、農道、井せき等の公共施設は、山林の濫伐によつて豪雨ごとに相次いで災害が起きる実状であるが、これ等災害に対する国庫補助費は、一億七千五百万円に対してわずかに六千万円に過ぎず、県および零細農民の独力によつては、恒久的な土地改良ならびに災害復旧事業はすい行し得ないから、当地方の特殊事情を考慮され、土地改良事業等の国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願（第六五七号）

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介外二名

右の請願は

山口県小野田市の耕地面積は、田畑合せて七百四十一町歩、これによる主食生産量は、市民の消費量の百二十日分にすぎず、加えて戦時戦後の石炭採掘によつて、鉱害耕地は二百町歩に達し、被害はなお続出の傾向にあるため、農林省厚狭干拓東地区工事の完成は、同市の農耕地増成と安全に大きな期待をかけられている。しかるに同工事は、昭和二十二年に捨石作業が行われたまま放置されているが、同地区に側接する有帆河口のしゆんせつ県営工事によつて、干拓地内への土砂搬入が容易であるから、同工事の進ちよくおよび工事費節約の見地より、すみやかに同工事を再開継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風災害による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に関する請願（第六八二号）

請願者　長崎市椛島町又ノ三五ノ一農協連合会館内長崎県農業団体長協議会内　平瀬末雄

右の請願は

長崎地方のルース台風による、農作物、農業土木施設等に対する被害は、まことにじん大で、さきに虫害による打撃をこうむり、この度また重ねての大惨害にあい、困窮の底にあえぐ農村経済では復旧の見込が立たないから、すみやかに係官を現地に派し、実状調査の上、（一）農業土木施設復旧費の全額国庫補助、（二）実状に即応する米の供出割当、（三）本年産米の検査に格外米を認めること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実状調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭価格安定制度確立に関する請願（第七二一号）

請願者　栃木県下都賀郡間々田町　塩田庄作外千六百四十二名

右の請願は

繭価格が再生産を保証できない場合は、繭生産額を減少し、蚕糸業を不安定とするから、繭価格の安定制度を実現するため、（一）糸価制低は繭生産費の補償を原則とすること、（二）繭の補償価格は、糸価制低値中に占める原料生繭の割合を七十七、二パーセントとすること、（三）繭価格を補償するため、政府は補償価格による繭の売渡の申込に応じて買上げを行うこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介外二名（第七三四号）

請願者　山口県小野田市議会議長　安近勲治外二名（第八二〇号）

右の請願は

山口県小野田市は、元来大部分が干拓地で、満潮面より約三メートル低地のため常に風水害の危険にさらされ、すでに昭和十七年の台風による海岸堤防決潰の際は、三十三日間中央市街地区四百町歩は海底に没するの惨害があり、従つて現在堤防の外面に築設される農林省厚狭干拓東地区工事の完成は、自然に堤防の補強となり、農地の増成と同時に市民の安住と福祉ならびに郷土開発上重要なる価値を有するものであるから、本年度着工に引き続き明年昭和二十七年度に右干拓工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷単作地帯に指定の請願（第七六二号）

請願者　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外三名

右の請願は

岡山県は、気候温暖多角的進歩的農業経営地方として一般に認められているが、これは主として瀬戸内海に面する県中南地帯であつて、県北部の英田、勝田、真庭、阿哲、久米、川上の七郡は鳥取、島根、兵庫の各県と状況を一にする典型的な積雪寒冷地帯であるから、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による積雪寒冷単作地帯として英田郡外六郡を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓者の安定対策確立に関する請願（第七八五号）

請願者　東京都千代田区大手町一ノ五全日本開拓者連盟内　村山藤四郎

右の請願は

開拓者資金融通法による融資は、最近の入植者に対しては大体適当に出ているが、昭和二十二年度以前の入植者に対しては融資計画量の六割程しか貸付がないため、営農の基礎条件でもある家畜の導入整備等に支障をきたしているから、これら過年度入植者の営農安定化のために、適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県の昭和二十六年度供米に関する請願（第八一〇号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

ルース台風は鹿児島県下全域に猛威をふるい、收穫の寸前にあつた稲作に壊滅的な被害を與え、この結果本県の米の收穫は六割の大減收が予想され、農民の大部分は飯米にもこと欠くことが予想されている実情であるから、昭和二十六年度の本県供米は自主的供出とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

からまつ害虫黒星葉虫駆除に関する請願（第八一一号）

請願者　長野県北佐久郡小諸町　甲二、六七八　小山宗一

右の請願は

浅間山麓の長野県側一帯とくに北佐久郡小沼村より小諸町を経て大里村菱野に至る数百町歩の山林地帯は、から松の最適地で、国内の建設工事に使用する丸太の大半は、この地から供給されている。しかるに昭和二十五年より発生した黒星葉蜂が、落葉松の葉を食い荒し、緑の林をたちまち丸裸にしたが、この虫は新芽発生の頃に幼虫が発生するため、将来が憂慮されているから、右害虫駆除の万全を期するため、飛行機あるいはヘリコプターの使用について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県亘理郡農業水利改良事業団営化に関する請願（第八一九号）

請願者　宮城県亘理郡亘理町長　門沢惣蔵外十七名

右の請願は

阿武隈川下流右岸亘理郡五箇町村の耕地四千六百余町歩の排水は、鳥の海、牛橋入江等によつて太平洋に排水されているが、地盤低地と掛水口二の閉そくによる内水の停滞がいちじるしく、一朝降雨の際は常磐線沿線の数千町歩が湖沼と化し、水害の惨状は言語に絶する状態にあり、その上用水は阿武隈川より揚水機および自然流入に依存しているが、施設不充分のため、用水不足と塩害になやまされているから、さきに農林省の水利計画地区に採択された亘理農業水利改良事業を国営事業として経営せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業の補助単位面積引下げに関する請願（第八二二号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

現行土地改良法によると、土地改良事業施行に際しては一事業単位三百町歩以上が国庫補助の対象となり、これ以下の場合は補助の対象とならないことになつているが、鹿児島県のように狭少な耕地の地形にあつてはこの法の適用を受けることができない場合があるから、補助単位を百町歩程度に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧農業資金緊急融資に関する請願（第八二二号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は

鹿児島県の米作は、高温多湿による病虫害の発生によつていちじるしい損害を受けたが、さらに本年十月のルース台風によつてかつてない大災害を受け、またしても農民を悲惨のどん底につき落しているから、これが救済のため、(一)農業共済資金を早急に支出すること、(二)農業手形の長期借替を実施すること、(三)肥料購入資金の貸付を行うこと、(四)農業施設の復旧費を貸出すこと等の措置をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧農業資金緊急融資に関する請願（第八九四号）

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦

右の請願は

本年の米作は、高温多湿による病虫害発生およびルース台風によつてかつてない大被害を受け、農民は悲嘆にくれているから、応急救援策として、(一)農業共済金の早急支出、(二)農業手形の長期借替、(三)肥料購入資金の貸付、(四)農業施設の復旧費の貸付策をすみやかに実現せら

れたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業政策確立に関する請願（第九一九号）

請願者　神奈川県横浜市中区日本大通一ノ一農業委員神奈川県協議会内　富田秦

右の請願は

農民生活の安定と農業生産の増強を図るため、農業総合計画を樹立し、これを推進すること、土地條件の整備に必要な予算を計上すること、生産資材の需給調整を図ること等農林政策の確立について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三谷村地内国有林拂下げに関する請願（第九二〇号）

請願者　岡山県小田郡三谷村長　山部義夫

右の請願は

岡山県三谷村は、高梁川の支流小田川の流域に沿うて位置する戸数約六百の農村であるが、村内農民の約半数は山林を所有していないため、自家用材、薪炭、たい肥等に事欠き、副業であるたばこの乾燥にも支障をきたしている。しかるに村内には約百十三町歩の国有林があり、これを合理的に運営すれば、本村発展に多大の効果をもたらすから、右国有林を本村に拂い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県呉妹村地内国有林拂下げに関する請願（第九二一号）

請願者　岡山県吉備郡呉妹村長　水川次郎八外三百九十名

右の請願は

岡山県呉妹村は、米麦の生産を主とする純農村であるが、耕作面積は平均五反歩に足らず、産業方面の発達も期待できないため、村民はわずかな所得税や地方税さえ納められない実情であり、山林の所有は皆無の者と一反歩以下の者合せて二百戸もあり、山間に居住しながら薪炭に事欠く現状であるから、同村地内にある国有林八十三町歩余を本村に拂い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

牧野造成費全額国庫負担等に関する請願（第九二二号）

請願者　福島県庁農地課内東北六県国有牧野開放促進協議会内　草野保忠

右の請願は

国有牧野の開放については、石標および木標の設置、所属換保留地の共同調査、立木調査等幾多の事業が残されているにかかわらず、何等の予算措置が講ぜられておらず、単作地帯の牧野開放事業に重大な影響を與えているから、（一）目下樹立されつつある積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く農業振興計画の予算措置に対し三千二百万円の牧野造成費を計上すること、（二）昭和二十四年七月二十一日附農地局長ならびに林野庁長官連名通達の一部訂正を実施すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍射撃用地接收村に対する救済に関する請願（五通）（第九三三号）

請願者　山形県北村山郡西郷村長　工藤孝一外三千二百五十四名

右の請願は

山形県北村山郡の西郷、冨本、戸沢、大高根四箇村は、昭和二十一年に広大な面積を連合軍の射撃用地として接收せられたため、耕作地の減少によつて所得も激減した上に、昭和二十六年に入つては連日の射撃演習によつて道路の破損いちじるしくこれが補修のため多額の出費を余儀なくされているから、すみやかにこれが救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務加配米制度廃止反対に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ五号労務用物資対策全国協議会内　高島新吉（第九五六号）

請願者　東京都中央区日本橋富沢町五化学肥料労務厚生協議会内　加藤秀吉（第一〇二九号）

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七労働省内全基準労働組合内　城千尋（第一〇八四号）

右の請願は

政府は米麦の統制撤廃の措置に伴い、労務加配米制度も廃止するとのことであるが、かかる措置は米価の上昇をきたし、労務者の家計負担が増加して、生産意欲を減退させることとなり、労務者の従事する重要基礎産業に與える影響は大きいから、現行労務加配米制度を維持せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する請願（第九八一号）

請願者　岡山県勝田郡河辺村大字河辺　水島賢外千七百六十名

右の請願は

今回の行政機構簡素化の一環として農業改良普及制度が弱体化され、同時に改良普及員の人員を整理する由であるが、これは農民にとつて黙視することのできないものであり、農業改良普及事業の充実発展こそ農村の振興に大きな役割をもち、農民もこれに期待をかけて着々その実績をあげつつある次第であるから、本制度を存置せられるとともに強化拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業促進に関する請願（第九八二号）

請願者　秋田県庁内北海道及東北六県耕地協会連合会内　石川準吉外六名

右の請願は

食糧増産の基盤である土地改良事業の飛躍的進展を期するために、（一）積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による土地改良予算の増額および国庫補助率の引上げ、（二）農林漁業長期資金の潤沢なる融通と借入手続の簡素化、（三）国営土地改良事業の促進、（四）県営土地改良事業に対する予算の増額、（五）小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活、（六）かんがい排水機用電力料金および維持管理費の国庫負担、（七）土地改良法の改正による土地改良区設立手続の簡素化と組織変更期間の延長等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県湯出小屋林道開さくに関する請願（第一〇三五号）

請願者　福島県相馬郡大館村長　高橋信房外八十名

右の請願は

福島県相馬郡大館村大倉地内湯出小屋林道開さくに関しては、再三関係方面に陳情に及んだが、未だにこれが実現をみないため、地元民の不利不便は言語に絶するものがあるから、地方開発のためにこれが促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓地を警察予備隊用等に接収反対の請願（第一〇八五号）

請願者　東京都千代田区大手町一ノ五全日本開拓者連盟

内　村山藤四郎

右の請願は

最近開拓地が警察予備隊用地あるいは軍用地として強制使用または接収されつつあるが、食糧自給の必要なる現段階においては耕地のかい廃をなすこのような措置には反対である。万一接収を受ける開拓地等が発生した場合は充分に関係者の意見を徴し、あらたなる開拓地の創設、移転に対する保証等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜名湖鷲津町、新所村地先埋立に関する請願（第一〇九七号）

請願者　静岡県浜名郡鷲津町長　小林儀一郎外五名

右の請願は

静岡県鷲津町新所村地先の浜名湖干拓事業は、昭和二十一年農林省案として準備測量まで行われる運びとなつたが、漁業関係との紛争で今もつて実施に至らず今日に及んでいる。ついては、本予定湖面は漁場としての価値も少く既に関係組合との了解もついているから、食糧増産のため、本事業の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営林道開設促進に関する請願（第一〇九九号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

森林法の改正に伴い、森林は今後計画伐採をせられることとなつたが、林産物需給の調整を期するためには、今後林道事業の画期的拡充が必要である。特に奥地幹線林道は、その緊要度極めて高いのであるが、これを民営補助事業とすることは財政的技術的見地から実施困難であるから、国営林道開設のみちを開き、奥地未開発林産資源を対象とする幹線林道は国営事業として、すみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する請願（第一一六六号）

請願者　福島市信夫地方事務所内　猪股清喜外二百八十一名

右の請願は

政府は今回農業改良普及事業を縮小するよしであるが、かかることが実現すれば、農民の期待に反するばかりでなく、今後の農業行政の面に大きな支障をきたすから、（一）農林省農業改良局および都道府県農業改良課の拡充強化、（二）本事業に対する国庫補助金の確保交付、（三）農業改良普及員の増員等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水稲保険料率改訂に関する請願（第一一六八号）

請願者　千葉県千葉郡生浜町農業共済組合長　秋山蒐之助外十二名

右の請願は

災害の多いわが国の農業は、農業災害補償制度を離れては成立しないが、昭和二十七年度から実施予定の水稲保険料率改訂は、農家を負担過重とし、同制度の趣旨に反する結果となるから、水稲保険料率の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県榛原郡農家の保有米確保等に関する請願（第一一九三号）

請願者　静岡県榛原郡五和村長　山田寛司外二十二名

右の請願は

静岡県榛原郡下の本年稲作は、植付当初から近年にまれな生育不良に加え八月以降は稲熱病、うんか、二化めい虫等の病害虫が続発しさらに今次のルース台風により敢弱生育の稲を倒伏し個々の農家は供出はもちろんのこと、保有米の確保すらできない状態であるから、（一）保有米の絶対確保、（二）防除農薬費の全額国庫補助、（三）五等規格の特設、（四）共済金の即時支拂、（五）再生産資金の融資、（六）本年度産米に対する適正課税、等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられた

い。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法実施に関する請願（第一二二七号）

請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は

積雪寒冷單作地帯である東北、北陸、山陰地方農業生産力の向上、農業経済の安定ならびに農民生活の改善を実施するために、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法が公布になつたが、いまだ何等の指示もない状態であるから、すみやかに本事業遂行の予算を計上して強力に推進せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県埴生浦干拓工事施行に関する請願（第一二二八号）

請願者　山口県厚狭郡埴生町長　石光佐市外三百四十六名

右の請願は

山口県埴生町は、人口の増加に反し耕地が減少の一途をたどつているので、従来本町の樹立していた農耕を主体としての自給自足経済は漸くその形態を失つて、全くの消費町化したので、一般町民においてもこの際耕地の増加を図つて町民財政の窮乏を救うことの急務であることを認め埴生浦海面一帯の干潟地に干拓工事を起し耕地の増加を計画しているから実状を調査されて、すみやかに本工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南谷川防災ため池築設に関する請願（第一二二七号）

請願者　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外五十一名

右の請願は

南谷川は、京都府多賀村の南部を西流する屈曲の多い急流河川であり、加うるに流下六百メートルはいわゆる天井川であつて戦時中の濫伐と相まつてひとたび雨が降ればこう水となり年々護岸の決潰、井せきの流出、耕地の浸水等多大なる災害をこうむつているから、これが永久防止策として南谷川防災ため池をすみやかに築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍射撃用地接収村に対する損害補償の請願（第一二八〇号）

請願者　山形県北村山郡戸沢村北村山郡町村会内　斎藤三郎外一名

右の請願は

山形県北村山郡の西郷、冨本、戸沢、大高根四箇村は、昭和二十一年に広大な面積を連合軍射撃用地として接収せられたため、耕作地の減少によつて所得も激減した上に、昭和二十六年に入つては連日の射撃演習によつて道路の破損いちじるしくこれが補修のため多額の出費を余儀なくされているから、すみやかに損害補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

梶並川防災ため池築設費国庫補助に関する請願（第一二八二号）

請願者　岡山県津山市長　中島琢之外四十七名

右の請願は

岡山県耕地課では、農林省の助成金を得て、吉井川水系のうち、農作物ならびに農業用施設の被害の最も激じんである、梶並川の調査を開始し、近くその計画も完成し農林省に報告の予定で、昭和二十七年より梶並川流域の水害防止のため池着工のはずであるが、二億円の巨費を要すると考えられるので関係町村に負担能力がない上、水系全般におよぶ公共性の大きい事業であるから、大幅国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六号　土地改良事業予算増額等に関する陳情

第四七号　土地改良、災害復旧両事業費等国庫補助増額に関する陳情

第六九号　土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情

第七〇号　土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情

第七一号　水稲共済掛金率改訂に関する陳情

第九八号、第一三八号　土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情

第一一九号　治山事業の拡充強化等に関する陳情

第一二二号　日本茶業の復興振興に関する陳情

第一二三号　小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二通）

第一三七号　鹿児島県上屋久村小瀬田開拓地内杉植林地保存に関する陳情

第一四八号　耕地災害復旧事業費国庫補助等に関する陳情

第一六八号　土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二十通）

第一六九号　土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情（十四通）

第一八〇号　小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（四通）

第二〇五号　小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情

第二一七号　土地改良事業費国庫補助増額等に関する陳情（二通）

第二一八号、第二一九号　農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情（八通）

第二二五号、第二三七号、第二四四号　農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

第二二六号　静岡県元富士農地開発代行事業に関する陳情

第二三八号　かん害復旧事業費国庫助成等に関する陳情

第二五七号　小地区の土地改良事業費国庫補助等に関する陳情（二通）

第二八一号　農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日
農林委員長　羽生　三七
参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第一号
土地改良事業予算増額等に関する陳情
第二六号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出
土地改良、災害復旧両事業費等国庫補助増額に関する陳情
第四七号　高知県吾川郡下八川村長　曾我部晴秋外三名提出
土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情
第六九号　愛知県新居地方事務所内新居郡町村会内　近藤宏二提出
土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情
第七〇号　高知県高岡郡須崎町長　吉本久太郎外三十二名提出
水稲共済掛金率改訂に関する陳情
第七一号　東京都千代田区一番町一九全国農業共済協会内　小笠原八十美提出
土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情
第九八号　和歌山県東牟婁郡四村長　西律提出
第一三八号　和歌山県東牟婁郡下里町農業協同組合長理事　橋本利左衛門提出
治山事業の拡充強化等に関する陳情
第一一九号　福井県庁内福井県治山治水協会内　田中八百八外四名提出

日本茶業の復興振興に関する陳情
第一二二号　東京都港区芝汐留七社団法人日本茶業協会長　森田豊蔚提出
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二通）
第一二三号　和歌山県日高郡川中村長　原見柳外五名提出
鹿児島県上尾久村小瀬田開拓地内杉植林地保存に関する陳情
第一三七号　鹿児島県熊毛郡上尾久村長　荒木武顛外一名提出
耕地災害復旧事業費国庫補助等に関する陳情
第一四八号　栃木県宇都宮市県庁内栃木県耕地協会内　佐藤清一郎提出
土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二十通）
第一六八号　和歌山県伊都郡花園村農業委員会内　山内金重外三百名提出
土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情（十四通）
第一六九号　福井県議会議長　杉山幸二外十四名提出
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（四通）
第一八〇号　和歌山県日高郡野口村長　井谷重雄外十名提出
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情
第二〇五号　和歌山県日高郡由良町長　尾崎昌興外二名提出
土地改良事業費国庫補助増額等に関する陳情（二通）
第二一七号　高知県幡多郡昭和村長　徳弘豊外七百二十九名提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情
第二一八号　愛媛県温泉郡余土村　永井政市外八千六百七十九名提出
第二一九号（八通）　岡山県都窪郡早島村　岡明外一万一千五百二十二名提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情
第二二五号　岐阜県益田郡下原村中切　山内六郎外二千六十三名提出
第二三七号　宮城県加美郡色麻村　金子三吉外六千四百十三名提出
第二四四号　宮城県本吉郡気仙沼町　橋本一郎外四千百八十九名提出
静岡県元富士農地開発代行事業に関する陳情
第二二六号　静岡県富士郡富士町宮下元富士開拓農業協同組合長　齊藤新作外二名提出
かん害復旧事業費国庫助成等に関する陳情
第二三八号　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔提出
小地区の土地改良事業費国庫補助等に関する陳情（二通）
第二五七号　高知市丸ノ内五高知県開拓生産農業協同組合連合会内　市川栄徳外七百七名提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

第二八一号　山口県阿武郡小川村山口県普及員クラブ内　下亀馬外二千七百六十四名提出
右二十六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
農林委員長　羽生　三七
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
土地改良事業予算増額等に関する陳情（第二六号）
陳情者　兵庫県議会議長　細見達蔵
右の陳情は
土地改良事業を全国的普遍的に実施し、農地の改良保全拡張を図ることは、農業経営の安定合理化ばかりでなく、食糧を増産して国の自立経済樹立の根基となるものであり、講和後におけるわが国にとつて、最も緊要なものであるから、土地改良事業予算を大幅に増額するとともに、一般営土地改良事業補助予算を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
土地改良、災害復旧両事業費等国庫補助増額に関する陳情（第四七号）
陳情者　高知県吾川郡下八川村長　曾我部晴秋外三名
右の陳情は
農地の改良拡張および災害復旧事業の実施は食糧増産の根源をなすものであり、これが強力かつ全面的実施は食糧自治体制確立の基本方策であるから、昭和二十七年度以降の農地改良拡張および災害復旧に要する国庫予算の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情（第六九号）
陳情者　愛媛県新居地方事務所内新居郡町村会内　近藤宏二
右の陳情は
食糧増産に対する根本対策として、まず生産母体である耕地の能力を極度に発揮させることが最も手近であり、また効率的であるが、予算全般をみるとき、この重要政策の一である耕地関係土地改良事業に振り当てられた費用は余りにも僅少であるから、食糧増産の大目的達成の重要手段の一として、土地改良事業費の大幅増額の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情（第七〇号）

陳情者　高知県高岡郡須崎町　長　吉本久太郎外三十二名

右の陳情は

食糧増産推進の基盤をなす土地改良事業に対する国の助成制度は余りに貧弱であるから、昭和二十七年度以降の土地改良事業および災害防止施設事業に対する国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水稲共済掛金率改訂に関する陳情（第七一号）

陳情者　東京都千代田区一番町一九全国農業共済協会内　小笠原八十美

右の陳情は

昭和二十七年度から適用される水稲共済掛金率の改訂に関する農林省の改訂料率は、各地区の諸事情に即せず、一歩あやまれば本制度の将来に重大な暗影を投ずる虞があるから、共済掛金率の改訂に当つては、（一）安全割増部分については農家負担としないこと、（二）通常共済掛金標準率の全国最低率の二分の一を国庫負担とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情（第九八号、第一三八号）

陳情者　和歌山県東牟婁郡四村　長　西律

陳情者　和歌山県東牟婁郡下里町農業協同組合長理事　橋本利左衛門

右の陳情は

現在土地改良事業は、国庫補助金交付の上に大きな制限が加えられていてこれが事業推進のあい路となつているから、国庫補助金の大幅増額と適用條件の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

治山事業の拡充強化等に関する陳情（第一一九号）

陳情者　福井県庁内福井県治山治水協会内　田中八百八外四名

右の陳情は

国土荒廃の現状に鑑み、治山事業をさらに拡充強化するとともに、（一）国営治山事業の全額国庫支弁、（二）水源林造成、育費および保安林改良事業費国庫補助等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本茶業の復興振興に関する陳情（第一一二号）

陳情者　東京都港区芝汐留七社団法人日本茶業協会長　森田豊壽

右の陳情は

日本茶は、国民保健飲料として不可欠の必需品であるばかりでなくわが国貿易の創始以来重要輸出品として国家経済に寄与し、終戦後も逸早く見返り物資に採り上げられ日本再建の一翼を担い年々輸出の増進を見ているが、いまだ戦前の半に過ぎず講和條約締結を機として茶業の急速なる復興を図り、その増産と輸出貿易の振興を期することは喫緊の急務であるから、これが目的達成のため諸施策の急速なる実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二通）（第一一三号）

陳情者　和歌山県日高郡川中村　長　原見柳外五名

右の陳情は

食糧自給の強化を図るためには、土地改良事業の普及徹底による他ないが、同事業に対する国庫補助は、昭和二十三年度以降、一地区三百町歩以上に制限されているため、小地区耕作農民は全くこの恩典を受けることができない現状であるから、同事業の普及徹底を図るため、五町歩以上の土地改良事業に国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿兒島県上尾久村小瀬田開拓地内杉植林地保存に関する陳情（第一三七号）

陳情者　鹿兒島県熊毛郡上尾久村長　荒木武熊外一名

右の陳情は

昭和二十六年の新農地法施行により、鹿兒島県上尾久村においては、小瀬田部落を中心に東西八・五キロ、南北七・三キロの地域が買收となり、昭和二十二年には同部落を中心とする約一千町歩が農林省の入植開拓地区に指定され、小瀬田部落にとつて唯一の用材供給地である杉植林も入植者に対する土地配分地域となつたが、これは部落民にとつて重要な問題であるから、約三十町歩の同植林地および現在造林中の二町歩を入植配分地域より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費国庫補助等に関する陳情（第一四八号）

陳情者　栃木県耕地協会内　佐藤清一郎

右の陳情は

国民食糧需給の確立、農家経済の安定のために、（一）耕地の災害復旧補助金の即時交付、（二）団体営土地改良事業補助金の復活、（三）耕地事業に対する融資わくの増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費国庫補助に関する陳情（二十通）（第一六八号）

陳情者　和歌山県伊都郡花園村

農業委員会内　山内金重外三百名

右の陳情は

農産物価格に比し、農業資材ならびに生活物資の高騰がいちじるしいため、農業経営は困難な状態に陥つているが、このまま放置するときは、農家経済は破綻に陥り、国民生活にも影響をおよぼすから、土地改良事業等の適切な施策をすみやかに実施する必要がある。しかるに昭和二十三年度より同事業に対する国庫補助が打ち切られているため、わずかな県費補助では到底その目的を達成できないから、単作地帯の土地改良事業に対しては昭和二十七年度より国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情（十四通）（第一六九号）

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二外十四名

右の陳情は

福井県における用水不足排水不良老朽水田および地すべり等のため土地改良を要する耕地は、水田九万二千町歩、畑地五千町歩に達しているが、これを完全な耕地に改良するならば、二百九十八万一千石の増産が可能である。しかるに近年の如きわずかな国庫補助では事業が進ちよくせず、とりわけ小規模土地改良事業に対する国庫補助打切および典形的積雪単作地帯である本県の特殊性により、県下の農業経営は不安定となり、経済自立の大きな障害となつているから、明年度以降の予算に土地改良事業費を大幅に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（四通）（第一八〇号）

陳情者　和歌山県日高郡野口村長　井谷重雄外十名

右の陳情は

土地改良事業に対する国庫補助の途は従前より開けているが、昭和二十三年以降は一地区三百町歩以上という厳しい制限が附せられた結果、小地区耕作農民は全く補助の対象から除かれ、いちじるしい不合理な立場に追い込まれているのは遺憾であるから、昭和二十七年度にはこの制限を最大限に緩和して災害復旧事業同様寒村へき地の農民にもひとしく補助の途を開かれるよう特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情（第二〇五号）

陳情者　和歌山県日高郡由良町長　尾崎昌興外二名

右の陳情は

食糧自給の強化を図りわが国の自力再建にまい進することは重要な国策である。しかして和歌山県は山地多く耕地は狭小で、小地区の分割をよぎなくされている状態であるから、五町歩以上の小地区土地改良事業にも国庫補助の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費国庫補助増額等に関する陳情（二通）（第二一七号）

陳情者　高知県幡多郡昭和村長　徳弘豊外七百二十九名

右の陳情は

農地の改良拡張および災害復旧事業の実施は食糧増産の根源をなすものであり、これが強力かつ全面的実施は食糧の自給体制確立の基本方策であるが、最近における本事業に対する国庫支出金は極めて僅少であるため、高知県における本事業は低調を極めているから、（一）昭和二十七年度以降農地の改良拡張に要する国庫予算を大幅に増額すること、とくに小規模土地改良事業の国庫補助を復活すること、（二）災害復旧ならびに災害防止施設事業に関する昭和二十七年度以降の国庫予算を大幅に増額すること、等の事項をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情（第二一八号、第二一九号）

陳情者　愛媛県温泉郡余土村　永井政市外八千六百七十九名

陳情者　岡山県都窪郡早島村　岡明外一万一千五百二十二名

右の陳情は

この度の行政機構の簡素化に伴い農業改良普及制度が弱体化され、改良普及員の人員整理が行われる由であるが、農業普及事業の充実発展は、農村の発展に大きい役割をもつているから、一市町村に一名以上の改良普及員を置いて農民の指導に当るよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情（第二二五号、第二三七号、第二四四号）

陳情者　岐阜県益田郡下原村中切　山内六郎外二千六十三名

陳情者　宮城県加美郡色麻村　金子三吉外六千四百十三名

陳情者　宮城県本吉郡気仙沼町　橋本一郎外四千百八十九名

右の陳情は

今回の行政機構簡素化の一環として農業改良普及制度が弱体化され、同時に改良普及員の人員を整理する由であるが、これは農民にとつて、黙視することのできないものであり、農業改良普及事業の充実強化発展とその村の振興に大きな役割をもち、農民もこれに期待をかけ営々その実績を挙げつつある次第であるから、本制度を存置せられるとともに強化拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県元富士農地開発代行事業に関する陳情（第二二六号）

陳情者　静岡県富士郡富士町宮下元富士開拓農業協同組合長　斎藤新作外二名

右の陳情は

農地開発代行事業の元富士地区は、開田、開畑の上、年々反当収量も増し、道路、水路工事も完成したが、潮除堤防工事四百二十間が未完成のため、台風ごとに危険が増大しているから、昭和二十七年度において、潮除け堤防工事費九百万円の支給を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かん害復旧事業費国庫助成等に関する陳情（第二三八号）

陳情者　島根県庁内島根県町村議会議長会内　中村玄孔

右の陳情は

本年二箇月にわたつた大かんばつのため、島根県においては七千四百十町歩の耕地に被害を及ぼし、地方産業上に與えた影響はじん大であるから、これが復旧に対する助成とこの種かん害を未然に防止する恒久的事業を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小地区の土地改良事業費国庫補助等に関する陳情（二通）（第二五七号）

陳情者　高知市丸ノ内五高知県開拓生産農業協同組合連合会内　市川栄徳外七百七名

右の陳情は

農地の改良拡張は、食糧の自給体制確立の基本策であるが、最近における本事業の国庫補助は極めて少く、しかも小規模土地改良事業に対しては、国庫補助の支出が原則的に停止されているため、本事業の進ちよくをいちじるしくはばんでいるから、(一)農地改良に対する国庫補助を大幅に増額するとともに小地区の土地改良事業の国庫補助を復活すること、(二)災害復旧ならびに災害防止施設事業に関する予算を大幅に増額すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情（第二八一号）

陳情者　山口県阿武郡小川村山口県普及員クラブ内　下亀馬外二千七百六十四名

右の陳情は

農業経済を安定し、農村振興を図る農業改良普及事業の強化促進は現下の重大問題であるから、(一)農業改良普及員を農家五百戸に対し一名、生活改良普及員を千戸に対して一名の割合を確保すること、(二)農業改良普及事業を国と県との責任をもつて実施すること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三三号　北方公海漁場再開に関する請願

第七〇号　北海道大淵漁港築設促進に関する請願

第七一号　北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願

第一一五号　九十九里浜沿岸漁業者の連合国軍演習による損害補償の請願

第一六五号　古平漁港修築工事費国庫補助に関する請願

第一七八号　漁港修築予算等増額に関する請願

第一八〇号　泊漁港船入ま築設工事促進に関する請願

第一八一号　様似漁港修築工事促進に関する請願

第二三七号　熊石外三漁港築設に関する請願

第二三八号　汐吹漁港築設促進等に関する請願

第二三九号　北海道美国漁港船入ま修築工事施行等に関する請願

第二四〇号　江良港船入ま修築工事施行に関する請願

第二四二号　壽都漁港船入ま修築工事施行に関する請願

第二四四号　日司港船入ま拡張工事施行等に関する請願

第二四六号　北海道浦元船入ま築設等に関する請願

第二四七号　瀬野漁港拡張工事施行等に関する請願

第二四八号、第四四〇号、第五九六号、第八〇〇号　漁船保険法による漁船保険制度改革に関する請願

第二四九号、第四四一号、第七八四号　アミラン漁網綱調製費助成に関する請願

第三六五号、第七九五号　漁業災害補償制度確立に関する請願

第四四三号　知柄漁港防波堤築設工事促進に関する請願

第四八一号　鹿児島県海域漁場の米海軍射撃および爆撃訓練区域指定変更等に関する請願

第五二三号　漁港修築費国庫補助増額等に関する請願

第五七八号　岩手県下の漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する請願

第五九一号　赤岡港船だまり築設に関する請願

第六七三号　荒廃漁場復旧に関する請願

第六七四号　まき網漁業調整要綱に関する請願

第六七六号　漁業効率増進のための機械設備費特別融資等に関する請願

第六八五号　漁業行政一元化に関する請願

第六八七号　漁業用燃油価格引下げに関する請願

第六八八号　連合軍演習による漁業被害防止等に関する請願

第六八九号　合成繊維漁網購入費国庫補助等に関する請願

第六九〇号　漁況調査および速報に関する請願

第六九一号　漁船保険料軽減に関する請願

第六九二号　漁業金融合理化に関する請願

第六九三号　新漁場最上堆開発促進に関する請願

第六九四号　さけ人工ふ化場の国営化に関する請願

第六九五号　漁業用資材に対する補給金制度復活の請願

第七一四号　壽都漁港拡張工事施行に関する請願

第七九三号　漁船保険法改正に関する請願

第七九六号　水産物の輸出振興対策に関する請願

第七九七号　漁業協同組合の規ぼ制限撤廃に関する請願

第七九八号　漁港修築費予算増額等に関する請願

第八〇一号　漁船災害補償制度の立法化に関する請願
第八〇二号　水産行政機構の拡充強化に関する請願
第八〇四号　マッカーサー・ライン早期撤廃等に関する請願
第八三〇号、第八九五号　ルース台風による災害復旧漁業資金緊急融資の請願
第九八七号　山口漁港築設に関する請願
第一〇二五号、第一〇二六号　米極東海軍演習区域設定に関する請願
第一〇二七号　漁港調査規則制度に関する請願
第一〇五四号　大船渡漁港築設に関する請願
第一二二九号　水産業等の融資に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願審査特別報告第一号

北方公海漁場再開に関する請願
第三三号　名古屋市議会議長　横井恒治郎提出

北海道大澗漁港築設促進に関する請願
第七〇号　北海道亀田郡尻岸内村長　前田時太郎提出

北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願
第七一号　北海道亀田郡尻岸内村長　前田時太郎提出

九十九里浜沿岸漁業者の連合国軍演習による損害補償の請願
第一一五号　千葉県知事　柴田等提出

古平漁港修築工事費国庫補助に関する請願
第一六五号　北海道古平郡古平町長　伊藤由松提出

漁港修築予算等増額に関する請願
第一七八号　横浜市神奈川県庁内神奈川県漁港協会内　松崎定治提出

泊漁港船入ま築設工事促進に関する請願
第一八〇号　北海道檜山郡泊村長　小笠原歳次郎外二名提出

様似漁港修築工事促進に関する請願
第一八一号　北海道様似郡様似村長　留日四郎提出

熊石外三漁港築設に関する請願
第二三七号　北海道爾志郡熊石村長　針谷為治外一名提出

汐吹漁港築設促進等に関する請願
第二三八号　北海道檜山郡上ノ国村長　沢村才蔵外一名提出

北海道美国漁港船入ま修築工事施行等に関する請願
第二三九号　北海道美国郡美国町長　尾本繁提出

江良港船入ま修築工事施行に関する請願
第二四〇号　北海道松前郡大島村長　富江徳蔵外一名提出

壽都漁港船入ま修築工事施行に関する請願
第二四二号　北海道壽都郡壽都町長　種谷德太郎外二名提出

日司港船入ま拡張工事施行等に関する請願
第二四四号　北海道積丹郡入舸村長　山路泰治郎外一名提出

北海道涌元船入ま築設等に関する請願
第二四六号　北海道上磯郡知内村長　永田信熊外一名提出

熊野漁港拡張工事施行等に関する請願
第二四七号　北海道幌泉郡幌泉村長　小西喜代人提出

アミラン漁網調製費助成に関する請願
第二四九号　東京都千代田区大手町二ノ八社団法人漁村経済協会長　横田象三郎外三十四名提出

第四四一号　東京都千代田区丸の内二ノ一八南星水産株式会社取締役社長　前根壽一提出

第七八四号　福岡市築石町一福岡県漁業協同組合連合会長　野田俊作外二名提出

知柄漁港防波堤築設工事促進に関する請願
第四四三号　愛知県宝飯郡西浦町長　岡田紋三郎外一名提出

鹿児島県海域漁場の米海軍射撃および爆撃訓練区域指定変更等に関する請願
第四八一号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出

漁港修築費国庫補助増額等に関する請願
第五二三号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井上正孝提出

岩手県下の漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する請願
第五七八号　岩手県盛岡市内丸岩手県漁港協会内　鈴木善幸提出

赤岡港船だまり築設に関する請願
第五九一号　高知県香美郡赤岡町赤岡港船だまり期成同盟会内　志摩村治提出

荒廃漁場復旧に関する請願
第六七三号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

まき網漁業調整要綱に関する請願
第六七四号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

漁業効率増進のための機械設備費特別融資等に関する請願
第六七六号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

漁業行政一元化に関する請願
第六八五号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

漁業用燃油価格引下げに関する請願
第六八七号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

連合軍演習による漁業被害防止等に関する請願
第六八八号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

合成繊維漁網購入費国庫補助等に関する請願
第六八九号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

漁況調査および速報に関する請願
第六九〇号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　村山敏三外六名提出

新漁場最上堆開発促進に関する請願
第六九二号　山形県鶴岡市一日市町甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎提出

さけ人工ふ化場の国営化に関する請願
第六九四号　山形県鶴岡市一日市町甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎提出

漁業用資材に対する補給金制度復活の請願
第六九五号　山形県鶴岡市一日市町甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎提出

壽都漁港拡張工事施行に関する請願

第七一四号　北海道寿都郡寿都町長　種谷徳太郎外二名提出

水産物の輸出振興対策に関する請願

第七九六号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島熊道提出

漁業協同組合の現況調査撤廃に関する請願

第七九七号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島熊道提出

漁港修築費予算増額等に関する請願

第七九八号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島熊道提出

水産行政機構の拡充強化に関する請願

第八〇二号　兵庫県庁内兵庫県内海漁船保険組合長　三浦清太郎外一名提出

マッカーサー・ライン早期撤廃等に関する請願

第八〇四号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島熊道提出

ルース台風による災害復旧漁業資金緊急融資の請願

第八三〇号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

第八九五号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦提出

山臼漁港築設に関する請願

第九八七号　北海道枝幸郡枝幸町長　高田照外一名提名

米極東海軍演習区域設定に関する請願

第一〇二五号　宮城県仙台市小田原宮町東裏丁七宮城県漁業協同組合連合会々長理事　丹野実外六名提出

第一〇二六号　神奈川県横浜市中区海岸通り一ノ二ノ二神奈川県漁業協同組合連合会々長理事　奥村伊三郎外七名提出

漁港調査規則制度に関する請願

第一〇二七号　千葉市通町六八千葉県漁港協会長　小谷三之助提出

大船渡漁港築設に関する請願

第一〇五四号　岩手県気仙郡大船渡町長　佐藤平之進外三名提出

水産業等の融資に関する請願

第一二二九号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

右五十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北方公海漁場再開に関する請願（第二三三号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

北方漁場は、北日本漁民父祖伝来の職場であり、その再開は、日本経済再建の基礎となるものであるから、すみやかに、北方公海漁場が開放されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大澗漁港築設促進に関する請願（第七〇号）

請願者　北海道亀田郡尻岸内村長　前田時太郎

右の請願は

昭和二十四年度着工の大澗漁港は、函館港より恵山沖合間の避難中継および漁場第一次根拠地としてその早期完成は広く水産関係方面の緊要事項とされ、本漁港完成の遅速は直接惨害の増減および漁獲生産にひびき、一日もゆるがせにできない問題であるから、工費を増額してすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願（第七一号）

請願者　北海道亀田郡尻岸内村長　前田時太郎

右の請願は

山背泊漁港は、函館港より恵山魚田間唯一の既設漁港として、出漁船および航行船舶の避難所および基地となつているが、終戦後既設の設備では狭あいを告げている。同港は本春第四種漁港として指定され、現在改修工事が施行されているが、本工事の完成は恵山漁田の現状よりみて緊急を要するから、早急完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九十九里浜沿岸漁業者の連合国軍演習による損害補償の請願（第一一五号）

請願者　千葉県知事　柴田等

右の請願は

千葉県九十九里浜海区において、昭和二十三年以来連合国軍による射撃演習が実施されているが、これによる漁業者のこうむる損害については、さきに昭和二十四年度以前のものに対して政府から補償金を交付されたが、昭和二十五年度においては時局を反映してその演習もさらにひん繁に行われ、これによつて漁業者のこうむる損害は前年に倍増する状況であつて、不漁に悩む沿岸漁民の窮乏はますますなはだしいものがあるから、これが救済のため、引き続いて政府補償金をすみやかに交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古平漁港修築工事費国庫補助に関する請願（第一六五号）

請願者　北海道古平郡古平町長　伊藤由松

右の請願は

古平港は、北海道積丹半島の中部にある同地方唯一の良港で、出入船舶の数極めて多く、地方港湾として極めて重要な役割を果しているが、港内がせまい上荒天の際の荒波の侵入によつてけい留船舶に多大の損害を與えているから、(一)既設防波堤を百七十メートル延長すること、(二)荷揚場の延長および護岸工事を施行すること、(三)防砂堤を五十メートル延長すること等古平港の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築予算等増額に関する請願（第一七八号）

請願者　横浜市神奈川県庁内神奈川県漁港協会内　松崎定治

右の請願は
漁港の整備が水産業伸展の源泉であることを考慮して、本事業の完成を促進するために、昭和二十七年度以降の漁港修築予算を大幅に増額すると同時に漁港施設災害復旧費予算も併せて増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

泊漁港船入ま築設工事促進に関する請願（第一八〇号）

請願者　北海道檜山郡泊村　長　小笠原歳次郎外二名

右の請願は
北海道泊漁港は、昭和二十六年第一種漁港に指定されたが、同港の船入まの施行は相当年月を要するとのことであるが、当港は、泊村内唯一の船だまりまで、当面の漁民生活に重大なる支障をきたすから、すみやかに泊漁港船入ま築設工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

様似漁港修築工事促進に関する請願（第一八一号）

請願者　北海道様似郡様似村　長　留目四郎

右の請願は
様似漁港は日高沿岸優位の避難港であり、多量の海産物の水揚げ港であつて、第三種漁港として農林大臣の指定を受け、昭和二十四年度より国費による五箇年計画により現在第三年次修築工事中であるが、諸物価の騰貴によつて予定の工事費では修築工事の完成は困難であるから必要相当額の予算増額の措置を講ぜられたい。なお、冬島漁港を漁港法による漁港として指定され、すみやかに修築工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊石外三漁港築設に関する請願（第二三七号）

請願者　北海道檜志郡熊石村　長　針谷為治外一名

右の請願は
北海道熊石村は、戸数一千四百、人口八千六百余の純漁村であつて開発の歴史も古いが、現在東村には既設の小漁港があるばかりで、名実ともに檜山支庁管内沿岸の中心漁業策源地とするためには、運輸、交通、港湾施設の充実が要件であるから、北海道開発の一環として、（一）熊石漁港しゆんせつ、拡張、（二）相沼漁港築設、（三）泊川漁港築設、（四）関内漁港築設等の早急実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、右趣旨の中、相沼漁港、泊川漁港及び関内漁港を除いて願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

汐吹漁港築設促進等に関する請願（第二三八号）

請願者　北海道檜山郡上ノ国村　長　沢村才蔵外一名

右の請願は
北海道総合開発の一環として昭和二十四年度より道工事として施行された汐吹漁港築設工事は、本漁港の重要性から本年度より国費助成に組替えられたよしであるが、本工事の完成は刻下の緊急事であるから、本漁港築設の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美国漁港船入ま修築工事施行等に関する請願（第二三九号）

請願者　北海道美国郡美国町　長　尾本繁

右の請願は
北海道美国町は、函館本線余市駅を距る西方二十九キロの地積丹半島の中央部に位置する戸数八百三十、人口四千五百の小漁村であるが、近時漁獲法の変化等によつて沿岸漁業から沖合漁業への転換を余儀なくされた結果、現在の小船入までは小型漁船でさえ収容しきれぬ上に各地よりのにしん積船等が相次いで入港する状況で多大の支障をきたしている現状であるから、本漁港船入まの修築工事を早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江良港船入ま修築工事施行に関する請願（第二四〇号）

請願者　北海道松前郡大島村　長　富江徳蔵外一名

右の請願は
北海道江良港の船入まは昭和十年にしゆん工したものであるが、漁業形態の変遷に伴う船体の大型化によつて、現在ではその機能が減少し、当地方の産業興隆に大きな影響をおよぼしているばかりでなく、船体の損傷や作業不能等の事故を生じ、このまま放置できない実情にあるから、同港の修築工事を国費によつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尋都漁港船入ま修築工事施行に関する請願（第二四二号）

請願者　北海道尋都郡尋都町　長　種谷徳太郎外二名

右の請願は
尋都港は地理的條件に恵まれながら船入まが小規模であるため、その機能を充分に発揮し得ない現状であるから、逐年沖合進出の急に備えるため、北海道開発計画に取り入れ、国庫補助を以つて本港の拡張工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日司港船入ま拡張工事施行等に関する請願（第二四四号）

請願者　北海道積丹郡入舸村　長　山路泰治郎外一名

右の請願は
北方漁田開発の根拠地として短距離

と安全港をもつてする港は日司港をおいては他に求めることはできないと思われるが、本港船入まの面積は四百六十平方メートル、水深わずかに一メートル五十程度であるため、かかる天然の良港を高度に利用できないのは遺憾であるから、本港船入まの拡張工事をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道湖元船入ま築設等に関する請願（第二四六号）

請願者　北海道上磯郡知内村　長　永田信熊外一名

右の請願は

北海道知内村字湖元は天然の漁船の泊地となつているが、当地方に最も多い東南の風に対しては沿岸一帯漁船の避難港がないため、多大の損失を受けている状態であるから、当地に船入まを築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

庶野漁港拡張工事施行等に関する請願（第二四七号）

請願者　北海道幌泉郡幌泉村　長　小西喜代人

右の請願は

北海道幌泉村の住民の八割は、昔から漁業を唯一の生業としてきたが、近年沿岸漁業の不振がいちじるしいものがある。よつて、沖合漁業への転換を積極的に進展せしめ未開の宝庫襟裳魚田を開発することが本村住民の唯一の光明であるから、沖合漁業用漁船を収容する港湾ならびに漁港（幌泉港、庶野港、襟裳港、笛舞港、東洋港、目黒港）等の拡張、修築、新設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、右趣旨の中、幌泉港、襟裳港、笛舞港、東洋港及び目黒港を除いて願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アミラン漁網調製奨助成に関する請願（第二四九号、第四四一号、第七八四号）

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八社団法人漁村経済協会　長　横田象三郎外三十四名

東京都千代田区丸の内二ノ一　八南星水産株式会社取締役社　長　前根壽一

福岡市築石町一福岡県漁業協同組合連合会長　野田俊作外二名

右の請願は

漁網綱は漁業の基本的設備の八割を占め、年間約百四十億円を消もうし、漁業経営上の宿命的負担となつているが、最近絶対に腐らぬアミラン（合成繊維）の出現によつて漁業経営費の革命的節約をもたらすと同時に、巨額の外貨が節約できることとなつた。しかしアミランの初年調製費は一時的に多額を要するため、国家的助成がなくては実施不可能であるから、格別の過渡的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

知柄漁港防波堤築設工事促進に関する請願（第四四三号）

請願者　愛知県宝飯郡西浦町　長　岡田紋三郎外一名

右の請願は

愛知県西浦町は、三河湾に面し幾多の自然の良港に恵まれているが、昭和二十年の震災後、地層の隆起に基因してかかる良港も全部港湾の効用を失うに至つた。しかして、現在稲生港のしゆんせつ工事の施工とともに知柄港の復旧しゆんせつ工事を施工中であるが、知柄港はもとより物揚場設計であるため船舶の安全ていが打寄せる地位にあるため冬季間はてい泊けい船に至難であるから、本港沖合に防波堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県海域漁場の米海軍射撃および爆撃訓練区域指定変更等に関する請願（第四八一号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は

鹿児島県は、全国有数の水産県で昭和二十五年度の総生産量は約千四百万貫に達している。しかるに今回本県海域の漁場に極東海軍司令部の演習場が設定されたため、本県の漁業は重大な影響を受け、本県の経済を極度の苦境に陥れているから、右演習場の設定を変更または廃止されるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築費国庫補助増額等に関する請願（第五二三号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会　長　井上正孝

右の請願は

政府は、第一次漁港整備計画において取り上げた漁港につき、昭和二十六年度よりこれが予算を計上してその修築に着手したが、これを当初予定の如く、昭和二十六年度より昭和二十八年度に至る三年間に着手完成を期するため、昭和二十七、八両年度の漁港修築予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する請願（第五七八号）

請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県漁港協会内　鈴木尊幸

右の請願は

岩手県の漁港整備計画は、第一次分十五港となつているが、予算の配分が少いため実績は遅々として進んでいないから昭和二十七年度以降においては予算の大量増加によつて整備計画の急速なる実現を図られたい。また本県の漁港の災害復旧事業は昭和二十三年度分さえ完了していないから、逐年増加の一途にある本事業予算の計上および実現について善処せられたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤岡港船だまり築設に関する請願（第五九一号）

請願者　高知県香美郡赤岡町赤岡港船だまり期成同盟会

内　志摩村治

右の請願は

高知県赤岡町は、漁業をもつて経済的原動力としているが、終戦後漁業者が急激に増加し、小型漁船五十六隻、その他の漁船百五十隻、手繰網十五統、地曳網十二統等関係施設がいちじるしく増大している。しかるに同港に船だまりがないため、出入船の不便はもとより、時間的経済的損失がはなはだしいから、すでに水産庁の調査を終え、その必要性を認められている赤岡港の船だまり築設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒廃漁場復旧に関する請願（第六七三号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

まき網漁業にとつて海底沈下物のあることは漁網の損耗をきたす場合がおびただしく、現にアイオン台風により立木を流し込まれた岩手県宮古湾のごときはそのためばく大な漁具資材の損耗を受けたばかりでなく、全然操業不能の状態におかれており、しかもこれ等の港湾の中には、港湾法による指定を受け船舶運航上の立場からのみ考慮され、漁業のこうした部面が一切等閑に附されているから、これらの漁場をすみやかに復旧せられたいとの趣旨であつて、参議院は願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

まき網漁業調整要綱に関する請願（第六七四号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

現在水産庁において策案中のまき網漁業調整要綱案は、魚族のはん殖保護上最も重要な施策であるから、これが即時実施の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業効率の増進のための機械設備費特別融資等に関する請願（第六七六号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

漁業効率の増進をはかるため、魚群探知機、方向探知機、無電機械および電気水温計等に対し特別融資または助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業行政一元化に関する請願（第六八五号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

最近における漁業経営費の極端な増高は、漁業に必要な燃油の価格が急騰したことに起因するから、これが引下げについて強力な方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

連合軍演習による漁業被害防止等に関する請願（第六八八号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

現在連合軍の演習によつて漁業者がこうむる被害防止のため、（一）現在設定されている地域以外に演習場を拡張しないこと、（二）演習場を設定されたため漁業者が直接間接にこうむる被害額の弁償等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業用燃油価格引下げに関する請願（第六八七号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

わが国水産業の飛躍的発展を図るために、（一）漁船々員法の制定、（二）漁船行政の統合等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合成繊維漁網購入費国庫補助等に関する請願（第六八九号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル日本旋網漁業協会

関東北地区協議会内　村山敏

三外六名

右の請願は

最近におけるまき網漁業の操業海域の拡大により、従来使用された綿漁網の腐朽率が急増したのに鑑み、漁網用として最適繊維である合成繊維の普及使用を図るため、（一）合成繊維漁網購入費に対する助成金の交付、（二）合成繊維漁網の購入資金として長期の低利金融等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁況調査および速報に関する請願（第六九〇号）

請願者　東京都港区芝琴平町一　不二屋ビル日本旋網漁業協会　関東北地区協議会内　村山敏三外六名

右の請願は

現在わが国において行われている漁業の実態は、各船主の責任において各個の思惑により出漁しているためその漁獲能率は極めて低くしかも多大の経費を消費している実状にあるから、これをより能率的に操業させ、もつて漁業経営の安定化を期するため、海況漁況を調査してこれを当業者に周知徹底せしめる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険料軽減に関する請願（第六九一号）

請願者　東京都港区芝琴平町一　不二屋ビル日本旋網漁業協会　関東北地区協議会内　村山敏三外六名

右の請願は

漁業の経営は、資材の高騰に比べ魚価の安値のため非常に矛盾した状況である。しかして経営費を軽減することは最も緊急を要することであるから、漁船保険料金の引下げ、あるいは国庫補助の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業金融合理化に関する請願（第六九二号）

請願者　東京都港区芝琴平町一　不二屋ビル日本旋網漁業協会　関東北地区協議会内　村山敏三外六名

右の請願は

昨年一応実施の運びとなつた漁業手形およびこれに連なる一連の制度は幾多の難点があるが、今日まで一応の形を整えた唯一の漁業金融制度であるから、これを法制化するとともに、他面漁業経営の合理化とこれを一層安定させるための漁業災害等の場合の補償までも可能にさせるような共済制度を確立することにより、これを裏付として漁業特有の金融制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新漁場最上堆開発促進に関する請願（第六九三号）

請願者　山形県鶴岡市一日市町　甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎

右の請願は

日本海の宝庫として宣伝されている新漁場最上堆は、山形県においてすでに産業五箇年計画の一環として、開発に努力しているが、完全なる設標、全面的な掃海、漁法の研究、時期的な間断なき試験操業等、またこれ等に要する科学的な装置、資材等にばく大な経費を要するのはもちろんであり、県予算をもつてしては本漁場の経済的価値を最後的に決定づけることは不可能であるから、広くわが国水産業発展の施策の一環として本漁場開発の予算処置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

さけ人工ふ化場の国営化に関する請願（第六九四号）

請願者　山形県鶴岡市一日市町　甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎

右の請願は

多分に公共的性格をもつさけ人工ふ化事業は、人口ふ化あるいは自然ふ化等河川の実態を科学的に究明し、地理的條件を検案して県の全体的計画を樹立し、さけの採捕は別個に善処し、有望と認めるふ化場を国営とすることによつて海面、内水面漁業における本事業の重要な役割を達成し得るものと考えられるから、本事業を国営化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業用資材に対する補給金制度復活の請願（第六九五号）

請願者　山形県鶴岡市一日市町　甲一五山形県漁業協同組合連合会内　赤塚專治郎

右の請願は

漁業用資材に対する補給金制度の廃止後は、漁業採算に重大な脅威を與え、朝鮮動乱以降における国内外の政治、経済情勢の激動に伴い資材価格はさらに高騰しつつある。反面魚価の伸長はきし難く、資材価格と魚価のきよう状差の激化は必至であり山形県においても沿岸漁業は危機に直面しつつあり、これに従属する沿岸漁民は生死の関頭に立たされているという過言でない実状にあるから、漁業再生産を確立する必要上、主要資材に対する補給金を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

壽都漁港拡張工事施行に関する請願（第七一四号）

請願者　北海道壽都郡壽都町長　種谷德太郎外二名

右の請願は

壽都漁港は、地理的條件に惠まれながら船入まが小規模なため充分その機能を発揮できない現状であるから、漁田開発および海難防止のため、すみやかに本漁港の拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産物の輸出振興対策に関する請願（第七九六号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島熊道

右の請願は

食糧事情が好転し、漁獲の最高に達した観のある現段階の水産政策においては、水産加工流通政策を漁業政策と同様に取り扱うべきであるから、政府は先ず水産加工流通総合施策を樹立強化するとともに、輸出水産物の振興に必要な特別法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　参議院会議録附録（その六）

意見書案

漁業協同組合の規模制限撤廃に関する請願（第七九七号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

わが国の沿岸漁業は、元来原始産業としてのき弱性を包蔵しており、従つて自由経済下にあつて沿岸零細漁業者がその経済的、社会的地位を向上するとともに生産の合理化を図り水産業の健全なる発展を期するには真に協同組合精神を基調とする民主的な水産業協同組合が相互に結合して、広はんかつ強力なる協同組合運動を展開することが最も基本的な方策であるが、現行水産業協同組合法においては第八十九條をもつて三百以上の協同組合の法的結合を禁じているから、水産業協同組合の育成強化のため、すみやかにこの規模制限を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築費予算増額等に関する請願（第七九八号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

政府は必要なる漁港修築費予算を増加し、第一次漁港整備計画を、当初の計画通り早期完成するとともに、今後において整備を要する漁港についても、すみやかに第二次漁港整備計画を樹立されたい。なお、今回の行政機構改革に当り、漁港行政を水産行政より分離することなく存置するとともに、業界あげての要望である、水産庁漁港行政機構の整備強化をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産行政機構の拡充強化に関する請願（第八〇二号）

請願者　兵庫県庁内兵庫県内海漁船保険組合長　三浦清太郎外一名

右の請願は

水産業のわが国産業上に占める地位の重大性に鑑み水産省の設置を要望するが、行政整理の実施に伴う最悪の場合でも現在の機構を縮少することなく、とくに漁船保険行政の重要性に鑑み漁船保険課の拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

マッカーサー・ライン早期撤廃等に関する請願（第八〇四号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

講和條約批准発効後の態勢を準備しつつある現在、漁船の操業区域制限のマッカーサー・ラインの存続は、意義き薄となつているから、すみやかにマッカーサー・ラインに関する政令を廃止すると共に、公海における漁船の操業安全を確保するよう万全の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災害復旧漁業資金緊急融資の請願（第八三〇号、第八九五号）

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

鹿児島県串木野市長　橋口行彦

右の請願は

今次のルース台風により鹿児島県海岸一帯は未曾有の高潮によつて、ほとんどの漁港、漁村が壊滅的大打撃をこうむり、県内の漁船、漁具の約五割は破壊あるいは流失した。その被害者はほとんど零細漁民で、その生産財を失つてぼう然自失の状態であり、数年来の重なる災害のため、これが再興には是非とも長期の低利資金による漁船、漁具の再整備が必要であるから、すみやかに融資の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山臼漁港築設に関する請願（第九八七号）

請願者　北海道枝幸郡枝幸町長　高田照外一名

右の請願は

北海道総合開発の一環として第一種漁港に指定された山臼港の現状は、その沖合が主要漁場であり、地元はもとより遠く稚内、紋別方面より出漁する実状であるが、現在小型船以外は枝幸港に回航操業するため、時間的経済的損失が大きいから、同地区を根拠地として操業する漁民のため、昭和二十七年度において山臼港築設工事の着手できるよう、すみやかに措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米極東海軍演習区域設定に関する請願（第一〇二五号、第一〇二六号）

請願者　宮城県仙台市小田原宮町東裏丁七宮城県漁業協同組合連合会々長理事　丹野実外六名

神奈川県横浜市中区海岸通り一ノ二ノ二神奈川県漁業協同

昭和二十六年十一月三十日　参議院会議録附録（その六）　審査報告書（第二十四号参照）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

組合連合会々長理事　奥村伊三郎外七名

右の請願は

今回設定された宮城県金華山から伊豆半島に至る米極東海軍演習区域は、わが国の漁業生産ならびに船舶運行にじん大な支障を與え、漁民の生活に脅威を與えるものであるから、右演習区域の取消または変更および演習実施に伴う危険防止、損失補償等について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大船渡漁港築設に関する請願（一〇五四号）

請願者　岩手県気仙郡大船渡町長　佐藤平之進外三名

右の請願は

第三種漁港として指定せられた岩手県大船渡港は、三陸漁場水揚枢要港であるが、現在木材集積所に隣接し、機帆船、漁船が相交錯して混乱を極め、はなはだしく水揚作業に支障をきたす状況であるから、水産業開発の見地から、昭和二十七年度政府予算編成の際、本港築設の経費を計上して築設工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業等の融資に関する請願（第一二二九号）

請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は

最近の水産業は資金難と不漁とによつて、極めて憂慮すべき不振の状況にある。不漁の原因はある程度自然の支配を受け如何ともできない点があるが、資金難は施策によつて打開の途があると信ずるから、現在農林中央金融公庫の融資のわくを拡大するか、あらたに水産金融の機関を設けて水産業に対する融資の途を開く等の、すみやかな対策をたてるとともに、さらに中、小商工業の一大発展とその振興を図るための格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査特別報告第二号

漁船保険法による漁船保険制度改革の請願

第二四八号　神奈川県横浜市中区日本大通り一神奈川県漁船保険組合長　矢板開一外三名提出

第四四〇号　岩手県盛岡市内丸一岩手県漁船保険組合長　上野次郎外一名提出

第五九六号　山形県鶴岡市一日市町甲一五山形県漁船保険組合長理事　尾形六郎兵衛外九名提出

第八〇〇号　山口県下関局区内大和町三〇山口県遠洋漁船保険組合長　細川良平提出

漁業災害補償制度確立に関する請願

第三六号　宮城県議会議長　今野貞亮外七名提出

第七九五号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道提出

第七九三号　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道提出

漁船災害補償制度の立法化に関する請願

第八〇一号　兵庫県庁内兵庫県内海船保険組合長　三浦清太郎外一名提出

右八件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船保険法による漁船保険制度改革の請願（第二四八号、第四四〇号、第五九六号、第八〇〇号）

請願者　神奈川県横浜市中区日本大通り一神奈川県漁船保険組合長　矢板開一外三名

岩手県盛岡市内丸一岩手県漁船保険組合長　上野次郎外一名

山形県鶴岡市一日市町甲一五山形県漁船保険組合長理事　尾形六郎兵衛外九名

山口県下関局区内大和町三〇山口県遠洋漁船保険組合長　細川良平

右の請願は

漁業生産の維持増進を図ることは、農業生産と共に日本再建上最も重要な国策である。しかして漁業生産の維持増進上漁船は、不可欠のものであるのに、漁船に対する現行の漁船保険制度は、小型船を対象とするため、経営費ならびに損害補てん額は増大し、漁民の保険料は負担加重となり、普及上幾多の欠陥となつて全く行詰りの状態にあるから、漁船保険の普及および徹底を図るために国家財政の支出によつて漁業経営の安定と経済的信用を高めるよう漁船保険制度を改革せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁業災害補償制度確立に関する請願（第三六号、第七九五号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外七名

東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

風水害による漁業の損害は、漁港ばかりでなく一切の生産資材に及び漁業者に立直りの余裕さえ與えることなく続発している。このような災害は、全く破局的で自力によつて回復することは全く不可能であるから、すみやかに漁業災害補償制度を確立されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船保険法改正に関する請願（第七九三号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内二東京ビル全国漁村経済協会内　鍋島態道

右の請願は

現行漁船保険法を根本的に改正し、漁船保険の加入増進を図り、漁業経営の安定と漁業生産力の向上を期せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船災害補償制度の立法化に関する請願（第八〇一号）

請願者　兵庫県庁内兵庫県内海漁船保険組合長　三浦清太郎外一名

右の請願は

現行の漁船損害補償制度は、任意加入制で料率が高いため、在籍隻数に比し加入隻数が極めて低くその上一方災害が発生した場合は、加入の有無にかかわらず救済措置を講じなければならない現状であるから、当然加入による保険関係成立に基盤を置く、強力な漁船災害補償制度を、国庫負担による低率な保険で実施することは、経済力の弱少な漁民にとつて、最も急を要するものであるから、当然加入制をとる漁船災害補償制度を法制化されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四五号　漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情

第六三号　水産庁漁港課存置に関する陳情

第九二号　漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する陳情

第一二一号　長崎県対馬特定地域漁港整備計画追加に関する陳情

第一二九号　マツカーサー・ライン撤廃に関する陳情

第一三二号　漁業用重油価格引下げに関する陳情

第一七四号　漁港修築費予算増額等に関する陳情

第一九七号　漁港修築費予算増額等に関する陳情

第二四五号　米極東海軍演習区域設定に関する陳情

第二五八号　睦月漁港整備に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査特別報告第一号

第六三号　岩手県気仙郡末崎村長　平野義方提出

第九二号　大分県南海部郡東中浦村梶寄東中浦漁業協同組合長理事　桑原長禰提出

長崎県対馬特定地域漁港整備計画追加に関する陳情

第一二一号　長崎県知事　西岡竹次郎提出

マツカーサー・ライン撤廃に関する陳情

第一二九号　札幌市北四條西六丁目北海道機船底曳網漁業協同組合連合会長　白井茂提出

漁業用重油価格引下げに関する陳情

第一三二号　札幌市北四條西六丁目北海道機船底曳漁業協同組合連合会長　白井茂提出

漁港修築費予算増額等に関する陳情

第一七四号　東京都三宅島坪田村長　田村栄一外二名提出

第一九七号　東京都港区芝海岸通一ノ二〇東京都漁港協会内　井出正孝提出

米極東海軍演習区域設定に関する陳情

第二四五号　長崎県知事　西岡竹次郎外二名提出

睦月漁港整備に関する陳情

第二五八号　愛媛県温泉郡睦野村長　大西徳次郎外十一名提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

水産庁漁港課存置に関する陳情（第六三号）

陳情者　岩手県気仙郡末崎村長　平野義方

右の陳情は

漁港の発展は漁港計画と、これに附随する水産諸設備の計画が並行的に実現されてはじめてその目的が達せられるものであつて、今回行政機構改革によつて漁港行政が水産行政部門より切り離されることともなれば、これ等の諸施策がそれぞれ分離して計画実施されることとなり、漁港整備の諸施策すい行上一大困難を生ずるから、水産庁漁港課はそのまま存置し、さらにこれが整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する陳情（第九二号）

陳情者　大分県南海部郡東中浦村梶寄東中浦漁業協同組合長理事　桑原長禰

右の陳情は

漁港の整備拡充は刻下の急務であるが、大分県においては、予算の関係が遅々として進まず、漁港法の制定に伴う第一次計画においては佐賀関一港にすぎない実情であるから、(一)第一次計画に採り上げられなかつた漁港についてすみやかに整備すること、(二)昭和二十四年のデラ台風以後の災害を復旧するための予算を計上すること等について国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県対馬特定地域漁港整備計画追加に関する陳情（第一二一号）

陳情者　長崎県知事　西岡竹次郎

右の陳情は

長崎県対馬島は、わが国最西部に位する四面海に囲まれた離島であるが、戦前より特殊事情下に置かれ、あらゆる産業と文化は全く放任されたまま何らの施策も講ぜられず取り残されてきたため、本島産業中最も重要な水産業の基礎である漁港が荒廃したまま放置されているので島民の損失と不利不便はじん大であるから、本島漁港施設の整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつ

て内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

マッカーサー・ライン撤廃に関する陳情（第一二九号）

陳情者　札幌市北四條西六丁目

北海道機船底曳網漁業協同組合連合会長　白井茂

右の陳情は

北海道の機船底びき網漁業者は、連合軍の占領以来制限された狭あいな漁区において食糧増産に努力してきたが、漁業経営の安定を欠き重大危機に直面しているから、対日講和の成立によつて政令に基く漁船の操業区域の制限は当然廃止さるべきものと信じ、このマッカーサー・ラインの撤廃もしくは撤廃と同様の効果ある処置を早期に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業用重油価格引下げに関する陳情（第一三二号）

陳情者　札幌市北四條西六丁目

北海道機船底曳漁業協同組合連合会長　白井茂

右の陳情は

漁業資材価額の高騰のため機船底曳網漁業者は経営に困難している。最近は総経費の四十五パーセントが資材、補給に消費せられ、その五十パーセントを燃油に費されている現況であるから、ガリオア資金による補給金の打切りによつて、重油の価額を改訂されるに際しては、現在の漁業者の窮状を考慮されて、でき得る限り低価額に決定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築費予算増額等に関する陳情（第一七四号、第一九七号）

陳情者　東京都三宅島坪田村長　田村栄一外二名

陳情者　東京都港区芝海岸通一ノ二〇東京都漁港協会内　井出正孝

右の陳情は

政府は第一次漁港整備計画に基き、昭和二十六年度より工事に着手したが、二十七年度および二十八年度において必要なる漁港修築費予算を増加し、予定通り早期完成するとともに、現下わが国水産業の切実なる要請である、(一)漁港整備計画の拡充、(二)漁港機能施設の整備拡充、(三)地方起債の円滑化、(四)漁港施設災害復旧費の増額、(五)水産庁漁港関係行政機能の整備強化等の適切なる方策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米極東海軍演習区域設定に関する陳情（第二四五号）

陳情者　長崎県知事　西岡竹次郎外二名

右の陳情は

水産庁より本年八月三十日附で米極東海軍司令部の演習区域の一部として、新にジョーヂ、フォークス、ハフ、イーズイ、ラブの各区域が設定されたが、当区域は、いわし、あじ、さば、たい、ぶり、かつお、しいら等の豊富な漁場でありまたそのかいゆう魚道であつて長崎、熊本、鹿児島三県における漁業の大宗であるいわし、あじ、さば、揚繰網漁業、刺網漁業をはじめ、かつおつり漁業、機船底びき網漁業しいらづけ漁業、延なわ漁業、一本つり漁業等遠洋沿岸漁業の主要漁場であつて、漁民のこうむる影響は極めてじん大であるばかりでなく、漁場資源の維持培養の見地からもまことに憂慮にたえないから、本演習区域を撤廃するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

陸月漁港整備に関する陳情（第二五八号）

陳情者　愛媛県温泉郡陸野村長　大西徳次郎外十一名

右の陳情は

陸月港は、松山港を去る海上六カイリの地点にある陸月島に在り、東は齊灘、西北は中島を経て点々山口県の大島郡に達し、南は伊予灘および釣島水道を経て興居島に達する内海随一の要衝であるが、昭和二十一年の南海大地震によつて地盤に変動を生じ、避難港としての機能を喪失しているから、本港に防波堤および護岸を増築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査特別報告第二号

漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情

第四五号　長崎市元船町一ノ三

長崎遠洋漁船保険組合長理事　秋山俊一郎外九名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情

陳情者　長崎市元船町一ノ三長崎遠洋漁船保険組合長理事　秋山俊一郎外九名（第四五号）

右の陳情は

漁業生産の維持増進を図ることは、農業生産と共に日本再建上最も重要な国策である。しかして漁業生産の維持増進上漁船は、不可欠のものであるのに、漁船に対する現行の漁船保険制度は、小型船を対象とするため、経営費ならびに損害補てん額は増大し漁民の保険料は負担加重となり普及上幾多の欠陥となつて、まつたく行詰りの状態にあるから、漁船保険の普及および徹底を図るため国家財政の支出によつて漁業経営の安定と経済的信用を高めるよう漁船保険制度を改革せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四七六号　工業技術庁陶磁器

試験所東海支所存置に関する請願
第四七七号　輸出球根を貿易調整品目に指定等の請願
第六三六号　鉱毒対策費国庫助成に関する請願
第七八三号　高知県伊野町製紙工場排液の被害防除に関する請願
第一一二五号　中小企業資金融通法制定に関する請願
第一二一〇号　産金奨励に関する請願
第一二四〇号　東北の開港場に輸出物資検査出張所設置の請願
第一二四一号　工芸指導所東北支所の強化拡充に関する請願
第一二四二号　微粉炭浮選機設置費国庫補助に関する請願
第一二九二号　外国映画輸入に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第一号

工業技術庁陶磁器試験所東海支所存置に関する請願

第四七六号　愛知県瀬戸市長　加藤太郎外一名提出

輸出球根を貿易調製品目に指定等の請願

第四七七号　神奈川県横浜市中区本牧大里町一二〇　大槻清太郎外一名提出

鉱毒対策費国庫助成に関する請願

第六三六号　岩手県議会議長　村上順平提出

高知県伊野町製紙工場排液の被害防除に関する請願

第七八三号　高知県吾川郡弘岡下ノ村長　川田卓爾外十六名提出

産金奨励に関する請願

第一二一〇号　東京都港区三田功運町二一全日本金属鉱山労働組合連合会内　原口幸隆提出

東北の開港場に輸出物資検査出張所設置の請願

第一二四〇号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

工芸指導所東北支所の強化拡充に関する請願

第一二四一号　仙台市議会議長　伊藤庄之助提出

微粉炭浮選機設置費国庫補助に関する請願

第一二四二号　福岡県筑上郡八屋町大字八屋一、五九七　戸須勇雄外一名提出

外国映画輸入に関する請願

第一二九二号　東京都杉並区上荻窪二ノ八　土方敬太提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

工業技術庁陶磁器試験所東海支所存置に関する請願（第四七六号）

請願者　愛知県瀬戸市長　加藤章外二名

右の請願は

近く予定されている行政整理に伴い、工業技術庁陶磁器試験所東海支所の廃止が論ぜられているが、万一これが実現されると、陶磁器関係の海外貿易を極端に弱体化するばかりでなく、関係中小企業者を半身不随の状態に導く重大な問題であるから、輸出振興の見地から、右支所を存置するとともに一層拡充強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸出球根を貿易調整品目に指定等の請願（第四七七号）

請願者　神奈川県横浜市中区本牧大里町一二〇　大槻清太郎外一名

右の請願は

球根の輸出は、昭和二十四年のフローアプライス制解除以後、業者の自由輸出となつたため、輸出価格が極度に下り、日本産を希望するアメリカのバイヤーも適正価格の折衝に暇どり、取引の適期が遅れ、品質の低下をきたす等わが国の球根輸出を不利な立場に陥れているから、この際輸出適格品を適期に適正価格で輸出できるよう、輸出球根を貿易調整品目に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鉱毒対策費国庫助成に関する請願（第六三六号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県松尾鉱山においては、鉱毒水の完全処理について調査研究の結果、地下水化による方法を実施計画中であるが、これに必要な経費は巨額に達し、到底同鉱山独自で解決できないから、岩手県民の要望する北上川の清流化と合せて本計画の完成に要する鉱毒対策費を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県伊野町製紙工場排液の被害防除に関する請願（第七八三号）

請願者　高知県吾川郡弘岡下ノ村長　川田卓爾外十六名

右の請願は

高知県吾川郡の南部諸村は、同郡伊野町所在の製紙工場排液により、数年来いちじるしい被害をこうむり、その対策に腐心しているが、被害の実態を科学的には握することが困難なため、何等防除措置が講ぜられず現在に至つている。しかるに近時工場の発展増加および排液の濃度増大に伴い、被害は急激に増大し、農民の不安は深刻となつているから、被害実情の調査を実施するとともに防除対策の確立について万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産金奨励に関する請願（第一二一〇号）

請願者　東京都港区三田功運町二一全日本金属鉱山労働組合連合会内　原口幸隆

右の請願は

産金の積極的奨励増産は、国民経済的見地から刻下の急務であるにもかかわらず、現在の産金政策は自主性の欠如と低価格政策のため、生産意欲を低下させているばかりでなく、さらに金鉱業をさえ崩壊衰滅のふちに陥れようとしているから、これが打解のため、(一)産金量の半分を加工用金として自由処分を認めること、(二)銀の価格統制撤廃、(三)探鉱奨勵金として一億五千万円を統制期間中毎年支給すること、(四)金鉱業設備補助として年額二億円を支給する

こと、（五）金鉱業復興対策の実施等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北の開港場に輸出物資検査出張所設置の請願（第一二四〇号）

請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は

東北地方は水産、鉱産その他の資源が極めて豊富で、輸出品の多量生産が可能であるにかかわらず、その振興の遅れているのは、開港場の施設の不完備に基因するものと考えられるから、現在の輸出品に対する諸種の不利不便を一掃し、輸出振興を図るため、すみやかに東北の開港場に、輸出物資検査出張所等の機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工芸指導所東北支所の強化拡充に関する請願（第一二四一号）

請願者　仙台市議会議長　伊藤庄之助

右の請願は

工芸指導所東北支所は、昭和三年商工省工芸指導所として創設されて以来、東北各県ならびに北海道地方の産業振興に絶対な貢献をしてきたが、今般の行政整理に関連して本支所の存廃が論議されているやに聞く、万一本支所の機構を縮小または廃止するようなことがあれば、東北地方の産業振興の萌芽を中途でざ折することとなるから、本支所を廃止若しくは縮小されることなく益々強化拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

微粉炭浮選機設置費国庫補助に関する請願（第一二四二号）

請願者　福岡県筑上郡八屋町大字八屋一、五九七　戸須勇雄外一名

右の請願は

わが国で浮遊選炭機を設置している炭鉱は、十指を数える程度で、浮選がよいと知りながら普及が遅れた理由は、原炭の濃度を適当に保つ設備と、浮選を経た微粉の完全脱水設備にばく大な資金を要するためであるから、設置者に対して少くとも設置費の半額（一億三千五百万円）程度の補助金を交付して、微粉炭の徹底的回収を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外国映画輸入に関する請願（第一二九二号）

請願者　東京都杉並区上荻窪二ノ八　土方敬太

右の請願は

現在の外国映画の輸入は、アメリカ映画が中心となりその割当数は、米百五十本、英十五本、仏十五本、伊五本、西独五本、ソ連三本、中国一本となつているが、日本文化の育成の立場から、国際的事情および民族的な風俗習慣を理解するために、これら各国映画輸入割当数を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願特別報告第二号

中小企業資金融通法制定に関する請願

第一一二五号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は

農林漁業者に対しては農林漁業資金融通法が制定され百二十億円の長期低利資金が出されているが、中小企業者は、不当に重い税金と金詰りで苦しめられ非常な危機に追い込まれている。中小企業の振興なくして、わが国経済の再建はあり得ないから、農林漁業資金融通法にならつて、中小企業資金融通法を制定し少くとも百二十億円の政府資金を出して、中小企業の危機打開と振興の途を開かれたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第一号　中小企業等協同組合法廃止または改正に関する陳情

第四六号　亜炭採掘による被害復旧工事費国庫補助の陳情

第二三五号　静岡県清水通商事務所存置に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第一号

中小企業等協同組合法廃止または改正に関する陳情

第一五号　東京都中央区日本橋本町三ノ九日本織維協議会内　阿部孝次郎外十四名提出

亜炭採掘による被害復旧工事費国庫補助の陳情

第四六号　岐阜県知事　武藤嘉門外二名提出

静岡県清水通商事務所存置に関する陳情

第二三五号　静岡県清水市長　山本正治外二名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中小企業等協同組合法廃止または改正に関する陳情（第一五号）

陳情者　東京都中央区日本橋本町三ノ九日本繊維協議会内
阿部孝次郎外十四名

右の陳情は
中小企業振興の根本は、その組織を強化し、協同の力によつて経済活動を促進し、経済的地位の向上にある。しかるに、現行中小企業協同組合法は、中小企業の一部弱小企業を対象としたもので、中小企業全般から見れば、その活動を擁護助長するよりも、むしろ不当なる拘束を加える結果となつているから、中小企業の振興発展のために現行中小企業等協同組合法を廃止するか、または、改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

亜炭採掘による被害復旧工事費国庫補助の陳情（第四六号）

陳情者　岐阜県知事　武藤嘉門外二名

右の陳情は
岐阜県恵那郡落合村地方は、全国でも有数の亜炭主産地であるが、戦争中の乱掘によつて耕地家屋はもち論、公共施設である道路水路に至るまで各所に陥没箇所が生じ由々しい社会問題となつているから、すみやかに亜炭採掘による被害復旧工事費国庫助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県清水通商事務所存置に関する陳情（第二三五号）

陳情者　静岡県清水市長　山本正治外二名

右の陳情は
政府は、通商産業省関係機構改革の一端として、通商事務所の整理を企図している由であるが、清水通商事務所は、全国農林水産物輸出総額の九十パーセントを清水港から積出し、経済自立態勢確立に多大の寄与をなしてきたのであるから、清水通商事務所を存置せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八七八号　長崎県大村市に空港設置の請願
第八七九号　魚沼線復活促進に関する請願
第九一二号　御徒町駅南口乗降場開設に関する請願
第九二三号　熊本県本渡瀬戸運河開さくに関する請願
第九二五号　静岡県掛川町、御前崎港間鉄道敷設に関する請願
第九八六号　北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設に関する請願
第九九六号、第一〇九三号、第一一三八号、第一一六三号、第一二一九号、第一二二一号　自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願
第一〇〇九号　岩船港修築工事施行に関する請願
第一〇二〇号、第一〇四八号　国鉄松任工場機関車職場新設等に関する請願
第一〇三八号　長崎海洋気象台に大型観測船配置の請願
第一〇三九号　宮崎、小林両駅間鉄道敷設に関する請願
第一一二九号　常磐線電化促進に関する請願
第一一三六号　氷見、羽咋両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一一四一号　海上および港湾運送能率低下防止に関する請願
第一一九五号　與野駅東口開設に関する請願
第一二一一号　北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一二二〇号　亜炭の鉄道貨物等級引下げに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第二号

長崎県大村市に空港設置の請願
第八七八号　長崎県知事　西岡竹次郎外九名提出
魚沼線復活促進に関する請願
第八七九号　新潟県北魚沼郡小千谷町魚沼線復旧期成同盟会内　関與四郎外六名提出、
御徒町駅南口乗降場開設に関する請願
第九一二号　東京都台東区議会議長　松尾進提出
熊本県渡瀬戸運河開さくに関する請願
第九二三号　熊本県天草郡本渡町天草総合開発協会内　吉田重延外十二名提出
静岡県掛川町、御前崎港間鉄道敷設に関する請願
第九二五号　静岡県小笠郡掛川町長　蔦ヶ谷龍太郎外十名提出
北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設に関する請願
第九八六号　北海道紋別郡雄武町長　山崎進外一名提出
自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願
第九九六号　静岡県吉原市今泉三七ノ一富士貨物運送株式会社取締役社長　井出淳外一名提出
第一〇九三号　新潟県新発田市字竹町五三六羽越運送株式会社取締役社長　小川正二提出
第一一三八号　山口市大字上宇野令三四七ノ四山口県トラック協会内　市木乃四提出
第一一六三号　名古屋市中川区富船町四ノ一名古屋貨物自動車運輸株式会社取締役社長　板橋清蔵提出
第一二一九号　岡山市上伊福二九四岡山県貨物運送株式会社取締役　守田数栄外二十名提出
第一二二一号　岡山市西中山下一五四社団法人岡山県交通会議所会頭　松田壮三郎外十名提出
岩船港修築工事施行に関する請願
第一〇〇九号　新潟県岩船郡岩船町長　坂野誠一郎提出
国鉄松任工場機関車職場新設等に関する請願
第一〇二〇号　石川県石川郡松任町八ッ矢町　鶴森広外十名提出
第一〇四八号　石川県石川郡美川町三四九　山田清外九百七十四名提出
長崎海洋気象台に大型観測船配置の請願
第一〇三八号　長崎県知事　西岡竹次郎提出
宮崎、小林両駅間鉄道敷設に関する請願
第一〇三九号　宮崎市長　荒川岩吉提出
常磐線電化促進に関する請願
第一一二九号　茨城県土浦市長　天谷虎之助外一名提出

氷見、羽咋両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一一三六号　富山県氷見郡氷見町長　大井義昌外十五名提出
海上および港湾運送能率低下防止に関する請願
第一一四一号　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外一名提出
與野駅東口開設に関する請願
第一一九五号　埼玉県浦和市本太一、九九五　槇利夫外二千五十四名提出
北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一二一一号　北海道枝幸郡歌登村長　山川博外三十五名提出
亜炭の鉄道貨物等級引下げに関する請願
第一二二〇号　岐阜県可児亜炭鉱業会内　神保喜久外十一名提出

右二十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

長崎県大村市に空港設置の請願（第八七八号）

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外九名

右の請願は

今回の日本航空株式会社設立により、民間航空事業もいよいよ開始され、九州における発着地として福岡が決定されたが、将来国際航空路開設に伴う貿易および観光客の激増より考えると、商業、観光、および南方大陸との地理的関係等において、長崎県が最も航空路連絡基点として好条件にあり、しかも長崎県大村市には旧海軍航空隊の施設が残存し、現在中型機の発着に支障ない状態にあるから、長崎県大村市に空港を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚沼線復活促進に関する請願（第八七九号）

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町魚沼線復旧期成同盟会内　関與四郎外六名

右の請願は

信越線来迎寺駅より新潟県小千谷町に至る国鉄魚沼線は、戦時中軍事施設の資材として撤去され、廃止のやむなきに至つたが、同線廃止後、沿線地方の産業経済は、衰微の一途をたどり、このままでは同地の産業経済は、永久に復興できないから、すでに関係町村の率仕と努力によつて、区間の半分までレール敷設を完了している同線の復活工事をすみやかに完成するよう援助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

御徒町駅南口乗降場開設に関する請願（第九一二号）

請願者　東京都台東区議会議長　松尾進

右の請願は

現在の御徒町駅乗降場は、上野広小路に接近し、交通最もひん繁な場所で人車馬の交通量は道路の幅員に比してはなはだしく、東京一といわれその雑とう振りは目に余るものがある。殊に同駅の乗降客は一方口のため直接この雑とう道路を利用するので狭い人道から車道にあふれ出し、正に交通地ごくの観を呈している現状であるから、すみやかに同駅南口乗降場を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県本渡瀬戸運河開さくに関する請願（第九二三号）

請願者　熊本県天草郡本渡町天草総合開発協会内　吉田重延十二名

右の請願は

熊本県天草郡は、宇土半島の西南に位置する離島群であるが、地勢の関係で九州本土との交通はもとより島内相互の交通も大半は舟便に依存している。しかるに天草郡の首島である上島と下島の間に幅最狭六十メートル、長さ三千メートルの海峡があり、しかも一日八時間余の満潮時を除いては機帆船ないし貨客船が通過できないため、同地の交通運輸に大きな支障となつているから、現在進行中の本渡港改修工事に継続して本渡瀬戸運河の開さく工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県掛川町、御前崎港間鉄道敷設に関する請願（第九二五号）

請願者　静岡県小笠郡掛川町長　鳶ヶ谷龍太郎外十名

右の請願は

静岡県掛川町は、小笠郡の行政中心地で各種官公庁が集結しており、また同町から御前崎港にかけての一帯は、主要食糧を始め、水産物、茶、わら工品等の産地であるが、これら重要産物の輸送およびこれに要する各種生産資材や肥料の搬入には是非とも鉄道の開設が必要である。一方御前崎港は数億円の予算をもつて昭和二十四年度から築港工事が行われており、完成の暁には、太平洋岸の重要な避難港となりまた漁港となるから、これら重要地点を連絡するため、掛川町、御前崎港間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設に関する請願（第九八六号）

請願者　北海道紋別郡雄武町長　山崎進外一名

右の請願は

北見枝幸、雄武両駅間の鉄道敷設については、大正十一年法律第三十七号をもつて予定線となり、すでに昭和十年興浜南線興部、雄武間十九、九キロ、昭和十一年北線浜頓別、枝幸間三十、四キロの一部開通を見ているから、残余五十二、余キロを結ぶことによつて完成せられるのである。しかして本鉄道の全通は東北海道縦貫鉄道としてぼう大な生産ならびに交通上の暗黒地帯の一大革新を図り、当地方文化の向上、未開発資源の開拓等北海道総合開発の一環として国家再建に寄與するところ多大であるから、すみやかに、本線残余五十二、余キロの鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

られたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車運送事業免許制廃止反対に関する請願

請願者　静岡県吉原市今泉三七ノ一富士貨物運送株式会社取締役社長　井出淳外一名（第九九六号）

請願者　新潟県新発田市字竹町五三六羽越運送株式会社取締役社長　小川正二（第一〇九三号）

請願者　山口市大字上宇野令三四七ノ四山口県トラック協会内　市木乃四（第一一三八号）

請願者　名古屋市中川区富船町四ノ一名古屋貨物自動車運輸株式会社取締役社長　板橋清蔵（第一一六三号）

請願者　岡山市上伊福二九四岡山県貨物運送株式会社取締役　守田数栄外二十名（第一二一九号）

請願者　岡山市西中山下一五四社団法人岡山県交通会議所会長　松田壮三郎外十名（第一二二一号）

右の請願は

今般政府においては、行政機構改革ならびに人員整理を企図し、これに関連して自動車運送事業のうち、区域運送事業の免許制を撤廃せんとしているが、これは講和條約発効後における我が国自立経済のため絶対不可欠な陸上輸送力確保上憂慮にたえない策であり、わが国運輸交通を無秩序状態に置かんとするもので、各運送事業の不当競争により共倒れおよび交通事故のひん発等重大なる事態を招来する虞れがあるから、自動車運送事業免許制廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩船港修築工事施行に関する請願（第一〇〇九号）

請願者　新潟県岩船郡岩船町長　板野誠一郎

右の請願は

新潟県岩船港は、大正二年以来巨額な国費を投じて避難港として工事を継続施行してきたが、戦争のため中止され、昭和二十二年運輸省の災害復旧工事を施行しているが、このままでは早期完成が望めず、港湾としての機能を発揮できない現状にあるから、昭和二十七年度および二十八年度にわたり、同港修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄松任工場機関車職場新設等に関する請願

請願者　石川県石川郡松任町八ツ矢町　鶴森広外十名（第一〇二〇号）

請願者　石川県石川郡美川町三四九　山田清外九百七十四名（第一〇四八号）

右の請願は

国鉄名古屋鉄道局松任工場は、客車、貨車一般はもちろん蒸気機関車その他国鉄車両のあらゆる車種の修繕を担当し、その工事量において新設当時の優に五倍を消化しているが、この工事の種類の増加、工事量負担の激増に対して作業場ならびに設備の新設改良が伴わないため、機関車修繕も既設客貨車工場の一部を無理に利用している状態であり、従つて作業に対しては狭あいと不便とにより能率を充分に上げ得ないから、機関車工場新設ならびにこれに伴う引込線路の敷設等すみやかに予算化され実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎海洋気象台に大型観測船配置の請願（第一〇三八号）

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎

右の請願は

長崎海洋気象台の使命の重大性に鑑みこれが観測陣の強化のため、同気象台に五百トン級以上の大型観測船三隻をすみやかに配備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎、小林両駅間鉄道敷設に関する請願（第一〇三九号）

請願者　宮崎市長　荒川岩吉

右の請願は

宮崎県の中央と西部を結ぶ重要路線である宮林線には、現在国鉄バスが運転されているが、本路線は、旅客、物資ともに交通量極めて多く、さらにこの間に鉄道を開通して直結することは、沿線の豊富なる農林物資輸送の増大と住民の受ける恩沢のみに止らず、宮崎県の政治経済、文化産業の進展に寄与するところ大であるから、宮崎、小林両市間鉄道敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電化促進に関する請願（第一一二九号）

請願者　茨城県土浦市長　天谷虎之助外一名

右の請願は

土浦市は茨城県南穀倉地帯で、産業経済はもとより、交通、文化、観光の中心地であるばかりでなく、首都東京の衛星都市として密接な関連をもち、戦後通勤、通学者が激増して東京の郊外住宅地としての性格を完全に備え京浜線、中央線、東北線、総武線等と何等変るところがない状態であるから、国鉄常磐線の電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

氷見、羽咋両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一一三六号）

請願者　富山県氷見郡氷見町長　大井義昌外十五名

右の請願は

富山県氷見駅より石川県羽咋駅を連絡する氷見、羽咋間鉄道敷設については、その必要性より、昭和十一年に着工されていながら、戦争のため中止されて現在に至つているが、復興資源の一大給源地を控える同線の完成は、目下の急務であるから、同線の敷設をすみやかに実現せられた

いとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海上および港湾運送能率低下防止に関する請願（第一一四一号）

請願者　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外一名

右の請願は

小運送業は、通運業法によつて運輸および作業能力を維持するための保護を受けているが、海上および港湾の運送については何等顧みられていないから、一般利用者の立場からすれば関連運輸の目的をいちじるしく阻害している。このため最近石炭その他重要物資の輸送に対して招かなくともよい損害を繰返し公益にいちじるしい障害を招来している現状であるから、鉄道ならびに小運送業と同様、海上および港湾運送業に対して法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海上および港湾運送能率低下防止に関する請願（第一一四一号）

請願者　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外一名

右の請願は

小運送業は、通運業法によつて運輸および作業能力を維持するための保護を受けているが、海上および港湾の運送については何等顧みられていないから、一般利用者の立場からすれば関連運輸の目的をいちじるしく阻害している。このため最近石炭その他重要物資の輸送に対して招かなくともよい損害を繰返し公益にいちじるしい障害を招来している現状であるから、鉄道ならびに小運送業と同様、海上および港湾運送業に対して法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一二一一号）

請願者　北海道枝幸郡歌登村長　山川博外三十五名

右の請願は

北見国興部より幌別（現在の歌登村）を経由して浜頓別に至る線は、昭和十一年五月法律七号改正鉄道施設法により予定線に編入され、法律の制定と同時に興浜南線としては興部、雄武間、浜頓別、枝幸間が着工されたのであるが、日支事変の拡大とともに国内の産業交通の施設が必然的に制約を受け、昭和十一年興浜南線は雄武まで、興浜北線は北見枝幸までの完成により中断されるに至つた。しかして国民待望の講和も調印をみた今日、既定の敷設法を変更することなく真に国家的見地から興浜南線の雄武より幌別を経由して北見枝幸駅間に至る鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一二一一号）

請願者　北海道枝幸郡歌登村長　山川博外三十五名

右の請願は

北見国興部より幌別（現在の歌登村）を経由して浜頓別に至る線は、昭和十一年五月法律七号改正鉄道施設法により予定線に編入され、法律の制定と同時に興浜南線としては興部、雄武間、浜頓別、枝幸間が着工されたのであるが、日支事変の拡大とともに国内の産業交通の施設が必然的に制約を受け、昭和十一年興浜南線は雄武まで、興浜北線は北見枝幸までの完成により中断されるに至つた。しかして国民待望の講和も調印をみた今日、既定の敷設法を変更することなく真に国家的見地から興浜南線の雄武より幌別を経由して北見枝幸駅間に至る鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

亜炭の鉄道貨物等級引下げに関する請願（第一二一〇号）

請願者　岐阜県可児郡御嵩町岐阜県可児亜炭鉱業会内　神保喜久外十一名

右の請願は

亜炭は、工業用熱源としても家庭用燃料としても極めて重要な使命を持つているが、伝えられている亜炭の鉄道運賃値上げが実施されると、輸出工業を始めとする関係業界に重大な影響を与えるから、現在七級となつている亜炭の貨物等級を十一級に引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三七号　富山県道下簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願

第一七〇号　岡山県連島、福田両町地区の水島地帯に郵便局設置促進の請願

第二一九号　茨城県多賀町水木に郵便局設置の請願

第二二〇号　山形県津山村天童温泉に郵便局設置の請願

第四二六号　特定郵便局の電報配達定員増加に関する請願

第一〇三三号　東京都板橋郵便局庁舎新築に関する請願

第一〇四二号　香川県高篠郵便局に電報受付および配達事務開始の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願特別報告第一号

富山県道下簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願

第一三七号　富山県下新川郡道下村長　平沢栄次提出

岡山県連島、福田両町地区の水島地帯に郵便局設置促進の請願

第一七〇号　岡山県浅口郡連島町春日町　板野清外百二十五名提出

茨城県多賀町水木に郵便局設置の請願

第二一九号　茨城県多賀郡多賀町水木字大民二、二三一　赤津赫外二百四十名提出

山形県津山村天童温泉に郵便局設置の請願

第二二〇号　山形県東村山郡津山村長　小林俊男外十二名提出

特定郵便局の電報配達定員増加に関する請願

第四二六号　徳島県海部郡宍喰郵便局内　山上要提出

東京都板橋郵便局庁舎新築に関する請願

第一〇三三号　東京都板橋区長　藍谷常三郎外七名提出

香川県高篠郵便局に電報受付および配達事務開始の請願

第一〇四二号　香川県仲多度郡高篠村長　宮武英一外三十四名提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

富山県道下簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（第一三七号）

請願者　富山県下新川郡道下村
長　平沢栄次

右の請願は
富山県道下村は、魚津町に最も隣接した県内屈指の大村であり、相当以前より都部市的形態を備え魚津町と密接不離の状態において発展し、当村内道下簡易郵便局も開局当初から相当の取扱量があり、しかも利用者の電信電話の取扱の要望が強く、これが要望に応えるため自費をもつて一般電話を架設しその利用に応じている状態であるから、当道下簡易郵便局を取扱事務の範囲の広い無集配特定郵便局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県連島、福田両町地区の水島地帯に郵便局設置促進の請願（第一七〇号）

請願者　岡山県浅口郡連島町春日町　板野清外百二十五名

右の請願は
岡山県連島、福田両町地区の水島地帯に郵便局設置に関する請願は、第九国会において採択をみたのであるが、いまだに実現されないのは遺憾であるから、地方住民の要望にこたえて一日も早くこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県多賀町水木に郵便局設置の請願（第二一九号）

請願者　茨城県多賀郡多賀町水木字大民二、二三一　赤津赫外二百四十名

右の請願は
茨城県多賀町水木（常磐線大甕駅前）は、戸数六百三十、茨城キリスト大学、高等学校、大甕カルシウム工場等があり、貨物の集散も日とともに激増の傾向にあるが、現在の郵便局所在地は遠距離のため、関係地方民の不便は極めて大きいから、大甕駅前に郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県津山村天童温泉に郵便局設置の請願（第二二〇号）

請願者　山形県東村山郡津山村長　小林俊男外十二名

右の請願は
山形県津山村は、戸数約六百、置局予定の山元（通称天童温泉）は同村の中心地で、各種官庁、商店、旅館等が密集しているが、既設局までは二キロ以上離れ、関係地方民の不便は極めて大きいから、同村の地理的、経済的諸情勢を考慮の上、津山村に郵便局をすみやかに新設されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特定郵便局の電報配達定員増加に関する請願（第四二六号）

請願者　徳島県海部郡宍喰郵便局内　山上要

右の請願は
電通、郵政の二省分離以来電通委託業務の内電報配達事務の現状は、特定郵便局運営上最も大きな苦痛であり、この状態が継続することは従業員の志気をそ喪し、希望を失わしめ、全業務の運営に悪結果を及ぼすものと考えられるから、特定郵便局の電報配達定員増員の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都板橋郵便局庁舎新築に関する請願（第一〇三二号）

請願者　東京都板橋区長　瀧谷常三郎外七名

右の請願は
東京都板橋郵便局局舎は、昭和三年に建築されすでに二十三年余を経ており、さらに戦災により大部分を焼失し、昭和二十二年漸く焼失箇所を補修して現在に至つているが、建坪二百七十坪、内容外観とも極めて粗末で職員二百十七名を擁する大局としてはいちじるしく狭あいであるため、事務処理上の不便はもとより重要なる金品を取扱う局舎として火災予防等の見地からも非常に危険であり、さらに都市計画による移転を余儀なくされる事情もあるから、当局庁舎を新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県高篠郵便局に電報受付および配達事務開始の請願（第一〇四二号）

請願者　香川県仲多度郡高篠村長　宮武英一外三十四名

右の請願は
当村には高篠郵便局がありながら、電報の発信には五キロ以上離れた、琴平局、善通寺局または郡家局まで行かねばならぬ上、別便配達区域も相当あつて、高い料金と遅配に悩んでいる実情であるから、高篠郵便局において電報の受付、配達事務の開始ができるよう、すみやかに処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二三八号　電話の運営改善に関する請願

第一二三九号　千葉電話局の電話交換方式変更に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第二号

電話の運営改善に関する請願

第一二三八号　東京都千代田区内幸町一ノ二電話工事協会内　徳田栄太郎提出

千葉電話局の電話交換方式変更に関する請願

第一二三九号　千葉市長　宮内三朗外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電話の運営改善に関する請願（第一二三八号）

請願者　東京都千代田区内幸町一ノ二電話工事協会内　徳田栄太郎

右の請願は

わが国の電話事業は、政府の公共事業として運営されているが、制度の不備と非民主的運営のために、利用者に過重な負担をかけており、とくにP・B・Xを電気通信省の直営とすることは、利用者の不便が大きく、本事業の発展と進歩をはばんでいるから、多数の高層ビルが建築されつつある現下の情勢に即応して、（一）P・B・Xの自営を全面的に許可すること、（二）ビル電話配線を従来通り供給線制度とすること等電話事業の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉電話局の電話交換方式変更に関する請願（第一二三九号）

請願者　千葉市長　宮内三朗外一名

右の請願は

千葉電話局は、その設備がすでに飽和状態に達し、通信機関としての機能の限界にあるが、一方では、政治、経済活動の活発化によつて、需要は増加するばかりであるが、如何ともできない現状で、市勢発展上の一大障害となつておるから、通信機能のすみやかな整備拡充を行うとともに、現在の共電式を自働式に改善するため、昭和二十七年度においてこの経費の予算化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一八八号　空知川の空知橋を永久橋に架替の請願

第一二二五号　島田川改修工事促進に関する請願

第一二二六号　東北地方の国道改修工事等促進に関する請願

第一二八一号　埼玉県中津川、長野県梓山間道路中三国峠開さくに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

建設委員会請願特別報告第七号

空知川の空知橋を永久橋に架替の請願

第一一八八号　北海道空知郡富良野町長　古東久平外二名提出

島田川改修工事促進に関する請願

第一二二五号　山口県熊毛郡周防村長　山根直正外九名提出

東北地方の国道改修工事等促進に関する請願

第一二二六号　福島県郡山市議会議長　福内和介提出

埼玉県中津川、長野県梓山間道路中三国峠開さくに関する請願

第一二八一号　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外七十五名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

空知川の空知橋を永久橋に架替の請願（第一一八八号）

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平外二名

右の請願は

空知橋は、札幌、根室線の重要な橋であるが、北海道の中心部である一大生産地帯にあるため、トラックを始めとする車馬の往来がはげしく、ことに最近における破損と腐朽によつて、これまで数度にわたる事故を発生しているから、同地方の産業振興および住民の福祉向上を図るため、空知橋を永久橋に架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島田川改修工事促進に関する請願（第一二二五号）

請願者　山口県熊毛郡周防村長　山根直正外九名

右の請願は

島田川改修工事は、年々繰り返される災害を防止するため、昭和二十四年度より本流一帯の改修工事が開始されたのであるが、現在なお一万一千七百五十メートルにおよぶ残存工事があるため、増水の都度下流沿岸にじん大被害を與えているから、山口県の穀倉地帯である同川流域の災害を防止するため、島田川改修工事をすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の国道改修工事等促進に関する請願（第一二二六号）

請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は

降雨降雪の多い東北地方においては、時期によつてすべての道路がぬかるみと化し、道路の使命が発揮されないばかりか運輸交通に多大の支障をきたしているから、ばく大な生産資源を持つ東北地方の開発を促進するため、（一）東北地方の国道を全面補装し、人道車道を区分すること、（二）市街地通過部分の補装をすみやかに実施すること、（三）鉄道線との交さ部を立体交さとすること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中津川、長野県梓山間道路中三国峠開さくに関する請願（第一二八一号）

請願者　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外七十五名

右の請願は

埼玉県中津川より長野県梓山に至る道路の開設は、東西日本を連結する最短距離として、また奥秩父観光地の発展のためにも、極めて重要であり、しかも同路線中中津川、信濃

駅間には軌道が敷設されており、長野県側は梓山までバスが運行されていて、三国峠の開さくが残されているのみであるから、本道路の重要性を考慮し、三国峠の開さく工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一三号、第一七六号、第二六〇号、第四四八号、第六四七号、第七二九号、第八四六号、第一〇九六号　未復員者給與法中一部改正に関する請願

第五五八号　未復員者給與法存続等に関する請願

第五八〇号　海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償拂下げに関する請願

第一一〇七号　海外未帰還者引揚促進等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査小委員長

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第一号

未復員者給與法適用期間延長等に関する請願

第一七七号　富山県東礪波郡南山田村国立療養所北陸荘内　島健二提出

第五八九号　東京都世田谷区太子堂町一二国立世田谷病院患者療友会内　町田亀三外四百二十二名提出

第六一〇号　大阪府貝塚市一、五八七国立大阪療養所内　未復員者給與法延期対策委員会内　桂本充雄外八十七名提出

第九〇二号　福岡県小倉市瑞穂町三　加藤政太郎外二百三十四名提出

第一一四六号　兵庫県姫路市本町六八国立姫路病院内　田村庫之助外二十八名

未復員者給與法中一部改正に関する請願

第四四九号　神奈川県横須賀市野比二、七六九国立療養所久里浜病院内　富永光正外三千九十二名

第五三一号　栃木県下都賀郡稲葉村下稲葉三八三　福田兼一郎外千百五十三名提出

第五三二号　福島県信夫郡飯坂町国立郡山飯坂分院内　菊池秋男外四千三百六名提出

第六〇九号　福島県若松市栄町八六六国立若松病院患者自治会内　渡部清志外七百六十四名提出

未復員者給與法存続等に関する請願

第五五八号　埼玉県入間郡豊岡町国立療養所豊岡病院内　斎藤勝次外百二十名提出

海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償拂下げに関する請願

第五八〇号　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次提出

海外未帰還者引揚促進等に関する請願

第一一〇七号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未復員者給與法適用期間延長等に関する請願（第一七七号、第五八九号、第六一〇号、第九〇二号、第一一四六号）

請願者　富山県東礪波郡南山田村国立療養所北陸荘内　島健二外四千三百六名提出

第六〇九号　福島県若松市栄町八六六国立若松病院患者自治会内　渡部清志外七百六十四名提出

未復員者給與法存続等に関する請願

第五五八号　埼玉県入間郡豊岡町国立療養所豊岡病院内　斎藤勝次外百二十名提出

海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償拂下げに関する請願

第五八〇号　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次提出

海外未帰還者引揚促進等に関する請願

第一一〇七号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未復員者給與法適用期間延長等に関する請願（第一七七号、第五八九号、第六一〇号、第九〇二号、第一一四六号）

請願者　大阪府貝塚市一、五八七国立大阪療養所内　未復員者給與法延期対策委員会内　桂本充雄外八十七名

請願者　福岡県小倉市瑞穂町三　加藤政太郎外二百三十四名

請願者　兵庫県姫路市本町六八国立姫路病院内　田村庫之助外二十八名

右の請願は

未復員者給與法の給付が本年末日をもつて、打ち切られることになるが、なお長期間の療養を要する患者はもちろん、終生療養を要する患者が大部分を占める現状において、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切られることは、療養患者におよぼす影響が大きいから、未復員者給與法の適用を、(一)病気が完全に治るまで保障すること、(二)ストレプトマイシン・パス・附添料の制限を撤廃すること、(三)生活費を支給すること、(四)傷病者に国家公務員災害保障法なみに手当を支給すること等を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給與法中一部改正に関する請願（第四四九号、第五三一号、第五三二号、第六〇九号）

請願者　神奈川県横須賀市野比二、七六九国立療養所久里浜病院内　富永光正外三千九十二名

請願者　栃木県下都賀郡稲葉村下稲葉三八三　福田兼一郎外千百五十三名

請願者　福島県信夫郡飯坂町国立郡山飯坂分院内　菊池秋男外四千三百六名

請願者　福島県若松市栄町八六六国立若松病院患者自治会内　渡部清志外七百六十四名

右の請願は

元傷い軍人、軍属は、未復員者給與法が来る十二月末日をもつて打ち切られることになつたため、治療費自弁の能力がないので症状悪化を知りつつ退院しなければならないという悲惨な結果となるからこれら傷い者救済のために未復員給與法打切り後も法的補償により治療し得るよう善処せられたい。なお、これが立法化までの臨時措置として生活保護法の適用対象とするとともに、日用必需品購入費として最低月千円の手当を給付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給與法存続等に関する請願（第五五八号）

請願者　埼玉県入間郡豊岡町国立療養所豊岡病院内　斎藤勝次外百二十名

右の請願は

今年末で未復員者給與法が打ち切られることになつているので、現在同法の適用を受けている未復員者は非常な不安を感じているから、完全に全快するまで未復員者給與法を存続されるか、あるいは他の保障を與えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償拂下げに関する請願（第五八〇号）

請願者　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次

右の請願は

終戰後海外引揚者の増加に伴い引揚者の收容ならびにこれに伴う公共施設に充当のため、札幌郡豊平町が借用中の大蔵省所管の旧軍用地および建物を無償拂い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外未帰還者引揚促進等に関する請願（第一一〇七号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

海外未帰還者の引揚促進に関しては、さきに全国留守家族が講和條約草案中に日本人捕りよ條項挿入の悲壯なる要請運動を行い最終草案に本條項が挿入されたことは国際信義上真に喜びにたえないところであるが、複雑な周囲の諸情勢はその引揚完遂に容易ならざる障害が予想されるから、この際強力な国民運動を推進するとともに留守家族に対して万全の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第二号

未復員者給與法適用期間延長に関する請願

第一一三号　静岡県加茂郡中川村婦人会内　船津登志外千五百八十三名提出（四通）

第一七六号　山形市香澄町国立山形病院内　高橋誠一提出

第二六〇号　静岡県賀茂郡田子村田子村婦人会内　山本のぶ外四百三十二名提出

第四四八号　奈良市東向町国立奈良病院内　坂口言正提出

第六四七号　東京都杉並区和田本町八七五杉並療養所患者互助会内　金沢顯雄

請願者　長野県上水内郡若槻村国立長野療養所内　中島一郎外六百五十一名

請願者　東京都中野区江古田三ノ一、一六一国立中野療養所内　永盛峰雄外九百七十名

請願者　群馬県北群馬郡金島村大日向　小和瀬忠雄外九十四名

右の請願は

未復員者給與法の給付が本年末日を以つて打ち切られることになるが、なお長期間の療養を要する患者はもちろん、終生療養を要する患者が大部分を占めている現状においては、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切ることは死の宣告にもひとしいものであるから、これら患者の救済のため最善の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十九号、第七十二号　未復員者給與法適用期間延長等に関する陳情

右の陳情は

未復員者給與法の給付が本年末日をもつて、打ち切られることになるが、なお長期の療養を要する患者はもちろん、終生療養を要する患者が

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情特別報告第一号

未復員者給與法適用期間延長等に関する陳情

第三十九号（二通）　福岡県三潴郡大溝村前牟田　中村善次郎外百四十三名提出

第七十二号　群馬県利根郡沼田町国立沼田病院内群馬県国立病院患者同盟内　坂井鉄夫外十名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月十九日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未復員者給與法適用期間延長等に関する陳情（第三十九号）（二通）（第七十二号）

陳情者　福岡県三潴郡大溝村前牟田　中村善次郎外百四十三名

陳情者　群馬県利根郡沼田町国立沼田病院内群馬県国立病院患者同盟内　坂井鉄夫外十名

右の陳情は

未復員者給與法の給付が本年末日をもつて、打ち切られることになるが、なお長期の療養を要する患者はもちろん、終生療養を要する患者が

大部分を占めている現状において、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切られることは、長期の療養を要する患者におよぼす、精神的、経済的影響は大きいから、未復員者給與法の適要を延期されると共に、現行の給付額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　　團　　伊能

加藤　武徳　　平井　太郎

石川　榮一　　宮田　重文

小野　哲

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における生計費、民間の賃金等の事情にかんがみ、一般職の国家公務員の給與を改訂してその生活の安定を図る必要がある。

本改正法律案は財政の許す範囲内において給與を改訂することを目途とし、勤務地手当の支給地域区分を定めるとともに企業官庁職員級別俸給表を設定する等所要の措置をとり、更に休職者についても給與を支給しようとするものであつて、適当な改正と認める。

二、事件の利害得失

一般職の職員の生活の安定を図り、公務の能率的な運営を促進するの利益がある。

三、費用

この法律施行に要する経費は、今次補正予算に計上済みである。

審査報告書

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　　團　　伊能

加藤　武徳　　平井　太郎

石川　榮一　　宮田　重文

小野　哲　　紅露　みつ

要領書

一、委員会の決定の理由

一般職の職員の給與の改訂に伴い、特別職の職員について給與の改訂を行うとともに、若干規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

特別職の職員の生活安定を図り、公務の能率的な運営を促進するの利益がある。

三、費用

この法律の施行に要する経費は、今次補正予算に計上済みである。

審査報告書

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　　團　　伊能

加藤　武徳　　石川　榮一

平井　太郎　　宮田　重文

小野　哲

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における生計費の状況及び諸般の事情にかんがみ、昭和二十六年に限り国家公務員に対する年末手当の額を増額し、従来の額にその六割を加えた額としようとするもので、その臨時措置は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

国家公務員の昭和二十六年末における生活の安定に資する利益がある。

三、費用

この法律施行に必要な経費は、一般会計約十八億特別会計約十八億政府関係機関約一億計三十七億を今次補正予算に計上済みである。

〔第二十五号参照〕

審査報告書

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　　黒田　英雄

小宮山常吉　　小林　政夫

田村　文吉　　伊藤　保平

大矢半次郎　　松永　義雄

清澤　俊英　　菊田　七平

山本　米治　　木村禧八郎

森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十六年十月以降における国家公務員等の給與改訂に伴い、昭和二十六年九月以前における俸給を基準として算定した国家公務員共済組合法の規定による年金の受給者のために、その年金額を改定する措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国家公務員共済組合からの年金受給者の年金額を引上げ、その生活安定に資する利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴う年金の増加額は年間約五億円であるが、本年度においては差当り、積立金から支給されることとなる。

審査報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　　黒田　英雄

小宮山常吉　　小林　政夫

伊藤　保平　　大矢半次郎

田村　文吉　　松永　義雄

清澤　俊英　　菊田　七平

山本　米治　　木村禧八郎

森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十六年十月以降における国家公務員等の給與改訂に伴い、昭和二十六年九月以前における俸給を基準として算定した陸海軍関係共済組合、外地関係共済組合等の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の受給

者のために、その年金額を改定する措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

旧令による共済組合等からの年金受給者の年金額を引上げ、その生活安定に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため必要な年金の増加額として、昭和二十六年度一般会計予算補正に五千五百三十五万六千円が計上されている。

審査報告書

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　米治　森　八三一
菊田　七平　大矢半次郎
小宮山常吉　小林　政夫
田村　文吉　菊川　孝夫
黒田　英雄　清澤　俊英

大蔵委員長　平沼彌太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧外貨債処理法による借換及び旧外国為替管理法による命令に基く支拂等に際し、不当な取扱がされたと認められる者等の権利を回復するため、その不当な取扱がされた外貨債の証券及び利札の一部を有効とすること等の措置を講じようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

対外債務の誠実な履行者としてのわが国の信用を保持し、且つ将来における外資誘致に好影響を與え得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため本年度においては差当り費用を要しない。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鬼丸　義齊　伊藤　修
齋　武雄　中山　福藏
長谷山行毅　一松　定吉
宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

今国会に提出せられた「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律」の実施によつて、一般職の国家公務員の給與ベースが引上げられるので、これと歩調を合せて裁判官の報酬のベースを引上げようというのが、本法案の趣旨であり、適切なる措置と認められるものである。

二、事件の利害得失

裁判官の生活を安定せしめ、後顧の憂なく、その職務に専心せしめる上において、多大の利益あるものと思料せられる。

三、費用

本法の施行に伴い、本法適用の日たる昭和二十六年十月一日から昭和二十七年三月三十一日までの給與予算額は、一億四千八百十二万円の増加となる。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鬼丸　義齊　伊藤　修
齋　武雄　中山　福藏
長谷山行毅　一松　定吉
宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

今国会に提出せられた「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律」の実施によつて、一般職の国家公務員の給與ベースが引上げられるので、これと歩調を合せて検察官の俸給ベースを引上げようというのが、本法案の趣旨であり、適切なる措置と認められるものである。

二、事件の利害得失

検察官の生活を安定せしめ、後顧の憂なく、その職務に専心せしめる上において、多大の利益あるものと思料せられる。

三、費用

本法の施行に伴い、本法適用の日たる昭和二十六年十月一日から昭和二十七年三月三十一日までの給與予算額は、五千八百十三万七千円の増加となる。

審査報告書

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　岡部　常
長谷山行毅　齋　武雄
棚橋　小虎　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の行政機関における人員整理に対応して、裁判所においても裁判官以外の事務職員等についてその定員中八百九十九人を減少し、その人員整理について一般公務員に対する特別措置と同様の特別措置を講じようとするものであつて、やむを得ない改正と認める。

二、事件の利害得失

国費の節約と裁判所事務の簡素化に寄與するところあるものと認められる。

三、費用

本法の施行によつて、本会計年度において退職手当五千七百十五万四千円を要し、退職する職員の給與額千五十万八千円との差額四千六百六十四万六千円の支出増となる。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニエ邦彦　竹下　豐次
楠瀬　常猪　松平　勇雄
三浦　辰雄　山花　秀雄
横尾　龍　溝淵　春次
成瀬　幡治　館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

国家公務員の俸給の額の改訂と関連して恩給年額及び多額所得による普通恩給の一部停止の基準の金額をそれぞれ引上げる等の措置は適当であると認めた。

二、事件の利害得失

この措置により、恩給支給水準を統一調整する等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、約四億一千万円の予算が計上される。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等

に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

議院運営委員長　山田　佐一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

加藤　武徳　木村　守江
安井　謙　赤木　正雄
高橋　道男　杉山　昌作
三浦　辰雄　大隈　信幸
油井賢太郎　相馬　助治
中村　正雄　小笠原二三男
小宮山常吉　原　虎一
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の給與及び郵便電信料等の引上げに伴い、国会議員の歳費及び秘書の給料並びに通信費を増額しようとするものであつて、現下の経済状況に鑑み、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

国会議員及び秘書の任務遂行を円滑ならしめることができる。

三、費用

本法律施行のため本年度補正予算には七千三百八十四万四千円が計上されている。

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　前田　穰
高木　正夫　仁田　竹一
前之園喜一郎　鈴木　清一
小酒井義男　内村　清次
石原幹市郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、従来、日本国有鉄道の職員が休職にされた場合における休職の期間は一年、給與は本俸の三分の一ということとなつていたのを、今回、休職の期間は公傷による場合を除いて三年、給與は、公傷の場合はその全額、それ以外で結核の場合は二年間だけ、結核以外の場合は一年間だけ本俸、扶養手当及び勤務地手当の八割を支給する等に改めようとするものであつて、委員会は適切なる措置と認めた。

二、事件の利害得失

長期欠勤者をして療養に專念せしめる等職員の福祉、厚生に資する利益がある。

三、費用

年間約十二億円を要する見込である。

法務委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五三八号　戰犯者釈放に関する請願
第八四三号　戰犯者釈放に関する請願
第九一七号　北海道千歳町に簡易裁判所設置の請願
第九一八号　戰犯者釈放に関する請願
第九五一号　戰犯者釈放に関する請願
第九七七号　戰犯者の減刑に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第二号

戰犯者釈放に関する請願
第五三八号　群馬県前橋市岩神町一五九群馬県家族会内　阿部信久提出

戰犯者釈放に関する請願
第八四三号　山梨県南巨摩郡身延町三、九一五　千須和近治外七十六名提出

北海道千歳町に簡易裁判所設置の請願
第九一七号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名提出

戰犯者釈放に関する請願
第九一八号　山梨県北都留郡棡原村　木下文喜外百二十三名提出

戰犯者釈放に関する請願
第九五一号　山梨県南都留郡鳴沢村長　渡辺僖一外千六百三十二名提出

戰犯者の減刑に関する請願
第九七七号　山梨県北巨摩郡安都那村箕輪　原いく子外百五十七名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戰犯者釈放に関する請願（第五三八号）
（第八四三号）
（第九一七号）
（第九一八号）
（第九五一号）
（第九七七号）

右の請願は内閣に送付するを要するものと議決したので、内閣総理大臣に対し、いまなお服役生活を余儀なくされている戰犯者およびその家族の心情は察するに余りがあり、一方これら戰犯者の行為の責任は国民の負うべきものであるから、講和條約批准の時を期して、戰争犯罪者の釈放方につき最善の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳町に簡易裁判所設置の請願（第九一七号）

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名

右の請願は北海道千歳町は、支笏、洞爺国立公園の中心観光地として、また連合軍米軍洲兵の大部隊進駐地として、さらに民間航空再開による北海道唯一の空港開設によつて町の様相は全く国際的都市の形態をなし、これら国際的都市としての急激な発展に伴い犯罪の発生数も多いから、当町に簡易裁判所をすみやかに設置せられた

いとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者釈放に関する請願（第九一八号）

請願者　山梨県北都留郡棡原村　木下文喜外百二十三名

右の請願は

終戦以来すでに六年、ようやく講和の調印も無事に行われ、国民の大多数は明日への希望に燃えて懸命の努力を続けつつあるとき、戦犯者留守家族の心情を察せられ、すみやかに戦犯者の釈放に努力せられたい。なお山梨県北都留郡棡原村出身の木下武は終身刑で、巣鴨刑務所に服役中であるが、留守家族は極めて苦境にあるから、可及的速かにこれが釈放に努められたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人に関する問題については、充分調査の上、善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者釈放に関する請願（第九五一号）

請願者　山梨県南都留郡鳴沢村長　渡辺儀一外千六百三十二名

右の請願は

国民が久しく待望した講和條約も調印せられた今日、戦犯者小林定治及び留守家族は勿論他の戦犯者、留守家族についてもその心情を察せられ、これら戦犯者の釈放に努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、各個人の問題については充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の減刑に関する請願（第九七七号）

請願者　山梨県北巨摩郡安都那村箕輪　原いく子外百五十七名

右の請願は

請願者の夫原好三は、終戦当時ビルマに部隊長としていたため、責任者として部下の元中隊長二名と共に、終身刑の宣告を受け、現在巣鴨に服役しているが、長年にわたる物心両面の打撃によつて、本人はもとより家族の生活は誠に悲惨な状態であるから、これら戦犯者の減刑について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第二一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七七号　戦犯関係者の恩赦等に関する陳情

第一〇五号　戦犯者釈放等に関する陳情

第一八八号　全戦犯者恩赦に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十二月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第二号

戦犯関係者の恩赦等に関する陳情

第七七号　群馬県勢多郡富士見村原三郷　綿貫晴文提出

戦犯者釈放等に関する陳情

第一〇五号　東京都世田谷区世田谷三ノ二、〇九一　今村久子外二千五百五十一名提出

全戦犯者恩赦に関する陳情

第一八八号　高知市比島町　田内栄外六十二名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯関係者の恩赦等に関する陳情（第七七号）

陳情者　群馬県勢多郡富士見村原三郷　綿貫晴文

右の陳情は

対日講和條約を真に和解と信頼の講和條約とするために、在獄の戦犯者ばかりでなく一切の戦犯関係者、追放者を解除でき得る者は條約発効前に解除し他は恩赦または特赦によつて解除して、戦争に対するわずらいをなくした清々しい気分で新生日本を迎えることができるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者釈放等に関する陳情（第一〇五号）

陳情者　東京都世田谷区世田谷三ノ二、〇九一　今村久子外二千五百五十一名

右の陳情は

戦犯服役者達は対日講和條約に伴い、連合各国が大赦、特赦等の寛大なる処置をとられることに期待をかけて、またその家族もひたすら服役者が恩赦になる日を待ちわびているから、(一)すみやかな仮釈放有資格者の釈放、(二)講和成立に際しての大幅の特赦減刑、(三)外地服役者の内地帰還等の達成のため盡力されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

全戦犯者恩赦に関する陳情（第一八八号）

陳情者　高知市比島町　田内栄外六十二名

右の陳情は

現在巣鴨拘置所に服役中の戦犯高知市出身用内義雄の家庭は、女手ばかりで農業を営んでいるが、満四箇年にわたる苦闘のため、土地は荒れ家族も全く疲れ果てその惨状は見るに忍びないものがあるから、すみやかに救済保護の途を講ぜられたい。なお講和條約の調印を機会に、巣鴨に服役中の七百余名および比島にある六十名の死刑囚を始め在外服役中の三百五十名の戦犯について大幅な恩赦を実施するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、個人的の問題については、充分調査の上善処さるべきであるが願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七一一号、第七一二号、第七二二号、第七八一号、第九四一号

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第七九〇号　水あめの物品税撤廃に関する請願

第八二八号　ルース台風により災者の国税減免の請願

第八四八号、第九七〇号、第九七一号、第九八四号、第九九二号、第九九九号、第一〇〇〇号、第一〇三六号、第一〇九一号、第一一一三号、第一一一四号、第一一三一号、第一一五五号、第一二〇八号、第一二一〇九号、第一二一六号、第一二二七号、第一二二八号、第一二四七号、第一二五八号、第一二七一号、第一二七六号、第一二九一号　揮発油税軽減に関する請願

第八七一号、第九三五号、第九三六号、第九三七号、第九三八号、第九三九号、第九四〇号、第九四二号、第九四三号　たばこ小売の利益率引上げに関する請願

第一〇二一号　粗製しょう脳およびしょう脳原油の収納価格引上げに関する請願

第一〇五八号　水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願

第一一〇四号　中小企業の融資対策に関する請願

第一一二七号　国民金融公庫法中一部改正に関する請願

第一一二八号　社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第七一一号　名古屋市昭和区東畑町一ノ一〇　山田要次郎外八十名提出

第七一二号　名古屋市千種区振甫町三ノ一三　犬飼末吉外八十名提出

第七二二号　大阪市生野区猪飼野西四ノ九七　大山好夫外百三名提出

第七八一号　名古屋市昭和区東畑町一ノ一〇　山田要次郎外八十名提出

第九四一号　千葉県千葉郡鎌橋村小深　小島由太郎外六名提出

水あめの物品税撤廃に関する請願

第七九〇号　千葉市本千葉町五九千葉指導農業協同組合連合会長　日暮與一外十五名提出

ルース台風による災者の国税減免の請願

第八二八号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

揮発油税軽減に関する請願

第八四八号　東京都中央区日本橋室町二ノ二ノ三日通内全国通運協会内　早川愼一外一名提出

第九七〇号　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四足助貨物株式会社社長　宇井武夫提出

第九七一号　高知市種崎町五三　宮崎開作提出

第九八四号　長野県上伊那郡伊那町大字伊那四、八八二上伊那貨物自動車株式会社取締役社長　小池千里外二名提出

第九九二号　長野市大字南長野南県町六八五ノ四信濃運輸株式会社取締役社長　黒沢益五郎外二名提出

第九九九号　大分市大字大分一、五五五ノ二大分貨物運送株式会社取締役社長　橋本新一提出

第一〇〇〇号　東京都中央区銀座東一ノ二社団法人東京トラック協会長　河由葉幸司提出

第一〇三六号　福井市湊新町六四福井急行トラック株式会社取締役社長　耳椋初蔵外三名提出

第一〇九一号　神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄提出

第一一一三号　愛知県豊橋市花田町字東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信提出

第一一一四号　高知市西洋町七二高知県倉庫運送株式会社取締役社長　山崎充好外一名提出

第一一三一号　秋田市下中城町三社団法人秋田県貨物自動車協会長　中崎三郎外二名提出

第一一五五号　名古屋市中川区富船町四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社社長　板橋清蔵提出

第一二〇八号　大分市若松通り一四五大分食糧運送株式会社取締役社長　小原義仲提出

第一二〇九号　島根県那賀郡江津町大字郷田一、五一八ノ一一日本通運株式会社石見江津支店内　井上韓治提出

第一二一六号　別府市大字浜脇九七五ノ一〇東豊運送株式会社取締役社長　入坂善一郎提出

第一二一七号　山形市香澄町字大宝寺五〇九第一貨物自動車株式会社取締役社長　酒井久三郎提出

第一二一八号　長崎市五島町一四長崎食糧運輸株式会社取締役社長　田中七之助提出

第一二四七号　岐阜県吉城郡古川町大字上気多吉城運輸株式会社取締役社長　小瀬友吉外四名提出

第一二五八号　長崎県北松浦郡志佐町浦免一、〇五四北松貨物自動車運送株式会社取締役社長　福田万太郎提出

第一二七一号　愛媛県松山市二番町五七愛媛県自家用自動車組合内　鈴木真一提出

第一二七六号　横浜市西区高島通二ノ三〇東海運送株式会社取締役社長　中島為好提出

第一二九一号　福岡市極楽寺町三五福岡食糧輸送株式会社代表取締役　矢吹嘉康提出

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

第八七一号　兵庫県相生市那波九八八赤穂煙草商業協同組合内　松浦增治外十名提出

第九三五号　大阪市浪速区惠美須町一ノ一　福田安蔵外十七名提出

第九三六号　大阪市西淀川区姫島町四七三　柏原平太郎外二十名提出

第九三七号　京都府舞鶴市字竹屋九四　三上長司外十二名提出

第九三八号　京都市伏見区京町北七ノ一三ノ一　星野德一外七十五名提出

第九三九号　兵庫県加古川市加古川町寺家町加印煙草商業協同組合理事長　横山長治外三十六名提出

第九四〇号　兵庫県佐用郡佐用町佐用二三三ノ三　東豊治外三名提出

第九四二号　兵庫県神崎郡田原村西田原一、二三三北條煙草販売協同組合理事長　松岡栄四外百名提出

第九四三号　京都市左京区北白川堂ノ前町　森川新太郎外二十三名提出

粗製しょう脳およびしょう脳原油の収納価格引上げに関する請願

第一〇二一号　鹿児島県庁内南九州製脳協会連合協議会内　山門稻夫提出

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願
第一〇五八号　東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内澱粉糖協会内水あめぶどう糖物品税全廃期成同盟内　久米武外十四名提出
中小企業の融資対策に関する請願
第一一〇四号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
国民金融公庫法中一部改正に関する請願
第一一二七号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内　松沢隼人提出
社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願
第一一二八号　東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会長　谷口弥三郎提出
右四十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願（第七一一号、第七一二号、第七二二号、第七八一号、第九四一号）
請願者　名古屋市昭和区東畑町一ノ一〇　山田要次郎外八十名
請願者　名古屋市千種区振甫町三ノ一三　犬飼末吉外八十名
請願者　大阪市生野区猪飼野西四ノ九七　大山好夫外百三名
請願者　名古屋市昭和区東畑町一ノ一〇　山田要次郎外八十名
請願者　千葉県千葉郡犢橋村小深　小島由太郎外六名

右の請願は
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したものでも終戦当時満四十五歳以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時満四十五歳に満たない者は受給資格がないということは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対して受給資格を附与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水あめの物品税撤廃に関する請願（第七九〇号）
請願者　千葉市本千葉町五九千葉県指導農業協同組合連合会長　日暮與一外十五名

右の請願は
わが国財政経済の変革と輸入食糧の増加に伴い農家経済は窮乏の一途にあり、しかも甘しよでん粉を原料とする水あめ工業は雑穀の統制撤廃ならびに輸入砂糖の増加に基因して消費価格が暴落し深刻な打撃を受け操業不可能な実情にあるから、水あめに対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による災者の国税減免の請願（第八二八号）
請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信

右の請願は
今次ルース台風による鹿児島県下の災者は、農漁村民を始めとして、県民の約六割が農作物、生産資材、家屋等に大小の被害を受け、その上数年来の重なる災害により、その担税力は最悪の状態にあり、この苦境に際しての租税の減免の実施にあたつては、十分なる調査の上、実状に即した減免をなすとともに、過年度分についても温情的寛大な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減に関する請願（第八四八号、第九七〇号、第九八四号、第九九二号、第九九九号、第一〇〇〇号、第一〇三六号、第一〇九一号、第一一一三号、第一一一四号、第一一三二号、第一一五五号、第一一〇八号、第一一二〇九号、第一一二一六号、第一二一七号、第一二一八号、第一二四七号、第一二五八号、第一二七一号、第一二七六号、第一二九一号）
請願者　東京都中央区日本橋室町二ノ二ノ三日通内全国通運協会内　早川愼一外一名
請願者　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四足助貨物株式会社々長　宇井武夫
請願者　高知市種崎町五三　宮崎開作
請願者　長野県上伊那郡伊那町大字伊那四、八八二上伊那貨物自動車株式会社取締役社長　小池千里外二名
請願者　長野市大字南長野南県町六八五ノ四信糧運輸株式会社取締役社長　黒沢益五郎外二名
請願者　大分市大字大分一、五五ノ二大分貨物運送株式会社取締役社長　橋本新一
請願者　東京都中央区銀座東一ノ二社団法人東京トラック協会長　河由巽幸司
請願者　福井市湊新町六四福井急行トラック株式会社取締役社長　江椋初蔵外三名
請願者　神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄
請願者　愛知県豊橋市花田町字東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信
請願者　高知市西洋町七二高知県倉庫運送株式会社取締役社長　山崎充好外一名
請願者　秋田市下中城町三社団法人秋田県貨物自動車協会長　中崎三郎外二名
請願者　名古屋市中川区富船町四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社々長　板橋清蔵
請願者　大分市若松通り一四五大分食糧運送株式会社取締役社長　小原義仲
請願者　島根県那賀郡江津町大字郷田一、五一八ノ一一日本通運株式会社石見江津支店内　井上韓治
請願者　別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社取締役社長　八坂善一郎
請願者　山形市香澄町字大宝寺五〇九第一貨物自動車株式会社取締役社長　酒井久三郎
請願者　長崎市五島町一四長崎食糧運輸株式会社取締役社長　田中七之助
請願者　岐阜県吉城郡古川町大字上気多吉城運輸株式会社取締役社長　小瀬友吉外四名
請願者　長崎県北松浦郡志佐町浦免一、〇五四北松貨物自動車運送株式会社取締役社長　福田万太郎
請願者　愛媛県松山市二番町五七愛媛県自家用自動車組合内　鈴木真一
請願者　横浜市西区高島通二ノ三〇東海運送株式会社取締役社長　中島為好

請願者　福岡市極楽寺町三五福岡食糧輸送株式会社代表取締役　矢吹荒蔵

右の請願は
諸産業ならびに貿易の進展に伴い、貨物運送および旅客サービスの輸送需要は逐次増大の一途にある。しかして自動車燃料の石油事情も好転して産業、文化の動脈であるトラック、バスおよび乗用車等の全自動車の運送を通じ、電気、ガスと同様に国民経済生活上必要不可欠の動力源である。揮発油が本年に入つて二回も値上げされ、しかも高額なガソリン税を賦課されているのでガソリン消費者はその負担に堪えず、ひいては産業の振興、民生の安定を阻害する結果となるから、揮発税については、電気、ガス税並びに一割程度の低率課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ小売の利益率引上げに関する請願（第八七一号、第九三五号、第九三六号、第九三七号、第九三八号、第九三九号、第九四〇号、第九四二号、第九四三号）

請願者　兵庫県相生市那波九八八赤穂煙草商業協同組合内　松浦増治外十名

請願者　大阪市浪速区恵美須町一ノ一　福田安蔵外十七名

請願者　大阪市西淀川区姫島町四七三　柏原平太郎外二十名

請願者　京都府舞鶴市字竹屋九四　三上長司外十二名

請願者　京都市伏見区京町北七ノ一三ノ一　星野徳一外七十五名

請願者　兵庫県加古川市加古川町寺家町加印煙草商業協同組合理事長　横山長治外三十六名

請願者　兵庫県佐用郡佐用町佐用二三三ノ三　東豊治外三名

請願者　兵庫県神崎郡田原村西田原一、二三三北條煙草販売協同組合理事長　松岡栄四外百名

請願者　京都市左京区北白川堂ノ前町　森川新太郎外二十三名

右の請願は
電気、ガス、運賃等の値上りによつて、たばこ小売の営業経費の増加をきたしているからたばこ小売の利益率を一割にされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

粗製しよう脳およびしよう脳原油の収納価格引上げに関する請願（第一〇二一号）

請願者　鹿児島県庁内南九州製脳協会連合協議会内　山門稲夫

右の請願は
昭和二十六年八月一日に発表された粗製しよう脳およびしよう脳原油の収納価格は、昭和二十四年五月の告示価格に比し、約一割五分の引上げにすぎず、原料、労銀、資材等の価格が当時の十割以上値上りしている現状において、事業の運営も困難な事情にあるから、これら収納価格引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願（第一〇五八号）

請願者　東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内澱粉糖協会内　水あめぶどう糖物品税全廃期成同盟内　久米武外十四名

右の請願は
水あめ、ぶどう糖に課せられている物品税は、国内資源で賄える甘味給源の需要を減退せしめるとともに、農業政策的見地から見ても、極めて悪税であるから、政府はすみやかに業界の実情を調査して水あめ、ぶどう糖の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の融資対策に関する請願（第一一〇四号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は
中小企業の金融は極度に窮迫しているが、これに対する政府の今回の施策は、その中の少数の限られた範囲のものに過ぎない。地方自治体としては、これ等範囲外の企業者に対する救済策を講じているが、地方自治体の財政現状では、需要を充たすことができない実情であるから、政府は信用組合に対する預金部資金の導入、あるいは国民金融公庫の資金わくの拡大等の方法により、すみやかに有効適切な対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民金融公庫法中一部改正に関する請願（第一一一七号）

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は
国民金融公庫に対して今次の補正予算で十億円の出資と資金運営部より二十億円が出され、資金量は計九十億円となるが、まだ需要の三十パーセントに満たないから、近い将来に五十億円を追加せられるとともに公庫の役職員の待遇を同じ政府機関である開発銀行、輸出銀行、復金等の役職員と同じ待遇に改め、充分機能が発揮できる処置を講ずるため国民金融公庫法中の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願（第一一二八号）

請願者　東京都千代田区神田殿河台二ノ五日本医師会長　谷口弥三郎

右の請願は
社会保険診療収入に対する所得課税について国税局の採れる現行取扱は不当課税に陥りやすく、ひいては社会保険制度の円満なる施行を妨げることともなるから、今後医業所得について適正なる収支実額調査を行わない者に対しては、保険診療収入と自由診療収入とを別々に調査し、これに対し各々適正なる所得標準率（保険診療報酬に付いては少くも十五パーセント以下）を作成適用してそ

の課税所得金額を算出せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六六号　ラジオ受信機等の物品税免除に関する陳情

第二六三号　火災保険料率低減に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

ラジオ受信機等の物品税免除に関する陳情

第一六六号　東京都澁谷区向山町五三日本電気通信工業連合会内　石坂泰三外四名提出

火災保険料率低減に関する陳情

第二六三号　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

ラジオ受信機等の物品税免除に関する陳情（第一六六号）

陳情者　東京都澁谷区向山町五三日本電気通信工業連合会内　石坂泰三外四名

右の陳情は

現在ラジオは、新聞と同じく国民生活に占める重要度合からみても当然ミシン、自転車と同じく免税されるべきものと思うが、これに化粧品、運動用具等と同じ一割の課税がなされているのは不合理であるから、ラジオ受信機に対する物品税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

火災保険料率低減に関する陳情（第二六三号）

陳情者　青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内　神山隆文

右の陳情は

わが国は可燃性建築物と気象的悪條件にわざわいされ日夜火災による惨害を繰り返しているが、これが相互救済の社会政策である火災保険が先進諸国に比していちじるしく低調であるのは国民の火災保険に対する認識不足と保険料率の高率によるから、民生安定のため、欧米先進国の例にならつて火災保険料率を低減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二一号　寒冷地帯の学校屋内運動場建設費に関する請願

第一一二号　学校給食廃止反対に関する請願

第一二五号　学校給食法制定に関する請願

第一二六号、第五三七号、第五三三号、第五五四号、第六三四号、第七七五号、第一一八二号　学校給食継続実施に関する請願

第一三二号、第一三三号、第一三四号、第二六九号、第七二〇号、第九一四号、第九七八号　六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願

第一三五号、第五六八号、第七七六号、第二六八号　公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願

第一三六号、第九九五号　私立学校振興助成に関する請願

第二二四号　富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造等に関する請願

第二五〇号　日本国創立記念日制定に関する請願

第三四六号　私立学校共済組合法制定に関する請願

第四七一号　六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願

第四七二号　結核教職員の休職期間延長に伴う国庫補助増額の請願

第五三三号、第一〇六四号　教職員の行政整理等に関する請願

第五三五号　六・三制学校教育堅持に関する請願

第五三六号　へき地の教育振興に関する請願

第五五二号、第六〇四号　教職員の行政整理に関する請願

第六三三号　六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

第六三五号　小学校老朽校舎改築費国庫負担に関する請願

第六七八号　戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願

第七一三号　九州大学農学部農業工学科に干拓工学講座設置の請願

第七二七号　教育財政確立等に関する請願

第七四〇号　福岡市立月隈小学校移転工事費国庫補助に関する請願

第七七四号、第八四四号、第八六六号　寒冷地帯の中学校屋内運動場建設費に関する請願

第七七七号　高等学校定時制教育振興に関する請願

第八六七号　六・三制校舎整備費国庫補助に関する請願

第九一三号、第九九四号、第一〇六五号　六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願

第九九三号　教科書無償配布に関する請願

第一〇四五号　上田城跡の国宝編入に関する請願

第一〇六六号　ルース台風による公立学校災害復旧費全額国庫負担等の請願

第一一〇〇号、第一一九二号　六・三制教育確立に関する請願

第一一一六号　小中学校教職員の行政整理反対に関する請願

第一一七三号　六・三制教育確立等に関する請願

第一一八一号　六・三制教育施設整備に関する請願

第一一九〇号　教職員の定員確保に関する請願

第一一九一号　義務教育費国庫負担制度確立に関する請願

第一二五一号　小学校舎増改築費国庫補助等に関する請願

第一二五二号　学校給食法制定等に関する請願

第一二五三号、第一二六八号　富山大学文理学部経済学科の学部昇格に関する請願

第一二五六号　宮廷雅楽保存育成に関する請願

第一二六三号　六・三制教育確立促進等に関する請願

第一二七三号　教職員の行政整理反対等に関する請願

第一二七四号　静岡大学工学部に電子工学科新設の請願

第一二八八号　私立学校のルース台風災害復旧費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第一号

寒冷地帯の学校屋内運動場建設費に関する請願

第二一号　名古屋市議会議長　横井恒次郎提出

学校給食廃止反対に関する請願

第一一二号　静岡県伊東市立西小学校内　飯島謙吾外三名提出

学校給食法制定に関する請願

第一一五号　岡山県都窪郡茶屋町小学校内　天野凱男外十一名提出

学校給食継続実施に関する請願

第一二六号　宮城県仙台市商工会議所内仙台市立中学校父母教師会連合会内　牛沢健次郎提出

第五三七号　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎提出

第五五三号　宇都宮市塙田町栃木県教育委員会内　篠崎源蔵提出

第五五四号　和歌山県那賀郡東貴志村大字井ノ口一、四七三　米田岩治外六千九百二十六名提出

第六三四号　岩手県議会議長　村上順平提出

第七七五号　鳥取県鹿野町街道筋鳥取県学校給食推進協議会内　巽一雄外一名提出

第一一八二号　東京都台東区北稲荷町四四下谷小学校内　塩沢常信外十万八千百九十二名提出

六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願

第一三二号　栃木県日光町長　伊藤敏次郎提出

第一三三号　長野県下伊那郡山吹村長　中平修一外百三十六名提出

第一三四号　秋田県議会議長　渥谷倉蔵外四十名提出

第二六九号　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外九千八百六十二名提出

第七二〇号　宮城県仙台市長　岡崎栄松外九百四十九名提出

第九一四号　東京都千代田区霞ヶ関三文部省内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三提出

第九七八号　長野県議会議長　片桐知従外九名提出

公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願

第一三五号　福島県伊達郡伏黒村立伏黒中学校内　菅野耕三外二百三十五名提出

第二六八号　福島県北会津郡永和中学校内　福島政治外百二十七名提出

第五六八号　福岡県三井郡善導寺村　秋山義治提出

第七七六号　鳥取県東伯郡倉吉町鳥取県立倉吉農業高等学校内　永見勇外十七名提出

私立学校振興助成に関する請願

第一三六号　東京都北区中里町三五三女子聖学院内　小田信人外三百二十五名提出

第九九五号　福岡市警固本通二筑紫女学園内福岡県私立中学高等学校協会内　水月文英掘出

富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造等に関する請願

第二二四号　富山県中新川郡浜川町高月富山県水産教育振興会内　八尾菊次郎外三名提出

私立学校共済組合法制定に関する請願

第三四六号　大阪市浪速区日本橋三丁目大阪私学教員組合内　前川忠行提出

六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願

第四七一号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出

結核教職員の休職期間延長に伴う国庫補助増額の請願

第四七二号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出

教職員の行政整理等に関する請願

第五三三号　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎提出

六・三制学校教育堅持に関する請願

第五三五号　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎提出

へき地の教育振興に関する請願

第五三六号　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎提出

高等学校定時制教育振興に関する請願

第七七七号　京都府庁教育委員会内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外四十一名提出

第五五二号　栃木県宇都宮市塙田町栃木県教育委員会内　篠崎源蔵提出

六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

第八六七号　島根県出雲市長　秋山繁樹外八名提出

六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願

第九一三号　長野県下伊那郡清内路村長　原貞治郎外百三十名提出

第九九四号　東京都新宿区役所内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三提出

第一〇六五号　山口市長　山下太郎外一名提出

第一〇六六号　山口市長　山下太郎外一名提出

教科書無償配布に関する請願

第九九三号　東京都千代田区五番町五教科書懇和会内　河村繁雄提出

上田城跡の国宝編入に関する請願

第一〇四五号　長野県上田市長　水野鼎蔵君提出

ルース台風による公立学校災害復旧費全額国庫負担等の請願

第一〇六六号　山口市長　山下太郎外一名提出

六・三制教育確立に関する請願

第一一〇〇号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

第一一九二号　福島県相馬郡原町福島県中学校長会内　牛渡整提出

小中学校教職員の行政整理反対に関する請願

第一一一六号　山梨県北巨摩郡菲崎町二、二七二　浅川耕三外五名提出

六・三制教育確立に関する請願

第一一七三号　岐阜県関市岐阜県連合育友会内　村瀬俊二提出

六・三制教育施設整備に関する請願
第一一八一号　京都府船井郡園部町園部　田中精三郎外千百五十二名提出
教職員の定員確保に関する請願
第一一九〇号　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠徳外二名提出
義務教育費国庫負担制度確立に関する請願
第一一九一号　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠徳外二名提出
小学校舎増改築費国庫補助等に関する請願
第一二五一号　岡山県御津郡宇甘西村長　河原澄衛外三百三十九名提出
学校給食法制定等に関する請願
第一二五二号　大阪市生野区新今里町一ノ一〇六近畿二府四県学校給食推進協議会内　後藤賢延提出
富山大学文理学部経済科の学部昇格に関する請願
第一二五三号　富山市蓮町富山大学内　大野喜正外二名提出
第一二六八号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎外三名提出
宮廷雅楽保存育成に関する請願
第一二五六号　東京都千代田区大手町二ノ六民族音楽協会内　桝源次郎外三名提出
六・三制教育確立促進等に関する請願
第一二六三号　高知市五台山二、四五二　刈谷幸一外二十六万二百三十一名提出
教職員の行政整理反対等に関する請願
第一二七三号　岩手県岩手郡御堂村久保小中学校P・T・A会内　帷子喜介外百四十四名提出
静岡大学工学部に電子工学科新設の請願
第一二七四号　静岡県浜松市追分町静岡大学工学部電気工学教室　山田次郎提出
私立学校のルース台風災害復旧費国費補助に関する請願
第一二八八号　東京都千代田区神田三崎町二ノ三四日本私学団体総連合会内　呉文炳外一名提出

右六十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

寒冷地帯の学校屋内運動場建設費に関する請願（第二一一号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

北海道および東北地方の積雪寒冷地帯の中、小学校屋内運動場の建設費は、現在少額ながらも起債ならびに国庫補助の対象となつている。しかるに北信地方のかなり広範囲な部分においては、積雪は比較的少いが、寒気の厳しさは北海道および東北地方におとらず冬季は中、小学校生徒の屋内運動は全く不可能であるにもかかわらず屋内運動場の建設費について何らの財政的措置が講ぜられていないため、六・三制学校整備費用の負担にあえぐ市財政のひつ迫に拍車を加えている現状であるから、当該地方の特殊的環境を認識せられて、小学校屋内運動場建設費については積雪地帯同様起債ならびに国庫補助の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食廃止反対に関する請願（第一一二号）

請願者　静岡県伊東市立西小学校内　飯島謙吾外三名

右の請願は

今般政府においては、学校給食廃止の意向と聞くが、学校給食が新教育の一環として著大な効果を挙げていることは多言を要しない事実であり、多数の児童および父兄も継続を希望しているから、昭和二十六年度補正予算および二十七年度以降においても学校給食を継続できるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定に関する請願（第一二五号）

請願者　岡山県都窪郡茶屋町小学校内　天野凱男外十一名

右の請願は

学校給食が実施されてから児童の心身の発育はいちじるしいものがあるが、給食については、何等の法的根拠がないため、給食の種類、人的の処置、設備の衛生管理、経費の支出、運営の方法等がまちまちであるから学校給食法を制定して、学校における給食を必置のものとされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食継続実施に関する請願

請願者　宮城県仙台市商工会議所内仙台市小中学校父母教師会連合会内　半沢健次郎（第一二六号）

請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎（第五三七号）

請願者　宇都宮市塙田町栃木県教育委員会内　篠崎源蔵（第五五三号）

請願者　和歌山県那賀郡東貴志村大字井ノ口一、四七三　米田岩治外六千九百二十六名（第五五四号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第六三四号）

請願者　鳥取市鹿野町街道筋鳥取県学校給食推進協議会内　巽一雄外一名（第七七五号）

請願者　東京都台東区北稲荷町四四下谷小学校内　塩沢常信外十万八千九十二名（第一一八二号）

右の請願は

学校給食実施以来五年、児童の身体的精神的両方面ともにいちじるしい効果を収め、教育上真に欠くことのできない重要施設として認められるに至つた。しかしガリオア資金の打切り、独立後の国際情勢の変化等によつて、文部、大蔵当局のしばしばの声明に反する結果となる場合をおそれ、学校給食の継続実施ができるよう、適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願

請願者　栃木県日光町長　伊藤敏次郎（第一三二号）

請願者　長野県下伊那郡山吹村

長　中平修一外百三十六名（第一三三号）
請願者　秋田県議会議長　澁谷倉蔵外四十名（第一三四号）
請願者　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外九千八百六十二名（第二六九号）
請願者　宮城県仙台市長　岡崎栄松外九百四十九名（第七二〇号）
請願者　東京都千代田区霞ヶ関三文部省内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三（第九一四号）
請願者　長野県議会議長　片桐知従外九名（第九七八号）

右の請願は本町は義務教育完成のため六・三制施設の整備に努力してきたが、地理的特殊事情により未だ中学校の独立校舎も整わず、町財政もこ渦にひんしているから、補助費の大幅増額、および起債わくの拡大等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願

請願者　福島県伊達郡伏黒村立伏黒中学校内　菅野耕三外二百三十五名（第一三五号）
請願者　福島県北会津郡永和中学校内　福島政治外百二十七名（第一三六号）
請願者　福島県三井郡善導寺村　秋山義治（第五六八号）
請願者　鳥取県東伯郡倉吉町鳥取県立倉吉農業高等学校内　永見勇外十七名（第七七六号）

右の請願は地方公務員に関する基本法たる地方公務員法第五十七條において、公立学校事務職員を教職員として保護規定しているにかかわらず、教育公務員特例法において教育公務員として認めないことは不合理であるから、すみやかに公立学校事務職員が一般教員同様教育公務員特例法の適用を受けられるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立学校振興助成に関する請願

請願者　東京都北区中里町三五三女子聖学院内　小田信人外三百二十五名（第一三六号）
請願者　福岡市鷺固本通二筑紫女学園内福岡県私立中学高等学校協会内　水月文英（第九九五号）

右の請願は文部省は昭和二十七年度私学振興予算として十三億二千万円余を計上し、大蔵省および国会に折衝中とのことであるが、わが国教育の振興と私学の充実発展のために、本要求が貫徹されるよう、特別の配慮を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造等に関する請願（第二二四号）

請願者　富山県中新川郡浜川町高月富山県水産教育振興会内　八尾菊次郎外三名

右の請願は遠洋漁業の指導と水産技術者育成のために、富山県立水産高等学校に遠洋漁業練習船の建造と遠洋漁業科および製造研究科の新設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立学校共済組合法制定に関する請願（第二四六号）

請願者　大阪市浪速区日本橋三丁目大阪私学教職員組合内　前川忠行

右の請願は昨年の国会に上程を予想された公立学校共済組合に準ずる私立学校共済組合法案は、その裏付となる予算の削除により葬り去られたが、私立学校教職員の給與は国家ならびに地方公務員のベースに比して二、三割方低額であり、しかも福祉厚生に関しては全くかえり見られていない現状であるから、本法案の再上程を図るとともにすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願（第四七一号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は六・三制の実施は、幾多の困難を克服して育成されてきたが、いまだ二部授業、超過収容借用教室等の実情にあるから、六・三制建築補助費等に要する経費を、文部省の要求額通り八十六億四千万円に本年度補正予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核教職員の休職期間延長に伴う国庫補助増額の請願（第四七二号）

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治

右の請願は本県においては、教職員の結核休職者がますます増加の傾向にあるので、結核ぼく滅対策委員会を設置し、努力中であるが、教育公務員特例法、第十四條第一項に「但し任命権者において特に必要があると認めるときは予算の範囲内において、その休職期間を三年まで延長することができる」と但し書を加えているが現在患者について調査すると二年では完全治ゆに至らない実情であるから三年まで休職期間を延長実施したいが、地方財政のひつ迫下においては実施困難であるから、結休期間三箇年実施に伴う国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の行政整理等に関する請願（第五三三号）

請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎

右の請願は
今回の行政整理に伴い、教職員の整理が話題にのぼつているが、教育は文化国家建設の基礎であるから、(一)一般公務員とは別途に合理的算定規準による必要員数の確保、(二)地方の財政事情に応ずる国庫負担金制度の確立、(三)学校施設整備充実ならびに教職員の給與改善のための本年度平衡交付金の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校教育堅持に関する請願（第五三五号）

請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎

右の請願は
最近六・三制か六・二制かの問題が論議されていることは、平和国家建設途上のわが国の前途に暗影を投ずるものとして、真に憂慮にたえないが、文化国家を以て任ずる以上義務教育の九年は最低年限であり、六・三制は青年前期から後期への変動機を混乱からまもるものである。しかして、学力低下は教育内容の整備とともに向上するものであり、また国家財政上六・二制をとつても大した節約とならないから六・三制を堅持せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

へき地の教育振興に関する請願（第五三六号）

請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三三四　三重県P・T・A連絡協議会内　森田善次郎

右の請願は
へき地における、優良教員および定数を確保することは、文化国家建設の上から必要事である。しかるにへき地においては、教員の定着性が乏しくまた無資格者が多く、教育的に低下をきたし憂慮にたえない実状にあるから、教員の優遇と安定の策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の行政整理に関する請願（第五五二号）

請願者　栃木県宇都宮市塙田町　栃木県教育委員会内　篠崎源蔵

右の請願は
この請願の趣旨は、第五三三号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費の国庫補助に関する請願（第六三三号）

請願者　北海道網走郡美幌町　長　豊田義之輔

右の請願は
六・三制学校建築費の国庫補助は、昭和二十六年度当初予算をもつて打ち切られる由伝えられているが、戦時中の建築不能と、戦後の六・三制実施によつて、全国の学校施設はいちじるしい不備状態にあるから、(一)六・三制学校建築費国庫補助の補助単価を坪二万五千円に増額すること、(二)〇・七坪に達しない不足分整備のため補助予算を継続すること、(三)危険校舎の改築に対し補助の途を開くこと等について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校老朽校舎改築費国庫負担に関する請願（第六三五号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は
岩手県における小学校の内、六十校以上は、長年月を経過し腐朽はなはだしく、このまま放置するときは児童の学習および保健衛生上に遺憾の点が多いばかりでなく、危険な状態にあるから、老朽校舎改築に対する国庫補助の途をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州大学農学部農業工学科に干拓工学講座設置の請願（二通）（第七一三号）

請願者　福岡市箱崎町農業土木学会九州支部内　田町正誉外一名

右の請願は
戦後わが国にとつて唯一の国土拡張事業である干拓は、九州海岸において最も歴史が古く現在も続けて行われているが、工事方法が幼稚なため年々数億の費用を投じながら失敗を繰り返していることは国費の損失となるばかりでなく世界の技術界に対しても恥であるから、これが研究と技術者養成のため、最も地の利を得た九州大学農学部農業工学科に干拓工学講座を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡市立月隈小学校移転工事費国庫補助に関する請願（第七四〇号）

請願者　福岡市議会議長　高丘稔外一名

右の請願は
福岡市立月隈小学校は占領軍の最重要基地板付飛行場の南端附近に位置し、離着陸の際の爆音により長時間にわたり授業の進行を不可能にし、しか

も校舎すれすれの低空飛行には全く危険感を禁じ得ない実情にあり、本校々舎の移転を目下計画中であるが、窮迫せる市財政を以つてしては負担にたえないから、国庫補助によりすみやかな移転を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒冷地帯の中学校屋内運動場建設費に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡渡村大字森岡　本下周治外四十二名（第七七四号）

請願者　鳥取県気高郡湖山村長　上山時次郎外八名（第八八六号）

請願者　鳥取市東町鳥取市中学校P・T・A連合会内　倉光四郎（第八四四号）

右の請願は

鳥取県の積雪寒冷地帯の中学校生徒は山陰特有の気候環境によつて冬季は天候が恵まれないので、教室体操、廊下集合等を行い、屋内団体訓練の機会を逸し、最も重要な発育段階にある時期を無為に過しているから、寒冷地帯における中学校屋内運動場建設費については積雪寒冷単作地帯の臨時措置法と同ような特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育振興に関する請願（第七七七号）

請願者　京都府庁教育委員会内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外四十一名

右の請願は

日本民主化の基礎は、一に懸つて男女青年教育の普及徹底にある。とくに全日制高等学校に入学できない勤労青年を対象とする、定時制高等学校の課程を充実完成することは最も喫緊な要務であるから、（一）定時制教育制度の強化拡充を図ること、（二）定時制教育財政の増強を図ること、（三）定時制教育振興方策を確立すること等をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制校舎整備費国庫補助に関する請願（第八六七号）

請願者　島根県出雲市長　森山繁樹外八名

右の請願は

六・三制整備事業は、教育に対する政府の深い理解と非常な盡力によつて着々充実されつつあるが、いまだ完成をみる段階に至つていないから、明年度以降もこの事業に対する国庫補助ならびに起債等について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願

請願者　長野県下伊那郡清内路村長　原貞治郎外百三十名（第九一三号）

請願者　東京都新宿区役所内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三（第九九四号）

請願者　山口市長　山下太郎外一名（第一〇六五号）

右の請願は

新学制発足以来幾多難問題に直面しながらも六・三制教育施設の整備に努力してきたが、未だ完成に程遠く、ことに朝鮮動乱による工事単価の急騰、六・三制起債額の減額等義務教育の前途は寒心にたえないから、（一）補助単価の大幅引き上げ、（二）六・三制起債は補助額と同額以上を確保すること、（三）老朽校舎の増改築に対する国庫補助および起債を大幅に認めること、（四）認証外工事に対して国庫補助を認め六・三制建築国庫補助を継続すること、（五）生徒一人当坪数〇・七坪を小学校〇・九坪、中学校一・二坪を最低基準とすること、（六）寒冷積雪地帯の屋内体操場を大幅に認めること、等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教科書無償配布に関する請願（第九九三号）

請願者　東京都千代田区五番町五教科書懇和会内　河村敏雄

右の請願は

本年度は小学校一年生用教科書の一部につき無償配布が実施されたが、その方法において発行業者に金融上非常に無理を與える結果を生じ、四月までに回収せらるべき代金が九月に到つても未だ完済されない状況である。昭和二十七年度においてもさらに、これを拡充実施されるよしであるが、前記の欠点の除去せられない限り、業者は教科書の発行をなし得ない状況にあるから、（一）教科書代金の全額国家負担、（二）代金は一括して発行会社へ支拂うこと、（三）三月供給時に支拂うよう予算計上を行うこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上田城跡の国宝編入に関する請願（第一〇四五号）

請願者　長野県上田市長　水野鼎蔵

右の請願は

天正十一年真田昌幸が築城した上田城は、歴史の資料として貴重なもので重要文化財の価値をもつている。わが国の文化財の多くが戰災によつて焼失し、また不慮の焼失等もあつて、文化財保存の声が高いおりから、上田城跡を国宝に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による公立学校災害復旧費全額国庫負担等の請願（第一〇六六号）

請願者　山口市長　山下太郎外一名

右の請願は

本年十月十四日深更より翌十五日未明にわたり山口県を通過したルース台風は、風速、降雨量とも近来に

る驚異的数字を残して、県下全域にわたつて悲惨な大災害をじやつ起し、その被害額においてもデラ、キジヤ台風の数倍に達する額を示した。なかでも公立学校の災害においては十億円余に達しこのため生ずる教育運営上の障害は深刻なものがあるから、すみやかにこれが窮状打解の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育確立に関する請願

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第一一〇〇号）

請願者　福島県相馬郡原町福島県中学校長会内　牛渡整（第一一九二号）

右の請願は

政府ならびに関係各方面の努力により、六・三制教育がようやくその結実をみようとするとき、六・三制建築補正予算は、政府の審議において半額を削減せられ、また政府、国会の一部において六・二制とする短縮論があると聞くのははなはだ遺憾である。講和会議の終了した今日、国民の基礎教育であり、新日本建設の成否にかかわる重大問題であることを再確認し、六・三制の完全実施のため万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小中学校教職員の行政整理反対に関する請願（第一一二六号）

請願者　山梨県北巨摩郡韮崎町二、二七二　浅川耕三外五名

右の請願は

山梨県は、山間に小校が散在しているため、小中学校教員数を現在より減少することは、本県の実状と教育の特殊性とにかんがみ学校経営上非常に困難をきたすから、現在員数より減少しないよう格段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育確立に関する請願（第一一七三号）

請願者　岐阜県関市岐阜県連合育友会内　村瀬俊二

右の請願は

六・三制教育制度の充実強化は、平和国家、文化国家建設の基礎となるものであるから、（一）六・三制教育制度を堅持すること、（二）教員の行政整理は避けること、（三）義務教育費国庫負担制度を確立すること、等の実現を図られるとともに、学校給食が継続実施できるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育施設整備に関する請願（第一一八一号）

請願者　京都府船井郡園部町園部　田中精三郎外千百五十二名

右の請願は

六・三制教育施設の充実を図るため、（一）保有基準坪数を一人当り中学校一・二坪小学校〇・九坪に引き上げること、（二）不正常授業を解消するため〇・七坪未満の整備を行うこと、（三）小学校の老朽校舎を改築補修するための予算化を図ること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の定員確保に関する請願（第一一九〇号）

請願者　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠徳外二名

右の請願は

最近一般公務員の人員整理と同時に教職員の減員を行うよしであるが、教育の仕事は一般公務とはその性質を異にし、現在においても大きな支障があるのに、この上の減員は教育の弱体化を招来し憂慮される事態に陥ると思われるから、（一）個性の伸長には一学級五十名の担任を限度とする、（二）女教員の多い現状ではその特殊性からくる故障のため教育能率に影響が多い上、休養を要する教職員が増加している、（三）社会教育のため相当の負担をもつている、（四）戦後の不完全な施設に堪えてようやく前途に光明を認め今後の成果の期待される時である等の見地より現在の定員を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担制度確立に関する請願（第一一九一号）

請願者　福島県相馬郡中村町福島県小学校長会内　鈴木忠徳外二名

右の請願は

義務教育は憲法上の国民の義務であり、国がこれに対して最終的責任を負うことは当然の責務である。しかるに地方財政平衡交付金制度下においては、常に地方教育財政が不安定であるため、義務教育の将来はことに寒心にたえないから、国は義務教育に要する経費の合理的な算定基準を法律で定め、その最終的責任を国が負担すべきことを明らかにし、あわせて困難な地方財政を安定させるため、すみやかに国庫負担制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校令増改築費国庫補助等に関する請願（第一一五一号）

請願者　岡山県御津郡宇甘西村長　河原澄衛外三百三十九名

右の請願は

六・三制の発足によつて、その校舎の充実が先ず挙げられ、中学校々舎はまがりなりにも現在の状態にまで整備されたが、小学校々舎は心ならずも看過のやむなき状態で今日に至つているため、その大半は腐朽し、新改築を必要とする現状であるが、その新改築費については市町村の全額負担は現下諸般の情勢からして極めて困難であるから、小学校に対しても相当額の国庫補助と、これに伴う起債の拡大を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

こに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定等に関する請願（第一二五二号）

請願者　大阪市生野区新今里町一ノ一〇六近畿二府四県学校給食推進協議会内　後藤賢延

右の請願は

学校給食は、終戦後連合国の援助と政府の指導奨励によつて発展を遂げ、いまや全国学童の七十五パーセントに実施されて着々その教育的効果をあげているが、現状に満足することなくさらにこれを全国学童に実施するために、(一)学校給食の継続、(二)学校給食に対する国家予算の計上等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山大学文理学部経済学科の学部昇格に関する請願

請願者　富山市蓮町富山大学内　大野喜正外二名（第一二五三号）

請願者　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎外三名（第一二六八号）

右の請願は

裏日本沿岸の多数大学の中における唯一の経済学科として、極めて重要な存在意義と使命をもつて発足した、富山大学文理学部経済学科は、当初より学部昇格への構想をもちながら、教授陣その他の事情からまだ実現されていないが、その後内容も日とともに着々と整い、いくたの困難な事情も打開されている実情に鑑み、学問的、経済社会的要請から、昭和二十七年度より、すみやかに、経済学科を経済学部に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮廷雅楽保存育成に関する請願（第一二五六号）

請願者　東京都千代田区大手町二ノ六民族音楽協会内　栫源次郎外三名

右の請願は

宮中儀式ならびに外国使臣招宴のため行われている宮廷雅楽は、わが国古典芸術の粋であるが、従来一般に公開される機会が少く、その芸術的文化的価値も認められないまま現在に至つている。しかるに宮内庁予算の縮少によつて廃滅の寸前にあるから、(一)雅楽研修所の設置、(二)雅楽の公開公演等宮廷雅楽保存育成の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育確立促進等に関する請願（第一二六三号）

請願者　高知市五台山二、四五二　刈谷幸一外二十六万二百三十一名

右の請願は

六・三教育制度の強化拡充を図るため、(一)義務教育費の国庫負担を実現すること、(二)教育費を含む平衡交付金を増額すること、(三)教職員の待遇改善および定員を確保すること、(四)学校給食を継続することなど同制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の行政整理反対等に関する請願（第一二七三号）

請願者　岩手県岩手郡御堂村久保小中学校P・T・A会内　帷子喜介外百四十四名

右の請願は

政府は、今回の行政整理に伴い、大量の教職員を整理せんとしているが、岩手県のような交通不便な地方においては、現在でさえ事故や病気欠勤等による授業不能が多く、これ以上の減員は教育上重大な問題を生ずるから、教職員の行政整理を取り止めむしろ待遇の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡大学工学部に電子工学科新設の請願（第一二七四号）

請願者　静岡県浜松市追分町静岡大学工学部電気工学教室　山田次郎

右の請願は

静岡大学工学部は、旧浜松工業専門学校の当時から、わが国電子工学の権威者高柳健次郎博士の指導の下にテレビジョンの研究および発展に盡しているから、明年から実現を予定されているわが国テレビジョン放送にそなえて、本大学工学部に電子工学科を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立学校のルース台風災害復旧費国庫補助に関する請願（第一二八八号）

請願者　東京都千代田区神田三崎町二ノ三四日本私学団体総連合会内　呉文炳外一名

右の請願は

ルース台風による私立学校の被害はじん大で、冬期と学年末を控え学徒の収容、学業の継続に重大な支障をきたしているから災害地私立学校の復旧に対し国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願特別報告第二号

日本国創立記念日制定に関する請願

第二五〇号　福島県郡山市金透小学校内　高島満提出

戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願

第六七八号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京都教育庁内東京都教育委員会内　川崎周一外三十四名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

日本国創立記念日制定に関する請願（第二五〇号）

請願者　福島県郡山市金透小学校内　高島満

右の請願は

わが国民の愛国心をかん養し、祖国再建の思想的基盤として、最も大きな意義をもつ、日本国創立記念日をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　堀越儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願（第六七八号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京都教育庁内東京都教育委員会内　川崎周一外三十四名

右の請願は

戦災都市の義務教育施設復旧の問題は、都市における人口増加の問題と二重にからみ合つて現在深刻な事態となつているから、これが打開のため、戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　堀越儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八号　六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する陳情（二通）

第一九号　六・三制教育施設整備費国庫補助増額に関する陳情

第三二号、第二三三号、第二三一号、第二三二号　六・三制教育確立に関する陳情

第三三号　新制中学校認証外建築費等国庫補助に関する陳情

第三八号　学校給食の予算措置に関する陳情

第五四号　学校給食継続に関する陳情

第六七号　教育財政確立等に関する陳情（七十五通）

第八四号　積雪寒冷単作地帯の中学校に屋内運動場建設の陳情

第一〇一号、第一一一号　教職員の行政整理等に関する陳情

第一〇三号、第一一〇号　六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する陳情

第一〇四号、第一一三号、第二三〇号　学校給食継続実施に関する陳情

第一〇七号　六・三制学校教育拡充強化に関する陳情

第一一四号　ルース台風による被害学校復旧費国庫補助の陳情

第一四〇号　神戸市に商船大学設置の陳情

第一九号　山陰地方の学校屋内運動場建設費に関する陳情

第二四九号　戦災学校復旧に関する陳情

第二六四号、第二七九号　教職員の定員確保に関する陳情

第二六五号　教職員の生活保証に関する陳情

第二八〇号　義務教育費国庫負担制度確立に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月　日

文部委員長　堀越儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第一号

六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する陳情（二通）

第一八号　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉外十七名提出

六・三制教育施設整備費国庫補助増額に関する陳情

第一九号　栃木県上都賀郡足尾町長　小林礼治提出

六・三制教育確立に関する陳情

第三二号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出

第二三三号　秋田県由利郡上浜村立上浜小学校内　池田隆司外九百四十名提出

第二三一号　秋田県河辺郡川添村長　堀井市蔵外二名提出

第二三二号　島根県那賀郡江東村都治　西尾信義外二千七百十一名提出

新制中学校認証外建築費等国庫補助に関する陳情

第三三号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出

第二三三号　秋田県由利郡上浜村立上浜小学校内　池田隆司外九百四十名提出

第二三一号　秋田県河辺郡川添村長　堀井市蔵外二名提出

第二三二号　島根県那賀郡江東村都治　西尾信義外二千七百十一名提出

新制中学校認証外建築費等国庫補助に関する陳情

第三三号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出

学校給食の予算措置に関する陳情

第三八号　兵庫県神戸市下田区駒ヶ林町二丁目二一ノ六　加藤清子外三千二十名提出

学校給食継続に関する陳情

第五四号　新潟県北魚沼郡小出町学校給食推進協議会内　高木健造外千百三十一名提出

教育財政確立等に関する陳情（七十五通）

第六七号　島根県飯石郡波多野村立波多野小学校内　佐々木逸行外二千百六十九名提出

積雪寒冷単作地帯の中学校に屋内運動場建設の陳情

第八四号　鳥取県西伯郡渡村大字森岡　木下周治外四十二名提出

教職員の行政整理等に関する陳情

第一〇一号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一一号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する陳情

第一〇三号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

学校給食継続実施に関する陳情

第一〇四号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一三号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

学校給食の予算措置に関する陳情

第三八号　兵庫県神戸市下田区駒ヶ林町二丁目二一ノ六　加藤清子外三千二十名提出

学校給食継続に関する陳情

第五四号　新潟県北魚沼郡小出町学校給食推進協議会内　高木健造外千百三十一名提出

教育財政確立等に関する陳情（七十五通）

第六七号　島根県飯石郡波多野村立波多野小学校内　佐々木逸行外二千百六十九名提出

積雪寒冷単作地帯の中学校に屋内運動場建設の陳情

第八四号　鳥取県西伯郡渡村大字森岡　木下周治外四十二名提出

教職員の行政整理等に関する陳情

第一〇一号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一一号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する陳情

第一〇三号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

学校給食継続実施に関する陳情

第一〇四号　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎提出

第一一三号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

第二三〇号　静岡県吉原市教育庁内　金森保治郎外十名提出

六・三制学校教育拡充強化に関する陳情

第一〇七号　大阪市生野区新今里町一ノ一〇六　後藤賢延外三名提出

ルース台風による被害学校復旧費国庫補助の陳情

第一一四号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　榊原文太郎提出

神戸市に商船大学設置の陳情

第一四〇号　神戸市生田区栄町四ノ二三栄ビル内全国商船学校十一会内　小山亮提出

山陰地方の学校屋内運動場建設費に関する陳情

第一九一号　鳥取市長　入江利外九名提名

戦災学校復旧に関する陳情

第二四九号　兵庫県姫路市長　石見元秀外二十二名提出

教職員の定員確保に関する陳情

第二六四号　山梨県甲府市朝気町七一二山梨県中小学校P・T・A連合会内　深沢小市郎外三万名提出

第二七九号　福島県白河市登町　小山久吉外七名提出

教職員の生活保障に関する陳情

第二六五号　山梨県甲府市朝気町七一二山梨県中学校P・T・A連合会内　深沢小市郎外二万五千名提出

義務教育費国庫負担制度確立に関する陳情

第二八〇号　福島県白河市登町　小山久吉外七名提出

右二十七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月　日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する陳情（二通）（第一八号）

陳情者　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉外十七名

右の陳情は

教育振興の基礎として六・三制学校校舎の整備が急務とされているが、枯渇した地方財政ではこれを実施することは困難であるから、（一）基礎単位〇・七坪を小学校校舎と関係なく中学校に適用算定して一・二坪程度に引き上げること、（二）六・三制起債のわくを補助金と同額にすること、（三）建築の補助単価を現下の物価実況に即すよう引き上げること等特別の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育施設整備費国庫補助増額に関する陳情（第一九号）

陳情者　栃木県上都賀郡足尾町長　小林礼治

右の陳情は

新教育制度による独立中学校の建築については、国家の方策として最大関心事である。しかるに、栃木県足尾町は、山狭地帯にあつて平坦地は少く、交通不便にして生活費は高く、労賃および資材は高騰して校舎建築費はばく大な経費を要する現状で、加うるに本町は、足尾銅山によつて発展した町で住民のほとんどは労働者で、これらの住民から校舎建築費の一部の負担も抑ぐことができない実情であるから、六・三制教育施設整備費国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育確立に関する陳情

陳情者　兵庫県議会議長　細見達蔵（第三二二号）

陳情者　秋田県由利郡上浜村立上浜小学校内　池田隆司外九百四十名（第二三三号）

陳情者　秋田県河辺郡川添村長　堀井市蔵外二名（第二三一号）

陳情者　島根県那賀郡江東村都治　西尾信義外二千七百十一名（第二三二号）

右の陳情は

六・三制が実施せられてより四年有半を過ぎようやく軌道に乗つた現在これを廃止して六・二制にするとの話があるが、文化国家として国民一般の教養を引き上げるためには、六・三制は最良の制度であり、また青少年の心身発達の段階等においても最も適合しているから、あくまで六・三制教育制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校認証外建築費等国庫補助に関する陳情（第三三三号）

陳情者　兵庫県議会議長　細見達蔵

右の陳情は

昭和二十二年新制中学校の発足以来、校舎建設に鋭意努力してきた市町村各自治体においては、赤字財政に苦慮している現状であるから、中学校の認証外建築および、小学校老朽校舎の改築に対して国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食の予算措置に関する陳情（第三八号）

陳情者　兵庫県神戸市下田区駒ケ林町二丁目二一ノ六　加藤清子外三千二十名

右の陳情は

昭和二十一年十二月より実施された学校給食は幾多の成果を納め、さらに過去五年間に学校給食施設に対し地方費ならびにP・T・Aの負担で多額の建設費を支出していることも見逃せない事実である。しかるに最近ガリオア資金打切後の学校給食費が政府の財政的理由で、打ち切られることになれば学童負担額が限界点を超えて増加し、就学そのものにも多大な支障となり、また地方財政も極度に困窮している現状であるから、本年度補正予算ならびに来年度予算において学校給食について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食継続に関する陳情（第五四号）

陳情者　新潟県北魚沼郡小出町学校給食推進協議会内　高木健造外千百三十一名

右の陳情は

学校給食の問題は、明年三月まで継続されることになつたが、昭和二十七年度の見通しについては、まつたく、危機の状態にある。しかして学校給食の効果は、世論の証明するごとく衆知であるから、現在通り学校給食を継続されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育財政確立等に関する陳情（七十五通）（第六七号）

陳情者　島根県飯石郡波多野村立波多野小学校内　佐々木逸行外二千百六十九名

右の陳情は

教育立国は憲法に明示された基本国策であるが、講和條約調印後の教育諸般の情勢および、財政措置は重大な危機にさらされ憂慮にたえないが、教育国策百年の大計のもとに、人的、物的、制度上にも今後一層の拡大強化を図るため、（一）平衡交付金の大幅増額、（二）六・三制義務教育制度絶対確保、（三）学校建築費の予算化、（四）学校給食の継続、（五）教育委員会制度の公選制度、（六）教育職員の給与の改訂等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

られたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯の中学校に屋内運動場建設の陳情（第八四号）

陳情者　鳥取県西伯郡渡村大字森岡　木下周治外四十二名

右の陳情は

鳥取県西伯郡地方は、いわゆる山陰特有の気候環境のため多季間の屋外運動は不可能で、わずかに教室、廊下において体操を実施している状況で、発育盛りの中学校生徒の体位の低下をきたし、団体訓練の機会を失う点においてまことに憂慮すべきものがあるが、本地方は単作地帯で経済的に恵まれていないので、積雪寒冷単作地帯の臨時措置法のような、特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の行政整理等に関する陳情

陳情者　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎（第一〇一号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会　内　榊原文太郎（第一一〇号）

右の陳情は

教育の特殊性にかんがみ教員については、一般公務員と同様に一率に整理することなく、必要員数を確保されると共に、義務教育費については、地方財政を安定させるために国庫負担の制度を確立する等の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する陳情

陳情者　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎（第一〇二号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会　内　榊原文太郎（第一一〇号）

右の陳情は

六・三制整備事業は、教育に対する政府の深い理解と非常な盡力によつて着々充実されつつあるが、未だ完成を見る段階に至つていないから、明年度以降もこの事業に対する国庫補助ならびに起債等について、特別の考慮を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食継続実施に関する陳情

陳情者　愛知県知多郡武豊町　榊原孫太郎（第一〇四号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会　内　榊原文太郎（第一一一号）

陳情者　静岡県吉原市教育庁　内　金森保治郎外十名（第二三〇号）

右の陳情は

今般政府は、学校給食の補助金を打ち切るとのことであるが、学校給食が児童に與えた効果は多言を要しない事実である。しかして現在の経済事情では、父兄の経済力のみでは給食を続けることはできないから、給食費の補助を継続されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校教育拡充強化に関する陳情（第一〇七号）

陳情者　大阪市生野区新今里町　一ノ一〇六　後藤賢延外三名

右の陳情は

六・三制の学校教育制度が施行されてからすでに五箇年、中央地方を問わずあらゆる困難を克服して漸く軌道にのり出している。しかるに最近、講和後の財政難に口を借り、その整備を怠り、その上同制度を改変せんとする働きさえ見られるのは民主日本再建のため憂慮にたえないから、(一)六・三制建築補助費ならびに起債の許可を継続すること、(二)六・三制における教員定数を増加確保すること等について努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ルース台風による被害学校復旧費国庫補助の陳情（第一一四号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会　内　榊原文太郎

右の陳情は

本年十月十三日夜半より九州、中国、四国方面に襲来したルース台風は、その最大風速六十メートル、雨量五百ミリ以上に達し、昨年のキジヤに優りその被害はじん大で学校校舎の倒かい破損がすこぶる多いが、窮迫した地方自治体の現状では到底困難であるから、実状調査の上復旧費国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神戸市に商船大学設置の陳情（第一四〇号）

陳情者　神戸市生田区栄町四ノ二三栄ビル内全国商船学校十一会内　小山亮

右の陳情は

海事に関する学術研究、調査、海事思想の普及は、わが国海運の振興に寄與するところが大きいから、日本海運振興のために国際港都たる神戸市の海技専門学院を改組利用して神戸商船大学に昇格設置すると共に、経済的事情で入学できない者のために通信教育大学科を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 参議院会議録附録（その七）

意見書案
山陰地方の学校屋内運動場建設費に関する陳情（第一九一号）
陳情者　鳥取市長　入江飛外九名

右の陳情は
山陰地方は天候に恵まれず、年間を通じ約半年は雨雪のため屋外運動ができない状態で当地方の学校にとつては屋内運動場は必要欠くことのできないものである。しかるにこれが建設費は補助対照外にあるため財政難にあえぐ鳥取市においては建設不可能な実情にあるから、山陰地方の特殊事情を考慮されて、積雪地方と同様に国庫補助の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦災学校復旧に関する陳情（第二四九号）
陳情者　兵庫県姫路市長　石見元秀外二十二名

右の陳情は
戦災学校復旧のための国庫補助、その他の措置は、六・三制建物整備と全く区分し別途の処理により早急に復旧を計られるとともに、建設認証建坪の増加、認証単価の引上げ、建築費地元負担の全額、あるいは、八割以上に対する起債の承認等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
教職員の定員確保に関する陳情
陳情者　山梨県甲府市朝気町七一二山梨県中小学校P・T・A連合会内　深沢小市郎外三万名（第二六四号）
陳情者　福島県白河市登町　小山久吉外七名（第二七九号）

右の陳情は
政府は今回の行政整理により地方教育公務員の定数を相当減少するよしであるが、山梨県においては、教員の配置率小学校一・二三中学校一・四であつて、理論定数小学校一・五中学校一・八をはるかに下回りかろうじて配置率を保持している実情であり、その上結核療養教員、産後休養教員の補充もできず苦慮している情況であるから、本県の特殊事情を考慮の上教員の定数を少くとも現状確保できるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
教職員の生活保障に関する陳情（第二六五号）
陳情者　山梨県甲府市朝気町七一二山梨県中学校P・T・A連合会内　深沢小市郎外二万五千名

右の陳情は
教職員が最近の物価の値上りと、父兄、生徒の高度の信頼と期待とにこたえるための重責等から、生活のバランスを失い不安動揺をきたしているのは深憂にたえない。この経済的不安を除去して精神的に安立させ、経済的、社会的ないし国家的見地からよろしく国家財政を調整して、各地方の実情に即して教職員の生活を保障せられるよう、すみやかに措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費国庫負担制度確立に関する陳情（第二八〇号）
陳情者　福島県白河市登町　小山久吉外七名

右の陳情は
現在の地方財政平衡交付金制度では、地方教育財政が不安定であるため、義務教育の完全なる実施が困難であるから、これに要する経費の合理的算定規準を法律で定め、その最終的責任が国にあることを明記し、併せて義務教育費の国庫負担制度をすみやかに確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願特別報告第二号
東北地方に労働省立労災病院およびけい肺療養所設置の請願
第一二四九号　福島県郡山市議会議長　福内和介　提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十八日
労働委員長　中村　正雄
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
東北地方に労働省立労災病院およびけい肺療養所設置の請願（第一二四九号）
請願者　福島県郡山市議会議長　福内和介

右の請願は
昭和二十五年度中の東北七県内における労働省の災害件数は実に九万余件であつて、その補償費も一億八千余万円の多額に上つており、特に多数の鉱山を有する当地方には、坑内作業による珪肺病患者が増加し、誠に憂慮にたえない現状であり、これら災害者は遠く東京労働病院または北海道整形外科療養所あるいは栃木珪肺療養所に収容され、その不利不便は誠にはなはだしいものがあるばかりでなく、これらの病院自体においても、その施設狭あいのため、自

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

県内の患者さえ完全に収容し得ない現況であるから、すみやかに東北地方に省立労災病院およびけい肺療養所を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電力問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要ずるもの。

第四五号　電源開発等促進に関する請願

第四八八号　宮崎県大淀川第一、第二両発電所復元に関する請願

第五七九号　電気事業に係る公納金保証年限延長等の請願

第六一七号　積算電力計に関する請願

第七一六号　電力危機打開対策等に関する請願

第七五二号、第一〇一一号、第一〇一二号、第一〇一三号、第一〇七八号、第一〇七九号、第一〇八〇号、第一〇八九号、第一〇九〇号、第一二七〇号　電力危機打開に関する請願

第七五三号　新潟県須原発電所電力増強工事施行に関する請願

第八五二号　東北地方の電力危機打開に関する請願

第八八五号　九州地区の電力危機打開に関する請願

第一一〇五号　電源開発促進および離島、へき地の電化助成に関する請願

第一一六四号　渇水期の電力使用制限に関する請願

第一一六五号　関川水系笹ヶ峰ダム建設に関する請願

第一一七六号　美容業者に対する電力制限許可制の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

電力問題に関する特別委員会請願特別報告第一号

電源開発促進に関する請願

第四五号　名古屋市議会議長　横井恒治郎提出

宮崎県大淀川第一、第二両発電所復元に関する請願

第四八八号　福岡県大牟田市議会議長　境慧提出

電気事業に係る公納金保証年限延長等の請願

第五七九号　神奈川県中郡秦野町長　中村新治外四名提出

積算電力計に関する請願

第六一七号　東京都中央区日本橋一ノ一六東京芝浦電気株式会社取締役社長　石坂泰三外六名提出

電力危機打開対策等に関する請願

第七一六号　長野県議会議長　片桐知従外九名提出

電力危機打開に関する請願

第七二一号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第一〇一一号　名古屋市北区指金町一七　佐藤重五郎外五千六百七十九名提出

第一〇一二号　長野県南安曇郡豊科町　小林今朝十外六千七百九十一名提出

第一〇一三号　岐阜県土岐郡泉町久尻六一一　桜井正巳外一万九百六名提出

第一〇七八号　長野県松本市南新町一ノ三、七〇六　市川惠外九千九百十名提出

第一〇七九号　岐阜市三里清本郷二八〇ノ一　浅井利三郎外六千百十四名提出

第一〇八〇号　愛知県津島市昭和町一ノ五三〇ノ一　大西政一外二万四千百七十四名提出

第一〇八九号　愛知県春日井市八幡右エ門東二一　郡司俊外一万八百九十三名提出

第一〇九〇号　長野県諏訪市上諏訪三、〇〇二　工藤至外二万六千百七十四名提出

第一二七〇号　新潟市西堀通六番町八六の三新潟県下七市電力対策協議会内　安藤文平提出

新潟県須原発電所電力増強工事施行に関する請願

第七五三号　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外十三名提出

東北地方の電力危機打開に関する請願

第八五二号　福島市天神町六東北七県市長会内　佐藤元治提出

九州地区の電力危機打開に関する請願

第八八五号　福岡県議会内　細谷治嘉外十名提出

電源開発促進および離島、へき地の電化助成に関する請願

第一一〇五号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

渇水期の電力使用制限に関する請願

第一一六四号　名古屋市熱田区花表町三ノ一八新大同製鋼株式会社々長　末広幸次郎提出

関川水系笹ヶ峰ダム建設に関する請願

第一一六五号　新潟県高田市議会議長　有沢忠一提出

美容業者に対する電力制限許可制の請願

第一一七六号　東京都澁谷区中通り三ノ五四全日本美容連盟内　田中雅子提出

右二十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電源開発等促進に関する請願（第四五号）

請願者　名古屋市議会議長　横井恒治郎

右の請願は

新日本建設の道である、自立経済の確立と民生の安定を期するためには、動力と燃料確保をまず第一に計らねばならない。幸にわが国は豊富な水力電源に恵まれているからこれが急速なる開発を行つて、電力不足に悩みつつある鉱工業の生産を増強し復興計画の実現を期せられたい。また、国有鉄道の電化はサービスの改善、保健衛生の向上、石炭の節約、輸送力の増強等、わが国経済の再建に極めて重大な影響をもたらすものであるから、強力にこれが実現の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県大淀川第一、第二両発電所復元に関する請願（第四八八号）

請願者　福島県大牟田市議会議長　境慧

右の請願は

電気化学工業株式会社の自家用発電所として戦前宮崎県下に建設された大淀川第一、第二発電所は、日本発送電株式会社設立のさい強制出資となり今日に至つているが、同社は電力、無煙炭、石灰石を原料としてカーバイト、石灰窒素を製造しており、今般の電力九分割によつていちじるしい苦境に立ち至り電力不足が生産の一大障害となつているから、右発電所をすみやかに同社は復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業に係る公納金保証年限延長等の請願（第五七九号）

請願者　神奈川県中郡秦野町長　中村新治外四名

右の請願は

昭和十七年の配電統制令によつて、電気事業の強制的統合が実施され、戦争終了後の還元を予定して十年間保証の公納金が関係町村に交付されているが、その後の電気料金の値上りにもかかわらず、公納金は以前に変らないまま、終戦後六年を経過している。しかるに電力再編成令の施行にもかかわらず電気事業の還元は早急解決の見込がないから、公納金の保証年限をさらに十箇年延長するとともに現在の物価に相当する増額を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積算電力計に関する請願（第六一七号）

請願者　東京都中央区日本橋一ノ一六東京芝浦電気株式会社取締役社長　石坂泰三外六名

右の請願は

政府は、電力危機突破対策要綱を決定して、配電会社および積算電力計製造会社に多額の融資をしたため、積算電力計の製産状況はいちじるしく上昇したにかかわらず、最近電力会社の購入が僅少となつたことは、積算電力計取付による電力の消費規正の需給合理化を停滞させる原因となつていると考えられるから、（一）見返資金の融資実現、（二）電力会社への積算電力計計画的発注、（三）計器取付の促進等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力危機打開対策等に関する請願（第七一六号）

請願者　長野県議会議長　片桐知従外九名

右の請願は

今夏以来の全国的電力事情の悪化は、重要工場の生産力激減、供米促進のそ害等産業界への打撃はもち論、国民の生活にじん大な影響をおよぼしているから、電力の使用制限、継続停電等の消極的対策ばかりでなく、火力発電用石炭および重油の確保、電力開発工事の促進、電力ロスの防止等積極的、科学的対策を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力危機打開に関する請願（第七五二号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎

右の請願は

中国地区は未曾有の電力危機に直面し、いまや全産業は危機にひんし社会不安をひき起しているから、（一）即刻融通命令を発令し地区間の制限率を均等にすること、（二）石炭、重油の確保に強力なる措置を講じ火力発電力の増強を図ること、（三）自家用火力発電所の総動員体制を確立し供給力の増強を図ること、（四）石炭確保資金について融資の措置を講ずること等の強力なる処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力危機打開に関する請願

請願者　名古屋市北区指金町一七　佐藤重五郎外五千六百七十九名（第一〇一一号）

請願者　長野県南安曇郡豊科町　小林今朝十外六千七百九十一名（第一〇一二号）

請願者　岐阜県土岐郡泉町久尻六一一　桜井正己外一万九百六名（第一〇一三号）

請願者　長野県松本市南新町一ノ三、七〇六　市川惠外九千九百十名（第一〇一七八号）

請願者　岐阜市三里清本郷二八〇ノ一　浅井利三郎外六千百十四名（第一〇一七九号）

請願者　愛知県津島市昭和町一ノ五三〇ノ一　大西政一外二万四千百七十四名（第一〇一八〇号）

請願者　愛知県春日井市八幡右エ門東二一　郡司俊外一万八百九十三名（第一〇一八九号）

請願者　長野県諏訪市上諏訪三、〇〇二　工藤至外二万六千百七十四名（第一〇九〇号）

右の請願は

電力危機に対する強力な施策の要望は今や国民のよ論となつているが、特にわが中部地方においては冬季渇水に耐える強固なダム施設がなく、石炭輸送に不利な地理的条件によつて、産業界の蒙つた損失は極めてじん大であり、そこに働く勤労大衆の生活不安を招来し、一般国民生活に與えた物質的、精神的打撃は、大きな社会不安となつているが、この不安の電力事情を根本的に改善して、産業の発展と民生の安定を図るため、（一）電力開発を国家資金による即時実施、（二）電力不足に対する政府の責任を明らかにすること、（三）公益事業委員会を民主的な監督指導機関に即時改組する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力危機打開に関する請願（第一二七〇号）

請願者　新潟市西堀通六番町八八六の三新潟県下七市電力対策協議会内　安藤文平

右の請願は

新潟県は、信濃、阿賀両川の大水系を擁して全国有数の電源県であるが、電力再編成により県内出電力の七十パーセントを関東ブロックへ送電し、わずかに三十パーセントをもつて東北ブロックに帰属しているため、最近の異常な渇水期に直面して電力事情は悪化の一途をたどり重大な難局に直面しているから、これが打開のため、電力融通の法制化、地域差の撤廃、三面川電力の県内確保、只見川電源開発の促進、笹ヶ峰ダムの建設等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の次体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県須原発電所電力増強工事施行に関する請願（第七五三号）

請願者　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外十三名

右の請願は

新潟県須原発電所は大正二年の施設であり、その経営形態が最も古いものであつて、破間川の最大渇水時を標準としての施設であるため出力もわずかに千六百キロワットに過ぎず、平水時において常に十余立方メートルの貴重なる水力資源を未利用のまま放棄しつつあり、しかも極めて容易なる工事を施工することによつて完全に余水を利用し六千キロワットの発電が可能であるから、現下の電力事情にかんがみすみやかに当須原発電所電力増強工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の電力危機打開に関する請願（第八五二号）

請願者　福島市天神町六東北七県市長会内　佐藤元治

右の請願は

電源地帯である東北地方は、極度の電力不足によつて重大な事態に直面しているから、すみやかに電源帰属に再検討を加え合理的な配分を実施するとともに現在の電力不足に対して緊急最善の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州地区の電力危機打開に関する請願（第八八五号）

請願者　福岡県議会内　細谷治嘉外十名

右の請願は

九州は、わが国の根幹産業である石炭、鉄鋼、化学肥料、セメント等の生産地で、わが国経済再建に重大な影響を持つている。しかるにこれら産業の原動力である同地方の電力事情は、全国最高の料金を示し、地域差が大きく、このままでは、同地における産業全般の混乱さえ予想されているから、電気料金の均衡を図るとともに電力の地帯間融通、電源開発促進のための資金調達等特別な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発促進および離島、へき地の電化助成に関する請願（第一一〇五号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

右の請願は

電源開発促進のため、現在開発中の地点あるいは、具体化されている地点に対し資金の導入を図り、電源開発助成法の制定、電源開発金庫の設置等により資金の確保、開発コストの調整を図られ、離島およびへき地の未電化地域の文化向上のために自家発電事業に対する融資、または長期起債の許可、無燈火部落の電化補助金制度の実現、小水力開発助成法の設定等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

渇水期の電力使用制限に関する請願（第一一六四号）

請願者　名古屋市熱田区花表町三ノ一八新大同製鋼株式会社々長　末広幸次郎

右の請願は

公益事業委員会事務総長より発せられた十一月一日「附渇水期における使用制限について」の通牒は、基準月の使用実績が非常に少いこと、使用実績の基準となる割当電力量に受電々力容量が加味されていないこと、等の理由により関係企業の破滅をきたし、ひいては重大な社会問題を生ずる虞があるから、同通牒を撤回せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関川水系笹ヶ峰ダム建設に関する請願（第一一六五号）

請願者　新潟県高田市議会議長　有沢忠一

右の請願は

電力不足は産業に、家庭に暗黒の不安を與え、社会問題化せんとさえしている。上越地方は電力融通の面において、極めて不利な立場に置かれているが、この不安定な電力不足を救うため、関川水系笹ヶ峰ダム建設の決定が、すみやかに実現するよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

美容業者に対する電力制限許可制の請願（第一一七六号）

請願者　東京都蔵谷区中通り三ノ五四全日本美容連盟内　田中雅子

右の請願は

全国美容業者の電力使用量は平均月間百五十キロワットで、電力なしでは営業不可能な状態である。従つて営業の成果は電力の使用量の高低による実情にありながら、現在家庭線より使用している状況で、現今の電力不足により大きな損失を受け、業界の大部分が、未亡人、婦人のため重大な死活問題となつているから電力許可制の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電力問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五号、第九三号、第一七一号　電力危機打開に関する陳情

第九四号　停電による損害補償等に関する陳情

第一七二号　中国地区の電力危機打開に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

電力問題に関する特別委員会陳情特別報告第一号
電力危機打開に関する陳情
第二五号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出
第九三号　宮城県議会議長　今野貞亮提出
第一七一号　兵庫県西宮市議会議長　武居巧提出
停電による損害補償等に関する陳情
第九四号　新潟県柏崎市長　洲崎義郎外二名提出
中国地区の電力危機打開に関する陳情
第一七二号　岡山県知事　三木行治提出
右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
電力問題に関する特別委員長　栗山良夫
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
電力危機打開に関する陳情（第二五号）
陳情者　兵庫県議会議長　細見達蔵
右の陳情は
現下の電力危機打開のために、（一）電気事業の公益性に立脚し、電気事業者は、採算のみに捉われることなく火力用炭ならびに、重油の確保を図ると共に既設発電設備を十分に活用すること、（二）関西電力管理に対し他地区より融通すること、（三）現行割当制度に対し再検討を行うとともに合理的供給方式の整備を行うこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電力危機打開に関する陳情（第九三号）
陳情者　宮城県議会議長　今野貞亮
右の陳情は
今夏以来の東北地方における未曾有の電力危機によつて、重要工鉱業はもち論、とくに中小企業は休業廃業のやむなき状態に至り、供米の促進、重要物資の輸送等に幾多の困難を招来し、ひいては県民生活を不安に陥れているから、（一）すみやかに電源開発の具体策を樹立しこれを実現すること、（二）各電力会社間の使用制限の均衡を是正すること、（三）公益事業令に基く電力融通命令を発動すること等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電力危機打開に関する陳情（第一七一号）
陳情者　兵庫県西宮市議会議長　武居巧
右の陳情は
現下の電力事情は、講和後の自立経済体制の促進を阻害しているばかりでなく一般市民に対してもまた一大脅威を與えているから、電力危機打開のため、電源開発の促進、自家発電施設の活用等適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
停電による損害補償等に関する陳情（第九四号）
陳情者　新潟県柏崎市長　洲崎義郎外二名
右の陳情は
現在の電力事情は正に最悪の事態に立至り予告なしの停電とか重の使用制限により生産は極度に低下し、特に中小企業ならびに早場米供出の実情は全く麻ひ状態となり、これらの作業に従事する勤労者およびこれが家族はその生活に一層窮乏の度を深め社会問題化せんとしているから、（一）停電による損害の補償、（二）電力融通命令の発動、（三）電力会社九分割の再検討等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中国地区の電力危機打開に関する陳情（第一七二号）
陳情者　岡山県知事　三木行治
右の陳情は
中国地区は、八月下旬より十月初旬にかけ水力発電力が六分の一以下に激減し、火力発電所の全運転によりようやく総需要の六十五パーセントを維持しているが、その後の自流低下と今後の渇水期を控え相当長期にわたつて使用制限を行わねばならず一般産業界にとりはなはだ憂慮にたえないものがあるから、供給力を確保するため、（一）発電用石炭の確保に対し出荷命令を発動すること、（二）自家用火力発電所の総動員体制を確立すること、（三）石炭確保資金の特別融資、（四）中国地区の電源開発を促進すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十六年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年十一月二十九日
通商産業委員長代理理事　古池信三
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
境野清雄　西田隆男
山内卓郎　山川良一
佐多忠隆　松本昇
油井賢太郎　中川以良
廣瀬與兵衞　島清

要領書
一、委員会の決定の理由
商工中金は中小企業金融の中軸的な機関となつているが、本改正により、預金受入と貸付を、協同組合の所属組合員にまで拡大し、且つ一般債務保証やコールローンなどの業務を行い得るようにすることは、商工中金の機能の拡充強化として、現下の金融難打開策として、妥当な措置と認められる。
二、事件の利害得失
各組合員が商工中金に直接預金し、貸付が受けられ、また商工中金の業務範囲が拡大されることは、中小企業金融を円滑にする利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　中川　幸平
大隈　信幸　石坂　豊一
柏木　庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便振替貯金の拂込、振替及び拂出の料金と拂出証書再交付の料金を改正し、最近における人件費及び物件費の高騰に伴う経費不足を補うとともに料金体系の合理化を行い、併せて拂出金額の制限額一万円を十万円に引き上げ加入者の利便をはかつたものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

郵便振替貯金料金体系の合理化簡素化と利用の促進に資する利益がある。

三、費用

本法施行によつて本年度二千八百万円、平年度八千二百万円の増收が見込まれる。

審査報告書

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　清澤　俊英
菊田　七平　菊川　孝夫
田村　文吉　大矢半次郎
伊藤　保平　小宮山常吉
小林　政夫　岡崎　眞一
黒田　英雄　愛知　揆一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業災害補償法に基く農作物共済の共済事故の範囲の拡充に伴う麦類の共済掛金標準率の改定による昭和二十六年産麦についての共済掛金の消費者負担分の増加に相当する金額一億八千七百万円余を食糧管理特別会計が負担することとなつたため農業共済再保険特別会計への同特別会計からの繰入金に充てる財源として、これに相当する金額を一般会計から食糧管理特別会計に繰入れるとともに、昭和二十六年度における食糧の消費者価格及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生ずる食糧管理特別会計の支拂資金の一時的不足を補うため、百億円を一般会計から同特別会計に繰り入れようとするものであつて、止むを得ぬ措置と認める。

二、事件の利害得失

食糧管理特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行に伴い、一般会計から食糧管理特別会計へ百一億八千七百一万六千円が繰入れられることとなるが、右は昭和二十六年度特別会計予算補正に計上せられている。

審査報告書

日本專売公社法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

愛知　揆一　黒田　英雄
岡崎　眞一　小林　政夫
小宮山常吉　伊藤　保平
大矢半次郎　田村　文吉
森　八三一　菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本專売公社の職員が休職にされた場合における休職の期間、給與の支給額等を改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

日本專売公社の職員の生活の安定に資し、ひいて、事務能率を増進せしめ得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　米治　菊田　七平
森　八三一　清澤　俊英
菊川　孝夫　松永　義雄
田村　文吉　大矢半次郎
伊藤　保平　小宮山常吉
小林　政夫　岡崎　眞一
黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済の情勢等にかんがみ企業の有するたな卸資産及び有価証券について、価格変動準備金制度を創設し、また、土地区画整理等の場合の換地処分又は交換により取得する清算金には、資産再評価税のみを課税する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

租税負担の適正合理化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

水産資源保護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十四日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千田　正　櫻内　義雄
秋山俊一郎　玉柳　實

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、水産資源の涵かつを防止し更に積極的に水産動植物の保護増殖を図る目的をもつてそれに必要な諸制度を確立するため、昭和二十五年四月以来衆参両院の水産委員会で協議の上共同調査の結果今回衆議院の議員提案となつたもので、水産動植物の採捕制限、保護水面の指定、さく河魚類の保護培養、水産動植物の種苗の確保、水産資源の調査等につき法的措置を講じており、漁業法と並んで水産業の進展に重要な意義を有する内容で極めて重要且つ適切なものと認める。

二、事件の利害得失

わが国の水産資源が無統制な乱獲等のため漸次衰退し、漁場は荒廃し、漁獲高は減少する傾向にあり、且つ国際的にも水産資源の保護が要求されているとき、本法が制定されることは、わが国の水産資源の保護培養を図り、わが国漁業の国際的信用を回復し、わが国の漁業の発展に寄與する利益がある。

三、費用

本法施行のため既に昭和二十六年度予算の内、総合的に六億七千三百万円が計上されており、また

昭和二十七年度予算に二十一億五千三百万円が計上される予定である。

〔第二十六号参照〕

法務委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一七号　軍事裁判受刑者釈放に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第三号

軍事裁判受刑者釈放に関する請願

第一一七号　東京都目黒区平町一九一　中原良子外二十名

提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

軍事裁判受刑者釈放に関する請願（第一一七号）

請願者　東京都目黒区平町一九一　中原良子外二十名

右の請願は講和條約締結後占領が終了した際、昭和二十五年十月政令第三二五号違反事件等によつて、刑の執行を受けている者又は取調中の者に対して同情ある特段の処置を講じて貰いたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　医師たる公務員の待遇改善に関する請願

第四九六号　石川県三谷村の地域給に関する請願

第四九七号　石川県津幡地区の地域給に関する請願

第四九八号　石川県橋立村の地域給に関する請願

第四九九号　仙台市及び東北諸都市の地域給に関する請願

第五〇〇号　岐阜県萩原町の地域給に関する請願

第五〇一号　青森県大湊町の地域給に関する請願

第五〇二号　北海道置戸町の地域給に関する請願

第五〇三号　北海道美唄市の地域給に関する請願

第五〇四号　北海道豊平町の地域給に関する請願

第五〇五号　北海道長万部町の地域給に関する請願

第五〇六号　秋田県大館市の地域給に関する請願

第五〇七号　神奈川県真鶴町の地域給に関する請願

第五〇八号　兵庫県明石市の地域給に関する請願

第五〇九号　大分県中津市の地域給に関する請願

第五一〇号　大分県臼杵市の地域給に関する請願

第五一一号　大分県柳ヶ浦町の地域給に関する請願

第五一二号　大分県佐賀関町の地域給に関する請願

第五一三号　愛知県豊橋市の地域給に関する請願

第五一四号　宮崎県日向市の地域給に関する請願

第五一九号　岐阜県美濃町の地域給に関する請願

第五二二号　岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願

第五四三号　岐阜県陶町の地域給に関する請願

第五四四号　和歌山県新宮市の地域給に関する請願

第五四五号　和歌山県御坊町の地域給に関する請願

第五四六号　富山県西山田村信末地区の地域給に関する請願

第五四八号　香川県津田町の地域給に関する請願

第五四九号　香川県詫間町の地域給に関する請願

第五五〇号　北海道訓子府村の地域給に関する請願

第五六五号　千葉県天津町の地域給に関する請願

第五七二号　三重県鵜方町の地域給に関する請願

第五七三号　三重県浜島町の地域給に関する請願

第五七六号　高知県佐川町の地域給に関する請願

第五八一号　千葉県八街町の地域給に関する請願

第五八二号　大阪府富田林市の地域給に関する請願

第五八三号　大阪府中河内郡の地域給に関する請願

第五八四号　大阪府高安村の地域給に関する請願

第五八五号　京都府宮津町の地域給に関する請願

第六〇六号　愛知県東郷村の地域給に関する請願

第六一一号　青森県の石炭手当に関する請願

第六一八号　千葉県勝浦町の地域給に関する請願

第六一九号　静岡県吉原市の地域給に関する請願

第六二〇号　静岡県富士宮市の地域給に関する請願

第六二一号　秋田県横手市の地域給に関する請願

第六二二号　福井県吉崎村の地域給に関する請願

第六二三号　石川県飯田地区の地域給に関する請願

第六二四号　山梨県玉幡村西八幡及び玉川地区の地域給に関する請願

第六二五号　北海道江差町の地域給に関する請願

第六二六号　北海道函館市の地域給に関する請願

第六二七号　北海道士別町の地域給に関する請願

第六四三号　新潟県加茂町の地域給に関する請願

第六四六号　福岡県早良郡の地域給に関する請願

第六五五号　公務員の給與ベース改訂に関する請願

第六七九号　山口県安下庄町の地域給に関する請願

第六八〇号　奈良県伏見町の地域給に関する請願

第六九八号　三重県木本町の地域給に関する請願

第六九九号　愛知県志段味村の地域給に関する請願

第七〇八号　佐賀県大町町の地域給に関する請願

第七〇九号　千葉県八日市場町の地域給に関する請願

第七一七号　大分県杵築町の地域給に関する請願

第七一八号　高知県八田、神谷両村の地域給に関する請願

第七三一号　山口県徳山市の地域給に関する請願

第七三二号　山口県岩国市の地域給に関する請願

第七三五号　福岡県南郷村の地域給に関する請願

第七三六号　福岡県志賀島村の地域給に関する請願

第七三七号　岡山県勝山町の地域給に関する請願

第七五七号　兵庫県川西町の地域給に関する請願

第七五八号　岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願

第八〇六号　千葉県五井町の地域給に関する請願

第八〇七号　岡山県和気町の地域給に関する請願

第八〇八号　岐阜県神岡町の地域給に関する請願
第八五五号　岐阜県関市の地域給に関する請願
第八五六号　和歌山県白浜町の地域給に関する請願
第八五七号　和歌山市の地域給に関する請願
第八五八号　和歌山県海南市の地域給に関する請願
第八五九号　和歌山県箕島町の地域給に関する請願
第八六〇号　東京都府中、小金井、国分寺地区の地域給に関する請願
第八六一号　愛知県西浦町の地域給に関する請願
第八六二号　愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第八六三号　滋賀県今津町の地域給に関する請願
第八六四号　兵庫県米田町の地域給に関する請願
第八六五号　愛媛県川之江町の地域給に関する請願
第八八二号　公務員の給與ベース改訂に関する請願
第九〇九号　大阪府横山村の地域給に関する請願
第九一〇号　三重県宇治山田市の地域給に関する請願
第九四四号　国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第九四五号　同
第九四六号　静岡県有度村の地域給に関する請願
第九四七号　北海道室蘭市の地域給に関する請願
第九四八号　北海道夕張市の地域給に関する請願
第九四九号　北海道江別町の地域給に関する請願
第九五〇号　北海道厚岸町の地域給に関する請願
第九六六号　広島県三庄町の地域給に関する請願
第九六七号　千葉市の地域給に関する請願
第九七四号　京都府宮津町の地域給に関する請願
第一〇〇五号　静岡県鷲津町の地域給に関する請願
第一〇〇六号　大分県高田町の地域給に関する請願
第一〇一七号　郵政事業全従業員の給與ベース改訂に関する請願
第一〇二二号　千葉県成田町の地域給に関する請願
第一〇二三号　千葉県小金町の地域給に関する請願
第一〇二四号　仙台市および東北諸都市の地域給に関する請願
第一〇四三号　長崎市の地域給に関する請願
第一〇五二号　岡山県早島町の地域給に関する請願
第一〇六七号　神奈川県與瀬町の地域給に関する請願
第一〇八六号　佐賀県相知地区の地域給に関する請願
第一〇八八号　千葉県和田村の地域給に関する請願
第一一一八号　秋田、能代両市の地域給に関する請願
第一一二三号　岐阜県岩村町の地域給に関する請願
第一一二四号　北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
第一一三七号　愛知県横須賀町の地域給に関する請願
第一一四四号　京都府大山崎村の地域給に関する請願
第一一五九号　国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第一一六〇号　公務員の給與ベース改訂等に関する請願
第一一七八号　長崎県南田平村外二箇村の地域給に関する請願
第一一九四号　静岡県金谷町の地域給に関する請願
第一一九七号　京都府大江町の地域給に関する請願
第一一九九号　気象台職員の給與ベース改訂等に関する請願
第一二六七号　東京都東村山町南秋津の地域給に関する請願
第一二八三号　千葉県姉崎町の地域給に関する請願
第一二八九号　公務員の給與ベース改訂に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第二号

医師たる公務員の待遇改善に関する請願

第八号　京都市上京区丸太町通智恵光院東入西院町七四七京都府医師会長　土屋栄吉提出
石川県三谷村の地域給に関する請願　石川県三谷村長　大石寅作提出
第四九六号　石川県江沼郡三谷村長　大石寅作提出
石川県津幡地区の地域給に関する請願　石川県津幡町河北地方事務所内津幡地区級地引上促進協議会内　西岡長蔵外十八名提出
第四九七号　石川県河北郡津幡町河北地方事務所内津幡地区級地引上促進協議会内　西岡長蔵外十八名提出
石川県橋立村の地域給に関する請願　石川県江沼郡橋立村長　山下作吉外四名提出
第四九八号　石川県江沼郡橋立村長　山下作吉外四名提出
仙台市および東北諸都市の地域給に関する請願　宮城県仙台市元鍛冶町三〇仙台管区経済局内　高柳保外十名提出
第四九九号　宮城県仙台市元鍛冶町三〇仙台管区経済局内　高柳保外十名提出
岐阜県荻原町の地域給に関する請願　岐阜県益田郡荻原町食糧庁岐阜食糧事務所益田支所内　桐山二郎外六名提出
第五〇〇号　岐阜県益田郡荻原町食糧庁岐阜食糧事務所益田支所内　桐山二郎外六名提出
青森県大湊町の地域給に関する請願　青森県下北郡大湊町大字大湊字西の平二五大湊電気通信学園内　細川良三外二十七名提出
第五〇一号　青森県下北郡大湊町大字大湊字西の平二五大湊電気通信学園内　細川良三外二十七名提出
北海道置戸町の地域給に関する請願　北海道常呂郡置戸町役場内　阿部重美外八名提出
第五〇二号　北海道常呂郡置戸町役場内　阿部重美外八名提出
北海道美唄市の地域給に関する請願　北海道美唄市長　桜井省吾提出
第五〇三号　北海道美唄市長　桜井省吾提出
北海道豊平町の地域給に関する請願　北海道豊平町長　高谷已次提出
第五〇四号　北海道札幌郡豊平町長　高谷已次提出
北海道長万部町の地域給に関する請願　北海道山越郡長万部町長　野崎作太郎外五名提出
第五〇五号　北海道山越郡長万部町長　野崎作太郎外五名提出
秋田県大館市の地域給に関する請願　秋田県大館市長　佐藤敬治外二名提出
第五〇六号　秋田県大館市長　佐藤敬治外二名提出
神奈川県真鶴町の地域給に関する請願　神奈川県足柄下郡真鶴町長　橘本徳治外六名提出
第五〇七号　神奈川県足柄下郡真鶴町長　橘本徳治外六名提出
兵庫県明石市の地域給に関する請願　兵庫県明石市長　田口政五郎外二十一名提出
第五〇八号　兵庫県明石市長　田口政五郎外二十一名提出
大分県中津市の地域給に関する請願　大分県中津市長　浅沼義男外二十四名提出
第五〇九号　大分県中津市長　浅沼義男外二十四名提出
大分県臼杵市の地域給に関する請願　大分県臼杵市長　堀亮一外二十九名提出
第五一〇号　大分県臼杵市長　堀亮一外二十九名提出
大分県柳ヶ浦町の地域給に関する請願　大分県宇佐郡柳ヶ浦町長　芦刈義了外十三名提出
第五一一号　大分県宇佐郡柳ヶ浦町長　芦刈義了外十三名提出
大分県佐賀関町の地域給に関する請願

第五一二号　大分県北海部郡佐賀関町長　幸金八外十名提出
愛知県豊橋市の地域給に関する請願
第五一三号　愛知県豊橋市九歩兵連隊跡豊橋地区地域給対策委員会内　後藤賢一提出
宮崎県日向市の地域給に関する請願
第五一四号　宮崎県日向市長　三尾良次郎外二十五名提出
岐阜県美濃町の地域給に関する請願
第五一九号　岐阜県武儀郡美濃町長　小坂孟雄提出
岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願
第五二二号　岐阜県惠那郡陶町長　加藤快三提出
岐阜県陶町の地域給に関する請願
第五四三号　岐阜県惠那郡陶町長　加藤快三提出
和歌山県新宮市の地域給に関する請願
第五四四号　和歌山県新宮市長　杉本喜代松外四名提出
和歌山県御坊町の地域給に関する請願
第五四五号　和歌山県日高郡御坊町全官公署協議会内　山本宏介提出
富山県南山田村信末地区の地域給に関する請願
第五四六号　富山県東礪波郡南山田村信末五、九六三国立療養所北陸荘内　江川三二外一名提出
香川県津田町の地域給に関する請願
第五四八号　香川県大川郡津田町大川地方事務所内　小林定男外十七名提出
香川県詫間町の地域給に関する請願
第五四九号　香川県三豊郡詫間町警察署内　松岡照雄外十八名提出
北海道訓子府村の地域給に関する請願
第五五〇号　北海道常呂郡訓子府村長　谷本泰三郎外一名提出
千葉県天津町の地域給に関する請願
第五六五号　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外五名提出
三重県鵜方町の地域給に関する請願
第五七二号　三重県志摩郡鵜方町鵜方地区全官公庁職員連絡協議会内　西尾昇提出
三重県浜島町の地域給に関する請願
第五七三号　三重県志摩郡浜島町浜島地区全官公庁職員連絡協議会内　中島次郎提出
高知県佐川町の地域給に関する請願
第五七六号　高知県高岡郡佐川町長　森田茂亀外十九名提出
千葉県八街町の地域給に関する請願
第五八一号　千葉県印旛郡八街町長　新津午三郎外二十名提出
大阪府富田林市の地域給に関する請願
第五八二号　大阪府富田林市長　尾崎茂一外三名提出
大阪府中河内郡の地域給に関する請願
第五八三号　大阪府中河内郡枚岡町長　吉岡市次郎外二十二名提出
大阪府高安村の地域給に関する請願
第五八四号　大阪府中河内郡南高安村長　大東貞雄外三名提出
京都府宮津町の地域給に関する請願
第五八五号　京都府與謝郡宮津町宮津地区官公庁協議会内　大浜二郎外一名提出
愛知県東郷村の地域給に関する請願
第六〇六号　愛知県愛知郡東郷村長　相羽義一提出
青森県の石炭手当に関する請願
第六一一号　青森県知事　津島文治外十六名提出
千葉県勝浦町の地域給に関する請願
第六一八号　千葉県夷隅郡勝浦町長　富田好三提出
静岡県吉原市の地域給に関する請願
第六一九号　静岡県吉原市長　鈴木清一外十九名提出
静岡県富士宮市の地域給に関する請願
第六二〇号　静岡県富士宮市長　小室鶴松提出
秋田県横手市の地域給に関する請願
第六二一号　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名提出
福井県吉崎村の地域給に関する請願
第六二二号　福井県坂井郡吉崎村長　石塚順三久外十五名提出
石川県飯田地区の地域給に関する請願
第六二三号　石川県珠洲郡飯田町珠洲地方事務所内飯田地区級地指定促進協議会内　北村銀太郎外十四名提出
山梨県玉幡村西八幡および玉川地区の地域給に関する請願
第六二四号　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外四名提出
北海道江差町の地域給に関する請願
第六二五号　北海道檜山郡江差町長　谷口太一提出
北海道函館市の地域給に関する請願
第六二六号　函館市真砂町渡島支庁内函館地方全官公庁労働組合連絡協議会内　笠原利重提出
北海道士別町の地域給に関する請願
第六二七号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外三十四名提出
新潟県加茂町の地域給に関する請願
第六四三号　新潟県南蒲原郡加茂町長　金田綱雄外一名提出
福岡県早良郡の地域給に関する請願
第六四六号　福岡県早良郡金武村北中学校内福岡県早良郡地域給引揚委員会内　藤進外六名提出
公務員の給與ベース改訂に関する請願
第六五五号　大阪市東区法円坂町一全基準労働組合大阪支部内　大島輝一外二百九十一名提出
第八八二号　大阪府岸和田市北町九五三全基準労働組合大阪支部岸和田分会内　江口文雄外十七名提出
公務員の給與ベース改訂等に関する請願
第一一六〇号　埼玉県浦和市仲町三ノ三　福島愛次郎提出
公務員の給與ベース改訂に関する請願（八十通）
第一二八九号　千葉市緑町六　山口勇男外八十一名提出
山口県安下庄町の地域給に関する請願
第六七九号　山口県大島郡安下庄町長　平井美人外十名提出
奈良県伏見町の地域給に関する請願
第六八〇号　奈良県生駒郡伏見町長　中本他仁蔵提出
三重県木本町の地域給に関する請願
第六九八号　三重県南牟婁郡木本町木本土木出張所内　長岡秀雄外十九名提出
愛知県志段味村の地域給に関する請願
第六九九号　愛知県東春日井郡志段味村長　柴田隆提出
佐賀県大町町の地域給に関する請願

第七〇八号　佐賀県杵島郡大町町長　三根寛作外四名提出
千葉県八日市場町の地域給に関する請願
第七〇九号　千葉県匝瑳郡八日市場町長　磯部保提出
大分県杵築町の地域給に関する請願
第七一七号　大分県速見郡杵築町南台　有沢作治外三百六十名提出
高知県八田、神谷両村の地域給に関する請願
第七一八号　高知県吾川郡八田村長　津野正孝外十一名提出
山口県徳山市の地域給に関する請願
第七三一号　山口県徳山市長　池清提出
山口県岩国市の地域給に関する請願
第七三二号　山口県岩国市長　久能貢夫外五名提出
福岡県南郷村の地域給に関する請願
第七三五号　福岡県宗像郡南郷村長　天野健一提出
福岡県志賀村の地域給に関する請願
第七三六号　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇鵬興外二十三名提出
岡山県勝山町の地域給に関する請願
第七三七号　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎提出
兵庫県川西町の地域給に関する請願
第七五七号　兵庫県川辺郡川西町長　滝井善治郎外十九名提出
岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願
第七五八号　岐阜県恵那郡大井町長　松下辰造外一名提出
千葉県五井町の地域給に関する請願
第八〇六号　千葉県市原郡五井町五井一、五六五　時田留次郎提出
岡山県和気町の地域給に関する請願
第八〇七号　岡山県和気郡和気町長　山崎重市提出
岐阜県神岡町の地域給に関する請願
第八〇八号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名提出
岐阜県関市の地域給に関する請願
第八五五号　岐阜県関市長　亀山一二外二十五名提出
和歌山県白浜町の地域給に関する請願
第八五六号　和歌山県西牟婁郡白浜町長　南和七外十六名提出
和歌山市の地域給に関する請願
第八五七号　和歌山市長　高垣善一外六名提出
和歌山県海南市の地域給に関する請願
第八五八号　和歌山県海南市長　森本伊助提出
和歌山県箕島町の地域給に関する請願
第八五九号　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎外十二名提出
東京都府中、小金井、国分寺地区の地域給に関する請願
第八六〇号　東京都北多摩郡下府中町東京農工大学内　田中丑雄外十五名提出
愛知県西浦町の地域給に関する請願
第八六一号　愛知県宝飯郡西浦町立西浦小学校内　吉見武雄外三十四名提出
愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第八六二号　愛知県刈谷市長　岡本謹平提出
滋賀県今津町の地域給に関する請願
第八六三号　滋賀県高島郡今津町長　前川利吉外六名提出
兵庫県米田町の地域給に関する請願
第八六四号　兵庫県印南郡米田町長　松本市之助外四名提出
愛媛県川之江町の地域給に関する請願
第八六五号　愛媛県宇摩郡川之江町官公署地域給連絡協議会内　横内憲提出
大阪府横山村の地域給に関する請願
第九〇九号　大阪府泉北郡横山村長　井上耕作提出
三重県宇治山田市の地域給に関する請願
第九一〇号　三重県宇治山田市黒瀬町一、五六三宇治山田全官公庁協議会内　田島勘平提出
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第九四四号　北海道札幌市長　高田富與提出
第九四五号　北海道札幌市議会議長　斎藤忠雄提出
第一一五九号　北海道札幌市長　高田富與提出
静岡県有度村の地域給に関する請願
第九四六号　静岡県安倍郡有度村長　栗田錦三外五名提出
北海道室蘭市の地域給に関する請願
第九四七号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外一名提出
北海道夕張市の地域給に関する請願
第九四八号　北海道夕張市長　北島光盛外十三名提出
北海道江別町の地域給に関する請願
第九四九号　北海道札幌郡江別町長　古田島藏平外二十一名提出
北海道厚岸町の地域給に関する請願
第九五〇号　北海道厚岸郡厚岸町長　土岐紀文外七名提出
広島県三庄町の地域給に関する請願
第九六六号　広島県御調郡三庄町長　伊賀常太郎外八名提出
千葉市の地域給に関する請願
第九六七号　千葉市市場町二千　千葉県庁内千葉市地域給連絡会議内　山口尚提出
京都府宮津町の地域給に関する請願
第九七四号　京都府與謝郡宮津町役場内　和田辰五郎外一名提出
静岡県鷲津町の地域給に関する請願
第一〇〇五号　静岡県浜名郡鷲津町長　小林儀一郎提出
大分県高田町の地域給に関する請願
第一〇〇六号　大分県大分郡高田町長　酒井武雄外一名提出
郵政事業全従業員の給與ベース改訂に関する請願
第一〇一七号　新潟県西蒲原郡燕町中太田　長谷川明義外四十四名提出
千葉県成田町の地域給に関する請願
第一〇二二号　千葉県印旛郡成田町長　飯倉文甫外十五名提出
千葉県小金町の地域給に関する請願
第一〇二三号　千葉県東葛飾郡小金町長　林重喜外五名提出
仙台市および東北諸都市の地域給に関する請願
第一〇二四号　宮城県仙台市元鍛冶町三〇仙台管区経済局区内　高柳保外八名提出
長崎市の地域給に関する請願
第一〇四三号　長崎市桜町三六　長崎市地域給引上対策協議会内　末続吉間提出
岡山県早島町の地域給に関する請願
第一〇五二号　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男提出
神奈川県與瀬町の地域給に関する請願

第一〇六七号　神奈川県津久井郡與瀬町一、二三六　河季七外四十五名提出
佐賀県相知地区の地域給に関する請願
第一〇八六号　佐賀県東松浦郡相知町長　田代喜一提出
千葉県和田村の地域給に関する請願
第一〇八八号　千葉県印旛郡和田村長　円城寺悦作外二十六名提出
秋田、能代両市の地域給に関する請願
第一一八号　秋田県知事　池田徳治外十八名提出
岐阜県岩村町の地域給に関する請願
第一一二三号　岐阜県恵那郡岩村町長　平出善次外一名提出
北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
第一一二四号　北海道亀田郡銭亀沢村北海道教職員組合銭亀沢支部内　出村弘外四名提出
愛知県横須賀町の地域給に関する請願
第一一三七号　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子一一三　高津元治外二百四十四名提出
京都府大山崎村の地域給に関する請願
第一一四四号　京都市下京区西洞院三哲町鉄道職員集会所内国鉄労働組合京都支部内　大隅義雄提出
長崎県南田平村外二箇村の地域給に関する請願
第一一七八号　長崎県北松浦郡南田平村　中村由男外二名提出
静岡県金谷町の地域給に関する請願
第一一九四号　静岡県榛原郡金谷町長　酒井実平外十九名提出
京都府大江町の地域給に関する請願
第一一九七号　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎外二名提出
気象台職員の給與ベース改訂等に関する請願
第一一九九号　大阪市生野区勝山通九ノ七二　中島和已提出
東京都東村山町南秋津の地域給に関する請願
第一二六七号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六五五国立療養所多摩全生園内　林芳信提出
千葉県姉崎町の地域給に関する請願
第一二八三号　千葉県市原郡姉崎町長　鈴木益次郎提出

右百二十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

医師たる公務員の待遇改善に関する請願（第八号）

請願者　京都市上京区丸太町通智恵光院東入西院町七四七京都府医師会長　土屋栄吉

右の請願は現在一般公的医療機関または保健所等に勤務する医師たる公務員の待遇は、ますます悪化されて行く情勢にあるため、優秀な医師はこれが就職を嫌い、すでにその職にあるものは離職することとなりかくては予防医学の推進を阻みかつ医療普及上大きな支障を来たすことは明らかであるから、これら医師たる公務員の待遇を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県三谷村の地域給に関する請願（第四九六号）

請願者　石川県江沼郡三谷村長　大石寅作

右の請願は石川県三谷村は、江沼郡の西南部に位置し、大聖寺町、南郷村、河南村および山中温泉、山代温泉等いわゆる江沼温泉郷の一環として生活状態もこれらの地区と変らない実情であつて、さきに地域給乙地として指定せられていたが、今回の人事院の地域給勧告案中一級地の範囲から除外されていることは、当村在勤公務員の生活に多大の影響を及ぼし、憂慮すべき事態を招く結果ともなるから、すみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県津幡地区の地域給に関する請願（第四九七号）

請願者　石川県河北郡津幡町河北地方事務所内津幡地区級地引上促進協議会内　西岡長蔵外十八名

右の請願は石川県津幡町は金沢市の北方に近接し、加、越、能三州の道路および北陸本線、七尾線の岐点に当る河北郡の政治、教育、経済、交通、文化の中心地であるが、生活上の諸物資を金沢市を中継して移入される場合が多いため、勢い物価高を示し、しかも積雪寒冷地として燃料、衣料等の出費が多く、生活苦にあえぐ公務員の他地区への転勤希望者が続出する現況であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県橋立村の地域給に関する請願（第四九八号）

請願者　石川県江沼郡橋立村長　山下作吉外四名

右の請願は石川県橋立村は、人口が多い割に生産物少く、日常生活の必需物資を隣接大聖寺、片山津の両町より移入している純然たる消費地であるが、近年同地方へ観光ならびに海水浴に来遊する者が増加し、消費的性格を増加しており、本村唯一の特産物である魚獲物さえも、附近の温泉地なみの高価を示している実情であるから、本村の地域給を前記両町なみの級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台および東北諸都市の地域給に関する請願（第四九九号）

請願者　宮城県仙台市元鍛冶町三〇仙台管区経済局内　高柳保外十名

右の請願は仙台市は、東北における政治、経済、文化の中心地であり、政府機関の出張所および公共団体、学校等が集中しているにもかかわらず、地域給が不当に低いため、当地方の人事行政や教職員の交流等に幾多の支障を生じているから、当地方における公務員の生活を地方の実情に則するよう、仙台市および東北諸都市に対

して最低一割の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県萩原町の地域給に関する請願（第五〇〇号）

請願者　岐阜県益田郡萩原町食糧庁岐阜食糧事務所益田支所内　桐山二郎外六名

右の請願は

岐阜県萩原町は、表日本に面する名古屋市と裏日本の富山市との中間に位置し、山間部の政治、経済、文化の中心地で、衣、食、住ともに純然たる消費地であるが、すべての物資を他より移入するため、物価は前記両市の約五割高を示している。従つて教職員公務員等の補充や交流に極めて困難しているから、同町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県大湊町の地域給に関する請願（第五〇一号）

請願者　青森県下北郡大湊町大字大湊字西の平二五大湊電気通信学園内　細川良三外二十七名

右の請願は

青森県大湊町所在の大湊学園は、電気通信省の職員訓練所であるが、事業の特殊性から同学園の教官は関係事業のエキスパートであることが要請され、しかも技能ならびに運用において絶えず進歩している分野においては、教官が永く教官として止まることが適当でないので、在任期間を二年以内に限定し、現業の第一線で活躍する適格者と交代させることになつている。しかるに所在地が地域給支給地でないため、教官の人事交流に困難しているから、大湊町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道置戸町の地域給に関する請願（第五〇二号）

請願者　北海道常呂郡置戸町役場内　阿部重美外八名

右の請願は

北海道置戸町は、隣接北見市と経済状態を同じくしているにもかかわらず、今回の勧告によれば北見市より下級地に指定されているのは不合理であるから、同町を北見市と同級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美唄市の地域給に関する請願（第五〇三号）

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾

右の請願は

北海道美唄市は、産業地域別に三井、三菱および附近の炭鉱地帯と、石狩川沿岸の純農村地帯およびこれを対象とする一般商工業地帯に分れているが、近年における石炭鉱業の拡張増大に伴い人口がいちじるしく増加し、また終戦後の外地引揚者および開拓入殖者の増加は、生活必需物資の不循環をきたし、物価は急激に高騰しているから、同町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊平町の地域給に関する請願（第五〇四号）

請願者　北海道札幌郡豊平町長　高谷巳次

右の請願は

北海道豊平町は、道営競輪場および定山渓温泉を控えているため、出入する旅客は平均一日四ないし五十万人に達し、自然物価の高騰をきたし、経済、文化のあらゆる面において、生活負担が札幌市を上回つている実状にあるから、同町の地域給を札幌と同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道長万部町の地域給に関する請願（第五〇五号）

請願者　北海道山越郡長万部町長　野幌作太郎外五名

右の請願は

長万部町は、北海道における鉄道交通の最重要地点で、小樽、札幌を経て奥地方面に通じ、室蘭線によつて室蘭、苫小牧の工業地帯および炭鉱地帯に接続しているため、米価は札幌、函館等の都市と異らず、むしろ上回つている実状にあるから、道内他都市との均衡おも考慮し、同町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大館市の地域給に関する請願（第五〇六号）

請願者　秋田県大館市長　佐藤敬治外二名

右の請願は

秋田県大館市は、米代川流域の盆地に位置し、奥羽線と花輪線の交さ点にあつて物資の集散を行う商工業小都市であるが、周辺に花岡、小坂、尾去沢等の各鉱山を控えているため、生活必需品の大半を移入に依存しているが、輸送費の関係で消費物価が極めて高く、総理府統計局の調査によつて見ても、消費者価格の総合指数および食料指数は青森、能代の各市を上回つている実状であるから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県真鶴町の地域給に関する請願（第五〇七号）

請願者　神奈川県足柄下郡真鶴町長　橘本徳治外六名

右の請願は

神奈川県真鶴町は、小田原、熱海、湯河原、箱根等の国際的観光地を控え、交通機関に恵まれているため、

文化的にも経済的にも京浜地区の影響が大きく、その上生産部面に見るべきものがないにかかわらず、遊覧地帯の一環として、純然たる消費都市を形成しているため、生活費が高く、公務員の生活は深刻を極めているから、同町の地域給を箱根、熱海同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県明石市の地域給に関する請願（第五〇八号）

請願者　兵庫県明石市長　田口政五郎外二十一名

右の請願は

昭和二十六年五月十七日人事院より勧告された地域給支給割合によれば、兵庫県明石市の東端において界を接し相互の市街は互に軒を連ねて何処をその境とするか判然としない神戸市垂水区内の内垂水町が五級地であり、神戸市と何等そん色のない当市が低位の三級地とされていることは当市の実情を無視した極めて不合理な勧告であると思われるから、これが最終決定に当つては当市を神戸市と同格の五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県中津市の地域給に関する請願（第五〇九号）

請願者　大分県中津市長　浅沼義男外二十四名

右の請願は

中津町は大分県北部の産業、経済、教育等の中心都市で、北九州に近接し物資の流出が多く、また国定公園耶馬渓を控え四時観光客はあとをたたず、加うるに朝鮮動乱の影響と相まつて最近物価は非常につり上げられ、さらに警察予備隊の駐在、繊維工業の勃興に伴う工場の拡張等による人口の増加により物価は高騰し、公務員の生活は困窮の極に達しているから、当市の地域給を一割五分支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県臼杵市の地域給に関する請願（第五一〇号）

請願者　大分県臼杵市長　堀亮一外二十九名

右の請願は

大分県臼杵市は県南における政治、経済、文化、教育、観光等の中心地であるが、純然たる消費地であつて、物価は北九州工業地帯と変るところがなく、しかも朝鮮動乱の影響を受けて物価はいちじるしく高騰し、さらに新給與法による地域給の暫定措置としての五分支給はさなきだに困窮を極めている当市在勤公務員の生活に拍車をかけているから、当市を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県柳ヶ浦町の地域給に関する請願（第五一一号）

請願者　大分県宇佐郡柳ヶ浦町長　芦刈義了外十三名

右の請願は

大分県柳ヶ浦町は、経済的に北九州と全く同一圏内にあるため米麦等のやみ値段は北九州と同一であり、一面農漁村として物資豊富のように見られるが、北九州と関連の深い当町はこの豊富なことがかえつて災いし、これらの地区からの買出しのため値段はつり上げられて高騰の一途をたどつており、当町在勤公務員の生活を困難にしているから、当町を一級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県佐賀関町の地域給に関する請願（第五一二号）

請願者　大分県北海部郡佐賀関町長　幸金八外十名

右の請願は

大分県佐賀関町は、地勢上生活諸物資のほとんどを別府市、大分市等から移入しているため、運賃等がかさんで物価はこれら両市を上回り当町在勤公務員の生活は困窮を極めているから、当町の実情を考慮した地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊橋市の地域給に関する請願（第五一三号）

請願者　愛知県豊橋市九歩兵連隊跡豊橋地区地域給対策委員会内　後藤賢一

右の請願は

愛知県豊橋市は、将来の都市発展を従来のいわゆる消費都市より強力な生産を基礎とした多角的生産都市への転換にあるという見地から、他都市にさきがけて大工場の誘致を図り、いまや全く工業的産業都市の形態を整えるに至つた。しかして市内各商工業を活ばつな活動を開始し、民間工場、会社の給與は漸次改善されるに至り、しかも名古屋市および浜松市と比較して何等そん色を見出せなかつた本市の消費物価指数よりして、官公職員の生活は一層の窮地に追い込まれているから、当市の地域給をすみやかに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日向市の地域給に関する請願（第五一四号）

請願者　宮崎県日向市長　三尾良次郎外二十五名

右の請願は

宮崎県富島町の人口はますます増加の一途をたどり、本年四月一日より日向市として市制を施行し消費都市としての性格をいよいよ強め、さらに台風、朝鮮動乱、上椎葉ダム建設等の影響を受けて物価は必然的に高騰し、官公庁職員の生活は一層窮乏の度を強めているから、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

に国法会第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県美濃町の地域給に関する請願（第五一九号）

請願者　岐阜県武儀郡美濃町長　小坂孟雄

右の請願は

岐阜県美濃町は、美濃紙の生産地として発展しているが、地勢、交通等の関係上主食以外の生活諸物資を岐阜市を経由して移入しており、しかも観光地として都会地よりの観光客の来往が多く一般生計費は岐阜市より高い実情であるから、当町の地域給級地を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願（第五四二号）

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三

右の請願は

岐阜県陶町は、海抜四百八十メートルの高地に位置し、矢作川水系と庄内川水系の分水嶺にあるため、多季においては寒風を直接に受け気温極めて低く、さきに二級地に指定された岩村町とは、平均気温において殆ど一度の差も見ないこと、寒天製造が可能であつて養蚕飼育ができないこと等寒冷地としての特性が顕著であるから、同町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願（第五四三号）

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三

右の請願は

本年五月の地域給支給区分に関する人事院の勧告によれば岐阜県陶町は一級地となつているが、当町は愛知県瀬戸市に優るとも劣らない陶器製造の盛んな町で、労力不足と生計費がいちじるしく高い特異的な町であるから、当町の地域給を三級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県新宮市の地域給に関する請願（第五四四号）

請願者　和歌山県新宮市長　杉本喜代松外四名

右の請願は

今回人事院より政府ならびに国会に勧告された勤務地手当支給地域区分にすると和歌山県新宮市は二級地となつているが、当市は京阪神地方から遠くへだたつているため、衣料その他日用必需品が極めて高く、さらに主食を始め野菜その他の副食品の生産地でないため他の主要都市に比して絶えず高価であつて、相対的に京阪神地方より生活費が割高となつているから、当市の地域給を三級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県御坊市の地域給に関する請願（第五四五号）

請願者　和歌山県日高郡御坊町全官公労協議会内　山本宏介

右の請願は

人事院より勧告された勤務地手当の支給地域区分によれば、和歌山県御坊町は一級地となつているが、当町は日常必需物資を常に阪神地方から仰がねばならない実情にあるため、全国C・P・Sにおいても県内および他府県の二級地と比較してこれが同率以上であり、とくに当町も含む七箇村は日高市として近く市制を施行し、今後の発展が期待されているから、当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県南山田村信末地区の地域給に関する請願（第五四六号）

請願者　富山県東礪波郡南山田村信末五、九六三国立療養所北陸荘内　江川三二外一名

右の請願は

富山県南山田村信末地区は、高岡市を距ること二十四キロの山間のへき地であり、城端町へ四キロ、福地町へ六キロ、福野町へ九キロの地にあるが、これらの三箇町は生活諸物資を全て高岡市、金沢市より移入し、当地方はこれらの三箇町を経て移入しているため物価もこれらの三箇町はもちろん高岡、金沢両市よりもはるかに高価であつて、当地在勤公務員には他地方への転出および転勤を希望する者が続出し、その補充に優秀な職員を得ることが困難な実情であるから、当地区を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県津田町の地域給に関する請願（第五四八号）

請願者　香川県大川郡津田町大川地方事務所内　小林定男外十七名

右の請願は

香川県津田町は、高松市と近距離にあつて大川郡の中央部に位し、海陸交通の要点で郡内の政治機関は、ほとんど本地域に集つている。しかして当地域の公務員は、高松市方面に通勤するか、あるいは高松市方面より通勤するものが多く、高松市と本地域との経済状態は、全く差別することが事実上困難な特殊事情にある。しかるに本地域の地域給は、丙地域であるため公務員の生活は苦しいから、本地域の地域給を二級地に格上げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県詫間町の地域給に関する請願（第五四九号）

請願者　香川県三豊郡詫間町警察署内　松岡照雄外十八名

右の請願は

香川県詫間町の地域給は、現在丙地

域であるが、詫間町は、従来生活必需品を隣接町村から移入する実情で、しかも最近諸工場の設置ならびに拡張によつて人口は増加し、物価は益々高騰の傾向にあつて、町内官公庁職員の生活の困窮は、想像以上深刻であるから、本町の地域給を二級地に格上げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道訓子府村の地域給に関する請願（第五五〇号）

請願者　北海道常呂郡訓子府村長　谷本泰三郎外一名

右の請願は

北海道訓子府村は、北見市の郊外的隣接村であつて、同市と何等異る点がなくむしろ諸物価等については同市を上回つている状態にあるから、当村の地域給支給率を北見市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県天津町の地域給に関する請願（第五六五号）

請願者　千葉県安房郡天津町長　今井三郎外五名

右の請願は

千葉県天津町は、東京都に近く交通が便利のため東京の相場が直接当町の物価に影響を及ぼし、また観光地として観光客の来往繁く、ために諸物価は高価を示しているから、当町を勝浦町および館山市と同率の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鵜方町の地域給に関する請願（第五七二号）

請願者　三重県志摩郡鵜方町鵜方地区全官公庁職員連絡協議会内　西尾昇

右の請願は

三重県鵜方町は志摩国立公園南部の中心部をなし交通、産業、文化の要地であつて、終戦後とみに町勢伸張し、人口も急激に増加、従来の生産地型から消費地型に移行した上、年年増加する観光客の往来は、物価をいちじるしく高騰させる結果となり、町内官公庁勤務職員の生活は想像外の困窮を招いている。このためこの地域内に勤務を希望する者殆んどなく、欠員補充、人事交流等も困難となり、官公庁の機能に支障をきたす現状であるから、鵜方町および近接地域の特殊性を検討の上勤務地手当一割以上支給地域として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県浜島町の地域給に関する請願（第五七三号）

請願者　三重県志摩郡浜島町浜島地区全官公庁職員連絡協議会内　中島次郎

右の請願は

三重県浜島町は、伊勢志摩国立公園南部の中心地であり、南志摩交通、産業、文化の要地として終戦後はとみに町勢伸張し、漁船避難港として国の指定を受けるに至つた。しかして町勢の発展に伴い人口は急激に膨張して、従来からの消費地である当町はさらに年々増加する京阪神地方からの観光客ならびに常時出入する遠洋漁船のため、必然的に物価はいちじるしく高騰し、町内官公庁職員の生活は困窮を極めているから、当町を一割以上の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県佐川町の地域給に関する請願（第五七六号）

請願者　高知県高岡郡佐川町長　森田茂亀外十九名

右の請願は

高知県佐川町は、高岡郡北部の産業、経済、交通の中心地であるが、消費都市として、生活上の諸物資はほとんど高知市ならびに須崎町よりの移入に依存しているため、諸物価は高知市はもとより大都市の価格を上回ることが多く、一般公務員の生活は困窮を極めているから、当町を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県八街町の地域給に関する請願（第五八一号）

請願者　千葉県印旛郡八街町長　新津午三郎外二十名

右の請願は

千葉県八街町は農村都市の形態を備えているが、水田わずかに七十町歩に対して畑は二千六百余町歩で、その大部分は落花生と麦の単作地であるため米および野菜等は農家の自家消費のみで、商家ならびに勤労生活者は他の土地の生産に依存している実情である。また東京、東北、名古屋、神戸、大阪方面からの落花生の買込者が多数当町に出入しているため、当町の物価はつり上げられ俸給生活者の生活は想像以上の困窮を極めている現状であるから、当町を三級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府富田林市の地域給に関する請願（第五八二号）

請願者　大阪府富田林市長　尾崎茂一外三名

右の請願は

去る五月十七日人事院より勧告された地域給改正案によれば大阪府富田林市は三級地に指定されているが、当市は大阪市の衛星都市として交通、産業上、労働者の生活が大阪市、堺市、池田市等と何等異なることがなく、むしろ消費物価においては高指数を示している現状であるから、当市を他の衛星都市と同様五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国

会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府中河内郡の地域給に関する請願（第五八三号）

請願者　大阪府中河内郡枚岡町長　吉岡市次郎外二十二名

右の請願は

今回人事院が政府に対して行つた地域給に関する勧告案によれば、大阪府中河内郡は加美村および巽町の五級地を除いて他は三級地あるいは二級地になつているが、当郡は大阪市に隣接し、交通も四通発達し、大小工場次々に建設され、従つて物価その他の生活費はかえつて特地、甲地より上回つている実状であるから、当郡の実状を調査の上地域給を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府高安村の地域給に関する請願（第五八四号）

請願者　大阪府中河内郡南高安村長　大東貞雄外三名

右の請願は

大阪府南高安村は、八尾市に隣接し鉄道を利用すれば八尾市中心部に五分、布施市に十五分、大阪市には二十分で到達し得る位置にあるため当村は経済的に都会的様相を有する消費村である。従つて物価は都会地と異なるところがなくむしろ運搬費等がかさんで一般都市より一割乃至一割五分方高い実情にあるから、当村の実情を調査の上すみやかに五級地の地域給支給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宮津町の地域給に関する請願（第五八五号）

請願者　京都府與謝郡宮津町宮津地区官公庁協議会内　大浜二郎外一名

右の請願は

京都市宮津町は、名勝天之橋立を控えた観光都市としてもつぱら消費地であり、また文化的にも絶えず京阪神地方との交流がはげしく、自然生活程度も高く、加うるに各地からの遊覧客により物価は京阪神各都心以上の高騰を示している実情であるから、当町の地域給支給率を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県東郷村の地域給に関する請願（第六〇六号）

請願者　愛知県愛知郡東郷村長　相羽義一

右の請願は

愛知県東郷村は、地理的に名古屋市に隣接し経済的、文化的に同市と不可分の関係にあるが、名古屋市および近接町村は全部地域給支給地であるにかかわらず当村のみ支給されていないため公務員は他都市への転任を希望するものが多く、また適当な人材を補充することも困難な現状にある。ことに教育面に及ぼす影響はじん大であるから、当村を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県の石炭手当に関する請願（第六一一号）

請願者　青森県知事　津島文治外十六名

右の請願は

青森県と、北海道は、地理的環境においても、冬季の降雪と寒冷の点においても何等の差異がないにもかかわらず、北海道の公務員に対して石炭手当が支給され、青森の公務員に対しては、未だ支給されないのは遺憾であるから、すみやかに石炭手当が支給されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県勝浦町の地域給に関する請願（第六一八号）

請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長　富田好三

右の請願は

千葉県勝浦町の生活水準は、同県下の主要都市をしのぐ実状にあつて特に待遇に制約されている官公庁職員の生活は言語に絶するものがあるから、本町の地域給地を三級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県吉原市の地域給に関する請願（第六一九号）

請願者　静岡県吉原市長　鈴木清一外十九名

右の請願は

静岡県吉原市は、全国有数の紙生産都市として、また富士郡下における産業、文化、政治の中心地であるが、一般生活諸物資のほとんどを他地域から移入しているため輸送費が加算され、物価は他市に比較していちじるしく高く、人口は二十万の都市と同程度であり、官公庁職員の生活は困窮を極めているから、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士宮市の地域給に関する請願（第六二〇号）

請願者　静岡県富士宮市長　小室鶴松

右の請願は

富士宮市は、静岡県の東北部富士山ろくに位置し、同地方における政治、経済、文化、教育の中心地である。しかして当市の衛星地帯は、全国第一の紙生産地で最近の紙業界の好況によつて当市は異常な物価高を現出し、当地在勤公務員の生活を圧迫しているから、本市の地域給地を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県横手市の地域給に関する請願（第六二一号）

請願者　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名

右の請願は

秋田県横手市は、本年四月一日を期し県案の隣接地域栄、旭の二村を吸収して市制を施行し現在に至つている。従つて本市は水田農業を主とする横手盆地の中心で市自体も農家比率三割を示し半生産、半消費の小都市である。しかしてこれら生産者は自己の生産物の高価格を望む関係から消費物価もそれに伴つて高騰し生活費のいちじるしく高い特殊な様相にあり、さらに奥羽線、横黒線、横荘線の交さ点に位置するため、相当の乗降者を有し、一層の物価高を現出しており総理府統計局特別消費者価格調査によつても人口数に比例せず東北では第三位の指数を示しているから、地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県吉崎町の地域給に関する請願（第六二二号）

請願者　福井県坂井郡吉崎村長　石塚順三外十五名

右の請願は

福井県吉崎村は、浄土真宗の霊地として全国的に知られ、山川の風致にも富んでいる関係で、御き中はもとより平素といえども加越温泉境よりの参詣観光客繁く、ために諸物価は高騰を続けており、加うるに地勢的に恵まれていないため主食をはじめ生活必需物資の大半を金沢、福井両市ならびに石川県大聖寺町方面より移入している実状にあり、消費者価格は隣接町村に比して相当割高となつているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県飯田地区の地域給に関する請願（第六二三号）

請願者　石川県珠洲郡飯田町珠洲地方事務所内飯田地区級地指定促進協議会内　北村銀太郎外十四名

右の請願は

石川県飯田町は、能登半島北部唯一の商工業都市であり当地方政治、経済、文化の中心地であるが、半島特有の山岳地勢と日本海の潮風に禍されて農産物および漁獲物は少く、その他生活必需物資は、すべて他都市より移入しているため、物価水準は県下でも高位にある実状であるから、当町および隣接上戸村字北方、若山村字出田の地区を地域支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県玉幡村西八幡および玉川地区の地域給に関する請願（第六二四号）

請願者　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外四名

右の請願は

山梨県玉幡村西八幡および玉川地区は、生活諸物資を甲府市に買い出しに行く始末で、勢い生活費がかさむばかりでなく、東京、静岡方面の影響を受けて物価は甲府市に比して一割乃至一割五分高の状態であるため、当地区在勤公務員の生活は困窮を極めているから、当地区を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江差町の地域給に関する請願（第六二五号）

請願者　北海道檜山郡江差町長　谷口太一

右の請願は

北海道江差町の経済は、隣接地函館市から生活必需物資の供給を受けるため、物価、生計費はいちじるしく高騰している実情で、函館市に比して、物価は一割五分ないし三割高、生計費においては月平均一割三分ないし二割七分の上昇の現状である。殊に本町に消費者が多く、とりわけ官公吏、学校職員が、その四割を占めるため、これ等のものは悲惨な生活状況にあるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道函館市の地域給に関する請願（第六二六号）

請願者　函館市真砂町渡島支庁内函館地方全官公庁労働組合連絡協議会内　笠原利重

右の請願は

函館市は札幌に次ぐ北海道第二の都市で、本州と北海道を繋ぐ交通上の要衝であつて、近年いちじるしく人口が増加し、文化の発展とともに観光都市としてまた道南漁業の中心地としてますます人口増加の傾向にあり、しかも一般日用品は道内の生産地ならびに本州とくに関東、関西方面に依存しているため物価の水準は札幌市を上回る指数を示している実状であるから、当市の地域給を札幌市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道士別町の地域給に関する請願（第六二七号）

請願者　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外三十四名

右の請願は

北海道士別町は旭川市、名寄町に隣接し、しかも同一経済ブロック内におかれている北部上川の経済都市であり、物価も旭川市、名寄町と何等異なるところがなく、むしろ一般生活諸物資を他都より移入している関係上名寄町より若干高い実状であるから、当町を名寄町と同率の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県加茂町の地域給に関する請願（第六四三号）

請願者　新潟県南蒲原郡加茂町長　金田綱雄外一名

右の請願は
新潟県加茂町は、三條、新津両市に近く、新潟、長岡二大都地の中間にあつて、人口三万に近く県下第一の町であり、交通の要衝に当り、教育文化都市であるとともに全国有数の産業都市である。主産業は木工製品であり、本地方産業とともに活況を呈し、近く市制施行の予定で町勢は飛躍的発展途上にある。従つて諸物価は県下七市にまさる高価を示し、本町に在勤する職員の生計費は極めて高い実状にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県早良郡の地域給に関する請願（第六四六号）

請願者　福岡県早良郡金武村北中学校内福岡県早良郡地域給引揚委員会内　藤進外六名

右の請願は
福岡県早良郡は、福岡市に隣接し既に西新町、鳥飼村、樋井川村、能古島村、原村、壱岐村の七箇町村は同市に合併され残りわずか五箇村をもつて早良郡を構成している県下最少の郡であるが、福岡市に隣接しているため文化、経済、交通等の面で直接同市の影響をうけ、消費生活においては同市と一体をなしているから、同郡下の地域給引上げの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂に関する請願（第六五五号）

請願者　大阪市東区法円坂町一全基準労働組合大阪支部内　大島輝一外二百九十一名

右の請願は
人事院の一万一千二百六十三円ベース改定の勧告に対し政府は、わずか一千五百円程度の引き上げに必要な経費しか補正予算に組んでいないとのことであるが、これは現在の民間給與に比べ七割にも満たない給與で、公務員の生活を全く破滅に近い状態に追いやるから、公務員の給與を満十八歳単身者勤務地手当非給地で最低八千七百円、また扶養家族手当一人千五百円支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県安下庄町の地域給に関する請願（第六七九号）

請願者　山口県大島郡安下庄町長　平井美人外十名

右の請願は
山口県安下庄町は地理的、人文的の特殊事情によつて生計費がいちじるしく高く、物価指数は大都市のそれをしのぐ実状であるため、当町在住公務員の生活は窮乏の状態であるにもかかわらず、今回の地域給級地指定に当町が洩れたことは遺憾であるから、当町の実状を再調査の上一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県伏見町の地域給に関する請願（第六八〇号）

請願者　奈良県生駒郡伏見町長　中本他仁蔵

右の請願は
奈良県伏見町は、奈良朝時代の宮跡として、県北部大和盆地の平坦部に位し、西は大阪市と結び、北は京都、南は八木橿原を経て五條吉野につながる交通上重要地点であるばかりでなく、観光地としてまた教育の中心地として重要な地位にあり、生活水準は奈良市をしのぐ実状にあるから、当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県木本町の地域給に関する請願（第六九八号）

請願者　三重県南牟婁郡木本町木本土木出張所内　長岡秀雄外十九名

右の請願は
三重県木本町は、県下で最も交通不便な地区であり、非生産的な消費地であるにかかわらず吉野熊野国立公園の中心部をなしているため、年々増加する観光客往来は必然的に当町の物価をいちじるしく高騰させ、町内官公職員の生活は想像外の困窮を招いている実情であるから、当町の地域給支給率は、最低一割を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県志段味村の地域給に関する請願（第六九九号）

請願者　愛知県東春日井郡志段味村長　柴田隆

右の請願は
愛知県志段味村は、農産物を除く他の生活物資の大部分を名古屋市、春日井市および高蔵寺町方面から庄内川志段味丘陵を越えて移入しているため、消費物価はむしろ仕入地を上回る状態にあり、しかも隣接町村はすべて地域給甲地、乙地に指定されているため、公務員、教職員は、当村勤務を希望せず、自治体の運営、学校教育上好ましからぬ結果をきたしているから、当村の地域給地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県大町町の地域給に関する請願（第七〇八号）

請願者　佐賀県杵島郡大町町長　三根寛作外四名

右の請願は
佐賀県大町町は、明治年間より著名な炭鉱地帯であり、特需景気に躍る近接北九州地方の影響を受けて本町の諸物価は高騰を続け、在勤公務員の生活に重大な脅威を與えているから、本町の地域給地を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県八日市場町の地域給に関する請願（第七〇九号）

請願者　千葉県匝瑳郡八日市場町長　磯部保

右の請願は

千葉県八日市場町は、県都千葉市と漁港銚子市の中間に位して明治初年頃より県下北部の文化中心地として発達してきた町であるが、交通の便に恵まれ千葉市に一時間東京に二時間の至近距離にあるため、諸物価はこれら諸都市の影響を受けて高く、在勤公務員の生活を圧迫しているから、本町の地域給地を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県杵築町の地域給に関する請願（第七一七号）

請願者　大分県速見郡杵築町南台　有沢作治外三百六十名

右の請願は

今回の人事院勧告によれば、大分県杵築町は同県下の日出町、由布院町より低位に置かれているが、県当局の調査によつて明らかな通り杵築町の物価は、輸送の関係で日出町を上回つているから、地方事務所の所在地として四万以上の公務員を擁する杵築町の地域給を再検討せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県八田、神谷の両村は、県の中央部に位置し、高知市とわずか数キロの距離にあり、経済、文化等の面においては切り離すことのできない地帯であるが、農業生産が貧弱なため、村内需要の食糧は大部分、伊野、高知等より移入しているため、輸送費の増加によつて、生活費はむしろ高知市を上回つている実情であるから、両村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県徳山市の地域給に関する請願（第七三一号）

請願者　山口県徳山市長　池清

右の請願は

地域給支給地域区分が五月十七日人事院より勧告され、山口県徳山市は二級地として指定されているが、本勧告の基礎となつた当市のC・P・Sについて見れば、昭和二十四年五月が低いのは当時富田、福川両町が含まれていたためである。その後富田、福川両町が分離し調査世帯より除外され昭和二十四年十一月、二十五年五月と急激に上昇率を示している。また朝鮮動乱の影響はさらに激しくことに県下において徳山市が鉄鋼、ソーダ工業の中心地であるためその影響は極めてじん大であるから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県岩国市の地域給に関する請願（第七三二号）

請願者　山口県岩国市長　久能寅夫外五名

右の請願は

岩国市は山口県の最東部に位し、瀬戸内海に面した人口六万四千余を有している。最近三箇年の人口増加の状況は、朝鮮動乱を契機として市内大小工場の整備拡張に伴う労働雇よう人口は連合軍空軍基地の増強による連合軍労務者の急増等により急速に増加しつつあり、しかも生活諸物資は遠く広島市または柳井町より移入している現状であるため、一般消費物価は高いから当市の地域給を最低三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県南郷村の地域給に関する請願（第七三五号）

請願者　福岡県宗像郡南郷村長　天野健一

右の請願は

福岡県南郷村は、地域給三級地である鞍手郡山口、笠松の両村と二級地である宗像郡赤間、東郷両町の間にはさまれ、地理的にも経済的にもこれらの町村と何等差別がないにかかわらず、無給地であるため、優秀学校職員および公務員の他地域への転出が続出しているから、本村の地域給について特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県志賀島村の地域給に関する請願（第七三六号）

請願者　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇磯興外二十三名

右の請願は

福岡県志賀島村は、地理的にも経済的にも福岡市と密接な関係にあり、本村の産出する魚介、果実、石灰等を除くすべての物資を移入に仰いでいる純消費地であるため、運賃諸掛の加算によつて生活物資の価格は福岡市を上回つており、その上占領軍の駐留、県立玄海公園の指定等に伴い、生活水準は上昇の一途にあるから、本村の地域給を福岡市同級に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝山町の地域給に関する請願（第七三七号）

請願者　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎

右の請願は

岡山県勝山町は、国鉄姫新線によつて東は阪神地方に、西は広島市に、またバスによつて南は岡山市に、北は鳥取県倉吉町にそれぞれ通ずる真庭郡の政治経済および教育の中心地であるが、生活態度はこれら大都市の影響を受けて非常に高く、従つて諸物価も阪神地方に劣らない状況にあるから、当町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが

実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県川西町の地域給に関する請願（第七五七号）

請願者　兵庫県川辺郡川西町長　滝井善治郎外十九名

右の請願は

兵庫県川西町は、池田、伊丹、尼崎等の各都市ならびに宝塚地区に隣接する交通至便の高級住宅地帯で、各種学校諸官庁が所在し、人口は年々増加の傾向を示しているが、その経済事情は、これら隣接諸都市に異るところがなく、しかも本町の世帯数は、約一割の農家を除いてほとんど消費生活者であり、生活物資の大部分を池田市より購入する関係上諸物価は極めて高く、俸給生活者に與える影響がじん大であるから、本町の地域給を隣接池田市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願（第七五八号）

請願者　岐阜県惠那郡大井町長　松下辰造外一名

右の請願は

岐阜県大井、長島の両町は、惠那郡の中心に位し、地方事務所を始め諸官庁が集中し、郡内の諸物資はすべて当地において集散されている。また名勝惠那峡の所在地であるため、春秋は観光客の来訪極めて多く、加えて国立岐阜療養所利用者および関係者の出入によつて、消費物資の価格は高騰をきたしており、しかも名古屋、多治見の両市に近接しているため、生活様式、物価等の事情はこれらの都市に大差ない実情にあるから、近く合併を予定している両町の地域給を二級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県五井町の地域給に関する請願（第八〇六号）

請願者　千葉県市原郡五井町五井一、五六五　時田留次郎

右の請願は

千葉県五井町は、同地方における商業の中心地で、のりを始めとする農水産物の集散は市原郡内最高を示しており、一方小湊線の起点に当るため、沿線町村への買出者の出入が多いため、当町の物価は千葉市を上回つている実情であるから、五井町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県和気町の地域給に関する請願（第八〇七号）

請願者　岡山県和気郡和気町長　山崎重市

右の請願は

岡山県和気町は、和気郡の中心に位置する同地方の交通、産業、文化、経済の中心地であるが、耕地が少いため、主食を始め食糧、生活物資を他都市に依存するため、物価指数は岡山市と大差なく、公務員および一般勤労者は生活苦にあえいでいるから、和気町を一級地としての地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神岡町の地域給に関する請願（第八〇八号）

請願者　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名

右の請願は

岐阜県神岡町は、東洋最大の鉛亜鉛産出高を誇る神岡鉱業所の所在地であるが、交通不便な山間の積雪地帯であるため、生活物資を移入に仰がねばならず、厚生施設の完備している鉱業所従業員に比して、一般勤労者および公務員の生活は極めて困難な実情にあるから、神岡町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関市の地域給に関する請願（第八五五号）

請願者　岐阜県関市長　亀山一二外二十五名

右の請願は

岐阜県関市は、過去七百年以来の刃物工業地として知られ、朝鮮動乱以来の特需景気によつて本町物価は相当な値上りを示し公務員の生活を圧迫しているから、地域給引上げの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県白浜町の地域給に関する請願（第八五六号）

請願者　和歌山県西牟婁郡白浜町長　南和七外十六名

右の請願は

和歌山県白浜町は、昔から温泉地として発展したところで全くの消費地である。しかして当町の観光客は、年間約四十万でその六割五分は京阪神地方の顧客で、この地方の経済情勢がすなわち当町の経済情勢となる実情で、当町の物価高は京阪神地方以上の物価高を示し、当町の公務員の生計困窮はその極に達しているから、当町の地域給を三級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山市の地域給に関する請願（第八五七号）

請願者　和歌山市長　高垣善一外六名

右の請願は

和歌山市は、南海第一の都市として発展しているが、当市は阪神地方と近接しその交通至便なるため、当市後方地区において生産される物資は販路を求めて当市を素通りして阪神地方に直送される悪結果を生み、物資の欠乏は一層物価の上昇に拍車をかける結果となり、しかも昭和二十一年南海大震災および昨年のジェーン台風禍等数度の災害は県の中心都市たる当市の物価の上昇にますます拍

車をかけ、一般俸給生活者の経済状態は一層窮迫の一途をたどりつつあるから、当市を四級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県海南市の地域給に関する請願（第八五八号）

請願者　和歌山県海南市長　森本伊助

右の請願は

和歌山県海南市は、和歌山市に次ぐ南海第二の都市として発展してきたが、当市は阪神地方に近接し、その交通至便なるため、当市後方地区において生産される物資は販路を求めて当市を素通りして阪神地方に直送される悪結果を生み、物資の欠乏は一層物価の上昇に拍車をかけることとなり、しかも昭和二十一年南海大震災および昨年のジェーン台風禍等数度の災害は、当市の物価の上昇にますます拍車をかけ、一般俸給生活者の経済的状態は窮迫化の一途をたどりつつあるから、当市を三級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県箕島町の地域給に関する請願（第八五九号）

請願者　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎外十二名

右の請願は

和歌山県箕島町は、県下町村のうち最も大きく、当町周囲はかんきつ類その他農作物や魚類の産物に恵まれ、また町内および附近には可成り盛大な工場や生産会社多く、それがため購買力が旺盛であり、和歌山市ならびに海南市に近接していて一般に気風が都会的であり、物価も県下では非常に高い状況にあるから、当町の地域給を橋本、岩出、串本と同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都府中、小金井、国分寺地区の地域給に関する請願（第八六〇号）

請願者　東京都北多摩郡下府中町東京農工大学内　田中丑雄外十五名

右の請願は

東京都府中、小金井、国分寺地区は、生活必需品の大部分を都区内より移入するため、都区内に比してあらゆる物価は上廻つており当地区辺にある武蔵野市、三鷹市、国立町字国立、神代村字入間、狛江村字小足立等はすでに五級地に指定されているが、地域的にみてその生活環境が同様または以下であるにかかわらずこれより下位にあることはなはだ不均衡であり、職員の人事行政上に多大の支障をきたすおそれがあるから、当地区の地域給を五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西浦町の地域給に関する請願（第八六一号）

請願者　愛知県宝飯郡西浦町立西浦小学校内　吉見武雄外三十四名

右の請願は

愛知県西浦町は、東海地方屈指の観光地蒲郡町の西方に連り、その七割の地域が蒲郡地区県立公園の区域に含まれているため、観光客の出入が多く、物価は上昇の傾向にあり、加えて最近の水産加工業および繊維工業の発展にもかかわらず、食糧、雑貨その他の生活必需品は国鉄、名鉄等によつて移入するため、生活費は極めて高い数字を示しているから、同町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県刈谷市の地域給に関する請願（第八六二号）

請願者　愛知県刈谷市長　岡本謹平

右の請願は

愛知県刈谷市は、戦後重要工業都市として急激な発展を遂げ、地代、家賃、食料品、被服等日常生活必需品の物価ならびに民間企業の労働賃金もまた上昇の一途をたどり、加えて主食、電気料金、新聞、運賃等の一斉値上りのはね返りは、近接名古屋市に比して差異のない実情であるから、当市を四級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県今津町の地域給に関する請願（第八六三号）

請願者　滋賀県高島郡今津町長　前川利吉外六名

右の請願は

今津町は京阪神、北陸および山陰を結ぶ滋賀県湖西地方の中枢地であり、とくに湖西地方の物資集散地として江若鉄道により大津市および京阪神大都市と直結するため、はなはだしくこれらの地方の影響を受け、かつまた農産物を京阪神地方へ吸収されるため物価は高く、当町所在官公庁職員の生活は困難な実情にあるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県米田町の地域給に関する請願（第八六四号）

請願者　兵庫県印南郡米田町長　松本市之助外四名

右の請願は

兵庫県米田町は、加古川市の中心である加古川町とは交通、産業、文化のすべてにわたつてほとんど條件を一にし、ことに日本毛織株式会社の加古川工場は川東の加古川町に、印南工場は川西の当町にあるという密接な関係にあり、しかも加古川市に新に合併した神野村、野口村、平岡村、尾上村および荒井村よりすべての点にわたり優位である当町の実情を調査の上、当町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県川之江町の地域給に関する請願（第八六五号）

請願者　愛媛県宇摩郡川之江町官公署地域給連絡協議会内　横内穂

右の請願は

川之江町は愛媛県の東端、高知徳島香川三県に隣接する県境の町で、海陸交通の優位性は宇摩郡第一であり、ことに本町は三島町、松柏町とともに遠く元祿年間以来数百年の歴史をもつ特産伊予紙および同加工製品の産地として和紙生産高においては全国第二位、愛媛県生産の九割を占めている。こうした経済的な好況は、地方の一商工業地として異例の物価高を示しているため、官公職員の生活は困難を極めているから、本町を三級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂に関する請願（第八八二号）

請願者　大阪府岸和田市北町九五三全基準労働組合大阪支部岸和田分会内　江口文雄外十七名

右の請願は

さきに人事院は、一万一千二百六十三円の給與ベースを政府に勧告したが、政府はわずか千五百円のベースに引上げを予定しているにすぎない。しかるに現在民間の給與は、平均一万四千円で、この七割にも満たない低給與では、公務員の生活を維持できないから、給與ベースを直ちに改訂し、八月から支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府横山村の地域給に関する請願（第九〇九号）

請願者　大阪府泉北郡横山村長　井上耕作

右の請願は

大阪府泉北郡の町村を一級地から五級地の五段階に区分することは、誠に不合理で、行政面に多大の障害を與えている。特に本村の横山村は最低の一級地で、公務員に物心共多大の悪影響をおよぼし、その慰留任ならびに欠員の補充は労苦を要する現状である。また本村は大阪、堺、岸和田に至る交通の便が良く、生活程度はほとんど都会と変らず、物価はむしろ大阪市より高く俸給生活者は困窮しているから、本村の地域給を本郡の和泉町等と同級まで引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県宇治山田市の地域給に関する請願（第九一〇号）

請願者　三重県宇治山田市黒瀬町一、五六三宇治山田全官公庁協議会内　田島勘平

右の請願は

今回地域給改訂の人事院勧告案によれば、当市は最低位の一級地に指定されているが、最近伊勢志摩国立公園の指定、学童、生徒の伊勢神宮参拝制限の緩和とともに、観光客は日に増し、一部の旅館、みやげ業者の繁栄は物価の高騰をきたす結果となり、三千の公務員の生活はいよいよ窮迫化しているから、宇治山田市の特殊事情再検討の上、四日市市、津市等同様に最低一割を確保できるよう、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願

請願者　北海道札幌市長　高田富與（第九四四号）

請願者　北海道札幌市議会議長　斎藤忠雄（第九四五号）

請願者　北海道札幌市長　高田富與（第一一五九号）

右の請願は

寒冷地手当および石炭手当は、積雪寒冷の地に絶対必要な石炭その他の物資を購入する経費として支給されるものであるが、これらに対して所得税が課せられているため、手取額は極めて少額となり、本来の趣旨に副わない結果となつているから、国家公務員ならびに地方公務員に対する寒冷地手当および石炭手当に対する所得税を免除するため、国家公務員に対する寒冷地給および石炭手当の支給に関する法律に所得税法第六條に基く非課税所得の特例を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県有度村の地域給に関する請願（第九四六号）

請願者　静岡県安倍郡有度村長　栗田錦三外五名

右の請願は

静岡県有度村は、地理的および交通的関係より、生活條件を静岡、清水の両市と同じくし、しかも本村勤労者の八割以上が静岡市に、反対に村内の各職場在勤者の六割は両市よりの通勤者であるから、本村の地域給を静岡市同級の三級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道室蘭市の地域給に関する請願（第九四七号）

請願者　北海道室蘭市長　熊谷一綾雄外一名

右の請願は

室蘭市は、人口約十一万を有する北海道の重要商工業都市であるが、日鉄、日鋼の従業員およびその家族が人口の六割を示め、その住宅地は市内の三分の二を占めている。従つて本市の経済は、これら厚生施設の完備した大会社従業員によつて影響され、しかも生活消費物資を他府県からの移入にまたねばならぬ事情のため、生計費指数は札幌市を上回つているから、本市の地域給を二割支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道夕張市の地域給に関する請願（第九四八号）

請願者　北海道夕張市長　北島光盛外十三名

右の請願は

今回の人事院勧告の地域給支給割合によると、北海道夕張市は一割支給地となつているが、右勧告の基礎となつた資料は、炭鉱会社経営の福祉厚生施設の恩恵を受けて生活している炭鉱従業者を対象としているため、そのまま当市の一般世帯に及ぼすことは不合理であるから、当市の特殊事情を考慮され二割以上の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江別町の地域給に関する請願（第九四九号）

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田鳥蔵平外二十一名

右の請願は

北海道江別町は、札幌市の隣接町として発展してきたが、現在札幌市への通勤者は三千二百人を超え、札幌市の住宅地の観を呈している。一方本町は工場が多いため、住宅事情においては札幌市と異るところがなく、また生活物資を札幌、小樽の両市から仕入れの関係上、物価は札幌市を上回つているから、本市在勤公務員の生活を保障するため、江別町の地域給を札幌市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚岸町の地域給に関する請願（第九五〇号）

請願者　北海道厚岸郡厚岸町長　土岐紀文外七名

右の請願は

北海道厚岸町は、地勢上陸路は海にさえぎられているため一隻の渡船により、かろうじてその交通を得ている実情にあり、これを利用する人夫、貨物一切は一航海人夫の場合十円以上、貨物の場合は、その量、体積により異なるが石炭のごときはトン当り四百五十円、木炭八十円乃至九十円、米一俵百五十円程度の航海賃を直接物価販売に附加して一般家庭に入る状況である。しかも冬期間は約一箇月の不航海により生活必需物資は恐るべき高騰を示している実情であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県因島の三庄町の地域給に関する請願（第九六六号）

請願者　広島県御調郡三庄町長　伊賀常大郎外八名

右の請願は

広島県因島の三庄町は、人口、産業、教育、文化等近接市町村をしのぐ状況にあるが、生活必需物資は尾道、今治、三原を始め遠く阪神の都市に依存しているため、必然的に物価はこれらの都市に劣らぬ高価を示しているから、今回の地域給支給区域改訂を機に当町を二級地できれば三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉市の地域給に関する請願（第九六七号）

請願者　千葉市市場町二千葉県庁内千葉市地域給連絡会議内　山口尚

右の請願は

今回の人事院勧告によれば、千葉市は、三級地に指定されているが、千葉市の消費都市的性格および東京都との地理的経済的関連からすると妥当を欠いており、しかもこの勧告の資料となつたS・C・P・SおよびC・P・S等は、極めて不合理なものであつたから、千葉市の地域給決定については再検討を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宮津町の地域給に関する請願（第九七四号）

請願者　京都府與謝郡宮津町役場内　和田辰五郎外一名

右の請願は

京都市宮津町は、名勝天之橋立を控えた観光都市として専ら消費地であり、また文化的にも絶えず京阪神地方との交流がはげしく、自然生活程度も高く、加うるに各地からの遊覧客により物価は京阪神各都心以上の高騰を示している実情であるから、当町の地域給支給率を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県鷲津町の地域給に関する請願（第一〇〇五号）

請願者　静岡県浜名郡鷲津町長　小林儀一郎

右の請願は

静岡県鷲津町は、浜松、豊橋両市間の中央に位し、古来より湖岸都市として交通機関に恵まれているため、戦前より大小工場が密集し、浜松市に次ぐ一大工業地帯を形成している。従つて本町の物価水準は常に同市を上回る実状にあるから、本町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県高田町の地域給に関する請願（第一〇〇六号）

請願者　大分県大分郡高田町長　酒井武雄外一名

右の請願は

大分県高田町は、近接郡を背後地とする都市的形態を完成し、單に大分郡内の政治、経済、教育、文化の中心地であるばかりでなく、県北産業、経済、文化の中心地へと移行しつつある現状で、物価指数の高いことは県下では有数の内に挙げられ、俸給生活者は生活困難を極め、当町人事行政に多大の支障を生じつつあるから、当町を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが

実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郵政事業全従業員の給與ベース改訂に関する請願（第一〇一七号）

請願者　新潟県西蒲原郡燕町中太田　長谷川明義外四十四名

右の請願は

郵政事業の再建には、人的要素がその基盤をなすことは当然であるが、郵政事業全従業員の労働力再生産の源泉である現今の給與に真に劣悪であつて窮乏その極に達し、とくに最近の生必物資の価格の改訂せられた今日、その生存権をおびやかされている実情であるから、科学的基礎の上にたてた人事院案によりベース改訂を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県成田町の地域給に関する請願（第一〇二二号）

請願者　千葉県印旛郡成田町長　飯倉文甫外十五名

右の請願は

今般の人事院の地域給勧告において、千葉県成田町は二級地として指定されているが、昭和二十四年五月施行の特別消費者価格調査でも明らかなように東京都百に対し当町は九十六、五と高い計数を示しており、その後朝鮮動乱により市場における物価は高騰しているから、当町を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県小金町の地域給に関する請願（第一〇二三号）

請願者　千葉県東葛飾郡小金町長　林重喜外五名

右の請願は

千葉県小金町は、松戸市をへだてて東京都に直結しているため、経済事情においては実際的に東京都に等しく、戦後は東京都郊外の居住地帯としてまた常磐線電化とともに一層転入者が増加し、物価も必然的に高位を示している実情であるから、当町を特地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台市および東北諸都市の地域給に関する請願（第一〇二四号）

請願者　宮城県仙台市元鍛冶町三〇仙台管区経済局内　高柳保外八名

右の請願は

仙台市ならびに東北都市に対する現行の勤務地手当は、極めて低率に過ぎ、当地方の実情に全く副わないばかりでなく、他地方との支給率との均衡上からもはなはだしく不つり合いに置かれているから、最低一割の支給率に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎市の地域給に関する請願（第一〇四三号）

請願者　長崎市桜町三六長崎市地域給引上対策協議会内　末続吉間

右の請願は

長崎市は特定の水産資源以外の一般生活必需品については全くの消費都市で、物価はC・P・Sによると、福岡市を上回つている現状であるから長崎市の地域給を福岡市と同等に決定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県早島町の地域給に関する請願（第一〇五二号）

請願者　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男

右の請願は

岡山県早島町は、岡山市と倉敷市の中間にあつて、大工場、諸官庁、病院、学校等大消費機関があり、物資のほとんど全部を両市より移入するため、物価は両市よりはるかに高価を示し、公務員の給與は民間会社の給與に遠く及ばず、その生活は日ともに窮迫の度を加えている現状であり、ひいては人事行政の運営上憂慮すべき事態を招来するから、当町を一級地として地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県興瀬町の地域給に関する請願（第一〇六七号）

請願者　神奈川県津久井郡興瀬町一、二三六　河季七外四十五名

右の請願は

神奈川県興瀬町は、相模ダムを控える観光地で、四季を通じて遊覧客が絶えず、その上土地狭あいのため、生活條件が悪く、生活物資の値上りは京浜地区に劣らない実情にあるから、当町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県相知地区の地域給に関する請願（第一〇八六号）

請願者　佐賀県東松浦郡相知町長　田代喜一

右の請願は

佐賀県相知町は、唐津炭田の中心地にあたり、また佐賀県西北部における交通の要衝として当地方経済、文化の中心地であるが、生活必需物資のほとんどを都市に依存しているため、佐賀市と大差のない物価高にあることは総理府統計局調査の特別消費者価格調査の結果でも明らかであり、ことに朝鮮動乱の余波を受けて公務員の生活は脅威にさらされている実情であるから、当町地区を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県和田村の地域給に関する請願（第一〇八八号）

請願者　千葉県印旛郡和田村長　円城寺悦作外二十六名

右の請願は

千葉県和田村は、佐倉町に隣接し、村内一部の児童、生徒は佐倉町立小、中学校に通学し、現に強力な合併の議もあり、全く同一経済圏内にあるばかりでなく、和田村を取り巻く町村はほとんど地域給を支給されている現状で、人事交流の上からも大きな支障となつているから、同村を佐倉町と同一の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田、能代両市の地域給に関する請願（第一一一八号）

請願者　秋田県知事　池田徳治外十八名

右の請願は

地域給支給地区分に関する今回の人事院勧告せられば、秋田、能代の両市は昭和二十五年法律第二百九十九号附則第十項の規定による暫定措置のまま据置かれることとなつており、大館、横手の両市は支給地域から除外されているから、本県の特殊事情を再検討の上、秋田、能代両市を二級地に指定せられるとともに大館、横手両市を支給地域として追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県岩村町の地域給に関する請願（第一一二三号）

請願者　岐阜県恵那郡岩村町長　平出善次外一名

右の請願は

岐阜県岩村町は、多治見市、名古屋市、瀬戸市、長野県南信および愛知県北三河地方を結ぶ交通上の重要拠点にあり、富の程度が高く、産業の活潑化に伴い一般の生活水準が高く、その上物資の多くは名古屋方面より移入するため、公務員の生活は窮迫し、地域給支給町村との間にいちじるしい不均衡、不合理があつて、人事の交流を阻害している現状であるから、当町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道銭亀沢村の地域給に関する請願（第一一二四号）

請願者　北海道亀田郡銭亀沢村北海道教職員組合銭亀沢支部内　出村弘外四名

右の請願は

北海道銭亀沢村は、既給地亀田村以上に函館市に包囲された近接地で、生活の基礎的諸物資もまた函館と同様あるいは、移入の関係上高物価であるから、当村の地域給を函館市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県横須賀町の地域給に関する請願（第一一三七号）

請願者　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子一一三高津元治外二百四十四名

右の請願は

愛知県横須賀町は、名古屋市に近接し、経済的にも文化的にもまた交通運輸の点からも名古屋市と何等異る所がなく、とくに物価指数においては名古屋市を上廻つている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大山崎村の地域給に関する請願（第一一四四号）

請願者　京都市下京区西洞院三哲町鉄道職員集会所内国鉄労働組合京都支部内　大隅養雄

右の請願は

勤務地手当の支給地域区分に関する人事院勧告によれば、京都府大山崎村は、他地区の引上げにもかかわらず一級地としてすえ置になつているが、京阪間にあつて省線大山崎駅を経て生活必需物資を入手している附近町村と何ら異るところがなく、当村のみ不均衡に取り扱われていることは納得できないから、当村を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂等に関する請願（第一一六〇号）

請願者　埼玉県浦和市仲町三ノ三　福島愛次郎

右の請願は

今春来、全官公庁職員が要求し続けてきた給與一万二千円ベースへの改訂に対し、政府は何らの誠意を示さないばかりか、人事院の勧告した一万一千三百六十三円ベースに対しても依然としてこれを無視し、早や二箇月を経過しようとしているが、その間において生活必需物資の値上りはいちじるしく、全官庁職員の生活破壊の進行は人事院規則を改正してまで給料の繰上支給をやらなければならないまでに追いつめられているから、人事院勧告を即時実施せられるとともに地域給の改正を行い、また予算編成上から考えられる行政整理における不当首切を行わないようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県南田平村外二箇村の地域給に関する請願（第一一七八号）

請願者　長崎県北松浦郡南田平村　中村由男外二名

右の請願は

長崎県北松浦郡南田平、田平村および吉井村の三箇村は、すでに地域給支給地域に指定されている平戸町、江迎町、鹿町町、新御厨町、世知原町、佐々町等に囲まれ、かつ経済圏もこれら隣接町と全く同一であり何ら区別するところがないから、当三箇村を隣接町同様の地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県金谷町の地域給に関する請願（第一一九四号）

請願者　静岡県榛原郡金谷町長　酒井実平外十九名

右の請願は

静岡県金谷町の物価は、島田市と共に静岡の次に高く青島、掛川町等よりも高いので金谷町所在の各会社においても、地域給を支給している現状であるから、同町を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大江町の地域給に関する請願（第一一九七号）

請願者　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎外二名

右の請願は

京都府大江町は舞鶴、福知山市の中間にあり地勢、交通、経済等のすべての点が両市の影響を受けているが舞鶴、福知山の両市の地域給が三級地に指定されているにもかかわらず、同市が一級地にさえ指定されていないのは不合理であるから、両市の三級地と比較の上大江町を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

気象台職員の給與ベース改訂等に関する請願（第一一九九号）

請願者　大阪市生野区勝山通九ノ七二　中島和己

右の請願は

現在ですら気象台職員の生活は困難を極めているに加え、最近物価の値上り、鉄道、郵便、電気、ガス、主食等の値上りでますます生活をおびやかされているから、人事院勧告の一万一千二百六十三円の八月以降支給案を実現せられるとともに一昨年の人員整理で人員不足をきたしているから、今次の行政整理に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都東村山町南秋津の地域給に関する請願（第一二六七号）

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六五五国立療養所多摩全生園内　林芳信

右の請願は

東京都東村山町南秋津は、らい療養所の多摩全生園の所在地にして、都下有数の遊覧地である村山貯水池に近く、また清瀬村療養地区に接して相当の物価高地域である。加うるに同園職員は、らいの社会的嫌悪の風習から競争相手のないことを知つている商人等によつて比較的高い生活必需物資を売り付けられる状態にあるから、らい療養所職員の特殊性を考慮され、同地の地域級を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県姉崎町の地域給に関する請願（第一二八三号）

請願者　千葉県市原郡姉崎町長　鈴木益次郎

右の請願は

千葉県姉崎町は、房総西線姉崎駅を中心として人口一万、五井町に次ぐ市原郡第二位の重要なる町であり、しかも千葉市、木更津市にもまた十六・二キロの交通至便なところに位置しており、従つて少々の通勤の不便を忍んでも地域給支給地の千葉市、木更津市に勤務を希望するものが多いため、有能なる公務員の確保等に支障をきたしているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂に関する請願（八十通）（第一二八九号）

請願者　千葉市緑町六六　山口勇男外八十一名

右の請願は

今回の政府提出による給與ベース改訂では、現下の物価高による公務員の生活困窮を打解することができないから、公務員の給與ベースを一万二千円程度に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四四号　静岡県原町の地域給に関する陳情

第二六六号　裁判所職員の給與ベース改訂に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員会委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第二号

静岡県原町の地域給に関する陳情（第一四四号）　静岡県知事　斎藤壽夫外一名提出

裁判所職員の給與ベース改訂に関する陳情

第二六六号　鳥取市鳥取地方裁判所内　舘尾友蔵提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

静岡県原町の地域給に関する陳情（第一四四号）

陳情者　静岡県知事　斎藤壽夫外一名

右の陳情は

静岡県原町は、産業状態、文化的水準等隣接の沼津市と密接不離の関係にあり、さきに同市に合併された金岡、宇浜両地よりむしろ優位にあることは、その都市的形態等から考えても明白である。同町所在の民間事業所の給與は沼津、吉原地区等と同等の高額であるが、公務員だけは不利な状況におかれ、このことの町政に及ぼす影響ははなはだ大きいから、昭和二十四年七月二十日附人事院の県報告勤務地手当支給地域順位表提出当時との実情の変化を充分検討の上、沼津市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裁判所職員の給與ベース改訂に関する陳情（第二六六号）

陳情者　鳥取市鳥取地方裁判所内　熊尾友蔵

右の陳情は

諸物価の値上げに伴い、裁判所員の生活に益々苦しくなり体面の保持すら困難になつているから、不安なく落着いて職務を忠実に行うことができるよう給與ベースを改訂されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　栗栖　赳夫

三好　始　郡　祐一

松平　勇雄　溝淵　春次

楠見　義男　三浦　辰雄

楠瀬　常猪　横尾　龍

館　哲二

第二條第一項の改正規定の表総理府の項中「電波監理委員会　一二、九六三人」を「電波監理委員会　一三、〇五四人」に、「特別調達庁　一四、八四五人」を「特別調達庁　一五、一七三人」に、「計　一六〇、五五六人」を「計　一六〇、九七五人」に改め、同表大蔵省の項中「本省　一一二、三七七人」を「本省　一一二、五四四人」に、「国税庁　一五〇、九二一〇人」を「国税庁　一五二、〇二一〇人」に、「計　一七四、六三七人」を「計　一七四、三七〇人」に改め、同表文部省の項中「本省　一六〇、六八八人　うち五九、一二八人は、国立学校の職員とする。」を「本省　一六二、一九八人　うち六〇、六三一人は、国立学校の職員とする。」に、「計　一六一、〇七〇人」を「計　一六二、五八〇人」に改め、同表厚生省の項中「本省　一四三、一八八人」を「本省　一四四、一八四人」に、「計　一四四、九六七人」を「計　一四五、九六三人」に改め、同表農林省の項中「本省　一二〇、五四八人」を「本省　一二五、八七二人」に、「食糧庁　一二三、二〇三人」を「食糧庁　一二八、一一六人」に、「林野庁　一二一、四六五人」を「林野庁　一二二、一一五人」に、「水産庁　一一、三二九人」を「水産庁　一一、三二九人」に、「計　一六六、四七五人」を「計　一七七、四三二人」に改め、同表通商産業省の項中「本省　一七、六二五人」を「本省　一七、七二五人」に、「資源庁　一四八人」を「資源庁　一五八人」に、「工業技術庁　一四、三二八人」を「工業技術庁　一四、四一七人」に、「計　一一三、五六八人」を「計　一一三、二七九人」に改め、同表運輸省の項中「本省　一二、九四三人」を「本省　一三、六四五人」に、「海上保安庁　一一三、〇六三人」を「海上保安庁　一一三、〇六九人」に、「計　一二六、六〇三人」を「計　一二七、三一一人」に改め、同表郵政省の項中「本省　一二四五、二九六八人」を「本省　一二四六、四九六八人」に改め、同表電気通信省の項中「本省　一四三、〇三六人」を「本省　一四五、〇三八人」に改め、同表労働省の項中「本省　一九、七九三人」を「本省　一九、九七九人」に、「計　二〇、〇〇一人」を「計　二〇、一八七人」に改め、同表建設省の項中「本省　一〇、〇四七人」を「本省　一〇、一五二人」に改め、同表経済安定本部の項中「経済調査庁　一一、三四六人」を「経済調査庁　一一、九四一人」に、「計　一二、一六二人」を「計　一二、七五七人」に改め、同表合計の項中「八一一、八八〇人」を「八三〇、五二八人」に改める。

附則第二項中「農林省の本省の職員の定員は、二万千五十五人とし、」を削り、同項中「八千八十四人」を「八千百八十四人」に、「七千九百七十一人」を「八千七十一人」に改める。

附則第三項中「（農林省の本省の職員については二万千五十五人、通商産業省の本省の職員については八千八十四人）」を「（通商産業省の本省の職員については八千百八十四人）」に改める。

附則第四項及び第五項を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、行政費を節約するために、各省庁の事務の実情に応じて人員を縮減しようとの趣旨に基き、各行政機関の職員の定員を約七万八千削減するとともに、この人員整理を円滑に行うために必要な措置を講じようとするのであつて、その趣旨は妥当なものと認めたが、更に慎重に事務の繁簡等を考慮して若干の修正を加えた。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、行政事務の能率化を図り、今後の行政費の節約に寄與することができる。

三、費用

本法の施行に伴い、その経費は、原案によるものより、昭和二十六年度において約十二億二千万円の減、昭和二十七年度において約六億七千八百万円の増、平年度において約四十三億四千万円の増がある。

審査報告書

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

園　伊能　杉山　昌作

加藤　武徳　石川　榮一

平井　太郎　宮田　軍文

小野　哲　紅露　みつ

要領書

一、委員会の決定の理由

今回の行政整理によつて退職する職員に対しては諸般の事情に鑑み、特に退職手当を増額する等の必要がある。本法律案は今回の行政整理により退職する職員に対する退職手当の額を、従来の行政整理の場合の支給額の八割又は四割増とすること等を目途として所要の改正を行なおうとするものであつて、適当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

今回の政府機関等の行政整理によつて退職する職員の生活を救済する等に資することができる。

三、費用

この法律施行に必要な経費は、昭和二十六年度補正予算において、一般会計約二三億、特別会計約一七億、公共企業体約七億、計約四七億円を計上済みである。

審査報告書

昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）

昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第二号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月三十日

予算委員長　和田　博雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西郷吉之助　新谷寅三郎

前田　穰　藤森眞治
藤野繁雄　小林政夫
平岡市三　石坂豊一
池田宇右衛門　泉山三六
石原幹市郎　島村軍次
楠見義男　高良とみ
飯島連次郎　島津忠彦
上原正吉　深水六郎
一松政二　白波瀬米吉
岩沢忠恭　古池信三
加納金助　小野義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十六年度一般会計予算補正(第一号)、昭和二十六年度特別会計予算補正(特第一号)及び昭和二十六年度政府関係機関予算補正(機第二号)は明年度以降の財政事情も充分考慮しつつ、平和條約調印後の新らしい事態に対処するための経費を計上するとともに、当初予算の基本方針、即ち財政收支の均衡、国民負担の調整並びに産業合理化育成のための政府資金の活用等を主眼として編成されたものであつて、歳出において、平和回復に関連する経費を新たに計上し、治安確保に関する経費、出資及び投資に関する経費、地方財政平衡交付金並びに公共事業費等を増額計上しており、歳入においては、主として租税及び印紙收入の自然増收により、歳出の増加を賄うとともに、国民負担の調整軽減を行つているのであつて、経済運営の基本方針、国民生活の安定に関する措置、並びに地方財政平衡交付金の額等について不十分な点はあるが、概ね適当な処置と認める。

二、事件の利害得失

昭和二十六年度予算を、平和條約調印後の新事態に対応せしめることができる。

三、費用

一般会計歳出は、当初予算額六千五百七十四億二千万円に、今回の補正で、千五百九十二億六千八百万円が追加され、二百二十九億八千百万円が修正減少されるので、補正後の予算額は、七千九百三十七億七百万円となる。

一般会計歳入は、当初予算額六千五百七十四億二千万円に、今回の補正で、千八百二十四億六千二百万円が追加され、四百六十一億七千六百万円が修正減少されるので、補正後の予算額は、七千九百三十七億七百万円となる。

特別会計歳出は、当初予算額一兆二千四百五億八百万円に、千二百五十七億四千六百万円が補正増加され、補正後の予算額は、一兆三千六百六十二億五千四百万円となる。

特別会計歳入は、当初予算額一兆二千七百五十七億五千二百万円に、千二百七十五億三千八百万円が補正増加され、補正後の予算額は、一兆四千三十二億九千百万円となる。

政府関係機関歳出は、現計予算三千四百十五億六千三百万円に、千二十七億三千二百万円が補正増加され、補正後の予算額は、四千四百四十二億九千六百万円となる。

政府関係機関歳入は、現計予算額四千五百六十一億五千六百万円に、千八十一億九千九百万円が補正増加され、補正後の予算額は、五千六百四十三億五千五百万円となる。

○調査報告書

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

公職選挙法改正に関する特別委員長　赤澤與仁

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西郷吉之助　小笠原二三男
滝井治三郎　松原一彦
鈴木直人　中川幸平
安井謙　石村幸作
相馬助治　上原正吉
岡本愛祐　中田吉雄

本委員会は本日までに前後三回にわたり委員会を開会したが、公職選挙法改正に関し未だ成案を得るに至らなかつた。よつて閉会中も引続き調査を進めるため、継続調査要求書を議長宛提出することに決定し、今期国会閉会中の調査は本二十二日を以て打切つた。

調査報告書

講和に関連する諸問題並びに国際情勢等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

外務委員長　有馬英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

曾祢益　加藤シヅエ
園伊能　徳川頼貞
野田俊作

本件については、前々国会以来議長の承認を得て調査を継続して来たものであつて、今期国会における平和條約等の審査の上に寄與した所が多大であつた。

然しながら本件は、その調査の範囲が広汎であり且つ、対日平和條約等の締結に伴つて新なる段階に入つたものであるが、未だ結論を見るに至つていない。よつて本委員会は今後においても引続いて調査を行う予定である。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀末治　高橋進太郎
石村幸作　安井謙
相馬助治　岩沢忠恭
吉川末次郎　小笠原二三男
石川清一　岩木哲夫

地方行政の改革に関しては、今第十二回国会において委員会を十六回、法務委員会との連合委員会を一回開き、前国会に引続いて調査を行つて来た。その調査は、地方行政制度の確立、地方財政の確立、地方税制及び治安の維持並びに消防等広汎多岐にわたつている。

そのうち特に重要なものをあげれば左の通りである。

地方財政平衡交付金、地方起債の問題に関しては、刻下地方財政の窮乏甚しく、民主政治の基盤たる地方自治を脅かすものと認め、当委員会は全会一致により、さきに八月十五日付をもつて政府に対し、本年度の危機を突破するため平衡交付金の総額を二百億円を下らざる限度において増額し、起債承認の枠を百五十億円以上拡大する措置を要望したのであるが、これを今期国会において再確認したところ、本会議においてはこれと同趣旨の決議をするに至つた。

更に愛媛県八幡浜市における街頭録音事件については、証人を喚問してその事情を聽取し、新警察制度の運用に関する調査を行い、その結果治安関係当局に対してその適正なる運営を申入れる等の活動を行つた。

今期国会において行つた調査は、以上の如くであるが、地方自治の強化確立を図るためには、行政事務再配分、税財政制度の改革等を加え更に一層の調査を継続する考えである。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えない

が、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

河崎　ナツ　井上なつゑ
中山　壽彦　藤森　眞治
山下　義信　長島　銀藏
上原　正吉　松原　一彦

社会保障制度に関する調査（第十三次中間報告）

本委員会においては、社会保障制度の確立がわが国現下の最も重要な課題であることを認め、その立法化に資する目的をもつて、第四回国会以来本調査を継続し、既に第十二次の中間報告を行つて来たが、第十二回国会においても熱心に調査を続行した。

即ち今期国会においては、本委員会内に保険経済に関する小委員会外四種の小委員会を設置し、左の通り開会して夫々関係部門より社会保障制度に関係ある事項について、実情並びに対策等を聴取し、これを基礎にして種々検討を加え、或は政府に要望する等研究調査を進めたのである。

一、保険経済に関する小委員会（二回開会）

厚生当局並びに健保・国保団体代表者より保険経済の実情を聴取し対策を考究した。

二、遺族援護に関する小委員会（六回開会）

厚生事務次官引揚援護庁援護局長及び恩給局長等より戦争犠牲者及び戦没者遺族等の援護に関する構想について、説明聴取の上対策を考究した。

三、結核予防に関する小委員会（七回開会）

BCG予防接種問題について、厚生当局、日本学術会議第七部会員及び各方面専門家等より意見を聴取し、対策考究の上厚生大臣に対し結核予防法の実施に関し善処方を要望した。

四、らいに関する小委員会（三回開会）

らいに関する専門家より意見を聴取し、対策考究の上、厚生当局に対しらい研究所の設置及びらい療養所職員の待遇改善等を要望した。

五、看護に関する小委員会（四回開会）

保健婦、助産婦、看護婦法等の一部改正に関し調査研究の上成案を得、別途各派共同提案を以て法律案を発議した。

本委員会においては、右各小委員長より報告を求めてこれを承認し、特に保険経済に関しては、別途提出された各派共同発議による「社会保障制度推進に関する決議案」中に、医療保険の給付費に対する国庫負担の必要性を強調する趣旨を盛ることとした。

しかしながら本調査事件は、頗る広汎多岐にわたるため未だ結論に到達せず、今後引続き調査を必要とするが、一応ここに第十三次中間報告とする。

〔医療保険経済に関する調査資料省略〕

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　石坂　豊一
大隈　信幸　三木　治朗
柏木　庫治

本委員会は、今国会中「郵政事業の運営実情に関する調査」を引続き行い、調査の重点を料金値上後の郵便及び為替の利用状況並びに労務管理、資金運用部資金法実施による貯金保険事業への影響、特定局制度運営における欠陥是正方策等に求め、事務運行の実情調査資料の蒐集等をなし、鋭意調査研究に当つて来たが、未だ調査を完了するに至つていない。

以上の案件は今後なお、調査を要するものであり本委員会としては更に愼重に調査研究する必要があるので引き続き調査を継続する考えである。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平林　太一　新谷寅三郎
山田　節男　黒川　武雄
水橋　藤作　深川榮左ェ門
尾崎　行輝　村尾　重雄

本委員会は「電気通信事業運営状況に関する調査」について第十二回国会閉会中五回にわたり委員会を開き、所管省の説明を求める等着々調査を進めて来たが、未だ調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平林　太一　新谷寅三郎
山田　節男　黒川　武雄
水橋　藤作　深川榮左ェ門
尾崎　行輝　村尾　重雄

本委員会は「電波行政に関する調査」について第十二回国会閉会中十四回にわたつて委員会を開き、所管庁の説明を求める等着々調査を進めて来たが、その対象は国際放送の再開及びテレビジョン放送その他電波行政上の重要問題が多く、殊にテレビジョン放送は国際情勢及びわが国の国力その他の点から特に愼重調査の要があり、その他問題は広汎多岐にわたるため未だ調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

赤木　正雄　島津　忠彦
田中　一　田方　進
深水　六郎　小林　亦治
小川　久義

第十二回国会において、本委員会は表記の件に関し、十三回委員会を開会し調査を行つた。

その調査の主なる項目は次の通りである。

一、昭和二十六年度補正予算の中、公共事業費及び特別調達庁関係の終戦処理費の内容の調査

二、災害復旧対策特にルース台風の被害の状況と復旧対策

三、河川と電源開発との関係に関する調査

四、高速度自動車道路建設計画、都市計画事業並びに住宅金融公庫の業務に関する調査

五、国土総合開発法に基く十九特定地域の選定経過の調査
六、失業対策事業の内容と公共事業との関連
七、建設行政に関する調査
（イ）入札制度合理化対策
（ロ）人員整理問題
（ハ）建設技術者の職階制の在り方
（ニ）最近の汚職事件問題等
右についての主要なる論点を述べると、
一、補正予算については
(1) 過年度災害復旧公共事業費の中、六八、三九三万円を地熱沈下対策事業として一般公共事業へ組替えた取扱い方
(2) 本年度発生災害復旧費から一般公共事業費として四六、五〇〇万円を砂防事業に組替えた経緯と取扱い
(3) 連合国軍人等住宅公社の業務運営状況
二、災害については、
(1) ルース台風の災害復旧費の処理
(2) ルース台風の住宅被害の対策
(3) 原形復旧と改良的復旧に対する査定方針並びに超過工事に対する措置
三、河川と電源開発については、
(1) 最近の電力危機から重要国策として論議されている電源開発に対する政府の構想、或いは方針とこれが河川の面からみた総合開発との結び付き
(2) ダム貯水池の埋没と対策
四、道路その他については、
(1) 東京―神戸間高速度自動車道路建設計画の実態と計画における鉄道或いは耕地等との関係又は日本の現在の経済的立場からみての計画の妥当性
(2) 京都、小倉市等の十数万坪に上る未買収の疎開跡地の整備事業の取扱い、又区画整理に伴う清算金、補償金に対する所得税並びに資産再評価税の取扱い
(3) 住宅金融公庫における災害住宅に対する融資並びに老朽住宅に対する補修費融資についての可能性
五、国土総合開発については、
(1) 在来指定の十三特定地域と新たに指定する十九特定地域との関連並びにその選定の基準
(2) 国土総合開発事務処における調査と府県の調査との取扱い範囲、並びに国土調査法或いは公益事業委員会令等に基く調査との関連
六、失業対策事業については、
(1) 所謂る失業者救済的性格による事業費と事業量との不均衡の問題、並びに作業能率についての検討
七、建設行政については、
(1) 工事入札における道路施行令の工事費三分の二の落札制限規定が、現状においては工事にかえつて不正事件の誘因とみられることに対する措置
この件については中田建設次官からできる限り本年度中に改正したいとの答弁があつた。
(2) 建設省の現業面における準職員と定員法による定員との取扱い、並びに整理によつて生ずる公共事業遂行上の支障の有無
(3) 技術職員、殊に河川、砂防等僻地において長い年限の経験を要する職員に対する現行職階制及び給与制度の適否
(4) 五十里ダム建設にからむ最近の不正事件報道についての実情と責任の所在
これについては、石破監察官から実情報告があり、伝えられる如き工事施行面についての不正事実はないとの答弁があつた。
(5) 水産資源保護法案について河川法並びに砂防法運営についての支障有無に関する検討
右の如く各項目につき、関係機関よりの資料の収集、意見の聴取等鋭意調査に努めたのであるが、本調査はその範囲が極めて広汎、多岐にわたるため、結論を得るにいたらなかつた。

審査報告書

行政機構の整備に関する調査
右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

内閣委員長　河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

郡　祐一　竹下　豐次
楠見　義男　楠瀬　常猪
松平　勇雄　三浦　辰雄
横尾　龍　栗栖　赳夫
溝淵　春次　山花　秀雄
カニェ邦彦　館　哲二
成瀬　幡治

表記の件に関しては、今国会においても、引続き調査を進めて来たが、未だ結論を得る段階に至らない。
従つて閉会中においても引続き調査を継続する必要がある

調査報告書

教育及び文化に関する一般調査
右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩間　正男　高田なほ子
木内キヤウ　高良　とみ
堂森　芳夫　若木　勝藏
木村　守江　和田　博雄
川村　松助　高橋　道男

本委員会は、教育及び文化に関する一般調査を進めているが、その対象が極めて広汎多岐にわたるため、第十二回国会開会中の調査対象を、特に緊急を要する学校給食、国民実践要領及び文部省関係定員法改正に関する諸問題にもとめ、十数回にわたつて委員会を開会して、鋭意調査を行つて来たが、これらの諸問題の解決は相当困難であつて、更に慎重な検討を要すべき点であり、未だ全般的には結論を得るに到らなかつたが、**その概要は次の通りである。**

一、学校給食
見返資金の打切りにより、昭和二十七年度からの学校給食が、実施困難を予想されるに到つたので、従来の実施方法に更に検討を加えて、何らかの方法でこれらを継続するように研究するとともに、放出大豆の問題に端を発した文部省担当官の汚職事件に関し、関係官から詳細な事情を聴取し、且つ精細な資料を要求し、現に調査中である。

二、国民実践要領
国民道義高揚の声に応えるため、文部大臣天野貞祐氏が、仮称「国民実践要領」をまとめて、近く発表する企てであることに関し、去る第二国会において、教育勅語等の失効確認に関する決議の際、今後、教育勅語又はこれに類するものの発表に関しては、特に慎重を期するとの申合せがあつたこと、国民実践要領が社会に與える影響の重大性に鑑み、その必要性、内容、発表の形式及び時期等の諸問題について、天野文相自身の所見をただすとともに、学界、教育界、思想界、実業界等から九名の参考人を招致して、一般の意見を聴取した。

三、文部省関係定員法改正
文部省関係の教官、研究所研究員その他の職員の現状をみるに、事務職員は昭和十七年度に比し四〇%の減員を来し、事務運営上多大の困難を生じており、又現在の国立大学の大部分は、地域的に分散し、且つ**教授力の充実を欠いている**ために、**教授上及び研究上は**素より事務上にも甚だしい不利不便を来している現状に鑑み、むし

ろ大幅の増員をさえ必要としているのである。仮に各般の状勢上已むを得ないとするならば、せめて、学校の教育上、及び研究上の支障を最低限度に止めることが、日本の現段階において絶対的必要事であると認めたので、次の二点につき内閣委員会に対し、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の修正方を要望した。

（イ）教官及び研究所研究員の全部を整理の対象から除外すること。

（ロ）教務事務職員の整理人員原案を半減すること。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　玉柳　實
千田　正　櫻内　義雄
青山　正一

今期国会中は、主として石油に関する件と漁業協定に関する件に調査の重点を置き、前者については委員会を開会すること前後五回、水産庁はもとより物価庁、資源庁及び経済安定本部の各関係政府委員、説明員等を招致して、その統制撤廃の見込みと値上げ問題について具さに意見を聴取し、委員会としては、飽くまで統制撤廃の実現方を申入れ且つ撤廃までの再度の値上げに対しては、これが絶対反対を決定して、各関係大臣に善処方を申入れた。

後者の漁業協定の件については目下東京において開催中の日米加三国の漁業会議を中心として前後四回の委員会と二回の懇談会を開会して、農林大臣、外務省調査局長及び水産庁長官等より逐次その経過の報告を聴いたが、本件は目下日本がおかれている国際的地位に鑑み、その会議がわが国に有利であるかどうかという点に質疑が集中し、とに角日米加ともに平等なる立場と発言権をもつて協議中である旨の答弁を諒とし、今後の善処方を要請し且つ協議を行つた次第である。

その他災害対策問題、水産金融問題或いは最近再び頻発している漁船拿捕事件について説明を聴く等一連の調査事件について広汎詳細なる調査を企図したが、今期国会は重要なる法案多数山積し、これが審査のために時間的余裕なく結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

一般運輸事情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

前田　穰　高木　正夫
鈴木　清一　小酒井義男
内村　清次　石原幹市郎
岡田　信次　仁田　竹一

前之園喜一郎

本委員会は一般運輸事情に関する調査を行つてきたが、日本国有鉄道の財政状況、国鉄職員の給與ベース改訂、鉄道運賃、バス運賃改訂問題、第七次造船計画、運輸省関係定員及び観光事業問題等につき、政府当局及び関係機関より資料の提出を求め、且つ説明を聴取し、特に運輸省の定員については、

一、気象業務運営の実情に鑑み、その機能を阻害するが如き減員を行わないこと。

二、石油の統制撤廃実施前において統制事務の機能を阻害するが如き減員は、妥当でないと認められるから、統制撤廃実施までこれを前提とした減員を行わないこと。

の二点について内閣委員会の行政機関職員定員法の一部を改正する法律案審査に際し、特に考慮せられるよう申入れた。

しかしながら本件の対象は広汎多岐にわたつているので、いまだ調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書

労働行政の実情に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩男　仁藏　椿　繁夫
重盛　壽治　原　虎一
赤松　常子　宮田　重文
波多野林一

労働行政の実情に関する調査として本委員会は今国会会期中行政機関職員の人員整理により発生を予想される失業者の救済対策、及び電力危機に関連する深刻な労働問題の実情とそれに対する政府の施策方針について調査した。

行政整理の問題については、労働省はこれが救済対策として、(一)離職者の退職金増額に関する臨時措置、(二)私企業に対する再就職制限規定の適用の撤廃、所属官庁の就職斡旋努力等による求人口の開拓、(三)職業補導施設の拡張強化による離職者の再就職適応性の養成等考慮している旨の説明があつた。

又電力事情の悪化による労働問題については、これが特に労働基準行政、職業安定行政に深い関連を有する関係上、夫々の観点から実情を調査し、これに対する政府の意見を求めた。

しかしながら、本調査はその対象が広汎多岐に亘り、且つその実態も社会情勢の変化に伴い刻々変化するものであつて、未だ所期の目的を達することができなかつたから今後も引続き鋭意調査に努力したい。

調査報告書

労働関係法規改廃問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩男　仁藏　椿　繁夫
重盛　壽治　原　虎一
赤松　常子　宮田　重文
波多野林一

ゼネスト禁止に関係する法律案は、今期国会中に内閣より提出されるものと予想されていたが、諸種の事情により提出されず、又法務府における立案準備の段階も第十一回国会閉会中の調査以後において著しい進展はみとめられなかつた。

その他の労働関係法規については、労働省の諮問機関労働関係法令審議委員会、中央労働基準審議会において公、労、使各代表委員により、現行制度の不備、改正の方向について審議されているが、本委員会は、これら審議会の動向については深い関心を有し、他の調査と併行して論点の把握整理、各代表の意見の検討を行つた。

本調査は、その対象が広汎多岐に亘るのみならず、今後一層重大な段階に入るものであるから引続き調査に努力したい。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附

し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

下條　恭兵　永井純一郎
藤野　繁雄　山田　佐一
稲垣平太郎

本委員会においては、今期国会閉会中、前国会からの継続調査事件として引続き表記の件に関して調査を行つて来た。乃ち左記諸事項について委員会を開き、政府等よりの説明を求め、更に諸般の資料の蒐集につとめた。しかしながら、本件は広汎な関連性を有し、内外情勢の変転に伴い、なお多くの未調査の問題を残しているので、今後も引続き調査を進める必要があり、未だ結論を得るに至つていないが、一応ここに現在までの調査経過の概要を報告する次第である。

記

一、ＥＣＡＦＥ会議の状況

先般シンガポールにおいて開催されたＥＣＡＦＥ（国連アジア極東経済委員会）の貿易促進会議にオブザーバーとして出席した井上通商産業省通商調査課長より会議の状況、即ちこの会議の検討目的たる(1)貿易機構の改善方法、(2)貿易伸長の方策、(3)再軍備の影響等に関する各国の意見等について説明を聴いた。

二、公正取引委員会年次報告

独禁法及び事業者団体法の規定にもとづいて、昭和二十五年度におけるこれら法律の施行状況について公正取引委員会より国会に対する報告書が提出されたので、これにつき説明を聴いた。

三、モロー調査団の活動

日米経済協力計画を推進するため、東南アジア地域から日本への原料輸入増大の可能性を調査する目的で、総司令部と日本側との合同調査団がモロー氏を団長として、七、八の両月東南アジアを訪問した。これに参加した経済安定本部安藤連絡部副部長より、東南アジアにおける経済の現状及び日本経済との関係等について説明を聴取した。

調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

決算委員長　岩男　仁蔵

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

栗山　良夫　永井純一郎
田中　一　棚橋　小虎
高橋進太郎　森　八三一
常岡　一郎　菊田　七平
カニエ邦彦　九鬼紋十郎
鬼丸　義齊　大矢半次郎
長谷山行毅　溝口　三郎

本委員会においては、決算の審査に資するため、第九回国会以来、議長の承認を得て、表記の件に関する調査を進めて来たが、問題が多岐にわたるため、今期国会中においては、これを完了するに至らなかつた。

調査報告書

在外同胞引揚問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉柳　實　内村　清次
飯島連次郎　宮本　邦彦
大谷　瑩潤　草葉　隆圓
鈴木　直人　カニエ邦彦
成瀬　幡治

調査の経過並びに結果の概要

本特別委員会は去る十月十七日院議を以つて設置されて以来十一回委員会を開会し(一)未復員者給與法の一部改正に関する件、(二)外地における遺骨引取りに関する件、(三)平和條約実施に伴う戦犯者の取扱い、仮釈放、恩赦等に関する件、(四)昭和二十七年度引揚者住宅の予算措置に関する件、(五)戦争による遺族及び傷い者等に関する件等の調査を行つた。

未復員者給與法の一部改正に関しては第十四回国会以来調査を続けてきたが、遂に本期国会において、療養期間の三ヶ年延長等に関し、本委員会委員全員発議者となつて、立法措置を講じ得たことは療養患者及びその家族は申すまでもなく、戦傷病者、遺族並びに留守家族等の問題に関心を有する人々のひとしお喜びにたえないところであると信ずる。

外地における遺骨引取りに関する件については、委員会の決定に基き委員長より関係方面に対し、南方地区にある同胞の墓所、遺骨の調査のため議員を派遣できる様懇請書を提出中にして、本件に関しても委員会として更に関係方面とも密接な折衝を行い、一日も速やかにこの計画を実現し、以て遺族の心情に答えるとともに、これ等の戦争による遺族及び戦傷病者等に対しては急速に立法措置を行い、国家補償の途を樹立しなければならない。

なお、海外に残留を余儀なくしている多数の同胞の引揚促進の面も一刻も放置することを許さない問題である。

現在国際連合においては捕虜問題に関し、三人より構成された特別委員会が設置せられ、人道上の見地からこれ等捕虜が速やかに母国に帰還できる様活動している時であつて、本委員会も留守家族の心を心として一段とこの問題の解決を努力する必要を痛感する。

この様に遺族及び戦傷病者等の立法措置、南方地区の墓所遺骨の調査、並びに引揚促進等解決を要する重要課題が山積している実情であつて、在外同胞引揚問題に関する調査は未だ終了しない。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　齋　武雄
羽仁　五郎　須藤　五郎
長谷山行毅　鬼丸　義齊
棚橋　小虎　岡部　常

本委員会においては、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、司法制度に関する事項、新刑事訴訟法の運用等に関する事項、青少年犯罪に関する事項及び民事訴訟法改正に関する事項の四項目について、今国会閉会中調査を行つたのであるが、この会期中は他に審議中の法案があつた関係上、民事訴訟法改正に関する事項に関しては、小委員会を開き法務府の関係係官より、目下政府において立案中の民事訴訟法改正の立案経過等を聴取して、該事項調査の基本方針を検討し、その他の事項については専ら専門員、調査員等をして文献及び参考資料の収集をなさしめたに止り、他に及ばなかつた。

更に今国会においては、講和條約締結後、わが主権の全面的な発動に伴う、戦争犯罪人に対する処置についても新たなる立法の要求が国民一般よりあるので、これに応えるため右調査の一事項として「戦争犯罪人に対する法的処置に関する事項」を採上げることに決定した。本事項に

ついても数回にわたり小委員会を開き、調査の基本方針を検討したのであるが未だ本格的な調査に進むまでには至つておらない。

検察及び裁判の運営等に関する調査の今会期中における進行状況は以上の通りである。

しかし、この調査の対象とする諸事項は、いずれも今後のわが国の民主化と社会秩序の維持のために必要欠くべからざる事項であり、しかもその内容は広範多岐にわたるとともに、又今後講和條約締結によつて発生を予期せられる社会情勢の変動に対応するためにも、本調査はこれを引続き継続する必要がある。

調査報告書

農林政策に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　江田　三郎
滝井治三郎　飯島連次郎
岡村文四郎　三橋八次郎
赤澤　與仁　溝口　三郎
門田　定藏　小林　孝平
北村　一男　加賀　操
片柳　眞吉　白波瀬米吉
宮本　邦彦　松浦　定義

本委員会は「農林政策に関する調査」を第十二回国会においても従来に継続して行つたが、この調査は問題の関係するところが極めて広汎多岐にわたり、且つ米麦の統制、農林行政事務の簡素化及び繭糸価格の安定等緊急解決を要する重要問題が続出し、予期の調査を完了するに至らなかつたので、ここに調査の経過の概要を記すこととする。

十月十二日委員会を開き、農林行政機構と人員整理問題について山添農林次官、安孫子食糧庁長官から説明をきき、質疑を行つた。

十月十八日委員会を開き、(一)米麦の統制廃止に関する問題について根本農林大臣、安孫子食糧庁長官から説明をきき質疑を行つた。

十月十九日委員会を開き、(一)第十回国会において当委員会から政府に対して申入を行つた「農耕地土壌生産力増進対策」につき東畑農政局長からその後の状況について説明をきき質疑を行つた。なお、この件に関し重ねて別項(一)のような申入れを行い、これに対し政府から別項(二)のような回答があつた。(二)かねて当委員会から政府に対し申入を行つていた「農林省林業試験場の林産研究施設の拡充」についてその後の状況につき横川林野庁長官から説明をきき質疑を行い、重ねて別項(三)のような申入れを行つた。

十月二十六日委員会を開き、(一)かねて問題となつていた塩価の是正につき日本専売公社西川塩脳局長、大蔵省主計局谷川主計官からその後の経過をきき、質疑を行つた。(二)第十二回国会に政府から提出予定の「糸価安定法案」につき農林省青柳蚕糸局長から又「農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案」について打越農業協同組合部長から説明をきいた。

十月三十日委員会を開き(一)肥料問題につき東畑農政局長、経済安定本部渡辺産業局次長及び通商産業省柿手化学肥料部長から説明をきき質疑を行つた。(二)食糧管理特別会計昭和二十六年度補正予算につき食糧庁厚味主計課長から説明をきいた。

十月三十一日委員会を開き、(一)第十回国会において政府に対して申入を行つた「農業共済組合連合会事業不足金整理並びに水稲共済掛金率改訂に関する件」について東畑農政局長からその後の状況をきき質疑を行つた。なお、この件につき重ねて別項(四)のような申入れを行い政府から別項(五)のような回答があつた。(二)米麦統制廃止に関する食糧管理法の解釈について、参議院奥野法制局長及び法務府佐藤法制意見長官から意見をきき質疑を行つた。

十一月一日委員会を開き農林関係物資の鉄道貨物運賃改正問題について全国販売農業組合連合会神戸運輸部員、日本木材協会吉田専務理事、日本炭木協会七瀬専務理事、日本畜産協会田口副会長、日本醤油協会小宮理事から意見をきき又この問題に関し運輸省石井国有鉄道部長及び日本国有鉄道岩岡貨物課長補佐から説明をきき質疑を行つた。

十一月二日委員会を開き、農林関係税制改正問題について全国指導農業組合連合会千石農政部長、林業協会補常務理事、澱粉糖協会斎藤常務理事から意見をきき又この問題に関し大蔵省主税局亀徳調査課長から説明をきき質疑を行つた。

十一月十四日委員会を開き、(一)ルース台風の被害及び復旧対策について農林省平川農地局長から説明をきき質疑を行つた。(二)昭和二十六年産米供出割当について島村農林政務次官から政府の方針を聴いた。(三)農林省関係人員整理に関し行政管理庁中川管理部長から説明をきき質疑を行つた。

十一月十五日委員会を開き、積雪寒冷単作地帯振興関係予算の取扱に関し農林省平川農地局長から説明をきき質疑を行つた。

十一月十六日委員会を開き、今国会に政府から提案せられた「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」に関連して農林省関係職員人員整理につき多数委員の意見により別項(六)のような修正を内閣委員会に申入れることを決定した。又「農林業振興基本政策確立に関する決議案」について懇談した。

十一月二十二日委員会を開き「繭糸価格安定法案」に関連する繭価安定政策に関し政府に対して別項(七)のような申入れを行うことを決定した。これに対し政府から別項(八)のような回答があつた。

十一月二十六日委員会を開き(一)最近の肥料生産状況につき島村農林政務次官、通商産業省柿手化学肥料部長から説明をきき質疑を行つた。(二)米麦統制の問題につき安孫子食糧庁長官から説明をきき質疑を行つた。

十一月二十七日委員会を開き、(一)農業共済補償制度の水稲掛金率改訂の件に関し、東畑農政局長より説明をきき質疑を行つた。(二)積雪寒冷単作地帯振興関係予算の取扱に関し、大蔵省河野主計局長、農林省塩見官房長から土地改良事業の補助対象に関する方針について説明をきき質疑を行つた。(三)畜産振興の件に関し、農林省長谷川畜産局長から説明をきいた後、無畜農家解消に関する決議案について有志委員会の懇談を行つた。

十一月二十八日委員会を開き、米麦統制に関する件に関し根本農林大臣から政府における今後の方針をきき質疑を行つた。

以上が今までに行つた調査経過の概要である。

別項(一)

昭和二十六年十月二十五日

参議院農林委員会

委員長　羽生　三七

大蔵大臣池田　勇人殿
農林大臣根本龍太郎殿
経済安定本部長官周東　英雄殿

農耕地土壌生産力増進対策並びに主要農作物の種苗改良対策確立に関する申入

農耕地土壌生産力増進対策を確立することの極めて緊要なるにかんがみ去る五月二十五日当委員会の総意を以て右対策確立に関し申入したるところ五月二十八日農林大臣から三大臣協議の結果によつてこれが実現方極力努力したき旨回答があり已に農林省において計画を樹て之に要する経費を来年度予算に要求中の趣にて右の計画及び予算は聞くところによれば本事業の重要性にかんがみるとき到底満足せらるべきものではなく更に拡充を要望したいのであるが然し諸般の事情から今日これ以上望

むことが困難であるとすれば今回は已むを得ずせめてこの程度のものは農林省の要求とおり実現するようこの上とも盡力ありたく。

又農業生産力増強のため施さなければならない対策は幾多あるが就中差当り土壌生産力の増進、種苗の改良普及並びに植物防疫の励行が最緊要と認められ、右の中植物防疫に関しては已に植物防疫法の改正とこれに伴う予算的措置について格別盡力を煩しており又土壌生産力の増進についても右に述べたような次第であるが更に種苗の改良普及に対しても速かに適当な施策を確立せられたく。

なお右に関する事情を出来るだけ速かに当委員会に報告せられたく、右当委員会の総意により重ねて申入する。

別項(二)

昭和二十六年十一月十九日

農林大臣　根本龍太郎

参議院農林委員会

委員長　羽生三七殿

農耕地土壌生産力増進対策並びに主要農作物の種苗改良対策確立に関する報告

この件について十月二十五日附参農委一二第五号をもつて御申入れがありましたが、農林省におきましても、農業生産特に食糧の増産確保と農業経営の安定化についての基本的重要対策として、農耕地土壌生産力の維持培養を図るため及び主要食糧農作物の優良種子生産確保等を期するため昭和二十七年度に於てそれぞれ所要の予算を要求中でありますが御趣旨の如く、これ等事業の重要性に鑑みましてこれが善処方につきましては、経済安定本部、大蔵省及び農林省の三者十分協議の上極力努力致す所存であります。

右経済安定本部、大蔵省当局と協議の上御報告申上げます。

別項(三)

昭和二十六年十月二十五日

参議院農林委員会

委員長　羽生　三七

農林大臣根本龍太郎殿

大蔵大臣池田　勇人殿

農林省林業試験場林産研究施設拡充に関する件

この件について、その重要性にかんがみ、本年二月二十三日当委員会の総意を以て、本年度中に実現方を申入れてありますが、未だ実現を見るに至らず、林産研究に大きな空白を生じ、刻下の要務である森林資源の維持増強のため重大な支障を来たし、これをこのまま放置することは許されない状態であります。

政府部内においても同じ趣旨によつて、これが実現に努力が続けられているようでありまして、最近聞くところによれば、旧海軍技術研究所(土目黒所在)を以て之に充てんとする計画であるようでありますが、何れにしても、今や遅延を許されないものと考えられますから、左記によつて至急之が解決を図られ、その結果を速かに当委員会に御報告ありたく

当委員会の総意によつて御願い致します。

記

一、速かに現在問題となつている右旧海軍技術研究所の使用の能否について見極めをつけ、使用可能の場合は本件に対して使用すること

を決定すること

一、若し不能の場合は之に代るべき方途を速かに講ずること

一、万一本年度内に移転が不能の場合には、右移転に要する経費を、繰越及び御規計上により来年度予算をおいて確保すること

別項(四)

昭和二十六年十月三十一日

参議院農林委員会

農林大臣根本龍太郎殿

大蔵大臣池田　勇人殿

農業災害補償法に基く水稲の共済掛金率の改訂等に関する申入

この件については昨昭和二十五年十二月四日農業共済組合連合会事業不足金整理に関連し当委員会の総意を以て申入れを行い、その後右申入に対して採られた政府の労を多とするところであるが、近く水稲共済掛金率改訂の時期に当てこの際速かに右申入の趣旨に従い、農業共済組合連合会事業不足金の整理をも考え合せて、水稲共済掛金率の改訂について遺憾なく措置せられ、その結果を今第十二回国会会期中に当委員会に報告せられたく当委員会の総意を以て

右申入する

(なお念のため昭和二十五年十二月四日の申入の写を添附する)

(写)

農業共済組合連合会事業不足金整理に関する申入

昭和二十五年十二月四日

参議院農林委員会

この件については、去る七月四日、廣川農林大臣に対し、当農林委員会から申入がしてあるので、すでに必要な手配が進められていることと思料するが、昭和二十二年農業災害補償制度が実施せられてからこのかた、稻、麥及び蚕繭に対する不測の異常災害が頻発して、農業共済組合連合会事業不足金が累積巨額に達し、事業の運営が重大な危機に逢着し、この制度の将来に重大な暗影を投ずるに至つて、かかる不足金の整理が刻下の急務であるにかんがみ、政府は、これが整理に関し速かに左記の方途を講じ、特に金融措置については本国会中に、なお、法的措置については第十国会中に、又予算的措置については、昭和二十六年度予算を以て措置せられるよう

右申入れする

記

一、掛金率を改正すること。しかして、この場合、共済掛金の増加分は総て国において負担することとなし、農家負担分は現行以上に増加せしめないように措置すること。

二、農業共済組合連合会の事業不足金(不足金及び利子を含む)を一般会計から補塡して整理するよう措置すること。

しかして、その整理時期まで、国において、事業不足金及び利子に対し低利資金を融資すること。

三、昭和二十五年産麥及び稻の災害並に同年蚕繭の災害に対する農業共済組合連合会の負担すべき保険金支拂額の不足金(既往の不足金及び利子を含む)に対し、国から、低利資金を融通すること。

別項(五)

昭和二十六年十二月七日

農林大臣　根本龍太郎

大蔵大臣　池田　勇人

参議院農林委員長羽生三七殿

農業災害補償法に基く水稲の共済掛金率の改訂等に関する件

十月三十一日附参農委一二第七号をもつて貴委員会より御申入のあつた標記の件については、明年度予算編成の大綱をも勘案する必要があるので、具体的結論を得るに至つていないが、農家負担を合理的線に維持し、もつて農業災害補償制度の運営に遺憾のないよう致したいと考えている。

右報告する。

別項(六)

昭和二十六年十一月十七日

参議院農林委員会

委員長　羽生　三七

参議院内閣委員会

委員長河井彌八殿

農林省関係職員定員整理案修正に関し依頼の件

只今貴委員会において御審議中の内閣提出衆議院修正にかかる「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」に関し、農林省本省、同食糧庁及び同林野庁関係職員の定員整理案は一昨十五日及び昨十六日の両日に亘る内閣・農林連合委員会における、政府当局との質疑によつて御聞取りのとおり、幾多の不合理があり且つ他の機関に比べて均衡を失しておりますので、これ等の不合理不均衡を是正して農林行政の保持に努めますことが、刻下の要務であり、農林業の維持発展を図るため極めて緊要な

事柄と認め、当農林委員会におきましては、多数意見を以て本件衆議院送付案に少くとも次のように修正を行われることを希望しておる次第であります。

記

一、第二條第一項の表の中

つきましては、右御了承の上これが実現方格別の御配慮を煩わしたく御願い致します。

記

一、第二條第一項の表の中

農林省本省定員　三〇、五四八人を
二六、五八〇人に
同　食糧庁定員　三三、二〇三人を
二九、四五八人に
同　林野庁定員　三二、四六五人を
三二、四三八人に

各々修正する。（内訳は別添資料を参照せられたい。）

二、右に従つて関係條項を修正する。

三、なお、石油の統制に関する方針の帰趨によつては本省及び食糧庁の職員の定員の整理に影響することを御了承願いたい。

（別添資料）

農林省関係（除水産庁）定員整理修正案（昭和二十六年十一月十六日）

事項	現在定員	衆議院送付案			修正案			修正増員
	人	整理率 %	整理人員 人	整理後の定員 人(A)	整理率 %	整理人員 人	整理後の定員(=B-A) 人(B)	人
本省（計）	二六、八一三	二六・七	八、二四四	二〇、五四八	七・七	二、一三二	二六、五八〇	六、〇三二
農政局	五・二〇〇	一	四〇	五・一六〇	〇	〇	五・二〇〇	一
農業委員会	二一	二〇・〇	四	一七	五・〇	一	二〇	三
農地局	三、五二一	九・七	三四〇	三、一八一	二・六	九三	三、四二八	二四七
農業改良局	一四、九四三	四三・六	六、五三〇	八、四一三	一〇・〇	一、四八七	一三、四五五	五、〇三三
統計調査部	一、四六〇管	一〇〇	一、四六〇	〇	一〇〇	一、四六〇	〇	〇
畜産局	五〇人残	一〇〇%	五〇七	五〇	五・〇	二七	五三〇	四八〇
国営競馬	五五七	一〇〇	五五七	〇	五・〇	二七	五三〇	四八〇
種畜牧場	一、四六〇管他	一〇〇	一、四六〇	〇	五・〇	七三	一、三九五	公五
			（一四人は本省分）					
試験研究機関	八二四		七五九	三		八三	三五	
農業技術研究所	一〇六	一〇・〇	一〇	九六	一〇・〇	一〇	九六	
庶務会計	一〇六	一〇・〇	一〇	九六	一〇・〇	一〇	九六	
労務	四一	五・〇	二	三九	五・〇	二	三九	
研究員	六七七		六三八	六七七		六三八	六七七	
農業試験場	二、一五〇		二八	二、〇三二		二九	二、一三一	八九
庶務会計	三三四	一〇・〇	三	三〇二	一〇・〇	三	三〇二	二四
労務	一五四	五・〇	九六	一、八五〇	五・〇	九	一、七九三	五七
研究員	一、七九三							
農業綜合研究所	一〇七		一	一〇二		一	一〇六	四
庶務会計	一四	一〇・〇	一	一三	一〇・〇	一	一三	
労務	一〇・〇	五・〇	一	一三	五・〇	一	一三	
研究員	九三		四	八九		四	九二	
家畜衛生試験場	三九一		三	三六九		六	三六五	一六
庶務会計	六二	一〇・〇	六	五六	一〇・〇	六	五六	
労務	一八	五・〇	一	一七	五・〇	一	一八	
研究員	三三		二六	三二		二六	三二	

事項	現定員	政府案			修正案			新定員
		整理率 %	整理人員		整理率 %	整理人員		政府案 修正案
蚕糸試験場	九四九	五〇	八九九	七	九四二	四三		
庶務会計	七三	一〇・〇	七	六五	一〇・〇	七	六五	
労務	一八	五・〇	一	一八	五・〇	〇	一八	
研究員	八五九	四三	八四四		〇	〇	八四九	
食糧庁	三一、二五六	※二五・八	※八、〇五三	※三、一〇三内訳別記	五・八	一、七八	二九、四五八	六、二五五
林野庁	三二、八〇一	九・八	三、二五六	三一、四六五	五・八	一、七九三	三一、四三八	九六三
国有林野事業特別会計	三一、三五五	一〇・一	三、一七二	一九、一五三	五・八	一、一四一	三〇、〇八三	九四〇
森林警察	二、九五六	五・〇	一四七	二、八〇九	〇	〇	二、九五六	一四七
現業	一五、六五一	一〇・〇	一、五六五	一四、〇八六	五・〇	七八二	一四、八六九	七八三
林業試験場	八一一	五・六	四六	七六五		一三	七九八	三三
庶務会計	一二九	一〇・〇	一三	一一七	一〇・〇	一二	一一七	
労務	三四	五・〇	一	三三				
研究員	六四八		六四八					

（註）※印は衆議院修正、その他は政府案

農林省農地局人員整理修正案内訳

事項	現定員	政府案			修正案			新定員
		整理率 %	整理人員		整理率 %	整理人員		政府案 修正案
農地局計	三、三二一		三四〇			九三	三、八一	三、四二八
（農地本局）	（四、四一）		（一〇四）			（五一）	（四三七）	（四九〇）
(1) 農地制度改革	六四	未墾一〇 既墾三〇	一八		一六	四六		六一
(2) 土地改良法関係	六六	一〇	一三		一〇	六	五三	六〇
(3) 入植実施のうち 住宅	一七	一〇	一		一〇	一	一六	一六
開拓	一四	一〇	一		一〇	一	一三	一三
(4) 開拓地営農指導	一五	一〇	一		一〇	一	一三	一四
(5) 入植者選定	一四	一〇	一		一〇	一	一三	一三
(6) 酸性土壌調査	五	一〇	〇		一〇	〇	五	五
(7) 開拓者資金融通	六	現業一五 管理三〇	〇		五	〇	六	六
(8) 公共事業関係	二四〇	四〇	一〇		五	二	二〇〇	二三八
(9) その他	一〇〇	二六	七				七四	七四

（農地事務局）（二、九八〇）

(1)	農地制度改革	三〇〇	未墾三〇 既墾三〇	六七	五	一五	二三三	二八五
(2)	土地改良法関係	六〇	二〇	一八	五	四	七二	八六
(3)	入植実施のうち							
	住宅	一〇	三	五	一	三五	三五	
	開拓	一〇	三	五	一	三五	三五	
(4)	開拓地営農指導	一四	三〇	二	〇	二	一四	
(5)	入植者選定	三〇	四	五	一	二六	二九	
(6)	酸性土壌調査	一〇	一	五	〇	一五	一六	
(7)	開拓者資金融通	三六	一	五	一	三五	三五	
(8)	公共事業関係	二、三六六	管理一〇 現業五	二七	現業〇 （二、七六） 管理五 （一八〇）	九	二、三九	二、三七
(9)	その他	一六	一〇			一〇	四六	四六

農林省統計調査人員整理修正案内訳（其の一）

政府案														
	中央			地方			計			整理後の定員		
	現在員	整理数	整理率	現在員	整理数	整理率	現在員	整理数	整理率			
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人		
管理事務（図書館事務を含む）	四七	三〇	九	四四一	一八	四	四八八	一八	八九	三九九		
農作物調査（試験を除く）	二四七	三〇	七四	一〇、八九七	五三・三	五、九五	一二、一四四	五三・七	五、八九	五、一七五		
試験												
（被害試験（気象感応試験作況試験）	二四	五	一	六二四	五	三一	六四八	五	三一	六一六		
農林統計	一三一	三〇	二六	二、五〇〇	三〇	五〇〇	二、六三一	三〇	五二六	二、一〇六		
農林経済調査												
水産統計												
中央電気集計	三〇	一五	四	—	—	—	三〇	一五	四	二六		
合計	四〇	二四	一二四	一四、四六一	四四・三	六、四〇六	一四、九四一	四三・六	六、四三〇	八、四三一		

農林省統計調査人員整理修正案内訳（其の二）

修正案														
	中央			地方			計			整理後の定員		
	整理数	整理率		整理数	整理率		整理数	整理率				
	人	%		人	%		人	%		人		
管理事務（図書館事務を含む）	九	一〇		四一	一〇・九		五〇	一〇		四八		

農作物調査（試験を除く）	三〇	四九	一〇	一、〇八九	一〇・二	一、一三八	一〇、〇〇六
試験							
（被害試験	五	一	五	三一	五・〇	三一	六一六
気象感応試験作況試験）							
農林統計	一三〇	三〇	一三	一〇	一〇・〇	二三〇	二、三六九
農林経済調査							
水産統計							
中央電気集計	一五	四	四	—	一五・〇	四	二六
合計	一五六・八	七六	九・八	一、四一一	一〇・〇	一、四八七	一二、四五五

農林省食糧庁人員整理修正案内訳

事項	現定員	政府原案		衆議院修正		修正案	
		整理後定員	率	整理後定員	率	整理後定員	率
食糧管理	六、八八二	九四六	二〇%	四、九四八	三〇%	六、四九二	一〇%
非現業	五、九三六	二、七五三	二〇%	六二一	三〇%	八五二	一〇%
現業	三五、五三四	二、五四八	二〇%	四、二八六	二七・八%	五、六四〇	五%
検査	三二、一八〇	二、七七七	二〇%	一七、五三三	三〇%	三三、二四〇	一〇%
非現業				一、六四八	二〇%	二、一一九	一〇%
現業	三一、一八〇	二、七七七	二〇%	一五、八八五	二五%	三〇、一二一	五%
労務職員	五四九	五%	五三	五三	五%	五三	五%
特別会計小計	三〇、九六五	（五一・四%）	一五、〇四二	（二五・七%）	三五、〇〇三	（五・五%）	二九、二五四
一般行政	九六	二〇%	六八				
食品行政	三九	二〇%	二八				
指定生産資材	四七	一〇〇%	〇	同上	同上	同上	同上
食糧研究所	一〇九		一〇四				
庶務会計等	一八	一〇%	一七				
労務職員	八	五%	八				
研究員	八三	五%	七九				
一般会計小計	二九一	（三一・六%）	二〇〇		二〇〇		二〇四
総計	三二、二五六	五一・二%	一五、二四二	（一五・八%）	三五、二〇三	（五・八%）	二九、四五八
		（一六・〇四）			（八〇五三）		（一、七九八）

（註）一、労務職員は守衛、小使、運転手、交換手等をいう。
二、総計欄の括弧内は整理人員を示す。

農林省関係（除水産庁）定員整理修正案、石油統制事務を存続する場合の修正（昭和二六、一一、二〇）

事項	現在定員	修正案	修正増員（＝B－A）
本省（計）	二六、八三	二六、三四	三、五四
官房	二六・七	二六・七	七・七
指定生産資材	人	人	人
	整理人員（A）	整理後の人員（B）	
	八、二六四	三、三二	二六、〇三一
	整理率％	整理率％	
	三〇、五四八	七・七	六、〇五三
		（七・七）	（六、〇三一）
食糧庁	三一、二五六	三五、八	八、〇五三
指定生産資材	四七	一〇〇・〇	四七
石油関係	九	〇	九
その他	三八	〇	三八
			八〇・九
石油関係	九	〇	九
その他	三八	〇	三八
			一〇〇・〇

事項	現在定員	修正案	修正増員（＝B－A）
本省（計）	三三	〇	三
官房	二六	〇	二六
指定生産資材	人	人	人
	整理人員（A）	整理後の人員（B）	
	八	〇	八
	整理率％	整理率％	
	一〇〇・〇	〇	一〇〇・〇
			（一〇〇・〇）
食糧庁	三五、八	三三、二〇三	二九、四六七
指定生産資材	四七	〇	四七
石油関係	九	〇	九
その他	三八	〇	三八
			（三九、四五八）
石油関係	九	〇	九
その他	三八	〇	三八
			（三八、二五五）

註　（　）内の数字は従来の修正案

別項（七）

昭和二十六年十一月二十二日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田茂殿
大蔵大臣池田　勇人殿
農林大臣根本龍太郎殿

蚕糸対策に関する申入

今国会に政府から提出せられている「繭糸価格安定法案」は目下当委員会において審議中であるが、本法律案は題名が「繭糸価格安定法案」となつておるにかかわらず繭価格の安定については単に第十條一ヶ條を設けたのみで、しかもその内容は極めて空漠抽象的なものであつて、繭価の安定は糸価の安定によつて間接的安定を期待しておるに過ぎず何等実質的積極的措置が規定せられていない。かくては蚕糸対策の基礎をなす養蚕対策の、しかもその基本である繭価の安定については意が用いられていないのではないかと疑われ、繭価の安定に関する政府の方針如何が本法律案成否の鍵となつている。

繭価安定のためには繭価の低落に備えて生産費を保障する価格を以て政府が生産者の申出によつて無制限に買上げる価格支持政策の確立が先決であるが、財政上等の関係から今直ちにこれを実施することが困難であるとすれば能う限り近い機会にかかる施設を実施することとなし、差当つては、本法律案第十條の規定による繭価の低落を防止する措置として、政府において糸価を決定するに当つて必ずその中に占める繭価を明示すると共に適正な繭価を支持し得るよう、繭の市価がこの適正価格を下廻る場合には、政府は乾繭の保管その他繭価支持のために必要な資金を確実充分に融通し、且つその利子及びかかる措置を採ることに伴つて必要な諸経費の補助等最善の方途を講ずると共に、繭価の安定と表裏の関係にある、養蚕業の振興及び養蚕農家の保護のため、繭生産の増強及び生産費の引下げ、乾繭及びこれが保管設備の拡充、組合製糸の育成その他繭取引の合理化並びに生糸の需要増進等について政府の思い切つた施策を必要とするにかんがみ、これ等の事項の実施に関する政府の方針とその決意を当委員会において満足できるように表明せられたい。

なお右に関連し糸価安定特別会計法案第八條による差益金は右蚕糸対策に支出するよう充分に考慮せられたい。

右は「繭糸価格安定法案」審議の都合があるから、速かに取運ばれ、且つ閣議にはかり政府の責任を明かにされたい。

別項（八）

昭和二十六年十一月二十六日

農林大臣　根本龍太郎

参議院農林委員会殿

「蚕糸対策に関する申入」についての回答

「繭糸価格安定法案」の審議に関連し、昭和二十六年十一月二十二日付をもつて、貴委員会より「蚕糸対策に関する申入」に接したが、政府はもともり繭価の安定に関して深い関心を抱き且つこれが実現について最大の努力を傾注する意図を有するものであるが、なお、御申入の諸点については左記の通り措置致す所存であるので御了知せられたい。

記

一、糸価の中に占める繭価の明示については、当事者の希望に応じ妥当な方法を考え審議会にも諮問した上で善処したい。

二、乾繭保管その他繭価支持のための必要な資金の融通については御趣旨に添うように努力致したい。

三、利子その他の諸経費の補助については、今直ちには困難と思われるが、将来情勢を見て必要に応じ善処致したい。

四、養蚕業振興等の問題については本年五月策定した「養蚕業振興緊急対策」に基いて着々実施中であるが、なお一層これらに関する施設の強化を図つて参りたい。

五、特別会計の利益金の使途については、繭糸価格安定制度の目的に添い蚕糸業振興を図り得る様に考慮して参りたい。

なお、本件については大蔵省と協議済みである。

調査報告書

昭和二十六年度予算の執行状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

予算委員長　和田　博雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

佐多　忠隆	東　隆	矢嶋　三義	深川タマエ
白波瀬米吉	上原　正吉	西田　隆男	小酒井義男
深水　六郎	前田　穰	山下　義信	藤野　繁雄
		荒木正三郎	小林　政夫
		平岡　市三	石坂　豊一
		木村禧八郎	泉山　三六
		石原幹市郎	加納　金助
		岩沢　忠恭	小林　孝平

本委員会は、昭和二十六年度予算の執行状況に関し、調査を行つてきたのであるが、本調査は、その対象が極めて広汎多岐にわたり、且つ予算の執行が未だ年度の中途にあるためこの調査を終了することができなかつた。

調査報告書

金融政策並びに制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平	森　八三一		
愛知　揆一	黒田　英雄		
岡崎　眞一	小林　政夫		

小宮山常吉　伊藤　保平
大矢半次郎　田村　文吉
菊川　孝夫　清澤　俊英

一、調査の目的

講和を目睫にひかえて、わが国金融政策並びに制度の基本的在り方につき検討を行い、わが国金融体制の自主的確立に資せんとするものである。

二、調査の方法

各方面の関係者、学識経験者より意見及び説明を聴取し資料の蒐集に当り又実地調査を行つた。

三、調査の期間

第十回国会（五月二十八日）に、本委員会の決議に基き、議長の承認をえて調査を開始し、閉会中も引続き調査を行い、第十一回国会及びその閉会中並びに第十二回国会（十一月三十日）まで調査を行つた。

四、調査の経過

（一）議員派遣（七月一日より同月十五日に至る間）

第一班　清澤俊英、森八三一
派遣地　北海道

第二班　小串清一、松永義雄
派遣地　愛知県、石川県、富山県、岐阜県、京都府

第三班　木内四郎、小宮山常吉
派遣地　大阪府、兵庫県、香川県、徳島県

第四班　小林政夫、山崎恒
派遣地　福岡県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県

右の実地調査の結果に基き、七月二十五日及び八月八日の両日に亘つて、中小企業金融対策、輸入物資引取資金及び滞貨金融問題等について政府側と質疑応答を交した。

（二）七月二十五日、大蔵省銀行局長河野通一君より金融政策の基本的方針、最近の金融情勢とこれが対策並びに中小企業金融の現状について説明を聴取した。

（三）九月十九日、日本経済新聞顧問小汀利得君より税制改正問題を中心とした意見を聴取した。

（四）九月二十日、日本輸出銀行及び日本開発銀行の業務内容につき、日本輸出銀行専務理事山際正道君、日本開発銀行副総裁太田利三郎君、同行理事中山素平君より説明を聴取した。

（五）十月八日、元大蔵省財務官、外務事務官渡辺武君より米国経済の実情、国際金融機構加入問題及び日米経済関係等について意見を聴取した。

（六）十月二十四日及び十一月九日、大蔵省銀行局長河野通一君より日本輸出銀行法改正案に関連し、同行の業務状況、資金計画並びに日本開発銀行に復興金融金庫より引継ぐ資産内容について説明を聴取し、質疑を交した。

（七）十月三十日及び十一月九日、大蔵大臣池田勇人君、大蔵省銀行局長河野通一君、国民金融公庫総裁櫛田光男君より年末金融状況並びに対策と国民金融公庫法改正案に関連してその業務状況、中小企業金融問題について説明聴取し質疑を交した。

五、結び

国民待望の平和條約も締結され、新生日本の生誕を迎えるとき、国土防衛、生産増強、輸出振興、民生活安定、国際金融との交流等幾多の容易ならざる命題を速急に解決せねばならないわが国経済において、金融政策乃至制度の果す役割は、極めて重且つ大である。

かかる見地より第十回国会より第十二回国会に至る間、数次に亘り諸般の事項について調査研究を行つたのであるが、何分にも広汎多岐に亘る問題であり、且つ時間的制約もあり、委員会の結論を得なかつたので、将来の課題として後日機を得て更に調査を行うことを予期し、今回は一応調査の経過について、その要旨を報告する次第である。

調査報告書

国家公務員の給與問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千葉　信　　宮田　重文
圀　伊能　　加藤　武徳
杉山　昌作　　木下　源吾
森崎　隆

本委員会においては国家公務員の給與問題に関し、問題の解決が緊急を要する実情と公務員制度に及ぼす影響の重要性に鑑み、今国会初頭より給與ベース改訂の問題を中心として勤務地手当の支給地域区分の改訂の問題、年末手当、退職手当等の問題その他各般の給與問題に関し調査を行つてきた。

給與ベース改訂並びに勤務地手当の支給地域区分の改訂の問題に関しては「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案」並びに「特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案」が提出せられ、又、年末手当、退職手当の問題に関してはそれぞれ「昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案」並びに「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」が提出せられた。本委員会としては、これら法律案の審議と併行して、先に人事院より国会に提出せられた「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する意見」との比較及び補正予算における人件費の関連等を検討するとともに、公務員生活の実態、物価のすう勢、民間給與、公社職員の給與等々各般にわたる検討を加え、その間政府当局者並びに関係者より意見、事情を聴取する等の調査をも実施したが、これら諸問題に関しては、なお、未解決の問題が多く、殊に勤務地手当支給地域区分に関しては更に愼重なる検討を要するのみならず、本調査はその性質上、問題の範囲が極めて広汎に及んでいるので今期国会中において結論を得るに至らなかつた。

問題の重要性に鑑み、今後も引続いて調査を必要とすると考えられる。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月三十日

人事委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千葉　信　　圀　伊能
宮田　重文　　加藤　武徳
杉山　昌作　　木下　源吾
森崎　隆

本委員会は公務員制度についての各般の根本基準を確立し、公務員制度の完全なる実施及び公務の民主的、能率的運営に寄與すべく広く人事行政に関する諸問題を検討するため、今期国会の中途、即ち十月二十六日に議長の承認を得て、「公務員制度に関する一般調査」を行うことになつたが、今期国会中その調査の一端として、本院に付議せられた「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」に関連し、その趣旨とするところが、公務員制度に及ぼす影響等について検討を行つた。

即ち、職員の定員減の根拠の問題、不利益処分に対する審査請求の問題及び人事管理行政事務の簡素化による影響等広汎に亘つて検討を加

え、その間、政府当局者並びに関係者より意見、事情を聴取する等の調査をも実施したが、該問題に関しては、なお、幾多の未解決の問題がある。のみならず、本調査はその性質上、問題の範囲が極めて広汎に及んでいるので今期国会においては結論を得るに至らなかつた。

問題の重要性に鑑み、今後も引続いて調査を必要とすると考えられる。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月三十日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　以良　松本　昇
島　清　山川　良一
古池　信三　佐多　忠隆
重宗　雄三　廣瀬與兵衞
西田　隆男　油井賢太郎

本委員会は今会期中には二十一回委員会を開いた外、中小企業に関する小委員、競輪に関する小委員を設けて中小企業対策、自転車競技法改正の問題を検討した。

貿易問題としては、東南アジア経済開発、通商協定、輸出入の現況、外貨保有状況、円資金の収支等を調査の対象とし、また中小企業振興対策に関する問題としては特に年末を控え、中小企業に対する金融が差し迫つた問題であるので、金融対策に重点を置いて調査した。

その他、電力不足、国鉄運賃値上げによつて主要産業が受ける影響、或いは石炭問題、石炭鉱害復旧措置に関する問題、産金奨励の問題、石油開発に関する問題、繊維問題、事業者団体法改正に関する問題等を採り上げ、政府側関係者より事情説明を聴取するとともに、業界その他関係者の出席を求めて、実情、要望意見を聴取して参考とし、検討に努めた次第である。

然しながら、本「通商及び産業一般に関する調査」は、その対象範囲が極めて広汎多岐にわたつているために、本会期中には結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

電力問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十一月三十日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小川　久義　結城　安次
三輪　貞治　山川　良一
椿　繁夫　中山　福藏
佐々木良作　小野　義夫
古池　信三　岡田　信次
石原幹市郎　加賀　操
須藤　五郎　水橋　藤作

本委員会は前国会に引続き、電力危機の実状調査並びにその応急対策、危機の根本的解決策としての電源開発等に関し、委員会を十回開会し調査を行つた。

電力危機に関しては前国会以来調査の結果として今冬季を通ずる電力使用制限の実施及び融通の強化等の必要を認め種々調査を行うと共に、その促進を公益事業委員会に求めて来たが、今会期中には決定をみるに至らなかつた。

電源開発は電力危機の根本的解決策として今会期においては、これが調査に重点を置き、自由党、経済安定本部、建設省等の電源開発計画案につき調査を行つたが、各案は未だ完成の途上にあり、相互の調整につき尚相当の期間を要するものと認められ、調査を終るに至らなかつた。

偶〻電産争議が次第に悪化し、唯さえ逼迫した電力需給状態を益〻困難ならしめる状況となつたので本委員会は委員会の最終日において、争議の早期解決を要望する左記申入書を決定し、これを関係者に伝達した。

電産争議早期解決に対する申入書

現下の電力危機は我国の産業及び民生に重大なる影響を與え、国民は電力事情が一日も早く恢復するように渇望している。

この重大なる時機に於て電産争議の解決が遅延して居ることは洵に遺憾である。

よつて本委員会の決議により関係会社の経営者及び労働組合、政府及び公益事業委員会並に中央労働委員会が争議の早期解決につき一層の努力を致されんことを強く要望する。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第十九号正誤（以下同じ。）				
二三	五	三〇	以下同じ。）	二葉
○第二十二号正誤				
二九	三	三六	合計法	会計法
〃	四	三〇	傍う	做う
二九	一	三	事務	事務
〃	三	二六	ありりま	あります
三三	一	三七	政府委員会	政府委員
〃	二	三〇	第五十五條	第五十五條
○第二十三号正誤				
三七	二	三七	第十九條	第九條
○第二十四号正誤				
三三	四	二六	預金	現金
三三	五	三七	利子税	利子
三四	五	三六	各委員会	各委員
○第二十五号正誤				
四三	五	一五	即存	既存
四四	二	三四	第一項	前項
○第二十六号正誤				
四九	四	三	請願	陳情
四三	五	八	冊子が	冊子か
四三	四	二六	政案案	政府案
四三	九	五	密査請	審査
四四	一	三	本案議決	本案は修正議決
四四	三	三	調印	調和
四五	三	一四	警対	警察
四六	二	二六	戦争屋とも	戦争屋ども
四六	二	七	第四号	第三号
〃	三	一	第十二号	第九号
〃	四	二六	不等條約	不平等條約
〃	二		九行目の次に左の一行を加える	
			第四号正誤	
〃	三		三行目の次に左の一行を加える	
			第十二号正誤	

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円（送料別）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段（33）三一一一番（代表）
振替東京一九〇〇〇番